体的に 秩序 づ き 論文 は 確 は 立 近 以 世 展 E 下 Ď 開 お 州 0 け 泉 一点に 特 る 郡 徴 村 池 取 1 田 \mathcal{O} ŋ · つ 社 谷 組 1 会構造を解明すること、 んで て考察することを主題としている。 松 尾 いる。 谷 を対象とし て、 そのうえで 地 域 史の視 社会 角 具 15

究の現 程と庄 万町 その 尾 視 る。 な意 世に 克 的 とし 7 を明らかに 谷 角 0) れ な の 第 際に た地 北 村 B ま لح 味を見出 地 こに、 過 お 地 部 在 た は 域 け 屋 程 域 0 伏 史 同 異 Ź 域史 0 は か 全 屋 唐 到 料 時 質 地 0) することで 社 5 池 一会秩序 玉 長左衛門家との 達 論 いこ 歴 な Ĺ 活 土 域 再 研 田 [谷と松 村 点を踏まえながら、 0 世 地 0 生 究 史展開 単 その 視 資 界 所 動 0) 点の 本 内 位地域の全体史 有 向 創 展 田 と捉 山 社会構造を精緻に 主体たる小農が形成する共同体 を 造という現代社会の課題を念頭に 開 あ 尾 を や労働 実態 る。 村 0 谷に 重要性も指摘さ が 把 用 え、 あ 握 益 この 位置 関 ર્જે 的 近してい 力の 係 村 に把握してい 七世 \mathcal{O} そこでは、 水 前提には、 するいくつ ことに固有な社会の 視 利、 第 展 (地域 くことの必要性 開、 紀 点 iz から 章 ħ 解明してい 庄 屋 では てい 社会 それと村社会との おける社会秩序 \mathcal{O} くことが 近年の 1 カゝ あり . る。 池 の の 分節的 田 村 第二・ 谷北 方、 こうした地 <u>ک</u> 民 日 が主張され I 重要であり、 あり方に絶対的 (T) 本 地 ٤, 座) 部 村 おきつ 生 近 域 山 握 社会を本源 活世界とし 世 0 併存 ③そし 章 の 所 史を中 社 0) という 在する 一では松 確立過 域 つ、 会構 用 文史研 てい 益 相 て 2 近 心 浩

> 寺院に を浮き彫 する史料や史料群の 水 る。 展 開 を中 V お ŋ ず け 屋 る近世 にしてい n 心として の あり ŧ, 方、 的 対象とする村や . る。 性格 枠組み 座 即 σ 第 0) 確立 匹 す 確 立 章 ることにより、 地 過 で 域に 程 は 八 \mathcal{O} 池 検討 即 5 田 ふす 谷 ること、 か 南 九 当 5 世 部 該 0 紀 地 宮 に 域 あ 0 里 お 0) る 分 地 け 歴 析 域 る は素 史 を 山 的 行 材と 村落 用 特 つ

常に秩序をこえて新たな実態が生み出されてくるの め、 落論 それは法的 序の確立は多 角 とである。 たことに基 おいても、 七 を組み込みながら の歴史展開を大きく規 第二に、 それが 世紀に また、 てい ... (小領· 村 落内 くこと 確立 これは、 大きな意味をもつなど-そうした 0) 枠 主論) づい 村社会における秩序 タ様なレ 組 取 七世紀に村の 、た課題 温みと社会 した枠組 ŋ 決め を 各章で 秩 ベ 考察を行 前 争 会的 など 提に 序 ル 設定であ 論 みと無縁では は 0) 制していくことになると 実態 おき、 社会秩序が確立する画期 際し 不 法 \mathcal{O} 変 0 分 との た。 る。 \mathcal{O} 析 Ò て 重なり 静態 ・幕藩領主による法、 さらには 確 の結果とし 緊張 そのうえで、 そして、 立とその 七世 などを指摘し ありえず、 的 に 関 あ 紀に 維持されるもの 係 塚 いとして実現され 不田孝氏 て、 \mathcal{O} 展 確 七世 な 開 立 緊張関係の 朝 いう論 か V に てい であ で 紀における社会秩 0 尾直弘氏の が ず つ た枠組 確立し 法と社会 村 あ れ V) こるが、 ŋ, 点がみ 落 \mathcal{O} 7 で 間 整 村 み な ること、 それ は て (T) 理 いえてき が なく、 畿内 カゝ そ 1 取 地 す で展 り決 んるこ れ 0 が 域 視 村

第三に、第二の点とはやや方向を異にするが、万町村と宮里地域の

軸とした村社会と貨幣・動産所有主体としての性格を帯びる存在との する大規模新田開発が進み、 されたこと、 握)の実践でもある。 である。これは、 展開の特質を、 よって谷内においても一様ではなかったことなどを指摘している。 併存・対抗関係が展開していくが、 田谷には四つの地域的まとまり(村をこえた二次的生活世界)が形成 成果を踏まえ、 近世の池田谷では大坂町人や近隣の有力者が資金を投下 先行研究を取り込みながら、近世池田谷における歴 地理的特徴と開発の展開を主軸に据えて把握すること 先述の単位地域の全体史把握 中世までの開発の展開に規定されて、近世の池 山の開発の局面において小経営の家を基 そのあり方も、 (地域社会の分節的把 地理的条件などに

近世村落における社会秩序の確立と展開

―泉州泉郡池田谷・松尾谷を対象として―

羽田 真也

四四 座と村秩序 90 五 伏屋長左衛門家と万町村の生活世界 1100 第二章 一七世紀の唐国村の村落秩序 1100 はじめに 1100 二 村落間秩序の確立 1100 三 村落内秩序とその展開 1100 三 村落内秩序とその展開 1100 正 三田村との山論 1100 正 三田村との山論 111 日本・大満山をめぐる山における用益の展開と山論 111 11 12 12 12 2 13 13 19 2 11 14 14 15 14 16 12 17 16 2 11 18 16 18 16 18 16 18 16 18 16 18 16 18 16

おち	四	三	
わり	争	争	
	論の	論の	
:	展開	展開	
:	3	2	
:		1	
:	_		
:	段階	段 階	
		第一	
	:	期	
	:	·	
	:	:	
	:		
	:		
:	:	:	
:			
:	:	:	
		:	
2	2	2	
5	7	2	
	おわりに215	\mathcal{O}	のの

村むらにおける社会秩序の 確立と展

はじめに

そのうえで村の社会秩序の確立と展開について検討することを主題と する村むらを題材として、 するものである。 論文は、 地域史の視角に基づき、 その近世における社会構造を明らかにし、 泉州泉 郡 池 一田谷・ 松尾谷に位置

とにしたい という点、 は本論文の総論としての意味合いをもつものである。 何を学びとることができるかについて述べたうえで(第一節)、 四章での社会構造分析を踏まえながら、 の章では、 近世池田谷の全体史把握という点から論点を広げていくこ (第二~六節)。こうした構成から明らかなように、 まず近世史を中心とした近年の地域史研究の成果から 村の社会秩序の確立と展開 第一 本章

域史の展開 近世史を中心

して押さえておくべき点を抽出する。 田哲氏の議論を取り上げて、 本節では、 域史をめぐる黒田俊雄氏、 それらの 成 果に学ぶ形で本論文の前提と 吉田 伸之氏、 塚田孝氏、 町

1 地域における生活構築の歴史

ておきたい。 った。ここでは、 課題が述べられたうえで、 て明らかにして 研究の「一種の閉塞状況」 れている。そしてそれは、こうした地域史を通して当時の ること」、つまり「地域における生活構築の歴史」の必要性が主張さ おいて住民が生活を築き守り発展させてきた歴史を主軸として叙述す を念頭に置きながら、一九七〇年代における地域史の現状と問題点・ 域史のために」

『が挙げられる。そこでは、府県市町村史 現在の地域史の原点のひとつとして、 いかなければならないと考えていた点をまずは押さえ 黒田氏が地域の全体像をその地域の住民生活に即し を打開することを意図した壮大なものであ 住民の立場にたった地域史、「その 黒田俊雄氏の 「あたらし (自治 日本の 地域に 歴史

ただし、 術資料· あるいは時代区分・ 黒田 民俗資料など多種多様な資料 氏 \mathcal{O} 地域史は、 時期区分論 例えば史料論 が地域史分析の対象となる 中 央 文献資料・ の政治史区分に従 考古 資料

みると 生 存の ざるをえない。 察 受け 視角を 0) 分すべ 地 な 地 諸 域 継 || 文史であ き諸 実 域の 条件、 が 地 (質的 れ 域 分析 る 項 独 るとも に 思考様式 目 重 自 継 方法という点に |要な論点 逆にいえば、一 0) (定 承し 区 一分追 Ň 住 以と文化 えよう。 ながら、 一の景観、 で究が を多分に含 必 地 おい を列挙するのみであり、 そ 生 要 域 一産と流 (T) に 具 て んでいたもの お 課 体 など、 ける生活 題を残すもので 化 通 に取り 社会組 後 述 の、 構築の歴 組 0 織と んできたの 近 地域史 年 支配 あっ 現 . (T) 史 段 地 たとい 盟係、 階 として 域 とい が近 から 文史に

2 社 会 的 権 力 論 地 域 社 会構造

 \mathcal{O}

存 立 こうした となっ は、 んとは、 社会的 同 \mathcal{O} 現 下 時 する多 在 に、 へと定: そ た まで は 以 社 0) の 権力とは 幕 ク様な中 下 は 0 会 藩 \mathcal{O} 的 位 部 れをこえて広領域に及ぶ社会を、 近 点に見る 領 権 せ ま 吉 世 主 たは全 力 し 田 を 階 める 論 小 伸 中心とし 村村 級に 之氏 出 Ò Iせる(6)。 社 さらには 体を統合 諸 会を基盤とする村方地 よる支配 ゲモニー 0 権 社会的 た地域史研 力を総称するもの」 主体 編成 権 れを発展させた地域社会構造論い 権 力とは 力論である(2)。 究の展 Ļ - (4)であると規 独 定の 経済的 自 開 (3) であ 主= に、 0) 社 なか 会秩 村役 都 近 定され 市や農 世の社 ŋ, 政 で大きな 序 治 人層 的 在 てい 社会構 である 地社 会的 村 文化 域 画 る。 会 に 権 期

け

L

造 的 لح 0

1 生 活 世 界 لح į て 0) 地 域

つ

なレ ば、 とし 付けられ、 前 が 地域が多層化していく 様な共同性= 包摂する広義の すなわち、 い して蘇生させ、 分散化されたか 7 活 重要なの 無意味化して 背景には める側面をもっていた生活世界としての地域 近 くつもの 市 べ 巻 現 吉 7 代 V 民の 方で、 る 代 ル 田 限 に、 $\widehat{\parallel}$ 氏も 0) 生 \mathcal{O} で 定 生 は、 そ 課 伝統 で 活 用 的に把握しようとし 国 吉 活 帝国主義やグローバル資本主義が横溢する現代におい 世界と いられ、 ある。 題 指 人びとの生活全体を包み込み、 々をくくる規 れに寄与する地域史 社会結合の交叉する場とし 世 田 /ローバ との こうした認識 社会) 摘するように、 いるとの状況認識 創 生 界 氏 つ 造 活や文化、 て 0) 0 緊 VI すること」 再 議 Ō う形で ル 張 それ故に における地域 \mathcal{O} 地域」 生 論 資本主義によって、 関 点 0) 模、 が 係 究 創 地 を保持することにより、 に 近隣社会や都市の一 極 吉 また非商品世界 造」という点に置 を、 大陸・太洋を含む圏 基づい 田 意味を失っている状況が ている点であ が現代社会の課題であると明 の目 域 地 く研究が? 域 が存在しているのであるが、 氏 「生産や労働のみで 0 向う視座を定めることが 概 を「実体ある生活圏・ 的 が、 議 念が近世史研究に て、 き図さ. 論 て、 現 それ以前 の根本であると理 それにより彼らを安 解 代 る。 高 レベルにおける市 かれてい 社 体され、 が解体させら れているのであ 次の位相で 近世 区画から、 会における 域など」(n地 \mathcal{O} 史に なく、 地 地 ることである 域、 域 垣 個 お , J İ 間 生 別 即 みら ń 県、 確に位 化され、 解 可 実 活 地 て あ 消 芸費をも 体 ていえ 世界 とり る。 域〉 地 能 る L ŧ 民 にな ある れる て 様 地 住 0 11 玉 域 域 て は 域 置

応 7 するもの そ れ え は んよう。 先 \mathcal{O} 黒 田 氏 0 地 域 E お ける生活 構 築の を歴史」 ط 呼

現代の まで前者を 究とを直線的 化 っ お、 課 て 研 題 問 究 述 を 題 寄与する の に結び 進 点 意識とし **灬をみれ** $_{\delta}$ 7 付 けることが意図されているわけ 地 1 くことが こ 域 ば 前 史 明 三提に 研 白 究とい で 目 据えながら、 あ こるが、 論 ま つ れて ても、 念の V 地域の 現 代 ため補 るの で の課題と地 ·ある。 歷史的 で 足 は しておくと、 実 地域史研 態 に あく 内

たのである。

2 地 域 社 会 0) 構 造 把 握 とそ $\bar{\mathcal{O}}$ 方 法

九八〇 で といった 11 れ た(8)0 全体 がを明ら 結 村 屋論とし は 相 さ ば れている点である。 む 対 組 ニに、)年代以 5 的 :構造に迫ろうとするところに れ 合 そ しれまで L 村 '村 かにし、 た \mathcal{O} に 委任関 か 代 自 をこえた重 て そうし Þ 表 立 郡 展 降 لح L 中 開 0 \mathcal{O} それ して た自 た地 方 係 は す 日 地 で が 独 Ź 本 域社会論に対 る が、 近 0) 主 自 層 近 を総体として把握 域 ぬを実態 世に 性 吉 代 的 \mathcal{O} 的 社 入用 な行 田 格 行 そこでは 会的 引き継がれることなど 7政機関 氏 をもつこと、 おける地 が 政 権 的 組織 パする批 直 合 力論は、 な 社会 接 で 議 眼 、あり、 地域社会: の場 八世 批 が 目 判 成 判 が することを通して、 構 あ 社 置かれているので 立することが 紀後半以 でもあっ 造として把握することが た藪 るい その 議定を有する領主 論 会的権力がとり は、 田田 担 は い 分降に 主に組 貫 が 国 た。 氏 訴 手たる惣代 高 かとくに すなわ く評 組 の などを 地 合村 合村 地域 域社会像 価 あ 結 され ぶる諸 行 注 ち、 る。 権 う中 一目さ 惣代 庄 郡 往 力 7 カン 中 そ · 会 関 意

0

だとし、それ に か描 象徴されるように、 かれていなかっ を乗り 越 た。 えるために提起されたのが 地 域 これを 内 部 0) 社 ありようは 会構造 分析 極 め め 社会的 7 きの 抽 地 権 的 域 力論であ 社 凶 会 **1論**」⁽⁹⁾ 式 的 に

社会の 吉田 会集団 には村 である。 たもので 会的 孝氏 的 りだす重層と複合 把握するために 体社会が 活における共 つ、 村 構 に そのうえで 造 氏 集 惣 町 が提唱した 分業の一 中 を 内 は 間 団 々 こ の 、ある。 などの村の行政システム」 明 部 次 \mathcal{O} を が 成 町 定 交流 労立 0) 5 構 σ 形 組 造」、 よう 合町をつくったりという基礎的 構 カゝ 成していくような関係」 職 同 環をなす 「重層と複 重 ここで は、 って 性 造に 人組 にすることである。 要 関 の関 重層と複 な な あるい を 係 定位したところの社会秩 分 社 いる段階 織 0) 析 \mathcal{O} いう重層の 係 会を構成する諸社 維 同 は 合」論とは 側 持して 賤 を明らかにすることが 職 手 はその内外に存在する諸社会 組織に そうした 順を示している。 面 民 合」 組織など) を指している。これを前 いる共同 論 関係と -と捉えたうえで、 特化」 とい とくに 地 近 を、 を 域 世 が相互 引 会集団 った は する 社会を 組 社 用 複 けに関 織 合 な 村 序 す 側 $\widehat{\parallel}$ 政 ながら示して 社会集団が に依 \mathcal{O} 々が組合村を形 不可欠であると主 造 共同 な 面 (身分共同体) 関係と 治的 して 身 \mathcal{O} わち [をもちつつ それをトー 分共 存 組 分 \mathcal{O} 表層をも しあうことで全 織 析 は、 提にしなが 解 同 は (身 第 方 段 明 村 体 階 法 に、 一次的三次 分 \mathcal{O} 異 ŧ 成し ること 必 役 種 タ が 具 での社 人制 .. つく 要 張 体 生

会集団 されていることにも注意しておきたい「こ」。 構造と空間を不可分なものとしてみる社会=空間構造論 うやその展開 法的道筋が与えられることになったといえよう。 ていくことである。 指 第三に、こうした地域社会を編成・統合する社会的権力のありよ 摘され との ている。 「重層と複合」 の検討を通して、 こうして地域を社会構造として把握するための方 第二に、 関係を明らかにすることである。 第 地域社会の全体像やその変遷を見通 0 点を踏まえながら、 なお、 村社会と諸 の視角が提起 あわせて社会 そのうえ L 社

(3) 地 域 0) 発展段 段階と村 社会

階で示した。 論(゚゚゚)をベースにしながら、 会的権力論 第三に、 地域の ノート」では、 発展段階の見取り図を示したことである。 佐々木潤之介氏による村方地主の発展段階 近世における地域社会の展開を次の まず 段 社

- (i) I期(一七 力 たる社会的権力 α と、 農奴主的に統合 と自己 αは あった小農共同体= 次第に小農経営に基盤を置く質地地主 転生を遂げて 世紀末まで) … 編成するヘゲモニー主体」(第一 小農経営の一 村社会とが競合する。 中 世 般的成立に基づいて成熟しつ 以 来の郷村社会を小 そのなかで社 (=社会的 次名田 権 領 五β) 一会的権 地 主 主主 前
- ii ゲ Π モ 八 主体とする」。 世 紀 「小農共同 方で、 体 徐 と社会的権力βとを二元的な 々に社会的 権 力βは 商 人高

村社会は村々連合=組合村を形成してい 利貸資本としての性 そして、 が定在化されていく。 その対極に 格 を強 一日用」 また、これに対応すべく小農共 め 豪農 = 的要素 社 会的 (貧農層や労働 力 γ لح 力 7販売者 同 つ |体|| 7

iii 社会、 に構造化されている」。 Ⅲ 期 日日 「地域把握の方法」では、 (一九世紀以降 用 的要素といった「三つの主要な要素によって多 …社会的権力 >=豪農、 近 代 現 代までを視 農共同 野に含め 体 || なが 重 村

ら次のように再整理されている。 さらに

- i 該当) 域」や その空間 は「土地とこれと不可分離の人格を媒介として実現されて」おり、 的に統合し、 期として成立した本源的な地域の 態」(第二形態 形態 地域 と、「土豪などの社会的権力が引き続き在地社会を α 「惣村」を母胎とし、 [地域 α I]、 が明示的である点に特徴がある。 (即自 百 姓=小農民のい [地域 αⅡ]) 的 地域) …中 都市においては町 一六世. -世末の の二つからなる。 まだ脆弱な共同体と相対峙 形 態。 紀 末の 在 人の 小農民の共同 地 兵農 領 共同 主 を磁 分離を最 こうした地 体= 極 ||体|| 町 とす がこれ する形 第一次 的 Ź 村 J域 α な (第 に
- ii が 的 面 地域β 成立」 で その 土 を 地と小り (単位社会構造) 方で 画期としてできあがる地域。 作小農民への 「貨幣や商 : 品 人格的支配者としての を介し 「一八世紀後半に た社会関係の磁場 豪農=社会的 おける豪)側面」 権力は、 農 をもつ 7 \mathcal{O} ま

域 + Bとなって 特にその や人格 周 \mathcal{O} . خ _ه 縁におい 薄な 関 係が て不可視的でアモルファスな構造物 次第に展開 してゆき、こ れ により 地 地

造 域が解体され 地域 至るまで、 一磁極として \parallel 領域支配のもとに 地域 寄 生地 γ γとその姿態を変えつつも、 主層 地 地域支配 存続 形 ル成され 都市 を社 こ す 一元的 æ 構造) … 会的 た磁 在 地社会の 権 界 12 力と呼びうるが、 1 掌握されること」 近近 地域 諸 代以降に βの基本構造は、 構 寄生地、 成 体は、 お 主制の最終的な瓦 「豪農= になっ て、 近 代国 幕 た段 社 地域支配構 藩 家 会的 0 領 階 均 主 権 \mathcal{O} \mathcal{O} 解 力 地 的 領

的 資本 原 な制約を超えて、 n地域… へと転化 「豪農層に を遂げた」 究極的にアモルファスな地域を編成す 段階。 お ける 「社会統 資 本 合 が 土 \mathcal{O} ヘゲモニー 地や人格から んる端 は 空間 自 緒 由

ひとつま、占り没皆内巴屋の裏楚こ近有侖があることである。こうした見取り図からは、次の点を確認しておきたい。を形成するに至る」。

差異 者 内 た 用 氏 は、 容 具 性 とつは、 農 は 所 奴 有 日 0) 封 本 源 \mathcal{O} 土 建 事 近 地 泉 なは、 社 実 所 幣 世 右 会に 上 有 0) 職分= 0) は 動 封 段 お 所 産所 建 階 け 非 有 的 的 る人 社会構 とが 労働 所 把 有 有 握 間 の具 労働 者 の 成に \mathcal{O} 領 11 基 体的 存 主 領 礎 力 におけるで 主の所 在 による農奴の に 所 様式たる身分にとって、 存在形態にある」という理 所 有 有 の四 有と、 論が 所 有の 一つに あることである。 人格的 形態を、 直接生産者たる労働 分類した(14)。 泛支配 土 地 (経済外 所 相 その 一解に 有、 互 吉 \mathcal{O} 田

> 構造と、 的 " 貨幣 れ さらには後者が 地 が前提となって、 近代においては、 を 的 地所有と用具所有を あ とするあ を 殊 中心 がな技能 小農 所有 ているの 主 「質的 る労働者の所有である、 制 な所有形態」 (あ \mathcal{O} 動 とする動産に対する所有」、 (さらには道具 るいは労働力所有主体)が形成する社会構造との対抗・ 貨幣 媒 "正統" らゆる所有 産所有は で は資本主義的 技芸を有する手工業者 介として対自的 ある。 前 動 لح なる二形 者 産 右 直 商 1を切り 接生 人の いうように、 所 の段階的把握においては、 封 から の所有主体である手工業者) 有 主 産者から分離し 社会構成における主要な所 建 排除され、 「貨幣という特 崩 と述べられている。 態」、 体としての 的 していく過 社会構成下の 敵 対的に結合したもの」、 対抗的 (職 方で貨幣 労働力所有は土地や道具 人 性 唯 た、 程として 格をもちはじめる豪農 に捉えている点である。 の手仕 殊 直 0) な 所有 副 接 商 動産 土地所有主体たる農奴 生産 次的 品 |事道具に対 地 や が を基盤とした社会 域 有 所有と労働力 者 て重要な . 労働 運輸 0) 派 形 12 生的 態で 用 展 かかわる封 分 開 具 ける所 をはじ 流 能 見 通手 異 有 相 所 通 は 前 有 で 建

地 代 は 域 その 理 動 \mathcal{O} 生解され 政 産 β か 治 際 所 5 体 有 注 こと労働・ 一意が 制 て γ の いるの 0 な 転 換に伴 展 力 点 開 所有 であ 0) は、 理 0 が る。 て社 2近代的 解 土 地 1会構成: そのことは からもうかがえるが 所 な所 有と でも即座に 有だからといって、 用 具 所 先の段階 に 有 が 変するとい 近 世 より 的 な 端 握 近 的 うように 世 (とくに から は

くと把 城下 を は 然として 伝 \mathcal{O} 市 て 世 \mathbb{H} ある資本主義 社会に いおり、 るといえよう。 有主 社会 であるが、 のことを指している。 |界を覆うに |提示したものである。 えば りようを 統 氏 的 吉 町 はじ 握し 体 の 統 田 なあり方 が 伝 社会全: *挙げら 強く 展 おける都 日本に を 氏 統 び伝統 如 め 基 開 ていることが 統 都 何に それ る 軸 を 拘 の 至 都 市 でと資 る以前 豪農 体が ,東さ とした社 把 進 れ お 市 論に示され 市と 都市 把 握 . は資本主義社会に適合化しつつも、「伝統 展に伴って個性 て ける伝統 れる過 粘着 握 するうえにおいては、 本 近代都市 はするの 、 る。 寄 いう意味であることからすると、 主 が 0 このうち伝統都市とは、「ヨー そして、 生 会構造と、 力をもって持続するのであり、 理解されよう。 義 資本主義社会のなかでも容易には 前 地 化 渡 一方で、 都市の主要類型として古代の 近代の多様 てい 主が か 0 期の類型」 -現代都 せ る(15)。 その中間に近代都市が置か そのこと自体 形成する社会構 めぎあ 的 貨幣 現代都市とは、 なあり方が解体された無 で個性的な都市」 市という都市 この と規定されてい さらにいえば、 いのなかで都市 先述の 動 3産所 伝 が 統 土地所 重要な課題 造との併 有 都 伝 主体としての性格 市 \mathcal{O} 統都市 発展 論 都城と したが 伝統都 有 都市 る。 ロッパ近代が が のことを指 لح 存・ 主体 展 解 段 は ここから になって . О 開 体せず、 都市に依 れ 機 . О 階 中や道具 って地 いみなら してい 対抗 てい 市 的 対 近 七 簡 :な都 は伝 極に デル 世 潔 \mathcal{O} る \mathcal{O} Ĺ

さらに二つ うひとつ *(*) 論 は 点に分けら 村 \mathcal{O} 把 握 れ \mathcal{O} る 仕 方に ついてであるが、 れに関しては

> な 姓 とも述べている。 そ 同 貨幣 所 個 格をもつ まえれば せていくのかを具体的に検討し \mathcal{O} くこと、 0 活圏こそ 形 ことを押さえておく必 浸透の 別的 ての \bar{h} 問題などではなく、 \mathcal{O} じ 有という共通面にお 態と位置づ ま 多かったとはいえ、 。 た、 あ 0 百 ず、 nなもの 第 り方は村によっ 相 姓 動 いなかで、 のとは 村の 違 身分に括ら 産 すなわち小 が 実態としては が、 地域社 次的 所 地 で 有 社会構造と土地所有との 域 けている点が重要であ 両 対照的 あり、 や労働力所有に な であるとの視座を得たことにより、 ここからは、 それとどのように関わりあ 村 会の展開も村の 地 0 れる一方で、 域と把握されるに至って 経 要があろう。 て様相を異に 百姓の差異・ に、 社会的 村社会を考察するうえでの それ故に「たとえば 営に基づく村社会が、 小農共同体= VI て、 土地所 その 権力たる土豪層 土地 おける所有対象が等質で代 ていくことが必要になってこよ A 名目的所有 社会構造に基軸を据えて考察してい 有 個性を所有の面 村が 村社 ર્જે すること、 ,所 は 有 関係も重要である。 (道具所有とともに) 会を地 の性: おかれる自 先述の実体ある生活世 A村百姓とB 格に規 異質な商人資本や労働 いるのである。 15 (大所有) そ 地域のも ょ 本質的 どういった展 れ 0 %定され から規定す |然的条件と は 村こそが 7 編成さ 表 つとも な問 主体に 村百 層 て、 的 替 吉 多 題 姓 可 そ 小農にと 田 Ś よって が土地 元的 村 う。 界・ で В 能 開 れ 氏 る ある な性 をみ を踏 場 村 は 的 生 力

V (17)0 ただし、 ここでいう これにかかわっては吉 「単 位 地域」 田 ط 氏 は \mathcal{O} 単 飯 位 田 地 市 域 に 論に おける先述 ŧ 留 意し て お (地

と位 体史把 践にお 的 見出 され 地域 というの ことであるが、 生産共同 て描き出 して把握 なものといえよう 共同体」 小学校区) 拠として直接挙げられているのは、 管理などを進めること、 の枠組 置 ているように思われる。 れいては こうした視 付 握 つ 市 けるの され は 体としての内実を失った近世の すことが提起されている。 が としての内実を有していること、 4 0) 意図 どう 自 の 個 生 て いる。 カュ かしそれだけに完結させるのではなく、 体がそもそも一定の歴史的 変遷にもかなり あわせて近世村→近代の 単位地域 Þ 活 とい 体的 さ 0) 世界 角は ぇ つ 村の社会構造の くう点自 た枠 そしてこれを踏まえ、 には て \mathcal{O} 都 再生 11 の枠組みに 市 る 組 地域史の 社 二〇ある自治区 すなわ 1体が \mathcal{O} み 会の Ŕ で 注意が払わ 創 範囲 あ 重 造 分節的把握 ち、 その 叙述も る 大な問題であるが 古 依 現代に 拠し を 有 を 吉田 実現さ 村・ 際 性そのも 行 「単位 2政村→ て調 の な れ 域 氏 単 点 L 飯 ているのをみると、 町を継承 お 単 ĺ O地 (分節構造) かも近 - 小学校 体 は V 位 位 查 田 せる場として提 地域」あ 単 確認 ても学 のに絶対的な意味を 性 単 地 地 で 位地 をもつものと想定 域 域 研 0) 位 の全 するものである 究 代以降に生活 の枠組み設定の 地 区 地域の全体史」 るい 単位地域の全 一が単 7 域 区 域 に ||体史| 史料 おきたい。 が 史研究の実 は いと近似 (自治区 結び 位 「全体」 定程度 示さ \mathcal{O} 地)付け 単位 保存 とし 域と 域 11

3 史社会の 構 造と地 域の 歴 史的総合調 査

ぐる議 は 非常に密接 たことからも明 田 論のいくつ 氏 の社 会的 相 かにつ 互 5 権 補 か 力 完的 論が なように、 ζ, てみて であ 重 る。 層 古 と複合」 いくことに 1田氏の そこで、 地 論をベー 次に塚 L 域 史と 田 塚 ス 氏 田 0) |孝氏 0 ひ 地 لح のそれと 域史をめ つとして

た視角の 角と多分に を総 を取 は 相 地 (19)0 これ L る点から再整理され、 離 異 てい 第 形成されている社会関 に該当するというような 方文書 であること、 なる社会集団 合的 り巻く世 重 る集団 層と複合」 う 延 第 は史料 に進めていくべきであることが主張されるようにな 提 長 重 町 袋上に 一なり 起 \mathcal{O} 方文書が第 論 一内の人 そ か 位 間 論にもか 論に 5 合 相 世 \mathcal{O} の こって 際には ハ々の位 あ であり、 相 関 分析に つい 塚 る \mathcal{O} 係 田 いることが 状況の位相」 分 かわる提起であるが 係 「歴史社会の が折と個 ては、 氏 所 の位相」、 相 行の視り そ 第二の位相に該当 0 あ 地 \mathcal{O} たっては、 第二に 点で吉田 その後その 塚田 域 々の 史 確認できよ 角が欠かせ という三つの 第三に 0) 構 氏 集団内部 意義 造 が 「異なる論 とりわ 氏 第 لح を 0 趣 「それらの う。 ない 把 社 Ļ に 0) 旨 握 地 숲 け 構 は 近世 することにし 域 以 的 重 出 レ 理 集 ことなどを重視す 造 維 下で 版物 \mathcal{O} 権 要視してい 史 ベ が 团 分 持 ル 外部にそれら 歴 入料で 交錯 力 \mathcal{O} 析 さ とは 史 論 は が第三の からの分析 れ 的 理 つ て 分析 て実際 を共 こうし 不可 総 0 る 有

①歴史社会の構造(**)

なく、 代国 が 側 二つの併 団 との関 的 が 日 ここでいう させながら歴史的世界の全体構造を把握することが提 まざまな歴 意図 関係 併 面 本列島 「と 個 存 存 され かといってまったく無 在 係 性 とは Þ 存 が関係性をもって併存している状態 のように、 をもちながら隣接 とアイヌ社会・ てい の \mathcal{O} 「外延的 史的蓄積 視点を通して、 (社会の構 地域や社会集団 るのである 例えば日本列島とその ひとつの社会・ を持 併 まえながら 存 造 琉球社会の つ諸社会の とは という考え方は 歴史の (視するの 併 \mathcal{O} 固 存し 示されたもの 例 有 空間に 外延 性とを統 発展段階 ている状態を指 関係といったように、 えば でもなく、 内 部 中 的 内 \mathcal{O} 玉 併 包され 存と内 を指 |大陸 石 を 諸 で 的 地 母 あ と目 に 普 面 し 域 田 9, 温的 社会 し、 包的 把 ている。 的に捉えるのでは ながら異なる諸集 正 握して 記さ 本 氏 そこでは 列島 な歴史展開の 併 0) 方で 諸 異なる社 存 れ 日 こうした 社会集団 て を媒介 関 くこと 11 本 「内包 . る。 係 の古 っさ 会

例 ると述 会あるいは えば 地 域 ううえで 般 生 座 や講 られ えば、 活 に 地域 とい 律 べ 重 ている点であ ル に 幕 要 社 つ 設 なのは、 藩 会の 以けられ た、 制といった国 を 統合した地 側 政 から捉え直 こうした た村 治社 る。 会レ 「政 請 制 [家システムの 域 治 や村 社 し 歴 社会レベ 会構 ル た,場 0) 役 史社会の 造の 広が 人制 合、 ル 'n もとで基本的 解明が必要に などを指す。 ^に収斂され 政 構 とは、 治社 造 会レ 近 視 ず、 たなっ 世 べ 角 一方で、 は日本 ル 社 を 村や 会に てく 村 لح 社

> 1 地 るのである。 域ごとに固 有 ここか なあ ŋ 5 方 をみ は、 さらに次 せ る 側 面 0 を 点を 地域 確 認 生 活 7 ベ ル لح 呼

座 • 講 う場合、 であろう。 益や水利と 成果などを踏まえて提 なろう。 諸 上げるの Oは 第一に、 要素ま 指 ル するものである。 やや異なるもの 絶 の問 摘 対 の問題 であ 的 なお、 所持高や階層構 ではまったく不十 題 な意味が見出され でを組み込ん 村社会 る。 の重要性、 つ た あるが、 塚 これに従うならば、 多様 田 0) そし 氏 地 それと 先の な要素がこの 示されたものであり、 0) で 域 検討 て、 成 そ 地域生活レベ 社 · 分で 吉 れだけには限ら て 会 とり の固 してい あ 政 田 いることである。 あり、 る 治 氏 いは村役人や 社 わ \mathcal{O} 有 範疇 会レベ カゝ 所 村の社会構造 け なあり方や、 なければならないということに ル 留 座や講とい 有 の認識 T意すべ に 論を踏まえた村 ルとの 含ま れるもの 直 きなの これ は、 れ 接言及され 村 て つ 運 を 統 そ 後述 い で た 営 明 は ると理 は 村 などだけ 5 的 は 問 に基づく地 な \mathcal{O} 落 か 把 0 題 祭祀 て 町 に 握 地 捉え方と共 解 田 域 0) するとい 必要性 入り方 るの 哲氏 などの Ш 生 す を ~ 活 域 用 は \mathcal{O} 差

ŧ れ \mathcal{O} 体 中で 第二に、 \mathcal{O} ていることで 制 である(23)。 \mathcal{O} 瓦 解 から 地 易 域 あ に 近 生 る は 代 活 変 天 V この点 ,~; 容 皇 1せず、 制 ル は、 も吉田 0) 粘着力を 展 近 は開とい 世 氏 カゝ 5 \mathcal{O} もっ . う 政 近 伝 代 統 て 都 治 市 持 社 0) 論 続 会レ 転 \mathcal{O} 換、 ベ 論点と通 て ル 0) ま 大 り 述べら 転 でする

②地域の歴史的総合調査

これは、 も重 多様 らかにし 域 田 として とであ うというも を対象として多様 義の 斜 中世 を対象としてその ような 枠組みをこえ 「同することが意図されている。 もう 氏 らゆる文化財を分析の 葽で な調 調査 地 が 調 明らかにしようということなの ひとつ 域 主導 ŋ **敬社会の** ようとしていることがうか あ 概括的にいえば、 査だけではなく、 査を行うこと、 近 意味合いが込めら るとい 聞き取り 世 のであるが 歴史的 取 て り上 固有性に絶対的 近代と言うような時 実施 て えよう。 把握しようとする点に加えて、 な調査を実施し、 調査 総 総体を把握しようという方 一げておきたい L 合 てい この二点から 「地域 対 調 その後の研究段階に 象とし、 美術工芸調査・ 查 れている。 毎 . る 年ひとつ 地地 とは、 Ō な意味を見出 歴史的総合調査」という言葉には次 ここからは、 の 域 その村 そ がえるが、 は、 代輪切りの $\hat{\mathcal{O}}$ れを すなわち、 で \bar{o} 歴史学を主軸 0) 歷史的 ある。 町会 総合により地域の歴史を総体 和 通して当該 石 の歴史を明らかにして 泉 している点、 造 市 (ほぼ 総合調 それは・ おい 物調 ①でも触れた、 さらに付け加えれば、 向 史編さん事業の 思考を超えること」、 村 「地域の」 性 近世 ても分野をこえて 查 に据えて、 査 地域に 欧地域の 史料 をもつというこ 建築調査など の村に相当) である(24)。 それ 論の とは、 · 残 歴 分された を時代 中で塚 「古代 点か 個々 史 へを 明 地地 5 0)

お た 塚 研 田 究的行 氏 は 同 時 に、 そ れらを 槙 尾 Ш 核とした寺 施 福 寺 や松尾 院 社会の 寺といっ 広が た ŋ \mathcal{O} Ш [寺院 な カュ で を

> 文で扱う村 のである。 社 地 むら 域 社 会の 隣接する寺 あり ようを明 地 域であり、 5 かにしている(25)。 0) 分析 いの前提 ず Ł 本 論

(4) 村落の「個体性」的把握

れを踏っ がら、 鳥村・小田村 吉田 るに至っているので ぞれの村に即 社 会構 最 後に町 氏や塚田 泉 州 まえて、 造 を明ら 泉 田 郡 氏 L 哲氏の研究を取り上げたい て 池 か \mathcal{O} **(**) 近世 信太山 非 田 にしたも 議論を組 常に ある(27)。 下 村 村 落 精 丘. み込み \mathcal{O} ので 緻 坂 陵 南 本 個 ある。 明らかにし 新 端 体 ながら、 田 部の村むらを題 性 その最大の 伏屋新田) 的 (26)0 把握」 たところに あ るい 町 特徴 という視角を提示す の社 材 は 田 相 氏 は、 ある。 会構造を、 互 \mathcal{O} 研 て、 15 五. 絡 究 そ そしてそ 4 は、 合 0) 村 (黒 それ 地域 先 な

域 事 ころで触 実自体 る。 史分析の方法に関して、 町 田 氏が研究対象とした村 したがって、 れることに も大きな前 提にな して、 本論文にとっては、 ここでは 以下の点を確認し るのであるが、 むら Ŕ 個体 本 町 論 その 文で 性 田 7 氏 おきたい。 的 点 が 扱う 明ら 把 に 握 つ 村 \mathcal{O} 11 か む 前 て 5 提 は た歴・ 隣 各章のと 接 る地 一史的

①村むらの社会構造分析

 \mathcal{O} 村 繰 り返 即 た社会構 になるが、 造 分 町 析 田 で 氏 あ \mathcal{O} る。 研 究 その の もつ 際 ともべ ま ず 注 目 1 えに さ れ あるの る は は 個

から、 VI が Ш といえよう。 村落史研究とは 人や村運営だけでなく、 いることで 点に 要素だけを引き出して村の 分析の 運営 によって地域 角 取り 各村の 特 成する要 益 (年貢徴収や土地 徴が 出 俎上にのせられ、 や開 あ してその あ 別の 全体構造が立ち上 る。 発)、 る 、素として、 社 言い \tilde{o} 線 会構 先述したように、 水 で 性 を画 利、 あ 1格を論じたり、 方をすれば、 造 生 ર્જે 分析 管理、 寺、 階層構 それぞれ |活世界としての村に 普 \mathcal{O} 村 家など、 一げら 遍 文書引 解明を深める」 落 成、 的 諸 秩 の具 所持高や階層 側 れ 空間 序 複数の村 一面を強調するようなことをしな 要素のうち ているのである。 き継ぎなど)、 多 分 体 祈 様な要素が 的 地 \mathcal{O} なありようと ため 形 から共通するい かかわるあらゆ (NB)ことになってい 構 のひとつだけ 耕 の方法を広げ、 成 地 取 の あるい り上げられて 落、 まさに従 展開 相互 座 くつか いを恣意 は村役 など)、 る側 0 Þ 来の 講 関 る そ 係 面

ある。 書群 そのうえで 0 性 格 重要なの Þ 内 容などと は 密接 こうした社 な関 係 をも 会構 って進められていることで 造 分析 が 村むらに 残された

題 が n Ŏ ま が 描 例 で えば、 ニつ 0 要なトピ あるが、 れ 文書管 た史 の 町 庄 料 田 屋 ここで目を引くのは文書の保管と引き継ぎに関する問 理 ツ 氏 \mathcal{O} 0) クに 論 が み 家の を取 12 最 つ 挙 初 文 げら V に ŋ 書群 て 取 出 れ ŋ す 「文書引き継ぎ目録 を ている点である。 組 議 通 ん 論 してその だ黒鳥村 止 まっ 構 てい 造 (黒鳥辻 が など、 しかもそこでは、 . る 7明らか 村 (***)などとの 文書の にされ の 分析 あ ŋ てい では そ 批 方

> ぅ。 家が存立しているこの村 群 家文書の特性を生 関 読 いるのである。 引き継がれなかった文書はその 7 集落の実態の そこでは 分析では 0 き継ぐ側と引き る。 問題が黒鳥辻 たのかなど、 何が を加 係文書群の特質を生かしたことによるとい \mathcal{O} み込みを基礎とし 性 引き これらのことからは、 えつ 格 五.つ 庄 つ、 継 内 屋高橋家に残された膨大な史料 細 が 容 多 こうしたことが可能となっ れ 部 \mathcal{O} 村 継 文 لح の社 様な かして高橋家と集落の ま 集落が内包され、 が 書 相 何 つながら、 で れ 個 即 が引き継 会構造 る側 はみえない限界性が留意されながら、 論点が抽出され、 Þ 的 のあり方に規定され 0) な 内容にまで分け入って、 の間にはどの 関 庄 村の社会構 0) 係 が 後にどの 有機的な一 屋家の文書 0) れ 中 なかったのか、それは何故なの それとは で 深め 造 関 見事に文書 ような関 ような役割を果たす たのは、 把 係にスポットが当てら 群 部分とし 6 群が て、 える。 握 距 が複数残るという黒鳥村 れ が分析素材とする文書 離 7用いら 7 高橋家文書から を置く形で 係 V 文書群の 庄 他 て位置づ 0 (緊張 ると 保管· 方、 屋 れ 理 て 関 交 池 逆に高 徹底 けら 引き 解 庄 11 . О 係 田 る⁽³¹⁾。 で 屋 下 きよ は各 的 高 が 橋 な 7 あ 引

0 \mathcal{O} で 関係、 、ある。 こうし 保管と引き 坂 本新田(33) すなわ 辻 た 村 点とも大きく この空間: 継 ち、 ぎ $\widehat{\downarrow}$ 黒鳥村につい 構成と水利 池田下村) 七世紀末の カコ わっ ては、 という研 て注 それと階層 村 方 騒 目 黒鳥三村 動 L 究の لح た 村 構 |運営の 成との 展 \mathcal{O} 開と 辻 は 村 文 関 転換などを · 上 黒 書群 鳥 村 村 方文書 0) 小 関係 田 村

る文 そのため に 11 所 うこともで 国家の におけ りようとその . るの 有文書 営とし 方 $\tilde{\mathcal{O}}$ であるが 次 て 0 文 る視界が は 群 治 明 側 た村方文 入書群と 社会 Iなど 5 て 坂 黒鳥村の分析 \mathcal{O} 面 黒 きよう。 かにされ 存在 拡 本 大とパ 新田 近 逆に黒鳥村では取り上 描 村 格段 へ書で ベ する 似 座 展 関係 き出 0 ル 的 開 \mathcal{O} ような ラレ لح ることに 新 関 分 に が具 あった。 され な 文 文書が素 の 地 開 がにおい に拡大することになっているのである。 田 する文書 不体的 ル ように、 域 '扱われた諸要素のことはほとんどわから てい 発 百 対方文書が 0 生 姓 人による 、るが、 関 活 な が に 材とされ ょつ・ 方 係 形 群 て 解明され、 で、 た は に 村 べ 成 \mathcal{O} その あ 社 ル \mathcal{O} する共同 編 両 一げられなかった座 残されていなかったため 続 0 会 \mathcal{O} で 成 ...者を得たことにより、 開 ている。 分析 た 統 あ 発 イル 素 る。 人= それによって社会構造分析 \mathcal{O} 統 材 の視 合の で 的 組 田 となっ これに焦点が ある。 塚 把 織 地 村 野の 第田氏 局 握 主 0) (座) 面と、 が 分 た \parallel 実践され が析では、 庄屋で 拡 のところで 0 (村落祭祀 \mathcal{O} 大 は 実質的 ŧ 局 庄 あっ そして、 素材とす 黒 絞 面 屋 で たとい とが 烏 小 5 \mathcal{O} あ 触 な小 村 た赤 ない 家に れ 田 ŋ Ø) n 統 . T 座 \mathcal{O}

(2)地 域 社 숲 0) 分 飾 的 把

6 太 Щ 0 を 固 田 丘 陵 氏 有 ま え 南 \mathcal{O} 性 研 \mathcal{O} 端 究で 両 部 れ 面 \mathcal{O} もうひ 5 カゝ 村 を 5 セ 見 通 34 生 ع Ū 産 つ とし 条件 て 注 いることで 目 て把 Þ さ 開 れ 握 発 る し \mathcal{O} 0 ある。 は 共 そ 通 \mathcal{O} 五 す 動 生 る つ 向 展 産 0 を 開 条 村 件 共 が 0) 通 4 社 開 性 5 と村 発 れ る信 造 \mathcal{O} 展 む 分

> 底 核とした 活 開 でする側 共同 とそ 体 \mathcal{O} ひとつ に関係 面 な 8 地 カゝ 展 構 域 で \mathcal{O} 開 造 生 \mathcal{O} を \mathcal{O} 活 近 展 が 抽 レ 世 ベ 位 出 開 村 ル、 L 落 づ な 資 0 けら がら、 座 形 など) 本 成 その *(*) 村 投 11 \mathcal{O} 請 下 な 相 制 か 即 村 に 的 占 な 政 など、 有 治 \mathcal{O} 成 社 社 会 会構 会的 該 造 域 を 有 Ê ع 力 通

た

いひとつ

村

置

れて

る

の

で

半を中 の浸透 大規模, 家 であ 史 点 坂 挙 け \mathcal{O} に 成 主 ように思わ も小 げら 料 世 では 単位. 本 徹 は次の二 軸 こうした 新 ર્જે 紀 群 村 底 としながら、 的 な新田 れ 田 田 前 右 運営との 心 とする近 \mathcal{O} 村 0) す \mathcal{O} 半 に、 対 る な れる 内 分 0 \mathcal{O} ような整 読 点 抗 な 理 村 み込 在 坂 析 が、 が 座 \mathcal{O} 村 わ 解 を核 ち、 化 本 が 社 あ 関 局 世 が が 伏 ある。 る。 新 そ みである。 に 숲 倸 面 村 可 の展 など そ 理 七 加 田 れ にした集落の が 屋 落 そ 能 とな ま え \mathcal{O} ゚は ひとつは、 引 新 \mathcal{O} 世 \mathcal{O} れ 分析 困難で き出さ また、 開 で が明らかにされ 前 て、 田 形 紀 が 半で を \mathcal{O} 成 5 集 0 分析 しか (約的) を前 周 Ш 0) た背景に 開発か あっ れてい 八世 辺 集 \mathcal{O} 成 は、 落 間 当 共同 村 提 成 熟 し、 に 一然の に \mathcal{O} 果で たはずである。 示され む 題 紀 お . る。 膨 体としての 5 0) 共 か 前 Ŕ 6 お たも よそ 同 5 あ 大なこの ことではあるが、 て 様 半 か は る。 性 照 また後半で 相 \mathcal{O} 5 小 て る。 見 \mathcal{O} \mathcal{O} 射 経 Щ. が 11 中 する前に 明ら 出 で 例えば、 営とは異質な 小 \mathcal{O} る 構 文書群 せるこ こうした整 核に あ ありようと 経 用 \mathcal{O} 造 そこでもう 営に る。 カコ 益 が \mathcal{O} にさ は、 座 提 池 分 が を 基 開 田 析 あ 読 の は 七 地 高 れ づ 発 下 視 ると 理 庄 域 ように、 世 隣 橋 八 4 村 角 ひとつ 家文書 、家を構 接 の の 紀 込 世 資 同 問 屋 \mathcal{O} が する する むだだ 紀 分析 特 背 高 本 時 題 あ 後 る

的 れ を て るの え 可 な 能となっ で が あ 5 ŋ, 池 ているの そ 田 $\tilde{\mathcal{O}}$ 下 延 村 長 \mathcal{O} で 上 社 、ある。 たに信 会 構 太 造 とそ Ш 南 端 \mathcal{O} 部 展 \mathcal{O} 開 村 \mathcal{O} 枠 むらとし 組み が T 導 Ó き 分節 出 z

そこに 視 同 لح 民 あ 本 に 意 îii ろうが 時 σ 見 !義を示し 角 源 お 0 出 け 生 せ 的 上 め そしてこれとは異質な おい る 活 な v ぎあ iv 地 世 な 地 兀 が 域 界 て 域 氏 てきた。 さらには史 \mathcal{O} V ら、その村に即 は、 \mathcal{O} 0) 0) 全生 重 単 \mathcal{O} 動 再 議 要 過 活 土 向 生 論 位 性 程 世 地 を実態的に把 そこから学びとれることは、 地 を 界 も明らかとなっ 域の を解明することが必要だということであろう。 所 創 取 《料論の視点 有主体たる小農が 造 ŋ Ŀ 全体史」 した社会構造 捉え、 という現代的 げ 資 7 全 .握していくことが重要であり、 近 そ 年 地地 た。 や労働力の の固 \mathcal{O} そ 域 地 を精緻に明らかにすること 社 れ 形成 有 な課題を意識しつつ、 域 会の 変の なあり方に \mathcal{O} する共同 分節 切 展 展開を概 i 開、 ŋ 込み方は多様 的 : | 把握) 絶対 それと村社会 体 || 地 観 的 村 域 という な意味 社会を îi 近世 その 市

一 史料論の視点から ―論点の抽出―

村 む 本 5 論 \mathcal{O} 文 分 \mathcal{O} 析 第 を 行 几 て 章 Vì で る は 図 1 州 泉 2 郡 参 池 照)。 \mathbf{H} 谷 お ょ び 松 尾 谷 に 位置する

池 田 谷 は 東 側 を 信 太山 丘 陵 西 側 を の和泉中 · 央丘 陵 井 ま れ た 南

北

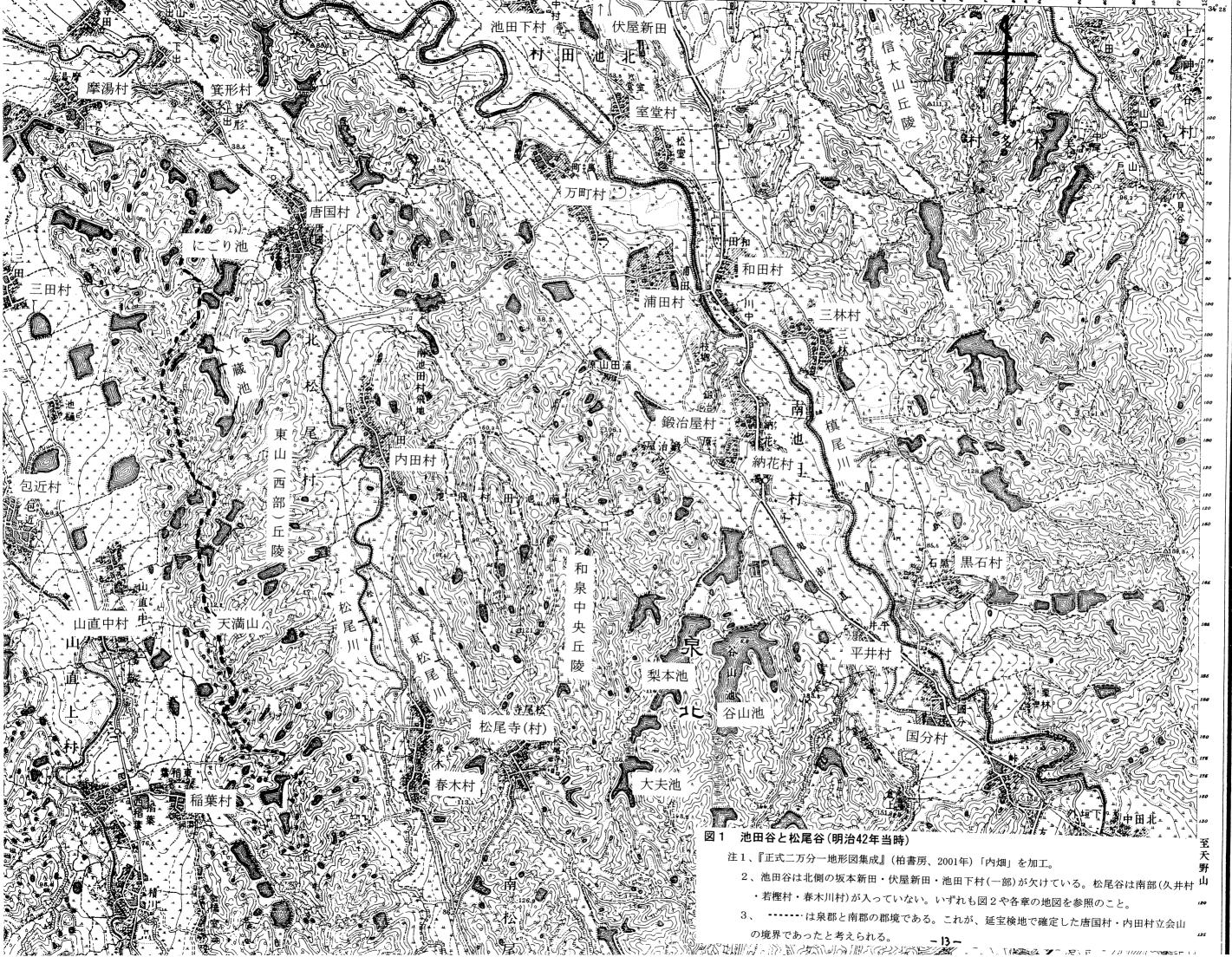
うち第 Ł 近 流 15 世に にある平 つ しており、 長 浦 V 田村 は 谷 章では、 新 で あ 井 田 る。 村 鍛 そ 村 冶 を含 0) 槙尾川, 玉 屋 周 南 分 村 囲 部 め を取り上げてい 村 7 に 0 左岸の 三三の は 和 黒 丘陵 泉 石 山 万町 E 村 村 脈 向つ を水源 が存 (宮里三 村、 て河岸 る。 立することにな および する 村 また と 段 万町 ŧ 第四章では、 丘 槙 が形 呼 尾 ば 村と密接な関 Ш 成され れ が った(35)₀ <u>る</u> 谷 の もつ を て 中 取 央 り上 とも 係 を \mathcal{O} 北

げてい

、 る。

谷幅が 存立した(36)。 を中心とした小 \mathcal{O} Ш 内 内部 (西 方、 田 非常に 部) 村 は を 松 取 和 丘. 尾 一陵に 泉山 り上げている 狭 谷 このうち いことも、 谷とによって構成されてい は 脈 进 池 から北京 ま 田 れて 谷 第二・三章で \mathcal{O} この 西 流する松尾川 11 る。 に 谷 あ こち 0 ŋ 特 は、 徴である らも 東 を 側 もっとも北 . る。 中心とした谷と、 南 を る。 北 和 また、 に 泉 近世に 長 中 央 池田 側にある 谷で 丘 は 陵 T谷と比 七 あ つの 東 る 西 唐 松 側 べて 玉 村 尾 を][[東

す す ることを最大の 達 に導 るに 足点を る 0 こう 課 性 題 か は 格 逆 前 Ĺ 意識 た村 提に れ 至 に に って て課 偏 文 をもっ りがあるなどの 書 置 むらの分析にあたっ 題を設定しているため、 課 き、 数 ない。 が膨大すぎて研 題としてい 各村に て論じているわけではない。 また、 即してその る。 理 各章とも対象とする文書・ 由 究が で、 しか て は、 いず 追い L 社 その 会構 ゚な 前 れも社会構造 がら、 つ 節 意味では 造を具 で述 V て 文 べ く書数が ない、 たがって 体 た 的. 地 · 狭 を に明 域 文書 義 精 絶 あ 史 0 る 対 ら 緻 研 見 群 的 に ** \ カコ 究 する 共 \mathcal{O} 把 は に に \mathcal{O} 内 通 文 す



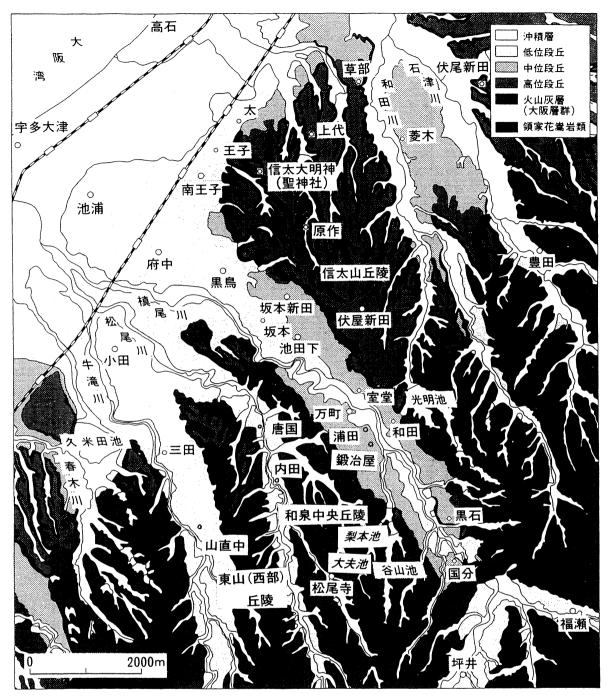


図2 池田谷と松尾谷の地形

注、町田哲「新田請負人」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』2006年、吉川弘文館)図1を引用して一部加筆。ただし、もともとの出典は「泉南・泉北地域(石津・槙尾・春木川流域)の地質図」(市原実「近畿の丘陵―大阪層群と古琵琶湖層群―」『アーバンクボタ』23、久保田鉄工株式会社、1984年)。

たい(゚゚゚゚)。 たい(゚゚゚゚)。 たい(゚゚゚゚)。 たい(゚゚゚゚)。 では、そこに注目して村むらの歴史展開を把握していくことにし改めて通観してみると、そこからは全体を貫く論点も見出せる。以下と各章は孤立しているかのようであるが、個々の成果のうえにたって

つまり史料論の視点から――、いくつかの論点を抽出しよう。 まず本節では、各章で題材とした文書・文書群の特徴を考察し―

(1)『俗邑録』

史料である。 庄 近世文書は管見 \mathcal{O} 邑 屋の 万町村にかかわる古文書などを書き写した史料集 伏屋長左衛門家が編纂したものである。 章 である。 「近世の の限り皆無であり(39)、 万町 これは大永三~文久二年 |村と伏屋 長左衛門家」で題材とした史料は 近世の様子が知られる唯 (一五二三~一八六二) 現在のところ万町村の (竪帳)であり、 <u>ー</u>の 『俗

な解説 したと考えられ る三冊 る一・二冊目は一八世紀末~一九世紀初頭頃 (左衛門政 全三冊からなるが、 などについてみていくことにしよう。 が 目 ある(41)。 |纂時期と編纂者などについては、すでに町 は 長 芳が執筆し、 左 衛門 る(40)。 以]楠芳 下では、 大永三年~寛政一三年 この点を含め、 享和二年 (政芳倅) それを参考にしな (一八〇二) と長左衛門磯芳 『俗邑録』の (一八〇一)を範 (寛政六~一三年 今文久二年を範囲とす がら '田哲氏による丁寧 来歴と現 (楠芳倅) 編纂の背景や 状 が執筆 -頃) に 囲 記述 とす

①編纂の背景 ―長左衛門政芳の時期―

かを探り、 二冊目の "俗邑録』に そこから編纂の背景を考えていくことにしたい。 編 :者長左衛門政芳が当時どのような は 編纂に至った 事 情 には明 記され 状況に置かれてい て な たの

永二年 正近) 就任するが、それ以降の動向として次のことが注目される。 でに万治 吉 |村家より権右衛門安貞の養子となった人物 長左衛門政芳は、 が吉村家の養子となっており、 (一七七三)、 :元年 (一六五八) 寛延元年 前年に亡くなった養父の に長左衛門重正の三男三五郎 (一七四八) 政芳はその曾孫となる。 に河州丹南郡日置 である 跡を継ぎ万町 Î (五郎 4 庄 5). 石衛門 彼は 庄 西 村 屋 す 安 \mathcal{O}

などとの それを座 村外も含むか)を所持していた点からも明らかなように、 村運営をめぐり、 を中心とした村運営に反発する動きがあったことである。具体的には は万町村において圧倒的 ひとつは、 間 の で対立が断続的に顕 年齢階梯秩序に基づいて規制しようとする順人衆(座年寄 寛政一一年 世襲的 な経済力を有していたにもかかわらず、 に主導しようとする長左衛門家や村役人と、 (一七九九) 当時で二四四石余 在化していたのであっ た (後述)。 (ただし万 長左衛門家 政芳 町

ていたことである。 定の家格を保持する一二家が惣代庄屋をほぼ独占する体制 泉郡のうち万町村 もうひとつは、 万町村をこえた広 を含 町田氏によれば、 む五四 1村が 域 橋家領となるが、 延享四年 の政治的 活動が滞るように 七四七) そこでは当初 に大鳥郡 な

惣代 寛政 体 が 庄 制 .を勤 六年 屋 に になって 成立 めることが 七 九 以 経は 可 屋 は惣代庄 には 能となって 長 左 衛 一二人体 屋として 菛 家もそ V . つ 制 0 た 自 Ō の 体が解体し、 活 で 動 員 ある(42)0 は で 停 あ 滞していき、 0 た。 す ハベての ところ さらに 庄 が 政芳 屋 が

> 発 永

たのが を直 たようである。 に な や格式が揺 かで、 おける伏屋長左衛門 このように政 接 \mathcal{O} 契機とし おそらく寛政 俗 邑 るがされ 録』であったのである。 分芳の 政芳の意欲がみてとれよう。 て 時 かねない $\widehat{\mathbb{I}}$ 家の 期は、 ○年に倅楠・ $\frac{1}{4} \frac{4}{3}$ ヘゲモニー 動揺期にあっ 伏屋長左衛門家にとってそれ 自らの 太郎 -の正当 な お 家の歴 (楠芳)へ庄屋職を譲った たと考えられる。 同 一性を示す 時 史を に過 過去帳も 検証 ために編纂され まで Ĺ そうした 新調さ 万町村 \mathcal{O} 地 れ 0 位

\mathcal{O} 特 徴 $\overline{}$ 俗 邑 録 が 2見る世

ながら、『俗邑 そのうえで、 绿 伏 屋 編纂の特徴を把握しよう。 長左 衛門 家の 展 開と 俗 邑 録 0 内 容を対照さ せ

その してい ら庄 七 とも をこえた広域 年 伏屋長左衛門家は、 屋 後 七世 を代 0 たと考えられ 六 九四 対動 紀 橋 紀後半に の活 家領期 め に 動 万町 るが、 に は 遅くとも を展開させていたことである。 居村 は 幕 村 惣代庄屋を勤めてい 領 が この 万町村において、 土 三三村あるい 浦 家で 八世紀には村内で 藩土屋家領とな '特筆すべきは、 、 は 四 . る。 八 おそらく一七 村 0 め 圧 また経済的には、 て以 一七 触 政 倒 的 頭となり、 治 降 品的には、 世 な は 大庄 紀 所 世 から居村 持高 紀 前 屋 遅く 元 を有 半 を、 宝 カン 禄

S

とつは

こうした広

域

Ó

活

動

に

ŧ

カゝ

カュ

わらず、

万

町

る

い

は

谷坪井村の澤家へ 六年 田 している。この の半 分 七() がを買得 九 たようである。 譲 伏 L 酸渡さ てい 屋 に 新 池 る⁽⁴³⁾。 れ 田 田 るが、 は 下 開 村 発 領 また、 宝暦九 直 上 野 後 の享 原 堺少 年 Щ 保七 を 林寺 切 七五九) 年 ŋ 町 払 大浜筋に 七二二) 7 ごろに 屋 新 筆 は 田 を 本 開

屋 新

敷を所持してい

と高野 ると、 支家 域 に、 蘭 0) 音 長左衛門家に滞在し、 に 目 を寄せている。 医話 し彼の句 世紀 こ の 一方、 $\hat{\sigma}$ 指 集覧 される。 さらに文化的には、 活 解 導 (分家) の養子となっ 後半には難波談林の 次 動 ように伏屋長左 剖 Ш nなどに を著述している。 を完成させている。 0 援助のもとで、 を が掲載されてい 八世紀後半~一九世紀初 吟遊してい 展開 彼は泉州の ょ うな してい により また、 俗邑 腎 <u>—</u> 七 たの 衛門 る。 政 延宝四年には仮名遣 俳 臓 石 . る。 芳の 録 諧 \mathcal{O} た素狄は、 橋直之が地誌 家は また、 世紀 そこでは、 で 有 ネット 濾 さらに 0) あ 力者である五彩堂矩 実弟で、 延宝二年 過 るが、 後半 特 政 機 延宝二~六年ごろには ワー 徴 治 能 重 が浮き彫りに 8 0 を発見し 蘭学者・ それを踏まえて 経済 帝 兄と同じく吉村家から伏屋家 クの 長左 の政芳の時期も 賢 王切 『泉州志』 没 研究の 六七 中 衛門 後、 開術 文化の 心 たことが 医者として活躍し、 四 その 0 重 最初の なってくる。 が 州 賢 を 諸 紹 が政芳の 遺 に \mathcal{O} 編 で、 介されるととも 注目され 集・ 志 は 時 局 :知ら をう 俗 面 著 玉 西 期 邑 述 学 Ш が 刊 れ け 者 お もとに身 宗 ま 行 いて広 る。 因 0) ず 正 した。 字類 など 契 俳 は **写和** 沖

日根郡 立 壱冊有り」、 れてい Щ 内 なかでの ることであ Þ 御 池 同 蔵 入村々 をもつ 断村 長 左 槙 、古免 る。 Þ 衛門 細見絵図大小三枚 尾 丌 定写帳 俗 家 左 邑 の 岸 録 動 \mathcal{O} 壱 向 冊 に に 村 有り」、 は ほ 万 有り」 ぼ収 例 町 にえば、 斂させる形で文 村 同 (V) 断 浦 ずれもI 村 田 々寺 和 村 泉国 社 鍛 泉 改 冶 書 が 屋 5 南 収 上 村 帳

からは、 どといったメモが 細 そのため を行うなか 写すことができない たくみえてこない 帳 寛政弐戌年六月ニ ところが、 扣 しかもそのなかには万町 二付 一八世紀末の伏屋長左衛門家に膨大な文書が保管され 『俗邑録』 ケ紙 で 作成されたも 并 俗邑録』 随所に記されている。 朱墨 のであ からは長左 帳面類などの所在を注記したも 村 三而 Þ 明細帳改書上候樣被 には 此 のも 方心 そうし 一衛門家の広域 村 か 庄 覚 なり含まれていたことがうか 屋としてのみならず、 共書付 た文書は これら 置 活 仰 申事 ほとんど掲げ 付 動 は の具体的な様子はま 也 『俗邑録』 弐冊書上ル、 のであるが、 (Ⅱ-32) な 広 城域の 6 には書き れ てい 尤明 1111 ず、 がえ 活動 た

ある。 直 村内部まで た、 両 村 カコ わ わ が かせて注 はみえな る場 「俗邑 面 绿 意がいるの に お (T) に V に現れるの で ての ある(45)。 は、 4 で んは、 浦 あ り、 田 立 村 会の _ 俗邑 鍛 Ш 冶 録 や池といっ 屋 村 からは \mathcal{O} 登場 そ た 0 た万町村 ħ 仕方で んぞれ

順 うひとつ ていることで 座 年寄 は が 万 、ある。 町 座系 村 箱 (T) これらは 座 に入れ で管理され 7 庄屋長左 預 かり、 て い 衛門家ではなく、 た文書も その 鍵を長左衛門家が 俗邑 録 老や に 収

> 政 らとの に べたことがうかが 預 芳が つい かるという方法で ても 対立とか _ 俗 邑 数 えが 録 カゝ える。 編 わ 書き写さ って 纂に 保管され 、政芳が あ たり れて てい .重要史料と考えたためと思わ 万町 いるの たようで 村 内にある文書を である。 あるが いず $\widehat{\mathbb{I}}$ れ かなり Ł 先 4 述 5 、るが、 順人衆 そ

以上のことを踏まえ、次の二点を指摘しておきたい。

るが、 そが 続的 性 わち、 万 長 が ているように、 様 が 田 それ以外との関 家の広域にわたる活 左衛門 『俗 格 えるように、 町 であろう。 との関係は、 第 実 この差異、 か ニに、 村 な性格をもつも 体 邑録』 万町 それは長 0) つ代替が :を伴 家にと 住 民 村 伏 ま った にとっ 0) あ لح 屋 基本的 気係とで って た、 編 る 個 可 開 \mathcal{O} 左 長 纂に 衛門 左衛 V) 人的 能 発 関 なも て 次 は、 は 文 の 係 動 には 的 そうし は 門 0) 反 か 人としての 譲 で は 家 と خل 映さ 家と 生 な生活世 つ \mathcal{O} 渡 あ 意 (あるい 土 であ れだけ活動 活 余剰資金の投下による利 ったといえる。 味が異なっ 俗 一地との た長左衛門家の 邑録』 世界でもあっ れ 時 買得を短期 万町村の て 的なもので つ は政 界 11 活 たといえる。 動も、 で るの 関係を基 が 関係に (芳) あ が 見る世界とに ていたことを 間で行って 広 で たので たといえよう。 域 あ あ にとって万 重 方で、 った。 化 る。 地 賢と政 軸 0 堺で 域 とし いてであ ある。 や歴 ようと 言 この 伏 潤獲 い換えれ 芳 Oいることからうか な 示 は 大きなり 史に 町 屋 が し 町 。それ ような '屋敷所 る。 Ŕ 得 素 新田や坂 5 て 村 狄に . が 目 との 対する認識 包 は同 万 る。 長 括 関 持も 町 集 的 関 的 左 時に、 であ 本新 係と 中 .係 で す 衛 山 な 門

活世 池 世界と呼 通 て びうるの 結 び つく で 方 は 町 なかろうか 村 浦 田 村 鍛 冶 屋 村 \mathcal{O} 枠 組 4 は 次 的 な

と長左衛門家の 水 邑 村の社会構 利 に把握することが可 俗 だからこそ、 く様子が明らかになってくるのである 邑 録 造を詳細に 万 庄 屋 町 は 社会的 村 · 付 長左 と伏屋長 渾 万 営の 権力として 能となる。 町 解明することは困難で 門家による編纂物 村の あ 左 ŋ 社会秩序と長左衛門家の展開過程 衛門家にとっての 方 そして、それ 0 位置、 の 諸局 で その 面を あるため、 ある。 により山 (後述)。 両 通 七世 して、 面 しかし一方で、『俗 が 紀につ 0 そこから 村の 七 用 世 流と開 紀 社会秩序 い 在を相即 に確立 7 万 で 発、 町 あ

2)唐国村・内田村立会山における山論関係史料

藩 的 が る。 \$ 内 に 代世紀に なの 田 0 おける用 世 ば \mathcal{O} うち 民 かり 期 家 は 河 章 録 続 0 0 野 に 発し 内 社 天 で 泂 輝 益 唐 · つ 保 あ 野 夫 の 国 田 倉 た山 村 V 政 兀 る 家 氏 展 村 策で が、 7 年 は 所 開 <u>ک</u> は未検討であるが 内 蔵 論 内 を 蔵文書と 見通 唐 'ある安民録に 約 田 \mathcal{O} 田 四〇 八三三 国 村 分 村立会山 |村 \mathcal{O} 祈 L たも Õ 庄 元 を通じて)点弱 にとって重大な出 屋 唐 国 0 を Ď に におけ 関 山 \mathcal{O} 勤 町 で 岡紘 、ある。 する史料がとくに多いことで 論に関する史料と、 近 8 唐 それとともに天保四 る用 国村 た家であり、 世文書が残され 氏 そこで主に用い 益 内田村立会山 所蔵文書であ の展開と 来事であっ ほ ぼー 山 てい 領 論 シ る。 九世 たことが 主 . る。 年 たの (名古山 は、 Ď 特徴 関宿 紀 Ш は あ \mathcal{O} 論

うかがえる。

半は明治 の三田 文化 て自 内田村と三田村と る。 いても不思議ではない な 論 双方ともに したことから 义 Þ が、それが争論を有 ことである。 延宝五年 て この 勤めた家である。 も勘 争 画 が二八点含まれているところに特徴がみられる。 するために、 方、 期 らの 期 ただし、 わ 0) H村との の三田 案 で Ш れ Ш あ 「論も たもの す 主 岡家は中世 論 一一~二七 、ると、 つ 張 は 延 この 六七七) は、 中 たこと 宝 境 Щ を 唐 村 唐 展 検 界 論 との 世 で 玉 の山 文書 ある 畄 手 Ш 開 地 を が 国 村 利 こうした経歴からすれば膨 が めぐって争わ 家や唐国村 \mathcal{O} さ 帳 Щ 年 以 村 形 に進めるうえで決定的 せてい 定の 内 が、 の手形が 領 論に際して用意されたものと考えられる。 来の唐国村の は延宝検 論 (建 (一八七八~九四) の登 田村立 内 域 後 に関する文書も四点残されている(*6)。 位置を占めていたことがうかがえよう。 囲 (述)。 残念ながら \mathcal{O} 長四~文中三 九 る点が 村が 確定とい 世 録とそれ 地 争 会山 紀 (さらには その の れ Ш , 論 の (幕領 たもの 直中 注 有力者であり、 لح 唐 なかでひとつ う 目 現存するの 動 山 玉 年) 側 される。 基づく山 検 村 村から受け取 向に大きな影響を与 直 内田 地) である 面 に繰り広げられた唐国 中 な根拠となったの が七 村 内 に . 村 に際 田 お 大な文書群が \mathcal{O} [年貢負 点、 は 一 村 いて延宝検 先 (後述)。 Ш 近世に にとって一九世 そのうち 注 立会山 0 して山の 近世~ 〇四点だけ 目 Ш 直中 たもの できる 境 [をめ は 界 を そこでは 絵図 境界 えてて 地 残されて 村 根 庄屋を代 を 近 で 代の で \mathcal{O} め また、 あ 村 であ を 1 0) 絵

論のなかで表出してきているといえよう。

座 ながら、 っ お、 行 事 書などを用 畄 家に 残さ 七 て、 ħ 世 た 紀 \mathcal{O} 七~一八世紀. 七 唐 世 国 紀 村 1の村落 の唐 国村の様子を考察し :秩序」 初頭の文書や では、 延宝 この点を意識 てい 検 地 . る。 帳、

(3)浄福寺・薬師堂争論関係史料

理 願 あ 几 カュ 浦 住 \mathcal{O} 石 が で 六)におこった浄土宗浄福寺と真言宗 はその 村) 生が る。 章 出 方の当 ら 膨 由 浄 和 四 福寺 大な量の文書群 泉市 が 入之覚書」「訴 書 郎 作 願 の 不 七~ き写 七世紀· 成し 書などの 当 明 が 伝 事 動 国 す者であ 来の 薬師堂 筆写 向 分町 時 であるが(48)、 たも したことが が 0 Ĺ の三 国 仕 詳しくわかるの 八世紀初 いる浄福 分村や宮里三村 σ 方 写 争 泉 訟控」 を平 であ しと ,論関 さらにそ 州 を伝えている 浦 泉郡 家は、 が知ら 井 る。 願 寺 係史料のうち 頭 この 宮里 の国 村 生 Ó だけ 表 願生 1の羅 れるのである。 れ 自. 紙・ ように写 九世 は、 を明和期 身 地 |分村や宮里三村 である。 「域における寺の成立と村」 の人びとにとってこの 漢寺が筆写し、 Ď が作成した争論経過の (国 表 元 禄 記 紀 紙 薬師堂の争論に関する史料 に国 分町 述 「公事出入之覚書」 裏・ し (一七六四~七二) ごろに三 一三~宝永三年 これを題材としたのが、 が 分村 構成されている。 本文末尾の記述によれば、 数多く流 三浦家が 浦 家文書(47)。 0) それを国分村 (国分村・ 庄屋を勤め、 筆写した直接の 布 してい 争 詳細な記録で (一七00~ (竪帳) 論が 平 であ 興 井 . る様子 興味深い 記録し 1庄屋有 村 カゝ 現 る。 (公公 しな 在 は、 第 黒 ま

> 細 たもので なお、「訴訟 ておくべき大きな 不明 が あるが、 筆写 控 したも (竪帳) 出 九五九年 来事として認識されて のであ は争 ŋ, ・論後半の願 (昭和三四) 原本は不明である。 書・ に古玉庵五柳なる人物 たことがう 届書など 九 か 通 が を掲 えよう。 載し

寺 院 事 味では、 薬師堂の この 柄とし \mathcal{O} 局 争 して受ける 近世 論 面 は、 から 七 世 的 継 表 紀 な枠組み 中 の宮 出 世 が 末~ しているといえよう。 れていっ 里地: を 七世紀の展開をベースとしつつ、 域の流動性と社会秩序の確立過程 確定させた争 たのである。 論で そ れが後年にも あった (後 (述)。 特 の 浄 す そ 福 0) 寺 意 لح

4) 論点

は次のような論点が引き出せる。 以上、各章で素材とした文書・文書群の特徴をみてきた。ここから

①史料論と村・地域

群 質 通 Ł して当 \mathcal{O} のの特徴 第一に、 をより 中での 深 時 素 0) 位 の 理解 が材とし 置、 人びとの歴史認識を把握することは、 検 討 史 するうえで有効だということであ 料 た史料 \mathcal{O} 史 伝, 料 の内容 来の 作 成の あり 意図や方針 分析に加えて、 方などの考 方 察 右 、法、 そ のような史 を行 当 0) 村や 該史 地 料 それ 料 域 0) 史料 0) そ

る文書引き継ぎに ここで想起さ れ るの つい は、 7 の 先にも触 議論である(49)。 れ た町 田 そ 氏の黒鳥村 \mathcal{O} 論 点 は 多 岐 研 究 わ に たる お

書とし に山 絵図 あり、 れ 具体例として 11 る ったことを 主張を裏付ける証 っている。 用 て、 内容と史料 Щ など) 本 益 論 すべ 並や水利 て村 や水 水 つことが 必 論 要とされ \mathcal{O} 示唆 間 町 である。 7 Ō 論 で 保管され 挙 が 関 田 \mathcal{O} 0) 題 そ Ō 問 げ 引 実態とを交叉させることで、 氏 が黒鳥村の 係 しているともいえよう。 れたもの ŧ |題を通して表出してくることになるのである。 Ś 地 が 拠であったために、 で これら 域史を進 のを不可 直 ń 継 注 続けていく事 |接言及するの て 目 が だけ V れ さ るわ 人びとの生活にとって欠かせないものであ には る れ !めるうえで重要であることが理解さ 分に検討すること、 後 $\tilde{\mathcal{O}}$ が る ?引き継がれるとの指摘である。 $\widehat{\mathcal{O}}$ は け $\tilde{\mathcal{O}}$ 争 山論や水論に関 で は、 実と、 はここまでであるが、 論などに際して自らの は なく、 庄 すなわち、 貫して引 屋 史料の 交代時 黒鳥村 村 役 そうした史料論の視 内容から明ら き する文書 人による取 \mathcal{O} 継がれ その史料 の特質の一 文書引き そ 用益実 続けたとさ (裁許状・ れ 捨 が 継 端が は同 かにな ≥重要文 そこで ぎに 選 史料 人態や 紀状が れよ Ш 時 お

)一七世紀の画期性

そ ことにした (序の確: 点 0) を手 な で が カコ 七 りとし لح れ が 向 世 6 そ 紀 かう \bar{o} て、 に れ 史 お 画 料 に あ け 次 期 か る秩 たり 節 に 5 以 あったことが は VI 序 降 共 < 0 で 通 ては、 つ 確 て、 か 立 村 0) が Š Ł 前 む 提 つ意味につい ら か 七 がえることである。 に \mathcal{O} 世 展 触 紀 開 れ \mathcal{O} 過程 て 村 おきたい。 が て考察す を 把 定 握 0 社 る 숲

> ことが よる下 を占有 関係 を隷属 する家族を従え、 は である。 ているところに 利 \mathcal{O} としながら、 そして一七世紀の畿内 \mathcal{O} 成 た多様、 以下での考察 であ ある 村落理解は、 ており、 \mathcal{O} ま の惹起、 とつは、 Ш ず うる⁽⁵⁰⁾。 明ら いは兵 林 作 し、 さ 研 とくに、 究史 な局 せし、 地からな」(5-1) 非血 居 商品流通を かにされ さらに 屋 小 農 朝 0 面 「その 小 縁下 分離 領主 \mathcal{O} 特 敷 泂 尾 側 か ·領主とは、 その 内国 5 直 徴 直 面 接 七 が 小 は 制 人を大量に集積するとともに、 を 弘 で ているのである(52)。 経 独占: \mathcal{O} 世 あ 村 領 0 後者による前者 的 村 性営は、 外 小小 氏 は、 るよう .の構: り、 支配 落の 更池村や六万寺 側 前 紀 主 \mathcal{O} 提と 次 的 近近 領 小 に の 12 展開 その 自己の (主層の) おける小 造とその 家の経営や家関係 秩序と小農民共同 領 0) に掌握することによっ 下 な存在 世 なるもの 主 人労働による手 点で今な 0 は、 論 同 村 自己否定 で 0 を指すと 農 小農民 単 ある。 展 族 0 議 で 共 開 対を中 団 位 包 こうした朝尾 一摂の 同 を あ お を لح ていどの 立 他 の る 体 踏 経 概 的 ま 体 心 過 体 営 0 運 \mathcal{O} ま 念規 作 らえる えて 秩 的 金 としつつ、 程 的 \mathcal{O} 従 動 議 地 て土地 広さで水 に 融 لح 秩 発 属 論 定さ して進 F, れら下 として おき 把握 0) 序 展と安定 的 は 幕藩 氏 確 0 同 き重要な研 流 対立 (T) れ 立と 隷 族 所 しようとし 通 足んでい 耕地、 利 捉 属 て 団 などとい 七 V 農 を 制 を 0) えるも 世紀 矛盾 民に う 背 る。 経 \mathcal{O} < 強 野 形

供同 在 方で、 地 体 社 会の 村 社 社 田 会が 一会構 伸 :之氏 造 小 は 領 か 均 5 主 とは、 質化 制 的 支配 先 する」 \mathcal{O} 社会的 秩 イメ 序 を 1 包 権 ジになっており 摂 力 した 論 とも 八 カ 世 か 紀以 わ つ そ 降 は、 Ō

合い 変 う し 題 め \mathcal{O} たい 反点が あ 七 事 後 を帯び る 世 態 0) 紀 紀に 歴 VI が \mathcal{O} 指 を 会 さるつ意 は 摘されている(54)。 断 史 は 構 てくる 展 静 秩 絶 造 開 態 序 し を 味につ たも 0 的 が 七 秩 $\bar{\mathcal{O}}$ な で 確立するとはいっても、 世 序 かを考察する必要があろう。 かで一七世紀に確立した社会秩序 あったとは考えられない。そうであるならば、 紀 のとみるとらえ方につなが」っていると、 づ ける いてである。 の小農共同体的秩序= これともかかわって以下でひとつ ゲモニー主体という点で、 すなわち、 それがその後もまったく不 村の社会秩序の確 当然のことではあるが、 が + 如 何 七 なる意味 世 間 そ 立とい 紀 題に の問 と十 そ

た法 をもち する一 から 11 に れ に依拠し $\tilde{\sigma}$ 会的 もうひとつ は 社会の ベ 展 ま 方で、 社 ル 実態 重層的 開 律 朝尾氏の、 た法 会とい 的 ながら、 \mathcal{O} が 実態に 延 あ な 史料とい 長 ることも 集 に公権 被 は を 支配 う に 団 統 塚田 視 . あ 內 迫っていくこと、 法史料に即して 幕 角 ることは を 民 的 を分有 藩 、う場 述べら 八衆の諸: ん組 規律する法、 孝氏が近 !領主も領域権力(「公儀」)として公権 に捉えることの 合、 み 込み っれてい 集団 容易に理 てい そこには、 年 な 提 るという近世社会の捉え方(55) 【法の形式】 集団 組織 さらには当該社会の る。 がら考察を進めていくことにした 起している法と社会論 解 必 これらが前節でみた塚 できよう。 相 **町** 要 政 互間 性を指摘し 治 :空間· لح 村など) の関係を 法の 全体 以 下 も自 たものである 法的 で 規 を覆う公儀法 内 定す は、 容 で 枠組 律 あ を分有 こうし る法 る。 田 0) 的 :な法 氏自 みと 両面 など ۲ 0

> 材とした史料の性格に違い 村によって大きく異なっている。 後 さらに、 に S とつ の歴史展開 社会秩序 は、 前 Ø) 村 節 確立といって を規定していくの 述べ 地域ごとの たことも踏 があり、 t, 展 開 どのような形をとり、 見え方が異なるの か、 を重! まえ、 それにより表出してくる局 その 視 して 次 具体的 \mathcal{O} 点に 整理することで なあり方や見 留 は、 意し 村によって どのようにそ た

え方は

る。

 \mathcal{O}

言

諸条件に規定され

て、

各村はそれぞれに固

有

な社会構造を

有

 $\overline{}$

11

 \mathcal{O}

である。

この点をとくに重視したい。

差

(異が生じているためであるが、

そもそも

地理的

歴史的・

社

会的

面

にもも

である。 る。 把握が可能となる。 れており、 ものの、 もうひとつは、 また、 まず、 松 『俗邑 これらによって断片的ではあるが、 尾寺 万町村および槙尾 の中世文書に関係史 绿 次のような村・ この点を生かした にも、 先述のとおり一六世 Ш 地域ごとの 左岸三 料が残されてい 一村に関しては、 史 中世から近世 料 紀の史料 的 ること 条件を生 が 数 が 若 へ の 注 は カコ さすこと 干 少 目 ·含ま な 展 さ 開

ŋ う で れ 村 は ている。 槙尾川 を かがえるものの、 内田村 明ら 点 を生 九 世 か 左岸の村 ただし、 カゝ 紀 にすることは困難であ である。 0) Ш 山 論 む その そこから から 唐国村についても松尾寺や岡家に中 らと和泉中央丘陵を挟 \mathcal{O} 甪 後 益や 七 \mathcal{O} は一三 山 世 史 料を欠いて 紀 論 を通 る。 0 世紀半ば~一 画 期 方 て 性 いる んで隣 で、 が 七 { 浮 ため、 先述 き彫りになっ 五世 接 į 九 したように、 紀半 世紀の 近 て 世 世 11 لح 文 ば る て 0 の \mathcal{O} 動 史 つ が 展 卣 唐

を把握していくことにしたい。

なる条件をもつの にしたい。 の史料に こうした 導 か 和 れ 泉 て、 中 が、 · 央丘 寺 0) 玉 陵 1分村 周辺 局 面 に および宮里三村である。 \mathcal{O} 即 村 して地域の展開を考察していくこと むらとは 地 理的にも、 ここでは、 歴史的に 先述 . も異

以下、 歴史 展 第三~ 開 をみて Ŧī. 節 いくことにしよう。 で は、 各章で \mathcal{O} 実証 を 踏まえなが , 5 順 をおって

三 槙尾川左岸の歴史展開

―中世~一七世紀の万町村を中心に―

一年世代一十世系の

1

中

世

開

発の展

開と村の

成

立

永仁二 ある。 とが記されている。そして、 が 姓等契状(5%)には、 1 ことが が承元期 を進めたこと、 槙尾川左岸におい て寄進し、 世紀 松尾寺 年に松尾寺 永仁二年 (一二〇七~一一) に梨本池を造成し槙尾川左岸での \mathcal{O} 開 それによって 誓約されているの 発 (一二九四 しかしながら水 ·領 の たと松 箕田村 て 本格 尾 「山林荒野」 寺 (後 的な開発が始 領 この池によって開い 正月一 の展 「山門 の万町 である。 が不足し毎年早損するために、 開]東塔北 に新池を建立することになったこ 八日の池田庄 村 まったのは 松尾寺中世文書より 浦 なお、 谷荘 田 村 厳 た新田三 箕田村の中心 講法式」 箕田村沙汰人名主百 鍛 一三世紀のことで 冶屋村に該当) を移入する 一町を供料田 にいた 耕 この 地開

> んで新池は大夫池と名付けら は刀 禰僧 1頼弁で ある。 彼 は れた 池 田 **図** 大夫とも呼 $\overline{1}$ 2 参 ば 照 れたよう で、 そ れ に

大

二年(一二七六)六月二〇日の守護代法橋某書下(๑) わち、 梨本山の立木を伐採することが禁止されたことが知られるのである。 た箕田村との争論に松尾寺は勝訴し、 を松尾寺が買得したこと、 の周囲にあったと考えられる梨本山をめぐる動向がうかがえる。 これらのことからは、 また、 文永一二年に宮里庄内にあった中原公員の所領山林 文永一二年 (一二七五) 三月の 次の点が注目される。 翌建治二年には、 箕田村 中 原公員山 もともと中原が争ってい が「山手」を支払わずに 林売券(59) からは、 (梨本山 梨本池 لح すな 建

しかも、 国 村 ぞれが周囲の 依 なって中位段丘の開発が池の 2参照)、 存する形 一に、 内田 その池のあり方は、 槙尾川からの 槙尾川. であったところに特 村 などとは異なり、 耕 地を灌漑していた槙尾川 左岸では地形的に 用水確保が困難であったために、 造成と一体的に進められたことである。 比較的小規模な池が数多く造られ、 微があ 梨本池や大夫池 低 のる⁽⁶¹⁾。 位段丘がほとんど広がら 右岸の中位段丘や松尾谷の唐 といっ た大規模な 一三世 ず それ 紀に 池 (図

箕田 進入するという状況が生まれていったことである。そうしたなか 岸 採 第二に、 する梨本山も一三世紀後半には松尾 \mathcal{O} 村 開 所発と松| の 用 大夫池が 益と松尾寺の 尾 寺 領の拡大とにより、 が松尾寺 用益とが隣接あるいは重なり合う状況も生ま 領の 山中に築か た寺領に. 松尾寺 れ 領の中に箕田 なったように、 また箕田 村 村の が 立 一木を 用 尾 益が 川左

れたのではなかろうか。

②一六世紀の村むらの登場 ―『俗邑録』よ

文書である。 Ш 左岸の 世 紀以 状 降につい 況 が 知られるの て はほとんど詳しいことは は、 『俗邑録』 に 掲載さ わからない。 れ た 六世紀 次に槙 \mathcal{O}

松尾寺 五五五 歴 村 が三村 が署名していること(I をめぐる争論 っている)。 はそうした負担は確認できない。 \mathcal{O} この池料米は大夫池 (i) この)供料田の系譜を引くものと考えられる。 ひとつは、 浦 浦 一~六八) たことがうかがえる。 の立 田村 村 経 田 納 緯が関係しているの 村 会池 一六世紀半ばまでに箕田 められていることである(よって請 さらに、 大夫 初見である。 鍛冶屋村の立会池となっていることも考えあわせると、 鍛 の和談書に万町村 Oとなったこと、 冶 池 兀 屋 0) 通 天文二二年 が が 池 :松尾寺領内にあったことに伴う負担であり、 確認 料 が 米 5 成立し(63)、 できるが、 請 であろう。 ii 取書である。 îi \mathcal{O} $\stackrel{1}{\stackrel{}{\stackrel{}{\stackrel{}}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}{\stackrel{}}}}$ (一五五三) 興 、点は、 鍛冶屋村 味深い 村 立 近世には大夫池と梨本池は万町 内 いずれも差出 会池で そ 開 な 部に新しい村の枠組 のは、 ちなみに、 れ お 発 天文二〇~ の鍛冶屋村大池の によって が北 浦田村・ は万 天文二〇年の 取 池 から進行 書 町 は 料 は松尾寺である。 |梨本 梨本池 村 万町 室堂村の代表者 米が万町村から 永禄一一 が ん優さ 池 したという 村宛てとな 請取書が 位な立場 み に関して)役水(62) 大夫池 年 (万町 $\widehat{}$ 先

> 在 \mathcal{O} にも道珍と二郎 在 たと思われる。 目される。 付けた台紙に養福寺 寄進状の宛先が万 万町村 したことがうかがえよう(64)。 していたと考えら に関するも もうひとつ 5 では、 名前から ―8)。これは大宗池 Ō は、 座 五郎大夫が署名している。 す と な 町 推 永 (座 れるの うみて、 わ 義宥とともに道珎ほか九人が署名している点が注 村の名衆・百姓衆中 察されるが、難 禄二年 ち、 老 道珎ら が 万 で <u>二</u>五. ある。 水 町 利 村 (万町 \mathcal{O} はおそらく座の 五. 解で詳 (あるい 名衆・ また、 村 である点、 一二月 細は理解 先述の 内 これらのことか 百 は \mathcal{O} 村 姓 池) 衆中 運 兀 営全般 天文二二 年 日 この寄進 できない。ただし \mathcal{O} Ò 寄 0 造 中 土 (座老) 成あるい 心に座老が 地 年 寄 5 状を貼 は \mathcal{O} 進 和 で 状 -談書 あ は 当 で 時

(2) 一七世紀の万町村 ―社会秩序の確立― (

①村落間秩序

的 ょ 開 は ŧ ê è はする場 』 はみられ: う。 和泉中央丘 のと公認され おこってい 俗 万町村 邑録』 かし 所 がおおお なくなる。 な に 陵 . る。 らがら、 たためであろう。 内 ょ 浦 の 三 よそ立会山 れ 田 それ ば 村 その後 一村の 太閤 を示 永 鍛 用 検 禄 冶 益 地に伴う山 屋 すのが寛文一三年(一六七三) も松尾寺との (桑畑山) 村 (立木の そのことから考 立会山 年 以降、 として公認され 伐採、 検 仮地で大 間で 桑畑 大夫池 下草の Щ 山 夫池 をめぐる争 えると、 \mathcal{O} 池 0) の池 採 料 たと理 米 取 など) 床が三 の願 太閤 に関 解でき 書であ 検地で する文 `断続 の展 `村

八世 内之所 や池 う部 るが、 る作 新 松 ったこと、 田開 たと考えられる。 なので、 木を伐採したうえに、 ここで三 業が行わ 田 紀 分があったことなどが、 宝瓶院は係争地を松尾寺領と主張し、 発を進めていることを訴えている。 下 になるとこうした山 村 中世 を 松尾寺宝瓶院が不法に立会山 の事例を踏まえると、 村 れ、 松尾寺永荒場所」と上申 以来の慣行として両者の用益が隣接 は、 それによって境界が確定したためと思わ 代 おそらく山 官に 代官による永荒場 対して、 - 論は確認できなくなる(ee)。 背景にあったのはなかろうか。一方、一 \mathcal{O} 延宝検地に際して山 境界が必ずしも明 尾 内 寺 これはあくまで三 へ侵入したことになってい たこと、 所 宝 境 取調に際 瓶 界争 院 が 度々大夫池周 あるいは重なり合 確になっていなか いの様相 の境界を確認 して「三ヶ 後述の唐国村 れる。 村 村 を呈して Ш 側 辺で の主 村 内 で す Ш

≈ ii ≫ 万 町 村 浦 田 村 鍛 冶 屋 村 \mathcal{O} 用 水 秩 序 0) 確

とが定められ 村 る。ここでは る。 日 七世紀には、 たようである。 夜ずつ 冶屋 番 それを示 村 取るが、 7 \mathcal{O} 梨本池 すのが、 いる。 万 「用水口論」 用 町村が三 ここからは 水をめぐる三 なお、 番 0 慶長 水について、 の初 日 めは に際して作成された 鍛冶屋村は 三夜、 六 梨本池 年 村 万 浦 町 間 田 村であること、 の 田 六 一 一) 秩序 . の 浦田村分の 村 植えの間 番 が二日二夜 水制 ŧ 確立 五. に は して 水 お 浦 起 月 田 請 0) 0) 田 \mathcal{O} 間 いっ て 植 村 文 万町村と浦田 と万町 部を利用し 前 万 水を取るこ え後は万町 書 町 たようで 村 村が であ が 優

> を色濃 と想定され が の 間 ることになっ 位 みならず、 再度確認され で な 位 西西 く引き 置にあっ 山手之雨水」 梨本池 たのである。 継ぎながら、 たことがわかるが、 て V る。 の番水制を核とした三 をめぐる争論が生じた際 宝 争 れ らも 暦一三年(一七六三)に万町 論を契機としてこの慶 番 それは、 水制 伴 村 <u>つ</u> 間 おそらく中 て \mathcal{O} の 確立 複雑 内 済 な用水秩序全体 証 村と浦 文では、 六 世 ていったもの 年に 来 確 田 村の 争点

②村落内秩序

≈ i ≫

Щ

の開

る。 照)。 百 備するという形で進めら O比 石 動)基礎的. 較的 これ 余) 姓 力になったと考えら 門家が万町村の こうした開発を、 たも の一定数が この 大規模に開発したものであり、 をめぐる動向 そのもの のと把握することも可能 な造成を行い、 出 作地 '小作 が は、 社会的: 万 町 :人あるい であ 長 れ 村 七世 万町村 左衛門家の経済力と小 れたと想 る 権 0) る 0) 力に成長していくうえでひとつ 社 紀 出 が、 会秩序というわけ は下作人とし 半ばま の百姓が小作 作 である。 池 定される。 地 田 の場 でに池 長左衛門家が 下 村領 所に て耕作 そして、 田 內 人とし 9 下村 農の 0 で V 万 は を て 開 7 主 \mathcal{O} 町 な そこで 荒 行っ は 発 個 導 村 第 地 欲 Þ L 出 た を万 求 7 0 \mathcal{O} 作 大きな は 耕 池 ようであ 町 义 万 地 屋 <u></u> 八 を整 耕 村 1 長 地

また、一七世紀半ばの出作地では村内外との間で対立が生じていた。

見を出 動 である長左衛門家と耕作者 がえる。 屋が克服しようとするなかで村内外との対立が生じていた様子がうか 過 るかどうかという点も争点となったようである。これらのことからは、 中からは 利 で、万町村利右衛門 出 な であったと理解できよう。 重 右衛門家と庄屋 カュ 田 な年貢負担、 地 で二人の庄屋 下 0 願 村 生産 とは、 そしてそれは するなどしていた。 別 条件 の利右衛門田 池 反歩詰 田 (長左 の開発田地を取り込んだことが直接の契機となり、 (反歩詰 (村中) 下 村 突き詰 一衛門家と五郎 り から 地 の ŋ (万町村の百姓) また、 早損地などといった出 間で五~六年におよぶ争論となった。 ¹賦課される年貢をめぐって対立 が出作地の 日損 めれば開発人 寛文二年(一六八二)には、 年貢など) 右衛門家) 池の との共通 修理扶持を賄う田 (名請人、 *(*) は 繰り 作地の悪条件を庄 改善をはかるなか 利害に基づく行 土地所持者) 返し代官 Ļ I地であ 庄屋が その へ検 途

で対応 心 点も考えあわせると、 衛門家の初見であり、 力を高めることに さらに、 獲得にも結びついてい する側面をもちつつも、 こうした出 つながり、 右の出た しかも複数の 作地にかかわる文 . つ 作地をめぐる動 たと考えられ とくに長 \mathcal{O} 11 て 文書がまとまって掲載され は後 左衛 へ書が 述 るのである 0) 門 向 長左 家の は 俗 邑 二人の庄 绿 衛門家の 万 町 に 村 における求 おける長左 隔 屋 が共同 ている 絶 した

《ⅱ》座の秩序の確立

万 村 0 共 同 性 の 中 'n は、 氏 神 権 現 あ る い は 旦 那 寺 \mathcal{O} 小 を

> しつつも、 負 もに正月の酒振 っていた。 とする座 階梯を秩序の基軸とする点でも共通し 担 などを座儀としてい それぞれで行ってい それぞれ があっ 派舞や出: \mathcal{O} 産 性 万 格や相 たようである。 町 成 村 人 \mathcal{O} たのではなかろう 互 座 結婚 \mathcal{O} はもともと 関 係 座年寄 てい いなどは おそらく座 本 就 不 座 と南 か。 任 明 儀 で 死去などの ある 座 る二つ 容は 両 .者は 両 か .者と 共 5 通

る。 序の基軸としていたことがまず が \bigcirc 不 位置にあったのであるが ているのである。 ずるとされている点である。 0 あった村役人 年長者が就くことなどが規定されており、 座 惣座上」 この本座と南座は貞享三年(一六八六)一二月に 年(一六七〇)まで長左衛門家ととも く際にも、 明な点が多い)、 である。 席は本座 一方で、 その際に作成されたのが 特別な扱いをうけていないの とくに注目されるの そのことは先述の座 (左)と南座)座席が 改めてその (庄屋 正 本座と南座が統合され座の新たな 確にいえば、 与えられ、 • 年寄(68) 地 (ただし、 (右 位 座に が認めら いは、 仲 ごとに年齢順とすること、 同 の文書の保管方法にも現れて は確認できる。 による秩序とは異質な存在であった これ以前か は、 ケ 間 おいて長左衛門家 時 に別家 本 長左衛門家には これと対照的 座や れ に庄 たの 札之事」 統合後の座 南 (小右 屋 であ 座 ら を との 長左 座 生は、 勤め る。 であ 衛門家) 統 れ合され であ 関 が 「長者」 た五 秩序 別格 る。 他 係 門 t 一方で、 家は な 本 年 もそれに準 郎 家」 が 的 座 ここでは の地位を得 齢 ることに 年寄に 右 階梯を秩 として よう。 世

とで 出 一米で 役人が 環として 作 賄 成 座 さ わ 0) れ れ 0) 行わ て 問 て V 題 いることも 札 に関 たことも踏まえると、 れたであろう が 座 与 年 L 寄 て 注 いて 目される。 池普請 老~十三 いるの 費用の 座の 老 である。 座と村役人による村 と村 年 齢 階梯 部が、 村 役 役人によ 人 秩 (庄 先述 序 غ 屋 運 る は \mathcal{O} 達営とは 異質 村 年 座]運営 寄 儀 \mathcal{O} な

と考えられ

る

動

立 0 て るい いっ ように、 たの は 庄 屋として強 で 万 あ 町 るが、 村で は 1 そのなかで伏屋長左衛門家は、 貞享三年を画 権限を獲得するに至っ 期として新たな座 たの である。 長者家とし 0 秩 序 が確

体

的

な

側

面

をもって

いたといえよう。

iii 庄 屋 長 左 衛 門 家 体 制 \mathcal{O} 確 立

を 五〇石ほどを、 を管轄 産とし きもつ 宝 であ 門に含ま 七 郎 る。 て Ē 右 世 庄 村 衛 紀 れる家であ ま それぞれ 門 運 屋 \mathcal{O} た、 営を行ってい 役を代々 万 組 五. 町 年 郎 に 村 寄 . の 右 で 一分し、 った。 は、 屋 衛門家が下 勤 人のうち 敷内に郷 め た T 門 のである。 長左衛門家が上村 村 Vi 一役人を た。 である長左衛門家と五 少なくとも六右 蔵を設けて年貢 村 この住民 集落を上 門 以とその でほぼ独占し、 村 の住民とその (長左衛門 所持地二〇〇石 衛門 \mathcal{O} 徴収を行っていた 郎 (久大夫) 右 密接 組 衛 所 菛 な関係 [家が家 持 と下 家も 地二 ほ تبلح 村

五 郎 で あ 右 衛門 た あ 直 の 病 9 接 方に 的 死 後 に は 転 長左衛門 機 五 郎 が 訪 右 衛門家に れ 家が た のが寛文一○年(一六七○)である。 両方の庄屋を勤めることになった 跡 継 ぎが VI なかっ たためである

> が、 向 などを 左 衛 通し 門 家が 7 庄 形 成された長左衛門家に対する求 屋 を 独 占で きた背 景に は、 先述 \mathcal{O} 力 出 が 作 あ 地 0 を め ぐる Ł

いた。 こうした動 家と長左衛門家が 後 たと考えられる。 座にまで及ぶ別 であるが、 ていくことに 村 還 が 継 結 を二分するあり方が容易には解体しなかった様 を求めた背景には、 も維持された。 しかしなが 局、 その 、 だ 五 この 長左 ため 向 郎 なる。 5 は、 争 右 論に 格 衛 元 衛門家には、 __つ 禄七年 門家が寛文 直接的には領主土屋家の裁許 激しく争うことになる。 また天和 \mathcal{O} そして村を二分したあり方も解消されていっ 勝 地 0 位 訴 経 を獲得 組 したことで庄屋 済的問題もあっ 六九四) 年 V 郷 意蔵とい 〇年以 してい まだ庄屋役を家産とする意 (一六八二) に庄屋役をめぐっ った村 たことが、 降 11 たようである 庄屋を独占してきた実 五郎 長 に年寄久大夫 を 左衛門家の 右衛門 によって導かれ 一分し それを下支えしてい 子がう 家が が、 た て あ 体 カン 五. 識 (T) ŋ だとしても 庄 制 がえよう。 屋 郎 弟 方 が が たもの ?績や、 確 役 右 残 八 は た。 の返 兵 立 衛 0 そ 門

長 夫家との 経 右 (左衛門 済的 衛門) な にある横山 お、 関 これ以降 家や、 家の 関 係 係 を 築いて 家関係も大きく変化を遂げることに は 谷 先 確 坪 井村 認 述 \mathcal{O} にできな 伏 \mathcal{O} 屋長. く。 河 **(図** 州 丹南郡 [2参照] 左衛門家は、 方で、 庄屋 = 日 0) 置 深寒家と 門で 長 庄 左 別 西 衛門家体 あ 村 家 この吉村 つ 0) (支家) た五郎 間 なっ で濃 制 家、 た 0) \mathcal{O} 右 厚 衛門 の 確立 な 池 小 である。 婚 田 右 一に伴 家や久大 姻 谷 関 門 0) 係や すぐ

括

0) 万 町 村 \mathcal{O}) 歴史展 展開 に ・基づい て、 次の二点を指 摘 たい

七 世 紀に お け る社会 秧 序 \mathcal{O} 確 $\overrightarrow{\Delta}$

確立し、 として定置していく過程でもあっ ことにな としなが たということであ 局面 内秩序に とつは、 ったのである。 容易に変容 お いて近世的な秩序が お いて 万 山 町村 . の 用 る。 Ŕ 益 にとって その社 開 解体しない そしてそれは、 水利 発が本格化した 会秩序 一七 座 たので 万 世 庄屋 全般 町 相 紀 村の 互 は、 あ 伏屋長左 一の絡み合いも が 一三世紀 全体構 (村運 る。 確立 村 落 営の する大きな画期で 間 から 衛門家が 造 秩 が整 序に あ の動 ŋ 4 方 えられていく せながら お 社会的 向 V といった ても、 をベ ース あっ 権力 村

内済証· を最 た 口 にな秩序 形づくられ することに がおおよそ立 である。 の際注 終的 社 会秩序 文によ が に確定させたの 確 山 意がいるのは、 の確 って梨本池 な 立 ていったと考えられる。 \mathcal{O} 用 会山 していくことになった。 ったと考えられる。 立とい 益 と認 関しては、 は領主土屋家の裁許であ められ、 \mathcal{O} 0 て 番 どのような形で秩序 ŧ 水制が そのうえで延宝 太閤検 そ 確立し、 ō 水利については、 座 形 また、 は は貞享三年の 地で三村 それに 幕 庄 藩 が 領主に った。 屋 検 0 確 用 伴 地 立 で山の 長 慶長期の VI 益 L この が展 よる検地や裁 札によって新 用 た 左衛門家体制 水秩序全体 かと ように一 領域 開する場 争 論の 、う間 が 確

な

さまざまであっ ベルの法 間 \mathcal{O} 重なり合いとして実現されていったといえるのである。 取 たこと り 決 め が 內 わ 済 かる。 証 文)、 万町 村 村の 落 内 社 0) 会秩 取 ŋ 序 決 \mathcal{O} め 確 立 札 は、

t 世 紀以 降 \mathcal{O} 展 開 座 لح 村 運

るのが、 静 述 態的 したように、 もうひとつ に維持されることを意 一八世紀 は *O* 七 座と村 世 七 紀 世 \mathcal{O} 紀 運 社 以 営 味するわけではな 降 会秩序の をめぐる動向で の社会秩 確立 序の は、 展 ある。 そ 開 れ に そ が · いて 0 その後 点 であ で も不 注 る。 目 され 先

門家 門家のもとで継承 に つなど、 8 て万町村 て村運営の主要な担い手は 営全般) ていく方向にあっ に村役 て、 L 一六世紀の万町 出 カゝ たので しながら、 産 一体的 行役人と などの の中心に 人も関与する の水利関係の 世 、ある。 1紀後半に 順 な 際 存在し 側面 たようで \mathcal{O} 村 村 衆 座 運営と座 保 で 文書が、 は、 は、 の 管されて ŧ $\widehat{\parallel}$ 有 座 出 て 住屋・ あ 座 座 村 し に 米 11 年寄 る。 たが、 て お が は 運 (座 営 V VI 池 ま 11 座 治普請の たの そのことは、 \mathcal{O} て ったく無関係というわけ 村役人に移り、 老 た点に端的に現れ 庄屋 座 主導 近世 (一七世 5 との で 箱 座年寄) 権をめ **、ある。** 長 余内とされ 間で 左衛門家 ではなく、 対立 そし ぐって が 六世 村 紀 水 て、 たり、 が が て 運 利 営と 顕 庄 別 庄 紀 在 屋 そ 格 屋 . の は あ 座 で 化 伏 れ \mathcal{O} 伏 Ł 座 水 る 屋長左衛 地 \mathcal{O} は 屋 は 取り 長左衛 も含め 分離し !を含め 位 な は をも カコ 村

決

0

規制 順 定する意 万 消えになったようであ 村儀 人衆の べてい 六人 で 町 あ 村 初 る。 ようとしたの 0) の に 図は な る 署 *(*) 百 対 場までをも かに取 Ō 名 庄 立 姓 はなかっ 屋は で、 部 \mathcal{O} が 浮 分 り込むことにより、 長 年 を 部 き で たようであるが、 左 齢 取 彫 が あ 順 衛 ŋ ŋ る 関 人衆の 門 Ŀ 貞享三 12 つ た。 家の 上げて、 なっ 係なく一老 論理 年 ただし、 庄屋や長者家といっ た 村 0 0) 没人 で は 札、 包 座 長 で 安 この]摂し、 あ 0 左衛門家を一 ŧ 永 とくに座年 ŋ 4 順 四年(一 ならず、 人衆の一員だと主 件は表沙汰になら 長左衛門家の 老を長者と呼 七七五) た地位までをも ー寄と 老と位置づ 村 運営とい で 発言力を 沒 あ Š 張 人の つた ず け した t 玄 計 立

役

その 座 げることをは なく 対秩序 役 順 人 組頭 0 以 発言力をできるだけ 人衆 を占めている状況に対し、 外 人座」 \mathcal{O} 組 敷きに B 0) 対 頭も下座にすることはできない Ŧ. 立 で を包摂しようとするところ 組 は 村 |は天明六年(一七八六)であっ 頭 である以 人 な は É 組 儀 か 'n, 世 頭 の場においても 村 貞 襲化していたこと ?役人がとりしきる座 (享三年の一札に基づ 順人衆などが が座ること、 上 規 村 制 儀 Ļ 片 反発し 座の上 0) つまり (村役人とともに) 世 場に から に 襲 あ \mathcal{O} お 一座に順 . と の た。 V 村 考えると、 たのである。 つ た万町 たと理 村 V だとの認 役人や組頭によ ては 今度は長左 考えがあ 儀 人衆、 での なおさら 村の 解 識 政 で 順 当時、 組頭の きる。 もう片座 座 芳の意図 人 たの さらに 衛門 衆が は 村 そし で 役 役人座 て 政 年 座 F. 人だけ は 座 席 は 芳 寄 0) 座 座が 以外 随人 て、 上座 を上 が 付村 主

> の社会秩序の とがあった。 場に 導 人の V づ 座と村 た。 いて 0 において 論 ようとす ように、 その 理 規制しようとする順 لح 運 背景に 順人 伏屋 特 座 営 徴 \mathcal{O} が る 0 年 長 衆 長 八 が上 体 は \mathcal{O} 齢 左 左 世 一衛門家 とつ 階 衛門 的 紀 座を占めて 梯 で 村 後 があっ 家が あ の論理との 役 半 人が 人衆 つ 0 圧 た 村 万 水など一 たとい が 役 倒 座に 町 故 発言力をもつ 的 村 矛盾 に、 کر な経済力を有したにも 関 で えよう。 部 は、 与 そ が 長 \mathcal{O} す 次内包さ 左衛門家を中心とし 百 れ る 性との 村 を座 0) ようになっ 儀 れ \mathcal{O} は 間で **(**) た点に、 年 逆 場 齢 でに、 対 を 階 てい 世 村村 立 梯 カ が 万 か 秩 た村 わら たこ 生じ 町 儀 序 的

0 て

る。 関係 とし は、 画期とし 1 わ 札 たので れるが その に依拠して 長左衛 \mathcal{O} なか 理 七 な 、ある。 「解できよう。 世 か た で自 で、 座 菛 紀 家の 方 組 \mathcal{O} \mathcal{O} 社 6 秩 要 \mathcal{O} み لح ŋ 会秩 *(*) 序 するに、 百 立 役人座. てら 主 \mathcal{O} 姓 わ 序 張 確 \mathcal{O} け 0) を 立 側 れ 注 双方の 正当 確 という点を ŧ T 目 という認 立と さ あくまで いることであ れるの 化 は、 共 Ļ 通 そうし 互い 大前 貞 識 は、 認 字三 識 0 とし 方が歴ー る。 双方 に 提 た意味 年 せ に この めぎあって 置 て、 0 \mathcal{O} 史的事 き 主 札に根 貞享三 な 張 札 内 が が 5 実に 実をも \mathcal{O} 貞 年 享三 理 拠 それと を置 たの . つ 近い 解と であ .と思 札 ŧ \mathcal{O} を

四 唐国村・内田村の歴史展開

――七~一九世紀の立会山における用益の展

開

である。

核に天神社と妙楽寺があったこと、 して存在していたことだけを押さえておき、 紀までに 世とのつ 述し 開 を山 な たように、 唐国村という「村」 がりを把握 問 |題を中心に考察していくことにしたい 唐 国 することは困 村に がすでに成立しており、 0 V て も中 難である(69)。 四世 世 紀 文書が残されてい 以下では 後半より岡家が ここでは、 その共 七~ 有力者と 同 る 一三世 が、 性の 九 世 紀 中 近

(1) 一七世紀の唐国村 (70)

と内 は万 へとなっていく。 田 町村と同 まずはその点をみていくことにしよう。 国 「村に関しては、 村 は 幕領 .じく村の社会秩序が確立していく様子がうかがえるの で あ ŋ, その後 七 世 紀 は の史料も若干残され 万. 町 7村と同 なお、 様に土浦藩 一七世紀の 7 る。 領か そこか 5 唐国 橋 村 5 領

①村落間秩序

(i》山の用益

会山 近 世 (名 0 古山 唐 玉 村 لح は 松 西 尾 側 Ш \mathcal{O} لح 東 東 山 松 西 尾 Ш 部 に 挟 丘 ま 陵にある唐国 いれた丘 陵にあ 村 る唐 内 国 田 村 村 立

> でも前 た山の空 う六村の 田 (と内田 村 者 Ш 間 は 箕形 村 井 と境界を接する広 (領 村 (域) の用益はこの山が中 村 若 摩湯: はだいたい 樫 村 村 春 三田 大な山 木川 次の二段階を経て確立していったよう 村立 村 心であっ で 包近 会山 あり 村 で (第三章 たと考えられる。 用 Ш 益 直中 を 行っ 図 村 1 7 参照)、 稲 た。 こうし 村 唐国 な

ずしも明 に伴う山: り込んで わち、 川村 裁許絵図 なった。 確 谷の各集落の百姓 よそ東松尾川をラインとして取り決めら 最初は 定されることになったのであった。 松尾谷絵 下草の この背景には、 久井村 中 い 確 し 検地で、 世 正 (「泉 では かし、 図 採取を行っていた。 末まで松尾寺周囲の |保四年(一六四七)で **州松尾** Щ によって、 なかったことによ 春木村・ 論に至ったと考えられるのである。 それまでの重層的 は、 松 尾寺の山と村むらの 松尾寺と松尾谷村むらとの 谷 松尾寺の ·絵図」) 内田村 ようやく松尾 許可のもと、 丘 それが文禄三 ある。 により、 9 唐国 陵 な用 は 村 すべて松尾寺の山であり、 村 一 上 むら 寺 益 山とに分離させられることに れ 0) 松 方の 惣百 0 の名残りや、 たのであ 尾寺 年(一 寺の用益と重層する 山と村むらの の 郡 百姓は松尾 姓 \mathcal{O} 奉 Ш Щ 五九四) 論が 行 Ш との る そして、 と若 (第二章 山 の あった。 小 境 の 寺 界 樫 Ш 出 の境 太閤 0 境界が必 村 伊 勢守 Щ 义 に入 松尾 検 形 す 2 春 お 地 な 木

とは 別に村 かし、 それ 落間 の境界を確認しておく必 は あくまで松尾寺と村む らとの 要が あ 0 Щ の境界で 唐 国 村 ŋ, 0) 山 そ 0)

を含む えられ 動 塚 村 匹 宝 で むらと きが が \tilde{O} あ ゙゙゙゙゙ 五. 村 つ る。 年(一 あ 0) あ 認 む なかっ ることを 傍 5 る。 つ 識 Ш 宝 た が 示塚 لح おそらく、 \mathcal{O} \mathcal{O} 検 六七 かっ 村 間 境 \mathcal{O} 地 た村 が 界 間 が でこうし **山** 七) 一二月 たにも 確 Ш で そ 直 認 直 そ 傍 0 これ 中 す 中 $\bar{\mathcal{O}}$ 示 場 んる手 ع 田 村 カュ た 村 な 塚 など) 村など) かわらず、 以 証 0) に か が な 前 文 形 Ш Ш で 境界であることを確認 つ 確認さ から村 直中 た。 が はその具 لح لح 唐国 取 とは には ŋ 村 延 これてい そ 落間 カュ 宝 証 村 が 唐国村 わさ 証 文をかわしたものの、 れをこえて用益を展開させる動 体 検 独自の慣習として境界 例である。 内田村立会山 文作成には至らなかったと考 地 . つ れたわけではなかったよう たものと考えられ 際 内田村へ差し出 L ているが、 唐 玉 (名古· 村 で すべての そうした 山 は 立会山 した、 . る。 隣 の境 傍示 接 延 す

《ii》用水秩序

はこれ 池 掛 につ かり 運 営は 宝 田 5 検 \tilde{o} て 地 地 は、 帳に 池 所 . く つ 持 によって 者の 両 ょ か 村 れ \mathcal{O} ば、 D 仲 池に 田 間 維 郷 持 唐 よって形成される用 が 仲 さ 国 間 担っていた。 れていたと考えられる。 村 が共同で管理してい に は三三の 四つの唐国村 池 があっ 水系ごとに田 た。 また、 唐国 内 郷 田 池 村 仲 村立 0 の 間 管理 \blacksquare 水 会 地

うで 唐 国 あ \mathcal{O} 村 ð. 池 に 0) 北に それがう つ V 位 て 置 ŧ ゕ が がえるの 唐 七 玉 世 村 紀 に秩序 が、 差し出 寛文四年(一 が確立してい した証文である。 六六四 . く側 五月に 面 これ が あ (箕形村 は つ たよ 両

> れるが、 ごり Ł 立することになったのである。 されることになった。 論はみられなくなる。 $\tilde{\mathcal{O}}$ 会のにごり 池 で 、ある。 の この内済 水を多量に灌漑しようとする唐国村の 争 池 論 図 証文により \mathcal{O} 背景には、 1 この内済 そして、 照) 唐 0 国村はにごり 田 配 証文によってにごり れ以降 地 水 **(**) を 不安定 めぐる争 にごり 池の 性 池の 動 を改 論 水利 向 が 池の 配水に、 、善するため が 内 あっ 済に 用 用 を大きく 水秩序 なっ か たと考 か わ た . る争 えら が 制 限

箕形村 水を行 たく異にしていたといえよう。 にごり池は、 たの なお、 で . の い この内 **、ある。** 池であり、 それに 表 同じ立く 向き 済 対 証 一文からご 唐 は し唐国村が 会池でも 唐国村と 国 村はその一 は、 近箕形村 唐 水入賃を負 唐 国 玉 部 村 村 を 0 \mathcal{O} 内 利用させてもらうに 立会池である 田 田 担 地 してい 村立会池とは は 箕形 たことも 村 \mathcal{O} 性格をま その 水 過 わ 入 心ぎなか 実質は る。 が

②村落内秩序

《i》庄屋岡家

体性で 返済の くは 渡 田 村落内 中家 す 形であったと考えられるが、 か なり ある。 ため へ売 秩序としてまず注 若 り 年で 岡家 諸 渡 す あ 事 跡」(全家産) 甚 ったと思われる) 態に陥った。 |兵衛) 目 は、 さ れるの を銀一二貫五〇〇目で南 天和三 その 実際には、 家産 を養子に迎え、 は、 年(一 の 圌 なかに 田中家 家と庄 六 八三 \mathcal{O} 屋)彦市 唐国 彼に家産 職 لح 村代 郡 月 0) **幼** 清 強 座を引き 少 児 古 村 借

る。 この 家の影響下に置くことに重点を置い 内容の証文を作成したもの たことがわかる。 ったこと、 いるのである。 開門家と と考えられる。 経済力に基づく 売却にあたって、 にもかかわらず、 含ま 同 逆にい 様に、 れているの ここからは、 家産 こうした岡 ・えば、 年 やはり として庄 当 i で 7初甚兵 公替 、ある。 村 \tilde{O} 人の 家の 庄 唐国村庄 屋職を勤 (融 屋職 岡 代 おそらく田中家に拒絶され、 、衛は売却後も彦市 通 地 表として 家 位は、 がは、 は家産のひとつとして売却され た証文に作り替えさせら 屋職 機 めていたのであった。 万 能によって支えられてい 可村 中世以来の由緒や、 の性格はかなり希薄であっ が岡家と不可分な関 0) 長左衛門家や五 積極的に 関与 彦市を実 しかも、 村内随 民保にあ れ する たも て 郎 て 右

《ii》座の秩序

月日 こうし なった際に作られ (担させる側 衆 たことである。 が に、 方で座の 中」(「座 定まっ た 特 定 座 一儀に 座が多 0) た一七 家筋 動 一衆」) 面 関し 向 た座 つ E 様 ŧ と まり な座 限 て 0) 注 は れ 定されているにも 座 の 目される。 「講外」(「座外」) 圧儀で構 行事書 一儀と、 に ·座儀が座外の者までをも包摂する側面 さらに以下の二点が注目される。ひとつは、 対 パする座 からは、 毎月読経 成されて 元禄四~五年 外 0) 次の点が明らかに 反発が先の かかわらず、 する毎月講 いたことである。 との争論が、 (一六九一~二) 争論の が行われていた。 座 外にも供物を 前 になる。 要 者 おおよそ、 因 0) で [をもっ 勝 0) あ 訴と 天

> 神の 性格の差異が認めら わずかに、 本 谷惣氏神若宮での座儀では ŧ に 集団を形成 座 っていた。 若宮 その意味で、 は もうひとつ 唐 国 (春 氏 村 神天神宮での座儀では本座の神主 木村に ĺ し \mathcal{O} かし 氏 は 本座と南座は一 神 老や座年寄 である天神宮と結 れ 所 座 方で、 在 る。 衆が本座と と結びつい 南 座の神 座儀の大半は両者の共同で勤められてい (座 体性を多分に有して 南 (老) 主 座 た座 び で構 (当人) を頂 つい であった。 成 · た 座 点とした年 されて が中心となるところに (当人) 南座) が 中 また、 たことで - 齢階梯 は松松 たのである。 心となり、 それぞれ 尾 秩序を 石物氏 あ

営は はなかった。 町村のそ 座年寄による村 左衛門家の 自身で保管 は根本的に異 梯 第二に、 を秩序の 体的 れと 座と村 な側 基軸としており、 **共質であ**)共通 惣 継承されていた点にも 座上 面も 境 するものといえよう。 改めが座儀のひとつとして行われるなど、 運営あるい った。 有してい のような別 それは、 た。 岡家が は庄 格の地位を座において獲得すること こうした座と村運営との 屋 現 家産として庄屋 岡 座 ħ 関係の文書が岡家ではなく、 家との ただし、 てい る。 関 係 その一 岡家の場合、 で を勤め あ る。 方で、 関係 る 座 座と村 村 は 伏屋 は、 運 年 営と 屋 齢 万 運 لح 座 階

れ そこでは元禄 行 てい 書は 三に、 るが、 それ 行 そのことからは逆に、 期 以 事 までに座 前 書 から そのも のあり方を確 儀 0) の内 の性格につい 容に いくつか変化 認 六 する点に主眼 世紀 てである。 後半ころには だあっ が置かれてい たことも 座 \mathcal{O} 形 が

のであ とし 元 ぼ と考えら 禄 期 ま つ 座 n で つ る \mathcal{O} あ \mathcal{O} 秩 点 座 0 序全体をはじ が 儀 たことがう 注目される。 は 座 圧儀ごと か め が える。 \tilde{o} て明文化したの す なわち、 П 伝 [や書 さらに 物に 座 外との争 記 いがこの 基 述 づ \mathcal{O} ż て行わ 論を直 行 れ 事書で 方か らみ n 接 てい あっ \mathcal{O} 契 て、 機 た た

国村 禄期以 から これ き添えの 信国村で う方法がとら 覆すような は \mathcal{O} 座 降 内 元 \mathcal{O} \mathcal{O} は、 容は 秩 変化につ 禄 序 期 ŧ が \mathcal{O} ħ 確立したことを示してい Ŏ 酒 行 |政三年(一八二〇)に たの で 量 V 事 書が虫 元など ては、 はない。 であ 細かな変化ば そ 一損し そ れを のことは たために 書き 再 かり 添える形 び · よう。 作 行 元 禄期 で、 :り替 事 書 だ 元 \mathcal{O} が え が とら たも からこそ書き 行 禄 作 成さ 事 期 のであ 書によっ \mathcal{O} れ てい 座 れ 一儀を根 て る。 ŋ, 11 る。 て唐 添 底 書 え 元

3 小

あ

ŋ

んよう

を

して

ことが 7 座 ってとれる点も共 確 以 Ĺ 立 関 一に、 うか 勤 は 係 0) てい など、 周 唐 め が る Щ 国 辺 き える点で 村 村 村 \mathcal{O} 唐 用 '運 \mathcal{O} む 通し 徐 国 営 5 益 村 \mathcal{O} 々 てい 、ある。 浦 に あ 溜 が · 先の 唐 ŋ 池 田 方、 から . る。 国 村 村 し 依 万 異 次 鍛 和 \mathcal{O} か 町 拠 泉 社会秩序 もそれぞ 村 質 し **(7)** 冶 と相 中 で た 点 屋 央丘 村 は 用 似 あ 水 指 内 陵 全 れ 的 る 秩 摘 序、 田 を 体 \mathcal{O} な が 跨 秩 社 村 が など) 会構 固 体 11 序 畄 おきた · で 隣 ま が 家が家産とし 性 をもつ つ 造をもってい 七世 て における社 接する両 村 紀 心を通し 様 運 村、 て庄 営と が た

る。

益

業が行 で山 用 宝 構 な 地 れらのことから考えると、 が これにより 延宝六年二月に 玉 は である。 \mathcal{O} 第三に、 って、 では 村 益 検 行 池 確 第二に、 造 気に では、 事書 Ш 地 する村むらにと の境界が 0) 立 0 が、 用水秩序 特 \mathcal{O} Ш わ す 領 特 質 か に れ ○石に、 それ 域 徴 対しても、 Ш 延宝 村 な 多 やそこで な. た。 \mathcal{O} 年 確 落 わ 様 れ \mathcal{O} ひとつ に認されて ち、 なレ 厳 確 貢 山 同 検 と 内 は Ł 対象 定 ま \mathcal{O} 地 Ł O内 万 様 しく検地 と公認 べ つ で 検 \mathcal{O} 関 取 済 Ш 町 0) \mathcal{O} が見出 そ 際に周 の境界 ル 引き上げられたことが明ら 地 ているのである。 て 地 ことは 連 り 証 村 ŧ, L \mathcal{O} れ が が 決 文 لح 七 法 今後丁寧な分析が必要で て、 め という点で大きな意味をも 拡大され、 共 が行 までの太閤検 行 世 **(村** は幕 われ Ш 辺 \mathcal{O} 通 紀 せるかもし 池 延宝検 によっ 落間の 重なり 年貢 村 するもの \mathcal{O} われ 田 た後、 画 む 府 谷 負 らと 期 たと想定され \mathcal{O} それ による裁 担 地と 合 て 取 性 池 . の 地 七 Ō ŋ れ し 確 で が 田 増 Þ ま かも池田下 月 間 山 立 決 \mathcal{O} 浮 な あ 下 大と に隣 8 慶 で二石余であっ \mathcal{O} 許 な る カ 村 かで実 長検 Щ 関 て び でもうか さらに によっ 上 かになってい 接 0) 係 11 検 る(72)0 する村 境界 唐国 う 地 は が つ 地 が 天現され たのであっ ある 0 側 とはまっ 村 注目され 0 て、 につい よっ たと考 てこよ 村 面 いえば、 を確認する が この は むらと える(テュ)。 座の た 社 えら 点に たく異 延宝 るも る。 て る。 . 会 Ш 秩 年 \mathcal{O} $\tilde{\mathcal{O}}$ を 延 貢 唐

ただし 0) 展 開 具合によっ 注 意し て お きた て、 村 11 落 0) 間 は で 証 唐 文 玉 を交わ 村 が 山 \mathcal{O} た場合と、 境 界 を 確 認 そ れ た 際 は

5 た場合と 開 に大きな影 があっ ※響を与えることになる。 たことである。 実はこ れ が 九 世 紀 0 Ш 論や

用

展

田 こうしたことを念頭 村 立会山 (名古山 に置きながら、 の 展開をみていくことにしよう。 次に一七~ 九 世 紀 \mathcal{O} 唐 玉 村

2 山 の 用益 **ഗ** 展 開

され 展開 ためと考えられる。 もかかわ すでに (1) 唐 れてない 手形によって山 述 を次のように見通すことができる 玉 己村落間 足のとお 村 らず、 が、 内 田村 独 天保四 山直中村 自 立会山 延宝検地 \mathcal{O} 慣習 その後 の境界を確認する作業が 年(一 . と 山 が傍示塚をこえて用 秩序として傍示塚 の両者の 12 八三三 に際して 直 中 村 山の 唐国 Ó \mathcal{O} Ш Ш 論の 用 村 **図** 元益を直 経 益 1 行 内 1 過 を展開させ 境 わ 田 第三章 つから れた。 接 界 村 と 山 的 \mathcal{O} は、 15 認 そ 示す史料 識 直 义 争論に つつあった が れ 中 1 あ 以 村 ったに 照 前 \mathcal{O} . 至る :は残 から 間

延宝五 玉 村 玉 示塚をこえて立会山内 紀 七 村 前 世紀 半に \mathcal{O} 年 内 な 田 \mathcal{O} たと考えられ にかけて、 手形があるにもかかわらず、 か 村 田 から連続 ? で 中 村はそこで下草の は 立会山· 村 Ш するかどうかは不 は 直 内 中 での 両 天 (天満山東側) 村 置者の 満 0) 中 Ш 集落の の用益は 村 ĺΚ 側 り取りを行っていた。 0 立 0 うすぐ東. -明で 立 重層的に併 木伐採をとくに問 へ広範に展開していく。 会山 中 -村の立 あるが、 側にある 部 分に対 存して 木 天満山 松 八世 する所持 この時期、 [題視 いたのであ 木 紀 周辺では、 いせず、 \mathcal{O} から 伐採が 一方、 意 識 默 唐 九 な

> め て いつ たも 0) 思 わ

深

内に 設けら れるも 層 境界であることが再確認さ 前 よって調停がはから たため、 となるが、 を、 村と中村との 示塚を破壊したことが 辺 (氏神八王子境内) にお 天保期、 的 提にした内 立 傍 な用益は否定され、 (越 いて畑 宗塚= 0) れ 木 Ш 米負担は \mathcal{O} の ることに これに反発し)用益 の 山 境界 間 済が成立する。 結 境 Þ 直 発界との 局は に対し 池 中 になっ 伴うもの 山 村 \mathcal{O} とれ、 (領 だと主 唐国 論が 開 は た。 認識 域 て 直 発 立 空間 た中 生じることになっ 村 V > は 接 を 木 こうして一 0 自 傍 0 れることになっ ったんは中 張 他 に の契機となっ 領踏 こうして傍 基づ 的 内 体 し 村 用 示塚をこえて進 田 に 中 が 益 が立会山を含む天満 分割さ き、 村 村 唐 と所持意 争点となる。 込料の支払い 国 が の主張に沿って延宝 八 開 村の主張 村 独自に用 宗塚が 発地に て、 世 れることに 紀以 た。 内田 た。 識 天保四 行 を ただし、 立会山 来 益 を 周 を要 対 当 さ 前 村 0 認 辺 0 初 せ 提 なっ 立 開 め 村 境 Ш 求 て は 年 て と 会山 発 る む 界 全 は 唐 L たこと て、 たのである。 同 五. 内 5 認 体 越 玉 唐 時 村 済 \mathcal{O} を 年 村 玉 に立会山 おける重 の手形を 村 が 村 内 Ш 役 争点 示っ T との 人に 負 内 Щ 定 担 田 周

うに ②唐 Ш 0 境界 方、 証 玉 文を作成す 村 0) 唐 確 玉 内 村 認 田 村立 が ることは 何 内 会山 5 田 か 村 <u>ک</u> 0) な 形 か で 田 田 行 村 つ 村 たようである。 わ \mathcal{O} \mathcal{O} 間 れたはず Ш で 図 ₽ 1 で 延 あ 宝 るが 検 田 地 村 0) 义 0 際 1 用 2 益 傍 が 村 示 傍 塚

2 九 11 ても 紀 7 0) Ш Ш \mathcal{O} 展 用 開 論 益 す か 5 \mathcal{O} 3 そ あ ま σ ŋ で 展 方 に 開 を は 直 を 至 次 接 0 的 \mathcal{O} 7 ように に 11 示 な す か 見 史 つ 斜 たため 通すことが は は残され で あろう。 てい できる。 な が、

るに す け あ で ることに た 塚 ŧ ŋ をこえて大 まで進 ŋ, かか 世 紀 わら なっ に L しばらく 行して は ず、 た 蔵 池 そ いく。 0 唐 (大蔵 \mathcal{O} 間 国 背 は 村 景 大池・ が は 方で、 0) 池 未 土 詳 下 \mathcal{O} 砂 で 池 留と三田 土 唐 あ 一砂流 るが、 国 脇 村 入を防ぐ土砂 池 三田 内 村 の下 田 上ノ池 村村 村 一側は ·草 の \mathcal{O} 下 ・上ノ山 立会山 -草の用 心留を設 用 益と が け 内 益 上 併存 るだ であ が 池 傍

ば、 宝 地 で カュ ま \dot{o} 定 検 に 砂 五. で さ 証 ょ 唐 ち で 地 年 山 場 留 せ る山 新の 田 合 は 帳 国 世 直 拠 が を提 明・に [村による土 な わ 中 紀 八〇 に せ 村 示は 0) 所 \blacksquare になり三 土 ま て 属を 0) 示す さ 公 山 村 ま V 手 れ 認 六 \mathcal{O} 砂 0) 名前 留 で な とその めぐる山 (形 ることが 7 下 人 カコ め V 田 砂 余 草 いような 內 応 つ な 留 村 *(*) たの に三 米 $\bar{\mathcal{O}}$ VI 間 後 \mathcal{O} 0 用 五. 内 لح 数 0 新 下 論 できなか 益 であ 升 済 傍 V Щ が 田 造 草 を 生じ が支払わ が 示 う 山 年 村 あ \mathcal{O} 妨げ 3。 塚| :と唐 は 史 年 責 る 用 る。 から 料 貢 負 VI 益 つ て そ 担 Ш た(74)0 \mathcal{O} 高 国 は が そこで 品などの を主 のため、 れることになっ れ 0 性 村 修 さらに る点が た。 の間 復 境界を明 格 が契 張 の記載は 限界に 唐 展開 ただし、 は、 \mathcal{O} で 考慮さ 根 八機となって、 ,囯 争 傍 , 論 は 確に 村 拠に据えるが 双方ともに 示塚から大蔵 \mathcal{O} 規 あ 7 **処定され** めるもの れ 論 証 立 同 . <_ た 時 所 場 明 \mathcal{O} す カュ 唐 に \mathcal{O} 文化三 その で て、 O玉 唐 所 る 5 延 証 **V** \ 宝 池 村 玉 属 あ ろ \mathcal{O} 村 を え + 境 延 検 ま 拠 な

> 論にな う。 番 済になったようであ 杭 木 0 て を 後、 V 設 る。 置 して 永 詳 五. 山 細 年 を確保 る は 不 八 明 五二 し で よう あ るが をし、 に Ŕ 塚 唐 番 玉 田 杭 村 村 木 が 内 論 は 田 所 認めら 村 新 \mathcal{O} L 間

内

貢負担 燃する。 院 にお 明 治 が V) あっ ここでも て 年 唐 た。 玉 (一八七 村 この 双方 内 O九)、 田 Ш 主張 村 論 が は 地 勝 足 \mathcal{O} 租 べ 訴 か 改 1 け 正 ス を 兀 に Щ 契 年 は 論 機とし も続 延宝 は 終 検地 結 て、 することに が よる公 同 最 終 様 的 \mathcal{O} な 認 に Щ ·) は 論 大審 た。 が

3 小

に重点

を

置

V

て

整

理

以上 \mathcal{O} 唐 国 村 内 しよう。 田 村 立会 Щ 名古 山 0 展 開 を 延宝 地 0 関

おいて 延宝検 そし たことが 的 うな広大 塚が境界 留 な用 と併 0) 唐 用 国村 て、 益が、 は 地 存 益 後 が 前 Щ な わ することにな で ŧ 可 者 直 Щ あ 内 カゝ 境界 る 能 は 傍 中 で ることが確 田 で 唐 示 村 あ 村 L を あ 玉 塚 \mathcal{O} 0 立会山にお たためであろう か 乗り越えて用 つ 村 を 立 こえて立 木の もそ たこと、 たので 定した。 内 田村の 用益が、 れ は 11 会山 そうし ある。 て 益が 下草 し 定 は、 うか、 大蔵 内 か \mathcal{O} た用 ここから \mathcal{O} 期 独 延 間 自 用 進 池 宝 な 八世 益 益 周 が 持 行 検 続 展 \mathcal{O} 7 してくるこ 辺 5 地 紀に 開 重 は に に しうるも より 層 後 お 六 には、 村 て 化 Ш 者 を孕 は 7 \mathcal{O} く実 0 は 天 Щ お 唐 つ で み に لح 玉 満 た 態 田 接 て 村 な 山 W 0 が は 村 周 \mathcal{O} つ す は あっ るよ 土 た。 \mathcal{O} 辺 傍 示

浮 ŧ 益 上し、 Ź っとも 田 0 ところ 村 ŋ の そ 注 方 下 Ш 目され を維 れが大きな意味をもっ 直 中 0 用 九 村 持 るのは、 できなく \mathcal{O} 益 世 新 のように 紀になっ 畑 B 、なり、 常に 新 て、 池 延 0) た点で **建宝検地** 開 山 あるい 論が 発の 方 0 た続発す いように あ 用 で 確定 る は新たな 益 がさらに るようになる。 た بح 枠 開 ·組 み 発 深 そ が 化 Ĺ れま 始 (秩 ま た そ での 序) つ ŋ た 0 際 用 が 1)

それ され 的 張 Ш このように、 あ 立 強 界 か 紀 塚 張 が再 なり広 以来、 な用 が周 る 固 論 木 =境界と主張 したのに Ш って もまた簡 直 ここに 用 V 生 特 辺 確 中 益 一き続 質 る。 範 実 \mathcal{O} 村 益 認されたのである。 村 北に展開 があ との 否定と空間 実態に基づく所持意識 態としては 社 役 対 単に は、 しか 会的 延宝検地 けており、 人 の んした。 つ Ш . 立 木 の 調停の たの しな してい 実 否定しうるも 唐 論 態 国村 にお 的 がら、 中村 そして、 で で 場に あり 確立 لح 用 容易に否定できるもの .たと考えられるにもかかわらず、 分割 ٧١ **冶益と山** 、ては、 \tilde{o} の立 内 におい せ し あわせて注 ここに 田村は延宝五 中 最終的 た枠 木の そ め Ŏ いぎ合い ていっ 村 \bar{o} で に 中 \mathcal{O} 別用益が は -村 が の 結果とし 組 は 所 依 宛 4 な 持 拠してい に . と し たんは にはそ かっ 地 権 意がい 延 天満 $\widehat{\parallel}$ 傍示塚 の 尼 宝 年 て展 -の 手 設 て、 法 たことが は 検 'n Ш たこと、 認め 定 的 強 るの 地 が で 全体を中 はな 立 開 枠 V で をこえて立会 認 形 とい かけら 会山 めら を根 したところにこの 組 結 は 確 示っ み び かったことが 立した枠 におけ しかもその主 れた。 中 0 拠 村 新たな実 と立木の きが れて 傍 れたことで 村 として傍示 \mathcal{O} 示塚 の主張が Ш いる重層 あり、 「だと主 組 山 八世 る。 みが П 内 能 用 示 境

生み出されることになったのである。

が

が、 対 立 方、 した。 延 宝 検 ここで 田 地 によ 村 る公公 は \bar{O} 次 山 の 認 論 とそ 点 に が お 注 \mathcal{O} 目 後 て さ \mathcal{O} は、 れ 山 る。 年 唐 貢 国 村 負 担 を 内 主 田 張 村 \mathcal{O} 根 田 拠 村 す 0) えてて 双 方

論と形 先の万 が ちなみに、 \mathcal{O} 確 検 当性をも たと考えられ、 実としては、 ない。 第一に、 地 関 定させた延宝 を根 係 町 のなかで自ら は異なるが、 この つってい 村 拠にして主 これと 双方の \mathcal{O} が点から 延 たとい その 村 検地 宝 は 検 主 儀 ここに 一張と Ł 0) 張 点 地 対 \mathcal{O} から 延 照 を 利 画 を え \mathcal{O} へるが、 延宝 宝 的 め 害 期 展 段 ぐる動 を正 検 12 Ł 性 開 す 階 太閤 延宝 地 を さ れ 検 で \mathcal{O} 当 両 せ に ば は 地 検地や 特 検 向 化 者 たのであっ ŧ 唐 傍 لح して競 かかか の関 徴 地 玉 とよく似てい が 示 が 村 塚 \mathcal{O} 認識とし う 慶長 わら 係に もつ意味 \parallel カ 内 1 境 ず三 検 合っ た。 界 が 田 0 える。 地に 7 村 が 11 てい が る。 共 Ш 田 \mathcal{O} 両 て 7 示 有 \mathcal{O} 村 者 で 主 さ Ш たといえよう。 境 Ł 張 \mathcal{O} あ Vì [直中 あく れて る。 て つ 界 が 共 つ、 通 は 明 領 ま 歴 村 6 よう。 どの そ 切 で カゝ 識 史 言及 れと 延 山

要因は、 できたこと、 立 組 きとは違 一てで確っ みを、 を確 認 先述の はする証 立させた場合と 検 そうし 地 逆にい 自 武文を交 公 لح 5 儀 お \mathcal{O} た り、 えば 主 歴 \mathcal{O} 法 わ 張 史 L 延 を 的 と 証 検 て 宝 明 唐 事 地 VI 検 快 玉 実とは異 文 な 地 に 村 **公**公 か 帳 実 (村落間 儀 つ \mathcal{O} 証 内 たことに 介なる主 記 田 0) で きな 法 述 村 が、 の 0 だけ さ 張 取 か ŋ あ れ つ を三 山 で 決 る。 方 たことであ 直 確 め 中 田 立させた場合と 村 村 両者 わ لح が ば \mathcal{O} 強 る。 う \mathcal{O} Ш 硬 間 に 論 の枠 そ 提 で لح

繰 出 り返されることになったのである。 すことに な ったといえよう。 換えれば法的枠組 これにより みの差異 が、 同 異 なる争 様 の Ш 論 論 の展開 が明 治 を生み 期 まで

五 宮里地域の歴史展開 ―寺の展開からみた一七世紀―

を寺 て、 の問題に即して考察していくことにしよう(%)。 里 地 域 伞 井村 玉 分村 黒 石 村) に におけ る 七 世 紀 \mathcal{O}

(1) 一七世紀の寺と村の展開

言宗) おこったものであるが、 に現れることになる。それが先述した浄福寺 \mathcal{O} 宮里としての結びつきと国分村の自立性の両面がうかがえる。 紀 このように寺が林立していたのには、 所在地であったことが関係していると考えられる。 参照)。 社 七 の寺と村 会的 との境内地をめぐる争論であった。 頭 世紀後半~一八世紀初頭の国 |天王社) このなかには宮里三村立会の寺と国分村の寺とがあ 条件のなかで村社会の の動向がみえてくる。 に加えて、 そこでのやりとり 寺が六〜七寺も存在していた 変動と確立は寺の なお、 一分村に ここが古代より和泉国国分寺 っからは、 は、 争 宮里三村は元禄 論自 (浄土宗) 神 |体は 社 以下の 側 こういった歴史 属面にお 社 一八世紀 と薬師 (宮里三村 ような一七 元 (第四章表 年 V) **、て顕著** 堂 初 つ 頭に た。 (真 六 \mathcal{O}

①中世末~一七世紀前半 ―徳福寺の衰退―

地となった。 のように朱印 衰退しており、 ごく小規模な (照)。 もともと当 該 地 は宮里 そのため近 山寺院を形成していたようであ 地 が認めら に には、 地 域 れることは 真 の寺として存在 言宗 隣 の の徳 山寺院である槙尾 福寺が なく、 し、 所 境 内 在し حَّ چ 地 瀧 は Щ て 宮 山 六 里 施 か 坊 た 福 寺 中世末には 四 や松尾寺 章 図 1

一七世紀後半 ―国分村庄屋三郎右衛門家の差配―

検地帳 大勝を堂守に置 三郎右衛門は徳福寺境内にあった薬師堂を高野 により延 化していた徳福寺境内に浄土宗の僧として定着するようになる。 門との関係を築き、 堂で念仏を勤めるようになる。 寛文六年 に登録されることになった。 宝検地では、 (一六六六) 延宝四年(一六七六)頃に三 「浄土宗徳福寺」 頃 から、 そのなかで単念は国分村 道心者の さらに延宝七年 として除地境内九六○○坪が 単 一念が三 山蜜蔵院末寺とし、 一郎右衛門の主導で無住 一村の (一六七九)頃に、 庄 墓 屋 地 に 一郎右衛 あ

てい しであ や除地境内と三 このように、 た。 ったもの それが可 \mathcal{O} 一村との 能となった背景には、 七 世紀後 実 く質的に 実体的 半 は . О 玉 徳 な関係が途切 福寺除地 分村庄屋 ひとつに徳福寺の衰退により 境 れてし 郎 内 右 は、 衛 まっていたこと、 菛 が 向 きは三 独 自 き配し 一村立会

まで幕領であったが、

それ以降は

関

宿藩

領となる

ふた たこと における利害も絡んでい つ i が 地 あ 元 0 つ たと考 玉 |分村 つえら に におい られる。 たものと想定される。 て三 また、 郎右 衛門 そこに 家 が は 圧 倒 郎 的 右衛門 な力を保持 の 山 して 林用

③一七世紀末 ―浄福寺・薬師堂の成立と展開―

薬師 を撞 自 ていくことになる。 係をとり 5 の寺 地 堂 後 の具体的なことは不明である。 常念仏を勤めるが、 結ぶようになり、 (浄福 単念は三 (寺) 一郎右衛門 また、 として 堺にある宗泉寺 浄福寺は \hat{o} の 常念仏を通して宮里 実質を整えていく。 援助 をうけて念仏堂や鐘楼堂を建立 三村の生活の中に少しず の末寺にもなった。一方で、 同時に、 三村との間に仏約関 単 一念は時 へつ根付い Ļ 鐘

六〇坪 門は、 立することになった。 上 を古寺に仕立てあげ (寛永八年以前から存立する寺社) のことであった。 寺境内七三六○坪と薬師堂境内二二四○坪に 元 |禄四年(一六九一)に堺奉行の寺社改が おそらく三 と薬師堂境内二二四〇坪 一村役人の同意を得たうえで、 また、 て寺社 ただし、このときの境 薬師 帳 面に記載する。 堂の大勝はその後還俗 が堺奉行の の 把 握がは 公認 行 こうして浄福寺境内七三 內地 わ 分割 から れる。 をうけた古寺として成 徳 分割はあくまで 福寺の除地境内を浄 し、 つれるが、 そこで !する。 さらには両寺 は「古言 一郎右衛 帳 跡 丽

福 寺は 基 元 改が行われ、 禄 九年 古寺とし (一六九六) ての 浄福寺はそこでも古寺と公認される。 位置づ には、 け を確かなものにしてい 浄 土 宗の 本 Ш 増 Ë 寺 知 、恩院によっ れ により て 浄

> ろに特 分村 たままであり、 薬師堂境内が実際に分割さ 薬師 は 村に内在化 などがあったようである。 Oて村に預 村庄屋が三郎右衛門 威 2参照)。 寺 と関 この時期は 化を意図したものと考えられる。 大きく異なってい 社 元 や三 さらには両寺 会秩序の変化 堂 禄 徴 は 宿 村 がある。 藩牧野 けられてい また堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改めた。 年(一 から していったのに |寺末寺 家の 元禄四 遊 住職としての実体はなかった。 六 避離して 後者の の 三 (庄屋の 九 た。 つな た単念の印鑑が浄 になる)。 (藤 九)、 郎 年 がりを い 背景には、 右 の寺社改を 兀 ただし、 江 交代)、 郎) 対し、 れ くことにな 衛門家や国分村から 戸 このとき、 境内 護国 家から仁左衛門へ交代し、 利 闬 薬 あるいは護国 が師堂は 三郎右衛門家の .地の空間が 浄福寺が ただし、 L 寺 画期として浄福寺と薬師 て薬 つ 0) 福寺へ返されることに たの 弟 傍 堪泉が 師 子 彼 であ 示によって浄福寺 堂 仏 僧 っできある [約関係 一方、 0) 自 \mathcal{O} で I身は ŋ 住 寺 自 住 あ 職となることで国 の寺勢拡大の 衰退による国 立 職 つ 化が進 両寺 た堪 を通して宮里三 同 護 が .就く(同 玉 る 年には、 そ 寺に れ \mathcal{O} 泉 (第四 は寺 れに伴 向 堂 が、 んだとこ な 滞在 境 う方向 が 時に、 た。 動き 成立 分村 国分 の 章 国

一八世紀初頭(元禄一三~宝永三年

4

つ古寺であると主張し 元 禄 年 七 ,(00) 浄 内 福 地 堪 寺 をめぐる争 泉が薬師 境内七三六〇 堂 論と は 九 近 坪 六 世 0) \bigcirc 的 引き渡 \bigcirc 枠 坪 組 \mathcal{O} 4 境 を要求 内 成 地をも

た浄 味 内 さらなる自立化 する宮里 宗 び たことにより、 うい 轄 地 をもったことがうかがえる。 福 権 が 古寺 ととも 寺 がある点を主張 7 \dot{o} 強 村 ありようからは、 として公認されてい 硬 の村役 に な を促 両 姿勢をとっ 元 寺 禄四 人とも真 す側面をもっ \mathcal{O} 間 して頑強に反発した。 年 で \dot{o} た 争 争 寺 のに対し、 ・論となる。 つ 社改に 向 る点、 論 たこと、 から が 浄 堺 福 対 全 寺 峙 奉行や大坂町奉 面 浄 そこで 的に そ :福寺 \mathcal{O} することになった。 そ Ō 玉 際に寺 一分村 は、 のなかで 依 単 拠し 堪 や宮里三 念 泉が て、 社 改が大きな意 は、 願 行に境内地 関 浄 生 村 藩 福 宿 は本寺 からの こうし |寺の に同 藩と結 調 境 \mathcal{O}

間 薬・ か 松 定され たが、 な 検 か が と薬師 で幕 地 な 徳 福 帳 0 1古寺 浄 堂・山 に の記 後 両 府 寺の後継 ŧ 堂境 福 寺とも徳福寺と直接には結びつ 立 合国 ,寺 \mathcal{O} 寺 カコ 兀 載 かわら 位置づ 勝 社 分な主張 内 間 論 奉行 分村 訴 \mathcal{O} は 弐間尼廣が村・平井村 徳福 寺 \mathcal{O} ず け 匹 裁許を下した。 な 所 Ξ É を繰り 出寺との は のかを争点とするように 一町二反歩 · 獲得 浄 延宝検 福 -が再 関 けることになった。 寺 広げること 有() 黒石村 は 係、 び 徳 地 確 百弐 の これによ 張と元. 福 す 定すると同 解釈がとくに主要 寺 な /但し、 +かな \mathcal{O} は わ 間 後 禄 で 5 り、 継 兀 きなかった。 VI 薬 になる。 という歴史 八 0 年 寺 師 時 八十間 · の 寺 寺 浄 堂と 造 に、 とし 福 有 一浄土宗徳福寺そこでは、延宝 社帳 寺境内七 浄 歴 な論点となっ 内 て新たな確 福 史 こうしたな 的 面に 寺 的 五間 事 0) 事実に規 事 依 تملح 天〇 実 `拠 ち 固 で L 弐 b

0 後 浦 家文書に 浄福 寺や薬師 堂が 登場す る \mathcal{O} は 九 世 紀 で

あ

は

土宗 る。 ょ 境 ず か に \mathcal{O} 住 質したことがう 玉 つって 後住職 分村 内 れ わ 寺 寺院となってい 内部 も宮 らず そ 地 \mathcal{O} 浄福寺 檀 \mathcal{O} れ たけに 浄福寺 上 里 \mathcal{O} が 那 に 一地ま あ 続 寺 ょ かず、 村 ŋ に 収 れ 薬 で 立 除 方 か な 縮 ば . る。 師 厳 숲 地 は がえる。 つ L 然と 堂 地 境 八 寺 て て 浄 \mathcal{O} 内 が 11 11 福 という枠 世 る 近 維 七三六〇坪 形 村と実体 る 寺 など、 世 持 紀 骸 に 的枠組みが 方で、 さ 化 天保期以 以降も変わっ つ して V れることに 宮 組 的 て みは、 な関 里 い 薬 は、 薬 降 つ 師 確 師 係 た 堂 村 になる。 立 Ł をも 宗 明 堂 て は \mathcal{O} され 治六 除 \mathcal{O} 寺 仏 11 河 と思 地 州 寺 を か たと評 そ 年 境 \mathcal{O} な 天 介 0) \mathcal{O} 内 で わ か 野 国 代 た関 意 薬 あ れ つ Ш わ る。 たた 千手 味 価 師 る 四〇 が、 堂 て できる。 係 こ の め 院 寺 玉 0 争 廃 坪 に 末の 範 分 もか よう لح 堪 村 井 論 変

2 小

次 0) こうした 点 . が 注 浄 目 さ 福 寺 れ る。 薬 師 堂 \mathcal{O} 近 世 的 枠 組 4 秩 序 0 確 立 渦 程 か

5

は

1 七 世 紀 0) 寺 \mathcal{O} 不 安 定 性

り、 堂 浄 \mathcal{O} ひとつ 単 \mathcal{O} 福 玉 念は、 大 寺 勝 分村 \mathcal{O} 住 は は 職 ŧ 庄 郎 لح 屋 ともとは 当 L 初 右 て 郎 0 衛 門 \mathcal{O} 右 浄 衛門と \mathcal{O} 地 墓 福 弟 位 地 寺 لح を で念仏を勤 獲得 の関 あ 薬 ŋ 師 係に L 堂 てい そ 0 基づ め 不 れ る道 安定 に つ たの ょ V) て徳 心者 なあ ŋ 薬 で 師 あ 福 ŋ 堂 寺 勧 方 選宗教· 境内に \mathcal{O} で 堂守 あ る。 定着 となっ 者 方、 浄 であ 薬 福 師

その る。 0) ると、 年 それ故に寺・ まな事 益 される存 このように、 勝 -の寺の い給され に である。 が で あっ こうした寺 おける利 住 堂 情に 職 寺に 郎 姿とは大きく様相を異にするといえよう。 在 一であ 村 より寺が創出され 堂守も三郎 浄 右 な ると同 住職 薬師 両寺は三郎 衛門に 0 害ともかかわっていたであろう点も 福 百 のあり方は、 ったといえよう。 寺 が不安定で流動的な当時の 姓 堂 単 自 の檀那寺としてある程度安定的に よって 時 に高 ·念も、 右衛門との個 体はそれ 右衛門の才覚によって 生み 薬師堂 代々の住職が周辺寺 山 、多様な性格の 出 以前 蜜蔵 この寺 された新 院 から 人的な関係によって存立し 大勝も三郎 \mathcal{O} 末寺に Ď 徳 問 寺 福 者が 題が一 状況が浮 同 寺 民然とみ 創出された寺 なっていることからす 境 住 内に 院 勘案すると、 右 職になりうる状況 郎 の弟子僧などから 衛門の裁量に左右 かび上 右衛門 持 てよいだろう。 存 続している後 在 した であ がってく 0 していた さまざ が、 山 ŋ, 林用 大

る。 寺 になると、 0 の 七寺も存 な 応寺と呼 違 流 た、 動 先述 的 は 延宝 な様 ば あ 在 いるもの 住 れ しており、 したように一七世紀後半~一八世 てい 子がうかがえるの 検 職 地 が る。 の際 0 いる寺は 微証 すべての 宝永三年 には国分寺を名乗ってい 浄福寺 で はあるが、 ではなかろうか 寺に住職がいた。 (一七〇六) 福徳寺 このあ 当時 紀初 西光寺だけにな た寺 たり ところが、 に 頭 が宝永 からも、 は、 0) 国 分村 自 坊 二年には 一九世 いってい か看坊 当 に 時 は 六

> 職 る。 る。 かからず、 古寺に仕立てあげたのであった。 堂の存立 れたようである。 とくに「古跡」 地 て堺奉行 T など)、 進 もうひとつ これ んめら 境内坪数 寺社改では ħ は の公認をうけることになったのである。 を維持するために古 古老の た堺 浄 には、 幕府 福 神社については末社 の 寺境内七三六〇坪 奉 記憶などが、 これに対し、 把握に目 寺社それぞ 子行の \mathcal{O} 元 禄四 古 寺 跡 年 社 的 統制 لح I老 の Ò れ 三郎 村ごとに書き上げ 六九 の概 ひとつが置かれ、 政 と薬 記 新 策 れにより歴史 憶 右 要 地 0) 衛門は、 境 師堂境内二二 を 寺 内坪数· の 創作 環とし) 寺社 につ 差別 し、 を 改 おそらく て 社 的 両 古 5 て つ 0 行わ 僧など)、 け 兀 事 寺 老 れたのである は 意 実では ○坪 とそ の記 る方 宗 れ 浄 派 たも は \mathcal{O} 福 憶 つ 来歴 古寺とし な 境 が 2重視さ いにも 基 7 であ 薬師 であ 地 住

あ ŋ 現 L 5 きなくなったのである。 5 の境 確 れている。 たこと、 すことになった。 こうした寺社改は浄福寺 かなものとし、 內地 しかも堪泉らがそ 引き渡し そして浄福寺 寺 要求に対 すなわち、 0) 安定化 そのことは、 はこの Ĺ 薬師 れ を 両 自 争 浄 寺 堂 乗り越えら 立 論 福 0) の展開にとって大きな意義 薬 化 に 寺 存 勝 が寺社改に依 師堂堪泉· を進めることに成功 在を容易に否定することが 訴す れ 、ることで、 な かっ 関 たことに 拠 宿 し 藩 境 て 強 内 こたので く反発 をも 村 地 をよ 役

会的 このような動 実態 向 浄 Ŕ 福 寺 全 薬 体とし 師 堂 7 0) 展 4 開 れ ば、 0) 法 せ 的 め 枠 ぎ 組 合 4 $\widehat{\parallel}$ 0 な 寺 か 社 改 ط 両

きよう。 寺の近世的な枠組み(秩序)が確立していく過程と把握することが

で

③延宝検地の意義

点を指 延宝検 点化することになった。 という主張 発を克服 地 との関 三つめに、 地 摘 係 しておきたい。 帳 できなか の徳福 を展開 が注 やや補 目される。 寺除 った堪泉は、 足的 争 地 その際、 では 境内の記述であった。 論後半ではどちらが 争 論におい あるが、 途中から 双方ともに根 て 浄 薬師 浄福 福 寺 徳福寺 堂 寺 ここから、 拠としたの は \mathcal{O} 薬 寺 徳 師 の後 福 社 堂 改に依認 寺 **(**) 継 \mathcal{O} 動 が、 さらに次 な 後 向 Ō 継 拠 と延宝検 先述の 他の寺だ かが争 にした反 0)

除 0) 載 ず 段階より徳 こでも太閤 慶長検 あ 検 地 方法にあ 来候二付 第 并 延宝 地 に関 に、 村 でする記 ;や横 お 地 検 いては、 る。 検地 双方の根拠が 帳 福 地 には 往 山 寺境内が除地であったことは 帳 えば すなわ 古之通除之」との記述があり、 や慶長検地 谷などの の 載 当該 が ない 切触れられない 検地帳に記さないことで除地と認 かち、 延 部 定宝検地 事 延宝検 ことがわかる「つき」。 分には、 例によると、 \mathbb{E} の言及がないのである。 分村のものが 地 ではじめて除地 で帳の 「是ハ慶長十六年片桐市 のである。 記述だけ 太閤検 明白 残されてい 要するに、 その理 少なくとも Ł 地帳や慶長検地帳には である。 であっ 検地 な た点で、 より丁 めら 帳 由 にも 太閤検地 いの に は 記載さ E れ 検 慶長検地の 一検地ヲも ある。 で て 地 寧にいえ たの Þ 周辺 わら れる の記 慶

> 争点に浮 ことになったので よう。こうして延宝検地帳に 上することに しあり、 なったのであった。 この 徳福寺の 点に も延宝検 除地 境 地の 內 の 記述 があ 0) 特 徴 たが故 が 見 出 せ

なものであったことがうかがえよう。 で記され 地之分」として寺社境内や永荒 検地奉行や村役人などの署名・ ちなみに、 ている。 延宝検 ここからは、 地 帳は 高 延宝検 請 押印、 Ш 地 成 Ш 地 帳 Ш さらにその後ろに 池に *(*) 入地などの なか 関 で す 除 る 記述 地 記 \mathcal{O} 述 記 右之外除 そ いう順番 が 0 異質 後

法的 後継の寺としての位置づけを公認されたことであ 必 たにもかかわらず、 第二に、 0 然的に双方とも徳福寺との関係を十分に証明することができなかっ 1枠組み せ め ぎ 、歴史的事実として両寺ともに徳福寺と 合 (=延宝検地や幕府の裁許) 11 \mathcal{O} 過 程とし 幕府寺社 て把握することが可能であろう。 奉行 所の裁許により、 と社会的 実態 直 る。こうし 浄 (=争 :福寺が: は 結 論) た動・ び 徳福寺の \mathcal{O} つか 展 向も、 開

六 池田谷の歴史展開 ―開発の展開を中心に―

会論の視角を組み込みながら、 内田 第三~ 七 の 世紀における社会秩序の うち槙 村 五節で 宮里 尾 は、 ፲ 村 左岸三村と宮里 畿 平 内 井 \mathcal{O} 村 村 確立とその 落 玉 万町 論 分村 小 村 村村 および 領 黒 は 展開に (主論) 石 池 村 田 槙 谷に属 尾 0 川 いて考察してきた。 前 左 提 れぞれに即して、 す 岸三 に んる村 置 村 むらであ 国村

る。 ある(78)。 史」(地 0 はやや局 歴史展開 伏屋 また、 新 域 面 田 社 をかえて、 \mathcal{O} 会 特質把握 社 田 0 谷に 一会構 分節 関 造 先行研 的 を試み L 分析を行ってい 把 しては、 握 たい。 究の \mathcal{O} す っでに 成 それは、 端 果も取り込みながら、 症を明ら る⁽⁷⁷⁷⁾。 町 田 哲 先述の かにするということでも 氏 本 が 節 池 で 田 は、 単 下 位 村 これ 地域の 近世 坂 れまでと 池田 本新 全体 谷 田

それにあたり 次 の二 点 を 踏まえておきた い

成され と 2 いることで 山 は和泉中央丘陵に 北 引水 中位段丘 うは、 谷 をまったく一 南北に長 参照)。 流する槙尾 ーに、 西には が ている。 可能 谷内部 ここでは次 、ある。 < が 池 な広が 松尾川 な低位段丘 Ш 田 様のものとして把握することは適切ではな 谷幅も広いことである。 に 池 によって 谷 つ お 用 \blacksquare \mathcal{O} はれて ていること、 谷の 地 VI のことを確認 て、 東松尾川 理 の南には 、開かれた谷である。 的 が しおり、 池田 展 特 開し 微である。 下 によって開かれた松尾 同じく槙尾川 信太山 ていること、 あ 槙尾川と丘 たり しておきたい。 池田 丘陵内に高位段丘 Ō L 慎尾 たがって、 などによ 陵 東 谷 の間 槙 Ш 側 は 右岸で 尾 は 南 ひ Ш に 信 部 とっ 右岸 池 太山 は 谷 って開かれ \mathcal{O} 1があっ 河岸段 は槙尾川 田 和 が存在 谷 は 丘 泉 左岸とも 0 陵 Ш もうひ た 歴 池 丘 脈 して から 史展 た横 田 西 が **図** 形 谷 側 6

第二に、 部 池 からつ 田 寺 遺 ながる条里 池 跡 カゝ 田 谷に b は お 七 世 σ け 紀に 痕 る 一節が 開 は 発 池田 \tilde{o} 集 作落が 展 下 開 成 まで及んでいること、 で 立していたことが あ So. 先 行 研 究によ 確認できる 古代寺院 れば、 平 に

開 が

> 段丘 主 ている。 と槙尾川 ことなどが にな 軸 こうした池 でいた様子がうか を据えて考察することにしたい から中位段 って これらの 右岸の 本格 指 田 摘 丘 中 的 谷 さ 位 \mathcal{O} な ことから れ 開 地 高 段 がえる。 7 理 位 丘 発が行われたのであっ おり(アタ)、 で 的 段 特 丘 は 坂 また、 徴 本 と進 と開 池 新 田が、 田 代に 先述し 行 谷 発 0) L \mathcal{O} は 展 て 開 高 位 たように槙尾 池 開 い 発 た。 段丘 つ が 田 と \mathcal{O} たことがう 北 下 で伏屋 さらに、 絡 部 あ から た み ŋ 合 ま 1 南 新 Ш 近世 か 部 で 田 左 この 開 がえる。 が 開 に 発 点に になる 低位 かれ は が 進

1 中 世 ま で の 開 発 の 展 開 四 つ ഗ 地 域 മ 形 成

とりわ や中 益 続 が 田 村 田 いう二つの 確立し 和 していくことになるが、 下村と池田上 や水利において密 村 池 伞 黒 世 田 田 井 谷は け 石村を庄 村 一林村 村 · 三林 て以 重要であっ 荘 六 池 世 玉 降 田 遠 紀 |分村 Ė 域と 村)、 村 万 が 郷 とも لح 町 形 接な関 こうした村をこえたまとまりは いう枠 成され たと考えら ま L 村 槙 黒 で て 呼 尾 0) 石 VI 浦 ば 人々の Ш 開 村 たと考えら た。 倸 組 田 れ 左 をも 発 み 村 という 岸 れる。 0 ŧ 池 中 生活という点から 世には 鍛冶屋 展 つ、 田 形成され (万町 開 庄 またそ 应 池田 れる。 は に その 、大きく規 つ 村 村 近 \mathcal{O} 下 て を、 世 村、 い ま 内 れ ま 浦 \mathcal{O} 宮里 た。 は た、 池 部 田 定さ ま 槙 田 村 先 ŋ 尾 みた場合、 多 近 池 庄 下 池 れ 述 Ш か 世 田 は 村 田 鍛 0) 地 た 右 れ少なかれ になって各. 庄 平 庄 冶屋 地理 域 岸 ŧ 内 井 室 部 堂 宮 村 村)、 **全室** で 村 里 堂 0) は 玉 庄 宮 用 持 池 和

方 遡って考察することにしたい。 が 直 0) 接 項 に で わ は、 か る中 *(*) 世 点 史 を 入料はほ こみて いくことに とんどないので、 しよう。 近世の ただ Ļ あり 開 よう 発 \mathcal{O} カン あ

①池田下村

に、 とした各集落の共同性という生活 山深という五つの集落で構成されていた。 いう形での ている。 系譜をひく庄 池 この 軒 田 下 (人 別 村の 「鎮守座」 村 1.は、 村請制村と生活共同 特 屋高 徴 一一九人) 天保三年(一八二三)当 がある(100)の を紐帯とした池 橋家と各 の大村である。 集落 体 出共同体 から選出された年寄による村運 (各 田 「集落) 下 一時で 単 の 二 位 中 村 村 . の との二重性が存在した点 重性、 村 領 高 惣的 は模尾 三五 泉財 結合と、 さらには Ш 九 両岸に 石余、 保 在 座 左を中心 地領 広 家数一 願 営と が 成・ 主 0

ようにまとめ こうし た 池 5 田 れ 下 村に る お け `る近 世 \mathcal{O} 水 利や 山 \mathcal{O} 用 益 \mathcal{O} あ ŋ 方 は 次 0

ろ 裾 L 位 段 谷以 池田下 た 段 に 点 丘 が 丘 築 Ê 北 か つ 0 台 0) 存 れた数多くの溜 村 前者 平 在 \mathcal{O} に広 池 野 は 田 は槙尾川 田 部 地 下 の 池 が は、 村 村 田 0 主に槙 て むらと共通するもの 下 は と谷 -村以南 温池によ おり 水 利 Щ 0 尾 (集 池 って灌漑されてい 局 Ш によって、 池 落 面 右. は低位段 田 岸 亚 谷村むらとではなく、 0 低位段 野 であっ 部 後者 丘と \mathcal{O} 村 丘 た。 は信 むらと た (図2参照)。 中位段丘 この 太山 台 密 うち低 と中 接 丘 \mathcal{O} むし な関 陵 境 \mathcal{O} 目 位

> 合 寺 灌 所 6 中 0 た(82)0 在し、 村は 脱して 引 門 を もつ 他 水し 村 国 郷) た。 梨 ていた(81)。 今 府 11 な たが、 福村 本池に隣接してい 河頭井と桑畑井、 お、 を形成し、 す な 谷山 和気村は久 同様に坂本 わ らち、 池は ま た、 池水を共同で利 池 池 田 これ 旧下村· 桑原 保津 村 下 村 ら 一 今在家 村 土 は より は 共、 \bigcirc 之 東風 か 用 村 黒 村 井 なり は 111 鳥 は を 管 谷 井によっ 太田 村 通 南 理 山 は \mathcal{O} し 池 て 井、 国 槙 てい D 槙 府 尾 河 観 尾 Ш た 水 槙 頭 Ш んのであ 左岸 井、 掛 尾 0 デリ 組]]] 水 カン 府

ii 取を行っ 持 比 n の 山 池田 重 が かなり高 下 -村は信-ていたが、 個 人持の山があっ かっ 太山 た(83)0 そこには、 丘陵や和泉中 た。 とりわけ、 池 央丘 田 下 陵に 全体 一七世紀までは お 0 1 Ш て (「惣山 小 松 や下 草 惣 Ш 集 \mathcal{O}

からは がえるが、 Ш つ 田池につ て、 ここから 確認できな 池 V 田 とは、 て 下 之井 は、 村 槙尾 が V) 鎌倉初期の などの水路や谷山 池 Ш 田 ただし、 や谷山池 谷 0 中でも独 僧重源 次のことが を通 が 自 池 し た平 築 の \mathcal{O} 築造時 位置 手 たとの伝承もある 野 がかりと を 部 期 占 \mathcal{O} 「めて い は定 村 むら な かでは たことがうか غ 0) ない。 関 係 史 に

は、 最 村 水が梨本池 早 ひとつは 毛 浦 「私共 附之際 田 村 村 々立会字梨本池之義、 落とされるようになっていることである。 明治 差支ニ可 鍛 冶屋 一一年(一八七八)からのことであるが、 村 相 から 成 は 谷山 必然之義 [池郷 元来馳込無数故今以水溜無甲 差し 付 山 村 された 々百姓共昼夜不安ニ存 「定 その 約 谷 際に 山 池 万町 \mathcal{O} 余

水ヲ右 本池 とを示唆 接する両 御 ったことがうかがえる。 村 が築造され 梨 本 立 しているの 池 一会字 池 え た はあるが、 漏 ·谷 落 Ш ではなかろうか。 池之義 被下 世 日紀より 谷山池 このことは谷山 度 ば 水込 依 ·遡ることになろう(®s)。 願 . の 充分ニテ、 及、 方が梨本池 だとす 定 約 池 取繕 即今水除 'n 0 ば、 方が先につくられたこ よりも格段に条件がよ 候」と記 谷 山 相 池 され 捨り \mathcal{O} 象造は ており、 扂 候 梨 余

林 路として北流 るのである 発された耕地 つまり、 が に落ちる地点より下流 らの田地 合流される。 図 村 強 入らなか もうひとつは $\overline{1}_{\mathcal{O}}$ するため 和 田村 低 「川中」 引き込まれるのであるが 位 ったことである。 15 段 そして川下に設けられ 室堂村 · 谷 は 丘 0 谷山 いったん上 Ш \mathcal{O} 谷山池の水を入れることができなかったと理 り
槙尾川 開 池が築造され 発が 池 には、 \mathcal{O} 田 . つ 灌漑範 2池田下 地があっ これに)道路が -林池に流し込んだ後に、 地形的に た 村 囲である。 たにも 0 周 は た先述の六つの井堰 交差するあたり) には槙尾 辺にま で 開 注意がいるのは、 あり、 発 の かかわら で進 谷 経 丌 そ 緯 からの引 Ш のためそれ以 んだ時期に、 が 池 反映 ず、 \mathcal{O} = 付 水 そこへ 水が可 いから池 近 林 してい 池 は で慎 .水が 村 勝 0 江 尾川 工解で 用水を 能な三 植尾川 後に開 よう。 郷村、 は Ш Ш 池水 を水 中 き 15 橋 む

るも 開 いながら 発が れらのことか 進 平 たことがうかがえよう(こ) められたこと、 野 部 から 6 う連続 池 田 する形 下 それは . 村 周 で、 辺 他の で は、 用 水路 池 田 か の な 谷 り早 開 村 削 む や谷 5 لح 時 期に は Ш 池 低 線 \mathcal{O} 造成を 位 を画 段 丘 す

> が、 され つ 集 を通した水利における結 丘 る程度は カュ として進 松 世 からすると(87)、 れ 1や下草 ら各 の段 によって 7 落 陵 そ 方、 の強 るのである。 のかなり い 階 つ 集 \mathcal{O})開発田 たと考えら めら 中 行 落 \mathcal{O} い惣的結合を生み で われた 用 田 \mathcal{O} 開 位 Ó れたと考えら 地 益 段 名も見出 発 部 地を支えたのが信太山丘陵や を で 丘 は 中 こうし かも 分 あった。 開 の 低位段丘 世 れ が くというもので 開 に る。 池 し 発 せるようになるので(mm)、 進 た は、 び 田 れ んめら そこで重要なの 出 Ш 下 な れる点である。 立から中 0 Ĺ 単位 0 V) 丘 き れたとみて間 一陵内の が、 が、 用 村 益をめぐる一 **(**) 位段 あっ 清制村 惣山として用 「鎮守座」 七世紀の 谷 丘 lを せ た。 は、 す と向 違い かなわ 和 近 池 きとめ 体 ともあ 泉中 状況 田 Ш ない。 0 集 ち、 の用 性、 下 益されて \mathcal{O} 不落単 て 黒 央丘 て池 村 をみる限 さらには 11 の成立につ 南 益 つ 村 俟って五つの 陵に を造 位 北 が た 0) V \mathcal{O} 朝 池 ように たと理 おける小 \mathcal{O} りで 用 期 田 事 成 があたり 一之井 下全体 益 で 例 は、 なが もあ など あ 中 そ

②槙尾川右岸(室堂村・和田村・三林村)

二八五 であ 堂 池 村 0 村 田 た(90)0 は 石 が確立した。 下 -村より 延宝 余 σ 村 検 地 南 高 段 の をもち、 階で このうち 槙 尾 村 Ш 右岸では 高 Ŧī. 兀 和 七 軒 田 は、 〇石余、 村 (三三五 は、 近世に 宝 三林村 永三 人 室 年 堂 が は 居住 同 七〇六) じく四 和 してい 田 村 五九石余 当

の 三 村 0 Ш 0 用 益 Þ 水 利 0 特徴と L て は 次 0) 点 が 挙 げ 5 れ

- ていたことが 東 側 百 池 0 **対薪木取** 田 信 和 太 わ 田 山 かる。 場ニテ 村 丘 指 陵 図内に 出 なお 御 帳 座 室 候 堂 墓 に 村 三所も三 とあ は、 和 ŋ, 田 此 一村の立会地であっ 村 Щ 下草や薪の 画 林 村 牛 \mathcal{O} が採取が 馬 立 養 会山 申 行 草 が か わ あ れ n 0
- ii らも立会池にかなり依存していたようである(ター) 単独の の立会池があ 会池に大きく 和田村と室堂村には今池 池も三つほどあったようだが、 依存していたものと考えられる。 <u>つ</u> た。 和 田 村 が 野谷池 灌漑する池はこの四つだけであ 石戸池 池の規模 連 一方の室堂村に からみて、 か寸池という四 こち ŋ
- iii な 七 同 のである。 これは低位段丘がほとんど広がらないという地理的条件によるも 反余、 で使用 和田村 流 お に 明和 井 室堂村 堰があるにもかかわらず、 期に 室堂村 また、 管理してい 池田下 .. が 四 先述したように、 池田下村は、 一町三反余であり、 た。 村 が脱退して ただし、 槙尾 谷山 槙尾川 いる。 水掛かり 川から引 それほど多くはな 池 \mathcal{O} と勝江川の合流点より 水は流されなかった。 面 積 水する小原 は 和田 H村が 井 92)0 を 町 共

右岸の室堂 められたことがうかがえよう。 以上のことから 段落した後に、 和 田 遡って考えると、 おそらく中 一林周 辺 の 世 中 位 0 段 池 池 丘 田 田 0) 下 下 開 \mathcal{O} 周 開 発 辺までの 発と併 が ある程度 行して、 低 位 段 体 丘 槙尾 的 \mathcal{O} 開 に 進 Ш 発

起 請 な 文案」 お 天正 によれば 五年(一五八七) 当 ヨ時この 0) あ 池 た 田 ŋ Ŀ 一村八ヶ は 村連 なくとも 判米借用 室 堂 証 文並 村

> である。 約されていくことに 林 存在していたことが 松 室村、 村 三林 これらが近世には、 声 市場・ 村、 和 なっ わ 田 上林で構成)・ か 村、 たのである。 る。 林 室堂村 開 発に 村、 和田村という三つの村請 伴 市 室 0 場、 て複 堂 数 林 松 \mathcal{O} 村 室 集 と 落 いう七つ 井 が 戸 形 成さ 制 *(*) 村に た 落

③槙尾川左岸(万町村・浦田村・鍛冶屋村)

二四二石余であった(95)。 人 また浦田村は、 当時で村高六一七石 浦 先述したとおり、 が居住していた(94)。 田村 鍛冶屋 同年当 村 の三 余をもち、 池 |田下 時 村が確立した。 鍛冶屋村は天明五年(一 村 村 高四 より南の 八石余をもち、 軒 槙 (三三一人) このうち万町 尾川 左岸では、 七 が居住してい 八五)当 〇 二 軒 村 **1.** は、 近世 天保三 時 (三六七 で 万

進められたこと、一六世 おりである。 いえよう。 を述べた。 Ш 格 困難であったため、 槙尾川 の用益や梨本 の 的 密接 な開発が、 、左岸における中 そし 池田 関 係 そこでは、 て、 が 下 池 和 泉中 から 村 形 一三世 その 成 Þ 央丘· さ 槙 \mathcal{O} れ 延 尾 引 紀 低 世 位段 紀 た 長線上に近世 Ш 水を立会で行うように に 陵 ま 内での になっ ので は で 右岸と同 万町 丘が の あっ 開 梨本池 村 て初め 広 発 様の が た。 لح 0 5 村 浦 で大夫池の 開 て ず Ш 田 0 の用 村 中 槙 展 発 が 位 尾 開 なって 益 同 鍛 段]]]. に 時 冶 \mathcal{O} 丘 か つ 築造を らの 岸 用 期 屋 (箕田 に行 村がが ても 水を通じた三 いたことなど 用 は ,成立 水確 わ 村 述 れ V たと つつ の本 保 0

規模 池 を 軸 な とし 池 が て開 いくつも築かれたのに 発 が進められた点に差異が見 対 Ļ 左岸で 出 は梨本 「せる。 池 という大きな

関係は 新 も入ってい は かかわらない、 な お という村も成立した。 村であったと考えられる。 希薄であった。 この槙 なかった。 尾川左岸には納花村 山も立ち会わない また、 おそらく池田 し 池田 かし 庄 つながら、 など、 [庄と宮里 の中心にあった春日 (延宝検地段階の 水利や山に 独自の 庄 一の間 池 に 生まれ をもち梨本池に おける三村との 村 神社の氏子に 高二三五 たかなり 石 余

4 宮 里 地 域 (平井村 玉 分村 黒 石 1村)

は、 の周囲 討であり、 に関しては、 石 進めら 石村が共同 池 近世の段階 村 田 国 に複数あったこと(この)、 の三村に分立する。 谷 1分村 れたと想定される点だけを確認するにとどめておきたい の最南部 中世までの開発についても見通すことはできない。 五四八石余(98)、 先述の寺に関すること以外、 で利用していたことなどから(゚゚゚゚)、 で三 にあ |村立会の寺社が数多くあったこと、 つ た宮里庄は、 村高は、 黒石村三三七石余(๑)であった。 槙尾川から引水する伏見井を国分村と 延宝検地段階で平 近世になると平井 現在のところまったく未検 かなり一 -井村三 立会山も三村 村・ 体的に開 この宮里 一七〇石余 玉 ここで 分村 発

位 段 以上のことからは 丘. から中位段丘 とい 中 世 止まで う 閞 Ò 発 池 0 波 田 一谷に 動 に おい 全 体 的 て は、 に は 北 覆 から南 わ れ Ŕ

低

が

た。 その に端的に にいえば、 を通して結びつく二次的 生活世界とするならば、 に 成されていくことになったといえよう。 おい 近世に確立した一一の村を人々にとっての実体を伴 内部 ても人々 では地 示されていたのである。 このような地 理 の 的 生活に不可欠なものとして存 条件 こうした村 域 な生活世界と評価 などに規定されて四つ の様 相 は 先述の むらのまとまり そし はすることもできよう。 て、 俗邑 0) 在し その 録 地 を山 域 続 0) まとま 的 け の用 編 0 ま た とま た 集 0) のあり 益 並や水利 次的な で は ŋ あ が 近 方 世 つ

2 新 開 の 展 開 信 太山 丘 陵と和泉中 央丘陵

が 谷全体としての 見出せる。 近世になっても 共 通 池 性と、 田 谷 では 地 理的 開 発 条件に規定された差異 が進めら れていく。 そこでも、 性、 その 両 池

八世紀 たに高請地化された(「๑ペ)。 極 進 蚕 いや槙尾川 ①一七~一八世 心めら 的 食状に進行した結果であった。 池 田 主 れ 前半にも、 下村 両岸などに所 では、 たも ○○石ほどが高請されている。 紀 0) 信 寛 前 太山 文六 半の で あ 年(一 ŋ 在しており、 丘 新 これらは中 陵内の高位段丘 開 の展 大 六六六)の 縄 また、 改 開 (新 位段 主に小農による小規模 開 延宝 検 小 丘 地 経 場 (上之原) 地でーー 一検地後 こちらは領 営 所 主 0) 0 台) 確 確 定 0 七 立 を中 \mathcal{O} 石 七世紀 安定 信 主土屋 余 地 心 太 \mathcal{O} 代 な Ш 田 末~一 家が積 新開 新 丘 畑 陵沿 開 が

るが、 基づく共 ように 開 発 人 り三〇石余 伏 \mathcal{O} 屋長 組 請 織 負 左 という手 惣 衛 の 門 集 開 が 落 発主体となったの 順 括 で進 座 で 請 め 講 5 け など) 負 れ た。 って伏屋新 うち六六 などであった(10%)。 は主に小農あるい 田となっ 石 余 がは、 た部 は それ 分で 述 でする あ

同

されている「104)。 した一 九 石余が 後 槙 図の元禄 尾 五. ፲፲ 五石余が、 右岸 翌元文四 四年(一 \mathcal{O} 和 元文三年 田 1年に 一村で 七〇一)に は 野谷池尻 (一七三八) 延 宝 立 検 一合野 地 を開発した一斗余が新たに 以 に 山 前 [之内谷 のことは 「立合山之内」 々其外端々」 不明であるが、 を開発した を開 高 発 検 請

あるが を行 池 を行うことにな 右衛門家 で開発が おそらく、 でに新開 開 田 ○石余は伏屋長左衛門家によるもの 方、 発が -村と同 同 行 万町村 が池田 の開 進められ 槙尾川左岸の万町村では、 時期に万町 庄屋伏屋長左衛門家が主導して溜池や耕地の基礎的な造成 わ 発田 じく領主土屋家の主導で、 れ 0 下 たもの 百 合 地など)。 村 計で一 万町 姓が小作人として個々 領 村内でも 0 村 と考えら 荒 五. 百 地 さらに一七世紀末~一 石余ほどが 姓 に進 新 か 開が ñ 行する 先 る。 定数が小作 き進めら 述したように、 槙尾川 また、 であった。 高請されてい (出作一八 の耕 つれてい 具体的 沿いや和泉中央丘陵内 人・下作人として耕作 地を整備するという形 たと想定される(利 八世紀前半には、 石 . る。 なことは不明で 1余)。 七世 ただし、 そこでは 紀 中 頃 う Í

《文三年(一七三八)年に二石余、 同 じ 左 岸 の鍛冶屋村では、 寬 元禄 足保元年 一四年 七四四 (一七〇一) に五 に二石 余が 石 余、

> 高 請 され て る

以上から 次 のことを指 摘 してお きた

まえれば、 も十分な実 化 面 を促進させるものとし 的には中位 に、 こ の 証が 七~一 設丘 ように理 できて から丘 八世紀 いるわけではないが、 て進 陵部 解 しても差し支えない 前 んだ点であ 向 0 0 新 て、 開 が、 る。 質 的 池 後者 池 に 田 ように思わ 田 は 谷 下 小 全 村 経 体とし ては、 実態など てみ 確立 れ 必ずし 安定 を踏 ば 陵

の間には、 第二に、 面 的 方で槙尾 にも、 質 Ш 的に 右岸 も差異がみら (信太山 丘 陵 れる点で と左 岸 (和 泉中 丘

で差異があ ど多くない あ 内 か らには山 まなくなっているの と左岸で差異が生じている。 る。 部 面的、 ったという事 室 に高位段丘 とは な側 堂村あたりまでであ \mathcal{O} のはその 用益との 面で 0 たのである。 . え、 は、 が広 情 信太山 が 石がって 関係 ためで あったと思われる。 で 少 ある。 なくとも一 で、 丘 あり、 陵におい いたため、 0 開発可 右岸に その背景に た 七世 (図2参 信 比べ 能な土地が 太山 て も高位 紀 新 は、 て、 末以 丘陵でもその地 開 逆にいえば、 照 の 段 継 降 和 左岸では新開 泉中 和 丘 続が ほとんど残されてい 0 新開 田 が -央丘陵 村 広 可 \mathcal{O} が 能 信 0) るの 太山 展開 新 形 で あっ があ 開 に \mathcal{O} 丘 地 が は に、 たの 形、 まり 陵 ŋ そ 池 で 南 田 右 下 ほ で は な さ 進

れ たこと の開 質的 な側 発欲求と伏屋長左 が 注目さ 面 では、 ħ る。 万 町 衛門家の 村 れ による池 は 先述 経 済力との 田 下 たように、 村 出 結び 作 **つ** 八 き 石 経 0 余 営 な \mathcal{O} 開 の カゝ 確 発 立 進 が め 安 小

長左 であ かろうか。 開 化 衛 とともに、 0 た。 主 門家の経済力に依存 体と その さらにいえば、 す 背景にも、 る 長 \mathcal{O} 左 に 衛 ţ 菛 家の B 同 せざるをえな は 社 七 様 り 会的 世 \mathcal{O} 和 理 紀 泉 **北末以降** 由 権 中 が 力としての ·央丘 あ ١Ų との 0 0 陵 たと 新開の過半が長 \mathcal{O} 事情があっ 地形などと 崽 成 ※長に わ れ つなが たの Ō 左 関 では るも 倸 で、 家 な \mathcal{O}

②坂本新田と伏屋新田の成立

成立した 五 頭 (上之原) 年 \hat{o} 岸 ところ 大規 0) 差異 六 模 で、 **図** に 七 新 七) 2 お 田 Ł 近 っと 参 VI 開 世 照)。 て宝 に 発 池 坂 0 ŧ 田 本新 永七 展 顕 谷 開で 著に現れるのが、一 の大きな 田 年 ある。 (四二石 七一 特 坂 徴 0 余 本 で 村 あ に伏屋 が、 り、 領 七世 \mathcal{O} 中 同 池 紀後 田下 ·位段丘に 新 時 田 -村領 半~一八世 槙 (六六石 尾 \hat{O} お Ш 高 VI \mathcal{O} 、て延宝 余) 位 右 段丘 紀 が 初 غ

î 発 を あ め 開 町 に 屋 地 請 る る 坂 お 発 喜 伏屋 人は を 近 播 左 け 本 衛門 請 隣 磨 新 て 負 は 所 つ \mathcal{O} 長 屋 田 た 有 左 池 弥 0) (寺 力者 衛門 開 し 0) 田 兵 開 衛 発 7 で 下 田 発 ある。 家) 人 拝 あるいは大坂町 であった。 村 人は、 (赤松家) 領 と同じ土 と、 し開 地 坂 開 主 発を行 青 11 発 本 人は、 つまり、 屋 の二人であっ 庄 山 村 家領 と同 家の家老と 屋 人が巨 として た。 ...じ青 万町 地 代 開 こうして成立 2金を支 上額の 発 村の 高 山 地の 請 た。 姻 家領 資 庄 戚 地 | 関係に 払 金を投下 領主と深 屋で、 また、 以 。 の 外 泉 0 郡 芝地 大庄 伏屋 L 領 あ 池 た新 つ 主 浦 · 関 て開 か '屋 た 新 村 ら開 も勤 大坂 田 係 田 \mathcal{O} 村 発 \mathcal{O} 庄

ども含めて土地所有を独占することになった。

- ii た開 激 かった開 いしい矛 伏屋 発 坂 が、 本 新 盾を惹き起こしたことがうかがえる。 発 新 田 田や Щ 計 \mathcal{O} 開 \mathcal{O} 画 用益や用 が 伏屋新田 発 に際し V くつ かあっ 水に 以 て 外 は 支障 に 池 た。 ŧ 田 をきたす村 下 これらのこと 村 太山丘 なり 陵で む 反 こからは、 は 発 \mathcal{O} 実現 が 百 姓 あ つ と こうし 至らな た。 0 間 ま
- iii まであ け 入植 暦一○年(一七六○)頃には伏屋家のものとなる。 と大坂靭の干鰯問 いつつも、 植・居住し、 伏屋 泉 括 で売却 州 居住 り、 新田 佐野村の せず、 享保七年(一七二二)には横 の開 村方地主として存在 してしまう。 所持地を少 者 発 屋助松屋 享保八年には 人伏屋家は、 (廻船問 また、 仁兵 しずつ池 屋 食 し 野 衛へ売却してしまう。 坂 自ら 新 続けた。 本新 家の関係者か) 田 田下村の 成 \mathcal{O} 田の開発人 Ш 立 「支配 後も 谷 坪 有力者などへ 井 分 万 村 町 の手に へ の 一 村に (請 \mathcal{O} 方の 澤 人寺 その :家に 所 居 赤 渡 住 後すぐ 切 松家 ŋ, を 田 新 し 丸ご 家も り た 田 分 宝 は
- iv) こうした開発 置 するなど、 作 口 L 有を欠如させながら 組 付 て 権 けら いえば、 織 (永小作) れて を 実質的には小 形 が成す 入植百 いたのであるが、 を保持 人=地主= る Ę 姓 至 は て領 建家を 経 人の 営の たの 庄屋 主 である。 次第に小 開発人い 家として存在した。 への年貢と地 0) 所 有 もとで、 し、 ず `耕 経営主体とし 地に ń 新 かの 主 田 対して へ の 植 抱百 坂 小 者 ŧ 本 て は 座 新 料 田 を 定 土 $\widehat{\parallel}$ に位 に即 負 \mathcal{O} 所

本 節 田 こうし での 氏 に た 角から以 新 的 田 確 開 な 発と 下の点を指摘しておきたい。 評 価 展 が なされ 開その もの ているので(105) がもつ 意義に ここでは省 つ いて は、 す 略 っでに L

とであ とつの ての性格 田 陵 ていったー の地 谷では、 谷 内に 形の る。 主要な場として展開 を帯びる存在との並存 差異 それ 方で、 このような大規模な新田 小経 おいても は、 営の家を基軸とした村社会と貨幣 (高位段丘 左岸では計画も含めてそうした開 先述の 様 ではなかったのである。 点とも重なるが、 していくが、それも \mathcal{O} 有無など) 対抗の [開発が槙尾 启 によるも 面 が、 信 太山 地 Ш 理 Ш のと考えら 右 岸に 的 で 動 丘 発 条件に えがみら 0) 産 陵と和泉中央丘 新 所 お 田 有 Vì 規 れ て 開 主 れ 定され 一体とし る。 な 発 進 たむひ 行 池 L

うな共 いう点にあったのであり、 長 七年には 二 ったことがうか 左衛門 分 門家は、 (寺 同 抱 関 澤家へ売却した。 家にとっての新田の 田 [家請 宝永七年に伏屋新田を開発するものの 伏屋長左衛門家と新田 係 百 を構 姓 所 分 築することは \mathcal{O} がえる。 関係は取り を買得したのであった。 そして、 突き詰め し したがっ 存在意義はあくまで余剰 な 結ぶもの カコ [開発との関係につ れば対 宝曆 ったので て、 0 新 一〇年頃に今度は 象となる新 田 あ 居 0) こうし る。 村の 百 一姓との 万町 1 た動 田 資 ○数年後 てである。 村におけ はどこでもよ 金 間 一の投 向 坂 品には、 から 本 の享保 新 長左 るよ 先と は 田 地地 \mathcal{O}

0) 方 資 金 先述 下 \mathcal{O} 池田 たという点で 下 -村領内に は おける出作 共 通 でする 面 をも 一八石 ち つ 余 つも、 の開 発 万 は、 町 村と か な

> たる村: 万町村 くるのである。 ているの で長左衛門家が出 \mathcal{O} もったのであり、 的 である。 村 左 格 な関係、 この百姓 ではなかったと考えら 衛門家) を異にするも 接 不可 社会 での庄屋あるいは さらにいえば、 分な は であり、 長左衛門家の なかろう 全生 関 小作人— 係に 活 \mathcal{O} それ 作 万 世 で うか。 界) 地 町 あ あ 0) 故 村 卞 0 0 んる。 たといえる。 た点で、 لح 開 地 12 長 立場から おそらく出 に 作人の関係 の絡 おい 者家とし 発 主 出 人と新 であり続 作 ては生 み合 少なくとも 地 いえば、 伏 は に 屋 V) 田との関係 売却の対象と ての位置づ 作 すなわ あるも けて 地と 0) 活 新 な 田 共 万町 同 か いることが、 出 Þ 八世 で、 関 坂 作 \mathcal{O} ŧ け 地 係 O村 本 異 紀 なるよう لح 0) 0 を 新 出 なる性格を帯びて 開 半 は 地 社 築 同 作 田 **糸き上げ** 会秩 とは 発 ば 不 主 時 地 そ 人の存立基盤 可 であることと で 宝 序 れ 分 は 根 を傍証 性 な 本 期 格 側 的 たの \mathcal{O} 面 相 万 (長 即 を

おわりに

や法 で き 第 本章で た 村 は あるが と社 むらにおける (第三~ 節)、 会論 は さらには史 五節 を前 近 年 開 提に \mathcal{O} 発 七 近 またさら \mathcal{O} 世 世 しながら 料 展 紀 史 論 の社 を中 開 の視点、 に に、 主 会秩序の 心とした地 (第二 軸 近世 あるい を 据 一節)、 池 確立 え 田 は 域 エとその 泉州泉郡 谷 概 畿内 史 観 0) 研 全体 究 村 てきた 展 0) 史 開 池 到 田 **小** 谷 (第 そ 領 六節 松 てみて 主 尾谷

後に二つの点を改めて強調しておきたい。

とが 何に捉え直していくかという動向のなかで、 質に規定されて、 していくのであった。 を地域・ ことである。 把握 法的枠組みと社会的実態との緊張関係のなかで進んでいくとい 重要なのである。 に、 するためには、 村あるいはその内部の諸存在が自らの利害に基づきながら如 村 言 むらにおける社会秩序の 多様なレベ 換えれば、 まずもつて村や地域の社会の実態を踏まえるこ したがって、 ルの法が存立していくのであるが、 公権が重層的に分有される近世社会の特 法や法 確立と展開 的 枠 社会秩序が確立し、 :組みがもつ意味を正確 は、 全体としてみ それ 展開 う れ

提であるので、あえて記しておきたい。依拠した社会構造分析があることである。この点は本論文全体の大前の第一〜四章での、村ごとの固有性あるいは素材とする史料の特徴に第二に、第一の点とも重なるが、本章での考察のベースには、以下

ったく不十分である。 実に立脚 な お とりわけ村落史研究のなかでどう位置付けるのかという点はま 当然のことながら、 しながら今後考察していくことにしたい(^oo)。 これについては、 本論文では数多くの 本論文で明らかにした歴史的 課 題 が積 み残さ れ て

注

- 俊雄著作集第八巻 歴史学の思想と方法』法蔵館、一九九五年)。(1)黒田俊雄「あたらしい地域史のために ―地域史の現状と課題―」(『黒田
- 権力 ―権威とヘゲモニ――』山川出版社、一九九六年)。(2)吉田伸之「社会的権力論ノート」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的
- (3) 久留島浩・吉田伸之「はしがき」(前掲『近世の社会的権力』)。
- (4) 前掲吉田「社会的権力論ノート」一六ページ。
- 一九八○―二○○○年 Ⅱ 国家像・社会像の変貌』青木書店、二○○三(5)吉田伸之「地域把握の方法」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題

年)。

- 6 九九一 その意義を十分に理解するためには、 なお、 要があるが、 にまで立ち戻って、 縁と社会=文化構造』 同 築されたものである Ē 年、 この吉田氏の議論は、 大城下町江戸の 同『近世都市社会の身分構造』 それには至っていない。 その分析視角や方法などについて内在的に検討する必 同 部落問題研究所、 分節構造』 『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、 自身の都市社会史研究の積み重ねのうえで構 山川出版社、 今後の課題としたい 本来ならば、 二〇〇三年など)。 東京大学出版会、 二〇〇〇年、 都市社会史研究の成果 したがって、 一九九八年、 同 『身分的周
- (7)この項での引用はすべて前掲吉田「地域把握の方法」からのものである。
- 一揆の研究』校倉書房、一九九二年に収録)。久留島浩「百姓と村の変質」一九八八年、後に改稿し「近代化と国訴・百姓一揆」として『国訴と百姓(8)藪田貫「近世後期の民衆運動と地域社会・国家」(『日本史研究』三〇七号、

(『岩波講座 日本通史』第一五巻(近世五)、岩波書店、一九九五年)

لح

- (9) 前掲吉田「社会的権力論ノート」六ページ。
- 問題研究所、一九八七年、初出は『歴史学研究』五四八号、一九八五年)。(10)塚田孝「社会集団をめぐって」(同『近世日本身分制の研究』兵庫部落
- (11) 前掲吉田「社会的権力論ノート」六ページ。
- 【12)吉田伸之「編集に参加して」(塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空(12)吉田伸之「編集に参加して」(塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空
- (13)佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(古島敏雄編間と社会構造』山川出版社、二〇〇一年)。

地主制史研究』岩波書店、

一九五八年)。

『日本

- 二〇〇〇年)。以下、この段落での引用はこの論文からのものである。彦・吉田伸之編『近世の身分的周縁6 身分を問い直す』吉川弘文館、(14)吉田伸之「所有と身分的周縁」(久留島浩・高埜利彦・塚田孝・横田冬
- 公論社、一九九二年)。(15)吉田伸之「都市の近世」(同編『日本の近世第9巻 都市の時代』中央
- (16) 前掲吉田「所有と身分的周縁」一一五ページ。
- 飯田市教育委員会、二〇〇六年)。(17)吉田伸之「『単位地域』について」(『飯田市歴史研究所年報』第4号、
- 巻(近世五)、後に前掲『巨大城下町江戸の分節構造』に収録)など。(18)吉田伸之「巨大城下町――江戸」(前掲『岩波講座 日本通史』第一五
- ら歴史学を考える』校倉書房、二〇〇〇年、初出は『歴史評論』五七一(19)塚田孝「歴史学の方向を考える―近世史の立場から―」(同『身分論か

号、一九九七年)。

な

- $\begin{pmatrix} 2 \\ 0 \end{pmatrix}$ なお、 年、 出版会、 史』青木書店、一九九六年、 同 後の課題としたい。 として組み立てられたものであり 『身分制社会と市民社会』柏書房、 同 本来ならばそこにまで立ち戻る必要があるが、それについては今 この塚田氏の議論も、 『近世大坂の非人と身分的周縁』 一九九七年、 同『近世大坂の都市社会』 同 自身の身分制研究や都市社会史研究を基盤 『近世身分制社会と周縁社会』東京大学 (前掲同『近世日本身分制の研究』、 一九九二年、 部落問題研究所、二〇〇七年な 吉川弘文館、 同『近世の都市社会 二〇〇六
- ・(『歴史科学』一六八号、二〇〇二年)。 世の身分的周縁6 身分を問い直す』)。同「地域史研究と身分的周縁」九九年)。同「身分的周縁と歴史社会の構造」(前掲久留島ほか編『近掲同『身分論から歴史学を考える』、初出は『市大日本史』2号、一九(21)塚田孝「歴史学の方法をめぐる断想―アメリカでの経験にふれて―」(前
- (22) 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年
- 素材に―」、『人民の歴史学』一七七号、二〇〇八年)。 となども指摘している(塚田孝「地域史研究と現代―和泉市松尾地域を関通すべきであること、そのなかで「一九世紀の波動」が注目されるこ実した戦国末から高度経済成長期までを「大きな波動」として一貫して(23)あわせて塚田氏は、「家と村を基盤とする伝統社会」が形成・展開・崩
- 松尾寺地域の歴史的総合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年)。(24)塚田孝「総合調査の意義―地域史への模索―」(『和泉市史紀要第5集

- 2 5 塚田孝「松尾寺の近世」 という地域の「全体史」 員会、二〇〇一年)。 史的総合調査研究』)。 ○○八年)など。 二〇〇五年)。『和泉市の歴史2 《史研究と現代」。『和泉市の歴史1 寺院社会の地域史」(『歴史評論』六二三号、二〇〇二年)。 市史紀要第6集 なお、 槙尾山施福寺の歴史的総合調査研究』和泉市教育委 同 同 和泉市の歴史1・2は、 を叙述したものであるが、 「近世槙尾山の成立と構造」(同上)。 (前掲 「槙尾山の歴史と地域―近世を中心に―」 『和泉市史紀要第5集 松尾谷の歴史と松尾寺』(和泉市、 横山と槙尾山の歴史』(和泉市、 横山谷あるいは松尾谷 その視角は先の吉田 松尾寺地 前掲同 同 域 「近世 の歴 地地
- 二〇〇四年)など。
 育委員会、一九九九年)。同『近世和泉の地域社会構造』(山川出版社、(26)町田哲『近世黒鳥村の地域社会構造』(『和泉市史紀要第4集』和泉市教

氏

の

「単位社会の全体史」と近似的である。

7 「近世村落の 故の、 ば、 を統 0 0 落において共通するもの を構成する諸要素のそれぞれは、 組み合わさり方を一つの村に即して実態的に捉え、 村の全体構造は固有である。 "近世和泉の地域社会構造』 三ページ) 伝統社会における近世村落の 的に |域の固有で絶対的な意味を見いだそうとするものである。| 「個体性」として把握するという方法を含意している。 「固体性」 的把握」 (普遍的) 「個体性」 という視角の意図は、 日本近世の村落ないしは畿内の近世村 「個体性」 であっても、 に集約されている。 的把握とは、 の中に、 それらが織りなす一つ 伝統社会であるが 普遍性と特殊性と こうした諸要素 次の一文 「近世村落 (前掲 いわ

> でいる。 って、 て考えてみたい。ただし、 筆者自身の理解を示すべきであるので、 な転換を求めるものであったといえる。 町 点を乗り越えることと表裏の関係にある」とも述べている。このように において、 田氏の研究実践は、 また、 むしろそこで得られる村落像が村一般に解消してしまうという弱 町 個々の要素である機能や政治的システムを取り出すことによ 田氏は続いて、「このことは、 それまでの村落史研究・地域史研究の流れに大き 基本的には町田氏の見解に筆者も多くを学ん 今回は含められなかったが改め その点については、 後述する村落論・ 本来ならば 地域社会論

- (28)前掲町田『近世和泉の地域社会構造』三二七ページ。
- (29) 前掲町田『近世黒鳥村の地域社会構造』
- (30)前掲町田『近世黒鳥村の地域社会構造』八八ページ。
- 世和泉の地域社会構造』)。(31)町田哲「池田下村の村落構造―村役人・村内小集落・座」(前掲同
- は『市大日本史』創刊号、一九九八年)。(32)町田哲「小田の座について」(前掲同『近世和泉の地域社会構造』、初出
- 初出は『市大日本史』5号、二〇〇二年)。(33),町田哲「坂本新田の成立と構造」(前掲同『近世和泉の地域社会構造』)
- (34)前掲町田『近世和泉の地域社会構造』三二二ページ。
- (35) 先述の町田氏が対象とした池田下村・坂本新田・伏屋新田も池田谷に含
- (36) 先述の塚田氏が対象とした松尾寺(村) も松尾谷に含まれる。

- $\begin{pmatrix} 3 \\ 7 \end{pmatrix}$ なお、 具体的な実証過程については各章を参照いただきたい
- (3 8) 大阪歴史博物館所蔵 章で引用した史料は除いて、 が活字化されている。 泉郡万町村旧記『俗邑録』」 は 一冊目という意味)を注記する。 「大阪歴史コレクション」。『和泉市史紀要第15集 以下、『俗邑録』からの引用にあたっては、第 (和泉市教育委員会、二〇〇八年) に全文 市史紀要に付けた整理番号(I―1など、
- $\stackrel{\bigcirc}{3}$ これは伏屋長左衛門家が近代 た文書の れている。 阪歴史コレクション」には、 めと考えられる。『俗邑録』もその際に流出したのであろう。なお、「大 一 部 が また、 『伏屋文書』として収められている。 大阪市立大学学術情報センターの森文庫にも 万町村の中世史料も一点 (聞き取りによると大正期) (田地売券) 含ま に逼塞したた 流出し
- $\stackrel{\frown}{0}$ 伏屋長左衛門家の系図については第一章図3参照
- 町田哲 「『俗邑録』について」(前掲『和泉市史紀要第15集 泉郡万町
- $\stackrel{\frown}{4}$ 前掲町田 「『俗邑録』について」ーー三~四ページ。

村旧記

『俗邑録』。

- $\stackrel{\frown}{4}$ 前掲町田 『近世和泉の地域社会構造』。
- $\stackrel{\frown}{4}$ 永野仁 `研究─』大阪経済大学研究叢書第三○冊、 「和泉市域の俳諧と文化」(同『堺と泉州の俳諧 新泉社、一九九六年)。 --泉州俳諧史
- (4 5 浦田村では、 るが に村方騒動がおこり、 和 :泉中央丘陵における村の歴史』和泉市教育委員会 (山下聡一 宝曆一二年 (一七六二) 「『浦田村一件』関係史料解題」、『和泉市史紀要第16 村を二分する (庄屋が二人たつ) から一九世紀初頭にかけて断続的 状態が続いてい 二〇〇九年)、

門家にも関係史料が残されていた可能性がある。だとしても、『俗邑録』 関係史料は、 期間ではあるが伏屋長左衛門家も調停にかかわったようであり、 には収載されなかったのである。 ものであるが、それは高橋家が騒動の調停を担ったためである。 『俗邑録』からそれをうかがうことはできない。 もともとは池田下村の庄屋高橋家の文書群に含まれていた なお、 村 件

- $\stackrel{\frown}{4}$ 一方で、 明治期の山論に関する文字史料は皆無である。
- $\stackrel{\frown}{1}$ 和泉市教育委員会所蔵
- $\begin{pmatrix} 4 \\ 8 \end{pmatrix}$ 逆に、三浦家と浄福寺のつながりが想定できるかもしれない
- 9 前掲町田 『近世黒鳥村の地域社会構造』。
- 5 0 朝尾直弘「兵農分離をめぐって 初出は 尾直弘著作集第二巻 『日本史研究』七一号、 畿内からみた幕藩制社会』岩波書店、二〇〇四年 一九六四年)。 ―小領主層の動向を中心に―」 同 「朝
- (5 1) 前掲朝尾 「兵農分離をめぐって」三四三ページ。

5 2

朝尾直弘

『朝尾直弘著作集第一巻

- 店、二〇〇三年、 九六七年)。 初出は『近世封建社会の基礎構造』 近世封建社会の基礎構造』 御茶の水書房、
- (5 3) 同じ一七世紀の畿内村落を扱ったものとして、 に把握する視角や方法を欠いている点に大きな問題が残されているよう く述べる余裕はないが、 同 着目は重要であるものの、 『近世の村社会と国家』 初期・ 朝尾氏の議論と比べると、村社会を構造的 東京大学出版会、 前期の村方騒動や村惣中といった要素へ 水本邦彦氏の研究がある 一九八七年など)。 詳し

に思われる。

- (54) 前掲吉田「社会的権力論ノート」。
- 座日本歴史』第五巻(近世一)、東京大学出版会、一九八五年)。(55)朝尾直弘「『公儀』と幕藩領主制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講
- (5 6) 塚田孝 文堂、二〇一〇年)。 にむけて―」(同編 同 藤毅編『伝統都市2 世 同 都市文化研究センター、二〇一〇年)。 身分社会の比較史 「近世大坂における芝居地の 「近世身分社会と大坂の非人身分―問題提起をかねて―」(同編 「近世大坂の法と社会」 『身分的周縁の比較史―法と社会の視点から―』清 権力とへゲモニー』東京大学出版会、二〇一〇年)。 (国際円座報告書)』 (同編『近世大坂の法と社会』清文堂。 《法と社会》 大阪市立大学大学院文学研究 同 ―身分的周縁の比較類型論 「都市法」(吉田伸之・伊 『近
- (57) この部分については、以下の論文などを参考にした。仁木宏 古代 ・ 館、 田伸之編 報告書』 尾寺と中世松尾寺文書」 二〇〇七年)。 中世を中心に―」 和泉市教育委員会、 『身分的周縁と近世社会6 前掲 (同上)。 『和泉市の歴史2 (『和泉市史紀要第3集 一九九九年)。 山下有美「和泉松尾寺の寺院社会」 寺社をささえる人びと』 吉川弘文 大澤研一「松尾寺の歴史― 松尾谷の歴史と松尾寺』。 松尾寺所蔵史料調査 「和泉国松
- (58) 松尾寺文書巻5-6。
- (59) 松尾寺文書巻5-4。
- (60) 松尾寺文書巻8―3。
- (61)こうした池のあり方の差異は、村と池の関係を規定していくことにもな

- のである。 単位で梨本池を核とした単一の水利組織が成立していったと考えられる 関与することは少なかったと考えられる。その一方で、万町村では、村 所持者を構成員とする田郷仲間が、いくつかの池によって形成される用 のである。
- (62) 鍛冶屋村大池の役水については第一章を参照のこと。
- と、今のところは推定している。認することはできないので、その段階では村に包摂された存在であったく不明である。ただし、『俗邑録』の一六世紀の文書からその名前を確(64)なお、中世段階で伏屋長左衛門家がどのような家であったのかはまった
- 題材として―」に基づいている。(65)この項の内容は、第一章「近世万町村と伏屋長左衛門家―『俗邑録』を
- 村の間で争論になっている。四〜五)に、松尾寺村が田地の開発を進めたことにより、松尾寺村と三の〜五)に、松尾寺村が田地の開発を進めたことにより、松尾寺村と三(66)ただし、別の「天井坊」という場所あたりでは、天明四〜五年(一七八

- (67) この小寺と、先述の養福寺との関係は不明である。
- (68) 村役人としての年寄と座の年寄とは別個の存在である。
- 6 9 錦昭江 唐国村に関する中世文書を扱った研究としては、以下のものがある。三 その内容については、 寺院社会」。 代まで一』 説 集 浦圭一「中世における農業技術の階級的性格―「門田苗代」を素材とし 『日本史研究』八二号)。 て | | 『和泉市史紀要第13集 松 同 尾寺所蔵史料調査報告書』)。 「松尾寺文書にみる中世刀禰の諸相」 『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、 和泉市教育委員会、 前掲 『和泉市の歴史2 第二章のはじめにを参照のこと。 前掲仁木 松尾谷史料群の調査研究―中世から近現 二〇〇七年)。 仁木宏 「和泉国松尾寺と中世松尾寺文書」。 松尾谷の歴史と松尾寺』。なお、 「岡紘一氏所蔵中世文書解 (前掲 前掲山下 一九八一年、 『和泉市史紀要第3 「和泉松尾寺の 初出は
- (70)この項の内容は、第二章「一七世紀の唐国村の村落秩序」に基づいてい
- (71)前掲町田「池田下村の村落構造」二一五~六ページ。
- 倉書房、二○○○年)、慶長検地の際にも山検地が行われたどうかは確―和泉国大鳥郡上神谷を中心として―」、同『兵農分離と地域社会』校施されたことが確認できるが(吉田ゆり子「兵農分離と地域社会の変容(72) なお、この地域に限っていえば、太閤検地に際しては山検地も同時に実
- 山論」に基づいている。(73)この項の内容は、第三章「唐国村・内田村立会山における用益の展開と

認できない

- 数も記されていなかった。(74) しかも、唐国村・内田村立会山の場合は、「場広山」とあるのみで、間
- 立と村」に基づいている。(75)この節の内容は、第四章「一七世紀・泉州泉郡宮里地域における寺の成
- 7 6 和泉市、 文禄三年八月「和泉国和泉郡内横山谷御検地帳」(『和泉市史』 掲 ~° 郡横山谷内北田中村御検地帳」 尾谷之内久井村御検地帳」 ージ)。 『和泉市史』第二巻三八三~九〇ページ)。慶長一六年八月 一九六八年、三三三~七〇ページ)。慶長一六年八月 慶長一六年「泉州泉郡横山谷之内北田村・中村御検地帳」(前 (久井町会共有文書A——○五)。 (前 掲 『和泉市史』 第二巻三七九~八三 第 「泉州松 「泉州泉 巻、
- 六年)。編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』吉川弘文館、二〇〇(77)前掲町田『近世和泉の地域社会構造』。町田哲「新田請負人」(後藤雅知
- の全体史が描き出されている。松尾谷の歴史と松尾寺』、前掲塚田「地域史研究と現代」において、そ《78)なお、唐国村・内田村が属する松尾谷については、前掲『和泉の歴史2
- 大日本史』第11号、二〇〇八年)。(79)新谷和之・高津浩司・濱道孝尚・前田学「池田下地域の古代・中世」(『市
- (80) 前掲町田「池田下村の村落構造」。
- (81) 前掲『和泉市史』第二巻、一八七ページ。
- (82)「(府中村明細帳)」(前掲『和泉市史』第二巻、六一一ページ)。
- (83)前掲町田「池田下村の村落構造」。

8 鍛治屋 町讃岐礼司氏所蔵文書箱1 -62-26°

(85) なお、近世には府中村の検地帳に谷山池が登録されていたこと (前掲

中村明細帳)」)、 現在も谷山池は府中地番であることからすると、 国衙

が谷山池の造成を主導した可能性がある。

8 6 ただし、 条里制との関係については未詳である。

8 7 前掲町田 「新田請負人」。

8 8) 前掲新谷ほか 「池田下地域の古代・中世」。

(8 9 荒木吉之助氏所蔵文書箱1―3「池田和田村指出シ帳」。

「泉邦四縣石高

寺社旧跡并地侍伝

 $\begin{pmatrix}
9 \\
0
\end{pmatrix}$

讃岐礼司氏所蔵文書

9 荒木吉之助氏所蔵文書箱1-2、 寛文一〇年(一六七〇)「泉州和田・

堂樋御改之帳」。 室

9 2 和泉市史池田編近現代執筆者会議(二〇一〇年八月三日)での山下聡 氏の報告レジュメによる。

93 前掲 『和泉市史』第二巻三二六~七ページ。

 $\begin{pmatrix} 9 \\ 4 \end{pmatrix}$ 茨城県立歴史館所蔵一橋徳川家文書 「和泉国大鳥郡・泉郡村々様子大概

(9 5) 讃岐礼司氏所蔵文書箱1-29 「巳歳田畑御物成可納割付之事」。

9 6 前掲 「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。

97 前掲 「泉邦四縣石高 寺 社旧跡并地侍伝」。

98 三浦家文書箱1-29 国分村検地帳」。

99 前掲 「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。

0 0 田中ひとみ 「宮里三ヶ村立合山 (字帰り尾) の開 発と地租改正」

> 泉市史紀要第17集 池田 谷地域の開発と生活』和泉市教育委員会、

二〇一〇年) 九六ページ。

「(府

 $\begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{pmatrix}$ 前掲山下聡一氏報告レジュメ。

 $\begin{pmatrix} 1 \\ 0 \\ 2 \end{pmatrix}$ この寛文検地は、延宝検地以前に池田下村と万町村で行われ た異例の

検地である。これについては、第 一章参照のこと。

 $\begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 3 \end{pmatrix}$ 前掲町田 「池田下村の村落構造」。

 $\begin{array}{c}
1 \\
0 \\
4
\end{array}$ 荒木吉之助氏所蔵文書箱1-6、 元文五年 (一七四〇) 六月 前 Þ 田

畑御改出其外御検地書上帳」。

 $\begin{pmatrix} 1 & 0 & 5 \\ 5 & 5 \end{pmatrix}$ 前掲町田 「新田請負人」。

 $\begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 6 \end{pmatrix}$ 渡辺尚志氏が近年の中・近世移行期村落論を総括しているが 年 ように思われる 塚田孝氏による機能論と存在形態論の対比的把握がポイントになる 世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年)、それなどから考えると、 志 報 「村の世界」、 第5号、 飯田市歴史研究所、 歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座5 (塚田孝 「地域史研究の視点」、 二〇〇七年)。 『飯田市歴史研究所 (渡辺 近 尚

第一章 近世の万町村と伏屋長左衛門家

―『俗邑録』を題材として―

はじめに

1

1

題と

問

と庄屋 世 0 同 章 伏屋長 地 時 \mathcal{O} に、 域 課 社会構 題 そ 左 は れ 衛門家を対象としながら、 『俗邑録』行という史料を用 造の を 通 して万町村が位置する泉州 .端を明らかにすることである。 その生活世界を考察するこ 1 て、 泉 郡 万町 池 田谷における 村とい う村

で示さ 村の ŧ 本章 こうした あ 近 る 0) れ 世 池 た歴 前 に 田, 提となるものである⁽³⁾。 お 下 本章にとってひとつの大きな前提となるのは、 史的 ける社会構造を丹念に 村 を 実態のみならず、 対象とした町 田哲氏の それに至る分析視角の面において 明 6 かにしたものであるが 研究である。 これは 同じ 池 池 そこ 一一一下 田 谷

の 点 で ま ず 注 目 3 ñ るの は、 池 田 下 村 0) 村 落構造を、 れ を 秩

> 働・生活・文化といった住 した要素それぞれの実態や相互の関係を問うことを通して、 素が村社会を規定するものとして取り上げられている点である。 座 屋 に 定 高橋家と年寄)、 づける諸 会構造として把握することが意図されているのであ おける用益 (池田下村レベ もとで、 要素 と開発)、 耕 0 地 ル 検討を 五つの集落 (上台と下 の惣座と集落レベルの座) 寺 通じて、 民の生活の諸局面を包み込んだ生活世界 -台)、 山寺 (中村・ 歴史具 院池 水利 田寺 体的 泉財・久保・ 之井と溜 に解明する」 [明王院])、 などといった多様 願成・ 池 لح Ш 生 山深)、 役人(庄 0) 一産・労 (丘陵 こう な要

いては以下のように整理されている。 史的個性をもった社会構 を掴みだし、どのように論じるかが重要になってくるが、 り、それを可能とするためには、 池 田 そのうえで注目されるのが、諸要素の取り上げ方である。 下村に関わるあらゆる事柄を総花的・並列的に取り上 造の 把握にはおそらく結びつかない 社会構造を秩序づける要素として何 上げても、 その点につ す な のであ わ ち、 歴

た山 会への包摂 合を背景とし る近世村落の が まず前半 近世 ら、一七世紀~一八世 0) 問題を 前期 に (一~三節) 集落レ 形成・ た村 池 か け 田 寺や惣座 て 請 べ 0) 制 成 熟 ル 展 村 の共同性の 紀前半の「小経営に基づく家を構成単 で 開 を明らかにすることが意図され、 は、 が 池 の問題などと絡め合わせることで、 田下 鮮 ①山の用が やか 村の成立、 成熟などを内容とする、 に引き出されるとともに、 益や開 池田寺の寺院社会 発 0) 問 題を主 ②そうし 軸 1の村社 惣的結 -位とす とし 世

②集落が 新 と各集落との たこと、 で な あって は 田 資 0 (1) 本 開 近 在 住 発 世 貫 地 民 \mathcal{O} 間 ĺ 領 0) 浸 て庄 を 主 共 透 屋 八 年 $\overline{\mathcal{O}}$ 同 長 世 寄 屋 系 性 対 左 紀 が媒介したことなどが明ら を 譜 の基本単 抗 衛 後半) 門 勤め続けたこと、 をひく高橋家は各集 \mathcal{O} 局 家による) \mathcal{O} 面 社会構 位 が であり、 抽 出さ 造の 0 問 れ その そうした 総体的 題 て 落 カ 中 る。 5 核に カゝ べ は 把 にされ 池 ル ま 握 とは異なる位相 座 た後 田 が課題とさ が位置 下 経 て 村 営 \mathcal{O} مل 対運営 してい は る。 厄 異質 節 れ

こうし

た整

理

を

可

能

に

したの

は次の二つであ

する前 \mathcal{O} あ 0) 世 ŋ 例 ま 0 よえなが えば 一界を 核に 生 村 で る 以 口 ŧ とっ とし ある。 上 うひとつ 活 描 .座があるとする点も 提に 世 は \mathcal{O} 古 界 5 万 点 き ながらも、 は 有 町 性 出 は 七 を を 町 隣接 構 村 念頭 に は 池 \mathcal{O} 世 すことに 田 造 絶 ように、 紀 田 氏 うする 的 伏 E 対 高 Ś 下 自身に 屋長 置 的 あくまで 橋 村 八世 明 き な 重 家 0 坂 意義 文書 展開 5 な 周 左衛門家という対象に即 点 本 よる周辺村むらについての研 が置か ながら、 辺 紀前半の村社会の展開 かにすることを目 小 新田の分析はがあ 文書群 を見出 2村むら \mathcal{O} 田 0 徹 枠 村 -組みが れ 底 本 じや坂本新田 的 から見出せるこの て 章 てい 即 な分析で で るの ľ 導 は、 、る点は Ē き出 『俗邑 る。 標とした で 池 「され あ 田 あ 0 また、 る。 分析 とくに る。 下 を 録 て、 村 7 Ш _ 日の問題 0 右 地 を前提としたも 11 究成果で 集落の 重要で لح 1の枠 口 \mathcal{O} 個 るのである。 域 いう史 能 根 性 の特質を踏 から な限りそ 底 的 組)共同 あ にみを切 な生活 に あ る。)照射 料 個 る。 性

(2)万町村・伏屋長左衛門家・『俗邑録』について

要と、 次に、 俗邑録』 本 論 入る前 をめぐる論点につ に、 万 町 村、 V 伏 て述べて 屋 長 左 ておきた 衛 門 家、 俗 邑 0

なった。 四)からは土浦藩土 住 八一軒・ 検 石 合 $\widehat{\underbrace{I}}_{|1}$ 万町村 していた 地高で六〇 一斗一升 (三五町三反八畝七歩)、 四三八人、 は 兀 $\widehat{\stackrel{I}{\underset{|}{1}}}$ 寛文期ころには 慶長一六年 合 石七斗一 回 屋家領、 $\overset{4}{\overset{\circ}{\circ}}$ 寛政元年 五町 升 四 (一六一一) 当初は幕領であっ 反八畝二六歩)、 寛文六年 九〇軒余、 延享四年 合 四四 七八九) の検地高 町 (一六六六) (一七四七) 元禄 には八四 反 たが、 延宝七 三年 畝 で四五五 0) 元禄七 年 からは一 軒 \bigcirc)歩) 検 三七 七 地 石 六七 年 \bigcirc 0) 高 \equiv 橋家 Ŏ 斗 (一六九 八 村 で 人が 九 五. 兀 で に 九二 領 あ 升 居 る

には、 0) ま していたと考えられるが、 紀 た、 活 前 この万 半に 動 一七世 おそらく遅くとも一 を展 村 町村 は居村内に一三三石余を 外も含むと思わ 開 させているが、 |紀後半以降に \mathcal{O} 庄 屋 を代 々,々 れる 八 その . は政 勤 世 その が、 めたの 経営内容などは 紀 治 点については最後に に 所持 は 兀 経 が /伏屋 済・ 万 兀 し 町 石 <u>6</u> 村 文化 長左 余を所持 内で 寬 \mathcal{O} ま 政 衛門家であ 圧 諸 0 たく不 倒 してい 局 面に 年 的 触 れた な <u></u> 一七 ર્વે 明 所 た お で Ī 高 九 て を有 4 る。 九 八 広

か 本章 ら文久二年 ものであ で 甪 11 る る。 八六二) 全 俗 邑 $\overline{\mathbb{H}}$ 録 からなるが までの古文書などを伏屋長左 は、 万町 村に 関 わ ₩ る大 目 永 は 長 年 左 衛門 門 五三三 家が記 政 芳

長 左 世 衛 紀 門 末 (磯 芳 が 九 世 九 紀 世 初 紀 頭 前半 12 文 ₩ 久 目 期 は 政 作 芳 成 $\hat{\sigma}$ 子 たと 長 左 考 衛 えら 門 楠 芳とそ う る ? 。 \mathcal{O} 子

ると で \mathcal{O} わ うことにし _ きて \mathcal{O} 俗 あ 様 か 現 り、 5 時 邑 在 11 子 う 期 が 録 な 11 \mathcal{O} V) 長 史 ところ に な _ たい。 から 問 料 俗 左 邑 題 衛 が ま 録 が 門 は 豊 た 検 集 家 周 富 地 俗 \neg \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 辺 な 俗 帳 邑 į 性 目 \mathcal{O} わ 邑 P 録 入別 格 て を 村 け 録 で 以 W 通 to が帳も現 こうした点にとくに らでは十 外 る してではあるが一 は 自 1体も長 ない。 点 0) 万 さらに 存 町 -分にう そうい 左 村 せ 衛 ず、 は 門 関 う大 長 か 家 村 す 定 える史 左 が \dot{O} \mathcal{O} ハきな弱 衛門 えなな 着 程 取 基 目 度よくみ 捨 本 料 し 家 11 選 的 は と択を経 なこと 点があ うつつ \mathcal{O} ほとんど 編纂 七 え、 検討を行 世 たも 物 る が 紀 かつ よく で の が 確 あ 村 Ŏ 認

山の用益の展開

)池田谷北部の空間構成と槙尾川右

1

展 本 開 節 に で つ は・ 1 て 万 検 町 討 村 を た 含 to 池 田 谷北 部 \mathcal{O} 槙 尾 Ш 左 岸 に お け る Ш Ø) . 用 益

岸

の

動

向

囲 で 向 あ を そ ま 池 概 り \mathcal{O} れ 田 谷 観 前 T 東 提 11 は し とし て る 側 0 南 お Ċ ° 池 信 部 て、 太 0 田 Ш 和 义 最 谷 初に \mathcal{O} 丘 泉 1 うち 陵 山 は 眀 脈 池 北 西 カコ 治 田 6 期 部 側 谷 北流 末の 0) 北 は 和 部 8 泉 地 す 中 中 Ź 义 世 央丘 槙 「を 加 そのうち 尾 は 陵 頄 工 池 した に 田 ょ \mathcal{O} 庄 の二つ لح つ Ł 槙 7 呼 \mathcal{O} 尾 開 で ば Ш あ \mathcal{O} れ カコ 右 る。 丘 n る 岸 た谷 荘 陵 \mathcal{O} 園 動

> 一山寺院 した。 開 で 同 (ただし集 する室堂 あ (同 兀 0 なお、 三三五 たが 五 九石 松 村 落 尾 和 余)、 石余)・ は 泉中 寺 同 近 右 が 岸 世 几 左岸の には 1七〇石 所 央 に 納花村 在 丘 位 にしてい 陵をこえた西 北 置 万 (-0) 町 5 延 同 た『い。 村 宝 · 和 検 五〇石・ 浦 尾 地 側 田 田村 Ш 高 は 村 両 余 岸に 松 尾谷と 同 同二六九石 という八 村 四 兀 領 石 呼 :余(9))、 が 広 ば 石 つの れ、 が 余) • 余 る ここに 村 右 池 鍛 岸 が 田 に 成 冶 下 展

永七 では あ 成 規 0) 丘 Ш 以 七世 一の耕 ŋ 段階 立 模 世 とその左岸に 北 池 した。 に展 年 延 な 紀 田 宝五年 紀には [谷北部] 後半 になると、 地 長 「資 」は信-開 左 七 本 カゝ 衛 このうち _ O 太山 5 丘 \mathcal{O} 門 しは、 (一六七七) 投下に 一陵に 、築造 中位 槙 家 信 尾 丘 は 太山 され に 中 伏 向 陵 段 Ш 開 伏屋 よる 屋 位 か \mathcal{O} 丘 右 発 丘 岸で 段 つ 裾 新 た谷山池によって灌漑された。 で 人 陵で小松や下草 丘や丘 新 て小規模で個 耕 田 新 に 11 築か は、 は ,田 坂 田 地 庄 開 開 本 (六六石: 屋 伏屋 れた溜 発が 発が 中 新 陵 11 內 世 田 地 長左 0 進 \mathcal{O} 行 主とし 別的 四四 しんだ。 余 高 段 わ 池 の採取が行われるととも 衛 れ 位 によって 階 石 لح た。 な新 門 段 で、 て土 家 低 丘 余)、 こうし う — 位段 0) に 開が進み、 低 地 灌漑され 開 お 位 所 高 発 村 いて 丘 段 持 て、 位 立 \mathcal{O} 丘 方、 を 段 開 ょ ち 耕 さら 独 中 発 た。 る 地 池 \mathcal{O} 丘 占 中 新 で 位 人 は 田 は 段 0) し \mathcal{O} 田 近 位 槙 下 丘 宝 世 段

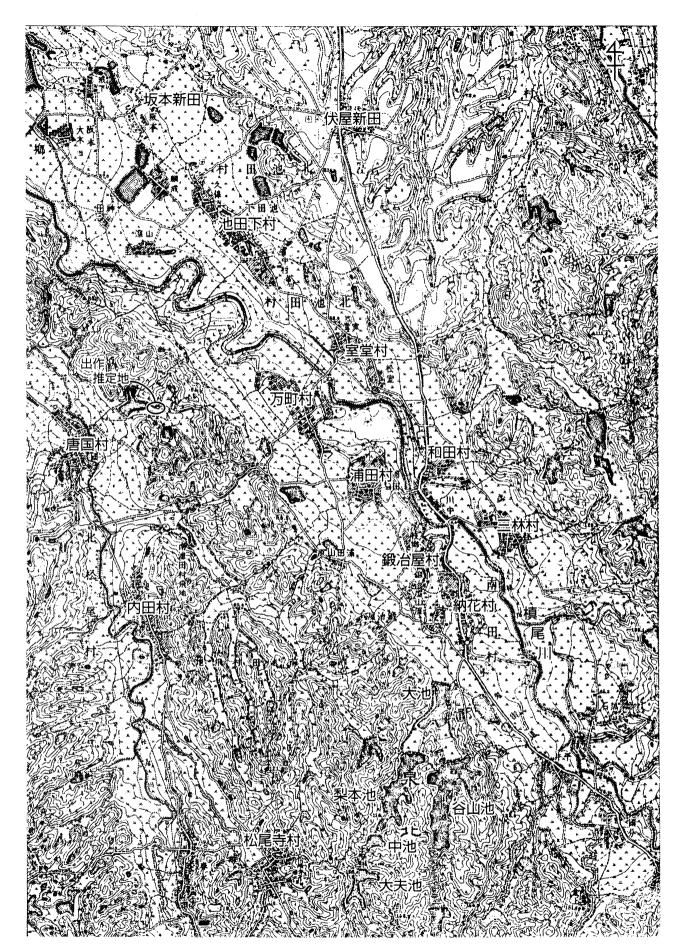


図1 池田谷

注、『正式二万分一地形図集成』(柏書房、2001年)「信太」「内畑」を加工。

2 槙 尾 川左岸における山 の用 益 ഗ

基づきながら詳しくみていくことにしよう(-*)。 俗 方、 邑 绿 槙尾 に史料が数多く掲 川左岸 (万町 村 載されている。 浦田 村 鍛 沿冶屋 以 村 が下で \mathcal{O} 動 は 向 俗邑 関 し 録 っては、 に

でい \mathcal{O} 開 池 冶屋村にあたると想定される) 大な丘陵 松尾寺に残された中世文書によれば 用水を得 溜池の を築き、 発 に新 尾川 が たのであるが 本格的に進展していったと考えられる(~。)。 左岸には、 池 築造と併行し ることができなかっ (山) を寺領とし、 さらには梨本池の水不足を補うために、 (大夫池 (1 5) \ 右岸とは を築いたことにより、 しながら その 内部に箕田 それは丘陵の 進むことになったようである。 たため、 異なり低位段 が、 承元期 耕 村 地開 中 東側 丘 (後の (一二)七~一一) 世の 槙尾 が展開 発 は (池田谷 万町 松尾 Ш 和泉中央丘陵 永仁 せず、 左岸の中位段丘の 村 寺 は、 侧) 二年 浦 槙尾川 すなわち、 田 にも及ん 周 に梨本 (一二九 周囲の広 吸内部で 村 か 鍛 b

で和 とに と考えられ 近世と同じくこの当時も万町村 <u>二</u> 五 取 状が書き写されている 俗 立六七)、 臣録 中 述 央丘 0 近世段 るが、 町 に 陵 村 同 は、 (主に東の 階 請取状はいず 浦 0 \blacksquare 天文二〇年 年に Щ 村 . の 松 池田 甪 鍛 $\frac{1}{1}$ 尾 益 冶 2寺から れも万 谷側 \mathcal{O} 屋 (一 五 五 浦田村 あり 村 0 出された大夫池の池 では、 方も勘案すると、 Ш 町 村宛てとなっている。 \mathcal{O} 5 鍛 用 冶屋 益 松尾寺領であっ 同二二 9 が 万町 村立会の $\underbrace{\overset{1}{\overset{2}{\circ}}}_{\circ}$ 年、 村 を中 中 -世末の段階 池で 大夫池 料 永 た場所も 米三石の 禄 しあった このこ 〇年 には、

> 同 関 係の な か で展開 してい たものと想定さ れ

きな 5 れる。 こうし 画期であり、 た三 この点について、 村 0 これを経て新たな関 Щ の用益にとって、 項を変えて、 係 二つの点からみて 六世 が形づくら 紀 末~ ħ 七 て 1 世 いきたい。 紀 たと考え 初 8 は大

3 万町 村 浦 田 村 鍛冶屋村立 会山 の確 立 一と展

孝氏が指 五. 九四) 村 画 (梨本: (桑畑山)として確立したことである(-^)。 期を示すひとつは、 の用益が展開して \mathcal{O} <u>ப்</u> 摘してい 太閤 も包含されることになった(この)。 検地が契機であったと考えられる。 . るが (18)、 いた場所が 和泉中 世には松尾 屯 丘 領主 陵 0 東 権 寺 力の 側 領 (池田 であ おそらく文禄 そこに 公認をうけ言 つ 谷 た梨 は、 側 す 本 を でに 池 中 周辺の 年 この立会 心 塚田

山

Ш

それに関わる文書が 寺村からの浸入による山 行われたようであるが この立会山 「では、 溜 いくつも掲 池 $\widehat{\mathbb{II}}$ 一論が の設置・ $\frac{1}{3}$), 断 、載されている(20)。 続 維持とともに、 的におこってお 近世を通じて 松 小松や下草 り、 尾寺 俗邑録。 ある \dot{O} 、は松尾 採 には 取

とが 百 寛文一三年 記され 姓が代官豊嶋権 ている。 (一六七三) 之丞 へ差し出した目安 五月二三日に 鍛 冶屋 Î 村 1 1 浦 田 に 村 は、 万 次 , 町 のこ 村

i 木を伐り取った。三村は代官松村吉左衛門へ訴え出ようとしたが 寬 文一一 村伊左衛門の仲介で延引した。 年 六 七 に 松 尾 寺宝 ところが、 瓶院 が その 秋の松村によ 村 Ш . 内

る 永 荒 場 取 調 に 際 Ĺ て、 宝 瓶 院 は松木がある場 所 などを

「松尾寺

^{||}荒場」

とし

て

上

申

し

ii うとしたが、このときは わらず、「先年」に宝 大夫池の 「池之内」 瓶 で 唐国 院 は が 田 新 村 地 田 庄 開 開 左衛門の 発 発を行 を認め 0 仲介で田 てこな た。 公儀 か 地 つ を荒 たに 訴 たらさせ え出 ŧ か ょ か

て内済にした。 に小屋を建 ところが寛 大夫池 文 0 一一年に再び宝瓶院が 「池之内」 で 新田開 民発を行 三ケ 0 村 立会 たた

め、砂で池が埋まり迷惑している。

内だった」(ヘー゚ことが や大夫池 て る宝瓶院が、 めを求めたものであるが、 いただきたいと結んでいる。 いたことがうかがえる。 木の伐採や新 そのうえで、 0) が付近が 大夫池のあたりで立会山と松尾寺の 田 宝瓶院を召し 開発などを行い、 「松尾寺境内からほど近く、 きあったと考えられ こうした宝瓶 その内 この 出 l 容 目 = 安は直 から 向後理不尽成義不 村との間でたび 院 は、 \mathcal{O} 接 の行動の 外には: 松尾寺の しかも以前 山との 背景に iii こたび争 最有力子院であ 仕 境界 新 よう は は、 開 論になっ をこえて 0 松 梨本池 尾 差 命 寺領 し止 Ü て

に より 川筋 八 り境界争 朔 世 四~五年 とが入り交じる場所で、 紀 紀後半 以 が 起こってい 降にも三村 <u>(</u>七 八四~ る と松尾寺 五 $\widehat{\mathbb{I}}$ 松尾寺村が田地の には、 2 村 $\underbrace{\tilde{0}}_{\circ}$ との 一村立会山と松 間 松 で 尾 争 寺 開 V 村 発を進めたこと が から ねこっ 尾 大坂町奉 寺 村 て 0 田 VI

> 松尾寺村 梨本池や中池の「堀浚手伝」として米二五石を三 が、 なってい 村し楠松 を盗み取ったことが 月 行 になっている 土砂留山 たは、 所 天保一〇年 出 る。 .林」で松木などを盗伐したことが発覚 から一五〇〇人を差し を召し捕 松 訴 尾 するが、 最終的には、 寺 $\widehat{\mathbb{I}}$ 村 (一八三九) るが、 庄 $\stackrel{|}{\overset{1}{\overset{4}{\circ}}}$ 左衛門 内 発覚して .済に その際には 梨本池 \mathcal{O} なって 下 正月にも VI 出 人楠 る いる。 すことで内済となってい $\widehat{\mathbb{II}}$ 中 松が 他 松尾寺 池 八 人の また天保八 $\stackrel{1}{3}$ 「梨本池 大夫池の 「諸木 村 Ļ 村へ出すことで内 源 堺 今度は 兵 堤 盗 奉 年 普請 取 衛 行 留 が Ш ŧ 八三 る。 や堀 松 林 尾寺村 明ら 役 梨子本池 七 温浚えに 人が来 ところ かに 松 兀

 $\underbrace{\overset{1}{\circ}}_{\circ}$ 元年 済となっている。 恋の池へ水を込める溝をめぐって争論がおこっ さらに、 大坂町奉 (一七四三~四) 三村と松尾谷の 行 所にまで持ち込ま に、 \equiv 唐 村 国 村 立 会山内にある唐国 れ 内 る 田 が、 [村との 近隣 間で ている 0) ŧ 大 村 庄 寬 屋 Î 内 保三~ 田 0 取 村 扱で 立 4 2 会の 延

屋村の三村にとっても、 \mathcal{O} 女な生活 間 以上のように、三 で争論が繰り替えされていた。 この基盤 であっ 村立 たことが反映されているといえよう。 松 会 尾谷の村 Ш で は、 むらにとっても、 そこには、 八世 紀以 万町 降 ŧ 村 松 Ш 尾 浦 谷 丘 田 0) 村 村 む 鍛 重

る なお、 鍛冶屋村の間 農 Щ 文化 (梨 本 四年 で、 Щ を 下草を主に刈り 除 く立会山 八 七 か 〇月 取る \mathcal{O} 山 分け 梨本山」 八日に 山 は、 と 0) 分割 万 小 町 ,松を刈 村 が 浦 り取 田

ていたのかもしれない。

(4)梨本池の番水制の確立と用水をめぐる秩序

水制が確立したことである。それを示すのが次の史料である。一六世紀末~一七世紀初めの画期を示すもうひとつは、梨本池の番

【史料1】(1―7、「」は編者政芳による注記、ゴシックは朱書)

「なし本池番水ノ事ニ付血判書写し.

用水口論ニ付、起請文前書之事

取 中候事、 田 I地毛を 但番の つけ申候間 初 は は、 万 町 壱日一夜ツヽ へとり申候事 浦 田 万町 江番 仕 水

之ことく壱番仕候而、以後ハ万町へ三日三夜取、又浦田へ二日、田地ニけをつけしまい、浦田・万町ニむしあけを仕、其後右

、如此相究申上ハ、以来ニ水ニ付少も已やく仕水ぬすみ申ま.二夜取申候事

右之趣偽申候は、此起請文之御罰可被蒙者也

此所より牛王繾有り、其裏ニ左ノ通年号・名前・血出起請偽非道之方へ可蒙御罰者也

慶長拾六年辛亥五月十五日 浦田

村

五郎右衛門「名下何れも

(以下、浦田村の者七人、鍛

冶

屋村の者四人の名前省略

万町村中参

とし、 がら、 年 中世以来の慣習を引き継ぎながら、 部を利用していたと一応は理 暦 考えられる。 この段階で取り決められたものであったことがうかがえる。 されているが、三条目に 番の初めは万町村であること、 \Box 一条目では、田植えの間は浦田村と万町村が一日一夜ずつ水を取るが 一三年 論」に際して浦田村・ (一六一一) に、 万町村が三日三夜、 番水に鍛冶屋村が入っていない点が気にかかるが、 は、 (一七六三) の証文も踏まえ、 表題 なお、 あるように、 万町村に優位な梨本池の番水制が確立したものと 浦田村の者とともに鍛冶屋村の者が連名していな 鍛冶屋村が万町村へ差し出 「如此相究申上ハ」とある点からは、 浦田村が二日二夜の間水を取ることが規定 解しておきたい。 二条目では、 万町 争論を契機として、 村 لح 鍛冶屋村は 浦 田 田植え後は万町村を一番 した起請文である。 浦田 冶 屋 この慶長一六 村 村 との 分の水の一 後述する宝 おそらく 用 水

水 〇月の \mathcal{O} なお、この証文と同時に作られた「万町村 が成立していったようである。 って作成されたものであるが、 三村の間には、 をめぐる万町村と浦田村との争論が内済になった際に、 「為取 · ス 図 心 替 申 (図 2) 右の梨本池の 証 !文之事」(Ⅱ―7) である。 もあわせて参照していただきたい ここには以下のことが記され それを概観できるの 番水制を核とし 浦田村用水溝筋済口 ながら複 これは が、 宝暦一三 雑 「西山手之雨 な 両村によ 用 水秩序 絵図

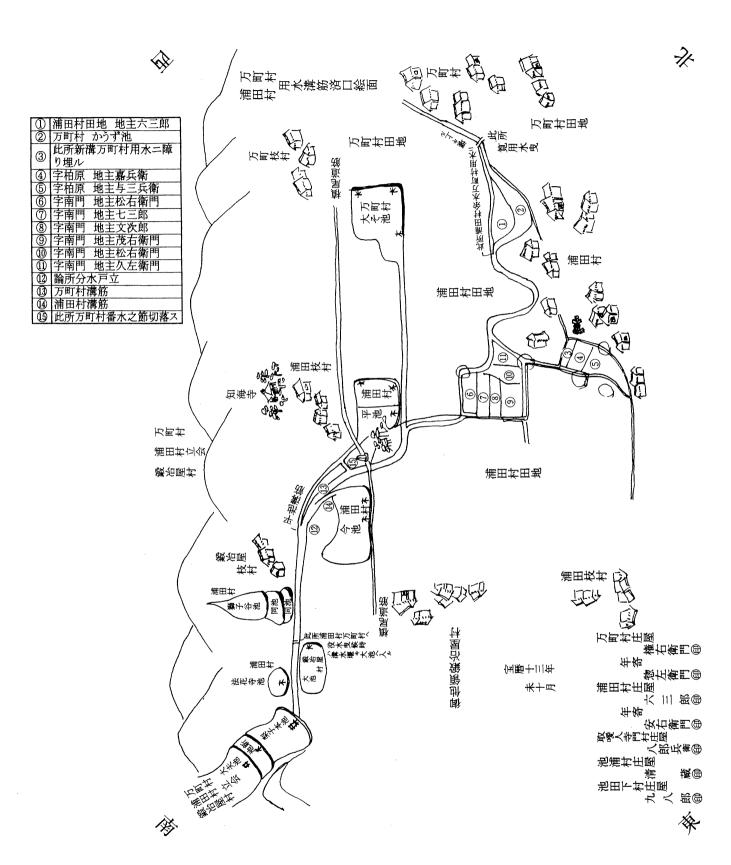


図2 「万町村・浦田村用水溝筋済口絵図」(トレース図)

注、岩本義則氏所蔵。ただし、『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』93ページより転載。

は 浦 田 植 村 町 つ 付後」 日 1 村 鍛 は て。 沿屋 浦 浦 は四分六分の日割り。 田 田 植付 村 村 村 と引き分ける。 水 鍛冶屋村という順 鍛冶屋村立会梨子本池用 は 五分五分の 初 め三日 番で八日 日 割 り。 には万町 水引方之儀」 の間 初 め 村 に植え付け 日 には万町 次二日 (番

落とす(後述 冶屋大池迄之間 冶屋 「梨子 村 本 0 池 大池 水 相 カン の 仕 5 . 廻 は 樋おろしぬり候 西山手之雨水」 浦 田 村 万町村 は鍛冶屋村 E 「役水」 より、 この大池 を引き取 「なし本池ゟ こへ切り るの

iii 水戸立 水引分之儀」 引き取る。 とおり、 「なし本池水相 (図 2 ①3 万町村三日、 は、 ただし、 (14) : 両 1.仕廻樋 . 村 の 筆者 夕 浦 分水戸立の開け幅を同じに 注、 雨によって梨本池に水が溜 口 田 ぬり候」 村 以下同じ) 鍛冶屋村 後、 迄之間 鍛 一日と番 冶 屋村大池 \mathcal{O} 水にする。 ま Ļ 西西 れ にお両村 ば 五分五分 山手之雨 前書 分

iv (梨本池 7の毛付 浦 田村今池 け の 水や まで水を込める。 西西 江水込候儀」 山手之雨水」 ただし、 に ついては、 を用いなくなった後) 満水になれば万町村 「三ヶ村用水済候後」 から翌五 こへ水を

幅四尺二寸、 「分水戸 て。 水を引き 立 西 Щ から五~六間 取る際 「平池溝 手之雨 に溝床を浚えば 水 筋 は、 上にある は 幅一 (「分水戸 尺九寸を開けて引水する。 浦 方 立 田 村 雨 田 水 と続く) 地 が 用 片寄るので、 水平 池 「大溝」 筋 溝

> 「なし本池水右 右 寸 法のと 仕 迴樋 お り に \Box をぬり 溝幅. 開けて水 候 が節ー 12 を引き分け 「床定敷木」 せ 置

vi 町 池 万町村 村 溝 の番水の 口」からおよそ一二〇間下にある の番水の 間 は 切り落とす 際 は、 浦田村平 池溝口」をふさぐ。 「横溝」 (図2⑮) また、 は、 平 万

vii 樋 し ないようにするためである。 をさす。 浦 田村獅子谷 これ は 池 西 水曳取候儀」 山手之雨: 水 については、 と「獅 子谷 池 雨 水」とが が 降 れ ば早 合 速に 水

取り決められた箇所であるが、 れていたことがうかがえる。 複雑な用 0) 用水秩序全体を確認する形になってい 右のうちwとvが、 水秩序が形成されていたこと、 万町村と浦田 この証文は、 村の そこには矛盾も多分に内 、 る。 間で ここからは、 それのみならず、 争論となり、 三村 この 三村間 内 0) .包さ 間で 済で

される。 \mathcal{O} 屋村に関 位置にあったことが示されて である。ここには また、 この証 両村間 わる内容であるにも の争論が 文が万町村と浦 三村間 作成の契機であったとはいえ、 いるのではなかろうか 0) か 用水秩序に かわらず、 田 村だけで におい 鍛冶屋 作成されていることも 、て鍛冶 村 が 屋 加 村 わ ってい ج ii 段 が 低い ない 鍛冶 注

である。 年 \mathcal{O} これ 間 は の 万 に関わって興味深いのは、 これは、 町 西山手之雨水」 村 浦 梨本池から 田 村 \mathcal{O} を大池 田 地 \mathcal{O} 0) うち一 取水を終えた後に梨本 へ込めさせてもらう代 iiの鍛冶屋村大池 町 反 池 水を \mathcal{O} わりに、 池 役 役 から大池まで 水 水 \mathcal{O}

旱魃の が、 村は いる。 いる 役水を引く日数は 鍛冶屋村が りはなく、二 とすので、 冶 へ入札で (「西山手之雨水」) 壁いが表面化工製の際には、 量材の さなけれ 鍛:冶 天保 その " (よって梨本池の水を引けなくなることはない)〃 結局 役水をめぐっても問題が生じている。 「なし 後大雨 屋 売り払い 位置を端 〇年 村 は ばならないというものであり 万 "役水を引いた後は 本池用水仕舞候而樋ぬり候後」に 町二 が 鍛冶屋村が万町 町 七月に 大池 が降 村 (一八三九) 七月には、「 話し合 反分に水が入るまで引くことができる*と反論して 決まっている。 的 代銀 ij, の樋を抜き通 を大池へ込める見返りとして役水を取ってきて 浦 に 田村へは梨本池の水を引くことはできな 鍛冶屋村と万町村・ 表して は両村で配分することにしていたようである。 役水の引水は行われなかったようである。 いが行われている 村 いる。 と主張したのに対し、 Ę 浦田村の意見に服して決着している 「なし本尻溝 万町村 役水の半分も残されて $\widehat{\Pi}$ 邂逅之旱魃」 浦田村の間で役水の理解の $\widehat{\mathrm{II}}$ 寛政二年 (一七九〇) 浦田 | 3 1, 桁筋」 「梨子本尻溝桁筋之水」 $\begin{pmatrix} 1 \\ 3 \\ 1 \end{pmatrix}$ 一村で を大池 は、 Ш にもかかわら 万町村・ "日数に決ま そこで 役 $\stackrel{1}{\stackrel{5}{5}}$ いないこ 水を村 へ切り落 V \ // 浦田 は ま " \mathcal{O} 鍛 人

て 万 村 こうした問 (T) 低 村 V 位 浦 題が 置があるが、 田 村 おこる背景には、 よっ て役水の より直接的には、 証拠 根本的に 掲 げら 天保一 は用水秩序 れ た ○年の問題に *(*) が に における 天 際し 鍛 冶

とを万

町

村

浦

田

村

が問

題に

į

鍛冶屋村は両村へ「水代」として銀

九

兀

六

匁を支払うことになっている

 $\widehat{\mathbb{I}}$

 $\stackrel{1}{\underbrace{5}}$

際にはほとんど行われていない状況があった点にも $\binom{1}{2}$ 3 Ŧ. 五 だけであったことに示されているように、 と元禄六年 六 九三 の 「村 々連 判 注意しておきた 役 Î 水の引 5 が水が実 4

(5) 小括

V)

て確認しておきたい。 本節で述べてきたことを踏まえながら、小括として次の二点を

改

が、 られる点である。 たな関係―三村内外との矛盾を孕んだ関係― を色濃く残しながら、 生活の基盤のひとつであ 録』からは、 ほとんどみえてこない点であ よくうかがえるが、 第二に、その立 第一に、 池 田下村や右岸の 池 万町村 田谷あるいは池 会山 他 [の用益 一方で池 一六世紀 村 浦 る山 むらとのつながりは 田 村 る。 においては、 の用益を通して密接な関 田下村や槙尾川 田 末から一 鍛冶屋村立会山 谷北 万町村は、 部という枠 七世 おそらく中世 -が展開 右岸 槙尾 紀 希薄であっ の用 初 組 の村 めを画期として、 Ш 4 していったと考え 左岸の村むらとは 益 で 係をもってい むらとの みれ たとい しからの がば、 ・える。 あり方 関 係 向 は

について検討を進めていくことにしたい。そのうえで、以下では、一七世紀を中心に伏屋長左衛門家と万町は

一 伏屋長左衛門家の展盟

(1)万町村の空間構成

そ カコ 樋 村 州 間 L た岸 |嶋権之丞 高 れ 展 泉 構 差し t 郡 成 開 節 御 和 蔵 寛 踏 を を で 万 文検 は 田 出 ま 町 概 4 観して 藩 さ えながら必要な情報を書き込んでい 村 7 寺 岡部家が あ れ 社 地 絵 いきたい 万 (高)・ る たものの控えと考えら 図 町 いは延宝検地に関 墓 おきたい。 村 をトレ 一所などの が、 小 想定され 庄 物成山 屋 まず ースしたもの 0) 図3は、 あ 「概要を記した書付(゚゚゚)とセットで、 る んは以 ŋ (立会山): 方に わるならば、 下 うれる。 延宝 \mathcal{O} 注 目 である。 節 五. \mathcal{O} L 居村 提出 年 前 な る。 提とし らがら、 万町村 原図は (集落)・ 先としては、 なお、この絵図は、 六七 伏 て、 彩色で 、屋長左 七 \mathcal{O} 家数 • 万町 検地を担当 年 代官の 衛 村 \mathcal{O} ئے 池や ŋ, め 門 空

寺 5 寺 記さ れ 坊 \mathcal{O} 地 道 さ て、 . る。 لح 小 は れ 0) 面 丸く 寺 間 义 外 万 坊 \mathcal{O} 付 町 **(**) 3 のうち 無 に 村 开 は、 の氏 があることが記されてい 年 ま れた部分が集落である。 貢地であること、 としたところが中 東 神 氏 信側を 神 旦 権 一那寺 流 現 れる槙 で、 0) 境内は長さ三六 その 後述する座 尾 -位段丘となる。 Ш る なかに真言宗高野 と絵図中 そこにある「氏神権現・小 の場でもあったと考え -央を南: 間×横二○間 そして 北に 山橋爪院末 万万町 はしる大 で、 村

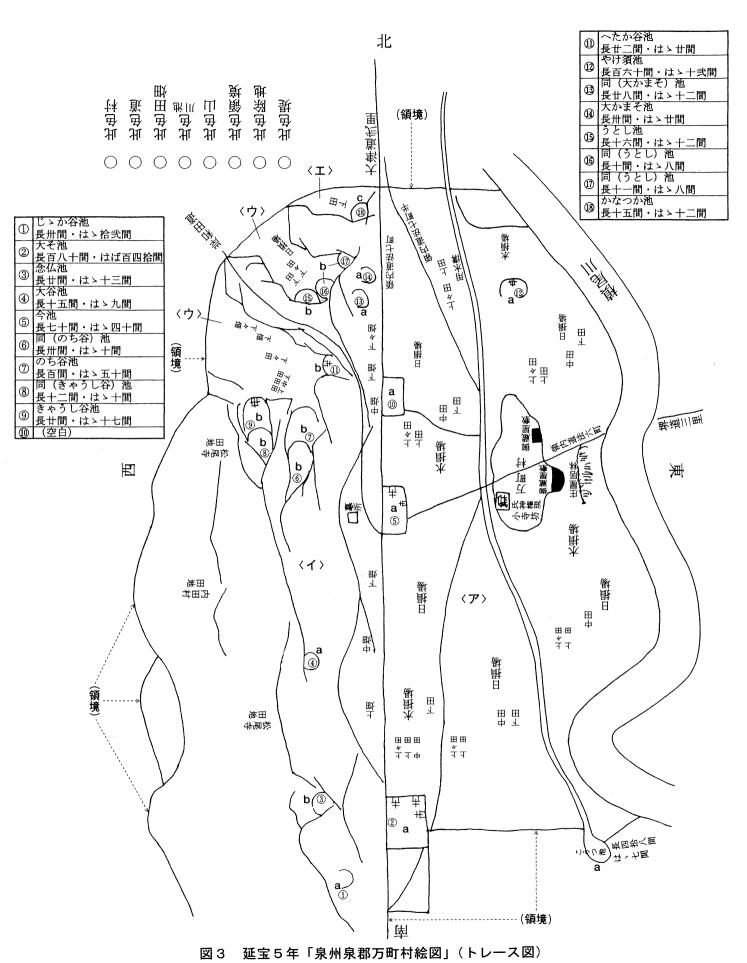
ま 西 に は L る堺道を挟 んでで 御 蔵 屋 敷 郷 蔵 غ 庄 屋 の 居

屋

敷内に で、 居 地 Ł が 畝 めたものであるが(215)、 地 代官長谷川 n 心あるい (長左衛門屋敷と五 元禄 間 屋敷には御蔵が二ヶ所あること、 兀 述 で棹入れされた ている。 (寛文検 五歩と 慶長検地や寛文検地でも 間 べられてい 郷蔵 長 半 一年まで) さ四 は ケ \times 六兵衛 除 が ま 地 横 所 五五 が設けら た、 帳) 地 \pm あ . る。 で 郎 間 間 る Ø) 元 禄 では、 点に あったことがわか 右衛門屋敷」 × 横 と長 「庄屋居屋敷」 うれてい 差し出した口上書 これらのことからは、 郎 万町村には、 そこで 右 ŧ 年 庄屋居 五 衛門 七 注 間 間 たこと、 目 屋 は、 \mathcal{O} ĺ 「御免許 六畝二○歩が検地帳に登録されたこと 六八九) 屋 横 敷) て 庄屋の居屋敷が堺道を挟んで二ヶ 庄屋居 につ 一敷は 庄屋 お (iii 延宝検地で る。 間 きた あ γ· 居屋敷」 で、 ったこと、 Î 「御免許」 屋敷は 七月に万町 て年貢免除を (除 そこは そ $\frac{1}{2}$ i 地 れぞれ 書 内にあったこと、 1 往古 「長左衛門屋し 付 延宝 とされたこと、 一七世紀 とされたこと îi に は、 長さ四 村 から は、 検 継 庄 それぞれ 延宝五. 屋長左 地 続するよう求 無年 ○間 御 まで無年 (少なくと 蔵 き が 年 庄屋 の屋 \mathcal{O} 記 検 は 地 九 検 地 貢 所 長

池 0 は たと考えられる(we)。 から下 梨本池 さらに、 る。 ろしてきた水を \mathcal{O} 0 水 田 义 で灌 地 3 によ が 一般さ 万町 れ 村 ば、 れ て い \mathcal{O} 集落の ٧١ 0 耕 地の たん溜めて た。 a と 中 周 心であったと考 进 7 \mathcal{O} おくなどする補 1 中 クした九 位 段 丘 に えられ つ は 0) 田 助的 溜 地 るが、 池 が な は 広 池であ が 梨本 7

一方、大津道より西の〈イ〉は立会山であるが、その裾には畑地が



注、岸和田高校所蔵。ただし、『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』より転載。ゴシック は筆者が付け加えた。

なお、 開 か っている。 田 下村 かれ がえる。 立会山 との てい ここは谷上 領境 . る。 \tilde{o} ま た、 'n 金 組 塚 谷と呼 $\overline{\mathcal{O}}$ 西 む形で松尾 bやcとした溜 0 松 ば 尾 谷に れ る谷 寺 Þ 向 內 か $\langle H \rangle$ 田 池 って開 村 によって灌漑され にも万町 0) 田 カ 'n 地があったこともう た谷 村の ウ 田 7 地が広が ゃ た。 泚

2 庄屋 のあり方の 転

六五 所」と記 を独占的 門家であるが、 衛門と利 (一八三二) こうした庄屋 屋敷」も元禄 表 覧にしたものである。 六 は、 され 兵衛の二人であったこと、 から寛文五年 確認できた限りで万町 に勤めるようになっていることがわかる。 0) 7 、おり、 寛文一三年 のあり方の 二年以降に一つになったこともうかがえる。 「和泉国大鳥郡泉郡村々様子 長 (一六六五) 左衛門家によ 転 このうち庄屋に (一六七四) 換を具体的に把握するために、 村 0 また、 ま 村 では①長左衛門あるいは②三右 役 る庄屋独占にともな 以降は長左衛門家が 人 注目 丸番号の付いた方は (庄 大概書」 す 屋 れ 加えて、 ば、 には - 寄) 明暦二 などの って、 元禄 天保三 御蔵 代 2々庄屋 長 左衛 一を 七 御 名 年

> 2 () 和 泉 が 市 便 史 宜 前に 第二 付 巻 五〇 五. 5 七 ~ 1 ジ、 丸 番 号 傍 線 は

けた)

乍恐以 書付言上

筆者

1

- 弐^変五 拾^変郎 帳 進 は 儀 る儀 門 拾 銀 御 御 面 相 郎 三記 . 之者 五〇 役 帳 談 我 殿 則 衛 之上 年以 勤 は 等 面 様 五 郎 相 諸 申 我等娘分ニ 先 御領内泉州万丁 共 儀 渡置 前 式不残長左 家をも立 迄 祖 相 右 は 衛門 之惣 談 先 病 申 仕 · 候 死 祖 領 跡 諸 候 御 ٧١ 筋 処 仕 ゟ 色 衛門 たし 我 事 庄 候 代 庄 等 屋 屋 而 相 村 々 其 役 預 役 見 庄 五. 万 節二 致さ ジリ置 預 成 捨 屋 郎 丁 ケ 田 申 長 右 一歳二てはると申娘壱 村 「衛門と 事 地 せ 左 高 則 衛門 財 可 重 た ŧ 半 先祖 長左衛門立 并 申 而 被 申 分 Ŧī. 候 は 郎 堅 申 者 る 下 岩右衛門 候 之村 Þ 対 頼 聟 聟 L 而 合田 母 を 取 如 御 庄 組 鋪 取 何 五 座 屋 候、 地 被 候 郎 御 右衛門 役 諸 百 節 御 候 座候 ·候 二 仕 私a 親 公儀 姓 間 道 未
- 2 室 売 ₽ 在、 先五 甚 左 此 申 六年罷 衛門にか 事 郎 銀 も長左 外はる衣 難 右 成 衛門死去之後、 在候、 候 ゝり 衛門 付、 類 等 其 扂 内長左 迄 申 預 門 毎年 候、 娘 娘 相 沼連: .談之上、 調 衛門よりはる飯 其 幼 後長左衛門指図 渡 少 後家親本 = 被申 呵 翌年 候 後家之分 御 和 月に 米 気 弐 村 石 而 家 参、 宛 府 を 而 府 中 村 百 屋 江 目

げるの

は

元禄

七

年 郎

0 差

) 月 に

五

部右 た訴

.衛門とその兄で年寄の久大夫らが

屋家

 \dot{o}

代

官所

出し

状

それに対する庄

長左衛門と伯

父

(実際

は実父)

小右衛門 (史料2)

0 と、

反論

書

史

料

3

、ある。 3 2 7 主土

か

なり

·長文になるが

ほ

ぼ

全文を示すことにする。

(一六九四)

の

五

右

「衛門家と長

(左衛門家との争論をみよう。

次に掲

3 拾五年 村 へ帰 年以前申之正月ニ長左衛門方ゟ最早はる ŋ 候 と被申 候 付 其 侭 正 月 末方ニ 万 成 Ţ 村 仕 候 罷 間 帰 万

表 万町村庄屋・年寄などの一覧

史料番号	圧屋・年寄などの一 年月日	克 		年寄		組頭・百姓代・惣代など
I -5-17	慶長18(1613)カ・9・27		(五郎右衛門)	<u> </u>	<u></u>	1911-254 1-1 VIV. 10-10-00-
I -8	明暦2(1656)・8・18	①長左衛門	理兵衛			
	·///9 = (1000/ 0 10		イエフで円		ļ	
				1		(工】细醇)半上的夕米为七条眼 苯七条眼 医
						(五人組頭)半七郎名代次右衛門、藤右衛門、長
1, 0, 1	· 中本の(1000) - 0	<u> </u>	TID C 44-			三郎、清右衛門、惣兵衛、太兵衛、久五郎、加兵
I -9-1	寛文2(1662)・5・3	②三右衛門	理兵衛		六右衛門	衛、次兵衛、吉兵衛
I -19-2	寛文3(1663)・12・9	②三右衛門	利兵衛	次左衛門	六右衛門	
I -10-1	寛文5(1665)・8・9	②三右衛門	利兵衛		ļ	
I -10-2	寛文4(1664)・5・16	②三右衛門	利兵衛	次左衛門	<u></u>	
I -10-3	寛文5(1665)・6・3	②三右衛門	利兵衛	次左衛門	六右衛門	(小百姓)次兵衛、吉兵衛[五人組頭]
			,			
I -14	寛文13(1674)・10・9	②長左衛門		惣左衛門	久大夫	
絵図1	延宝5(1677)•5	②長左衛門		惣右衛門	久太夫	
I -19-9	延宝7(1679)	②長左衛門			Ĭ	
I -19-1	貞享3(1686)・12	②長左衛門		惣左衛門	久大夫	
I -20	元禄2(1689)・7	②長左衛門		(사스 (ĦII)		
I -19-9	元禄5(1692)) - C - ITII]		十兵衛	久太夫	
旧市史	元禄7(1694)・10	③長左衛門		1 25 141		
I -27	元禄7(1694)・11	③長左衛門				
I -28、I -	2010/ (1001/ 11	ON4HII			<u></u>	
19-8	元禄7(1694)				四右衛門	·
I -30	元禄7(1697)	③伏屋長左衛門			四個用门	
1 00	プロ(本10(1007)	(大庄屋)		ļ		
I -32	元禄14(1701)	③伏屋長左衛門				
1 32	ノし下水(ナイ・ノン))	シ (人) 圧 文 工 削 门				
I -34	元禄16(1703)			4 勿 → 体: 日戸	法 + 4 = 10	(百姓惣代組頭)半兵衛、久左衛門、伝三郎、利右
1 -34	ノレナ米 10(1/03)	/广良华 物干生		忍左衛門	徳右衛門	[1年] [7]
T20	宣伊の(1710) フェ ュ	(庄屋代·惣左衛 聞)				
I -39 I -42-1	享保3(1718)・7・11	門) 不供見接去後期		Am -1- 45-00	/± <i>1</i> - /±- 00	/
I -42-1	延享元(1744)・12	④伏屋権右衛門			怎 有衛門	(百姓代)弥右衛門、義兵衛
1 -44	延享2(1745)•7				徳右衛門	
1						
						(村惣代組頭)義兵衛、久大夫、森右衛門、佐右衛
I -47-1	延享4(1747)・5					門、十兵衛、徳右衛門〔年寄〕、惣左衛門〔年寄〕
į l						(村惣代組頭)新兵衛、十兵衛、宇兵衛、加右衛
						門、佐右衛門、四兵衛、市右衛門、森右衛門、久
I -47-2	延享4(1747)・6			惣左衛門	徳右衛門	大夫、七右衛門、六十郎、義兵衛、次郎左衛門
I -49	宝暦元(1751)・9				徳右衛門	
II – 1	宝暦3(1753)・5	4権右衛門			徳右衛門	(百姓)重兵衛
絵図5	宝暦13(1763)・10	4権右衛門		惣左衛門		
II-9	安永2(1773)	⑤長左衛門				
II -14		⑤伏屋長左衛門			徳右衛門	
П−19	天明2(1782)			惣左衛門		
II -20	天明5(1785)・11・18	⑤伏屋長左衛門		ITI I	時右衛門	(惣代)佐右衛門
II -29-2	寛政2(1790)・5	⑤伏屋長左衛門		惣左衛門	1731)	7 147 14 17 17 1
II -35	寛政3(1791)・3	⑤伏屋長左衛門			徳右衛門	(百姓代)佐右衛門
絵図4	寛政10(1798)	5伏屋長左衛門		物左衛門	徳右衛門	(百姓代)庄兵衛
	寛政10(1798)・3			惣左衛門	· NO. H 1411]	
II -43	夏政10(1798)・9	6楠太郎		物左衛門	徒 左 衛 門	(百姓代・組頭)重兵衛、惣次郎
I -19-8	寛政12(1800)	⑥伏屋長左衛門		惣左衛門	を おお は は は かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ しゅう かんしゅ しゅう かんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	口丸 10 恒坝 / 玉大 月、心 人
II -46	夏政13(1801)・12	シハ圧以仕用!]		心红荆门	徳右衛門	
II-3	文化14(1817)・10・18	6.伏屋長左衛門		物士為門	はなる。	 (百姓代)十兵衛
ш - Ш−15	天保10(1839)・7・23	⑦伏屋万知太郎				(百姓代) 千兵衛 (百姓代) 久太夫
шіл	ス体10(100g)-7-23	(の)		必在用门	心口用门	(日姓10/20人人

注1、『俗邑録』、「泉州泉郡内万町村絵図」関係文書[絵図1]、「和泉国泉郡万町村絵図」〔絵図4〕、「万町村・浦田村用水溝筋済口絵図」〔絵図5〕(以上、『泉郡万町村旧記『俗邑録』』に所収)、『和泉市史』第2巻505~7ページ〔旧市史〕より作成。 注2、庄屋のうち丸番号を付けた方が伏屋長左衛門家である。番号は歴代の当主を示す(名前が変わっても番号が同じであれば同一人物である)。

長左 申田 五 相 右 も長左衛門指図次第二仕置候処、 相渡シ可申相延シ被中シ被申候様ニと申候へ 衛門 せ [地作徳拾弐之間に勘 衛 か 罷 江 れ 門 成 [方ゟ小 . Ш 養子 候 L 地 斗 智二 付 柏 · 屋 圧かけ 被申候、 渡 V 長 ハヘハ、 たし 請 左 取申候、 衛 致被渡、 定銀子入用之算用被 門 成程勘定 長左衛門 名跡継 差 义 三年程罷 其砌長左衛門へ申 兎弐角と我儘申被相 せ五郎右衛 而 いたし、 ハ親分之儀ニ候へ 先五 在 郎 候、 致、 先年之通 門と申 右 其 庄屋共 · 候 後 候 戌 伯 及年はる 十 [父六右衛 延 庄 屋共ニ 右 ハニ相渡 候 何 事 五郎 而 預 迷 ケ

参候而 其座 甚左衛門 をも建直 衛門作徳之勘定いたし、 内 成 私共ゟ請 被申渡 右衛門· 风程満足 処 仕候御事 去々年申之暮より度々催促仕候故、 _ 追 罷 何 付 右之段 何も悦 申候由被申候、]申候 し造し 兄久太夫 負 煩付去年十 角と用事 在能聞届被申、 此方より合力ニ仕遣 可申と重々頼母敷長左衛門被申候、 申 一段之御心入過分之由申候、 家之儀迄其方御苦労ニかけ申儀ニ -断候処、 0 户 か 和 ひ不得 死 気 当年より庄屋役御断申上相 去被 就 《甚左衛門を長左衛門ゟ呼寄、 产近 礼申置候、 一段之事と被申候、 隙候 申 候 々立合勘定い 以なとゝ 御 し可申と申候 翌日久太夫小右 去ル酉之三月二 ′被申、 た 則長左衛門女房も 然上 又 々 ハ、 請 渡シ 日 取 而 其 一八夏中ニ家 長左 数 可申と申 诗 衛 日 無之候、 右 開方へ 三五 相 和 可 五 延候 衛門 5気村 申 郎 旨 右 郎

> 候、 跡 組 式 庄 之百姓長左衛門 仕 村 田 屋 之惣百姓具ニ存 役 則 Ŧi. 地 長左 郎 親 右 庄 五 郎 衛 衛 屋共ニ先長左衛門 門 門 右 衛門 組 方 方 لح ゟ 知居 ハ海 御 修 迄 蔵 復 候御 五 御 仕 道堺目 代 座 候 相 候 へ預ケ置申候 わか 長 勤 而 左 納 来 申 れ 衛 所 御 候 門 仕 座 候 組 之 候 下 儀 之村 御 少も 親五郎 村 年 五 高 貢 紛 郎 半 は 右衛門 -分下之 無 右 尤 御 衛 納 座 門 所

屋役被 被召出 衛門預 先祖 被 右之通少も偽不申上候、 為仰 お代 為仰付被下候 ŋ 付被下候 扂 々勤来候庄屋筋之儀 先祖惣領筋之五郎 候跡識之勘定仕 様 長左衛門養子今長左衛 門 乍 . 之者 ·恐奉 . 相 右 に二御座! 渡シ被申候様 衛門名跡相続之 共迄生々世々難有可奉存 願 候、 候間、 万丁 五郎右衛門跡 御公儀 奉願 **人儀二御** 候 門 様御慈悲を以庄 相続 庄屋役之儀は 座 実父小右衛門 候 間 候 仕候様ニ 長左 以上

4

元禄七甲戌年十月

五. 郎 右 衛門

印

同 女房

同 母

村 五. 郎 右衛 門 兄

同

太夫 印

平

伊 五

賀守殿御

知

行

所

和

気村

衛門 伯 父 甚 左衛門 印

郎

右

【史料3】(I―27、 丸番号と傍線は筆者 が 便 区宜的 に付 けた)

代代官

所

(5)

御

公儀様之□□五

郎

右

衛

菛

屋

鋪

御

座

候

破

損 なと

御

座 候

乍恐口上

1 是 a 申 候 今迄何共不申出 末吉勘兵 へもんへ長左 造候先五 、方弟入聟ニ参 共申候は、 親長左衛門義頓死ニ而も無之、永々相煩申事は無隠候所ニ、 町 (御事 村 (衛様、 年寄 郎 衛門方ゟ引渡候、 其段心得 右衛門田 久大夫と申 候節 万 年長 何 事も不存我々共 畑作 + 諸 かたく候、 者 郎 事勘定いたし、 様 :徳米等之算用仕候 旧 !冬私 御代官様 其後年久敷罷過 拾 へ難題被申 共 三四年以前五郎 申 も段々 田 I 畑 不 · 候 队様ニ は、 - 懸候事難心得 御 · 残 一替り と申 豊 其 嶋 (方弟当五郎 右 長 被 権 候 左 %成候、 丞 衛 様

2

類之内 衛門 畑之義 少ニ 屋役之義 ·高弐百石計之庄屋役仕候 田 娘 歳 畑 則 乍苦労長左衛門肝煎呉候様 五. 成長仕 八兵 |人大夫弟八兵衛と申者五郎右 御 郎 座 罷成候娘壱人御 類 年 不 右 1衛門 残 衛名を五郎右 候得ハ、 英 寄 候故 当 申 其 (節之御 五. 大 候 大夫理 郎 は 申 後 不便二存、 者 右 (家親類 久大夫 代 不 i 座候、 衛門と替 京 官 豊 長 然所ニ 《共二長左衛門方ゟ合点致させ 相 請 嶋 左 長左衛門肝煎申 役目 一衛門 渡 ニと色 田 込支配: 権 畑 丞 申候、 之支配致させ 廿五年以 勿 衛門娘と拾三 様 相 先 ゟ長 勤可 祖 論 々頼申候、 仕 候処ニ、 田 は 左 申 其刻長左 畑 分前病 様 家 宛 衛 候、 菛 ŧ 二四年以 五 '郎 候 無 死 而 は 五 衛門 事 郎 被 御 仕、 五. (後五郎· 右 仰 座 、 其b町 合点不参 右 衛門娘 衛門後 肝 前 付 候 縁組 故、 時分 村之 親 ⊞¢ 右

> 時 座 候得 年 分 貢 諸 諸 年改 役 明細 算用 娘 飯 能可 仕 米 相 存 済 借 申 儀と奉存候御 銀之利払等ニ]由及承 候、 毎 年 差引 段久大夫弟之事 仕 候得 共、 弥 其

(三条目は省略)

衛門へ 先御 御座 不謂 右之通 又候哉徒を申上候、 員 へも被仰聞候 存候、 数 段々御聞届ケ被遊候而、 儀 并借銀之□ .代官長谷川六兵衛様へも当二月久大夫方ゟ御訴訟申 候処ニ、久大夫物エミにて何角と私共へねたりか 田田 申 段 以上 懸 畑 々証拠共 相 候段不届 渡候而年久敷罷成、 然所ニ六兵衛様御替り 〕飯米ニ 御座 乍恐御慈悲之上被為聞召分被下候 ニ思召候由 候、 遣 候 其 義 御□被成候は、 上先 委細は私 殊長左衛門相果、 顽 五郎右衛門跡式纔之田 被 御取上ケ不被成候 成、 共占久大夫能存たる儀ニ 御領分ニ罷 長左衛門方 若年之新平ニ け ハは難有可 成候 迷 由 ゟ五郎右 畑宛米之 惑仕候、 Ŀ 私共 候 付

元禄七年戌十一月

同 伯父 小右衛門 万町村庄屋 長左衛門

御奉行様

i 史料2・3からは、争論の ②長左衛門が五郎右衛門の跡式を預かり、 つされ 寬 めることに 文一〇年 たのが二歳 になる (一六七〇) に の娘はると後家だけであったため、 (史料2① おおよその経緯を次のように把握 「下之村庄屋」 史料3②)。 五郎右衛門の庄屋役も 翌年、 五郎 右衛門が病死 娘と後家は 相庄 できる。

へ移り、そこに三年ほど、その後府中村の「借室」に六年ほど滞「家」(家作か)を売却して後家の親元である和気村甚左衛門宅

在する

(史料2②)。

襲名する。 長左衛門の指示で、 た「小屋」に住む 3 延宝八年 史料3②)。 その際、 (一六八〇)、 (史料2③)。 八兵衛がはるの婿養子となり、史料2③)。そして天和二年(先代五郎右衛門の跡式も引き渡される はるは万町村に戻り、 (一六八二) 長左衛門が建て 五郎右衛門を (史料 に、

iii 出る。 してから年 預けていた間の作徳米 翌年二月に、 して却下 "長左衛門家が、 (③長左衛門) 元禄六年 しかし長谷川は する ・数が経ち、 (一六九三) 一〇月に②長左衛門が死去。 五郎右衛門や久大夫らが、代官長谷川六兵衛に対し、 (史料3末尾)。 へ謂 先代五郎右衛門の跡式のうち田畑だけを返し、 われないことを申し しかも②長左衛門が死んでから若年の新平 (宛米) "長左衛門家が五郎右衛門へ田畑を引き渡 や庄屋役を引き渡さない』と訴え 掛けるのは不届きだ。 その直 |後の ط

長左衛門と小右衛門は反論書を差し出す(史料3)。再び五郎右衛門・久大夫らは訴願を行う(史料2)。それに対し、」にもかかわらず、土屋家領となったのを契機として、一〇月に

る(I―28)。また同時に、久大夫は年寄役を召し上げられている。もとでも「一々非分」とされ、長左衛門側の勝訴で決着したようであー 争論の経緯は以上のとおりである。五郎右衛門らの訴えは土屋家の

彼が訴願を主導したことによるものと考えられる。これは、史料3が久大夫に対する反論となっている点を踏まえると

しておきたい(~∞)。が、ここでは後者の庄屋役の問題に焦点を絞っていくつかの点を指定が、ここでは後者の庄屋役の問題に焦点を絞っていくつかの点を指定さて、この争論では、作徳米(宛米)と庄屋役が争点となってい

らは、 は五郎右衛門の代人的な存在であったと推定される。 確実なことはわからないが、 うかがえる。なお、この点を踏まえれば、 敷内に 上村の住民とその所持高二五〇石ほどを支配し^(so)、 郎右衛門家が下村の住民とその所持地二〇〇石ほどを、 落を下村 方についてである。 々勤めていたこと、街道 第一に、 寛文一〇年までは五郎右衛門家と長左衛門家の二家が庄屋を代 「御蔵」(郷蔵) (五郎右 先代の 衛門組 五. 史 郎 料2の傍線aとe、 右 を設けて年貢を徴収するなどしていたことが 衛門が病死する寛文一○年までの)と上村 (堺道であろう、 先代の五郎右衛門と同 (長左衛門組)とに二分し(29)、 先の表の利兵衛については 図3参照) さらには史料3の それぞれの居屋 を境目として集 人物か、 長左衛門家が 庄 傍 \mathcal{O} а 五

までは 村を二分したあり方は ととも合致しており、 たと考えられる点にも注意しておきたい。 分した支配のあり方が寛文一○年以降もこの元禄七年までは続いてい 庄屋居屋敷が二つ 右の点と関わって、 容易に 長左衛門家が庄屋を独占するようになっても (長左衛門屋敷と五郎右衛門屋敷) 史料2傍線 解 体 なかっ eの記述をみる限 この点は、 たことがうかがえる。 先述の元禄二年 あったこ

之義 背 5 ていない 方で長左衛門 上屋役は 并五 後 側 こうした両 から保障してい 五. *"*庄 郎 郎右衛門家それぞれ 其節之御 が、 先代五 右衛 屋役は代官 例 え 史 側 菛 ば 者の 代 料 郎 組 は 史 役 之百 右 料 官 3 \mathcal{O} たという 主 曹 衛 性 傍 五 2 \mathcal{O} 張 命 嶋 線 郎 菛 姓 傍 格 権之丞 カ 0 未 線 15 右 で b の家産 5 預 に 跡 進 つ 衛 b とは、 かっ 実態がうかがえよう(゚ロー)。 菛 式 銀 \mathcal{O} V 様 役 側 の 帳 後 てである。 おお長 半に のひとつであり、 寛文一〇年までの たのだ』 目 0) ひとつである。 面 相 主 諸 左 勤 張 式 五郎 衛門 可 を明確に否定する形に 不 لح 申 庄 残 須預ケ」 右衛門 屋役に 反論 様 被仰 も無 لح し 主主張 庄 てい 付 御 とあるよう 翼 か 跡 つそれ 座 屋 式 L 一役が たと理 してい て、 候故、 とあることか 庄 を代 長 五. 役 人左衛門 る。 庄 は 解 郎 され 屋役 官 な 田 右 が 地 衛

門ら 庄 にも 屋 \mathcal{O} を独占するようになっ か 訴 願 村 かわらず、 を導くひとつ を二分し 先代五 た支 \mathcal{O} 配 要因 0 た 郎 あ \mathcal{O} 右 衛門 とな ŋ で 方 あるが、 .の病死を契機として つ の継続とも結びつ たといえよう。 方で家産とし 長 て、 て 左 0) 衛 五 郎 根 門 |家が 右 強 衛

2 申 長 かることになっ 第 線 談之上」 衛門の 式 b を に 預 長 長左衛門家と五 は で 主 左 カゝ 衛 五. ることになったと記されてい 張 五. 闁 たとある。 郎 に 郎 より、 右 先 右 **L**衛門家 祖 衛門の死 は 彼 郎 家 の が 左 衛門 方 家作を売却 後、 「 我 とあり 史料3で 家との関係につ 等先祖之惣領 門之者共」 は、 Ļ 傍 . る。 線 傍線 その b また傍線

に
に 筋 0 代銀 が a に 相談 てで 半 で ある五 五郎 長左 L あ は る。 は、「一 そこで 一衛門が 右 郎 衛門 右衛 料 史 料

> は、 衛門 線 b 左衛門家と五 が 肝 同 煎 場 ŋ することに 面 郎 つ 右 V 衛 て、 門 な 五. 家 0 が た 郎 と記さ 右 「衛門の 門 れ とし 7 後 V) 家 7 る。 密 親 接 戚 な れ 関 頼 5 のこと 係をもつ ま て、 カコ 長

左 傍

たことがうか

が

え

選ばれ した』 が 史料3傍線 に含まれる家であったと想定され (八兵衛) 知られる。 さらに史料2 (久大夫) ている点も勘案すると、 とある点、 が、 b に 家は年寄を 先 先代五 傍 \mathcal{O} "五郎右 そして 表によ 線d 郎 か 何 衛 世 れ 右 ら より 衛門 門 襲 ば は、 の 的 田 六 \mathcal{O} 年 もこの家から に える(32)° の年寄六 畑 勤 右 伯 寄 衛門も 父六右 を久大夫が理 める家で 久大夫の 右衛 车 衛 五. あ 寄 門 弟 門 郎 つ を 0 で 不尽に たこと 右 勤 息 あ (久大夫) 衛門 子でも る て 訴 . 家の 請 が お け わ あ 五. 家も 後継者が 郎 込もうと たこと 右 右 門

0) ようにま 以上のことを踏まえれば とめることができよう。 七世 紀 \mathcal{O} 庄 屋 0) あ り 方 とそ 0 転 换 を 次

に転 病 ぼ 門 門 独占 くの 家が 死 組 7 を 機 七 お と上村 であ 家産 直 が 世 訪 紀 接 る。 れたのは、 \mathcal{O} の契機とし として庄屋 万町 0 接 長 ため、 な関 ただし、 (左衛門) 村 係をもって村 では、 て 寬 庄 役 長 文一〇年 を勤 組 屋 役 \mathcal{O} 左 村 段階 لح を 衛門家が庄屋 場めてい を二分する形、 いう 家 産 では村を一 運営を行ってい (一六七〇) 形の た(33)0 とする な 一役を 五. か ま 郎 分したあ す で a た、 であ 独 五. な 右 た。 衛 占するこ 郎 わ ર્વ ち下 右 こうした 門 家 ŋ 衛 五郎 で 方 門 村 村 認 は なお 右 役 五. なって にあり方 人をほ 長 郎 左 右

争 確立していくことになったと考えられる。 論となるが、 って、 村を二分したあり方は解消されることになったのであろう。 元 禄 七 これに勝訴したことにより 年 (一六九四) に五郎右衛門家と長左衛門家との こうして郷 長 左 衛門家の庄屋独占が 蔵も ケ所に統 間

(3)一七世紀後半~一八世紀の長左衛門

までを示した 中ごろまで使用されていたようであるが、 である⑤長左衛門政芳によって新調されたものと考えられ、 ぐる家関係を少しだけみておきたい。 した長左衛門家の系図である。 そのうえで、 (ただし一部省略している)。 一七世紀後半 から一八世紀にか この 「過去帳」 図 4 は 図には⑦長左衛門磯芳の代 「過去帳」 け は、『俗邑録』 て の長左衛門家をめ 34 二〇世紀 から 0) 復元 編者

たことにより絶家 いる。ただし、この家は天明五年 衛門の次男) この家からは、 次男小右衛門安總 この図からまず注目できるのは、二重線を引いた、 と④権右衛門 本家長左衛門家 (「株消」) から始まる分家 となっている 貞 へ養子として、 (権右衛門安直の長男) (一七八五) (別家、 ÎI | 支家) に素狄が堺 ③長左衛門重栄 $\stackrel{1}{\overset{}{9}}$ との関係である。 ①長左衛門重正 が供給され 引っ越し (小右 7

次男が⑤長左衛門政芳に、 ま に た、 五郎右衛門正近を名乗るが、 下線を引いた①長左 五 一歳で河 州 丹南 郡 三男が 日置 「衛門の三男三五 庄西 2分家の1 村の 八世紀半ばには彼の曾 素狄となっ 吉村家 郎 は、 0) 養子となり て 万治元年 る 孫 小のうち Î 六五

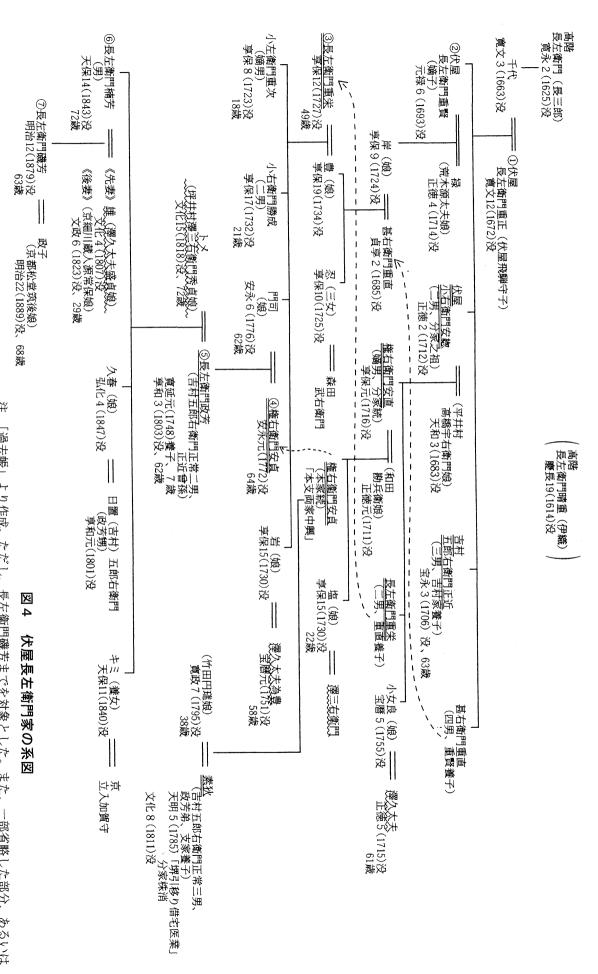
> ことも注目され 日谷の南 さらに、 に位置する横 波線を引いて示しているが、 Ш 谷坪 井村の澤家と代 本 家長左衛門家や分家 々婚姻関係を 結ん で た 池

田

渡され には、 三郎 衛門から河合織部(๑೩)・吉村五郎右衛門・ 季の本銀返し)(37)。 ようである(*0)。 万 を銀四〇〇目で庄屋三郎右衛門を介して買得している(ただし、 11 三右衛門・ については、 町 る 澤家の史料などによ 村 右衛門の (ただし一〇年季の本銀返し) ⁽³⁶⁾。 坪井村久太夫と万町村小右衛門が共同で、 ている(ただし、 浦田村・伏屋新田の所持地二一〇石余が代銀五七貫目 万町 享保一一 田 地四 村 苏 二石 右衛門は共同で、 さらに享保七年 年 れば、 余 五年季の本銀返し)(39)。 (一七二五) 延宝八年 一町余) に を代銀四貫六五〇目で 村の年貢を未進し (一七二一) には、 (一六八〇) また、 丸ごと澤家へ 澤久太夫へ、 天和 国分村甚兵 このうち伏屋新 に坪 元年 正 た 国 式 長左衛門家 井 ③伏屋長左 に 村久太 分村 譲 衛 六 買 八 二 5 で 0 無年 注层屋 して れ 譲 田 夫 \mathbf{H}

な関係は確認できず、 うかがえるが、一方で一 は これらのことからは、 他 村の吉村家や澤家と密接な関係をもちながら存立し 途絶してし 門であっ 七 世紀 しまって た五郎 後 半 以 いる。 降 右衛門家や久大夫家との けの長左 衛門家が てい 別 たことが ある 特別

期 成 があり、 以上のように、 立を内容とするもので それは庄屋の独占、 伏屋長左衛門 あっ た。 さらには 一家の展 以下で 展開には は、 門 こうし 0 解体と新たな家関 七 世 た長左 紀 後 半に 大 き な



Ť 『俗邑録』から補足した部分がある。 「過去帳」 より作成。 ただし、 長左衛門磯芳までを対象とした。 丸番号は表と対応させている。 また、 部省略した部分、あるいは

三 山の開発と村内外との対立

(1) 山の開発と池田下村との対立

のは、 【史料4】(I— 本節 万町村 では 一七世紀 の庄屋①長左衛門と理兵衛が差し出した願書である。 は筆者が便宜的に付けた) 8 の山 の開発をめぐる動向をみたい。 は政芳による注記 ゴ シックは朱書、 次に掲げ 傍 る

写し」「下代田地ノ事ニ付、下村之御支配御代官森屋勝右衛門様へ願上候書付之

乍恐御訴訟

去年 村より年々高免ニわりかけ被申 之所を、 泉 州 かにも悪所 付 有難奉存候、]意頂 御 御 代官 豊嶋十左衛門殿御下 毛見之御衆様 、戴仕度奉存候御 1所池田: 而御座候 此田地場所万 d 1谷之内、 御 理り 田 地 方 申上 村之 之場所立毛御覧被為分、 町 町村と申所より出作仕候を、 御年貢御納所仕兼迷惑仕候付、 村之野す 田 [地之内] 立毛御覧被成御見取被為 下村之荒地之うち 高拾八 石八斗 御下札 下№余

私用として米壱石取被申候処、 「儀御役儀等 去年も御 · 年貢四石被仰付、 ハ高かゝり丈双方 無相 拾八石余二米壱石と申事ハ大分 へ銀子ニ而相勤申 違御 納 所仕上申侯、 候、 外二村之 其 外 御

> 右之旨御慈悲を以被為 之様奉存候へ共、 下村ゟ件之御 田地無異儀か へし可 訴 訟申上 為出 申 御聞召分被 作兎角申上 候間 儀 不謂様 下村 儀 被存、 へ被為 仰付被下候は、 カコ 何 奉 仰付 存、 角と申上候 被 相 有難可奉存 立勲 中候御 は、 則 事

候

申ノ八月十八日

正保元申年と被存候」 同 冊

兵

衛 衛

万丁

村

庄屋長

左

門

森屋勝右衛門様

らないので、 一方、 理解であるが、 願書が池田下村領内の万町村出作地に関わるものである点を踏まえた 下村の支配代官であると記している。 たのが慶安元年 (一六四八) ~万治三年 (一六六〇) である ついては、 ことからすると、 十左衛門殿御下万町村」とあり、 ているが、 さて、 願書の内容をみる前に作成年と宛先を確認しておきたい。 こちらも正確ではない。 池田 宛先の森屋勝右衛門については、 この願書で対象となっているのは、 その根拠は定かではない。 末尾の注記で政芳は申年を正保元年(一六四四) 下 森屋を中坊長兵衛配下の者と一 村 明暦二年当時の 領 明暦二年 角の 万 町 村 (一六五六) と考えるのが妥当であろう。 出 しかしながら、 作地 池田 豊嶋十 下 これは、 むしろ一条目の傍線aに 八 村の代官は中 冒頭の注記で政芳は幕領池田 石 左衛門が万町村の 八斗余であ 応は推定しておきたい。 これ以上のことはわか 条目の 後述するように、 坊長兵衛であって ર્જે 傍線 a にあるよ 代官を勤め 一条目 (I | 3)と推定 作成年に 「豊嶋

か は、 おきたい。 \mathcal{O} るように、 だし高 る(42)0)内意を記 掛 出 か 田 す ŋ 作 書では、 上地では よう 地の場所や稲の様子を検分し、 \mathcal{O} み、 求 8 こうした出 「村之私 てい 池 田 くるので 下 村に 用 作 あるが、 対 (村入用) 地 して年貢米、 につ さらに次の二 て、 を負 下札 担 御 (免定) 条目 し て 一点を *(*) い 御 に 傍 たことが 役 年貢 線 指 儀 d 摘 減 に し た 7 免 あ わ

この場 と表現している。また、 たあたりになると思われる。 O開 れ でみた金塚谷あたりにあったこと 出 作地 であったと考えられ 発 らのことから、 が こに、 ?池田 がが の場 この 下村 所 「そわ を この荒地 H この の 万 作 町 地 Ш 村 出作地は、 る。 \mathcal{O} 新 後述の寛文期の村内対立に関する史料からは、 (図3の金塚谷の先) 性 開 0 14格につ 野 な 末、 とも呼 お 池 V 一七世紀中ごろまでに万町 义 1でい てであ 田 ば はれてい 下 -村の荒 る。 えば、 に進 3 たこと 地の 条 目 行 出 もうかがえる。 内いかにも悪所**/** Ļ î 作 0 推 高請けし 傍 9) 線 定 地 村からの c で とし 义 たも は、 3

取 5 に れる。 . 反発 冒 地 が仰 を返 頭からは 町 却する。 また三 村 せ この 付けられ 昨 池 年には 毎年の 出 条目では 田 I願の とも述べている。 -村と た結果、 御 池田下 背景につ _の 毛 "この 間 '見之御衆様」 -村から 四 で が訴訟に 出 石 V \mathcal{O} てであ 作 これら 年貢 地 の高免な年貢賦課に対 0) 池 る。 年 田 を池田下村 へ願い出 貢率をめぐっ のことからは、 下 村が反発するならば、 条目 て検見をうけ、「見 0 納めたことが て対立 線力 出 して万町 頭の کے 立する状 一条目 背景 出 知 村

> につい える。 況が しており おったことがわかる。 ても 村入用 *"* 八 負担におい 石余に米 さらに付 石とは ても潜 在 け 的 大分之様」 加 えれ な対立が ば、 二条目後半で たあっ に 感じ たことがうか 5 れ 村 と記 入用

留意しながら、 右のうち、 ひ さらに とつめ 11 \mathcal{O} くつ 出 作 カュ 地 の史料 \mathcal{O} 性 格 -を検討 に つい しよ て、 長 左 衛 門 家 \mathcal{O} 位 置

するか 四升 考えられる。 のであっ 率五七パ が に を 仕 に る点は、 候」 は、 万町 は、 示すものと理 池 田下 印) 難しい 高 村 と記され 他 · 村の 出作地が長左衛門家の主導 たことがうかがえるが、 出 領 拾八石八斗四 セントとある点から 作 下 一方、 が、 :地に該当することは間 承応元年 五ツ七分」という記述 -村と申 解 てい 万町村 しておきた 寛文期の る。 所之田 1升弐 0) 六五: 地下 百 村内対立に際しての訴状 地 合 姓 中 高 の は 印) とし 拾 さらに名請 八 定 で開発されたことを示して 先 違 が て 石 数が出作地に の対立がこの年貢率をめぐるも いない。 あ 月八日 出 余、 長左 る。 作 . 万 町 村: 衛門 石高などから 人が長左 \mathcal{O} 年貢高 という表 辰年 印 関 地 わっ \widehat{I} 下 衛 免 中 0 現をどう 門となっ 割 取拾 て として出 石 み 名 1 いると 石七 1 て 年貢 理

ば、 史 また、 入料 5] 次に掲げる二つ 史 料 4 の $\dot{4}$ 政芳の 6 \mathcal{O} 証 注記に 文も 迸 は 政 作 〒 芳 地 代 0 に 関 注 田 記 わるもの 地 事 とし ッ とあ て把握 は る点を踏まえれ

「前 下も代水口物之書付」

札 之事 溝田之様成もの有之事」 夫々へ水口ヲ付ケ申事ニ「但、往古ハ段々田落シニオ 二候、当時一水入申所、 ハ音請 北州口に 「と可谓し候而、 謂

持二候 꺳 (候義有之候共) 往 = 池 古る之相 米三升ツ、永 而 田 処、 如 下 ·村高 件 相 定之通 之内 対を以外之支配]我々入作字下代之儀は、 右之趣申送り永 々其持主ゟ其元 年々無相乱相渡し 二被成候、 へ相 々違乱致し 可 納来り申 申 其 候、 節右之謂ヲ以、 申 古 間 我 所 は 熟候、 々ら外 相 其 (元先祖 違無之候、 7江譲り 為其 小水 御 所

②享三年寅五月

徳右衛門 印

久大夫

義兵衛 印印

市右衛門 印

右 衛 菛 殿

米九升

ハ

年

一々下

作 人 九

郎

郎

ぶら納

候

久大夫

印

同三升

ŋ

義兵衛 印

喜三右

衛門

印

兵 衛 ゟ 譲

同六升

同三升

徳右衛門 印

市 右衛門

印

| 史料 6 $\widehat{\mathbb{I}}$ 4 は 政劳の 注記、 ゴ シックは 朱

文之事

下 ・も代田地之事 下 代あまが池 上 田 九畝五歩・ 高壱石五斗五升八合三勺

之株也」

二て、 勤、 間 而 申 池田下 敷 候、 村之帳面 候、 毎年作徳米四斗ツ 如 是迄 何 万一不埒之義侯 . 村 為後日 様 共御 2も無滞 御 二も私名前 帳 勝手能 証 面之内下代田 文仍 相 渡 如件 様御 申 `, ハ は、 候、 而引請 日 心 任シ 右之田 地、 以 損水損風 **野支配**、 来猶又右之通 可 年よ 被 地 其 損共ニ不差構相 成 御年貢 候 (元御 私方江小作仕、 名前 其 永々 辞 少シも 諸役 無 帳 滞 渡 面 違 被 相 申 不 則 成成候 !渡可 ·約束 残相 乱 池 田

宝 一曆三年酉十一月

万 町 村 市 右 衛 門 囙

右衛門殿

る池田 四 なわち、 れ 由 ら④権右衛門 村の年寄や組頭であった人物である(表参照)。 右 îi (一七五三)・一一月に、 人の 衛門 ・背景は不明であるが、ここからは次のような一八世紀半ばにおけ 史 (徳右衛門 料 5 往 下村領の 小作人が へ差し出された一札 彼らが池田 i は、 古 へ差し出された証文である。 延 長左衛門家が地主として存在し、 は長左衛門家の 久大夫・義兵衛 **芝享三年** 万町村出 池田下村之帳面」 下 村に対し 作地 史料5の差出人の一人でもあった市 七 である。 几 年貢 (下代田 所持地 五 [喜三右衛門]・ 差出人の四 五月に徳右 諸役を勤めていること、 (検地帳) 地) (名請 の状況が明らかに どちらについても作 地) に名請人として登録さ 人は 衛門 市右衛門)いること、 史料 であったが、 その下に小作 ほ 11 6 ず か は、 れも 人 になる。 右 宝 当 か îii 現在は :人が四 衛門 .;成 暦 時 5 の理 万 4 す カ

関 人の下に下作 大夫分の 渡することも可 き米三升 係 E には 小 作 :人は、 水口米は下 ず 開 2 発の 人がいたこともうかがえる。 能 を あり方が反映されているものと考えられ 負担 左 であったこと、 作人九郎三郎 衛 三門家に対 していること、 である。 から納める』とある点か 毎 年 iv 作 こうした特殊な地主 また、 徳米と水口 小 作 : 人 が 史料5の 独 米 自 らは 末尾 12 土 水 地 П を譲 小作 12 小 ″ 作 0

る。 小作 では 八斗 る源 なくなって以降も長左衛門家が作徳米 以上の 請 |人個 余は 後者の点が、 泉となったと考えられるからである。 人となることに結 万 町 ロマが 断 なったと考えられる。 長左衛門家が主導して溜池や 片的な事 村 ,耕地 0 育姓の 心を整備、 小作人の土地に対する強 事実から び 定数が つい するという形で開 勘案すると、 ていった 小 作 人あ (小作米) 方で、 池 るい 耕 そして、 発が進めら い権限を生み出し、 地 田 は下 の基礎的な造成を行 下 前者の点が名請 村 や水口米を獲 1領内の 作 このような出 人として耕 れたと想定され 出 地 明人 では 彼らが 得 作 作地 :を行 しう V 八 石

(2) 出作地をめぐる村内対立

之丞 Ш 過 . 新 万 町 の 開 右 村 詳 \mathcal{O} 衛 次に 闁の では、 儀 細 は不明であるが、 京・ に 倅 寛文二年 つい 伏 や忠三郎 見・ て訴訟をおこし 大坂 (一六六二) とともに、 に 利右衛門らは、 おい て 郡 「古来 に 争論となった 代 利右衛門という者が、 の たっ 最初は支配代官 小 出 そん引ノ事 越 中 Î 水 野 9)° ・并そわ 石 (豊嶋 長 見 その 八 権 \mathcal{O} 郎

> は、 ころまで続くことに らに て次の二点を押さえておきたい この は 江 争 戸と訴 論 を取り上げることにした 訟を繰り なったようであ 返し、 争 論は寛 る V Î が、 文五~六 まず 1 0 は 年 争 1 論 六六五 の性格に 4 1 ~ 六) 関

える内容になっているので 衛門らの 法行為であっ 出した訴状は 第一に、 訴状は 利 た点であ 右 î 衛門 掲載されていないが、 1 らが る。 0 問 あ 1, 題にして 俗 る。 邑録』 庄 屋 ٧١ には、 利兵衛と②三 たの 寛文五年八 は、 争 論 あく 月 0) 右 九日 発端となっ ま 1衛門の で 庄 に 江戸 屋 行為を訴 個 た利右 人 差し 0 不

郎、 門らと村 中 は 日に庄屋三右衛門・理兵衛、年で結束を固めて対峙した点であ 人の連名で作成された「定之事」(I― 0 第二に、 同 ŧ 右三人迄二候 村利 め 中との対立という構図 そのような利右衛門ら 有 右 衛門 違 間 |と村中 敷候」と規定さ 村中不残一 T出入仕: 田し ર્વે 12 同 寄 仕候上、 な れ 0 次左衛門・ そ 申 ったのである(45)の て 訴 源に いる。 候、 れを示すの 9 以 利 対 であ こうして 来い 六右衛門、 Ļ 右衛門方ハ忠三 かて り、 が、 庄 屋 例えば VI 寬 は · の 事 五人組 文 村 は 年 郎 中 候とも村 条目に 五 頭 月三 とし 長八 右

衛門 \mathcal{O} は、 それ 侧 では の 寛 文四 主 張に 争 年 点について具体的 対する村 六六四 側 0 五. 反 月一 論 にみていくことにしよう。 書であ 六日に代官 る。 差し 出された 次に掲 利右 げる

【史料7】(1―10―2、『』は筆者が便宜的に付けた)

乍恐返答

内と存る 面 かぶくを相改申候刻 樣御代官所下村之出作高拾八石余御座 々迷惑仕、 一之由にてあせを付ケ、 右 候処、 岸之上之田地利右衛門 申 上 去 候 田 出 々年下村 .地岸之上と申 毛頭左樣 作之田地反歩詰り、 へ返し申候、 下村江取上ケ申候事 岸之上利右衛門田地 三而 所、 無御 畝町ニ仕置 半分万町 其時下 其上日 座 候 候、 [損所 此 候故 此 村 村 1. ゟ押 内之田地 ゟ拾八石余之田地 田 三畝三分下村之 地 御座 万町 領 仕 中 村 . 候 候 坊 故、 而 面之 御 作 由 座 守 年 利

出 右出作 岸之上 を付 に二検 中方申候得とも、 右 衛門 其 ケ畝積り仕候義、 地ヲ打申候』なとゝ、 _押領 、後隣郷之庄屋中あいさつ与申、 十八石余之田地反歩詰り申候所を、 田 地 (仕居申候間、 下村之領内十八石余之内ニ而 承引不仕、 下村江御尋被為成可被下候御事 其 利右衛門以之外之偽を申上 、年数を改、 剰『岸之上之田地村中ゟ押領仕、 万町村ニ只今ハ作仕候 。米を出し申 下村ゟ三畝三歩 御座 候上 様二 一候、 年 لح あ 改

二而 小 其段利右衛門乍存難題を申かけ 両御代官所御座候内? 可重左様 『万町村ニ 之百姓立 其刻之御代官森嶋長以様ゟ御渡し被成候、 ニ而無御座候、 合、 片桐市 年 Þ 正 様 御 池田谷之内村数十五村高五千石斗之所 御 村二ても市正 公儀 検 地 様 迷惑仕 帳 御 相 座候』 勤埒明申 候 様御判之帳 由 御検地帳之写之よし 利 候 右 所 其 衛門申上 ハ無御座候、 (帳面を以大 万町 村之 一候、

> 名付 高四 衛門申上候通 存候、 百 Ŧī. 以 御 . 公 儀 Ŀ 五 に御検地被為成被下候 石三斗四升八合之内、 を掠申候』 由 1利右 ハハ、 五拾三石弐斗弐 衛門言上 明 細二 仕 候、 知 升四 其 可 段 申儀 ハ利右 |合荒

寛文四年辰五月十六日

万町村庄屋 利兵

同 庄や 三右衛

門

年寄 次左衛

村中

仰代官様

た争 御 把 留 者の主張こそが訴願の直接的な理由であったと考えられるが、 は 反論となっている(46)。 領した# 意しながら一~三条目を整理すると、 検地帳」 右 〃 「荒」 ·論の性格 することができる。 のうち一~三条目 という利右衛門 と公儀を謀った五三石余の隠田がある。 (慶長検地帳) (利右衛門らは庄屋個 は このうち利 側の主張、 "利右衛門 があるにもかかわ 右衛門家個 人の行為を問題にしてい 兀 の [条目 岸之上 争論に至る経緯を次のように らず見せな の 人の利害に直 方町 田 地半 との主張 に 分を万町 · た点) に対 結 桐 さらに 先述し でする前 市 村 つする Ē が

うである。そして、 村 接・併行して、 問題となっている岸之上 1領として一八石余を高請 利右衛門家が開発した六畝 先述のとおり長左衛門家主導 $\overline{\mathcal{O}}$ け 田 田地とは、 長左衛門家 長左衛門家主導 余の \dot{o} 名 め 田 請 開 地 地 発 地 あ oが池 な 開 発

0) (「万町 に 対 し、 利 面之内 右 衛門 \mathcal{O} 開 利 発 右 地 衛 た。 門 に つ 家 VI \mathcal{O} 名請 て は、 地であると、 すべてが 万町 庄 屋 村 ŧ 領

右衛門家も当初は

認識

して

る。 Þ の内)だとして取り上げてしまう 際岸の上の利右衛門田地のうち三畝 これに転機が訪れ 日日 これをうけて池田下 1損所」 を理由 たの に、 -村は 庄屋は出作 が寛文二年である。 一八石余 -地を池 (以上、一条目)。 三歩を . О 田地 田 この 池田下村領 の改めを行うが、 下村へ返すことにす 年、 反 歩 (二 八石 詰 9 そ

ш して、 ともに、 こうした池田 まう (三条目)。 び万町村で耕作することになった際には、 未 :納の年貢米などの支払いを要求する これまで利 下村の動きに対し、 右衛門が一八石の内 庄屋は取 0 出作地に取り込んで (二条目)。 部を押領していたと り上げを容認すると さらに、

iv され 之上の田地を庄屋が押領し、 万 たのである 貢米などの負担を新たに強要されることにもなった。 町村で耕作するようになっても、 (長左衛門家) 方で、 る。 こうして年貢米などの支払いを拒否するとともに、 利右衛門にとっては名請 (二条目)。 の小作人に位置付けられることになったと想定 私的に検地を行った* 三畝 地 を取り上げられたうえに、 三歩分はおそらく三右衛 と訴えるに至 また再び *"*岸

の経緯から次の点に注目しておきたい。 寛文二年に庄屋が 出 作 地 八 石余を池 田 下 村

返そうとし

と理解されるが、 の小作人や下作人による耕作までをも放棄しようとするものであった 目 家にとっ あったと理解しておきたい。 き出し、 おうとしていたとは考えにくいのではないか。 った状況があるなかで、これを通して池田下村から たことが 「日損」、 0) 「万町 ては 出作地の生産条件の改善をはかろうとした点に、 争 さらにはそれらとも関連して先述の年貢をめぐる対立とい 論 村ニ只今ハ作仕候 開 \mathcal{O} 発を主導した土 出 長左衛門家を含む庄屋がこのようなことを本当に行 発点となっている点である。 」という表現などから考えると、 地 の所持権の放棄であ この むしろ「反歩詰 行為 何らかの譲 ŋ, は、 その目 さらに三条 厳歩を引 9 万 左 衛 的 門

れる。さらに付け加えれば、出作地の生産条件の改善という点で長左作地となった際にはそこに取り込んでしまうことにもなったと考えら こそ、 \mathcal{O} 願に対し庄屋は村中として対抗することが可能 衛門家と小作人・下作人が利害を共有しえたが故に、 えないのであり、 0 ょ なお、 利右衛門田地三畝三歩の取り上 って年貢などを勤めている』としたうえで、 第二に、 検 地 むらには これに対して庄屋が抵抗した形 をす 几 そうして得られた成果の 'n 条目では、 ば 市 明 台》 加えて年貢米の負担を要求したり、 正様御判之帳」 利右衛門の と反論している。 一げであったという点であ もうひとつの (慶長 ひ 跡が少なくとも史料7 とつが、 検 地 \mathcal{O} 隠田 本 主張に対 池 になったとい 帳 田 . の 下 再び 利右 疑 は 村による岸之上 V な 万町 る。 に 衛 えよう。 門 か らは 5 村 の出 の訴 て 田 か

である。 な争点が ところで、 け 出 加わったようである。 作地 をめぐっては、 寛文五 それを示すの 年 が、 六六五) 次 0) 六月に新た 口書覚

【史料8】(I―10―3、『 』は筆者が便宜的に付けた)

別通 万町村 利兵衛 次左衛門 杏兵衛 口書覚

米万町 拾八石 谷ヲ見 迄之通ニ利右衛門作いたし、向後は下村へ米弐石ツヽ 其段尤ニ存、 座 わ 塚谷も十八石と一 床之替りに残し置申候間 候間 (つとめ申上ハ、万町村之申分中々立申間敷』よし噯衆被申侯、 抻 間 利 だ村清大夫・三林村伊左衛門・ 之田地改出し之時、 江 金 返 右 分立申間 塚谷之田 し申 村 も万町村之帳面ニて候得とも、 分被申、 衛 由 返し 江 門 -候も、 と申候 請 申 申事 敷 取 侯 無是非下村江返し申筈ニ御座候所ニ、 地ハ下 『いかにも下村 迷惑仕候』よし万町村ゟ達而申候へとも、 所ニ返し候 出 由 損を迷惑いたしか 付 「作十八石ノ池之修 又噯衆ゟ 被申候得とも、『此 村之 下村ゟ改出し 其通に仕 で領内ニ 拾八 被申候 ^ _ 石其田 /領内ニ と下 紛 上 埒 明 申 平井村市大夫噯 無御 不申 下 理 へし申儀 村 地 座候 1所万町 紛無御 候、 〒 : | | | | | 候、 いたし候 村之領内故、 下 村 ·村へ 得と 其 故 かけ 出 へ返し申候は、 村之帳 座 [作十八 ŧ, 御 相 候 候、 ハは、 座 立 間 被 拾八石之池 『此田只今 相立申度』 下村へ年 右二 石 面も少御 出 其 **K**弐石之 万町村 刻 日 田 I損も 地下 金塚 拾 他 向 『右 金 芁 後 領

> 申、 申 4 之修 様 方町 無之』よし申 又下村 村二作 理ぶち弐石ツヽ ゟハ『池ぶち 仕 害 二 · 二 付 相 御座候上 済 う有之上、 田 申 地 日 候、 損 此方ゟ池之修理い 只 V 八 今 利 たし 先規のことく拾八石 迷惑仕 右 衛門弐石之米 たし遣 1之田地 出 し不

(二条目は省略)

(文五年巳ノ六月三日

同 庄屋 三右 万町村庄や 利兵

年寄 次左衛門広屋 三右衛門

同 六右衛門

小百姓 次兵衛

口

吉兵衛

連印

御代官様

るが(す)、 れたものであり、 右の そこからは次のような経緯を把握 書覚 は 条目 万町 には 村 この庄屋 金塚 谷の 年 田 寄 地 を 小 することができる。 めぐる動向が 百 姓 から 代官 記 差 さ し出 れ て

り、 地 ここで問題となっている金塚谷の田 利 と同じく、 ここについても当初は万町 右衛門家も認識してい 出 作地 一八石余に隣接した利右衛門家の開 たようである。 村 領 の利右衛門家の所持 旧地とは、 先述の詳之上 地と庄屋 発 地 であ 0) 田

ii 行 つた際、 ところが寛文二年に万町村が出作地を返 池 田 下 村 は この 金塚 谷 0 利 右 衛門 Ļ 田 池 地 田 下 つ 村 ても が ?改めを

石 . の池 噯 衆は 床にする土地だとして返却を要求する。 金塚谷を見分し、 池 一一一 村領と裁定する。 万 町 村 は 反 発 ける

iii に記 これにより万町 迷 めてきており、 地 それでも万 載があるが(48)、 も少しは と主張するが あるの 町 村は池田下村へ返すことにする。 村は 、万町 で 村 噯 " 池 「万町 (万町 旧下村 の主張は成り立たない。 衆は 村領 村 領内であるため 之帳 八石についても「万町村之帳 であり)、 面 (検地 池田下村へ返すの (帳) 池 として却下する。 囲下 に 村へ年貢 記 載され 面 を は た

あった。

で耕 そうしたところ、 作 出 地 作 作地 :の継 を再び耕作することになる。 続 の池の修理扶持にすることを提 を願う。 利右衛門が、 これをうけ、 池田下村へ米二石を支払うこと 噯 (衆は二石を万町村が受け取 案。 こうして万町村が

否したため ところが 利 右 田地は日損することになる。 衛門が二石を払わず、 また池 田 下 村 も池 \mathcal{O} 修 理 を

一の経緯からここでは次の点に注目しておきたい。

考えられるが、 した対応は、 したのに対し、 -村へ出 第一に、この金塚谷の利右 ただし、ここでは、 作 地一八石余を返そうとしたことを出 先述の岸之上の利 当初 その理由 万町村 池 は 不明である(49)の の庄屋はかなり反 田 衛門田 下村が利右衛門の 右衛門田 地の 地 問 題も、 \mathcal{O} 発し 場 合とは大きく異なると 田 発点としている点であ 万町村 たようである。 地を取り上げようと 0) 庄 屋 こう 池 田

池 田 下 村 \mathcal{O} 取 n Ĺ げ に対し 利右衛門が二石 0) 負担 を見返

n

条件の改善を経て一 である。 として耕 3塚谷の 利 作 岸之上の利 右衛門 .. の 継 続 田 を求めたことや噯 八石余は再び 一地は 右衛門田 八石余 地の 方 \mathcal{O} 取り込みとあわせ 町 池 衆のとりな 村 の修理料を の出 作地となっていったので しにより、 賄う田 て、 I地とな こうした生産 果として いた点

金

ヲ申 め、 状 ではこの う形にはなっていない 問 ひとつとして反発するに至ったようである。 請之田地ニて御座候所、 0 岸之上の田地をめぐって庄屋と対立するなかでそれを納め おそらく、 8によって庄屋 あることを認めて、 たのであろう。 $\widehat{\underline{I}}$ 題にされている点である。 第三に、ここでは この寛文五年になって庄屋 かけ候儀、 問題が争点にあがっていない 1 0 1 1 1 利右衛門 何とも迷惑仕候事」とあるように、 (村) ただし、これをうけて利右衛門側は、 池 利 も金塚谷の田 側 点 の修理扶持の負担に合意したにもか 右 「右金塚谷と申 他領出作之池床 衛門 から表面化した問題であったと理解される。 史料7で しかも が 池の (村) 土地については出作地一 明ら 利 修 田 側から問題が 点をあわ 理 右 衛門側 と申 地 かなように、 扶 持二石を支払 か け、 私先祖相 せ考えると、 の訴えに反論するとい 取上 浮上 庄 寛文四 屋 一八石 0 ケ 一することにな わ 司 伝 不 可 年 な カ な この史料 法 申 凣 かったた わらず、 余 年 いことが 小の内で -段階ま 月 検 0) 地

Þ て、 な 「口米代銀」 年に二・三度村で集めて公儀へ上納する「かけ銭」 お、 この 寛文五 に関する庄屋の不法行為も訴えており、 年八月の 訴状では、 これ までみてきた問 寬 **(詳** 文 五. 細 題 不 に 明 加 え

らない。 って争点が拡大しつつあったことがうかがえるが、詳しいことはわ

か

村だけでなく池田 文検地) 利 ることか 寄 出 れ った場所を中 、 る。 顧出 .右衛門ら 左衛門 た、 その 中 候]政芳の が勘定役 ゟ申上候通之事 故 の願 背景には、 論 庄 御 心 \mathcal{O} 覚書 とし 結果に いをうけ、 屋 代官豊嶋様 下村でも検地が行われたことを考えると、 (村) で両村 Î 利 、つ 側 -九郎と堺町奉行水野伊予守によって行わ ٧١ 右衛門らが訴えた隠田 = 而 万町村と池田 \mathcal{O} て \mathcal{O} 1 対境が不明 勝訴で終結したと考えら 申 0 ŧ 利右衛門・ 来り、 は 4 0 きりし に 尚 ?確であった点もあったと思わ 下 又御吟味被成 右 長八郎: -村に たことは ハ寛文五八月ニ 「 の 疑 おい 非分二相成候」 ・て異例の検 いに加えて、 わ んる。 候所、 か 5 な 争点とな ただし、 庄 江 地 声 が、 とあ 万町 れて 表罷 (寛 年 (5)

(3) 小括

がら、小括しておきたい。本節で述べてきたことを、前節の長左衛門家の展開を念頭に置きな

通

利害に基づく行動

であ

たと理

解

で

きよ

う。

た出 (左衛門家主導 ここで万町 作地 田 下村 :人となることによって耕作を行っ 0) 開 領 にある万町 発 の比 は 村 \mathcal{O} 百姓は 較的 池 田 7村出 大規模な山 -村におい 耕地を 作 地 整備、 の 八 て 開 石 同 ていたと考えられる。 発によって成立したものであ 余 して小作人となるか は、 時 期に 一七世 「自立を果たした小 世紀半ば までに、 こうし あるい

> れてい それは、 求め、 た。 農が 口 をはかるなかで、 利右衛門の金塚谷の と利兵衛は 小経営の て一一七石余(一 とになった。 まったことにより、 右衛門田 出 また出 様の 作地を池田 池田 小 さらには再び万町村の出作地となった際にはそこに吸収してし 状況を背景として、 規 るように、 家の開 下 模 利右衛門 地を取り込もうとしたのを庄 作地では、一七世紀半ばに村内外との間で対立がおこっ -村とは 代官 か このようにみてくると、 · つ 蚕 下村へ返そうとするが、 発欲求と結びついたものと把握することもでき へ検見を出願するなどしていた。 一町 「食状に 開 の 村 年貢率をめぐって 内外との対立が生じて 利右衛門との間で争 発 訴 田 余 地が負担する池 人の長左衛門家と耕 訟 が 開 に対して 発 おそらく生 新たに高 を 進めた結果、 村 対立 請 そこでは池田 中 庄 扶持料をめぐっ 屋が容認 産条件の改善の 地 屋が し、 化され 論となった。 として対抗できた点に示さ 作者 いたことがう その 出 [作地の し、 た点を踏まえ (万 町· また寛文二年には なか 文 年 下 生産条 この ため ても対 貞 村 で 地 村 の か \hat{o} が 庄 で 岸之上 争論 百 が 負 屋長左衛門 えるが、 開 立 担 一するこ までを の向 庄 ば 一の利 は て 屋 とし

とって大きな意味をもったことを示して る長左衛門家の さらに付け加えると、 初見 であ この る。 このことは出 出 作 地 に関 いると思わ わる史料 作 地が長左衛門 が 俗 邑 家 録 Ď 展 お 開

同 で 対 上のことを踏まえると、 応 んる側 面 をもちつつも、 出 作 地 とくに長 をめぐる動向 左 衛門 は、 家 \mathcal{O} 万 一人の 町 村 庄 屋 ける が 共

求心力を高めることにつながっていったと考えられるのではなかろう といえよう(52)。 そしてそれが長左衛門家による庄屋独占のひとつの素地になった

座と村秩序

(1) 一七世紀の

らと長左衛門家との関係について検討したい。 る座があったと考えられる。 万町村では、 村の共同 性の中心に、 本節では、 氏神権現あるいは小寺を場とす この座と村秩序、 およびそれ

二月の まず一七世紀の座をみよう。 「仲ヶ間一札之事」である。 次に掲げるのは、 貞享三年(一六八六)

〈料9】(I―19―1、「 」は政芳の注記、 ゴシックは朱書

貞享三寅年村座儀之事ニ付書付、 座**方倉箱ニ有り、** 写し置

仲 - ケ間 札之事

座 之内本座衆割符可仕候、 年寄成之米、 南座之年寄なり年かさたる 壱年ニ壱石宛壱人ゟ出し候を、 未年ゟ本座・ へき事 南座共割 賦 来卯辰巳午四年 可 化候 但本

本座左、 南座右たるへき事

|長者家は庄屋役不勤申候而も惣座上也、 屋之次たるへき事 長者別家は御高格

> 座役付之儀、 銀 五. 匁五分二定候

支配ニ打可申 正月朔日より十 六日迄座役酒五升役者より取替出 置、 重而

、同年之者生シ日 上座・下座可極 相 知れたるハ各別、 不 分明 成 は 御 醽 取 候 而

右之条々相定、 本座 南 座 所 成互判形之上申分有之間敷候、 以

上

一年寅十二月日 「貞享三之頃之宗門帳前後引合見候而年齢記し

当年ゟ天明六午年迄百壱年ニ成ル」

長者庄屋 「名乗重賢、宗樹小右衛門之兄也

長左衛門印 当役四十九才之節

年寄

久大夫 印 「当役三十九才之節

年寄

惣左衛門 印 当役三十三才之節

法斉 印温老、 寅年二七十二才、嘉右衛門先

玄斉 印 「六十八才 七右衛門先祖歟.

道空 「六十弐才 今ノ徳右衛門先祖 六十郎 **半布衛門先祖**

清右衛門印

六十五才

長兵衛同「五拾九才 市郎兵衛・次郎右衛門先

袓

宗門帳面ニ而年二つも相違様子有之事歟」藤右衛門同「六十壱才」宇兵衛兄弟か分家歟、

新左衛門同「五十八才 新兵衛先祖歟」

弥右衛門同「五十口才 絶株弥右衛門先祖」

宗門帳年壱つ相違様子有之事歟」 惣兵衛 同「五十八才 惣右衛門先祖

忠右衛門同「五十六才 五左衛門先祖

太左衛門同「五十四才」

喜左衛門同「五十弐才 治兵衛先

吉左衛門同「五十一才」

接関連する史料 ここから以下の点を指摘しておきたい 札 は も見出せない 難 解 な部 分もあるうえに、 ので、 すべてを理解しえたわけ 俗邑録』 か 5 はこれに直 では ない

えられよう。 万町村の座にとってこの貞享三年はひとつの大きな画期であったと考 格やこれ以前 ひとつは にした際 末尾に記されているように、この一 の \mathcal{O} 相互の 取 ŋ 決 関係などについてはまったく未詳 いめだという点である。 本座と 札 が本座と南座 南座それぞ であるが(53)、 れの性 を「一

就任・死去などの際

の

負 座

担儀

など

から構成さ

れてい

たと理

解さ

これらのことから、

は

正

月

0)

酒振舞と出産・

成

人

結

年

寄

かる 日 に 上するとされている)。 ふたつめに、 (ただし、 「座役酒 費用は役者が立て替え、 五. 一升を 一儀に つい 「役者」 かなり後年で てである。 が振る舞うことになっ 四 条目 はあるが 後で か 「支配」(村入用か) 5 は、 _ 俗邑 てい 正 月 绿凸 たことがわ 日 5 *(*) 六 寛

> 12 政 十二 . 勤 而 いめるものであったことがうかがえる。 勤 ル 庚 申 $\widehat{\mathbb{I}}$ 年 Ė 月四 4 5 日 座 という記 振 舞、 田 述から 人 ⑤ ⑤ 長 は 左 役者 門 は 政 芳 座 \mathcal{O} 構 当 成 番 員 付 が 順 此 方

座の年 以降は こからは なし之分」(南座を指すか)との区別をつけながら「産養」「蚊屋之土産」19-2)である(゚ロ゚)。ここでは、「座衆之分」(本座を指すか)と「座 た点に関わって注目されるのが、 に一石ずつを一人から 「月代」 決められている。 また一条目には、 "「年寄成之米」(年寄に 寄への就任に際して負担が求めらていたことがわかる。 本 「聟」「婦もてなし」「年寄成り」「弔い出斎米」 座衆と南座 几 年 間 は 本座衆だけへ配分することの 衆 出すが、 配分する。 それを四年 寛文三年一二月九日の と規定されてい 間 は 本 就 意味 座 11 るようである。 衆 た なは不明! 際 配分し、 0) 「定」(I-米 0 であるが、 米高 こうし は がと それ

点か ても、 二条目には と南座ごとに年 くじ引きで上座 れた者で、 三つめに、この点がとくに重 らは、 条目の但書に 誕生日が明白な者は別として、 座 "本座は左、 が 本座 齢順となっていたことがわかる。 下 ・座を決めること。 南 华 座 南座は右に を単 寄成りは年嵩# 要であるが、 位 としなが とあり、 とあることからは、 不明な者 でら年 と記されてい 座の秩序につ 五条目 齢 また座 階 には 梯 (が複 を る。 秩 の年寄に "同年に生 数い 序 座席が本座 てである。 これらの れば)、 軸と 関し

して ば れている たことがう \widehat{I} ゕ 41など)。 がえる。 な お、 座 の年寄は後年に は 順 人衆」 ط

として惣座上という別格の たことがわかる。 続けて、 "長者別家は高格 庄屋」となっている点も 別家 と規定されて 方、二条目の (支家) いる。 0) 但 小 書には ,右衛門家も本家長左衛門家に準ずる地位とさ 署名者のところで長左衛門の 踏まえると、 地位に位置付けられたことがわかる。 で、 ″長者家は (座 席 は 座において長左衛門家が 庄 屋 庄 役 屋の な動め 次// 7 とも記さ 肩書きが なくと 長者家 れ ŧ また てお 長者 惣 れ 座

であったにもかかわらず であり、 座 彼らは座 三老であったことが確認されるが、加えて一条目の但書を踏まえれば ついては、 人の計一六人で作成されている点も注目される。 さらに、 の年寄と村役人としての年寄 彼らも座に関与していたことが明らかになる。 村役人 元の年寄 こ の 一 政芳による (庄屋・ (順 札 (人衆) が、 「宗門帳」に基づいた注記により、 年寄) 長 (実際、 でもあったと理解できる(55)。 者庄 屋長左右 は座の年 (久大夫と惣左衛門) 当 時 衛門、 の村役人は三三~四九歳であ 齢階梯の秩序とは異 年寄二人、 法斉以下の一三人に とは別 法斉以 そうすると、 一老から十 質な存在 個 の存在 下一三

生しておきたい。 い「定」(注(54)参照)も踏まえながら、さらに以下のように整こうした貞享三年の一札から知られる座の秩序について、寛文三年

i 座は年齢階梯をその秩序の基軸としていた。本座と南座の関

係

どは、 このように、 れ であったと考えられる。 あ られる村 されるが った。 ているように、 その代表者たる座 貞享三 方の文書とは異なり、 年齢階梯を基軸とする点はそれ 年 座は基本的には村役人による秩序とは異質なもので の一札により大きく変化することになっ 座に関わる文書は、 の年寄 また、 「座箱」 順 史料9冒頭の政芳の注記にも記さ 人衆) 長左衛門 で独自に 0 以 性 前 格 から一 保管され 家にあったと考え (注55参 貫するも たと想· れていた。 照 な 定

分に引き継ぐものであったといえよう。 名で作成されている点を踏まえると、 三年の「定」が長者①長左衛門・ られていた。 ていた。 しかし一方で、 また、 こうした長左衛門家や村役人と座との関係 長左衛門家は長者家として別 京享三年 の — 札によれば、 庄屋二人・年寄二人・ そ れ以前 格 村 からの の地位 役 人 Ł あり方を多 に 座 村中 位置付け 関 寛文 与し 0

iii ているのである。 ろう池普請 点が興味深 寛文三年の iiのうち、 体的 な側面をもって 0) 村役人の 費用の一 「定」で 村役人による村運営のひとつとして行 これらのことからは、 部 産 座 が、 いたことがうかが 養などの米を池普 への関与ということに関 座儀の出米によって賄うことにされ 座と村役人による村運営 える(56)。 請 0) 余 内にするとある わ って われたであ は、 さら

iv 座 との 他 方、 関 係など寛文三年 長左衛門家の長者家としての位置に関しては、 段 階 の実態は 不 明 で あ る。 たが 本座 や南

に るようになって となったといえるが、 しての立場に加えて、 られなかったことは 五 つことになったと考えられる。 したこと、 不座と 想定される。 争論を経 郎右衛門 南座の 左 0) 衛門家が長 規 そ]家を継 定と て れとは 結合を 庄 屋 V \bar{o} 独 たことがあ 承 関 対照的 占 しているにも 者家として、 画 係 長者家として、 その背景には寛文一〇年以 長 の 期として ŧ 確立 左衛門家の展開にとって大きな意味をも 把 に五郎右 握 ŋ, できな へと結びつく大きな要因ともなった こうして長左衛門家は、 座 別家も含めて別 同時に強い 0 かかわらず、 新たな秩序が 衛門家には、 . の 座に対し強い権限 であるが 権限 特別 が格の地 · 確 立 0 降 すでに八 庄屋 な地 獲 少 して 得 なくと は を独占す をもつこ 村 位 位 元禄期 役人と を獲得 兵 が 与え 衛 ŧį

(2) 一八世紀後半の村秩序をめぐる対立

料9に添付された、 八世紀後半の村秩序をめぐる村内対立をみたい。 ここでは、 $\widehat{1}$ で明ら . ⑤長左衛門政芳の覚書であ か になった座の秩序を前 次に 提 掲げ とし るの な が は、 5 史

史 料 1 候 儀 a 得 0 Î 共 村 付 諸参会 明 義 村 節 午 方 1 振 年 9 而 座 舞等之席 順 方 寺 1 八と名付 拘 而 a n 混 宗門 5 不 雑 c と 申 致 別 傍線は筆者 年 -老を相 組 候 相 改候 事 頭 相 故 立 節 勤 有之事 1が便 左方之 者 万 共 端 公宜的に 節 申 故 座 聞 今更 可 格 付 せ 有 別 候 け 序、 た 下 尔

申談候処、其席二片座之上座外順人 寄・順 申 取沙汰も有之処、 り 順 相 致 共見及ひ候処、 立会之上倉箱相改候処、 由順 如 等 氏 頭 = 八八相 有之候 より 老を長者と申旨 済 積 は無之、 何 相 神之神奴与相 而 釆 人之外中老以下 候 表 ŋ 除 こも候得共 b 仮も有之処、其節ハ村順人連印之書物有之、 下座 抔と事を巧無智之者共をだまし我まゝ申者も有之由 事哉之処 向 老 片 候 キ有之隠居之躰 !分り可 ,座之上 事 不 尤○安永四未年久大夫婚礼振舞之事二付、 不得 成 申 二差置事 候得 如 出 昔古之事 申、 先年ゟ座 座 何 人も夫ニ准 止 心 事 役 故、 物そねみ致候も 事、 百 得 組 而 は 人座 銘々先祖之者共不調法 庄 姓躰之事ニ付誰家督・ 罷 ハ 頭 ŧ 在、 頭を剃、 屋之節 故、 其侭二差置候得共、 何 村 如 لخ 可 貞享三寅年座方申合之事ニ ナハ不存、 方之儀 村 とも 何 V 義ニも罷出候事、 有 Ĺ たし 致 右禅門すがたニ ニ存候事、 之 役 心得之ため 村義ニハ禅門之すかたニ而罷 候得 し置 善 十徳等 其 可 ニも村役人を始一 悪之様子も 老二 候事 然と 0 次 右貞享之書物 共 順 Þ ·着用申· 哉 写 依之前 申 而有之 老 Ĺ 分を 両 相 談 無之、 今更 (c) 取 直り 夫故一 相 ル 而 何れ之家柄抔と 人内 置別 而 成事 義 々ら 事 重 有 尤順 んじ 村 其外倉箱吟 を 之 寄 可然との 故 当村之義 老 合も 老を相立 役 村役人無之而も 紙 其 故、 老二成 村義 有之、 後順 人之 役 付、 人 長者家之義も 霜月廿 順人と段々 有之 諸 座 庄屋 存意を以 組 座 人とも且 出 人足鎌役 ハ古書 申す [候事ハ 彼 百 之上 頭 味 此 候 而 = 致し を下 公致し 書付 七 是 姓 Ł 年 日 申 座

我 タ 意を立 _ 有之哉 付 ケ可 候 者も 申 儀 、享頃之宗門 有 成 之 る間 時 節 敷事 故 帳 後日如 面 役 を以 人座 銘々 何 成 年之数相 ル 相 事 違 を重 無之事 一さ取り 改、 右之通記 申 は 出 候 [候事も 得 共、

置者也

従 識 年 という この って内容を追っていくことにしたい。 a 覚書 七七五) /順番で は、 天明六. 構 0) 天 三成さ 明 年の 件 六 ñ 年 \mathcal{O} 概要、 ている。 件の 七 (c) 二つの一 概要、 八六) これも非常 の — <u>b</u> 件をうけて記されたも それとも 件 難 解であるが、 を踏まえた政芳の認 関連する安 構 永四 説成に \mathcal{O} で

a 天明六年の一件

の際は 順人衆として年老の である』と発言したものである も問題があるので、 などでの座 (発したようである しれは、 座 (席が 方 宗門 に関 一改の場で政芳が、 混 片 雑 者を立てており、 7係なく組頭を上座にすべきである。 (傍線②) 一座の上 しているので、 座 を順人衆、 (傍線①)。 " 村村 彼らを今さら下座にすることに 「座方」 儀 片座の これに対し順人衆などが 関わる諸参会 は別として、 上座を組頭とすべき しか し村では 村 諸 儀 振

うとするものであったといえる。 を上げることで改変し、 湯にお こうした政芳の行動 が 上座を占めている状況 て、 座 一席が ば、 「混 村 「座方」以外の 雑、 儀 を、 に つ なお、 まり おける順人衆の発言力を規制 部で妥協しつ 村役人とともに順 村運営などといっ 座 方 でも、 長左 人衆 組 た 衛門 頭 村村 \mathcal{O} (座の 家 座席 しよ 儀

> るが が 問 題となっている点に は それ 村役人とともに につ Vì て は 問 順 注 題とされず、 人衆が上座を占 意しておきたい。 あくま める状況があっ で 村 儀 たと考 の り場での えら

p 安永四年の一件

は不明) され れ、 するもの れ \mathcal{O} あったといえる。 することで、 景としながら、 ŋ び、庄屋が一 参考にして、 の百姓が傍線③のように主 \mathcal{O} しておきたい。この主張は、 「座方申 るが、 は、 庄屋や長者家という位置までも否定するもの 順人衆ではない村役人がとりしきる座にしようとして 人無之而も相済候事 これは、 その 庄屋は年齢に関係なく一老であるとの意味 長左衛門家を 合 が生じたことに端 る点 であったと理解できる。 久大夫の ″当時は (史料 を踏 老を長者と申」 村役人を順 老であっ 貞享三年 もう少し丁寧にいえば、 ま 9 らえれば、 婚 村役人も順人衆の一 哉之処、 礼 た。 一老とすることで順 が かれ 人衆の 振 再 、舞に関 を発するもの 張した。 (それを現在の村役 び見出されたようで、 と述べているのであるか 順人衆ではない村役人に対する反発 座にとどまらず、 役 の署名者 さらに、 員として位置付けようとしたもので わ 人座ニ致し置候事哉」 ここの解 つ て 何ら である。 天明 人衆 六人すべてを順 員であり、 「庄屋之節 釈も難 カゝ の問 六六年 では 0) (人は) この 合い 村 な これを踏まえ一部 儀 Ď カコ な し 題 であ 5 時、 カゝ 11 (具 という 役人座」 老を長者と が、 件 V) 取 ったと考えら 貞享三. 長左衛門家 老 る』 場 ŋ 体 の後に記載 ったと思わ 人衆と把 的 С 込もうと という 記 لح 述も を 理 0 ま 呼

衆 る 方向 末 \mathcal{O} 尾にあるように、 性をもつ主 理 で 包 張 そこで で 表 あ 面 0 化 たと考えられよう。 の長左衛門家の発言力をも規 せず立ち消えになったようである。 ただし、 この 制 しようとす 件 は b

。 長左衛門政芳の認識

階で一三人の名前 わってきたことは貞享三年の 政 役人は順人衆とは別の存在だという認識 られる。 でなく組頭も下座にすることはできない』というものであったと考え とについ ついては、 四年 発言力を規制するために、 \mathcal{O} 右 そのうえでひとつ問題になるの 〇年 わかる。 である# の二つ 組 性格である。 に基づきながら、 頭 (一八一七) から百 つまり政芳は、 ても、 <u></u> 七 一八世紀以降は の としたうえで 一方、 世 九八) 紀 1姓代や惣代が選出されていたならば、 件 老や この点に :を踏 末 が にも百 Ś 組 確 にも 頭に ・順人衆とともに まえた政 認できるが(5%)、 座 || 九 天明六年に座以外の 関 世 [姓代であったことがわか 組 ついては、 惣左衛門家と徳右衛門家が世襲 " 紀 頭で同時に百姓代でもあったこと、 して再び 組 「村 「役人座」という認識、 札などで明白であり、 頭 芳の認識 いは、 儀 組 \hat{O} 頭 取 延 においてはなおさら村役 を勤 この当時の村役 前掲の表をみよう。 り込みをはかっ (順 このうち十 享四 は、 (これが貞享三 がめてい 人衆ではない) 年 "先年 「村儀」 たことになる。 七四七) から る。 (重) 人 もとより 佐右衛門家や久 たのであっ の場での順 言い換えれば村 また、 一年の実態でも (年寄) まず年 村役 「座方」 していたこ 六月 、衛家は寛 このよ 人だけ 人が関 文化 「役人 のこ や組 の段 - 寄に た。 人衆

> とする意図が込められていたと理解できよう。 ことには、 あ 5 ったと考えておきたい。 \mathcal{O} 点 から、 世襲の 組 頭 村役人や組頭によっ ŧ 遅くとも一 したがっ 八世紀 て政 て 半 - ば以降 座以 分芳が 外 組 0) 頭 に は世 村 を 取り 秩序を包 襲 化 込 する もうとした 傾 向

階梯の ての ľ١ \mathcal{O} ことによって、 立 梯秩序に基づい 世 . える。 場でも上座を占めて発言力をもつようになって が深まっていた。こうした村秩序をめぐる村役 .襲的に主導しようとする長左衛門家や村役人と、 以 認識の 上のように、 を下敷きにしながら、 論理との矛盾の背景には、 違い 村役 て規制しようとする順人衆など一 (「役人座」 一八世紀後半の 人が座に関与するのとは逆に、 村 であるか、 儀 万町 座と村運営とが一 の場におい 村では、 村役人も順 て、 座 いたことが 人の論理と座 部 特 人衆 方 それを座 順 体的な側 0 定の 人衆が 百姓 \mathcal{O} の 家に をの 秩 であっ 員 序 \mathcal{O} 面をもつ よって 村 の で 15 間 年 たと で対 あ 年 つ

伏屋長左衛門家と万町村の生活世界

五

(1)伏屋長左衛門家と地域 ―『俗邑録』の性格をめぐって―

たい。最後に、ここまで検討してきたことを踏まえながら、まとめを行い

長 【左衛門家と地域 まず、 俗邑 録 とい \mathcal{O} 性 · う 視 格に 点 つ カゝ V 5 て若干 述 た 0 補 足 を 加 え な が 5 伏

ずれに うであ うい 寛政 家格 先述したように 『俗 V) 屋家をとりまく事 屋が惣代 てからは のうち めた安永 題となるのは 左 . る。 カ 六六年 れ 邑 ったなか をもつ一二の家が惣代庄 万町村 ンる⁽⁵⁹⁾。 録』であっ してもおそらく 政 分芳が 時 長左衛門家の 長左衛門家もその一 を勤めることが可 二年 0) 長左 七 その を含む五四 で (一七七三) 過 九 八 長 なわ <u>四</u> 去 たと考えら 衛門家の具体 態 背景であ 世紀末~ 左 帳 衛門 \mathcal{O} ち 変化 には ŧ 何 惣代庄屋としての活 新 一村が 5 家が 延 初調され る。 以 能となって か 一二人体 享 降に れる。 に 員 屋をほぼ 九 0) 自 四 動 的 であった。 橋家領に 町 世 『俗 5 年 な様子 7 揺 は 田氏によ 紀 \mathcal{O} ち いる。 期に 制自 邑 次のような 初 家の 独占 なみに、 録 11 頭に編纂し 七 . <_ なるが、 あ はほとんどわからない 体 歴 兀 いれば、 ところが政芳が 0 編 が解体し、 動は停滞 する体制 史 七 たも 町田氏 纂のひとつ この \mathcal{O} 状 したも この 検 に のと そこでは 況の 泉州 証 してい 政 は、 (一二人体 好芳の を意 想定され す 変 政 \mathcal{O} ァベての こうし 分芳が の背景をみて 大 化 で き、 注注屋 時 义 当 鳥 が あ 期 初 郡 あ 庄 さらに たのが る。 が、 た 村 に 屋 制 の庄 定の は、 な 泉郡 たよ を 「伏 そ い 問 0 が

を改 立 会山 そ 集されてい 冶 8 の うえ や溜 て振 村 と 池とい で、 り る点が注目され 返 その ると、 **—** 俗邑 つ た な 録 万 万 か 町 で 町 \mathcal{O} 村 $\hat{\mathcal{O}}$ 村 る。 長左 1や槙 内容 関 また、 衛門 係 尾 をも JΪ 11 左岸 わば 浦田 家 つ部分での \dot{O} 。 三 動 村 向に や鍛冶屋村につい 俗邑 村 ほ (万町 録 み現れてくるので ぼ 収 放斂さ が 村 2見る世 せる形で 浦 田 ては、 界 村

> 理し書きとどめ、 し あ たが つ て、 つ て、 浦 田 村 俗 Þ 邑 次 鍛 録 世 冶 代に伝えようとしたも 屋 は 村 まさ 0) 内 に 部 の様 伏 屋 子が 家と万 う か \mathcal{O} 町 が えるわ 村 歴 ٧V けで 史 \mathcal{O} は 証 拠 な を \ \ \ 左

じ

め

に

で

ŧ

触

れ

たように、

俗

邑

録

0)

うち

₩

目

は

(5)

長

衛門家は広域の活動を展開させていた。 七世紀後半以降、長一方で、すでに部分的には触れているが、一七世紀後半以降、長

を開 を買得してい 渡されるが、 橋家領期には先述 政治的 また経 村 発してい \mathcal{O} 触 な側 済 頭となり 的 . る(61)。 宝曆 る。 な側 面 で 九年 この伏屋新田 は、 面 のとおり î では、 ま 遅 た、 i くとも 物代庄 七 宝永六年 $\frac{\overline{6}}{}$ 五九) 七世. 丘は、 その 七世紀後半に 屋 紀 ごろには 享保七 を勤め (一七〇九) 後半 後 以 年 土 た 降 坂 屋 Î 本 家 は 堺 新 七 領 幕 \mathcal{O} 田 伏屋新田六六 $\dot{4}$ 期 領 . の 少 4 に 林 など)。 半 は に澤家 寺 分二 大 村 庄 また 町 大 七 石 は 浜 石 譲 兀 筋 余

をうけ、 者契 俳 などと高 注目され 正字 さら 刊 大沖が長 行している。 類 彼 E 文化的 契沖 る。 音 野 $\tilde{\mathcal{O}}$ 集 左 Щ 句· 覧 衛門 彼 \mathcal{O} が掲載され 吟遊 指 な側 は 家に を完成させている。 導 に赴い 面では、 泉 滞在 援助 州 0) て てい V 俳 \mathcal{O} もと、 る。 潜ネット . る。 延 七 宝四 延 世 石 また延宝二~六年ごろに 宝 紀 ウー 後半 さらに、 年には仮 橋直之が 年 ・クの . О 2 名遣 六 中 長 地 重 誌 賢 七 左 心 四 沒 研 \mathcal{O} 衛 = 泉 後、 究 菛 人で、 重賢 州 \mathcal{O} に 志 最 重 は 初 西 多くの まず 0 Ш 国学 遗志 著述 宗 因

方、 世 紀 後半~ 九 世 紀 初 め 0) (5) 長 左 衛 門 政 芳 O) 時 期 ŧ 注 目

筆の

町

屋

敷を所持してい

たようである(Ga)。

帝王切 芳の 蘭学者 発見したことが もとに る。 開 医 術 |者として活 身 八 が紹介されるとと を寄せて 世 知られる(での)。 紀 紀後半に 躍 . る。 は、 Ĺ もに、 また、 難 和蘭 波談 医 解 政 林 話 労の 剖 σ 有力者である五 などにより を著述している。 実弟で ある支家の 腎 臓 一彩堂矩 の濾 そこでは w過機能. 素 州 は が 政

れ以 門家が関係をとり 場で何を行 触 れ とを示していると考えら 触頭や大庄屋、 であるが、 万町村あるいは れは、 れられたとし 以上のように、 外の諸関係では、 万 が町村に にもか 0 たの しても具 惣代庄 おける長左衛門家の立場を補強する側 |槙尾川左岸をこえた広域の かむすぶ かはわ かわらず 左 体的 長 屋に就いたことは確認できるが、 衛門家は 左衛門 から れ 地 る。 域 なことはほとんど記されてい 『俗 は広域にわたるが、 な 邑録』 家にとってその意 いのである。 政 治 ではまったく触 経 済 活動を こうしたことは、 文化の 万町 味 展 が 開 諸 加れられ 異 村との関係とそ さ 面 局 そうい ない。 量をもつ せて なって 面 12 な V) お 例 長左衛 いたこ くった立 たはず た。 11 えば、 か、 て、 そ

ろう。 基本的 は なように、 可能なものであったといえる。 す なわち、 発 あっ には余剰資金の投下による利潤の 譲渡・ たとい 土 地と 長左衛門家と万町 人としての 買得を短期間で行っている点からうかが ・える。 の関 係 を軸としながら包括的で持続 方で、 活 動 Ŕ 村との関係は、 堺 例 えば伏屋新田 重 での町屋敷所持 賢 獲 得が目 政 芳 本 的 . S · 章 素 坂本新 も同 一級に で 、あり、 的 0 集中 な性 様の性格であ 検 えるように、 田 討 か 格 ? つ代替 て \mathcal{O} を 明 関係 もつ い 5 る

> てい と の 門家にとって実体を伴った第 ての生活 11 ように、 ると理解 るといえるが 関 係 とそれ以 世 個 界でもあったとも 人的 できる。 か 外 つ それ さらに付 \mathcal{O} 関 時 は 係 的 同 لح な いえよう(64)。 け 時 \mathcal{O} Ł のであ 次的な生活世界 に、 性 加えれば、 格 万町村とい \mathcal{O} 違 0 たとい そ が れ える。 う枠 で 俗 は 万町 あっ 邑 録 組みこそが たことを示して こうし 村 0 \mathcal{O} 住民 編纂 た 長左衛 万 現 町 n

(2)一七世紀の長左衛門家と万町村

たといえる。その要素は万町村の一七世紀は、一言でいえば村社会の変動と確立の時期であそのうえで、本章で検討してきたことを簡単に振り返っておきたい。

- される、 立 万町村 浦田村 六 世 紀 末~ 鍛 冶 七 屋 世 村 立会 紀 初 山と 8 \mathcal{O} 梨 Щ 本 \mathcal{O} 用 池 益 \mathcal{O} を 番 めぐる秩 水 制 \mathcal{O} 確 序 立 の に 示
- ii の 対立からう 池 田 下 村 領 か 內 が の える、 出 作 地 山 八 0) 開 石 発 余 \mathcal{O} 0) 開 展 開 発 とそ れ をめ ぐる 村 内 外
- ш 本座 を内容とする、 南座 0) 結 合 七 長左: 世紀後半の 衛門家の 座 O $\overline{\mathcal{O}}$ 別 格の 秩 序 \mathcal{O} 地 確 位 P 強 発 言 力 \mathcal{O} `獲
- iv た長左衛門家の 長左衛門 家の 庄 新 屋 独占による庄屋の たな家関 係 展 あ り 方 **(7)** 転 換、 そ れ に 併 行
- とっ ということになる。 ては 小経営の 家を基 これら四 軸 と つ た の要素の絡み 村 社 会の 確 合い 過 程 は で あ 面 たと考 で 万 町 えら 村

を核とする社会秩序 れるが、 町 が 家がおそらく圧 衆を中心とし *(*) 村の社会秩序 体的であっ)成長 過程 ま た で た座 たが 倒的 0 あ 面 特徴 0 で長左衛門家にとっては万町村における社会的 なに、 の年 な経済力を有したにもかかわらず、 が確立していったのであった。 たといえる。 があ - 齢階梯 ったといえよう。 長左衛門家を中心とした村役人の論理と順 の論理との矛盾が内包された点に、 こうして一八世紀には、 ただし、 座と村運営と 長左衛門 長左衛門 権 万 家 カ

とが おきたい。 からこそ村社会の を全面的に描き出すことはできなかった。 0) 目を通してみえてきたものである。 なお、 明ら それにより一七世紀が長左衛門 かに 最後に 右のような万町村の動向は、『 なっ 『俗邑録』 たといえる。 展開と長左衛門家との関係を相即的にみることがで 0) 性 格に 家の成長の集約点になっているこ かかわってひとつだけ付 したがって、 俗邑録』つまり長左衛門家 しかし一 方で『俗邑録』 万町村の社会構造 け加えて だ

注

- $\widehat{1}$ 字化されている。 泉郡万町 大阪歴史 付けた整理番号 村旧記 人博物館で 所蔵「大阪歴史コレクション」。『和泉市史紀要第 『俗邑録』』 以下、 **-1**など) 『俗邑録』からの引用にあたっては、 (和泉市教育委員会、 を注記する。 二〇〇八年) 市史紀要に に全文が活 15集
- (2) 町田哲「池田下村の村落構造 ―村役人・村内小集落・座」(同『近世和

《の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)。

- 3 うした全体的な理解を示すことはできていない。 氏 小田 な 行われている。 'の村社会・地域社会論のひとつの到達点にあるものと考えているが、 村、 前掲 第三章で坂本新田、 『近世和泉の地域社会構造』では、 この構成からもうかがえるように、 第四章で池田下村、 第 今後の課題としたい。 補 池田下村の研究は !論で伏屋新田の分析が 章で黒鳥村、 一章で 10町田 そ
- 世和泉の地域社会構造』に所収)。(4)「坂本新田の成立と構造」(『市大日本史』五、二〇〇二年、後に前掲『近
- 前掲『近世和泉の地域社会構造』に所収)。(5)「小田の座について」(『市大日本史』創刊号、一九九八年、後に加筆して
- 和泉の地域社会構造』)。(6)澤久太夫家所蔵文書・焼4。町田哲「伏屋新田の村落構造」(前掲『近世
- (8)池田谷の南部(現在の平井町、黒石町、国分町)は宮里庄と呼ばれ(7)町田哲「『俗邑録』について」(前掲『泉郡万町村旧記『俗邑録』))
- であった。
 〇)池田谷の南部(現在の平井町、黒石町、国分町)は宮里庄と呼ばれる荘園
- (9) 前掲町田「池田下村の村落構造」二〇八ページ。
- は同じ。和泉市、一九六八年、五〇九~二六ページ)。以下、延宝検地高の出典和泉市、一九六八年、五〇九~二六ページ)。以下、延宝検地高の出典(10)讃岐家文書「泉邦四縣石高」寺社旧跡并地侍伝」(『和泉市史』第二巻、
- 松尾寺』(和泉市、二〇〇八年)を参照。(11)松尾谷や松尾寺の歴史については、『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と
- (12)町田哲「成果と課題」(前掲『近世和泉の地域社会構造』)。同「新田請

川弘文館、二〇〇六年)。 負人」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』吉

- $\begin{pmatrix} 1 \\ 3 \end{pmatrix}$ 同じく槙尾川左岸にある納花村については、 ない。 村むらのなかでも、 加 るであろう春日社 『俗邑録』には納花村のことはほとんど出てこない。 わっていない点 納花村立会の墓所を除くと、三村との関係は希薄であったようであり、 (1-39) も勘案すると、 (三林村に所在) やや性格の異なる村と理解する必要があるかもしれ の氏子に、 万町村 納花村を、 少なくとも近世段階では 池田庄と深く関わ 浦田村・鍛 池田谷北部の 冶屋村
- 領であったようである。ただし、少なくとも松尾寺の背後の山(梨本山)は一三世紀以降松尾寺の15)和泉中央丘陵の東側(池田谷側)における松尾寺領の範囲は未詳である。
- 九)に築造されたようである(I―15)。(16)ちなみに、図1の梨本池と大夫池の間にある中池は、寛文九年(一六六
- 北三拾町二拾間、際イ東ハ三ヶ村田地各村、西ハ松尾・内田・唐国、南反畝不知と書付有り、但、先年之古絵図ニ而考ルニ、凡東西拾弐町・南(17)『俗邑録』の編者である長左衛門政芳の注記には「御検地帳ニ桑畑山、

明である。 確な範囲は未詳である。 万町村分として一石二斗四升一合の山年貢(小物成米)を定納していた ことは確実である。 泉中央丘陵の東側を中心としながら、 查研究』和泉市教育員会、二〇〇〇年、 『松尾谷の歴史と松尾寺』二一八ページ) \widehat{I} | 2「松尾寺村絵図」(『和泉市史紀要第5集 松尾・ 平井• **Ⅲ** | 1 3) ∘ 納花、 なお、 北八池田下村」とあるが ただし、この山年貢高がいつ決まったのかは不 しかし、 立会山では、 後掲の図3 西側 一九一~二ページ、 三村全体で三石八升七合、 などからみて、 松尾寺地域の歴史的総合調 (松尾谷側) 「泉州泉郡万町村絵図」 (I - 2)にも及んでいた 立会山が、 立会山の正 および前 和 B

- 民の歴史学』一七七、二〇〇七年)。 寺』)。塚田孝「地域史研究と現代―和泉市松尾地域を対象として―」(『人(18)塚田孝・羽田真也「山林と松尾谷村むら」(前掲『松尾谷の歴史と松尾
- 山の側の視点から改めて整理しておきたい。(18)参照)、それに依拠しながら、万町村・浦田村・鍛冶屋村立会(20)これについては、すでに塚田孝氏によって詳しく検討されているが(注の居囲の山材は松尾寺村健てあったと考えられる
- (21) 前掲塚田「山林と松尾谷村むら」二七七ページ。
- (22) ただし、「他領掛リ合之出入」などについては、これまでの通り三村で

対応すると記されている。だからこそ、先述した天保期の松尾寺村の誤

一札が三村宛てに出されているのである。

- の番水制において鍛冶屋村は浦田村分の水の一部を利用していたのではのではないか。これと慶長一六年の起請文の内容とを勘案して、梨本池と併記されているとはいえ、両村が対等な関係にあったとは考えにくい(23)この点を踏まえると、iの梨本池の番水規定で、「浦田村・鍛冶屋村」
- ~五ページ)。(24)岸和田高校所蔵文書20―4(前掲『泉郡万町村旧記『俗邑録』』八四(24)岸和田高校所蔵文書20―4(前掲『泉郡万町村旧記『俗邑録』』八四

ないかと、

先に想定したのである。

- 村の村落構造」二二〇ページを参照。ったことがあったと考えられる。この点については、前掲町田「池田下(25)出願の背景には、この元禄二年から免定においても延宝検地が有効とな
- (26)図3の溜池に付けたa・b・cのマークは、天保三年(一八三二)の「和(26)図3の溜池に付けたa・b・cのマークは、天保三年(一八三二)の「和
- (27)この丸番号は表に対応させている。以下同じ。
- 借銀の利払いなどを差し引きしたうえで渡した』と反論している。(28)なお、作徳米の問題に関しては、長左衛門側は『年貢諸役・娘の飯米・
- (29)長左衛門家の屋敷地の位置から考えて、堺道より北側が下村(五郎右衛

[組]、南側が上村(長左衛門組)であったと比定される。

- 高四五五石余から算出した数字である。(30)下村=二○○石ほどに対する上村=二五○石ほどというのは、慶長検地
- (31) このような庄屋役を家産とする事例は、松尾谷の唐国村でも確認できる
- (32) なお、史料2の差出人に五郎右衛門の伯父として名を連ねている近隣和(32) なお、史料2の差出人に五郎右衛門の伯父として名を連ねている近隣和の基左衛門の存在も興味深い。彼は、先述のように、先代五郎右衛 おり、五郎右衛門の存在も興味深い。彼は、先述のように、先代五郎右衛 おり、立郎右衛門の存在も興味深い。彼は、先述のように、先代五郎右衛 おり なお、史料2の差出人に五郎右衛門の伯父として名を連ねている近隣和
- (33) なお、長左衛門家の初見は慶長一八年(一六一三)と推定されている文をだし、『俗邑録』に掲載された一六世紀の文書で両家の名前を確認すの初見は、後述するように明暦二年(一六五六)の文書(I―8)であの初見は、後述するように明暦二年(一六五六)の文書(I―8)であの初見は、後述するように明暦二年(一六五六)の文書(I―8)である。
- (34) 伏屋秀晃氏所蔵。
- くなっている点も興味深い。妹キミの夫、⑦長左衛門磯芳の妻にみられるように、京都との関係が深味の色の他、一九世紀ころのことになるが、⑥長左衛門楠芳の後妻、楠芳の

- そ〉。おける村と寺」(二〇〇五年度大阪市立大学文学部提出卒業論文、未公(36)澤家所蔵文書(旧市史筆写史料)1―251。中西威晴「近世国分村に
- 3 7 澤家所蔵文書 だし、三年季の本銀返し)。澤家所蔵文書 おける村と寺」。 |郎左衛門の田地二石余 (一反六畝余)を代銀| (旧市史筆写史料) なお小右衛門は、 $\begin{array}{c} 1 \\ -2 \\ 0 \\ 4 \\ \circ \end{array}$ 貞享元年 (旧市史筆写史料) 1-21 (一六八四) 前揭中西 一貫目で買得している(た 「近世国分村に には、 平井村
- (38) 河合家については未詳である。

7.

- (39) 注(6) と同じ。
- (40) 前掲町田「伏屋新田の村落構造」。
- (41)前掲町田「池田下村の村落構造」二〇四ページ。
- 芳は「止歟」と傍注を付けているが、こちらは本文の通りで妥当である。に、意味を理解することができない。また、「相立申」の箇所にも、政(42) 二条目の「双方へ」の箇所は、政芳が傍注で「本ノ侭」としているよう
- (43)高橋昭雄氏所蔵文書・箪笥2―14―2―8
- (44)名請人が長左衛門家から小作人へ切り替えられた時期は不明である。
- に位置している点にも注意しておきたい。(45)「定之事」において、五人組頭が村役人とともに村中のまとまりの中心
- そん引ノ事」に該当する。(46)前者の問題が先述の「そわの山新開の儀」に、後者の問題が「古来ゟー
- (47) 省略した二条目には、先の史料7の一~三条目と同じく、岸之上の田地

の問題についての村(庄屋)側の主張が記されている。

- (50) この寛文検地では、はじめにで述べたように、高五九二石一斗一升四合、模の違いが、ひとつの理由としてあったかもしれない。 積などは不明であるが)二石を負担できるほどの土地であったという規(49) 岸の上の田地が三畝三歩ほどと小さかったのに対し、金塚谷の田地が(面
- 5 0 この寛文検地では、 ○歩)。これにより、 加することになった では、寛文検地より反別は減少したものの、 たとして、 る。 申」とあることなどからは、 打出し、 ニ壱斗ツ、御増有之、 かけ御竿入ニ成り、 地御竿先キへ罷出御案内申上、 に「古検 反別四五町一反八畝二六歩が算出されたが、政芳の覚書(I― 寛文一三年 (一六七三) 右石盛御増等ニ而、 (慶長検地)反歩過分出畝不見、夫故願人利右衛門・長八郎検 代官へ対処を求めている はじめにで述べたように、高五九二石一斗一升四 Щ (高六〇一石七斗一升四合、 『俗邑録』 夫故慶長之御検地と者新検ニ而九町八反拾九歩ノ ノ谷其外荒芝少之空地迄も御竿入ニ成り、 には、 かなり厳しい検地であったことがうかがえ 御高百三拾六石七斗六升六合之御増ニ相成 田ノあせニハ豆を植申旨を申上、 には、 検地以後に「役百姓」一三軒が絶え $\widehat{\underbrace{\mathsf{I}}_{\begin{array}{c} 1\\1\\4\\ \end{array}}}_{\circ}$ 右の両検地による困難を理由と 石盛は増やされ、 反別四二町二反 また、 続く延宝検地 村高も増 石盛反 あせを 畝 $\frac{1}{4}$

)た年貢減免願や地押願などが散見される。

5 1 前掲町田 「池田下村の村落構造」二〇九ページ。

(52) ここで、 る に池田下村領内へ開発が進行した理由もこうした点にあったと考えられ 地がほとんど残されてなかったことによるのであろうが、一七世紀半ば 村の村落構造」)、その差は歴然としている。万町村内に開発可能な土 新田を含めて、一〇五石余を高請したのに比べると 世紀末~一八世紀後半に、 畝二七歩)を高請している(I―1)。いずれも槙尾川沿いや立会山内 反 九石七斗七升(一町一反六畝歩)、宝永二年(一七〇五)に一石二升八 を開発したものであるが、あわせても一五石余であり、 録』によれば、 一畝二九歩)、宝暦一三年(一七六三)に一石五斗九升六合(三反九 (二反五畝二一歩)、 延宝検地後の新開 万町村では、 宝永五年 もともと同村領であった地に開発された伏屋 延宝検地以降、元禄一一年(一六九八)に (外高)について補足しておきたい。『俗邑 (一七○八) に三石三斗二升九合 (八 (前掲町田 池田下村が一七 一池田下

そこを請所として開発したことに表向きはなっているが(Ⅰ-34・Ⅱ 入って水が溜まらなくなったじしか池 築いて、 禄一一年は、高津池付近を請所として開発したものであり(図3参照)、 も村から貰い請けている(I―47―1)。 川 なお、 、跡新開」(I―1)ともあるように、 川原に田地を仕立てたようである(I―28)。 右の新開のうち前 一者は長左衛門家のよる開発地である。 (図3参照)を村から貰い請け、 槙尾川の流路を変え、 一方、 宝永二年は、 同時に高津池 新池を 土砂が

> 実際には池普請を行い、「池下近辺」の「所持之古田畑」の 用

水としたようである (I―47)。

(5 3) 確証はないが、万町村の住民すべてが本座ないし南座に包摂されていた と推定している。

(54) この 「定」については後でも言及するので、ここで全文を示しておく。

定

九斗六升 三右衛門

九斗六升

次右衛門

升め名前等ハ除キ申也

たれ

たれ

右は物講田定米高也、日損水損有之候ハヽ、

合七石弐斗壱升六合

可申者也

壱石 是ハ座衆之分之定也

五斗 是 ハ座なし之分定也

六斗 是ハ座衆之分定也

同断

うぶやしなひ

蚊屋之土産

ハ座なし分定也

是

同断 さかやき

弐斗五升

壱斗 三斗

むこ

壱石五斗

壱石

婦もてなし

壱斗五升

年寄なり

座なし年寄なり

村中見分を以年貢取

壱石 是ハ上之分 とむらい出斎米

五斗 是ハ中之分

弐斗 是ハ下之分

> 同 同断

右は紬升也

同断

右ハ村中寄合談合之上相定、 請之よなへ二仕定也、 以来中間ニ云やぶり申もの有之候とも、 年々米請取、

村中二込置、

以来池普

5 7

傍線①と②の間、

けなのかについては検討の余地がある

ただし、この当時の座が本座・南座を含むものなのか、それとも本座だ 可申候」と記されており、ここからも村運営と座の一体性がうかがえる。

に難解であるが、

一応は 〃「座方」で一老になれば頭を剃り十徳を着用 「尤順人之事」から「村儀ニも罷出候事」まではとく

(順人衆を) 組頭より下座にすることは

如

するので、

「村義」であっても

同

2様ニ相定申候上ハ、 相違有ましく候、 為其仍如件

寛文三年卯十二月九日

庄屋三右衛門 書判

年 寄六右衛門

同 次左衛門

村中

(55) 一老~十三老=座の年寄に本座か南座かの区別が示されていない点から 考えると、 本座・南座それぞれの年寄から、 本座と南座が結合されたことにともなって、 座全体の年寄 (本座・南座に関係 座の年寄の性格

(56) こうした点に関わっては、慶長一四年 (一六○九) 五月の「万町村中 なく純粋な年齢順で就く)へと変化したと想定できるのではなかろうか。

へ申事、 定水之法度之事」(全五条、 田うへ申候ハヽ、 田なミ之免取可申事」(一条目)、ミなくち $\begin{array}{c} -5 \\ -1 \\ 8 \end{array}$ も興味深い。「はたに田う

ぬしく水入候ハヽ、米一斗ツヽのとかの事」(二条目)などを定めたう 「右之旨相背候者候は、 為惣中とかにおとし、其上座ヲおいぬき

長者長左衛門 書 判

るので、(また) 諸人足や鎌役などを免除された隠居であるので、(順 問題がある。よって、前々から一老は氏神の神奴と心得、禅門の姿にな

人衆が)「村儀」へ出ることも如何かと考えていたが、家柄の区別無く、

仕方なく「村儀」にも出席させてきた』と、十分ではないが解釈してい

"よって(「依之」)" の意味合いがうまく理

同 利兵衛 書判

書判 書判 書判 こと(この点は座の年齢階梯秩序を反映している)がうかがえるのでは できないと認識か)、 題だと考えていたこと(出席させてしまえば組頭より下座にすることは 解できないが、政芳が、「村儀」の場に順人衆が出席すること自体を問 る。そうであるならば、

順人衆を家柄で区別されない存在と認識していた

(58) ただし、同年五月には、 が、そこには徳右衛門と惣左衛門も含まれている。 なかろうか。 「村惣代組頭」として七人の名前が確認できる したがって、 年寄も

組頭を兼帯しており、 この当時の組頭の総数は一五人であったことにな

5 9 前掲町田 「『俗邑録』について」。

6 0 前掲町田 「『俗邑録』について」ーー四ページ。

- (61) 前掲町田「坂本新田の成立と構造」。
- という枠組みは、二次的な生活世界といえよう。(64)山の用益を通して深く結びつく槙尾川左岸の万町村・浦田村・鍛冶屋村

第二章 一七世紀の唐国村の村落秩序

はじめに

について検討することであ 章 0) 課 題 は 州 泉 郡 松尾 谷 にある唐国村の 七 世 紀 0 村 落 :秩序

春木村 尾寺 顕密兼修の 义 こうし 史2 的基盤となっ 1 尾 東を和泉中 た松 村 2参照)。 谷は松尾川と東松尾川によ 久井村 松 尾谷 尾 を除くと、 一山寺院として発展した松尾寺とも深く結びつき、 心谷の歴 た。 の歴史と松尾寺』 ·央丘陵、 · 若 中 世には、 史的 樫 近世になると、 松 村 尾 春 西を東山 展開につい 寺との関係は分断されていくことになる。 谷全体 木川村の七村に分立し、 一①で詳 って形 、ては、 (西部) が 唐国村 春 細 日 ル成され 社領春木庄となる一 丘 に述べられてい 近年刊行された 丘陵に囲 内田村 た南 ま 北に長 松尾寺門 れている 松尾寺 『和泉市の 11 (村)· その経 方で、 |前の松 谷であ (序章

> 形で、 きく三つのまとまりに分けられる。 料が残されていることである たわけであるが、 を勤めた。 近 代には北松尾村長 ている理由は不明である。 居 住 総点数は してい 岡家は、 た。 とりわ 中 四点と多くはないもの いわば数百年にわたって唐国 世 (唐国・内 以 け 来 特筆されるのは、 の有力者であ (岡紘 田 箕形・ なお、 氏所蔵文書) ŋ, 寺 この一○○点余だけが現存 0 田 そうした家の歴史に 近 0 中世 世 匹 村の中心を占め続け に 3)0 から近代までの史 は の大字で 唐国村 その中 庄 身 屋 は大 沿う を、

されている。 を行った仁木宏氏の からはいくつかの研究が生み出されているがない 尾寺にもこれにかかわるものが九点ほど残されている。 寺へ寄進した際に、 前者に関しては、 は、 代は建長四年 ひとつは、 唐国村刀禰職関係のものと、田地・ 七点の中世史料である。 (一二七三) ~文中三年 康正元年 成果によれば(5)、 同 時に史料も松尾寺へ移管されたと考えられ、 (一四五五) おおよそ以下のことが明ら うち六点は軸装されてい 屋敷安堵状とが含ま (一三七四) に岡家が唐国保刀禰職を松尾 もっとも丁 である。 これらの史料 れ この 寧な分析 た。 かに 中に る。 年

i 本庄 長寛 末までには共同体として成立してい 紀 唐国村の史料上 の条里 (春木村付近) 年 (一一六四 の 設 定が 0) 松 からはやや独立した位置 初見は建長四年 尾 に成立した春木庄 谷では唐国 村 たと考えられる。また唐国 (一二五三) までであった点などからもう の領域に含まれるが にあった。 であり、 それは、 一二世 村 は、

尾

谷の

ŧ

っ

لح

Ł

北

側

位置する

唐国

村

は

か

つて岡家という家

ると想定される。かがえるように、春木庄の中でとくに豊かな地域であったことによ

り、 ただし、 えられ たようだが、 この 玉 村を代表 段階 横 Ш 尚 する 刀 氏 禰は は 松尾 世 \mathcal{O} 紀前半 その本質を失い、 が 谷の 刀 禰 南の -からは平 で あ 横 る。 Ш 姓 谷 もとも 横 を本拠とする在地領主であ 種 山岡氏が刀禰職を得る。 の得分化 لح *(*) 刀 禰 していっ は 藤 原氏であ たと

ііі とを、 り 運 を (一三三五)・ 営さ が り、 成される。 めぐって争うが、 一三世紀半 厳封されて村 「刀禰ではなく、 れる」 刀 あ 禰 るいは置 亀 その内容は全体として刀禰の ように ばに 王 正 丸 慶元年 が領家興福寺へ訴え出ている。 文を隠して、 の妙楽寺の寺庫に は そのなかで建長四 なっていることがうかがえる。 刀 妙楽寺に結集する百姓たちによって 禰 0 横 山岡 公事 氏と 納めら (人夫・ には、 年に刀禰 元刀 っれた。 権 禰 伝馬) 百 利を制限するもの 0 と百姓 姓が置文の 藤 ここから その後、 原 を供 氏 0) 出し 間 族 は、 実 決 正 で置 が 中二年 (質的 しないこ いまり 刀 唐国 であ 文が 禰 に 職

郎 して 北朝 資 文中元~三 敷 頼 0) 安堵 いる」 から松尾寺 \mathcal{O} 動 乱の をうけて ことが知られる。 年 なかで、 (一三七二~四) へ寄進される。 いおり、 横山岡 唐 国 そして、 氏 村に定住し、 は横山 に は、 康正元年に刀禰職 毎年守護から 谷から一 新たな拠点を築こ 掃される。 唐国 が 村 新田 畄 方 助

ような

世

紀半

ば

5

五.

世

紀

半

ば

 \mathcal{O}

動

向

が

近

世

 \mathcal{O}

村

0)

あ

n

造をも規定する要素であり、 できな 方にどうつ 後半より その共同 だろう。とはいえ、 含まれていた可 ・岡家が有力者として存在していたことなどは、 一性の中核に妙楽寺や天神社があったこと、 後述するように、 な ながるの 能性 唐国村という「村」 がある点から カゝ は、 その 、本章の 中 世 間 0 ţ 0 前提として押えておく必要が 史料 唐 軽 玉 が一三世紀までには 率に結び 村 が 欠 如 \mathcal{O} 村 域 しているため つけるべ おそらく一 は 近 近世 世 きで \mathcal{O} 明 内 四 社 立 は 田 5 ある。 世紀 会構 村も な か

ての していたのである。 延宝検地で確定した枠組みを前 地 三章で検討 書に関係史料が数多く残されている山直中村との山論とあ ために作成されたものもあるが、 めぐる明治期の である。 (一六四七) 内田村立会山に が据えられていたことが浮か 尚 紘 七 一氏所蔵文書のもうひとつのまとまりは、二八点にも及ぶ絵 その大半は、 世紀の意味を考えることにしたい。 しているが、 0) 裁判で用 泉 お 本章では、 州松尾谷絵図 ける山論に関 唐 そこからはそれぞれの主張のべ 国村・ いられたものと考えられる。 この点を踏まえながら、 提にしながら双方の び 内田村立会山と三田村の山との境界 上 しては、 多くは近世の絵図であ がってくる。 がいちばん古 内田村の河野 すなわち、 V) いせめぎ こうした唐 なかには裁判 唐国 Ì 輝 ŋ, わせ スに 夫氏 山 村 Œ 論 /所蔵 にとっ 延宝 て、 が 保 兀 玉 は、 第 文 村 年

まりではない 三つ 点あるところにひとつの め のまとまりは、 が、 一七~ 右以外 八世紀初頭 特 徴 0) が あ 史料である。 る (一七一〇年まで) 本章では、 必ずし 主にこれ ŧ 明 の史 示 を対象と 的 料 な まと

りで がら、 六七 座 実物は ようを探って での様 であることを、 あ 九 さら 確認 ŋ 子 の がうかがえる史料 社会構 には先に触れた点に留意しつつ、 で 唐 (きてい いくことにしたい。 玉 七 村 あらかじめ断っておきたい。 造 世 検 \mathcal{O} な 紀 地 詳 0 帳 細な解明は不可 が 唐 も掲載されている。 (和皇 玉 『和泉市史』 村 泉 に関 ただし、 市教育委員会所蔵) する史料とし 能であ 第二巻(6) 史料数はわずか三〇 七世紀の これらの ર્વે っては、 に 可能な限りでの分 は、 が 史 唐国村の 延宝七 あ 科も る。 七)点ば 用いな 世 ま 年 あり るた、 紀 か

であ からは な つ お、 た 関 宿 国 藩 村 牧 \mathcal{O} 野 領主変遷 家領、 宝永一 は、 二年 七世紀は幕領、 (一七〇五) からは関宿藩久世家領 元 禄 元年 六八八)

一七世紀の状況 --延宝検地帳より-

き出 では、 から す 七 主に の に 七 世 世 紀 は多分に限界があるが、 紀 延 \mathcal{O} 宝 唐 唐国村 七 玉 年 村 . О は 幕 \mathcal{O} 状況 唐国 領であっ を明ら 村 検 たため 地 わかる限りで押えていくことにし かにしたい。 帳」 延宝検 (以下、 地 延宝 しをう 検地帳から け 検 ってい 地 帳と記 . る。 実態を引 す 本節

検 地 字 延 宝 長 地 検 目 地 六 帳 年 間 に 数 は 次 六一 地 のことが記さ 積 名請人・ の 片 桐 れ 市 分 米 てい 正 による検地 る。 (石高)・斗代。 a 高 以下で 請 地 同 筆ごと は 時 慶長 に、 古 検 \mathcal{O}

> 米。 だし、 あるので、 以降に非 分けられる。 高) 者 地 地と記す) 地 積 目 これは 山年貢高。 が記された池もある。 すべて「年数不知」となっている)。 地積 分米全体 耕地 段 延宝検地では把握できなかった分と考えられ 階 分 米 化 田 ひとつは、 の地 (c) 畑 \mathcal{O} (永荒・ 集計が 不残地押仕候处、 (石高)・ 積 池の 名請-寺社境-Ш 行 名前・ 成 $\widehat{\mathbf{d}}$ われ 名請 人も併記さ 元内の地 山入) て 除地 間 人。 いる。 数 古来之竿詰候 三つ目 積・ した土地 (年貢 れ 地 \widehat{b} 間数。 古検段 積・ てい 免除 は、 る₍₇₎。 所 Щ の、 哉、 地 階の 無 持 \mathcal{O} もうひとつは、 者・ 名 古 また、 1検段階 地 地積・ \mathcal{O} 如 前 内容。 る。 築造年数 此 間数・ 0 減 末尾に 分米 地 申 \mathcal{O} 三つに 積と分 地字・ 古検 所持 た は、

くことにしよう。 以上の レースしたも 検地 帳の内容にしたがい、 のである。 な お 义 あ 1は天保八年 わせ て参照 高請 いただきたい。 地とそれ以外に分けてみて (一八三七) 0) 唐国 村 絵図

(1)高請地

①全体の

動

向

合が田 あ 合 八三二筆が記 まず 地、 大半が 高請 町 七歩) 一七 地 田 載されているが、 全 石 地であったことがわかる(®)。 体 この動向な が算出されている。 斗三 一升七合が をみよう。 その 畑 延宝 地、 末尾では村高四 このうち、 八石六斗二 検 ﹑地 帳 \mathcal{O} 匹 a 升三合が屋 四 七二 0) 六 部 一石二斗 分に 石 Ŧī. 斗 は 六升五 几 敷 全 地で 升一

のうえで、 ここで注目し た \mathcal{O} は 慶 長検 地 以 降 \mathcal{O} 耕 地 0 展 開 状

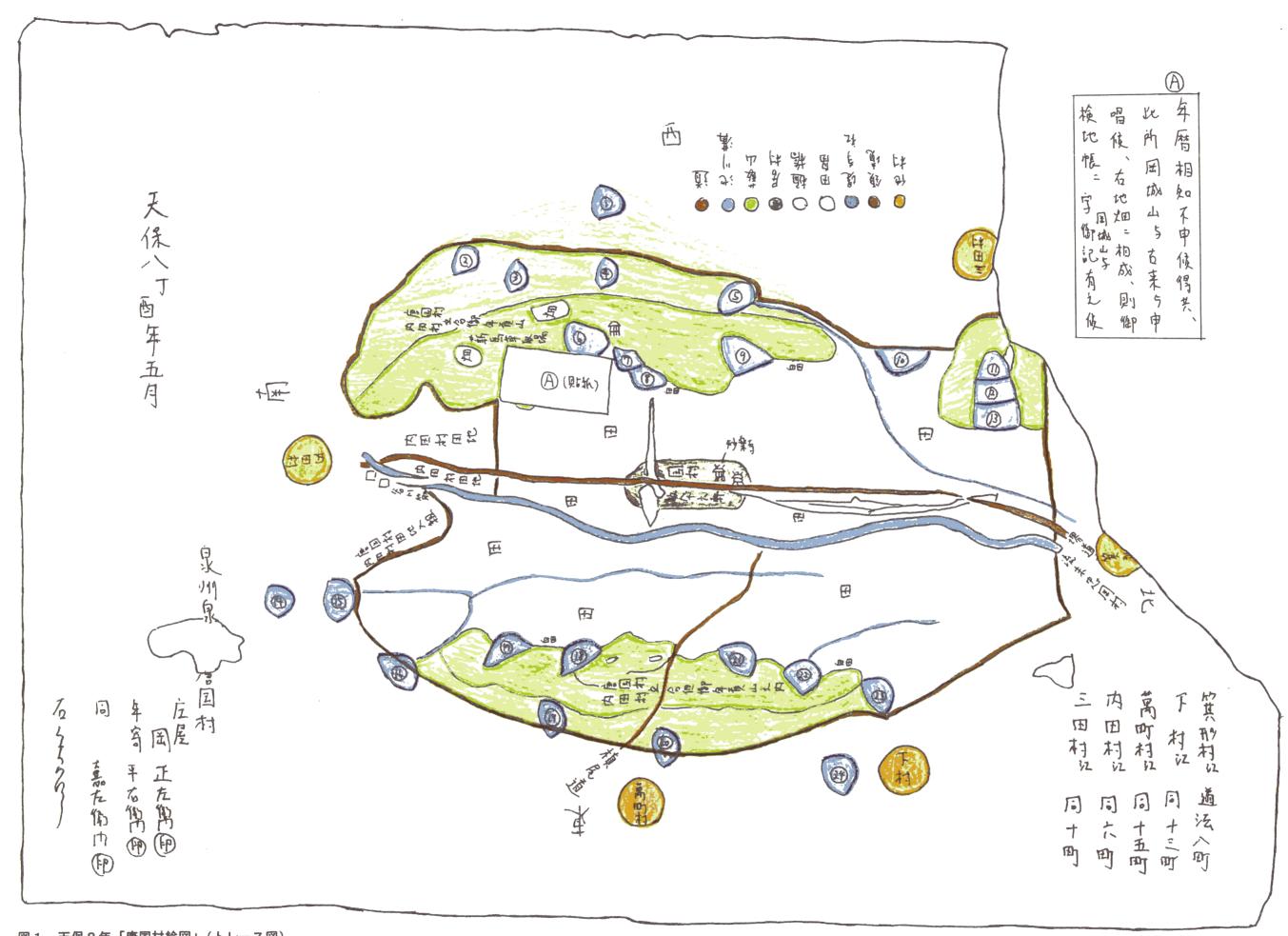


図1 天保8年「唐国村絵図」(トレース図)

- 注1、岡紘一氏所蔵文書「唐国村絵図」より作成。
- 2、池の名前については図中で示せなかったので、次ページで補足している。

図1	補足 池	
(1)	脇ノ池	
2 ,3 4 5	同(上山)上池	
; ③	上山池	***************************************
4	大蔵大池	***************************************
(5)	大蔵下池	
6	泉谷池	***************************************
7	同(姥が谷)下池	1155555544444444445445445445544544444444
8	姥が谷池	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
9	露が谷池	
10	にごり池	唐国村•箕形村立合
11)	じやぶ谷上池	
(12)	同(じやぶ谷)中池	
<u>(13)</u>	同(じやぶ谷)下池	
<u>(14)</u> (15)	後山池	唐国村·内田村立合
(15)	こひの池	唐国村·内田村立合
(16)	大がま池	唐国村•内田村立合
(17)	坂尾谷池	
18	牛神池	
(19)	荒池上	
(20)	荒池下	
21	小谷池	
19 20 21 22 23	薬師池	
23	つとじ他	
24	といた池	

高三二八石余のうち七七石余

(約二五パーセント)が、

-) が非耕地化してお若樫村では慶長検地

(約二三パーセント)

例えばすぐ南の内田村では慶長検地高五三五

ただし、

松尾谷

方で、同じく aの末尾によれば、延宝検地における村高の増加は、'`、それらに比べると唐国村の耕地は安定していたともいえよう。

ントもの土地が非耕地化したことがうかがえる(゚゚゚)。

余のうち一三三石余他の村むらをみると、

あること (後述)、これらを主要因として慶長検地高の約一三パーセ 非耕地化が進んだこと、池の造成により非耕地化してしまった部分も 川周辺の耕地が川沿いであるが故に不安定な側面をもち、その一部で 余 二反余)あるほか、 となっている。こうした非耕地化した土地の詳細は検地帳のcとdの 部分に記されている。 検在高」つまり慶長検地以来の高請地は三九九石余(三〇町八反余) まった土地が五九石余 地では耕地として把握されたにもかかわらず、 斗六升八合永荒・山入・川成・池床・無地」との記述がある。 町七反ほど減少していることになるが、 宝検地では慶長検地より一二石ほど村高が増加する一方で、 七升二合 況である。 (一町七反余)、「山入」が六石余(五反余)となっている。 aの末尾には、「古検高四百五拾九石六斗七升弐合、 (三五町七反六畝二九歩) 同じ末尾の部分には、 「永荒」 それによれば、 (四町八反余) あったのである。これにより「古 が一○石余 (一町余)、「川 慶長検地段 であっ 池になった分が一五石余(一町 問題はその内容である(②)。 たことも記されている。 階の村高 その後非耕地化してし が四五九石六斗 成」が二〇石 内五拾九石八 地積は三 慶長検 松尾

五五 る。 である。 ともうか である。 の経費を賄うと同時に、 て ことがうかがえよう。 ないであろうが、 甚兵衛 西 兀 考えられ 検無之分」 検無之分」 るものと考えられるいる。 「古検無之分」と いる。 石余 位 が開発されたというわけではないようである。 の東山丘陵の裾に展開していたようであるが、 九筆に及ぶ。 目の変化 また、 筆は 之出 でも四筆 延 回 さらに九筆が る(13)0 松尾 一七 がえよう(15)。 慶長検地以降に共同 定宝検 新 一反余) Þ はおおよそ慶長検地以降に進 目 (上田から上々 谷の 人の 開 新 以地がは 地字からみた限りでは、 五八石 高請 を内容として これらからは小規模な開発が蚕食状に進行 個人が 東 開 は 新 石 \mathcal{O} 地 じ また、 「延宝六午ノ新開 池 「開」を合計しても一三石余にし 「余)に過ぎない。 余、 は 村作となっている(-4)。 まった延宝五年 村百 名請しており、 慶長検 よって 田 かしながら注 筆ごとの記述によれば、 一谷に 田 古古 伊 体として 姓 11 元の互助 中 検無之分」 あ 勢 地 地 る。 る 講 積 田 以降 の増 池 が から上田など) もっとも多い の強 田 機能を果たすもの 一一筆、 . の 開 意がいるの いちばん多くを所持 これらは東の和泉中 名請人=開発人とは 1加は伴っていない。他 下 (一六七七) とも記されており んだ開発地であると理 八石余 -村では、 化が が発によ こうし 愛宕講 定程度進めら また、 は、 る増加 (七反 こうした新開 や斗代の変化によ 「位違之出 定のまとまっ 以降 た田田 かならないこと が 七 全体としては であ (余)、 四 世 である。 九筆の 筆を . の開 紀 畑 する 注 ったはず は 言 ・央丘陵と 目 方、 つれたこ 講や村 していた 1解でき 発 新 7 (岡 · 切れ ,規模 うち た空 地は 請 地 開 は

> ると(16)、 年 な か 蚕 二 六 た様 食状の 六六) 唐国 が 開 浮 発 村 が信 き彫りになってくるので では逆にそうした新開 検 太山 地 で 丘 陵 七 沿 石 いや槙尾 余 \mathcal{O} 新 、ある。 の展開する余地がほとんどな 開が Ш 、沿岸 把 握 などで進行 3 れ たことを 寛文六

② 名 請

0

子

記述 0) 中してい 六九人の \mathcal{O} 高を有していたことなどがわかる。 である。 続いて高 から名請 高請地 たこと、 ここからは 請 人ごとの所持高を算出 地 所持者が存在したこと、 の名請 庄屋で 人につ ある 検地帳にしたがえば、 (岡) てみよう。 甚 し、 兵 とくに 所持高 衛が三三石余ともっとも多く 表 1 この段 所持 構成としてまと は、 高 延 階 宝 5 \mathcal{O} 検 唐 地 国村 一石に集 め たも a

なもの 半 が 宜的 らば地 るが、 されている \mathcal{O} 高構成を示したのが参考表である。 高 六 一 一) 方、延宝検地帳には、 請 所持高三石 延宝検 では 積で表示すべきであるが、 地 延 宝 を もち、 なく、 検地 注 段 地帳 階 の 未満であ (7)参照)。 所 \mathcal{O} あ 石高で所持高 には古検の石高は記載さ 唐国村には七八人の高 持 くまで目安であ 高 0 ったこと、 側 高 面 請地一筆ごとに古 それに基づい を算 に 表1との比較を容易にするた お ただし、 出 る)。 VI (岡) した 7 他 この表からは、 甚兵衛 請地 \mathcal{O} れ (したがって所持高は て、 表では てい 家 所 検の 慶長検地段 が五〇~六〇石ほど 持 ない。 圧 ,者が 所持 倒 地 積 よっ と名 お 高 慶 り 長 階 たことな て本来な 示 請 してい その 人 六年 ŧ 正 所 過

参考表 慶長16(1611)の所持高構成 〈目安〉

		**
所持高(石)	軒数	
50以上	1	甚兵衛54石余
13~22	6	
<i>7</i> ∼13	17	:
3 ∼ 7	7	
1~3	15	
1以下	32	
	78	

注、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より 作成。

訳

か

合

が

な

い

屋

敷

地

を含

む

兀

筆

を加えたとし

て

ŧ

五筆

 \bigcirc

石

升 \mathcal{O}

表1 延宝7(1679)の所持高構成

所持高(石)	軒数(屋敷無し)	
30以上	1	甚兵衛33石余
22~30	3	
13~22	3	
7 ~ 13	15(11)	
3~7	21(11)	
1~3	15(7)	
1以下	11(11)	
	69(40)	

注、延宝7年(1679) 唐国村検地帳」より作成

多

その点に

関

して二つ

ほ なが

تلح

指 5

摘

じ

て

お 簡

きた

0

とつ

表

1

に

示

たように、

延

宝

検

地

で

 \mathcal{O}

名

請

六

九

 \mathcal{O}

う

どが

わ

さら

لح \mathcal{O}

茈

請

者

 \mathcal{O}

数

が

 \bigcirc

ほ

المل

減

ること

出 表

家 1

所

持 較

高 す

が れ

な

減 未

> 少 地

L 所

ること、

層

0

に

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$

七 0 か

石

が

激

増

倍

化

て

ることなどを指

摘

できる。

こう

ĺ 逆

た 15 か ば

七 石 ŋ 高

世

紀

 \mathcal{O}

動 が 7

向

は

池

田

体

に

は

小

農

 \mathcal{O}

確 な

立

7 下 な 所

把

状況

なども踏まえれ

できそうである。

か

そう 的

単

に

割

ŋ 成

切 長

れ

は持 が 高 るということを 過 るが . ると考 もうひ 古 を示 高 内 他 七 半 検 唐 村 5 が \mathcal{O} 順三三一 で 玉 居 カ 多 四 は、 この 土地 えられ も甚 たも と 村 住 5 ٧١ \bigcirc 人に 0 す \mathcal{O} 家 石 うち は 即 \mathcal{O} る 兵 出 ŧ 層 衛 で ることで 確 従 してはまっ 作 カュ 屋 人、 に 慶 あ 慶 (属農民 敷地 認 \mathcal{O} な 五 す するに 名 長 る。 長 人の ŋ ぎ 含ま 請 検 検. 屋 が な とい うち 地 地 当 あ 地 登録 敷 11 る。 たく不明 で 以 時 留 地 n カゝ 6 でされ あ 来 \otimes つ 名 て \mathcal{O} 畄 て た つ 所 表 延 請 V) 検 ケー . る。 人に た 持 家 2 宝 お 人 T į きたい \mathcal{O} 土 \dot{O} は 検 0 で 11 -スが想 兄弟や 地 ある。 地 て 所 延 地 通 屋 な 積 宝 は 持 11 \mathcal{O} 説 敷 VI \mathcal{O} ことで る 地 間 検 的 地 記 定さ 親 わ 可 が 地 12 な が 載 ず 能 子、 理 な 帳 所 は か 性 四 持 \mathcal{O} れ 解 あ 11 あ が 筆 甚 地 は る 屋 る。 か る 筆 高 あ 兵 が 高 \mathcal{O} 敷 5 が 衛 カコ 持 カゝ 地 す うように、 し 名 九 土 た 名 な が ₽ 名 れ か 斗 地 請 1) 六 L 請 ŧ ح 九

:地 動

 \mathcal{O} VI

内

7

が

わ

0

ま

敷

0 彼

屋 5 所

持 5

れ 人

な

VI

人い

表2 延宝検地帳における(岡)甚兵衛名請地一覧

筆順	地字	古検地積	古検名請人	地盛	地積	分米	
		(町・反・畝・歩)			(町・反・畝・歩)	_(石)	
	かミかしやの	0.1.2.24	孫右衛門	上田	0.1.2.20	1.900	
98	むりやうし	右之内	(記載なし)	中田	0.0.1.18	0.224	
99	むりやうし	右之内	(記載なし)	中田	0.0.5.14	0.765	
153	うしかミ	0.0.7.03	彦三郎	下田	0.0.4.04	0.537	
187	北出	0.1.5.04	与十良	上田	0.0.6.18	0.990	
188	北出	右之内	与十良	上田	0.0.4.04	0.620	
196	北出	0.0.5.11	五郎兵衛	上田	0.0.1.05	0.180	
267	くわんけ	0.1.6.20	(記載なし)	上田	0.1.6.14	2.470	
268	しやのわき	0.2.8.00	(記載なし)	中田	0.3.5.05	4.923	
269	しやのわき	0.0.1.00	藤次郎	下田	0.0.3.00	0.390	
331	はさま	右之内	甚兵衛	下田	0.0.7.05	0.932	
336	かけ松	右之内	助右衛門	中田	0.0.7.28	1.111	
337	かけ松	0.0.8.23	与三兵衛	下田	0.0.8.20	1.127	
338	かけ松			下田	0.1.2.12	1.612	延宝六午ノ新開、四年目酉ノ年ヨリ御年貢可納
351	たね松			下々田	0.0.5.10	0.587	延宝六午ノ新開、四年目酉ノ年ヨリ御年貢可納
381	上戸板	0.0.5.15	孫六	中田	0.0.2.19	0.369	
461	上戸板	なし		中田	0.0.3.11	0.471	
529	時ノ本	0.0.2.16	与右衛門	中畑	0.0.1.15	0.165	
606	堂ノ下	0.0.3.20	堂坊	上田	0.0.4.10	0.650	
613	堂ノ下	0.0.2.22	与三郎	上田	0.0.4.01	0.605	
615	堂ノ下	0.1.1.05	五郎兵衛	上田	0.1.0.25	1.625	
623	大出大	0.0.6.10	与三兵衛	上田	0.0.7.12	1.110	
634	町田	0.0.8.08	与右衛門	上々田	0.0.9.17	1.531	
643	いし	0.0.9.13	五郎兵衛	上々田	0.0.3.15	0.560	
645	下かぢや	0.1.6.20	若右衛門	中田	0.2.1.06	2.968	
648	いしたて	0.0.5.19	与十郎	上田	0.0.5.19	0.845	
650	いたや	0.1.0.22	五郎右衛門	上田	0.1.3.20	0.205	
	子巳いつしへ	右之内	彦太夫	上々田	0.0.7.18	1.216	
669	石尾く歩	右之内	与三郎	上田	0.0.7.10	1.100	
685	高つか	右之内	若右衛門	上田	0.0.1.22	0.260	
727	長物	右之内	中右衛門	上田	0.0.2.13	0.365	
767	牛神	なし	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	下畑	0.0.1.18	0.144	
781		0.0.9.15	(記載なし)	屋敷	0.0.6.12	0.832	
829		右之内	助右衛門	上畑	0.0.2.04	0.277	

注1、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成。

注2、「筆順」欄は検地帳の高請地全体の中での順番を示す。

と五郎 **斗四升六合** も若右衛門の名請地 を継承しているといような形跡はない。一五人の名前がみえ、 古検名請 慶長検地での 兵衛 がもっとも多いが、 人が甚兵衛以外であった土地をみても、 [筆順 の名請地)甚兵 (九八・九九・二六七・二六八・七八一]) 、衛名請地は少なくとも七一筆あっ (二筆、 (三筆、二石三斗六升五合 三石二斗二升八合 古検における若右衛門名請地は二七筆 [筆順六四五・六八五]) 「筆順一 特定の名請人の土地 た。 である。 また、 九六・六一五・ なかで 表 2 の

られる点だけを確認しておきたい。 その背景や要因 えない。 れば多数の名請地を集積する形になっているのである。であるならば、 検地からみれば名請地が細かく分散させられる形に、 ある名請 もあてはまる。 人の所持地に引き継がれている。 二七筆は延宝検地段階では二一人の所持地に、 いえない。 一 一 石 余) 人に引き継がれるというということはまったくみうけられず、 人の所持地の全体あるいは大半が延宝検地段階でも一人の名 あり、 七 ちなみ、 世 具体的なことはこれ以上示さないが、 紀 が 0 問 両者の名請 所 題となるが、 若右衛門・ 持地がかなり流 |地がまとまって岡家へ引き継がれたとは 五郎兵衛の側からみると、 こうしたことは他の名請人について 現段階ではこの点も不明とせざるを 動的 な側面をもっていたと考え 若右衛門の一一筆は八 延宝検地からみ 慶長検地段階 若右衛門の 慶長

このように、 世紀に 重要な問題が積み残されたままであるが、 農 が 成 長 確 立してい く動 向がみうけられたこと、 とりあえず

> そのなかで を所持していたことなどを押さえておきたい。 (所持高は 減らしつつも) 庄屋岡家 がもっとも多くの

2 山 池 寺社

① 山

延宝 検 地 \mathcal{O} b \mathcal{O} 部 分に は 唐 玉 村の Щ として次の三つ が記載され

ている。

六四三])

(延宝検地高で一二石余)、

五郎兵衛名請

地は一一

筆

(延宝検地高で

史料1

なご山

芝山 広 Ш 立 合唐 国 内

田

此 山年貢壱石壱斗八升七合

而 御 年貢銘々 村ゟ上 納 仕来候、 依之此 所ニ

国村分記之 是ハ立合山 -

芝山 場 広 Ш 立 合唐国 村 内田村 久井村 若

村 春 木 Ш 村

Ш 年貢壱斗 六 升三合

此

口 断

神 Ш

小松芝山 山年 長壱 五 町 拾 間 横平 均 五. 村

唐

に多い。 開 に 位置は未詳であるが、 山 (第三章図 直中村 ある牛 していたものと考えられる。 に展開 うち、 神池 唐 する山 国村 稲 1 ·参照)。 葉村 周 唐 辺 国村 「であ $\widetilde{\mathcal{O}}$ 内 (以上、 小 田 ŋ́, 唐 規 おそらく松 村 内 玉 模 箕形 田 · 久井村 村が負担する山 南郡) な山であろう。 村立会山 村 唐国村持ち という六村の山 (泉郡 尾 若樫村 川と東松尾 **全** 古 年貢 摩 Щ \mathcal{O} 湯 春 Ш 人はこの 川に 村 は **全** と境界を 両 神 挟 村 村 びまれ <u>训</u> 立 Ш 田 \mathcal{O} 会山 0 村 西 た丘 分が 接 は 側 村 0 包 \mathcal{O} \mathcal{O} IE. 圧 て 陵 近 東 に展 倒的 東 確 いた 村 山 側 な 丘

れる

図

1

参照

地

らみ され お 泉 の立会山 派生してこのような れている。 とはうかがえるので れける両 小中央丘 当 それとも 遅くとも てい 一然のことながら、 たのかまでを 村 12 一陵に 唐国村の な ここも 0) いって 深 唐 つい 九 国 山の 関 いたことがわかる。 世 村 唐 7 係 紀 状 国 ŧ はなかろうか。 用益の が 前 態 内 村 把 検 半に 確認できよう。 に 田 握 地 唐国 な 村 内 することはできない。 「帳だけでは、これらの は、 中心 田村立会山 0 久井村 村 たのかは 唐 が唐国 内田村立· なお、 玉 村 若樫村 れ 周 村 不明であるが、 (名古山) 図 1 に 囲 Ø 合、 ことか 内田村立 0) 丘 但 陵 春 は、 し Ш 田がどの 5 部 木 0) 御 か ĭ は が 加 年 唐 会 ほ いず 部 貢 山 村 玉 ぼ 立 で 村 山 Щ に ように用 Ш 0) 内 れ 会 あ あ 年 東 と記さ 用 1田村と れにして 傾の 山 0 つ 貢 益に たの たこ から 高 和 か 益

> <u>山</u> の へ入れることは 池 宝 に が 築か 書き上げ 地 れ 0) た池 С かなり 5 \mathcal{O} 部分に 12 ħ よっ てい 難し は、 て る かっ 唐 (表3)。 ごく 玉 たようなの 村 0 小規模の 田 地 地 形 は で、 から 水 維 持 掻 みて さ 池 れ れ を 松 て 5 除 σ 尾 VI き、 たと考 東 Ш \mathcal{O} 水を田 えら 丘陵 で三

は、 米の よう(19)0 理解できるからである。 池 ろ築造され 三三の (うとじ池 その 記載 池 が 池 たの には 床 ある点が手 が慶長 ·上荒池 ですべて かは定かで 検 地 が 年 兀 段 かりとなる。 小 谷池・ はな つ 階では高請 数 0) 不 V) 知 池 は 菖 慶長 と記され ただし、 蒲谷下池) そうした記載 地であっ 検地以降に築造されたとい それに関 ており、 たことを示していると だけに が あるということ 古 れ 検 て 0 は 5 地積や分 が 兀 1 つご 0

すると、 先述したように、 **医**長検地 てい 強する性格 池 大規模に その中には 周 なか 辺 .以降 ではそうし 七 った。 池 世 の開 \mathcal{O} の築造が進 唐 紀 Ł 国村でもっとも大きなうとじ 一七世紀 また、 め \mathcal{O} 発地 た開 で 池 あ \mathcal{O} が 築造 発地 ったとい 若 個·紀 め 干 Þ の 5 は、 は 0) れたことがうかがえる。 みうけら 唐国村では新開 確 池 えよう。 に即 基本的に 認できない。 れるもの してみても、 は がそれ 池も含ま 既 これらのことか 存 \mathcal{O} \mathcal{O} 耕地の うとじ ほど活 後 掲図 し れ かしなが て 生産 おり、 3 池 発 \mathcal{O} 周 条件 5 菖 辺 は では 勘 蒲 展 カゝ 開 な

岡 そのうえで、 に残された 貞享五年 ŧ Ō は 内 田 (一六八八) 三月一八日の手形をみよう⁽²⁰⁾。 村 百 姓 兀 |人と庄| 屋 次 右 衛門 か 5 唐 玉

素3	延宝検地帳の池記載一覧	F

池 うとし池床 上荒池床	地積 (町. 反. 畝.	所持	L 1//	古検地積(町、反、畝、
			年数	歩)、分米(石)
上芒洲古	2. 0. 2. 03	村中	年数不知	古検0.8.3.18、分米9.173
	0. 1. 6. 01	村中	同断	古検0.1.4.22、分米2.009
小谷池床	0. 4. 0. 00	村中	同断	古検0.1.3.21、分米1.868
菖蒲谷下池床	0. 1. 6. 15	村中	同断	古検0.1.7.22、分米2.324
豊田池床	0. 2. 0. 00	村中	年数不知	
下荒池床	0. 4. 6. 20	村中	同断	
薬師池床	0. 0. 5. 00	村中	同断	
牛神中池床	0. 1. 0. 08	村中	同断	
坂尾谷池床	0. 1. 0. 08	村中	同断	
泉谷池床	0. 0. 9. 18	村中	同断	
姥カ谷上池床	0. 0. 6. 00	村中	同断	
同下池床	0. 0. 4. 00	村中	同断	
上ノ山上池床	0. 2. 9. 18	村中	年数不知	
上ノ山池床	0. 4. 0. 00	村中	同断	
大蔵大池床	1.6.0.00	村中	同断	
同下池床	0. 5. 0. 00	村中	同断	
同脇池床	0. 2. 4. 00	村中	同断	
露カ谷池床	0. 0. 5. 02	村中	同断	
菖蒲谷上池床	0. 0. 6. 04	村中	同断	
同中池	0. 0. 5. 03	村中	同断	
牛神上池床	0. 0. 4. 00	村中	同断	
同下池床	0. 0. 1. 18	村中	同断	
宮ノ池	0. 0. 1. 14	村中	年数不知	
脇ノ池床	0. 2. 3. 10	村中	同断	
泉谷池床	0. 0. 6. 28	村中	同断	
菖蒲谷新池床	0. 0. 4. 00	村中	同断	
小谷上池床 :	0. 0. 1. 19	村中	同断	
牛神中池床	0. 0. 6. 18	村中 村中	同断	
姥力谷池床	0. 0. 2. 04	村中	同断	
にごり池床	1. 7. 7. 10	立合唐国村・箕形村	同断	
大釜池床	1. 7. 2. 00 0. 9. 1. 20	立合唐国村・内田村	同断	
恋ノ池床		立合唐国村・内田村	同断	
後山池床 注1、延宝7年(1	0. 2. 9. 18	立合唐国村・内田村 (地帳) より作成。	年数不知	

水平等

ニ引可申候」

と記され

てい

、 る。

田

注1、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成。 注2、「水?池」は省略した。

は、 地 11 L 一帳には、 によ 解の てい 国 ても密接な関係にあったことがうかがえよう。 掛 池 たことが 後 この が唐国 期までは カゝ Ш 内田 国村と内 り って共同管理されて たと考えられるが 池 池 田 両村の立会池として駒田 恋 も両 地所持者であろう。 わ 村との村境あたりにある池であ 村と内田村それぞれの田郷 唐国 かる。 ノ池 田 村 村 \mathcal{O} |村の分村であった」(゚ペ)ことを示してい 大釜 が 村 言うまでもなく、 境 山 付 池 、いたので (図1参照) の用益のみならず、 近 にあったようである。 大釜脇池 唐国 、ある。 大池 村 仲間 は、 田 21) 内 郷 (六反二畝) ちなみ 仲間 ŋ, 田 によって管 唐 この 村 国 池 立 0 \mathcal{O} 村 それは 手 に、 会 構 لح \mathcal{O} (用水) これらのことから 形 池 成 0 南 から が 内 は 員 理 \mathcal{O} は四 登 田 両 用 、るかも、 は、 内 \mathcal{O} 録 村 村 運 水 泉中 田 さ 用 側 \mathcal{O} \mathcal{O} 9 系 風面にお され 村 \mathcal{O} を 延 田 郷仲 央丘 L T 宝 池 れ 形 検 \mathcal{O}

長兵衛 之義当分見 村の たうえで、「後山池・こい 成されたものであったことがわかるが、 たかは 村 取 田 替 中 唐 郷 間 譲 国 仲 申 不明である。ここには、 渡した 間 所 村田郷中 へ不申候、 が取りか 仍 てとなっているが、 如件」 「大かま之わきノ池」 間 向 わしたものである。 とあるように、これ で池 後出 池・大かま池 .普請 候共可為本古候」 先年唐国村の 末尾に を行うことになっ (大釜脇 もともとの 「為其 同 なお、 は わきノ 唐 忠 لح 国 両 池 右 の そ 村 村 池 手形 たことが述べられ 衛門 σ \mathcal{O} \mathbb{H} を取 両村 文も 直 田 が 前 地下 半右衛門 いつ 仲 ア戻し、 は 間 文言 田 作 「手形 地へ :成さ 再作 内内 田

7 田

な また、 右 の事例を踏まえると、 村村 中 持 の池 12 つ いても、 同

よう(23)の 様 の田 郷 仲 間 によって用水系ごとに管理・運営されていたと考えられ

門は 一〇人 れない。 それを補強しながら ていた。こうした村内 と記されている。 きるのであるが、 六五〇) なお、 開 二四石余、 発が 田田 だとしても のことであった。 大釜脇 困 郷仲 難 べであ 長兵衛は 池 間 そこには 延宝検 が か ったことを示していよう(25)。 耕 唐 池 地 \mathcal{O} が忠右衛門 国 .は三〇年余で田郷仲間へ 開発を行おうとしていたと想定できるかもし 比 九 、地帳によれば、 村 石余 |較的有力な家が大釜脇池を それは同年六月三日に唐国 0 「以来何様ニも普請被成水御取可 忠 右 (ただし屋敷地なし) 衛門らに譲られたのは慶安三 Ľらへ差し出した証文(≧∜) 忠右衛門は二一石余、 返されたのであり、 の所持高をもっ 村 「自物」 ・内田村の者 から確認で 有之候」 とし、 半右衛

③ 寺

延 宝 検 地 帳 0) d 0) 除 地 部 分 0 前 は 次のように 記さ れ 7 る。

(史料2)

壱畝歩

間 五 間

神 天神宮屋

敷

宮 建 有

ハ慶長 拾 六年片 桐 市 Œ 検地 も除来候ニ 付、

往古之通

除

之

是

弐畝 拾 七 歩 間 弐尺・七間三尺 楽寺

屋

敷

但 寺 造 有

同

にあったのであるが、 れている。これらは、 ここには、 唐 国村の 近世には後述 先述したように中 氏 神天神 宮と檀那寺 0) 必座の場 世 ょ 妙 でもあった。 り 楽 唐国 寺 の境内が書 村 この共同 き上 性 0) げら 中 核

ていたことがうかがえよう。 印がなされ、 ことは延宝検地帳の 長検地と延宝検地とではこのような違いがあったのである^(va)。 地と慶長検地では、 地帳にもなかったようである(2~)。 ないからである(26)。 ぐ形になっているにもかかわらず、 て地積や間数などが検地帳に明記されることになった。 VI 点にも注意しておきたい。 たということになろう。 である。 後に検地惣奉行二人・奉行六人・唐国村庄屋・案内六人の署名 ところで、 延宝検地帳に 両者に、 その後ろに 検地帳に記載しないという形で除地が認めら 形式にも反映されている。 さらにいえば、 慶長検地を踏襲して除 おいて除地の記載が特殊なものとして扱わ 「右之外除地之分」としてdが記されている それに対し延宝検地では、 なぜならば、 寺社の境内地につい 慶長検地 文禄三年 このように慶長検 帳 地 すなわち、 自体 にすると記さ 五. には徐地 除地は除地とし 九 文禄検地・慶 て は、 a { 地を引き継 0) 0 れ 太閤検 記載が 文禄検 С て その 0) V) 押 記

は 進 Ę 展しなかっ 本節では延宝検地帳 たも 0) の 池 から、 0) 造 成による生 七 世 紀 産 の唐国村で 条件 0) 補強 は、 が 進 耕 んだと 地 開

とくに密接 く状況がみうけられたこと、 考えられること、 きなが 秩序にわ 5 け な関係を有していたことなどを抽出し てみて 次節からは唐国村の社会秩 おそらくそれを背景として小農が いくことにしよう。 Щ の用 益 や水利 序 Ó 0 側 端を村落間 た。 面に 成 これらを前 おい 長 · て内 秩序と村落 立 田 し 提に 村 て ع

二 村落間秩序の確立

を念のため確認しておきたい り立たせていくうえで不可欠な問 n ことにしたい。 ているからであるが、 節 は この二つを取り上 池 水 それ 利 は の 同 局 時 一げるのは、 題 面 に唐国村の百姓が生産や生活を成 で か 5 あっ 村 たことを示している。 落 もちろん関係史料が残さ 間秩序の展開を考察する それ

(1)山の領域

①松尾寺山と惣百姓山(~๑)

上 尾 州 四七) 六月一二日に「上方の郡奉 松尾 寺 境界を取り決めたものである。 はじめにでも触れたように、 の傍 谷絵図」(図2) 示塚までを 西 を若樫村 「谷川」(東松尾川) が残されている。 春 木川 村 岡 行」小出伊勢守が下した裁許絵図 一谷 紘 久井 頭 氏 村 7所蔵文 これは松尾 に沿って二分 の傍示塚 春 含書に 木 村 から は 内 寺 正 田 Ĺ 山と惣百姓 保四 川下出合之 村 東を 年 唐 「松 国 六 村 Ш

> 尾 V 0 2寺山」 カ 一惣百 池 の とすることが記されている。 姓 傍示塚までの、 Ш とすること、 松尾寺の ただし 集落 「ごしょの 付 近 \mathcal{O} 西側 池 \mathcal{O} 0) Ш 傍 12 宗塚 つい から て は ゑ

が松尾 着がは \mathcal{O} 蕨の採取を認めるよう命じたところ、 であるが、 毎日牛馬を乗り込ませ、 方とも争 書状を出したのに対し、 状である(30)。 尾寺の意をうけて上方郡代小堀遠江守・ むらとの山 八年 であろう。 こうした絵図が下されることになった背景に 松尾寺山 かられ 寺 (一六四 $\stackrel{\cdot}{\bigcirc}$ わぬように」の Ш 出 論があったようである。 4たのであった。 お山論は松尾寺の山上 飢饉による <u>入</u> そこでは、 の内容、 もしくは 松木の根切りまでを行っ 意か)との指 「双方手を入らぬ様 「百姓共迷惑」 春に あるいはこの と村 おそらく山 一九年の一〇月三日に、 「松尾寺 むらの その一 内田村 示があったが、 山出入」 山 の を理由に 五味金右衛門 後の経過などについては O境界自体が争点化し 端がうか 境 |界を確定させる形で決 は、 唐国村の百姓数百 (「松尾寺 に関して た、 (松尾寺山で がえるの 松 と訴えてい 秋になり 大僧正天海 尾 差 寺と 郡 し出した書 村 松 0 むら 代 7 (郡代 尾 不明 人が が松 寛永 葛 双

形で薪 Ŧī. 内の各集落 九 中 空間 四 世 や下草 末まで、 的 の太閤検地に伴う山 \mathcal{O} の百姓は、 分離させ の採取を行って 尾 寺 られることになっ 松 周 尾 井 寺 0) \mathcal{O} 丘 検地によって、 いたと思わ 許可を得 陵はすべ て松 たの れる(乳)。 て、 で 松尾 尾 松 あ 尾 寺 つ 寺の山と村むらの山 それが文禄三 寺 0) た。 の用益と重 山 であり、 ながら 一層する 松 尾

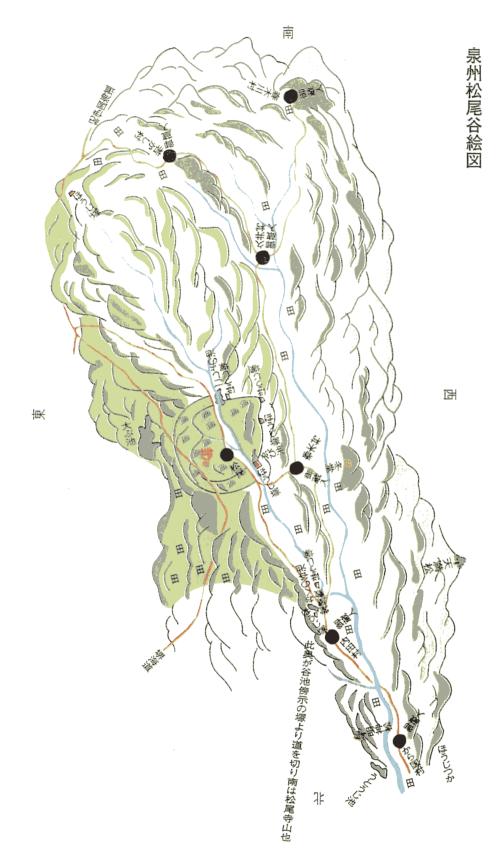


図2 「泉州松尾谷絵図」(トレース図、岡紘一氏所蔵文書)

山境、

谷頭傍示の塚より川下出合の上傍示の塚迄谷川を切り、

西は若かし村・春木川村・久井村・春木村・内田村・唐国村、

但しごしよの池傍示の塚より山の上に二つ傍示の塚有り、

是より

松尾寺山、

右惣百姓山也、

ゑひヵ池傍示の塚迄、是も東は松尾寺山、西は惣百姓山也

正保四年 亥 六月十二日

伊

勢

守

印

注、『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』(和泉市、2008年) 258ページより引用。

とすれ それ以 が 的 に入り込 、を確定させる意味合いをもつものであったと理解できよう。 必ずしも明確にはなっていなかったことがあったと想定され な用益を行っていたことの影響とともに、 ば 後 んでで ŧ 泉 いったのではなかろうか。 州 \mathcal{O} 松尾谷絵図」 唐 国村 内 田 は松尾寺山と松尾谷村むらの山 [村のように、 その背景には、 そもそも山 村 むら の百 0) 姓 領域 が前に は 松 ことの境 る。 (境 尾 は 重 寺 (界) だ 層 山

唐 国 村 が用益する山

六九)、 春木川 終的には延宝検地で決着している(゚゚゚゚)。 しの間でも山の領域をめぐって争いが生じることがあった。 Ш の境界を確定させたものであった。 正 保四年の 村と久井村の間では、 延宝六年(一六七八)と断続的に山の境界争 「泉州松尾谷絵図」 寛永二年 は、 一方で、 あくまで松尾寺の (一六二五)、 一七世紀には、 寛文九年(一六 V がおこり、 山と村 例えば、 村どう む らの 最

れを示すのが、 延宝検地 唐国 村 : の 山 に際して山の境界を確認する作 に関しては、 掲げる手形である。 一山論があったようなことは確認できない 業が行われたようである。 が、

【史料3】(33

是ハうつし のうつし 手 形 也

形之事

其方両村立会山と此方之山と境目ニ年々唐国村ゟ御 傍 示 塚 所 々有之候 此 此ほうし 塚 を見 通 東 犯 は其方両方立 改来り被

> 方ゟー 違 塚 合山 乱 前 n 々之通 1.妨申 札 西 間 仕 南 敷候 上 り唐国村 は 此方之山 被成候 後日 5 御 _ 仍 雖 改 紛 然 可 而 無 此証 被 御 如 件 成 座 文之通境目之 候 候 此 自 足度検 今以 地 来 義二付 右 御 匹 奉 ケ 行様江其 所之傍 少シも 示

宝五 年 中 村庄 屋 太夫 印

十二月 廿 六 日

延

同 村年 · 寄 長左衛門

同 同 加 左衛 門 印印

国 村 庄 屋 甚 兵 衛 殿

同 村 寄 半右 衛門 殿

内田 村庄 屋 次左衛門 殿

同村 年 寄 仁兵衛殿

内田村庄屋 与平 次 殿

村 年 寄 与三右: 衛 門 殿

同

して、 村へ差し出されたものである。 立 った。なお、 して唐国村 ることが確認されている。 一会山における唐国村と内 これ それをうけて山直中村がこの手形を作成したことがわか それより東北 検地 は、 奉行 延宝五年 傍示塚は毎年唐国村が改めを行っているとある点からは 田 へ唐国村 村 を唐国村 立会山と山 (一六七七) 一二月に 内田 田 また後半部 内田 村 一村が の関 前半 直 中 村 部 倸 村 $\overrightarrow{\Lambda}$ 札を差し 会山 分で が 分からは、 0 山 の 唐国村を中心としたものであ は、 Ш 境界が 直中 西 出して境界 南 兀 山 を 村 つ 確認されたのであ 直 Ш \mathcal{O} カ 中 直 傍 5 村 中 示 唐 0 \mathcal{O} 村 塚 玉 確 る。 検 を 村 境界と 山とす 認 地 こう を求 に際 内 田

ったことがうかがえよう。

を確認する作業であったともいえよう。する証文を取りかわしたことがわかる。それは同時に山の境界(領域)山直中村のみならず、隣接する村むらとの間でも傍示塚=境界を確認と記されていることである。ここからは、延宝検地の際に唐国村が、の座の行事書に、「御検地之節傍示塚儀御他領と為取替書物有之候」それともかかわって注目されるのは、詳しくは後述するが、元禄期

三田 たのではなかろうか。 展開させる動きがあり、そこについては証文で境界を確認したものの あったにもかかわらず、 以 かわした形跡がみられないからである をみる限りでは、 は言い切れない。 前 ただし、唐国村が境界を接するすべての村と証文を取りかわしたと 村などそうした動きがなかったところでは証文作成に至らなかっ [から独自の村落間秩序・慣習として傍示塚=山の境界との認識が 延宝検地に際して両者の間でそのような証文を取り 文化期におこった唐国村と三田村の山論のやりとり 山直中村など一部では傍示塚をこえて用益を (第三章参照)。 おそらく検地

12 接する村むらとの間で境界を確認したこと、 大され、 なみに、池田下村でも、 7 Ш も山 年貢の強化が図られたことがうかがえる。 山年貢も二石余から一〇石余へ増石されたことが指 ここからは、 [の境界 領 域 延宝検 \hat{o} 確認が 延宝検地に 地では山についても厳 行わわ れ 際して山 たのであり、 その結果山 の そのなかで唐国村 検地が 俗格に こうし [年貢対象地 行わ 検 摘され 地 を実 が 隣

雖

然田地用水井のもとへ谷水取申時分は、

にこり池

へ水こめ申

1が用益する山の領域が確定することになったのである

村

(2)用水秩序 ―にごり池をめぐって―

済となった際に、箕形村が唐国村へ差し出した証文である⟨┉」⟩。形村立会にごり池をめぐる両村間の争論が近隣有力者の調停により内、次に掲げる史料は、寛文四年(一六六四)五月一○日、唐国村・箕

【史料4】

証文之事

町之池・いたやの池江こめ置申ましく候事水入之ちんハー反ニ付米一升ツ、相究申候、其上にこり池之水水入之ちんハー反ニ付米一升ツ、相究申候、其上にこり池之水水入ヲ付ヶ、いたやの下・近所之なミ水之高下無之様ニ入可申、、いたやと申六反之所にこり池の水を入可申候、則ミかた村ゟ

一、にこり池之水こめ、乱水之時分は大その溝ゟ水こめ可申候、ヲくたし、溝けたヲきり、下かちやのへ入可申候事ふ谷池之水ヲ、にこり池之水出仕舞、したかりも不参之時分水一、にこり池之水よこせきニ仕きりおとし申ましく候、但志やう

大その池水ヲにこり池之溝おとし入可申候、 にこり池 入申ましく候、 ノしりニ上かちや 但にこり池 、のと申 水通り 田 、構さし 地 水口 合申候時 四 にこり池 ケ 所 御 分は、 座 一ノ水少 互 是

談合之上 二
而 かちやのへ水入可申候

落としては

ならない。

ただし、

唐国村の菖蒲谷池の水については、

あらし申候 ここり池 ノふぢニからくに村之田地之内ニヶ所、 曖之上を以

左衛門殿 右は大津次兵 ・内田 (へ)殿 次右衛門殿· 和気与兵 同与平次殿・ 殿 同 太郎 松尾寺宝執院様・大 右衛門殿・ 観音寺 与

沢次兵 殿・納花加右衛門殿 (ヘ殿・ 同 九郎兵へ殿・小野田伝右衛門殿・ 万町三右衛門殿、 右之衆中御あつかいに 仏並惣右衛門

済候上、以来違乱あるましく候、 以上

4 かた村庄や 九郎左衛門

寛文四年

五月十日

同

年寄

六兵衛

印)

印

同 理左衛門 印

村

庄左衛門殿

村中

村中 五郎右衛門

池周辺の小字図 ここでは以 下のことが取り決められている。 (図3) もあわせて参照してもらいたい。 なお、 明治期のにごり

とする。 唐国村の「いたや」 こともしない。 田 その際 [地と同様に水を入れる。 にごり池の水を箕形村の町之池や板屋の池へ込めるよう 箕形村から水入人を付け、箕形村領の板屋の下や近所 (板屋) ただし、 の田地六反へはにごり 水入賃は 一反につき米 池の 水を入れ 一升ず

ii にごり ^池の水を溝 の 側 面 に 堰を設けて (「よこせきニ仕 切り

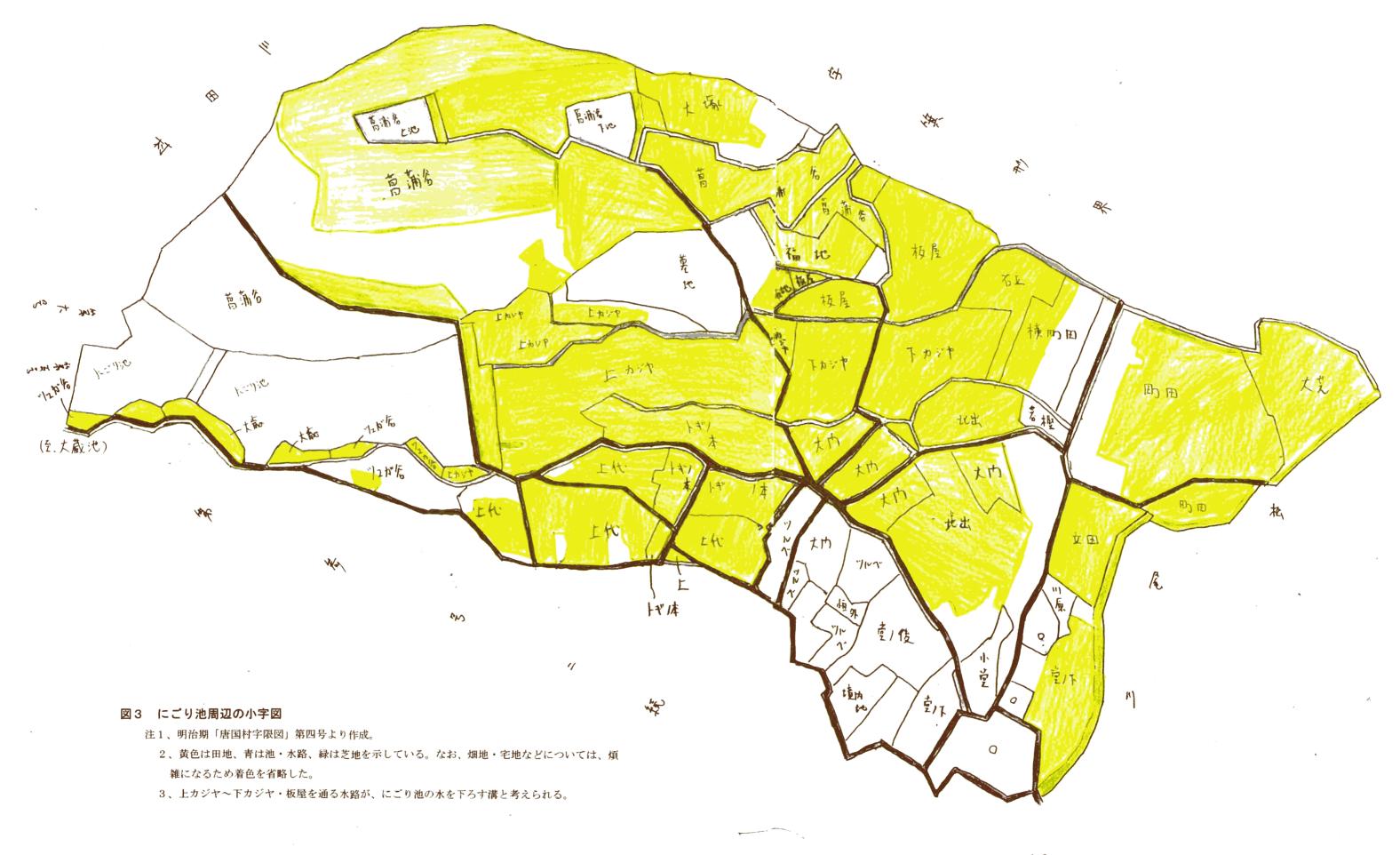
> 池 こり池之水出仕舞、 箕形村がにごり池からの引水を終えてから下刈に赴くまでの間(「に へ入れても構わない。 の溝を横切って(「溝けたヲきり」)、「下かちやの」(下カジヤ) したかりも不参之時分」 に水を下し、

iii 蔵 池からの溝か)から水を込める。 にごり池への水込めについて、 「乱水」 水」 以下は意味不明 の時は 「大その溝」(大

iv 溝で水が交じり合う場合は をいったんにごり池の溝へ落として入れるようにすること。 には水口が四ヶ所あるが、そこには「大その池」(大蔵池か)の水 で「かちやの」へ水を入れる。 !の水は少しも入れてはならない。 にごり池の尻にある唐国村の「上かちやの」(上カジヤ) (「溝さし合申候時分は」)、 ただし、にごり池の水が通り、 相談のうえ 田

者多数が調停に入るほどの争論に至ったということになる。 池の水を唐国村が多量に灌漑したことに箕形村が反発し、 を制限するところにあったことは明らかである。 であるが、この証文の主眼のひとつが唐国村によるにごり池 このように意味がとれない部分もあり、 にごり池の縁にある唐国村の田地のうち二所は荒らす。 すべてを理解するの 逆にいえば、 近隣 の有力 水利用 は困

溝 それによれば、 の北側にある そのうえで、まず注目できるのは、ここでの取り決めの内容であ 唐国村がにごり池の水を灌漑できるのは、 「いたや」 の 田地六反だけとなっている。 にごり池 論 以前



か 3 ことからは、 正当性をもった本来的な行為とは認められなかったのであろう。 たようであるが、 田 は、 がえる。 5参照)、 地 にごり iv . 基 池 本 にごり 的 周 それら 囲 は は 池 に 箕 は あ 〒 形 いる田 唐国 はすべて禁止 カン 村 ち 0) 村 地 Þ 田 領に v Ď 地 を ある比 灌漑するもの ゃ 立されて \mathcal{O} 田 地 較的 すぐ下 いるのである。 îi 大きな池であるが 0) で も水を 「上か あったことがう ち 調停 引 ج 0) その 者に て (表 \mathcal{O}

唐国 水の に造成されたという歴史的背景によるもので は、 唐国 なって管理し、 っている点である。 地 ~ の それにかかわって にごり 同 一村と箕形村の じ立 部 配水を行 内 を利用させてもらっているに過ぎなかったのである。 会池 池 田 が 村立会池 唐国 にでも、 箕形村の 「立会」 唐国村 興味 それに対して唐国村が水入賃を負担することにな 村領内に その は 田地を主に灌 深 両 の実態であった。 実 VI 村 あるとはい /態は大きく異なっていたのである。 箕形村立会にごり池は、 \mathcal{O} の は 田 郷 箕 仲間によって共同管理されてい ! 漑する池であり、 形 え、 村 \mathcal{O} 一方で、 箕形 あろう。 水入人が 村 \mathcal{O} 先述したように、 耕 箕形村が 唐国村 地 開 たやし 発 の は 中 それ ため その 心と れが 0) \mathbb{H}

池 て を横切って菖蒲 満より いたはずである。 ところで、 洲 \mathcal{O} 兀 側 証 0 ある 谷池 \mathcal{O} 文によれば、「下 池 ちなみに、 の水を入れることになっている。 が 「いたや」 登録され 以 7 延宝検地帳には菖蒲谷上池 かちやの」 外の V た 田 (表3)。 地 むも菖蒲: 0) 田 また、 地へ 谷 池 当然、 は の水で 「上か にごり ち 灌 にごり池 中池・下 に漑され Ŕ 池 . О 0) 溝

> 開 下池 る。 らもうか できあがっていたと想定される。 地 灌漑されていたと考えられるので り池のすぐ下にある唐国村 蔵 なったのである。 かでにごり 七世紀にも耕地の不安定性を改善しようとする動向があった。 論前に造成されたの 池 地がみうけられ のあり方の 田 お によって灌 地 脇 そらくそれ 池・上 は がえるように 他の水 にごり お 一ノ山池 に概され およそは、 池 以 をめぐって唐国村と箕形村との ないという点も 外 か \mathcal{O} てい のにごり 溝 (ただし、 上 争論後に造 先述の 通し \mathcal{O} たであ 山上 田 池 地 て大蔵 ある。 ろう。 菖蒲谷 池 しかし他方で、 勘案すると、 延宝検地帳か \mathcal{O} \mathcal{O} 溝 大半は菖蒲谷 が 成されたのかは不明である)、一 より 登 池 こうし 録さ 下 延宝検地 0) ・池が、 南側 水を れ 5 た入り 7 入 争い 六世 がは慶 菖蒲谷下 池 帳 あ れ 唐国村 心や大蔵 る。 る ることに が生じることに 紀 長 組 は、 田 1と箕 末に んだ 検 つ 地 池 地 池 ま 大蔵大池 の多くも大 ŋ, 形 0 は 以 その すでに 造 ょ 村 利 成 つ な 争 カュ

る⁽³⁶⁾。 村田地 掘り起こし、 庄屋次左衛門 ようである。 永 五年 さらに注目できるの 土 その背景には、 (一七〇八) (図3の 砂 留 さらには唐国村の者 唐 0) などの調停により、 国村は 「ツユ 間 には、 は 領 ガ 田 を設けることを取り 主土屋家 谷」「大蔵」 地 箕 争 \mathcal{O} 論後 彩 土 村 砂 の奉 σ 0 にごり池と を打擲するということが が にごり 者多数が あたり 池 行 に流れ込む状況などが 訴え出 池 決 にご か をめ 田 め 地 の \mathcal{O} ŋ ぐる動 内 境目 畦 池 済となっ を 0 「を明 壊 上 向 おこ 局 に で 確 は あ ねった 内田 る唐 る。 田 て 国

池の灌 箕形 化することはなくなったのであろう。 秩序は寛文期 たことなどが知られる(38)。 周 囲 の 村 明 田 漑 が 和 範 地 土砂を掘り上げて 九 囲 へ水が浸入しないよう唐国村も田地床をあげる普請を行っ 年 の取り決めによって確立し、 をめぐる争いは確認できない。 (一七七二) 、新しい堤を築く普請を行ったこと、 には、 こうした一方で、 にごり池の貯水量をあげるために、 その後そうしたことが争点 にごり池の配水をめぐる 寛文期のようなにごり 同 時に

(3) 小括

がえた。そのうえで、さらに二点ほど指摘しておきたい。てきた。そこからは一七世紀に村落間秩序が確立していく様子がうか本節では、山と池(水利)の局面から村落間秩序の展開についてみ

ように 場合と、それには至らなかった場合とがあった。 によって確定した。その際には、 て確定したのであった。また、 と惣百姓山の境界は 水秩序は箕形村と唐国村との内済証文によって確立したのであっ もうひとつは、こうした秩序の確立がもつ意味についてである。 ひとつは、 このように にごり池の用水秩序に関し 秩序の 村落間秩序が確立する際の形についてである。 ―公儀による裁許や検地、 確立といってもその形は多様であったのである。 小出伊勢守 唐国村が用益する山の領域は延宝 の裁許 しては、 同時に村落間で証文を取りかわした 先述したとおり、 (「泉州松尾谷絵図」) 村落間の取り決めという さらに、 にごり おおよそそ 松尾寺 によっ 池の 検地 例 Щ

> ことからは、 るが、 秩序の確立は後年の歴史展開を大きく拘束していくことになったので 規定していく点である 目されるのは、 在し続けるわけではなかったことが知られよう。 0) あ 枠組みが再びクロ こでは明らかに秩序をこえた実態が展開しているのである。 益が境界=傍示塚をこえて進入してくる状況が生まれてきている。 田村立会山 つった。 後の すべてがこのようなあり方をみせるわけではない。 歴 一史展開にお (名古山) 一七世紀に確立した秩序が必ずしも不変なものとして存 一九世紀の断続的な山論のなかで延宝検 ーズアップされ、 いて所与の では、 (第 三章参照)。 一八世紀になると山直中 前 提として持続され それが山論や用益の この ようにして、 にもかかわらず、 てい 村 動 地 ったようであ 唐国 向を大きく で確定した こうした 田 七世紀の 内

三 村落内秩序とその展開

う点から、村落内秩序のありようを検討することにしたい。本節では、唐国村における庄屋岡家の位置、さらには座の秩序と

(1)庄屋岡家の位置

①清児村田中家への全家産譲渡

天和三年 この項では、一七世紀の (一六八三) 一二月に岡 唐国 村における庄 . 家が 清 児 屋岡 南 家の 郡 位 置に 貝 塚 市 田

中家へ全家産を売却した一件を手がかりとして考察する。

【史料5】(39) (傍線①②は筆写が便宜上付けた)

売渡し申諸 一跡之事

くほ 事 中候 庄 我 相 而 諸 屋 り 等 済 不申 申 飯 跡 家屋鋪 料之 候 物も不残銀拾弐貫五百目ニ売渡、諸方(印)の一条では、「田畑并支配之空地芝地・ 生之間暮シ可申 人義 則 速 書 彦 のき可申候 立 市 諸 心 ま 跡 か 之目録致 せ 候 間 右之外少もやつかい申出 米 麦共 何時 判 形 ŧ にても別家 別 5 紙 V 相渡申 可 諸方借銀少 申 竹木薮 候 候、 致 度旨 間 少 Dも 不 敷 もよ 然上 秫 候 彦

右之通 候共 罷出急度埒明 等彦市勝 事御支配 跡 他之構 売渡申 何 委細 彦市心次第 様 二ももくろミか 手 ニ可被成候 ひ毛頭無之候、 上 相究候上は、 ニ存寄候様 其方へハ少も御 以 二可仕筈 来如 於永々 何 様共 後 若脇ゟ妨申事候 仕候筈之究 候 日 相究申候 共 、少も 仍 難儀懸申間敷候、 彦 如 市 又 違乱 古郷之親本ゟ支配ニ可被 二候、 如 勿論 育之間 何 様之てだて 公用 不及申 敷候、 弥此証文を以 此加判之者共 · 候 私 用 /仕事 此學 共 上 有之 所帯 成 諸 身

中 同 井 村 村証 証 人 人 彦兵衛 十兵衛 印 印

今木

村証

茂左衛門

印

和

车

·亥極月四

日

唐国

村庄

屋売

主

甚兵

衛

印

司 九

郎

殿

【史料6】(10)

唐国 村代 . 々庄 屋職、 同 家屋 敷

跡

目

録

但、 屋 敷 御 免 許 地 也 証 文共 相 渡

候

片 桐 市 Œ 様御印有唐国 名寄帳、 其 村 外諸 御 検 色 地 帳 帳

附

目

録

不

残

相

渡

候

村 どの

境

E 1究之証 松尾 谷山 文証拠人印有相 境究之惣絵図伊勢守 [渡候 様 御 印 有壱枚、 · 内 田

諸道具一 物も不残 相渡

田 旧畑之覚

小堂ノ下 堂ノ下 田 数三 田 H 数 壱 畝 畝 町 町 北 小 堂 出 下 田 数 五 田 畝 数 町 畝 町

板や 北出 田 田 E 数 六 畝 I数弐畝 町 町

上 か

ち Ŕ

数

畝

町

田

町 田 数 壱 畝

田数弐 畝 町 高 **つ** カゝ 田 数 壱

畝

町

町

といた

石尾くほ 嶋ノわき 田 田 H 数 弐 畝 数三 畝 町 町 なハそ < ハ げ λ ほ 田 数 田 [数壱畝] 壱畝 町

I 数 弐 畝 数三 畝 町 町 はさま谷 牛 神 原 田 数 田 数 兀 畝

壱

畝

町

小

田

神

田

清 児 村 了人老

カ げ 松 田 I数弐畝 町 石 立 \mathbf{H} 数 壱 畝 町

かちや 野 数六畝 町

合弐拾壱ヶ所 畝 町数五拾三有

此 高三拾壱石 九 八升弐合 但、 御 帳

面

九斗六升 年々川 成引

残三拾石壱斗三升七合

右之外

現米四石 庄 屋

高六拾石 庄 屋無役之引高、 古来ゟ之極

かげ松之芝 壱 ラケ所

こかう川芝 松尾川 筋南がハ

壱

ケ

所

せうふ谷山根芝 壱] ケ 所

但 谷かけて 谷 「 ノ 頭 用 水 池 . 美 <u>つ</u> 有

三ヶ所

右之通無相違彦 紀三年亥十二月四日日違彦市へ相渡申候、 脇ゟ毛頭 ぬかまい 無御座

薮

和

同 日村証 人 十兵衛 印

唐国村庄

屋

甚兵衛

印

候、

以上

清児村 了人老

彦 九郎 殿

済 屋甚兵衛から清児村了人・ のために 料5 売渡し 「諸 跡 申 諸 (全家産 跡之事」 彦九郎へ差し出されたものであ を銀 は、 天和三 一二貫五〇〇目で売り渡すこと 年 一二月四 日に唐国 り 借銀返 村庄

> 菖蒲谷の二池、 ○石余)、 州松尾谷絵図」)、 どの帳面類、小出伊勢守の印のある松尾谷の山境を決めた絵図 れる。 とからすると、 添えられた岡 茂左衛門も連署している。一方、 を引き渡す形であったと考えられるが、 ?記され 片桐市 なお、証人として唐国村の十兵衛、 てい 庄屋給 正の印のある唐国村検地帳 る(41)。 家の家産の書き上げである。 竹薮三所があげられている。 彦市は幼少あるいはかなり若年の者であったと推測さ 内田村との村境を決めた証 (現米四石)、 実際には田中家の彦市を養子に迎え、 庄屋無役引高 史料6 親元の支配に言及しているこ (慶長検地帳) (40)や名寄帳な 諸 唐国村庄屋職と家屋敷 中井村の彦兵衛、 文、 (六〇石)、芝地三所 跡目録」 諸道具、 は、 田畑 (三 史料5に 今木村の 彼に家産 (「泉 (除

あり、 して作成し、 産として庄屋を代々勤めていたのである。 家産のひとつとして売却されていることである。 中に含まれていないようである 注目できるのは、 売却の対象となっている。 保 管 • 継承してきた帳面類・絵図類 家屋敷や田畑とともに、「唐国村代々 ただし、 (この点は後述 また、 後述の 座関 それにより、 この時期の なども岡家の 係の文書は家産 庄 一岡家は家 屋 家産で 庄屋と 職

されてい と下池に該当すると考えられる。 まれている点も興味深い。 その他 他 心の史料 たこれらの池が 岡家の家産の も参照すると なかに高外地、 これは先にみた菖蒲谷にあった池の (注52参照)、 つから岡家の ただし、 とりわけ もの 検地帳では 延宝検地帳の となっ 「用水池」 たの 「村中」 菖蒲 が二つ含 持と記 いようだ 浴上 あ るい

は検地帳の記述が実態と異なっていたのかは不明である(マッッ)。

違 られていた。 しかも表題が似通っていることからもうかがえるように、 6 と同 ところで、 がある。 跡目録」(45)である。 内容 0 譲り売渡ス諸 ものである。 0) 天和 三年 こちらにも甚兵衛らの印が捺されている。 一二月四日には、 L 跡之事」 かしながら、 という表題の証文と(する)、 両者には次の三つの点で 証文がもうワンセッ ほぼ史料5 その ト作

は、 は 0 跡之事」となっていることである。 譲渡証文と略記する。 ひとつは 「肩書きも 売渡し 申 史料5の 「売主」 諸 跡之事」 ではなく「譲主」となっている。 表題 は売渡証文、「 売 渡し申 これにあわせて、 諸 跡之事」 譲り売渡ス諸一 が 「譲りせ なお、 差出 跡之事」 人の甚兵 売 以下で 沈渡ス諸

も十兵 唐国村午助も証 もうひとつは 六衛と午 助 が証人となっている。 人として連署していることである。 譲渡証文では、十兵衛・ 彦兵衛 茂左 その 一衛門に 諸 跡 加 目録 えて、

証文では大きく異なっており、次のように記されていることである。三つめに、これが重要なのであるが、史料5の傍線①の文言が譲渡

史料7

婦 然上ハ我等早 末目 取 不 出 及 度 申 親子 候 弐 間 速 隠居 実懇ニ住 人 公私共 任 如 何 万 諸事彦市 様 可申候、 事入情、 i 共 彦 市 ゟ心まか 娘三人有之内、 彦市ために成 相 渡申候、 せ 相 隠居 応 版候様 ニ 壱人ハ彦市と夫 料之儀 仕 付 働 ケ 可 亓 申 各別 申 候、 究

> 市 · 白麦三石宛 住 申候 之暮 万 シ 難 成 早 様 等と彦 - 速のき 生之間 成 儀 出 市 可 請 来 親子之内、 中候 取 候 ハハ、 暮 可 申 隠居 後日ふあ 候 間 料 何 として壱 時でも別家ニ致度旨 つ の 年 事 付現 候 光三石 同

甚兵 取ることが決められてい 衛は隠居はするものの隠居料は受け取らず わり方が異なっている。 彦市のために働くこと、(b) ること、(b) くことが記されるのみであったのに対し、 (残る二人は彦市が縁付かせる)、 、衛は速やかに立ち な かち、 彦 渡証 市 が別家を求めたならば、 文では、 退 き、 る。 a 明らかに両者では甚兵衛の彦市 毎年米三石· 甚兵衛の娘一人を彦市の嫁とすること (c) 甚 兵 介衛の 彦市 麦三石を隠居料として受け 譲渡 (別家はせず)、「公私共」 甚兵 飯 が別家を求めたならば、 料 証 衛は は 文では、 彦 速や 市 Ď かに立ち退 心 a a 次第 へ の とす か

も認め 実 えられることを踏まえると、 心次第」「彦市 線②と同じ文言が譲渡証文にも記されており、 て甚兵衛を別家させるしかなかったといえる。 それを避 衛が彦市 (質的 譲 渡 てはいるが 証 維持 に積 けるためには、 文の内容、 する 勝手」)や実家田中家の関与 極的にかかわろうとしていることの 性 格 彦 とくに 0) 市 <u>c</u> ŧ が幼年あるいはかなり若年の者で 0) a で 譲渡証文は岡家における甚兵 にあるように、 あ 0 記述 理 は、 (「彦市古郷之親本ゟ支配」) 解 たしか 高額の 諸 彦 表明 市 跡 . の 隠居料を であ に、 主体性 譲 介衛の あっ 史料 ŋ, 渡 後 (「彦市 権 5 負 彦 ŧ 限 0) 担 市

可能 ているのである。 ス」と「売渡し」、「譲主」と「売主」という表現の違いにも表出 あったと理解できよう。こうした両証文の性格の差異が、「譲り売渡 てしまうということは不可能であろうが、 な 方、 |な限りで実家田中家の影響下に置くことを意図した性格の 傍線②の記述も勘案すると、 売渡証文では、そうした甚兵衛の権限がまったく記され 実際には甚兵衛をまっ 甚兵衛の関与を極力退 たく排 証文で け 除 て

どちらなのであろうか。 跡 では、売渡証文と譲渡証文、 目 :録」(46)である。 この 手ががりとなるのは、 諸 最終的 跡目録」 に了人・ には次のような特徴が 彦九郎 さらにもう一 へ渡され 通の れたのは 「諸 あ

印 となっており、 は捺されていない。 末尾の署名が 譲渡証文の 「からくに村 諸 庄屋甚兵 跡 目録」 同 と同じである。 ·村証· 人重兵へ、 ただし、 馬之助

ііі iv 有」と記されている。 目 ている。 「田畑之覚」の地字の順番が先の二つの 「畝町数」(47)の合計 録」もそのように記載されていたが、 この点にかかわって、 は 正 確には五三であり、 これには 諸 譲渡証文の 先 :跡 元の二つ 目録」 「畝町数五拾四 諸 の とは異な 跡目 諸

の当該部分には

V

、ったん

五

拾四」

と記

記したの

を

五五

拾三

「庄屋○引高」という 無役之 に修正した形跡がある。

「庄屋○引高」という記述がある。

V

w 追筆で「谷頭ニ用水池」と記されている。

中家の影響下に置くことに重点を置いた売渡証文に差し替えられるこ 彦九郎へ差し出された証文であったと理解できる。 あったことがうかがえよう。 とになったのではなかろうか。 文の内容では田中家が承諾せず、 が作成された順番は、 わ かる。 このうちivwからはこの さらに、 i からはこれが譲渡証文とセットの目録 譲渡証文→売渡証文であり、 ivもそれを示している。 諸 甚兵 一跡目 、衛の関与を排し、 録 が下書きであ 売渡証 おそらく、 したがって証文 彦市 文が了人と ったことが を実家田 譲

Ŕ ては、 唐国村の百姓がどう反応したのかは、 書 文 \mathcal{O} 村庄屋職の強固な一体性であろう。 宛 きく関与していくことができるようになるはずである。これ 午助 こうした経緯を踏まえたうえで改めて 「(4g) が 先に記された貞享三年 (史 残念ながら不明である。 唐国村の 入料 8) が証 清児村の 岡 紘 人からはずれている点を含めて気にかかるところである が彦市宛となっていること、 百 氏 姓と実体的なつながりをもたないにもかかわらず、 田中家は庄屋彦市の親元として、)所蔵 文書 (一六八六) 0 中 ただし、 に に残され 売渡証文に基づ 貞享元年 の熊野本宮燈油料米に関する文 証文の差し替えに伴って唐国村 7 注目されるの いることなどからみて、 また彦九郎 (一六八四) 庄屋の局 けば、 は、 Ò 名 前 面 可 岡家と唐 に対して、 の借銀証 にお が差出や 能 大 玉

としての性格はかなり希薄であったといえるのではなかろうか。 文に従って彦市が岡家や唐国村庄屋を継いだことは間違 の庄 屋 職 は あくまで岡家と密接不可分な関係にあり、 なな、 村人の代 唐 玉

②岡家と村 の 関

介することにしたい。 機能があったと想定される。 あったと考えられよう。 によって支えられていたのであろうか。 このような庄屋職をも家産とする岡家の唐国村での特殊な地 加えて、 以下では、 先述した村内随 これにかかわる史料を若干紹 ひとつには中世以来の *(*) 経済力に基づく 位 由 は が 何

【史料8】(49)

借用申 銀子之事

百五拾目者 此しち物ニ 坂尻谷田 数三・ かり 主 泉谷田数壱、 清兵 高 なし

而

しち

二指 入申 · 候

かり 主 市 兵

七

拾目者

此しち物ニ 家屋 敷 薮 浜 指 入申 候

方 前 右之銀子は子年御年貢銀ニ借用仕上 二本利共急度返済可申 取ながし可 '被成候、 候 壱言子 万 滞 細妨申間敷候、 銀 納申所実正也、 有之候ハヽ 為後日証 右之しち物其 来ル十一月以 文仍 如

元年子十二月 廿 辺 B

件

カン ら国 村 カゝ ŋ 主

> 兵 印

同 村 かり 主

市兵

印

口入

市左衛門

印 印

入 一郎兵

か ら国 村

市

殿

ある点には注意がいる。 立替機能を果たしていたことがうかがえる。 がえるのである。 言い換えれば土地と高を分離させる形で田地が質入されたことがうか であるが、 延宝検地段階の所持高が一石余 性格は不明であるが、 す証文である。 【史料9】(50) ところで、 市兵衛が家屋敷と薮を彦市 は、 清兵衛の田地について「高なしニ而しち物ニ指入申候」と 右の証文は、一見するとどこにでもあるような借用証文 兵衛 清兵衛と市兵衛がセットになっている理由や口入人の これにかかわっては次のような史料もある。 が田地四筆を彦市 年貢銀の借用であり、 ここからは、 (屋敷地あり)であったことがわかる。 へ質入し銀七○匁を借用したことを示 質入し銀 岡家が年貢を負担しない形で、 なお、 庄屋 五〇 市兵衛については、 (岡) 匁を借用 彦市が年貢の したこ

札之事

田 去秋御 匹 畝 八歩 公儀様江御断申上、 高六斗 应 升 应 合 源 御意御請申、 兵 衛 分、 同 我々 所 下 所 Þ 田 持字ふくじ 弐畝弐拾歩

被成候、 分ニ高壱斗七升□合多ク御座之上地替仕、畝歩ヲ相置、替 配 ヲ以代銀ニ而平右衛門 之上地替仕、 升六合、 田五畝拾四歩 ふくし之高 可被成侯 [浅半 ;地字うしがみ中 右之通 右三ヶ所 九 升三合平右衛門分、右弐ヶ所高九斗三升七合之処と、 勿 彦 高七斗 出高之儀 論 市郎支配、 "替相 高壱石壱斗壱升五合之所と、 六升 申 田 E 壱 畝 ハ銀 地 源兵衛方へ 牛 面 五. -神之高 L地請 候 子 共勝手次第 合 拾 八歩・ 二て請取申上 同 付、 取申候、 銀子慥ニ 所中田弐拾七歩・ ハ平右衛門・ 高弐斗弐升四 右壱斗七升八合之高挨拶 二如何様 然処 請取 互 二 定彦市 永々にいたり 共永ク支配可 源兵衛方ニ支 申 候、 任 郎 持地 勝 高 然上ハ **房手和談** 高老斗弐 牛神 所中

違乱妨申間 敷候 為後日 札仍而如 件

元

禄十三

三月 廿 五 日 同

村

村 平 源 兵 右 衛門 衛 印 印

唐国

同 . 村挨拶人 与左衛門 印

同 断 喜左衛門 印

庄 屋 彦 市 郎 殿

八歩、 郎 斗七升八合多いのであるから、 三筆(七畝二九歩、 一札である。 は、 九斗三升七合)と、 損失が出るに 源兵衛と平右 とくに注目すべきなの もかからず、 石一斗一升 衛 庄屋 菛 が そのまま所持地を交換したならば彦市 所持する字ふくじの (岡) 五 合 ここでは は 彦 彦市郎 市郎が とを地替した際に作成された 斗七升八 た所持する字牛神 牛 神 田 め 地 合分の 田 地 筆 $\bar{\mathcal{O}}$ (六畝二 代銀を この田地 方が一

> 神之高 ことが示されているといえよう。 られる(51)。 彦市郎から平右衛門 替地請取 そ彦市郎が代銀を支払う必要があったのである。一札の「畝歩ヲ相置、 体はそのままで、 て、 源 ていたのではなかろうか。ちなみに、 兵 この 衛・ 八平右 平右 申候」という文言、 地 一替を単 衛門・ 1衛門の **一純な土** 高だけを交換したと考えるべきであろう。 源兵衛方ニ支配可被成候」という文言にも、 方が彦 源兵衛に対する銀子融通の意味 地 市 \mathcal{O} さらには「ふくし之高ハ彦市郎支配、 交換と理解することはできない。 郎 から受け取っていることである。 推定ではあるが、 同じような地替は この 合 地 他 いが込められ にもみうけ 替には庄屋 だからこ 土地自 よっ

次の課題となるが、 \mathcal{O} 乖離していく場合もあったのである。 する岡家の地位を支えることにもなったのであろう(5%)。 れは土地の質入や替地を伴うものであり、 を果たしていたことがうかがえる。 社会構造や領主との関係において如何なる問 以上のことからは、 これ以上はわからない(5%)。 尚 家が庄屋として年貢などの立 こうした機能が そうなると、 そのなかでは土地と高とが 題 を生んでいったの こうした事態が村 庄 屋 替 職をも家産と (融 通 機 能

2 座の秩序

①文政三年 「氏神祭礼 年

八二〇) 八 続いて座の秩序についてみよう。ここで用い 八月に作 上成され た座の行事書 (「氏神祭礼 るの は、 并 年 文政三 中 行 事 年(一

五 人、 本座 中 老 惣代 8 断 0 て

お

彼らによって作成されたことがわかる。 である(54)。 は、 入、 本文末尾にある次の記述である。 南 座 0) その 老~三老の三人、 最 後には、 本 座 の 一 南 座中 老~五 この行事書でまず注目される 老 惣代 老 つの 人が連署し て お り、

史料 0

昔之振リ合を中古相改替候処、唯今相勤候式法之通書記添申 蟲 不 右 -失候様 ?事取計 喰二 ハ元禄年中之行事 相成リ 候儀 可 仕 候故、 此 行事 書二 此度両座老并中 ・之表後年ニ至迄無違乱相守、 有之候処、 百三十年も年を経候ニ 老惣代立会之上 書改 古格 • 审 古例 付 ·候間、 書 尤 物

とがわ 0) る。 \mathcal{O} まま反映されて 座外」 後ろ) が困難なところもあるが、 変わっ て虫に食われたために作り 元 れ によれ 禄期 かる。 との には、 た部分については現在の「式法」を書き添える形をとっ \mathcal{O} 行事書は元禄五年ごろに作成されたことになろう。 すなわち、 争 ば、 論 元禄四~五年 いるのである。 この文政三 に関 はする願 どこからが書き添えた部分なの 書 基本的には元禄期 年の 替えたものであり、元禄期以降 (一六九一~二) また、 (史料11) 行事 文政三 書 は、 一年の や手形も書き写され 元 ゛におこっ 2禄期の \mathcal{O} 行事 行事書の 書の 行事 た かを区別する 後ろ 内 書 座 一中 が 容がその 衆」 年 (署名 古し たこ 7 数 لح

あ ていくことにしたい。 は、 非 常に この 長文であ 行事 ,書に依拠しながら座のあり方やその るため なお、 本来ならば行事書全体を掲出すべきで 割愛せざるをえないことをあら 展 開を かじ 検 討

> 2 元 期 \mathcal{O} 座 をめぐる争

示すの

が

次の史料である。

まず、

元禄期に行事書が

作

成された背景についてであるが、

それ

史料 1 $\overline{1}$

上

唐

国村

百

1姓共ニ

而

御

座

当 式 唐国村氏神天神祭礼之儀 申上 正 外之筋之者も多御座候、 乍恐口· 月より申分出来仕、 候覚 下二而落着不仕候ニ付、 然ル処ニ講中と講外之者と祭礼ニ付 往 .古より村人筋目之者ハ講 以書付祭礼 而

中 + 神 且 生 祈祷ヲ致シ、 \mathcal{O} 祭礼 文此 <u>·</u> 月 領 数度祭礼ニも講中 レ候男女子供え銘々ニ遣シ申候、 正月朔日 境傍 御座候、 二冬至と申、 節 示塚を相極申候 順番壱年替り之神主も相 氏 大日并天神え備 神天神え御 又八月 是ハ講・ 計り 九日 西を備 往古より 中之内年老之者立会食を給 = ハ神事祭礼御 物、 相勤、 渡シ申 是を荘厳指と古より申 同月三 則餅 御酒をも戴申 候、 酒を 日 牛王杖を村中ニ 同年卯月八日ニ天 荘 近備へ申げ 放と申 おこな 候、 他 村と 前年 其上 右年 候

翌年正月三日ニ大日天神え備 講中・ 紙 壱帖、 講外共村中之生レ子え前年 きふくと申大根之備(生物供) へ物、 三荘 餅十ヲ、 物弐盃指 一厳当 ŋ 仏供壱盃 候者之年 申 候 御酒壱 講 中と 9

簡之上 礼を破り、 村儀祭礼等之儀往古より有来りを乱し候而は、 弥新規を致シ奢申候、 帰 (御事 ・申候事ニ ŋ 規之儀相止メ申様ニ、 外之者より て祭礼入用 則 庄屋殿方より講外之者え御申添候得共、今二承引不仕、 祭礼之儀往古より有来り通被仰付被下 我侭いたし候 御座 新規ニ座と申儀 遣 候 申候、 間 ヶ様之儀申上候も憚多奉存候得共、 迷 庄屋方より申渡候へと被仰、 如 一惑余り思召も不顧御訴 付、 此 有来 を企、 当正月十四日ニ御断申上候得は、 通り申上 往古より ~候、 勤来り候氏神之祭 訟申上 然ル処 候様ニと奉願 村之騒動計り発 得其意罷 候 惣而 天神 御了

右之通毛頭偽不申上候、以上

元禄四年未ノ卯月

唐国村天神講中惣代

忠左衛門

同新

惣左衛門

Jした願書である。おそらく宛先は藩主関宿藩牧野家であったと思わこれは、元禄四年四月に天神講中惣代の忠左衛門と惣左衛門が差し

れる。

(座外)とがいること、今回その両者で争いが生じたことが記されて之者」で構成する「講中」(座衆)と、それ以外の「講外之筋之者」一条目には、氏神天神祭礼(座)に関しては、往古から「村人筋目

いた点を押さえておきたい。いる。まずは、唐国村の「講中」(座衆)が特定の家筋に限定され

7

示塚」 こと、一年ごとに順番でまわす神主は正月に次へ引き渡すこと、 神祭礼」、 0) に一一月の冬至には講中の 御酒供え、 二条目には の改めを行うことが述べられている。 八月九日 正月三日の荘厳という「おこなひ祈 座のあらましが記さ の 「神事祭礼」などを講中 「年老之者」(座老) れて る。 E (座衆) 祷」、 が 月 「他村との 匹 日 で勤め |月八 \mathcal{O} 氏 神 日 っている の「天 天 領 境傍 神へ

は参加 <u>目</u> の 外の者が承知しなかったことが述べられている。 にあたった者 わち、 あったといえよう。 企てたというのである。 として餅・仏供 て用いてきたところ、 そのうえで三条目の前半部分では争論の原因が記されてい の者の、 藩から新規のことはやめるよう命じられたにもかかわらず、 講 中 できない状況に対する強い反発によって引き起こされたもので 「年寄」 費用 講外にかかわらず「村中」の (「荘厳指」として餅・牛王杖を遣わされた子供…二条 · 御酒 (親か) 供 講外 物 からは、 紙 続く後半部分では、 は負担させられるにもかかわらず、 (座外) 大根を差し出させ、 翌年正月三日に大日・天神への の者がこれに反発し、 「生レ子」で前年に 正月に講中 この争論は、 講中の祭礼費用とし (座 新規に座を る。 講外 (座 「荘厳」 座儀に が出 供物 すな 講

5 は、 争論の経過は不明であるが、 中 座 衆 ≧勝訴し たことがわ 元 禄五年 かる。 (一六九二) れ は座 一〇月 外の 者たち (T) 手 形か

て 儀 有 が作成されることになったの 署 いるのである。 は不及申上 来 ル して牧 例 野家 背 我侭 村 そしてこの 单 差 申」と 先 L 規より有来申 出 したものであるが、 \mathcal{O} 裁 後に、 である。 許 をうけて、 座 例 の秩序を確認するために行事書 方毛頭相背申 「自今以 そこでは 間 後 被仰 藩 候 の 付 御 先 法度之 例 約し より

衛門 るのみであ が などは 延宝検 な お、 彦左衛門の 手形には、 地 段階 る。 残念ながらまったく不明である。 よって 名前 四 1石余 座 彼ら 外の が あげられ (屋 者を を含めた座 敷 地 「頭 れている。 (あり) 取 外 を した者として十 の者 彼らについ 所持してい \mathcal{O} 性 格 ては、 座衆と たことが 右 座 彦 門 外 判 左 の差 衛門 明 甚 す 右

③多様な座儀

のうち 目 いくつか指摘したい。 \mathcal{O} では から五〇 点について、 条目 唐)条目までが 国村 から 行事書、 \mathcal{O} 四 座はどの 四 [条目 なお、 座入・当人・ とくに元禄期の までが座儀 ような特徴 行事書は全五○条で構成されている。 神 主・捌理などに関する取行事に関する取り決め、 を有してい 行事書の内容を中心に据えて、 たのであろう か。 ŋ 兀 五条 決 ک そ め

カン 書から各座儀の がえるように、 座 座 の特徴として 儀 あ 第一に おおよその内容を抽出したものである。 多 こと 様 が な わ 座 あ ごげら か 儀 "る。 で構 ñ 1 るの 成されて (17) は)は月日 史料 いたことである。 の 11でもその 定まったものであり だいたい 表 44は行 端 がう

の毎月講は毎月経を唱和するものであった。

えよう。 配り、 前年正 正之作 する側 供物を負担 され 村支配勘定え入来リ候事」 之作法」 述されていたものである。 家筋に限定されてい へ差し出 「荘厳盛」として白米・花 S こうし とつは たことが知られる。 法 それを各家で 月四日から正月二日 面 *(*) た座 をもったことである。 すことが記されている。 たさせるありさ 際に供える神酒につい の後に、 これ 儀 につい が るにも 争 荘 門や近所へ 方 論 て 厳 は、 が 争 0) 指 餅 また、 論が と記されており、 元 までに生まれた子供 かかわらず、 原因にもなっ さらに以下 禄 紙 として花 期以 座衆の勝訴となっ 行事書の八条目 て、 これは史料11の二・三条目にも記 配布すること、 生仏供 六条目では、 降 「右之神酒壱升村中より ŧ 餅を挟 . О 座 たので 維持されることになっ 一儀が 点が (大根か)を本堂 神酒代 んだ牛王 座 あ 注 (座 その家は は、 外の たために、 IE. る 目 **万一三** 衆・ が村入用から支出 さ 正月 者ま れ 杖 座 座 日の 衆が で 翌年正月に 外とも) 白 (妙楽 をも 日 座外にも 相 たとい 杖) 0) 特 備 御弓 (寺) 定 を

にしたがって順番に っては、 カ な関 「打込之座くだり」、 ŧ もうひとつは、 座 係 儀 その中 が の大半 より 顕 は 心となる当人は 座 両 著 に現れ 一衆が 勤めると規定されており 者 つまり本座 の共同 本 てい 座 と南 で勤められている(表4)。 る。 座 南 「家持」で女房をもつ者だけ 唯 座 構成されて の区別なく座 口あけ」 (三二条目)、 いることで の席 だけ 順 毎月 が 別 両 が 講 Þ 者 齢 0 に に 両

١	表
	表4
1	ı .
•	_
	Æ
	华
	-83
	祭礼
	~~
•	(''
	#
1	年
	8
	行
	珊
•	叫啪
	milde
	느
	<u>9</u> 内
	ā
	J
	哟
	7/1

9	<u></u>	<u></u>	4	3	©	Θ	番号
19	18	17	15~16	14	∑ } ⊗	1~4	箇条
5月節句	4月8日晩	正月25日	正月13日	正月10日	正月3日	正月元日	箇条 月日 座
氏神社檀内外と本堂 に菖蒲・蓬・栴檀の枝 を飾る	L	千度講	御弓之作法	九頭神祭	修正の作法	天神·薬師·大日·観音·毘沙門天〜花餅	座儀
	・	を決め、一を打し	・「捌理」が注連縄・的持など準備する。 ・昼食後、「両座之当人」2人が裃を着て弓矢を用意し、交替で矢を1本ずつ3度 射る。その後、妙楽寺に座衆が神酒を頂戴する。 ・神酒1升は「村中」より供え「村支配勘定」へ入れる。		・妙楽寺本堂において導師が天下泰平・五穀成就・氏子繁昌を祈念。 ・「両座之衆中」が牛王杖1人2~3本ずつを3日朝に妙楽寺へ持参する。「若イ衆」の役として牛王杖を拵える。 ・「指荘厳」として、「白杖」(牛王杖)に花餅1つをはさみ、前年正月4日~正月2日に生まれた子供(座衆・座外とも)へ、修正の法事後に配る。子供の家で餅を細かくし、一門や隣近所へ配る。その家は、「荘厳盛」として、明年正月に、白米・花餅・紙・酒・生仏供を本堂へ差し上げる。 ・「荘厳盛」の酒は、以前は2斗5升であったが、現在は1升ずつである。(万治・寛文期に酒代米3升ずつとしたが、「脇衆」(座外)は酒1升のままであった。) ・「白杖」(牛王杖)に花餅1つを挟み、氏神・薬師・大日尊・観世音・毘沙門天・導師へ1本ずつ供える。 ・牛王杖は、「両座共」1人2本ずついただく。 ・生・柱は、「両座共」1人2本ずついただく。 ・・荘厳の「仏供」と「生物(仏カ)供」の供物は、4日朝に妙楽寺で「座衆之女房衆」が食べる。	・天神への供物は「南座之神主」が宮へ持参し、「本座之神主」が裃を着て御幣を振る。 振る。 ・供物(花餅か)のさがりは両座へ二分して頂戴する。神前の供物も両座へ分ける。神前へ供えた酒は、そのまま一老から末座まで一杯ずつ盛る。次に、吸物の箸を取る。 ・妙楽寺の膳は、「本座神主」が用意する。酒は5献廻す。ただし、2献目か3献目には、本座年寄衆から南座年寄衆へ、南座年寄衆から本座年寄衆へと酒をくみかわす。妙楽寺から出された菓子(穂俵1石・上蜜柑1つ・上串柿2つ・上昆布1切)。を両座へ入別に渡す。この「堂の座」が済んだ後に神主の所で「座衆の女房衆」を招き、餅と吸物で酒宴を行う。	内容(抄出)
	・現在は翁の面と装束を神前に飾り、「両座の年寄来」が神酒を飾り、「両座の年寄来」が神酒をいただく。余内として「村中」より米5升を「当人」へ遭わす。				・「中古」(元禄期以降か)より、 「座衆」は酒代米1升6合ずつ、 「座外」は酒1升ずつを差し出す。		元禄期以降の変化

注1、文政8年(1820)「氏神祭礼并年中行事書」(『和泉市史』第2巻781~94ページ)より作成。 注2、「内容」欄の下線を施した部分は、元禄期以降に変化したところである(「元禄期以降の変化」欄参照)。	祭礼并年中行事書」(『 」た部分は、元禄期以	〔1820〕「氏神気 の下線を施し	文政8年(「内容」欄	注1、 注2、
・当人は「両座打込之座くだり」に勤める。「家持」で女房をもつ人だけが勤める。 ・妙楽寺を先頭に、南無天満自在天神・南無薬師瑠璃光如来・南無金剛昇大日 ・妙楽寺を先頭に、南無天満自在天神・南無薬師瑠璃光如来・南無金剛昇大日 如来・南無大悲観世音・南無大悲多聞天を唱和する。 ・正月16日、2月15日(涅槃講という)、4月3日(神事定という)、6月8日(夏祭の日)、7月16日、8月3日(神事定という)、9月25日(天神講という)、10月12日、11月21日。3月・5月・12月の日にちは定まらず。5月は田植えが出来次第。	毎月講		32	6
・作法は「口あけ」と同じ。妙楽寺も招く。 ・「昔」は「両座年寄衆」は互いに呼び合った。	南座の口あけ	1月28日	30	(17)
・氏神へ泉土器・にごり酒・供物などを献ずる。「本座之当人」が勤める。 ・朝、「本座年寄衆」5人・「旦那寺」(妙楽寺)・庄屋の7人へ膳が出され、神酒をいただく。 ・「年寄衆之婆達」・「中老」・「子供」へも、年寄衆と同じ膳を拵える。	ロあけ	12月25日朝	29	6
・「両座之年寄」8人と庄屋が他村領境を改める。 ・「捌理」方で朝食・夕食を食べる。賄いの余内として「村中」より米1斗5升を「捌埋」へ与える。	他村領境改	11月冬至	28	£
・穂焼ともいう。	冬祭	11月8日	27	(1)
・「神主」が貝を吹き、座衆が寄れば、膳 (芋と豆腐が入ったかもうり汁・冬瓜なます・干いわし土器)を人別に渡す。	九頭神祭	9月10日	25~26	13
	氏神と本堂へ栗の枝 を飾る	9月9日	24	12
・4日に「南座神主」から「両座」へ「若宮え参詣可被成」と触れ、「両神主」と「宮年 寄衆」が参る。「南座之神主」が御酒を持参し、若宮へ供える。その後、冬堂で御 酒をいただく。	谷之惣氏神若宮之祭 礼	9月5日	23	(E)
・往古に天神宮を勧請したとの由緒。 ・9日に神子と翁太夫が来る。10日晩に「楽頭翁」を献じ、座を行う。「両座共出席」。 「「本座神主」より氏神へ御供・神酒を供える。	古之祭礼	8月10日	22	6
	神前内外に薄・萩を 飾り付ける	8月1日	21	9
	夏祭	6月8日	20	8

たのである。 たと考えられ わ 互 の連署からも明らかなように、 れ 二三呼 一老や座 ているが、 合候」 るが、 年寄 と記 これについ このように (座老) され てい ても (55) る を に両者は 右座 頂点とする年齢階梯秩序をもってい (三〇条目)。 本座と南座はそれぞれに 之口あけ之事、 一体 的な側 先述の 面 を多分に 文政 昔 集団 両 年 座 有してい を *(*) 年 形成 行 寄

大日・ に所在) 之神主 目され ることになっ は ま いるが、天神 村·若樫 神 めるもの 六条目) 当之事、 た、 之神 :主を、 では、 儀のあり方ともつ 両 八月 観 るの 座 主 村、 の神主を勤めることになっているのである。 南座の当人は松尾谷村むら とあるように、 両 共出席」するが、 音 昔より一代二三度営儀 南座之当人ハ冬堂若宮之神主也」という条文である。 であったが(56)、 は 座 てい ○ 日 の 神前 への供物は 毘 場合により春木川村も) \mathcal{O} 沙門 四七条目の 差異はどこにあったのであろうか。 . る。 で供 ながっている。 へ の 「古之祭礼」 物 方、 花餅奉 当人は本座・ 0) 「南座之神主」が宮へ持 同 氏 御幣 時に本座 九 神への御供 献は 月 を振ることになっている(一 [候得ハ、又と当リ不申候由ニ候] では 神主之事 五. 例 日 (唐国村・ の \mathcal{O} えば、 南 \mathcal{O} 両座共同 「楽頭翁 当人は や神酒は 氏神である冬堂若宮 座それぞれの座衆が順番 谷之惣氏神若宮之祭礼 正月元日の天神・ 本座の当人ハ当 唐国 内田村 様 参し、裃を着した「本 が献じら 「本座神主」 村 に勤めるとされて この点に関 こうした差異は Ō 春木村 氏神天神 所 条目)。 (春 が勤め そこに 薬師・ 天神 木村 久井 に勤 宮 座 て 回 \mathcal{O} \mathcal{O} 宮 注

> をうけ 際に 強 強く結び では南座の神 氏神天神宮での座儀は本座 酒 く結びつい を持参し、 は、 て つい 両 南座之神 若宮 ていたのである。 たものであっ 主が中心となったことがわかる。 神 主・宮 主 供えることになって 年 が 寄 たの 両 の神主が中心となり、 衆」 座 に が 対 出勤 若宮え参詣 すること、 南座は 、 る。 可被 松尾 本座 これらのこと 谷惣氏 谷 が 南 成 村内 候 惣 座 氏 神 لح :若宫 神 神 0) 主 か 触 天神宮と 1の祭礼 れ るの は

4 座 と岡 家の 関

ことか たもの 家との ことが また、 継承されていたが、 絵図類といった村方の文書は岡家のもとで家産の 1轄されていたのである。 座 の特徴として第二に注目し さらにいえば座の文書は らは、 うかがえよう。 異なる秩序をもっ 軸 であった(なぜ辻家に伝 ここで取り上げてい 関係である。 とするのに対 座の文書が そのな 先述したように、 座と庄 Ų て 庄屋岡家とは異なるところで管理さ かに座 庄 る座 VI 屋 屋 た たい は 岡 座 \mathcal{O} の わ で 自 行 関係の文書は含まれてい 岡家が家産として独占するというよ 家を核とする村方とは、 ったのかは一 あるが、 身によって保管・ 事書も、 の は、 検地帳や名寄 座と それに 辻家文書に収 不明 村 運 ひとつとして である)。 半 営 など 継承され あ 文書 る められてい な これらの かつ も別個に が れ は 面 庄 齢 屋

階

方 五. 条目には + 月中冬至之事、 今 目 捌 理 方 え

畄

とがわ などが うに、 によ 寄八人立会之先例 れ 寄 在 による村 在 してい 之年 入用 が山 な 座 √ (58) o るの の年 [や池 かる。 取 勘 が主体となって妙 村 たこと 役人 定 替 で 玉 八 運営とは 寄 難 は 書 村 人 相 ま 推測であるが、 参 用益 ع 物 なかろうか。 村 知 (庄屋 た、 周辺 銭 か 有之 庄 境 繁ま、 5 屋 御 0) 几 対し 候 考えると、 村村 改め 候 壱 検 五. 体的 事」 むらと 年 地 人 条目に لح /楽寺や天神 雨 権 前 参 寄 を行ってい とあ 乞立 り、 な いずれにしても、 限 あ ょ ŋ 側 を の境界に ŋ は、 組 有して こうした座 之事 れら ŋ, 面 願 他 頭 座 ŧ 願 村 は、 Ł 宮 妙 開 儀 領 たこと 1の普請, 座年寄によって行 医等之儀 いたことの は っていたのであ 楽寺や天神宮の \mathcal{O} 丽 境 堂 費用は村全体で 山 ひ 相 宮 儀の とつとし 則 改 しがわか (丘陵) 御 御 申 座と庄屋 などを行うとい 存在は 普 検 候、 名残り 村役人・ 地 請 諸 が 此 之 普 勘 広 節 か 儀 つて座 負 われていたこ 請 定、 で が 庄 傍 先述 'n, 担 あ 屋 役 組 示 大念仏 いるかも った事情 するもの 用 塚 <u>つ</u> 頭 でしたよ で座 0 池 \mathcal{O} 儀 など 勘定 が点 座 座 御 頃 年 順 し 年 他 ょ

他 たのに 庄屋 方 こうしたあり方 八条目 るが、 で座 中 伏 におけ 対 屋 に 翁 は 長左衛門家が 中 を る庄 兀 尚 知 で は 月 家はその て 屋の 第 隙 八 日 有 VI . る 座 家 章 晚 いような $\tilde{\mathcal{O}}$ 0 0 で 衆 0) が 中 位 4 た万町 現 翁 で 置 在は 地 づ 依 は 位 惣 :*i*t 頼 を得て 対とも共通するもの 座 は大きく異 庄 本来 上 7 屋 勤 لح め は当人自ら 11 門 な いう て なっ だけ . の 剜 ることが であ 格 て で が \mathcal{O} る。 あるため、 勤 で 地 る。 記 あ 位 例えば るが、 され るべ 万 を 獲得 町 き 村

> とから考えても、 政三年に たことがうかがえる たといえよう。 は 本座 中 は 座 老 惣代 \mathcal{O} 畄 お で 家 け \mathcal{O} あ る岡 門 る が、 が 人として 家は 座 それ に 年 お ·齢階梯 以上のことは 1 岡 7 Þ 秩 Þ 陣 序 兵 特 に包摂された存 衛 異 確認 が署名し な 位 置 きな け に あ 文

(5) 元 禄 期 \mathcal{O} 行 事 書 作 成 \mathcal{O} 意

あ

稽古い は、 こでは、 禄 心 謡 になってしまっていると を以翁計 して毎年 れている。 (条目) 昔し 期の 被 座 得 初 それ 居候 $\overline{\mathcal{O}}$ ジメと 催 、たし置、 候 正 信 行 特 言 とあり、 ij 卯 長 元 以 事 徴 夫 月 月八日 (公之時: とし Š 廿 勤 前 書 K 例えば、 禄期までに からの そのも 0 来候 五 役付 日千 卯 て 此 七条目) 第三に もともとは 事今 処、 月八 分迄 ニ手能仕 -度講 相 あ \mathcal{O} 翁 究 日 座 ŋ \mathcal{O} 只 述べら なし、 メ、 今ハ 匹 儀 方 性 注 とあ に 往 時 候 松 \mathcal{O} を 格 目 つい 昔 能 翁 尾 12 面 分 由 内容に変化 確 し れも庄屋 り なり能 千 寺 認 た 々之受取 れ 七 つ . T 今日 先ツ正 てい 之寺 番 VI 11 度 することに主眼 は、 てで 正 講 が \mathcal{O} 屋 行わり 月 る。 は、 座 を 領 迚 月廿 にがあっ ある。 廿 初メ、 情 門 面 衆 成 また、 れてい 五 以 出 相集リ、 ならで ル 講を ニよ 日 F Ŧī. 稽古仕る 卯 は 七 日 たことも 全 \mathcal{O} これ 月 ŋ 結 たが、 番ヅ が 体 よう 八 とし カン S 卯 番 置 不 日 割之役 とも つ 御 月 有 か な 存 之晚 てこ 現 徳 千 八 仕 れ 内 候 くつ は 日 関 度 此 在 候 て 容 翁ナ 四 花 付 廿 而 を 付 継之節 翁だけ る。 月 五 相 行 ŧ 其例 之 記さ 日 つ 事

れる。 斗五升と認来リ候」(八条目) 只今ハ壱升ヅ、也、 条目)、 が作成された形 らにいえば、 遅くとも は \mathcal{O} である。 は座儀ごとの口伝や書物などに基づいて座儀が行われて つつあったことがうかがえよう。 千度 能 の秩序を文書で確認したの 壱人より差上候由、 元 講 配 山此 二六 役を行 禄 を が期に 催 酒 行 世紀後半 1事書の 座 (荘厳盛として差し出される酒… 跡はみうけられない。 ていると述 V の 稽古を始 秩序全体 然レ共昔の形をとつて荘厳の書物ニ 文面 までには 古老語リ被申候、 どべら をみる限りでは、 め Ś が が などの記述を踏まえると、 なじ 元 れている。 「謡 そして、 七世紀に . |禄期の行事書であったのである。 めて明文化されたと考えられるの 初 「此御幣の メ その後の変 という日であ これらのことからは つながる座の 然レ共代末ニ成リ候 元 禄期以 振様二口 筆者注) 化も含め 前 ハやは に同 ٧١ 形 0 伝あり」(一 之事弐斗五 たが、 たと想定さ 元禄期以前 が 様 ほ り酒弐 つつ、 ぼ整 0 逆 (得バ、 もの 現在 に、 z

より 前 両 勤 座の 加える形で作ら 候 者 方で、 処、 酒 ·座衆之分本枡ニ而上米壱升六合ジヽ御酒代として差出 は 年 荘 八 二而壱升ヅ、差出し候事」と書き添えられている 寄衆打寄神酒を戴候」などと書き添えられている 厳 条 0 盛 目 文 \mathcal{O} **)** 文 三 年 (T) \mathcal{O} 頃 酒 よりか翁も相 られたの 量 翁 が . の 変化 に関しては、「右之通元禄年中迄ハ 行 事書 であった。 したこと、 は、 屯 元 今ハ 例 禄期の行事書にその後 後者は 翁 えば、 の面 翁を実際には舞わなくな 八条目 と装束とを神 には、 、「此儀中古との変化を書 翁丈ケハ相 (表4)。 [候事、 前え飾り、 (表4)。 座 ま 郊

> 覆すような内容 法がとら \mathcal{O} は したことを示していよう。 であ たことを記 元禄期の行 れたのである。 そのことは元禄 事書 しているの では が基本的 ない。 で 期の 逆 12 他 あ に は の書き添え部分 る が、 行 *۱* پا 踏襲され えば、 事書に V ず により 続け だ れ か Ł らこそ書 唐 て ŧ 元 国 同 禄 村 たことがうか 様 期 \mathcal{O} 0 き添えとい 座 あ 座 ર્વે \mathcal{O} 儀 秩序 を が が 底 う方 える 確 カュ か

(3) 小括

紀の村落内秩序をみてきた。 本節 では、 庄 屋岡 家 0) 位 置 座 のあり 方、 この二つ 0) 点 から t

離され なかれ持続されていっ を勤めていることからみて、 \mathcal{O} た。 どを背景としながら、 であ 畄 それは村外の有 『家は、 る。 ないものであった。 中世以来の 八 世 紀以降 力者 唐国村· たのではなかろうか。 由緒や経 の実態は不明で 田田 岡家と庄屋職 こうした岡家と 中 庄屋職を家産の 家 済力に基づく年 全家産が売却された際にも あ は るが、 強固 庄 ひとつとして保持 屋職 な 貢) | | | | | | | 立 家が の関係は多か 体 性 たもっ 融 貫して庄屋 通 て L 機 れ V 切 て 能

と座 とめることで実現 物 様 やロ な座 方、一 外 伝に の争論お 儀 をも に基づい 七世紀末 **つ** よび 座の て行われ され 秩序 藩 (元禄五年頃) たのであっ の裁許を契機として、 が確 れていた座の秩序全体をひとつの 立していくことになっ た。 には、 これにより、 本座と南 そ れまでは た。 座で れ それ 構 座 以 圧儀ごと 成さ 行事書にま 降 れは、 唐 座 玉 \mathcal{O} 多 村 衆

では、 期 \mathcal{O} 行 座 事書に 0 あり方に大きな変化が加えられることなく、 則って踏襲されていくことになったのである。 基本的 は

元

関

おわりに

押さえたうえで、 限り具体的にみてきた。 章 で は 唐 国 村 村を対象に、 落間 秩序と村落内秩序に分けてその 延宝検地帳を用い 、 て 一 七 世紀 展 開を可能な の状況を

ようは、 などを主要な要素としながら存立していた。 家が家産として庄屋 七世紀にその秩序を確立させていく方向にあり、 近世的社会秩序全体が整えられていくことになった。こうしたあり その背景には 国村の村社会は、 大局的にみれば、 小農の成長・ を勤める村運営、 立会山 第一 での用益、 章でみた万町村と共通するものであろ 確立する状況が伏在していたはずであ 本座と南座からなる座 溜 池に依拠し また、 それにより唐国村 それらは た水利 (天神講 · (秩序、 いずれも 畄

れるの こでは、 ŋ 公儀による裁許や検地 決 触 社会秩序 め れたように、 は (座の行 近 世 0 塚田孝氏が近年提起している法と社会論であろう(59)。 身 確立という場合、 :事書) 分社会の特質に規定されて、 それが多様な形をとったことである。 といったものを内容としている。 村落間 ひとつ注意しておきたいの の 取り決め 近世の (内済証文)、 法 ここで想起さ 具体的には、 には、 は、 村落内の 途中で 政 治 取

> 空間 合いのなかで確立していったとまとめることができよう。 点を踏まえるならば 係を規定する法の三レ 全体 を覆う公儀 法 度、 近 世 ベ \mathcal{O} ル 自 唐国村の社会秩序は、 が存在することが指摘されてい 律 的 な集団内を規 律する法、 多様な法の . る。 団 重 相 一なり 互

くことにしたい。 き彫りになってきた。 なお、 本章のなかで は、 この点に Ш や除地の局面 ついては、 から延宝検地の 今後より詳細に検討 特異 女性も浮 てい

注

- (1)『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』 和泉市、 二〇〇八年。
- 2 代行政村・北松尾村に含まれることになったが、 **箕形村・寺田村は唐国村よりさらに北に位置する村である。この** 歴史的にみると松尾谷の 二村も近

村

こむらとはやや性格を異にしていたと考えられる。

- 3 岡紘一氏所蔵文書は、 〇一〇年に第二 いては、『和泉市史紀要第13集 現代まで一』 一次調査 (和泉市教育委員会、 二〇〇五年に第 (箱3)を行った。 二〇〇七年) 松尾谷史料群の調査研究-次調査 第一次調査分の史料目録などに (箱 1・ 参照。 2 袋 1) 中世 を、
- $\widehat{4}$ 三浦圭一 史紀要第3集 本史研究』八二号)。 同 「中世における農業技術の階級的性格― 『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、 松尾寺所蔵史料調査報告書』 仁木宏 「和泉国松尾寺と中世松尾寺文書」 和泉市教育委員会、 「門田苗代」 九八一 年、 初出 を素材とし (『和泉市 九 九九九

年)。 3 集 代までー島 と近世社会6 掲 松尾寺所蔵史料調査報告書』)。仁木宏「岡紘一氏所蔵中世文書解説 『和泉市史紀要第13集 山下有美「和泉松尾寺の寺院社会」(吉田伸之編『身分的周縁 「松尾寺文書にみる中世刀禰の諸相」 寺社をささえる人びと』吉川弘文館、 松尾谷史料群の調査研究―中世から近現 (前掲 二〇〇七年)。 『和泉市史紀要第

- 5 前掲 から寺院社会へ」第2章 『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第1部 「顕密寺院への転生と松尾谷の村むら」。 「松尾の 「山寺」
- 6 『和泉市史』第二巻、 和泉市、 九六八年
- 7 記載の一例を挙げておく。

つるべ

古検六畝弐拾壱歩

上々田 拾弐間壱尺五寸 拾四間三尺

> 五畝弐拾七歩 市右衛門

七右衛門地

此分米九斗四升四合 但壱石六斗代

されたところもある。 年ゟ御年貢可納」 ては、こうした記述はみられない。また、 請人である。 このうち 「古検六畝弐拾壱歩」が古検段階の地積、「七右衛門」がその名 当然のことであるが、慶長検地以後に開発された耕地につい ¢ 「延宝六午ノ新開、 前者は再開発地であるため古検の記述もある。 四年目酉 「延宝六午ノ起返、 ノ年ゟ御年貢可納. 四年目酉ノ と記

- 8 図1からは、 東西に広がる丘陵 <u>山</u> の裾に 「畠」があったことがわかる。
- 9 注 長検地と延宝検地とでは地積に異同がある。 (7)の史料引用からも確認できるように、 高請地一筆ごとについても、 しかし、 それが集計部分で

どのように処理されていたのかは未検討であるので、ここでは検討の対象 からはずすことにする。

- (10) 念のため付け加えておくと、慶長検地以降に非耕地化した土地の中には、 降に、 できるだけである。 からは、「延宝六午ノ起返」と記された一筆(下々畑一畝・七升) その後再び耕地化したところもあったはずである。 「起返」された耕地については、 それに促される形で「起返」されたものである。 これは、 延宝五年(一六七七)に検地が始まって以 検地帳には示されない しかし、 逆に、 延宝検地帳 が確認
- $\widehat{\stackrel{1}{\stackrel{1}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}}$ 前掲『和泉市の歴史2 地目の変化に関しては、 aの末尾に次のような記述がある。 松尾谷の歴史と松尾寺』二五一~四ページ。

古検上々田・上田拾町弐畝壱歩

上々田拾町三反三畝弐拾歩

此分米百六拾五石三斗八升七合

但壱石六斗代

か。 る。 田 田地になるようなことがうかがえない点である。 これは、 古検の上畑が中畑になったりしたことは明らかであるが、 田・下々田・上畑・中畑・下畑・下々畑・屋敷についても記されてい て把握されたことを示したものである。 地 ここからひとつ注目できるのは、 ~ の 古検の上々田・上田のうち 転換がほとんど行われなかったと理解できるのではなかろう 一〇町余が延宝検地では上々田とし 古検の上田が上々田となったり、 同様のことが、上田・ 一七世紀には畑地から 古検の畑地が 中田・下

 $\stackrel{\textstyle \bigcirc}{\overset{\textstyle 1}{\overset{\scriptstyle 3}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}}}}$ 山下聡一 「一七世紀の春木川村」(『和泉市史紀要第10集 松尾谷南

の調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇五年)。

 $\widehat{\stackrel{1}{\overset{4}{\overset{4}{\overset{}}{\overset{}}}}}$ ちなみに、 伊勢講・愛宕講・村作の耕地はこれですべてである。

(15) ところで、「古検無之分」に該当する耕地の中には妙楽寺の名請田地も 三筆 文書に関係史料が残されている(前者は箱3―6、 (四石余、三反余) 含まれているが、これについては岡紘一氏所蔵 後者は箱3-4)。

一札之事

二候、 処、 供料二米二て納所可仕候、 地ニ被為成被下候ハヽ、 当村大日并氏神御供田之儀は、 札 新御検地御帳面ニハ仮名請妙楽寺と有之候、 右之通御供料之儀ニ付、 年々御下札御取付を以右大日・氏神御 其上立毛損毛之儀ハ年々見分有之定 互ニ少も違儀有間敷候 往古ゟ代々我等持地ニ有之候 御公儀様ゟ除 為後日

元禄十二年

庄 屋

彦市郎

印

から国村

卯ノ正月

まいる

札之事

御 四座候、 当村 大日并氏神御供田ハ、 若御 新御検地ニ御竿入反畝・分米御付、 公儀様 へ御年貢被召上候ハヽ、 往古ゟ其方様代々持地ニ 則妙楽寺仮名請ニ 村並御年貢御納所 紛無御座

> 被成、 如件 可被成候、 毛損毛引方之儀ハ年々見分ニ御引可被成候、 々其方様御支配可被成候、 大日・氏神御供料ニ米ニ而御納候て、 御供田除地ニ被為成被下候ハヽ、 勿論諸役等一切懸ケ申間敷候、 為後日連判 御下札之通御取付 除地ハ往古之通永 一札仍 尤立

唐国村 妙楽寺

(以下五九人省略)

同村年寄

与左衛門

印 印

唐国村庄屋

この唐国村庄屋 (岡) 彦市郎殿 彦市郎と唐国村百姓・妙楽寺とが取りかわし

た二つの一札からは、

次のことが明らかになる。

から存在する田地であった可能性も出てこよう。 結ばれなかったのかもしれない。そうだとすれば、 その収穫を妙楽寺・天神社へ寄進していたと考えられる。さらにいえば に古検が記されていないとは必ずしも言い切れなくなり、慶長検地以前 延宝検地までは寺社の除地境内に連なる土地と認識され、そのため高に 神社)の「御供田」として所持していたことである。岡家が耕作を行い、 第一に、この田地はもともと岡家が「大日」(妙楽寺)と 未開地であったため 「氏神」(天

る。 を妙楽寺や天神社へ寄進するものであったと考えられる。 第二に、 それ以前と同様に岡家が耕作を行って年貢などを負担し、 妙楽寺が名請した点、 延宝検地で高請地化し、 しかし 「仮」である点からすると、 妙楽寺が「仮名請」したことであ

を以 は不明であるが、おそらく認められなかったのではなかろうか 御供米として村へ納入するという意味であろう。なお、この出願の結果 いうことであろうか。 た場合には、 について取り決めを行っていることである。そこでは、 妙楽寺との間で願いが認められた場合と認められなかった場合の対応 御供米を納めるとある。 「公儀」 そうした中で元禄一二年(一六九九)にこの田 「村並」に年貢を納めるとされている。 (領主の関宿藩か) 一方で、 除地となった場合には、 これは、 へ出願し、 「村並」の年貢と同じ分の米を 同時に岡家と村 現状を維持すると 認められなかっ 「御下札御取付 地を除地に 10百 姓

は不明である。
ていたことは明らかであろう。ただし、これと後述の座の秩序との関係れているが、少なくとも庄屋岡家と妙楽寺や天神社が密接な関係をもっ以上の御供田の展開がもつ意義については検討の余地が多分に残さ

- 和泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)(16)町田哲「池田下村の村落構造―村役人・村内小集落・座―」(同『近世
- (17) 前掲町田「池田下村の村落構造」。
- 8 ただし、 である。ここからは伊勢講や愛宕講の惣代に、 この名請人一二人の中には屋敷地を所持しない者も四人含まれているの されているが一 筆ごとに異なる名請人が 延宝検地帳には伊勢講田一一筆と愛宕講田 次のことには注意しておきたい。 -例えば、 「伊勢講田惣代」 「伊勢講田惣代 すなわち、 「愛宕講田惣代」として記載 一筆が登録され、そこには 九兵衛」というように-屋敷地を所持しない者で 先述したように、

- えよう。 の屋敷地所持者と非所持者との間に大きな格差がなかったことがうかがの屋敷地所持者と非所持者との間に大きな格差がなかったことがうかる。講という限られた局面ではあるが、検地帳上
- $\stackrel{\frown}{1}$ なお、検地帳の記載 れたっものと想定される。 の差異は両池が山 自然であろう。よって、 池 されたこと)を示していると理解できるかもしれない。 すでに存在しており、 六畝一五歩)、うとじ池と小谷池は古検地積と池床地積が大きく乖離し とは池の周囲にあった高請地の地積であり、そこを取り込んで池が拡張 ついては池床地積の方がかなり大きくなっているので、 畝三歩、 ているのである(うとじ池の古検地積八反一畝一八歩・池床地積一 積が非常に近いのに対し(上荒池の古検地積一 も差異があることに気がつく。上荒池と菖蒲谷下池は古検地積と池床地 反六畝 一一歩、 ・小谷池とも丘陵沿いにあることから考えると、 小谷池の古検地積一 菖蒲谷下池の古検地積一反七畝二二歩・池床地積一反 (高外地) (表3) それが延宝検地までに拡張されたこと(古検地積 四つの池はすべて慶長検地以降に新しく築造さ をより詳細にみれば、 を含み込んで造成されたためと考えるのが 反三畝二一歩・池床地積四反歩)。 反四畝二二歩 この四つの 古検地積と池床地積 しかし、 慶長検地段階で 池床地積 池の中に うとじ 後者に 町二
- (20) 岡紘一氏所蔵文書箱3-9。
- が、その事情は不明である。(21)大釜脇池については延宝検地帳に記載がない。図1にも記されていない
- (22) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第1部「松尾の「山寺」

部分)。 から寺院 社会へ」第4章「一山寺院の成熟と寺院社会」(仁木宏氏執筆

 $\stackrel{\bigcirc}{3}$ ここで、 万町村では村単位で梨本池を核とした単一の水利組織が成立したのに対 いくつかの用水系を形成しながら、それぞれに灌漑範囲をもっていたの おく補助的な池であった) つに依存していた 的には梨本池という大きな池 は、 である。 依存せざるをえないという点では共通している。しかし、万町村が基本 唐国村は用水系ごとの田郷仲間によって担われたと考えられるので 谷の中央を流れる川の水をほとんど利用できず、用水の大半を池に この差異は、おそらく水利組織のあり方ともかかわってこよう。 第一章で扱った池田谷の万町村と若干比較しておきたい。 (村内の池は梨本池から落とした水をいったん溜めて のに対し、 (万町村・浦田村・鍛冶屋村立会池) 唐国村では丘陵に散在する池が、 ひと 両村

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 4 \end{pmatrix}$ 岡紘一氏所蔵文書箱3-17。

2 5 大釜脇池の位置は定かではないが、大釜池や恋ノ池の周囲は万町村領 るいは万町村・浦田村・ 氏所蔵文書箱3-8)。 関係していたのではない 鍛冶屋村立会山内) 開発が困難であった背景には、そうした事情 であったようである (岡紘 (あ

慶長一六年 有文書A-105)。 都横山谷之内北田村・ ~九〇ページ)。 (一六一一)「泉州松尾谷之内久井村御検地帳」 同年 中村御検地帳」 「泉州泉郡横山谷内北田村御検地帳」 (前掲 『和泉市史』 (久井町会共 第二巻三七 「泉州

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 6 \end{pmatrix}$

(27) 文禄三年 史 第 一巻三三三~七〇ページ)。 (一五九四)「和泉国和泉郡内横山谷御検地帳」(前掲 『和泉市

(29) これについては、すでに塚田孝氏によって詳述されているが $\begin{pmatrix} 2 \\ 8 \end{pmatrix}$ 補足すれば、 少なくとも山については別帳で把握されていたものと考えられる。 文禄検地帳と慶長検地帳には山 池についての記載もない (塚田孝 「松

尾寺の近世」〔『和泉市史紀要第5集 谷の村むら」、塚田孝「地域史研究と現代―和泉市松尾地域を素材に―」、 の歴史と松尾寺』第二部 究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年〕、 『人民の歴史学』 一七七号など)、 「松尾寺と山間の村むら」 唐国村にとっても重要な問題なので 前 掲 松尾寺地域の歴史的総合調査 『和泉市の歴史2 第一 章 「山林と松尾 松尾谷

3 0 前掲『和泉市史』第二巻四二〇ページ。

改めて整理しておく。

 $\begin{pmatrix} 3 \\ 1 \end{pmatrix}$ 前掲『和泉市の歴史2 の村むら」 第二章 「山林と松尾谷の村むら」二五六~七ページ。 松尾谷の歴史と松尾寺』第1 部 「松尾寺と山間

(3 2) 前掲 の村むら」 『和泉市の歴史2 第一 章 「山林と松尾谷の村むら」二六〇~三ページ。 松尾谷の歴史と松尾寺』 第 部 「松尾寺と山 間

(3 3) 河野輝夫氏所蔵文書箱C-16

 $\stackrel{\bigcirc{3}}{\stackrel{4}{\stackrel{}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}}$ 前掲町田 「池田下村の村落構造」二一五~二〇ページ。

(3 5) 岡紘 氏所蔵文書箱3-15。

3 6 岡紘 氏所蔵文書箱3-21 「乍恐口上書」。

(3 7) 岡紘 氏所蔵文書箱3— 4 8 「噯之事」。

 $\begin{pmatrix} 3 \\ 8 \end{pmatrix}$ 岡 紘 氏所蔵文書箱3— 4 3 「証文之事」。

- (3 9 岡紘 一氏所蔵文書箱3-1。
- $\stackrel{\frown}{0}$ 岡紘 一氏所蔵文書箱3-1
- $\stackrel{\frown}{1}$ こうした事態に至った背景は不明である。
- $\stackrel{\textstyle \bigcirc}{4}$ 延宝検地帳の記載がない事情は不明である。
- さらには、 その点とどう関係するのかも問題となろう。 にごり池の溝より北は菖蒲谷池で灌漑されると先述したが
- 44 岡紘 一氏所蔵文書箱3-2。
- $\begin{pmatrix} 4 \\ 5 \end{pmatrix}$ 岡紘 一氏所蔵文書箱3-12。
- $\begin{pmatrix} 4 \\ 6 \end{pmatrix}$ 岡紘 氏所蔵文書箱3-23。
- $\stackrel{\textstyle \bigcirc}{4}$ この 地積を指すわけではないことは明らかである。 「畝町数」 の意味は不明である。 ただし、 延宝検地帳と比べると、
- 8 岡紘一 氏所蔵文書箱1-4-3 「覚」、 箱1-4-5 「請取申油料之事」。
- $\begin{pmatrix} 4 \\ 9 \end{pmatrix}$ 岡紘 一氏所蔵文書箱3-5。
- 5 0 岡紘 一氏所蔵文書箱3-11。
- $\begin{pmatrix} 5 \\ 1 \end{pmatrix}$ 宝永七年 取替申手形之事」 (一七一〇)「定之事」 (同箱3-39)、 (岡 紘 同年 氏所蔵文書箱3--38)、 「手形之事」 (同箱3-40)。 同年
- (5 2) 田中家への全家産売却の要因となった一二貫五〇〇月の借銀もこうした 機能によって生じた可能性もあろう。
- た菖蒲谷の開発に関する一札である 点紹介しておきたい。 さらにここで、 補足的に庄屋岡家の機能がうかがえる史料をもう一 それは元禄一二年 (岡紘一氏所蔵文書箱3-10)。 (一六九九) 閏九月に作成され

指上ヶ申一札之事

勿 郎持分之池ゟ用水引せ可申と被申候ゆへ、私共何之申分無御座候 地五反六畝余御座候、 発二被為仰付候、 儀水溜り無御座候ニ付、 分之池用水多ク溜り候様ニ近年普請被致候、 唐国村領内しやうぶ谷用水池四 論開発等ニも構申儀無御座候、 就夫池懸り之私共江構無御座候、 少之田地ニ而御座候へハ、 庄屋彦市郎開発二被奉願、 為其一札指上ヶ申候、 つ御座候、 就夫中弐ツ之小池之 右之内庄屋彦市 飢水之節ハ彦市 御見分之上開 此用水引申田 以上 郎持

元禄十二年卯閏九月 泉州泉郡唐国村百姓

次兵へ 市郎右衛門 印 印

十右衛門 印

同 同

仁右衛門 印

同 印

同 三郎右衛門

同 蔵 印

沢権右衛門様 本惣兵衛様

源兵へ 印

同 同 平右衛門 印

仲間か) め、 りがよくなるように普請を行ったこと、 先述の らも容認したことがわかる。 ち二つが庄屋彦市郎の持池であったこと、 彦市郎は関宿藩へ開発を出願し許可されたこと、 諸 が管理・運用する「中弐ツ之小池」に水が溜まらなくなったた 跡目 録」の記載も踏まえると、 それにより市郎右衛門ら 「近年」彦市郎が持池の水溜 菖蒲谷にある四つの池のう それを市郎右衛門 (田郷

郎 た四 ことばかりである。 か \mathcal{O} 地帳の記載との関係や灌漑のあり方に加えて、中池・新池が灌漑する市)開発後の五反六畝余はどのようにして用水を確保しようとしていたの (右衛門らの池であったと想定される (表3参照)。 :右衛門らの田地五反六畝余はどこにあったのか、さらには中池・新池 (彦市郎の池を使うのは つの菖蒲谷池のうち、 「中弐つ之小池」という表現から考えると、 下池と上池が彦市郎の持池、 「飢水之節」 だけとある) など、わからない 延宝検地帳に記載され しかし、 中池と新池が市 先述の検

まなかったのではなかろうか。 保八年の村絵図)には中池が描かれている。おそらく開発はそれほど進めるが、少なくとも岡家がこの一七世紀末に耕地開発を積極的に進めよったのかについて、その全体像を明らかにすることは到底できないのでしたがって、こうした岡家の池普請を伴う開発が如何なる意味をもしたがって、こうした岡家の池普請を伴う開発が如何なる意味をも

- 理解していたのかが問題となってこよう。の内容、すなわち当時の領主関宿藩牧野家がこうした地替をどのように(53)史料9に即していえば、冒頭の「去秋御公儀様江御断申上、御意御請申」
- (54) 前掲『和泉市史』第二巻七八一~九四ページ。
- (55) この座年寄は村役人としての年寄とは別の存在である。
- と、それ以外の本座と南座それぞれから選ばれる当人は別個の存在と理(56) 念のため補足しておくと、先述の毎月講の「両座打込」で選ばれる当人

(57) なお、捌理については五○条目に次のように記されている。

一、捌理行事之事

二廻り候事但シ、家持と女房迎候人計り相勤候、壱年ニ弐人ヅゝ座下リ

事有之時 リ受取、 之節触流し等捌理之役也、 示塚改、 なれハ有次第ニ仕候事、 正月三日修正之節牛王布施等夫レくへに払、 一日ろくなりの米取ニ村中を廻ル、其外座中仲間として食を給候 両座之年寄并庄屋壱人〆九人之衆を餐ス、次ニ十一月廿 八日ニ的を張リ、 ハ捌理肝煎申候、 次二十三日之御弓之拵、 其外雨乞・大念仏筋・堂宮筋ニ掛リ候 其余リ有之候ハ、弐人分取、 且又宮・寺・ 御公儀之御蔵修復造営等 扨荘厳之紙其日之余 霜月冬至の日傍 紙数少分

事ハ何事ニよらず捌理肝煎候事

たことは興味深い。 (肝煎) ことがわかる。とくに村運営の一端でもある触流しを勤めてい座打ち込みであったのかは不明である)、座に関する諸事を担っていたあり (この点は当人と近似的であるが、本座・南座ごとに出たのか、両ここからは、捌理は、「家持」で女房がいる者二人ずつが勤めるものでここからは、捌理は、「家持」で女房がいる者二人ずつが勤めるもので

- (58) 万町村の事例を念頭に置いている (序章第三節参照)。
- (59) その内容については序章で述べているので、ここでは省略する。

第三章 唐国村・内田村立会山における用益の展開と山論

はじめに

名古山 本 そこか 章 と 0) 総 課 5 称 題 Ш さ は れる山 \mathcal{O} 松 用益の 尾 谷北 をめぐる 展 部 開 \mathcal{O} を見通すことであ 唐国 九世 |村と内田 紀 0 争 村が立会で用益していた、 論 山 論 について 検討

論理に な存 ては近 山が てきてい な ま 2 要素になっ 松 在で 尾谷は 中の 包摂されてい 年研·)照)。 いう地理的条件を背景に地域生活やその変容にとっ あっ る。 経 究が蓄積されつ 松 この ていたことが、 たこと、 済基盤で 例えば、 尾 川 松尾 と東松尾川によって形作られた谷である た百 谷地 松尾寺 独自 あったと同時に、 姓 域における近世~近代の歴 の つあるが、 0) こ の 自 村落共同体を形成せ (村) 立 地 化 では、 域固 が そこからは山に 百姓の生活に 有の特徴とし 八 松尾寺の除 世 日紀に寺 ず、 て浮 史的 との争 松 とっても不可欠 地 囲 まれ 尾 で 展開 寺 あ か て (序 の門前 VI び 山 谷 った場広 を 上 幅 12 が 章 通 が 重 が つ 図 要 せ \mathcal{O} 0 VI 1

> 展開の そうい 出 されたことなどが明らかにされ、 Ш が 松尾谷最南部の 却されたこと、 下 され 戻あるいは払い下げが百姓の支援で図られ、 百姓の生活や村 0) 百 をめぐり 相 ている(2)。 が場 0 た動向 続」の 側 隣接 面 広 出が場広 Щ ため す 春 などが明らかにされているい。 <u>の</u> \mathcal{O} る久井村との 木川村でも、 の財政にとって欠かせな ひとつの帰結として明治初年に上地された場 用 É Ш 益 百 を媒介として描き出されているの 権 姓 を へ売却された点などからうか 強めていった点や、 間で 山での 山に規定された村 山 用益や開発された畑・ 論 が明治期まで いも 松尾寺 その 幕末に のであっ 社会のあり 後百姓へ分割・売 断 (村) 場 つかが 続的 であ たこと、 広 山 えること、 る。 の に繰り返 茶 0) 様 歴 畑 広 その また 史的 など が Щ 部 抽

う。 ない このことは唐国 史料には、 氏所蔵文書、 活にとっても山が 成彰氏所蔵 ところで 方で、 和泉 村 内田 山 の社会構造や生活の具体像を示すも 文 書の調査を行ってきた。 村 に関わる史料が数多く含まれてい 市 町の :重要な存在であったことを示唆しているとい 史編さん委員会では、 内田村といった松尾谷北部に位置する村 河野輝夫氏所蔵文書・ これらの ۲ れまでに 久保義人氏 るとの のがあ 文書群、 元 唐 特徴 所蔵 まり見当たら 玉 とくに近世 町 が 文書 むらの生 \mathcal{O} あ 出 えよ る。 紘 関

論に入る前に、 以上 を 概 観 のことを念頭に置きなが 同 時 延宝七年 対象とする立会山の (一六七 ら検 九 討を進め \mathcal{O} 場 検地帳から唐国村と内田 所 を確 て V) 認 くことに ておきたい。 するが、 村 0) 本 両

村の延宝検地帳には次のようにある

①唐国村検地帳(3)

- a 来候、 貢壱石壱斗八升七合· なご Щ 依之此所ニ唐国 芝山 l村分記· 是ハ立 但 場 広 山 之 合 Ш 立 = 合 而 唐 御年 玉 村 · 貢 銘 内 田 Þ 村 村 活上 此 納 Ш 仕 年
- \widehat{b} 春 木川 芝山 村 但場広山 此 .山年貢壱斗六升三合 立合唐国 村 同 内 断 田 村 久 井 村 若 樫 村
- c 牛 此山年貢五升 神 山/一、 小 ,松芝山 長壱町 拾 間・ 横平 均 五. 拾 間 村 中

②内田村検地帳(4)

- a 「なこ山/一、 貢壱石六斗六升弐合 仕来候、 依之此所 芝山 二内田村分記之」 但 、是ハ立合 . 場 広 Ш Ш 立 = 一合内 呵 田 御 年 村 - 貢ハ 唐 銘々之村ゟ上 玉 村 / 此 山年
- \widehat{b} 「一、芝山 銘 々之 (木村/此山年貢弐斗弐升八 村
 お
 上
 納 但場広山 仕 来候、 立合内田 依之此 合/是 所ニ内田 村・ 四村分村分記されている日本のである。 唐 玉 村 久 而、 井 村・ 之 御年貢 若樫村 ハ

尾寺の そして \mathcal{O} 側 成する谷を囲む山であ に 地 右 図である。 のうち、 開し Ш ()除 a てい 地)、西 が <u>c</u> た。 唐 名 古 玉 .側を松尾谷六ヶ村の山とすることが確定された⁽⁵⁾。 は 义 山 村 唐国村共 ŋ, は 1 箕形 内 は 明治 田 正 村 保四 村 立会の 四 有 摩湯村 \mathcal{O} 年 年 山で (一六四七) Ш (一九〇九) あ (名古山) る。 田 村 \widehat{b} におおよそ東側 段階の名古山 であり、 包 は 近 東松 村 両村の 尾 山 Ш 直 I付近 中 を松 ゙ゕ゙ 村 西 形

> 破線で示し 玉 郡 ケ 村の 村 稲 五 村 山 内 村 لح 田 0) たが、 Щ 0 村 いう六 . と 同 と 境 の境界も 界 このラインがこの当時の唐国村 は同 じ泉 ケ 袙 時 郡 0 示して Ш に属するが、 郡界でもあっ と境界を接 いると考えら してい 他 た。 は南郡の っれる。 た。 したがっ この 村で 内 うち て あ 田 り、 村 义 立 中 箕 形村 会山 ら五 と南 は 唐

天満山をめぐる山直中村との山論

検討し、 文字史料! もに関 能 で る。 置する天満 ま ň ある。 が数多く残されてい な限り復 河 唐国 野 その中でもやや小 宿藩 輝 天 満 よって天満山の 夫氏 が豊富であるにも 村 5人世家 元するにとどまることを断っておく。 Щ 山における用 内 所蔵文書には、 **図** 一田村の 領) 1 り側から と 山 る。 照) 空間 高 この かかわらず、 益 直 V) 0) うみれば、 天保四点 把握は困 の展開を把握することを目指す。 山である。 中 東 水側を論i 村 Ш 論 (清· 脈は、 年 □難であ 天満山は立会山 水家領) 所として、 (一八三三) この 山直中 本節では、 り、 Щ 村の とが 論に関 唐国 文字史料などから この 対立したもの 集落 0) わる絵図 村 山 (名古山) に含 山論につい \mathcal{O} 論 内 すぐ東に位 に関 田村 は わ であ 皆 る史 無 7

(1)第一段階 山論の発生 (二月二七日~七月一日)

録 と考えられる 天保四年当 時 覚 内田 書」 村の庄屋であった ^⑥には、 天満 Щ に (河野) おけ る間 佐三郎の 題 が 表 面 個 人的 な記

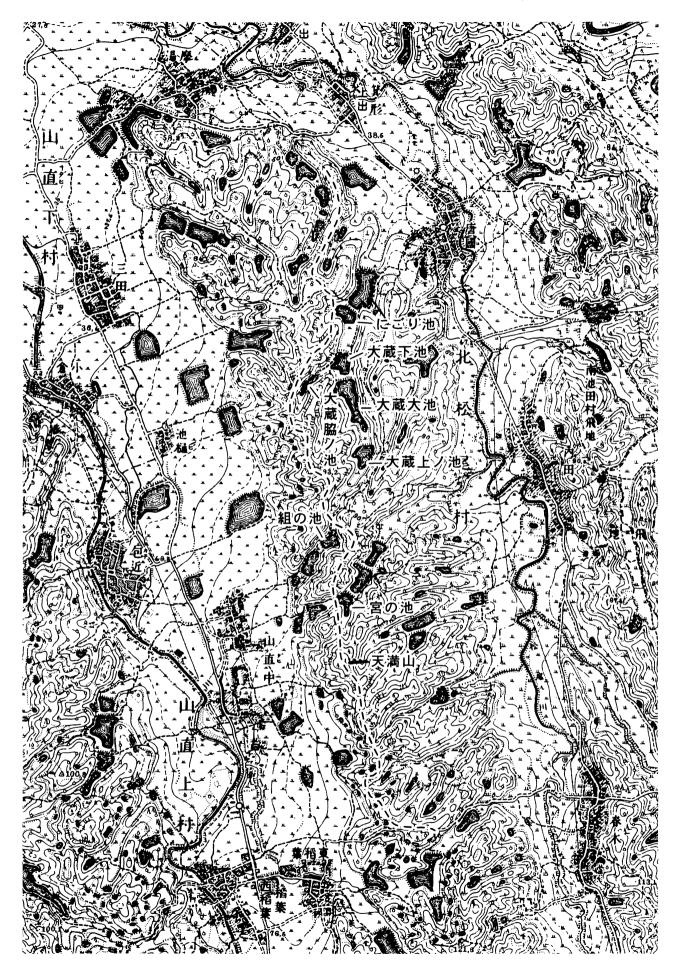


図1 明治42年の唐国村・内田村立会山(名古山)周辺の地図

- 注1、『正式二万分一地形図集成』(柏書房、2001年)「内畑」を加工。
 - 2、中央部の太い破線は郡界を示す。これが山の境界であり、それより西側が立会山(名古山) である。

段階とし 月二七 載は、 いるので、それに従いながら進 過 が 日 記 二月二七 さ か まずは れ てい 山 る。 ・二八日 その経過 中 難解 村 が堺奉行 な史 を追っていくことに 五月 斜 め で 所 T 四日~二 はあるが V 出 . 願 す 五. Ś この する。 日 前 日 時 七 \mathcal{O} 期を山る な 月 七 お 月 日に 覚 日 論 にわかれ 書 の ま 第 で の 0)

①二月二七・二八日

が伝えられた。 二月二七日の昼過ぎ、唐国村役人から内田村庄屋佐三郎へ次のこれ

【史料1】

今帰 天満松牓示塚 -村役 之塚三四 候 人中江引 鍬切こぼち有之ニ付、 御 切 合致置 談 崩 有之、 申 度候、 候所、 昨 年相崩候ニ 又候 唐 国 村 今日唐国 此 役 度天満松 付、 人中 冬至之節 寄 |村ゟ見渡りニ 牓 候 間 示塚切崩シ、 築立致候、 急 々 一遣候所、 御 出可 并三ツ 被下 此 只 趣

とが決めら 方致 国村 に赴 ゟ致懸 これをうけ が いて話し 内田 ケら 再 ケ候を見捨 び れ捨置 て内 村それぞれで村寄合が 唐 玉 合 唐国村の寄合も同様であったようで、 村 田 ニも相ならす」 ニも難相成り」ということになる。 村 赴 「天満松牓示塚をこぼ 役 人が て 相談 相談を行っ を とし 行わわ 行 って村 礼 た上 中 :5, で、 内田村では 村役人へ 役 人に対応を一 其上池 年寄久右衛門 掛け合うことが 翌二八日に久 そしてその夜 「又々大ニ中 築、 任するこ 大ニ が 唐 中 玉

> 唐国 衛門 る。 延 一引し、 認認さ また久右衛門は、 村 とも伝える。 中 江参り、 れるが、 「唐国: ・村ゟ新開 村ゟ沙汰有之上ニ而、 唐国 両 相 村 仕 帰 談之上中村江懸ヶ合致へく筈」 庄屋岡家に京都 并 り際に唐国村庄 新 池 仕候人は、 内田村ゟ役 から来客があるために三・ 屋 唐 国 (岡) 村 市 人人壱 正左衛門と年 兵 (衛普請 人 ということに 村 仕候 -寄嘉. 代壱 様 匹 人 \Box

らの傍 識して とも他 年 三田 発 6 れ V) 発 この二つの 塚 南にある塚は る。 し、 してい たことを確認できるが、 · の 段 が 二月二七・二八日 通 天満松の りにある五 村との山論に ここには唐国 示塚 中 中 また史料1 階でも唐国 の四 いたことがわかる。 村による天満山 村 たことがうかがえる 塚が中 をこえた へ掛 塚、 は稲葉村 の け 塚を唐国村 つの塚で示されている。 からは、 村 兀 村 合 際して唐国村 一つ目 村 「新開 おうとしている σ によって壊され 0 内田村が傍 Ш 動 内田村立会山と .の開発 1の天満 との境界にあったものと考えられつ、 向 前年も このうち さらに は Þ 内田村が立会山と中 右 山 が \mathcal{O} 新 内田 通り 進 中 傍 南 示 側に 村 池 塚 $\tilde{\mathcal{O}}$ たことに唐 北から三つ目 む 示 中 塚 11 で で が 村 山直中 ある。 しある塚 の開 が壊された背景に、 他 で 天満松の 山 あ が 心の史料 る。 傍 \mathcal{O} 作 発が 示塚が 境界という認 成したも ここか 国 村 %が三ツ 村 後 あ \mathcal{O} 塚を壊し 0 村 か 掲 液壊さ 天満 Š Ш \mathcal{O} 0 山との たことが 5 内 池 J (T) 义 0) 境界 ħ ū 田 0 る限り、 2 Ш で たこ ある る事 村 塚 北 は 中 で 側 境 明 、ある。 天保四 強く反 注 村 界 が 治 って ある と認 なく 最も 目 側 Ш 期 (後 \mathcal{O} 0

とがうかがえよう。 懸ヶ普 ような市 廻って普 、境の場所で、稲葉村の半左衛門から 葉村 れ 請 に関 ŧ \mathcal{O} 請 兵 顚 百姓 衛 を始めたところ、 連 を差し止 味 でく儀 市 深 が山 兵衛 て、 右衛門の行動 出めた# を跨 中 のことに加 覚 村 書 いで日常生活において密接な関係にあ \mathcal{O} ということも伝えたと記されている。 開 に 村方の者が村役人へ知らせ、 発普請 は、 からは、 えて、 を唐国 頼まれて内 八 " 唐国村 日 に 昨 村 内 年に 0 田 市 田 内 村 小 兵 村 年 衛 田 原 の儀 寄久 村 Ш が (T) 請 右衛門 右 村役人が見 百姓と中 稲 け 負 葉村との 門 つ が この たこ が て 水 村 唐 V

村の が ま た、 延引になっているのである。 方 唐国 としたものであったことを示 が 天 村 満 国 が 村 Щ 相 の主導で対 に近近 談の いにもかかわらず、 場に なり、 応が図ら さらには 立会山に んして れていることも V 唐 におけ 唐 る 玉 玉 |村が 村 る 庄 両 見 屋 村 注 分 出 \mathcal{O} 目 で行 家の 関 さ れる。 係が 都 い 唐 合で交 (史料 国 内 田 村

②五月一四日~二五日

たの 一月 は 五月に入って · Ø) 取 ŋ 決めにも から か で かわらず、 、 あった。 唐 玉 村 内 田 村 が 実際に 動 き 山

るよう申 まず が :が市 普 請 を続 兀 し聞 兵 衛 日 けて カゝ に唐国村 せ VI 中 る 市 $\tilde{\mathcal{O}}$ 庄 村 兵 屋岡 (衛は普請場から人足を引き揚げる。 を確認し Ō 家の 境 界 た上)隠居: の 場 で、 所 甚 兵 갶 唐 衛 どが傍 玉 五日に普請を取り 村 0 示塚を見分し、 者 市 兵 これは甚 衛 やめ 市 が 普 兵

> て中 所 そらく堺 村にとって不都合であるとされ し か 渡していることから明らかなように、 12 村 行 \mathcal{O} ってい 開発普請 願って市兵 行 て 所 は、 を 山 請 衛 訴 け負 へ処罰を与えてから訴願することに 願する 直 中 っていては、 村 事 を たためで 相 態 手取っ に なっ ある。 中 市兵衛が立会山内にまで て た場 村と 唐 合、 争 国 Š 村 Ĺ 御 内 役 唐 所 田 国 な 村 る。 村 か 藩 5 と申 入 内 \mathcal{O} 役 田

になっ 承知仕、 になっ り、 それぞれの は は見分後 向 面 頭などへ「存心」を尋ねるが、 この交渉はうまくいかなかった。 諾を得た上で甚兵衛が忠右衛門との交渉にあたることに 只内々ニ与念、 ろがこの動きをうけ、一七日朝に中村の忠右衛門 わ 忠右 も同じであったと思われる。 踏込料受取、 れ、 一六日には両 「右傍示塚之儀、 たことがうかがえる。 て 「明十七日中村庄屋江傍示塚之儀懸ヶ合」 の寄 門 おり、 又 へ々造用に 村 合で で相 交渉するが 両村の村 其 内 隠居之御両噯ニ(嗽カ) 等何程 田 談 上越年貢受取度」 右 村 をしてから 互 \mathcal{O} 両村立会山 役 ニ村役人江 要求 相 人や組頭などが立ち会って傍 懸り 忠 心右衛門 これをうけて二二~二五日ご が 。これに 内 而 返事をするよう指 而御計請 二一日に甚兵衛は両 村 縦 田 Ŕ . 懸 中 日村は は 此 と返答した。 心ケ合相 対し甚兵 村 上 「下タ分ゟ畑 1中不残 -如何様 \mathcal{O} 度」と述べ 支持 傍 成り候へハ、 示塚築立、 衛 承知 をうけて うことに 相 は おそらく唐 示するが、 が甚兵衛の 成り あ 仕 たため、 山の見分を 村の 候 ŋ 示 共、 気も立 ぇ 其 な 塚 うるに甚 る。 ということ 此 す E 村 な \mathcal{O} る。 村 内 両 ま 玉 他 役 見 方一 唐 田 す 村 領 人 村 候 分 之地 、や組 とこ 村で . の意 玉 カュ \mathcal{O} 故 が 承 行

交渉 間、 は まとまらず、 右 砂 請 除 ケ料 . 少 々開 とし 二五日に甚兵衛は交渉役から降りてしまう。 添仕 て少 候 問 /々つつ 越 出し 年貢と申 可 申 候 · 候 ط は 返答する。 村 方江 一差支ニ こうして 相 成り

に注目 対し、傍示塚の再建とともに、立会山への侵入に対する踏込料の受取 会山 上が 内にあ たい。 五月の る 動向 中 村 であるが、 \mathcal{O} 開 発地 からの越年貢の受取を要求していること ここでは内田 村 唐国 村が山直中 村に

いう理 は 理 き添えしたのだから、 \mathcal{O} あ を両 段階 (意か) いるが、 年 開 を行っていたが、 解 ながらこれを中 このうち後者 なかった。 村の このような中村 貣 しておきたい。 発 を求 <u>1</u>で開 地 由 が か 決して中村に開 所持地と見なし、 からであった。 き添 ?ら畑 め 中 加えて唐国 5 村 石は、 たにも えも両村は認めているはずだ。 れ の所持地であることを認めているはずであり、 が あり、 ても容認 村 これまでそれを唐国 すなわち、 の主張からは、 傍 は 越年貢となれば カュ 示塚 拒否した。 かわ l 村 の この中村の主張は このたび唐国村の 発地の撤去を求めたわけではなかった。 中村に越年貢を支払わせようとするもので できない、 Ш らず、 市兵衛が普請を請 Щ すでに以 \mathcal{O} それ 境界という認識 傍 中 村の というも 示 は 「村方」 塚 村 前から傍 "「下タ分」("もともと" 開 が 難解であるが、 市兵衛が普請をして少々開 内田村 . 壊さ 発が以前 よってすでに両 へ差し支えになる。 のであったと考えられ け れ 示塚をこえて畑の 負ったのだか に . 基 づ るまで唐国 が問題にすること から傍示塚をこ 次のように て、 今さら [村はこ 36, 村 開 しか 発地 そ 開 لح

> 界という認識に基づき、 を考慮したものであったと思われる。 張 とした砂除料の内容は不明であるが、 示 いするようになったのである。 塚が壊されたことを契機 村 がそれ を問 題 にしてい 立 会山· として、 な かったことが なお、 内 \mathcal{O} 唐国 中 村 唐 中 村 国 村 0 村 開 わ が 越年 内 か 発 る。 田 内 地 ・貢の 田 12 村 対 は 村 代わ する所 傍 \mathcal{O} 用 換 示 'n え 塚 に支 Ĩ \mathcal{O} 権 Щ ば、 を主 . の境 傍

認識のもと、 そうであるならば、 する形で、 傍 Ł 木の用益にまで負担 ったと考えられるので、それに対するもの しあり、 一方、 示塚をこえた開 その内容を理 前者の踏込料に 立会山 中 -村の開 発の前 内 唐国村 を強 . ~ 中 発地 解 -村の立 提には、 うい するのは いるもの の所持権を主張するのみなら 内田村の要求は、 ては、 木の 唐国村 難し で の用益が 中 あったといえる。 11 村 が、 0 であ 広範に及 内 反 田 後 応が記さ ったと考 傍 村 述するように、 示塚=山の の下草の 人んでい れ ゚えてお 7 、る実 用 元益と併 境界 中 な 村 中 心があ の立 村

係 とからは、 な が改めて お、 唐国 先に指 確認できる。 村庄 屋岡 摘 た立 家の隠居である甚兵衛が交渉役を担 会山 おける唐国村を中心とし た両 て 村 るこ の関

③七月一日

集 述 は出てこな 落 惣代が に は、 泂 野 五 方、 月一 家 七月 五. 参 日以 ŋ 降、 日 先月 Ш 唐 直 玉 中 村 日 村 内 \mathcal{O} 内 田 上 田 村 出 村 \mathcal{O} 唐 要 下 玉 求 出 村 中 関 する 村

取りが問題視されていることに注目しておきたい とがわかる。 0) 代が伝えようとしたことからは、 候 取、 Ш は 河野 七月一日に決裂したため、 を刈り取ったことに中村が反発して甚兵衛へ取扱を依頼したが、 日 唐 家の隠居佐右衛門のことを指すと考えられるが、 国 那 村 江 隠居 御 ここでは中村の側から唐国村 申 可 相 頼候所、 被下候」 今日九ツ時てはなれニ と述べたことが記され 中村は堺奉行所 六月一八日に内田村 内 届 .田村 相 け出ることにしたこ てい の 成 天満 b, る。 唐国村が天満 彼 山での 御 中 目 届 村の 那 ケ ĺΙΧ 申 n 惣 لح 上

して、項をかえて検討することにしよう。により堺奉行所へ持ち込まれることになった。その時期を第二段階とこうして天満山における唐国村・内田村と山直中村の対立は、中村

2) 第二段階 堺奉行所への中村出訴と唐国村・内田村の反

(七月二日~一一日)

「国村・内田村の者一一人などを相手取り堺奉行所へ出訴した。七月二日、山直中村の願人惣代平兵衛・九左衛門と神主太兵衛が

【史料2】(8)

乍恐奉願上候

(不尽ニ他領境内江立入、

山林畑樹木伐荒狼藉仕候

段御

糺

清水様御領知

願人惣代 平兵

泉州南郡中

村

同

九左衛門

性主 太兵衛

久世謙吉様御領分

相手 惣次郎同州泉郡内田村

(以下、四人省略)

同御領分

同州同郡唐国村

相手 平次郎

(以下、五人省略)

甚兵衛方江右之仕儀如何之儀与相尋候処、 之名前之者共見留候二付、 ţ 勢相集り伐取、 荒狼藉仕居候二付、 之者共四五人右之次第見届ん与罷越候処、 境内之内ニ当時畑地弐百歩計踏荒有之、 当正月九日夜右境内山林之松木夥敷伐荒有之、 八日暁六ツ時之頃右境内大勢之人声仕候ニ付、 与心懸ヶ居候得共、 当村氏神天満山 大勢之人数之儀ニ付、 相 候 樹木追々 而 穏成引合ニ 八王子境内、 相驚、 相 知れ不申罷在候、 前 右之外両 自 如何之仕儀与声懸ヶ候茂難 相 書之村方江持運び居候得共、 l然怪 仕 手内田村役人佐右衛門并唐国 樹木・ 度旨 我等在之候而は歎敷奉存、 村 1共名 申之ニ 下草与夥敷萌繁在之候 不審二罷在、 然処先月十二日夜又候右 前不知もの凡百五拾 付、 何 分 山林樹木大小ニ 何方之もの之仕 如何之義与私村方 毎 Þ 同之もの共呼咄 引合 仕 尚又同月十 彼是申合 一不限伐 |村庄 何 外書 分大 八計

無之抔 聞 取 御 内樹木大小ニ不限伐荒 伐荒侯段難計歎敷奉存候 々大勢之人数故手指難仕、 7.召出 候得 相 待 乏上、 . 与返事仕 居 仕 は 候哉御糺被為 候 処、 何 同 下ニ .故右躰他領江入込境内山林江立入理不尽ニ 何 .角与不当申之日 今日ニ 而引合も不 追々 至り九ツ時より両村共 成下 何 追々伐荒 · 候 · 卒奉恐入候得共、 相手村方江 致 趣 送り仕、 申募 難有奉存候 此 のののである。 侭差置候ハヽ、 持 ,運ひ、 昨 日 右相手之者共急々 以上 村方役 同申合せ、 右咎メ候茂、 至り 隣山迄も 人共致方 同之もの 一樹木伐 右境 中

天保四巳年七月二日

願人 平兵

衛

同 九左衛門

神主 太兵衛

右村庄屋 助左衛門

同断 市太夫

御奉行所

之通

相

違無御

坐

葔

付、

乍

恐

奥印

仕

候、

以上

 \mathcal{O} 行 正 近月九日・ 取調 この 為を列挙 を求めている。 願 ||書で中 六月 境内へ -村は、 一日 天 立ち入り樹木を伐り取った唐国村 満 同 山 「が氏 八日 神 八 t 王子 月 日 の境内であること 0) 唐国 村 内田 内田 を 村 前 村 の 1の者 不法

えが 田 内 田 の者や村役人などが堺奉行所 村 の記 村 は 録(変によ 両 村之もの ħ ば、 共 翌 드 争 村 日 領分江立入狼藉仕 に 呼び出され、 史料2で名指 与力から しされ 候義 た唐 聊 尋 無御 間 国 村 座

> じられる。 うまくいかず(-o)、 村 内 佐右衛門· 書を差し出すこと、 ○日に唐国村・内田村の者一三人 田 は縄引を行おうとするが、 中 村 村之言 中 そして九日に用達を介して和談が図ら -村へ 甚兵衛) 掛 縄 ŋ 三而 引が命じられ、 ただしそれ以前にできるだけ和談にすることが命 が堺奉行所へ次のような返答書を提 日に与力から両村 御 座 候 中村文右衛門や村役人などの などと 兀 日 (史料2で名指しされた一一人と から七日に 反論する。 中 村 れるもうまくいかず、 \mathcal{O} カュ 願書に対する返答 け 出する。 唐 ょ が害に 国 ŋ 村 唐 玉 ょ 内 村 田

【史料3】(〕)

-恐返答

書 座候ニ付、 面 荒狼藉仕候段御糺之儀当月 右三人より私共相 清 被為 取 水様 飾 ŋ 御 仰 理 領知泉州 付奉畏、 右は 不尽勝手 全他 手取 乍恐左 ,我侭 Ш 領 直 江入込 中 而 理 村 不尽ニ Ē 二月 申立 惣代平兵衛 奉 狼 申 藉 被 一候儀 **順上** 上 仕 他 候儀 領 境内江立 翌 三 付 九 左 無之、 日私共 其 一衛門、 入、 段 申 上 中 御 Ш 神主太兵 -村之者 一候処、 ... 林 出 畑 御 樹 1共願 返答 糺 木 衛

六ツ時 先月十二日夜又候右境内之畑 中 段甚 村 村 は 頃 氏 相 之氏神与申は右場所ゟ外ニ聢と仕候氏神之社在之候、 違 相 右 神 境内山 之儀 :天満山 仕 右中 I 林樹木 奉存候、 八王子境 ·村氏 追 神 Þ 內 伐荒、 氏 地 山 王子境内与申 浅百 神 林 之樹 八王子と申 村方江 歩計踏荒、 木、 持 当 義可 は 運 正 ひ候段 社 猶 月 有之筈 |又同 · 等 九 茂無之、 日 (被申立) 月 夜 + 伐 八日 座候、 候 且 暁

奉願上 之候ニ 并新池 夜右境 両村 検 相 傍 ŋ Þ 面 太夫儀私共両村之風 村ゟ手遠之場 両 地 之儀 村 違 領 示 御 領 無 塚 境 御 5内之畑 内之儀 一候、 付、 切不 与 御 相 傍 奉 座 は 築立 座 改 行 候 唐 示 同 其 . 存 候 来 塚 様 国 候得 之儀 + 分ニ而 候 所 地 故 候 江 既 村 地式百計歩踏ぎ 改夜分抔伐取り 放不心 八日 に二付、 然 而 内 がル処 共 両 田 延 内 見合居 之朝 聞 境 村 村 宝 田 付罷 五巳年 村立 新 = 両 正 目 江 踏荒 L 之 儀 岡村 唐国村 池 相恐れ候而、 村 月 札取之、 会山 候、 た急度及引合可申与存居候処 在 = 九 候処、 罷 新開共相潰 中 之者之内、 候与申立候得共、 日 [夜右境 付聊紛無之、 村御 此儀は市太夫御 越候謂無之候、 両 地 村 ゟ 以来毎歳冬至日 中 検 呵 ^現内 伐 荒 -村庄屋 地 同人ゟ切崩候哉、 札奉 之節 中 両 Ļ 村立 村 市太夫与申者新開 候 差 元之姿ニ 両 与 立会地所 li 村之立 右場 上、 [糺し被成 扨又先月 様 石 領 申 Ш 境 所 立 唐 猶 若 会地 一候得: 江柴ガニ は 国村ゟ右 傍 たし在 其儀は 心下候様 十二月 私 示 右市 村よ 共両 共 面 様 塚 所

> 江ハ只壱度届 佐右衛門 · 寺 之程乍恐奉願 右之通相 村役人佐 老年 社 座 申 此 三而 候、 二付 帳 村 合 段 食農方 右衛門 御調子被為成 違無御坐 領 并甚兵衛共 江は 申 依之延宝年中中 右山 上候、 乍 儀 手 而已ニ参 恐御 透二 聊も 唐国 |林江 候 而 付 両 且 見 苅込候義は無御座 は 村庄 文氏 分被 下候 無御 罷 ŋ 願 柴等苅 年 方之者共 越 申 -以前 ·候儀 ハハハ 座 候 屋 神 村 為 義 甚 八王子境内与 ゟ両村江差入在 込候 成下候 両 は 退 兵 子何ヲ以 無御座 役仕候 村 御座 衛 真 義 (偽明白ニ 追 江 7二御座 候、 候 Þ 毎 公右躰 候、 儀 Þ 申立 合柴苅 引合候趣 此 且. 候、 文甚 御座 之候 以上 相 不 明 儀 分り 候 埒 白 は 両 兵 候、 儀 御 前 仕 村 札奉入御 可申 衛 奉 願 相 候 入込之儀 中村御倹賞 儀 申上 仕候 分り 当 時 候 佐右衛門 候 御 庄屋共方 候 哉 示 得 儀 塚 座 但 高 地帳 覧候 二御 御 共 内 御 候 田 糺 座

世 直譲吉殿 領 分

永州泉郡 内 田 村

惣次郎

以下、 五. 人省

同 領 分

州 泉 郡 唐 国 村

次郎

以下、 六 人省

の 返答書 -で 唐 玉 村 内 田 村 は 天 満 Щ を氏 神 芁 王 子 の 境内とする 候儀茂難計旨

過領境内

Ш

林

江立

入理

不尽樹木伐

取 崩 小

狼

藉

仕

御

番

所

成

度 且. 村

被 右 方

申 躰 江

立 他 . 持 村 村

伐 荒

追

Þ

私 又 座 中

ひ

候

間

其侭差置候

ハハ、

隣 大

区伐荒

5

す

対候柴中

村 何

江

持

帰

が候、 候哉

天満山之儀は寄

Þ

下苅致

来 申

不候義 ニ

- 村ゟ仰山

一奉申上

一候得

共

於両

決而

左様

之儀

而

は

無 候

皆々中

之重

頭

之御願方ニ

御

座 村

月二

日 御

人々私 共

共両

申 運

合

大勢罷

픥

右境内樹木

不

限

罷越候処、

如

之儀

中

村ゟ多人数参り

為苅

不

- 而已な

天保四

年

七

月

+

日

は

- 149 -

S とっ へ反 を否定 を加えている(下心)。 示 塚 が 界だとした上 で、 中 村 0) 主張 S とっ

n

発が進 急速 見出 る 会山 は \mathcal{O} 否したのであ \mathcal{O} 五. 識 権を完全に否定する性 ともあるように、 職は第一 唐国 影響 一月の 3 天 るはずだとの 市 に形 兵衛 すことは 0 理 で厳 を考慮 しんでい は 唐 領 Ш 不尽 まず 段 成 国 域 \mathcal{O} が 冷され 内田 じい 開 五 村 階では見受けられなかったものである。 だとする唐国 神八王子の境内だと述 傍 添普請 三他 して砂除料は 注 月 できな 0 たにもかかわらず両 示 た。 理解 たも 内 \mathcal{O} 村 反論にさらされることになるが、 目 塚 唐国 |田村 Ш えり \mathcal{O} 領境内江立入、 すべきは 境界認識や また中村は を請 . の背 0) に基づいて、 村村 で 格 の越年貢要 東 あ したがって中 け負 のものである。これにより一〇日の 村 通りにある傍示塚まで 側 内 負担し つ 0 たと理 内田 田 七 ったことにより、 所 村 甪 越 月 属を争点とすることに を年貢は 益権 0 ようとし 開 村 (求に対し、 [村の認識やその下にあ Ш ベ 林畑 要 ,が問 解 発 ている点である。 日 を否 求 村 できるが、 地 \mathcal{O} 0) 拒 の 題 樹木伐荒狼藉仕 願 *(*) 天満 定 て 否しつつも、 所 視しなかったこと、 書 反 するような中 中村は、 いたと考えら 持 史 発として、 Ш 権を主張 すでに両村も (天満山 中 それにより =氏神八 料 前 2 村 以前から この 述したように、 のこのような認 なっ 両村 で中 る両 候段 Ļ \mathcal{O} それ 八王子 認 東 村 返答書 **外側**) た の 要 御 承 村 以降に ここか 女求を拒 姿勢 0) 0) 境 用 諾 唐 畑 (T) 糺 が は 国村 で 山 内 益へ 0 を立 して 用 天 願 史 論 開 満 あ

そ

採に赴くようなことは いう認識の形成により初 階では全く問題になってい 史 らさ 2 田 [村を非 れたとし 3 に 難 ょ て、 れ たの ば、 誰 ないと反論 の仕 めて表面化した問 に 中 対 村 一業かわ な Ļ が V 正 両 月 している かから 村 中 九 は 村 日 夜に の 自 な [題とい 天満 が、 5 11 とし このようなことは 境内 領 Ш ・える。 内で なが 氏 Ш あり、 5 神 林之 ţ 松 王 暗に 木 分に 内 唐 が 伐 玉

段

たと主 は、中 潰されてしまったこともわかる。 兵衛 ħ 池を築き立てたの ま 主張が食い違い た、 は 村 庄屋市太夫によって主導されてい か誰かが潰したので見合わせていたと反論 張 がしたの 中 畑の -村が 開 六六月 発が傍 対 Ĺ で、 一二日 つつも、 示塚をこえて二○○歩程 両村 唐国村 夜 中 から に境内の 村 内田 \mathcal{O} 「引合」 新開 畑 村 地 は (畑) たことがうかがえると を 一〇〇歩程が 行おうと考えてい 中 や新池が 村 も展開してい してい 庄屋市太夫が 六六月 る。 踏み の たこと、 たが、 段 新 らさ から 同

新

市

でに中 子 両 樹 境内との ハがどうであ 木 また、 村 ĮΙχ は らせ 村 を切り荒 立立 め 中 ないば 会地 認 側 村 から問題 ったかまでは が 六月 所 5 形成があっ かりか刈っ 村 八日に唐国 にされてい 「柴刈」 持 確認できな たと考えら た柴まで持ち帰 5 に 運 た。 赴いたところ、 んだと 村 その背景に . 内 が、 れるいる。 中 田 村 村 この が主 0 たと反 者大勢 張し は 中 村か 件 天 論し たの 満 は が 第 5 境 Щ て 氏 対 る。 神 階 数 が参 にです て、 Ш

この 六 月 八 日 \mathcal{O} 件 をめぐるやり ŋ で ょ n 興 味 深

を唐国 月二日 ような重 い茂っていたのであり、 村氏神天満山八王子境内、 国 \mathcal{O} ここでも同 木」を伐り荒 「境内山 実態 では 八王子境内という認識の 一界という認識が存立していた一方で、 対の者が追 村 は を端 なく、 村 \mathcal{O} 内 中 層的 林 村 田 件に 内田村が用益していたと考えられるのである。 之松木」とあるように、 的 様 村 が また中村領 な用益のあり方の上に、 に示していると思われる。 のことがいえる。 々参り合って らしたとの中村の主張に対 が 山山 ついても、 「柴刈」(「下苅」) 林 樹 木」(立木) そのうち立木 唐国村 形 刈り込んだわけでもないと反論してお 樹木・下草与夥敷萌繁在之候」、 「柴苅」を行っ 成があったのである。 この点は論所である天満山東 を問題にしていることである。 0) 論所には立木 内 唐国村 伐採 田 (松木) すなわち、 中村による開 村 を問 が申 たのであ 両村は を中村が用益し、 問題に 内田 し合わせて境内の (松木) ŋ, 中 村の傍示塚= 「農方手透ニ たの 発や天満 村 申し合わ と下草が に そしてこの 願 ある 警書に 対 側 の Ļ Ш 下草 。 り、 いせた 付 用 Ш 当 氏 0 生 は 益 唐 七

らに山 うな歴 -村検 毎年冬至に唐国村 されるのは で は、 史過程 ることである。 この天満山 中 際 村 に石川 を経たもので b 史料3で唐国 傍 示塚が 若 に が 狭守 :傍示塚を改めてきたと主張 おける重層的 そ Ō 境 , の 、あったのだろうか。 発界であ 検 村 札 地 とは 奉 内 るとの な用 田 行 日村が、 次のようなもの へ両村から一札を差し出 益実態や境界認識 札を受け取って、 延宝五年 この点についてまず į であった。 中 (一六七七) -村の一札 は、 それ以 どの |を添 さ 0) 注 ょ

【史料4】(14)

是ハうつしのうつし手形也」

手形之事

通り唐 上 |南は此 一ヶ被 (傍示塚所々有之候 為後日 方 成 国 両 此方之山 村 立会山 方御 仍 雖 而 然此 改 如 二紛無御座候、 可被 与此 件 証 此ほうし塚を見通、 成候、 方之山 文之通境目之義 此 与 **此度検地** 境目 自今以来右四ヶ所之傍 年 付、 御奉行様江其 東北は其方両方立 唐国 少シも違乱 [村ゟ御 5示塚前 分方と 改 申 ŋ 合 札仕 々之 間 被 山

延宝五年

巳十二月

廿

六

日

中村庄屋 市太夫 印

同 同 加左衛門 印同村年寄 長左衛門 印

唐国村庄屋 甚兵衛殿

は、 一七世 わ 領域と認 の立会山 毎年唐国 七 かる。 世 紀以 先に述べた、 半部分では (以下、 紀 と中 来のものであっ ま 識 |村が改めを行ってきている四 から傍示塚が存在し、 た、 していたこと、 唐 村 唐国村によって の山との境界であることを確認してい 国村年寄 中村が 立会山における唐国 唐国 たこともう 人 中 村 村 もこの 唐 傍示 内 内田村に対し、これ以前から存在 国 田 か 塚 村 村 がえる 一つの傍 村を中心とし \mathcal{O} 延宝五年にそれ 庄 の改めが 内田村がそこまでを立会山 屋二人、 示塚が、 行 同年 た両 れ を認めたことが る。ここからは 間 寄二人省 村 違 0 関 なく両村 係が 略 L

がうか あっ るが れる。 中 札 識は検地奉行 あるか きよう。 が傍示塚をこえて展 \mathcal{O} ように、 ことの確認 -村検地 境界を確認しておく必 ては とを差 た このことも考えあわせると、 た んのであ 5 し上げ 中 そういう が 少しも妨げな 村の える。 唐 延 (T) 国村 際 中 宝検地に際 を求め、 部 -村の手 る 用 なされ 分に が に唐国村 意味で 立会山 認 益 は め 内 は るほ 形 田 開 それをうけて た。 VI 七 は は 村 しつつあったことによって生じてい は *"*この と記 しかし 要が 世 سلح 検 の一札は中村 両 内 三田 地 紀 の 唐 村 田 実績 の段 が三 され 国 奉 あ 村 村 度 村 行 0 の が な 検 をも らがら 階 の意向もうけて作成されたと考えら た 唐 田 山 山 検 て 地 から **(**) 内 \mathcal{O} 国 村 とも接して 直 地 御 奉行 る。 田 つもので の検地奉行 で 村 中 この 奉 へ境界の あり、 すでにその 村 村がこの手形を作成したこと 行 史 内田 の傍 証 様 へ傍 料 文の 3 あっ そ 確認を求め 村には中 いるが、 唐 示塚 = 山 示塚が山の境界である 0 れは中 へ差し出され 通 玉 記述も踏 傍 たことがうか 村 境 示塚をこえつつ , の 次節 内田 村 目 村 たと理 た形 境 \mathcal{O} 0 唱まえれ 界と $\bar{\mathcal{O}}$ Щ 村 たので 述べる 間 跡 \mathcal{O} カ がえ の認 用 は 5 解 で ば 7 益 な Ш

つごろから で \mathcal{O} 0) で で、 唐国 は天 改 (満山 中 村 8 て 村 展 内 注 が 開 . の た 史 田 目 天 東 料 村 i 満 て 側 3 \mathcal{O} てみたい。 Ш いたので 要 立 に 11 会山 ょ 一求をうけて急速に形成されたと考えられるも 氏 れ 神八王子境内という認 ば あろうか。 内 前 に 中 述したように、 村 お \mathcal{O} け それを明 る山 の 認 直 識に対 中 確に 中 識 村 を生 村 \mathcal{O} 0 物 立 み 語 木 \mathcal{O} 出 る \mathcal{O} 玉 認 して 吏 用 村 識 料 益 は五 いる は は 内 な

> ここか あ \mathcal{O} ことを示 は、 が する主張 通してではあるが、 L された、 子境内との から何ら に整えてい は 田 一ヶ月足らずの短期間で一から たもか 存在 では ると考える。 あ たことがうかがえるの かしながら、ここでより重要な 社 村 う方 立 は など は らは し、 遅 なかろうか。 木の用益が十分な経験と実 を行 唆 カゝ ほ Ĕ くとも かの素地 中 してい 天満山 とんど 認識 な わらず、 なかったこともうかが 村 方で中村の 中 い得たことである。 O村 氏 は .よう。 根拠を持たない と反 八 0 \mathcal{O} 神 はあったとは思われるが) 中村が 唐国村 世 立 東 仲裁人は当 後述するように、 は 紀 木 側 他 論 以上 以 Ó で に 氏神八王子境 \mathcal{O} き 唐国村 しており、 来 用 あ おいて中村 場 ŋ 新に 積 益 のことから、 内 と唐 み 初 創 田 それ この |天満 重 態 $\tilde{\mathcal{O}}$ ŧ 村 社 出されたとは考えにくく、 ええる。 ねら 国村 は、 八王子が神 を持ち合わてい 内 のであっ の要求に反発する中で が 内との 内済の は同 0 Ш あ ようなことが 田 全体 日村の境 ŋ, れ 立 そういっ これらのことから、 たも 内 論 時 木 田 Ď を 認 過 中 所 たことは 氏 界認 村の 社とし の 村 に 相 用 中 識 程 神八 であ た実 \mathcal{O} お 応 益 村 が で、 天満 下 け 0 が 0 全く考慮され ることが不可欠な 可 識 王 ての 子と ること 草 る 年 広 Ш 延宝五年の 能 Ŕ 績 明 と裁 甪 6 0) •重 数 範 となるために \mathcal{O} Ш 用 層 を 新 15 益 な か 体 は 展 そ うも 益 的 定した。 権 で たに創出 開して 、認識を れ以前 ている を十分 確 な を あ 実で 用 なか 否定 八王 手

右 (T) この点に関わってさらに、 天満 山 お け る 重 層 的 な 二点 用 ほど付け加えておきた 益 展 開 延宝 五. 年 0) 手 形 \mathcal{O} لح か たらうか つ は、

界であることが あ ことができな 続 える、 用 0 内田 益 したと想定 状 が 傍 村 況 七 が 示塚をこえて 境 の 世 兄界を確 確定し 0) 関 することも可 紀 で、 係 段 で 階 たが、 認する あ か る。 0) 展 5 点は保 開 す 必要 っでに 能であろう。 そ し 七 れ以降も傍 つ つあ 留しておきたい。 性を生み出 世 山 紀 直 から つ 中 たことが 村 | 天満 しかし実 示塚をこえた中 \mathcal{O} 用 Ļ 益 Ш その に が 延 宝 態 傍 お を 結 検 VI 示 萌 果 地 て 塚 6 傍 中 村 \mathcal{O} をこえ \mathcal{O} 際 か 示 村 用 塚 に \mathcal{O} する が境 益 唐 立 つ は 玉 木 0

けであ 末以降、 提として天保 木の 前 を招き、 示塚を山 を示してい 例 もうひとつは 用益を容認 がひとつも挙 るが 第 基 \mathcal{O} 境界と認 . る。 本的 段 そ 期 階 σ E 唐 に すげら 0 中 は て 国 は 史 動 で 傍 V め 村 天 料 向 傍 宗 た 満 ñ 2 に 示 塚 0 両 内 Ш 7 結 塚が壊さ をこえた中 で 村 田 0 11 3 がつつ は 0 村 用 ないことである。 に は、 な 下 益 V かろう 延 草 をめぐって争い てい れたことが $\dot{\mathcal{O}}$ 中 〔宝五年の手形を除くと山 村 用益を妨げ 村が延宝五 つ か。 0 開 たと考 発が さら 唐 このこと えら 国 進 に言え ない 年 が生じなかったこと 村 \dot{o} 行 限り、 手形に従 れ だば、 は、 ょ 内 0 つあ 田 そ 村 中 論 いって傍 七世 \mathcal{O} つ れ 村 など たわ 反発 を前 の 立 紀 \mathcal{O}

中 唐 届 之儀 . 願 し 国 御 村 唐 国村 村 が した(15)₀ 在之、 確 内 カュ を 田 内 な 村 篤 うけ、 田 証 が証 与 村 拠 細 相 0 を は 返答 提 拠 調 컢 不 追 示 として延宝五年の 明 書によ L 而 で 御 て 日に中村 あるが、 願 ٧١ 奉 り、 な 申 カコ 上度奉存 つ \mathcal{O} 願書には . 〇 目 に た 出 手形を差し出 願 で 人と (きなか 候 Ш 庄 直 右出 لح 屋 中 記され つ 市 村 [入私共 したのに 太 は 《夫が願 堺 ため て 奉 お 願 行 察当 面不行 対 下 所 げを し、 か

> 北字原 には出 うけ、 おく) この \mathcal{O} 動きもあったようで、 か え、 者が襲撃するという事 5 いもうか 次項で検討することにしよう。 後 1 7 0 [願され 井 中 願 谷」 村 V は 下 がえるように、 に番小屋を設置 大坂 げ なかったと思われる)。 0) せざるを 町奉行所 件 から内 それを警戒した 件 得 これ が な 済が成立するまでを山; ねこっ 出 か するが、 で 山 願 ったと考えら す た る動きをみ 論 唐国村 ま 七 が これ た傍 収 月 東し を 示 六 れ 中 日 内 塚 せ たわ る。 を取 村 に 田 たようで 論の この ただ 狼 村 け では 藉 は り払おうとする 第三 番 小屋 天満 ある 件 な 段 右 カコ 階と を中 呼 つ Ш (実際 少シ んで 村

には同 翌 一 七 六日 交わすことで、 \mathcal{O} 領 久 に入牢となる 人が打 を支払うことで内 3 (左衛 七月一 調 野 7々井 停 か :擲され、 5 が 門 心 日 第 六日夜 に堺 図 村 が 坪 両村、 ら 庄 山 段 屋与三 ·井村 直中 れ 奉 (その 中 を検 行所 小屋 る。 に山直中 済 庄 ·村 村 中 と同じ 分する。 が 狼 そ 兵 屋 他七 へ負 も焼 村狼藉一 成 藉 \mathcal{O} 衛 孫 傷者 き払 立 結 0 左 人が 村 件に 一する。 衛門、 几 の者多数が 果 清 :水家領 「われた。 件と内済 た宿預け ま 0 人を取扱人とし た中 つ 検分と相手の および 月 そ 11 ては中 八 稲葉 村の に 日 番小 これをうけ、 て になる)。 (七 唐国 村庄 者 に 月 \bigcirc 村 Ш 屋を襲撃 が て、 者 日 論 村 屋 \bigcirc そう 詫 に 人 の 六 唐 び つ Ш 内 郎 が 取 日 状を 国 11 論 田 右 召 調 唐 Ļ と中 村と を出 村 て 衛 た 国 八 出 は 門 中 捕 月 村 小 同 証 内 村 で、 願 屋 田 文 狼 司 れ 内 を 村 藉 村 七 田 11 日 生料 月二 世 が 取 年 꽢 村 た 日 日

られ で沙 行 汰 す ると の 下 件 返 げ は を 答する 終 出 結した(18)。 願 Ĺ が そこでは堺奉 八 日 に 大坂町奉 行 所は大坂 行 所で 町 願 下げ 奉 行 が 伺 聞 き 0 た上 届 け

日 済をめ 0 ず 部分をみ 段 ぐつ 天 階 満 \mathcal{O} 松 て 動 、よう。 証 向 件 文 は が 付 何 大 度 略 中 も書き換えられていることに注目 右 村 \mathcal{O} ような 入牢被 仰 ŧ 付候ニ \mathcal{O} であ 付、 る が、 引合覚」 ここで 0) は 七月二 た 山 論 \mathcal{O}

(史料5)

天満山 方 成 義 ガ 満 満 何分是ヲ 両 山之 右 与 相 ŧ 七 Ш 衛 村 様 0 ケ 門 成 相 中 廿九日 村之絵 申、 村之山 同 歟 申 江 儀 之 違 無之故、 与 候 |柴苅 前 御 承 玉 々下 物 知 左 存 覧 村 _ 候上、 可 様 居 义 と申 被 至 天ま 一り候 不 致 申 参不申候 苅 内 《候申候 相 □ニ傍 有之候、 候 承 · 候 候 田 知 成 を、 証 山 此 村 処、 候 ||之義 何 取 跡 ·筆写注 ハハ、 候旨被申 分これをはねきり候 示 口之義· 間 唯今之替 替せ双方江 付、 塚有之、 ツ時之頃 大部池はとらる者 ハ中村山 何分左様之事ハ不承 中々 直 有 候二 呼 せ 之歟 其上両 河 諸造用与 二紛無無 _ 取置候与申候 出候上申候 中 付 :: 野 相成 村之者共 与相尋候 宅 江 村 候 も夥敷 I 勲与 罷 而 江 御 帰 座 呼 処、 札 ŋ 申 候 知 両村之も 出 大坂・ 元取之候ニ 入侯 付、 先絵図 I侯上、 相談致候 候 与 1 万 処、 - 申候ニ 申立候処、 町 夫ニ 削 , 村 大 部^(*) 江戸 両 あとより \mathcal{O} 致 村之山 付、) 共以 付、 而 処 何 候 公事 分村 間 ハ 慥 何 池 天 孫 来 天

難解な部分もあるが、ここには次のようなことが記されている。

てる。 庄 このままでは大坂や江戸 拠に挙げるが わ 玉 0 屋河 らず、 承知」ということになる。 村 内 月 済 野 それに対 内 \mathcal{O} 取 宅で 田 証 今後はそれができなくなってしまうとして、 扱 村は 文案) 人が 「村方」と相談 両 し孫 絵 一村は傍示塚の存在や延宝五 以前 を 図とともに j 唐国村 左 位衛門が から へ の 「下苅」 天満 が 内 公事となると述べ 「万町 なされるが、ここでも「右様之書物 田 村 Щ と山直 を山 (「柴苅」) 7村大部 直 中 中 年 記池ガ七 村へ 村 Ó を行ってきたにも る。 0 提 山 札 ケ そして内田 示 とする を根拠に ·村之絵 不承知 す る。 図 を 取 . 反 I村では かし 発し、 を証 カュ せ 唐

方で、 ると、 が 取 ほ 村 益が広範 るならば 扱 過 関わる絵図がひとつの 全体を中村 ど活 人が て用 ここからは、 が 0) 中 中 扱 中 村 人の 前 前 で中村がこの 益 村の 述し してい で \mathcal{O} 日 I ま で 彼ら は 傍 展 裁 の山であると裁定したのである。 立 示 たように、 開している実態があっ な 定 木の か 塚をこえた開 が の最 たことが まず唐国村 山 つ 中 [廻り] た 用 村 大の根 ような絵図を証拠として掲げ 益に比 \mathcal{O} \mathcal{O} 根拠となっていたようであるが、 天保期に傍示塚 で Щ 確認できる。 を行って絵図を は 仏拠とな と認めるほど論所にお 発を問 して な 内 か 田 唐国. ろう 0 村 題 たと考える方が妥当で たとは考えにくい が か 村 視 にもかか 論所を してい が壊されるまで唐 内田 な 作 その :成して お 下 わらず 村 な 際万町 かっ いて中 (T) た形跡はなく、 苅 料 下 いることを 草 たことも 取扱 5 , 村 の これ . の 柴 を 村の あろう。 ガ 用 国 み まで 大夫 村 $\overline{\Delta}$ は る 益 むしろ取 皿はそれ 木の 限 踏 勘 天 0 これ 内 まえ 池 0) 満 場 田 用

その 本文 したと考えら か こらも - 行だけでなく 王 裁 子境 後 の ① ② 内 伅 が]済案は、 度 裁 内 大 0 لح 夫 と最 がこ れ 内 \mathcal{O} 池 る。 済案もうまく 認 に 終的 唐 仲 \mathcal{O} 識 関 次に掲げるの 国 裁 認 に わ 入に に 村 識 は る 確 を考 لح 触 絵 しも受け 定した内済証文 内 れ 义 1田村の 慮 11 て に 心した形 か は は、 ず、 行けら ないことにも注 言及 反発により成立し 跡 成立しな 几 L 日度目の なが はうかがえな れなかったことがわかる。 3 16, かった二つの 内済案でようやく である。 意 中 が 村 しなかっ VI 0) 0) る。 天満 で た。 扚 あ 他 Ш [済案の ŋ́, \parallel 、決着 また 史 氏 料 堺 神

史料6

①末尾に 「天保四 年 巳八月」 とある内 済案(20)

絵 東 其 天 之上 外之柴草 満 庄 面 地 為後 屋 Ш 紀言唐 と唱 和 鑑双 談 郎 内 右 通 村 山 来 (方為取 之儀 済 衛門 候松□木有之候 相 内田村立合山、 境 調 月二 以替書仍 野 候 Þ 不 前 ハ、 井村庄屋与 々唐国 抱雲 而 在来候 畄 如 向 南 後互 件 [村ゟ改来り 地之儀は、是迄中 西 通可為支配 ハ仲 兵 絵 村 図 、衛取噯之趣、 Щ 傧 面 通 匹 且又用水溜池之儀 事、 相 ケ 村 所傍 守、 ゟ支配仕 右之通 所塚ヲ 双方三ヶ村得 聊 異 論 此 来之通 度 限 仕 稲葉 b, 間 敷

2 末尾 に 年号、 とし か 記 され て VI な 内済案。

唐 玉 札 Ш 村立 差入、 直中村 会山 几 Ш [と内 · 所之 紛 無之 田 侵房示 村 候 · 塚ヲ 処 唐 国 星 限 村 霜 ŋ 立 相 南 숲 山 西 経 候 中 \mathcal{O} 儀 村 境 Ш 目 付 宝年 北 地 之儀 内 中 田 中 及彼 村 村

> 和 是 融 之 趣 左 之 葉 通 村 庄 屋 郎 右 衛 菛 野 Þ 井 村 庄 屋 衛 取 噯 を以

年々 天満山 中 村 西 I原は ゟ 両 村 以 江 来 相 中 渡 村 し可 差 配 申 候、 相 定 其 余 此 他 立 所 間 之儀 相 立 は 往古 越 5 米 定之通 何 程

塚之儀は 傍 示塚を見通し 往 古る仕 来 北 ŋ 東 通り は 両 唐 村 国 立 村 会 5 Ш 相 = 相 改 可 違 無之 申 候 尤 兀 ケ 所

傍

為支配 養水溜 池之 儀 は 絵 面 = 記 候 通 か、 境 目 = 不 抱掌 有 来 ŋ 候 通 可

面 之通 之通取噯之 聊 異 乱 坊遊趣 三ヶ村 仕 間 敷候、 得心之上和 淡後鑑双· 談 /方為取: 内 済 相 替書 調 候 上 依 は 如 向 後 互

絵

図

3 確 定 した内 済 証 文

取

替

証

文之事

塚之儀 峯 満 を 取 村 両 立会山 村江 ゟ 山 見 噯、 唐 郎 山 裏 通 玉 之在 手 は 之背 手 北 右 村 衛門 Ш は 形 江 入込 を 尾 来 中 差 如 内 入有 限 筋 通 村 前 田 候場 組 南 を 年寄久左 K 村 西之方 夫ゟ中 登り、 之候、 唐 両村立会山 \mathcal{O} 池与 国村なる 所茂 ·村用 中村 申所之塚ゟ弐 衛 出 山 門 来 境 此 延宝 宮 水 目 後 与 0 宮 野 双方共既 年 茂 中 の池 々井 年 池 暦 改 村 中 江 茂 可 Щ 裏堤 水落込候山 つ 村庄屋与三兵 相 申 与 目 中 立 候 境 ノ虫 村 辰之方へ見 可 候 目 及争 此 ゟ 儀 **養延宝** 両 送り場与唱 有之候 地之分、 論 付 村 衛、 処、 江 差 通 傍 年 兀 右三人依 中 入 稲 示 ケ 有之候 引 塚 葉 中 所 八満山 候 続 村 ゟ 村 塚 両 天 庄

如 手 向 5 何 後 両 形 日村之山 様 中 之 共 村 通 御 ゟ せ 霜 地 此 いらく 月 江 度 入込 中 扱 両村之内江 を 候場 以 可被成候、 取 極メ 所宛地之分ゟ越米とし 候、 . 相 且又用 渡し可申 尤 前 水溜 Þ 傧 唐 出池之儀 国 万一 村ゟ改来り候傍 て毎年米三斗宛、 は、 違失仕候ハヽ、 山境ニ不抱 示塚

中 村 宮 \mathcal{O} 池 内 田 村 原 井 谷 池 江 懸り 候双方村 方溜池 水掛り之儀

有

来通支

配

可

致

事

聊異論 右之通 は、 仕間 取 是 噯を以双方共得心之上和 迄 敷候 有 来候通 為後鑑為取替 已後 水懸り 証 文仍 談 互. 以内済 而 仕 和調 如 出 件 候上 申 間 敷事 は、 書 面之通

和

宁

天保四巳年八月 清水御領知泉州南郡

中村庄屋 市太夫 印

(以下、庄屋・年寄・惣代九人省略)

久世謙吉殿御領分同州泉郡

スト、F寄・忽弋豆し貧各) 内田村庄屋 佐三郎 印

(以下、年寄・惣代五人省略)

同御領分同州同郡

唐国村庄屋 正左衛門 印

(以下、年寄・惣代五人省略)

清水御領知泉州南郡

取噯人 稲葉村庄屋 三郎右衛門印

同村年寄 久左衛門 印

久世謙吉殿御領分同州大鳥郡

同断 野々井村庄屋与三兵衛 印

前書之通本文は当村江慥ニ預り置申候ニ付、為念写し相渡し置申候

以上

天保四巳年

唐国村庄屋 正左衛門

同村年寄 嘉左衛門

前前前

同

村年寄

平右衛門

]田村御役人中

内

以外の ある。 水溜池」 塚を限り 示塚をこえた場所 村の反発をうけて作成されたと考えられるものである。 月二九日 という部分の意味が把握しにくくなる。 天満山内にあるはずであり、 と(ii)からは、 の後に作成されたものと考えられる^(xm)。 通りに支配 通 支配とし、 り中 このうち①には、 しかしそれでは、 山は傍示塚を境界にすると取り決められたとも解釈できそうで 村の支配、 につい の天満山全体を中村の 東は唐国村 とあ 方で天満山を含む唐 ては絵図に記した通り、 松木 る。 (ⅱ) その他の柴草山 (論所) i 日付が八月になっており、 (立木) 四つの傍示塚のうち少なくとも天満松の塚は 内田村の立会山 天満山と唱える を含めて天満山全体の松木 「柴草山」 のある天満山は山 山とした内済案に対する唐国村 国村 は またそもそもこの案文は、 は 境 目 問題はその 唐国 松 四四 南西は中村 内 田 木 にかかわらずこれ 1ヶ所傍 村と中 村 (T) 直中 が 七月二九日の内済案 あ 内容である。 改 る Ø 村 村の支配、 Ш 立 所? どの L る四 はこ Щ たが 塚ヲ限り」 木 間 îii つ れ って傍 .· 内田 にある は中村 なまでの ま)「用 それ i 傍 で 七

であろう。 つ あ 益 山 たといえる り、 0) 下 草 れ 草 0 まで 天満 を 用 益 0 玉 山 は 重 村 に 傍 層 即 示 的 内 していえば、 塚 な用 田村 を境界にするとの 益の !が用 あ 益すると ŋ 論 所に 方をそのまま維持する内 いう お 規 いて 定 取り で は、 あ 決め たと理 立木を中 で あっ 解 一容で た 村 す が \mathcal{O} べ で 用 き

るとい ①より 凶 改 村 そ 日 差 と 0 の 立 配と 前 付 め $\bar{\mathcal{O}}$ 確 傍 ②では、 くきる場 示塚 記 る 他 認した上 う 配するとされ 成 論 会山とする、 0) Ļ した通り、 まで 年号、 重 据えら は さ 所における唐 所については往古からの を限りに、 と 越米として「何 層 所 れ あ がを限定 的 の 立 たも で、 条目 る。 会山 月 な 立 れ、傍示塚が 境目にかかわらずこれまでの 二条目に あ 木 0) としか記されてい 内に ていることである。 iv しようとするものであっ た三 で 南 方を否定 松 国 西を中 i あ 木 ある 村 ることは明 一条目に 程ツ 傍 は 境界であることが再 5示塚は Ш を中 内 西西 村 `」かを毎年中 \mathcal{O} 田 îi 0 は 境 村 原 村 定 山 往古からの 目 山 \mathcal{O} 0 6 $\stackrel{\frown}{v}$ を延宝 という場 ない 天 を空 通り傍示塚を見通し、 権 東 かで -草を唐| これ (満山 利 北 「養 が強く 蕳 が、 を あ たと考 は論所に 五 的 30(24)0 村 \mathcal{O} 内 (水溜池) 通り支配する、 の所を中 仕 国 延宝五年の手 年 に カュ 田 確認されている点で、 来りの なっており、 村 区 村 西 \mathcal{O} 5 えられ 切 両村 原 その上で注 ろうとし 内 お 村 唐 札 いて中 に は今後 田 が越米 通り唐国 国 に る。 つい 渡す、 村 村 従 が用 形 北 \vec{o} すなわ ① より 村が が明確 ては絵 東は両 7 を 中 立 負担 目す 村が 益 îii 会 兀 村 る。 用 る 山 つ

 \mathcal{O}

カ

両

宮

に

背

あ

る を 懸 ۲ る。 で あ 用 益の あ り 方を大きく変えることが目 論 ま 7 い る 0 で

てもこれ 之方」 村宮 る。 斗ずつを中村 (東南東) このうち り場与唱 一村の 通 ₽ 指 宮 の池 か 3 つ ある四 掛 îi り のと考えられるが、 す わ \mathcal{O} 0 は 池と内 はず Ó は延宝 から立会山の らず、これ Щ 池 条目には、 唐 (天満山の り まで であろうか。 Ш 国村 江 へ入り込んでいる場所は へ候塚」 つ 北 0) へ見通し、 0) 水落 の はこ 天満 の通りとし、 \mathcal{O} 境界を細かく定めた(iii) 田 五年の手形 から両村 傍 解 村 込候 内 示 れまでの 釈が 松 の原井谷 までの 北側にある池、 を見通すとした上 塚は i 田 方へかなり食い込むことになる。 0) 村 山地之分」)、 雑し 傍 続けて天満山の へ渡す、(vi) 唐 唐国 方、 义 中 示 通り支配、 んの通り 玉 今 通り 塚 1上でこのラインを想定してみると、 池 村 村 後 村• 前者のうち にかかる「双方村方 と が 触れ 後者は山の 「水懸り 中 0 改め 内 図 1 参 (中村の 間 iv 「宛地」 村 田 とある。 で、 ると 「用水溜池」 組 村 実 「裏手山尾筋」を 互ニ仕出し」しな 5 「天満山峯ゟ山之背を限 照) \mathcal{O} 0) な (iii 際 iii 山とし)、 の とし、 池 立 上にあ 15 延 会山 与 の裏堤があ 二条目に 取 宝五 そ は 申 り のる両池 および も勘案すると、 天満 ·所之塚」 と中 溜 れ 越米として毎年 か につい $\stackrel{\frown}{v}$ より 年 池 わ Ó 天満山の Щ 水掛り」 村 さ は、 へ の 登り る 手 \mathcal{O} れ vii (南, 北側 ては 傍 か 形 vii た 水路 とあ 示 $\widehat{\parallel}$ 5 を 辰 は と 証 北 に 塚 Ш 0) 之方」 前 \mathcal{O} 文 など 山 中 境 米三 か 南 中 虫 中 提 で 村 送 西

5 考えら てそ は みて 気に 満 は 記 Ш な さ かろう か れる。 \mathcal{O} れ 傍示塚によって示される境界を再 かるが、 Ш 地 た 頂 が 宛 ここにあ から か。 地 と立 中 ま 延宝 南 村 た 側 宮 会 iv 五年の手 るはずの三つ における中村の 0 Ш 池 لح 江 の境界 0) 水落込候山地之分」 「天満 · 形 の を定め の通りで 池の Ш 山の | 峯ゟ山・ 傍示塚が記されてい ているも 確認したとみて間 領域を規定しているもの あると記されてい 之背を限南 と表現されてい の と思わ 西之方」 れ 違 ないこと ることか る。 ない。 そし るの は

形 会山 と中 0 立することにより、 性に らず、 と考えられ たこと 地 範 が 内に中 裏付け 村 あ 井 反発したことが 山 間 傍 がわかる。 るものである。 が②より拡大されたことがわかるが、 天満山 的 山との 件 示塚より 唐 5 村が :覚書] とくに① 玉 分割 れ ③で越米を毎年三斗と定めていることから 村 北の 独 境 内田村 唐 さ 東 自 界とすることが このことが②から の八月二・三日条には、 谷宛増」 から 玉 側 記されており、 れ Ш こうして延宝 村 ることに 用 . の \mathcal{O} ② ~ 場 背 益できる宛 新に 越米一 内 通 を求めてきたこと、 書き換えられた背景に 田 り なっ 12 村 おける重層的な用 一斗を渡すことに合意したにも 0 再 あ たのである。 強 ③へ書き換えられる原因に 宛地の範囲をめぐって対立 地 確 る傍示塚を唐国村 五. 定さ が設けられることに 年の手形を前提とした内 境 れると 界 中 認 -村が ー ②と③の内容は 識 この 益の それに 同 が は、 あ 時 度 あり ような内 0 に、 は き居国村・ 延宝五 は、 たと考 内 方が なっ 天満 田 西 ③で宛る 村 同 原 た。 一済に至 になった えられ 年の かかわ 否 Ш 立 済 じ が 定さ の 立 会山 が成 方向 を宛 あ 内 手 天 田 地 0

> \mathcal{O} る が、 あ り方は大きく様 その 結 果こ \mathcal{O} 相 天保四 を異にすることに 年 0 Ш 論 を 画 加製と なっ たと して天満 えよう Ш に お け る 用

係 内 が 田 な 唐 村 お には写し 国村を中 ③の末尾 心 か渡されてない。 によ としたも れ ば、 のであったことを示してい 内 済 証 このことも立会山におけ 文の 本文は 唐国 村 が る。 ·預か る 両 7 村 お り、 \mathcal{O}

(4) 弘化二年の天満山北谷傍示塚一件

堤 二六 は内 伝 らかになり、二月二一日に唐国 が ことによっておこった てみておきたい。 満 田村佐 榜所崩所替有之候」 何 ع 江 えてきたため、 附、 松の傍示塚) をめぐる 最 「天満山北谷 日 佐 小 早 方 後に、 元之通 次右衛門が中村 キ に 速是迄之通ニ 引合控」(**)によ 次右 塚 は 弘化 拵 「弥明廿 有之 「衛門が 為致 榜示塚」 二年 この一 候」 꽢 七日二 元之処江塚為築候之様為仕 中 日 (一八四五) 状態で 庄屋助右衛門方へ「引合」 を確認した上 匹 村年寄忠右衛門 両 れ 件である。 を三 五. 件 村 ば、 日 以 件から、 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 あっ 村 前之処江為築候間、 一間ほど南 経過が記された これ 役 村 と述べるが、 た。 に生じた 人などが改め 庄 は山 で、 内 天保四 屋 そこで三月四日 方 田 岡 直中 村の 移 彦 匹 引 し、 年 市 源兵 村 日 \mathcal{O} 天満 「天満山 二人は **(7)** の文右が 候 合 その 山論以 に るが、 に赴 指 御 衛の 唐 Ш 示 と返答し、 に 見 玉 跡 北 に再 で 衛門 北谷榜 廻り被下候」 降の 「新 赴 通 に 村 谷 次郎 明 次郎 新 報 傍 規築之池 と又右 日 助 び に 池 状況につ 示 次郎 忠 右 右 宗塚 ょ を 右 さらに 内 衛門 衛門と 衛門 つて明 右 衛門 田 右 いた 衛門 崩 ط が

結局、 東する。 連署で するため堺 くいかなかっ た二人は、 間 両 両 江 村 村 返 両村可 は が 事 何 文右衛門・ 拒 分二茂新紀 集まる唐国 無之候得は、 差 否 然様」 入申誤 文右衛門 「する。 たのであろう。 赴くが、 類之誤り と述べ 親類太兵衛 村 翌日二人は再び参り、 (へ)自 妙 御 札 1之事」 夜になって積 楽 出 る。 寺 5 訴 誤 茂 札差入候之間、 へ文右衛門 こうして一二 両村 27 かi ŋ 仕 組 の 度 から 候」 合 両 札 川 村 (組頭か) 村 を書くよう説得し の親類常右衛門・ と返答する。 庄屋庄 親類之誤り一 差し出され 一日に両 右之次第ニ而 下済被下 半右 左衛門 村 衛門 その :は堺 -候 札 が この たも と述 ح 取 奉 ハ不相片 儀 後三月 を 庄 扱 行 右 左衛門 E 所 Ď 拒 衛 べ .参り、 つのうま 件 二出 絶され 菛 る t は収 付 が 日 が 0 願 候 12

端潰さ き立 が きるの る。 可 負 年 収 山 前 担 能 0 が てたことでは 述し 0 になっ せざるを得な 内 ようとしたの 開 勝 は れてしまっ 済 れ 手 たように、 発 で中 は 12 唐 が たことを示し 天保四 移 国 継 村 動 村 続 かさせら なく、 \mathcal{O} たと考えら 宛地になっ とは異なる対応であ 年 天保 内 て もの 田 \mathcal{O} いる状況がうかがえる。 山論の れたことを両 それによって天満山 村の対応をみる限り、 匹 ってい \mathcal{O} 年 れ \mathcal{O} るの その場 たと考えられるが 第 る Ш が、 論 では 段 \mathcal{O} 派を中! 体階で中 中で 村がとくに問 この一件 ð. なかろうか 傍 この 村が独自 村 北 示 .の開 その から 谷 文右衛門らが 塚 天満 の傍 をこえた開 そ つはそれ 上 発 題 に開 示塚 れ Ш 地 でさらに注 に によっ \mathcal{O} カ L ら越 てい 北 以 発すること (天満 谷は 新池 後 発 て越 る点で 年 ŧ 地 松の 天保 貢 を築 目で 中 は 米 を 村

> よう。 との認識を強 5 中 明 けて た可 とがう る。 文右 中 方、 天 に 内 縄引を命じられた際、 \mathcal{O} 右 /満山 京都 山論で、 れたこと、 村 であるが、 田 衛門 村 ま 太兵衛は史料2で神主として出願人に名を連ねていた人物であ こうしてみてくると、 能性 l 衛門 0) お 村 た、 \mathcal{O} 7 (28) (V8) 天満. \parallel の吉田家から天満宮・ 天満山=氏神八王子境内という認識の形成に大きく関わって カ . の 0) が高 返答書 氏神八王子境内との認識を強めつつあったことがうか ŧ がえるが、 親 Ш 中 右 天保期の 類に太兵衛 め さらには天保四 彼らに庄屋市 衛門が \mathcal{O} 村 天保四年の ながら、 開 が七月二日 (史料3) 発や天満 太兵衛と文右衛門は、 開発に関与していたと想定することもできる。 この弘化期に池を築き立てたことを踏まえると、 产 それを妨害したとされる人物である。 がい 心となって池 天満 山論で否定されたにもかかわらず、 からは・ 文右衛門と太兵衛の Ш 兵衛を加えた特 ること に 年 八王子・ Ш 願 \dot{o} 氏 σ 書 開 神 も興味 Ш 庄屋市兵衛が開発を主導 (史料2) 発を志 論以 八 の開 王子 春日 降 天保五年 発を行 深 向 ŧ 境 定の集団が主導する形 明神三社 天満山 内との していたことがうか を堺奉行所へ提出した後 村内での位置 文右 0 て (一八三四) 認識の 衛門 の神職の いること、 氏 神 は、 八王子境 してい 形 公認 成 付 唐国 天保 彼 一二月 が け その がえ らが をう 進 が は たこ 兀 ŋ 内 不 え 文 年

(5) 小括

本節で述べてきたことを整理すると、近世の天満山をめぐる用益の

開 を 次 のように見通すことが 可 能に なるの で は な かろうか

1 傍示塚をこえて立会山内へ広範に展開していく。 内 延宝五年 0) て 傍 に .田村 八 ~ 一 確認を求める。 際 示 つつあっ t た。 塚が立会山と中 世 は下草を用益していた。 紀 九世紀 唐国 の取り決めにも \mathcal{O} 0) 方で 東 段 階 村 側 そうしたな Ш 前 カゝ これ 内田 半、 を立 ら唐 直 村 中 一七世紀 をうけて中村から \mathcal{O} 村 村 会 玉 山との は検地奉行 かかわらず、 \mathcal{O} Ш 村 用 か 領域と 内田 で、 益 この がこの から 境界であることが一応は確定する。 延宝五 村 時 連続するかどうかは別とし 認 は へ傍示塚が 期には、 中 識 段 Ш 村の立木 両 年 階 \mathcal{O} から 村 0) 背 . へ手 唐国 中 通 中 山 村 傍 ŋ 一方で、 検地 形が差し出され、 12 村 の境界であること 示塚をこえて展開 村 (松 の立木の 0) 木 る傍 主導で用 (延宝検地) 唐国村・ 0) 示 用益が 用 塚 て、 益を 益 ま L で

4

7

や池 天保期、 求したことが争点となるが に対しては越年貢、 は 契機となっ としたことにより 王子境内との 唐国 の開 村 発を傍る 中 て、 内 村 認識を形成し、 田村 が立 唐国村 示塚をこえて進 が 木 Щ \mathcal{O} 木の 傍 用益を前 の 宗塚= 内田 領 域 用 これに反発した中 益に対しては他領路 村 自 両 と中 提に、 体 村 Ш 行させるが、 が の境界認識や用 0 争点となる。 境界との認識に基づき、 村 との 特 定 間 0) で山 傍 集団 村が天満 示塚を壊したことが そし 論が 益権の否定 込料の支払い が主導する形 って周 生じる。 Ш 辺 たしよう 開 村 氏 当初 を要 で畑 む 神 発 地 八

> 内 さ けられることになる。 確 \mathcal{O} れ、 定されると同 済 村 が成立し、 役 空間的に分割されることになった。 人よって 調停 時 傍 示塚 が図 こうして立会山 が立会・ 立会山内に中 られ Ш た結果、 と中 村 村 .が単 に \mathcal{O} 延 におけ Щ 宝 との 独 五. る用 で用 年の 境界であることが 手形 益 益 0 できる宛地 を前 重層性は 提にし 否 が た 設 再

天保四年以降、 う れ Ŕ 認 方で宛地内 越米負担 識 を強め 村は特定の集団の主導により、 の側面におい つつ では 中 開発を進めていく。 村の天満山 独自 開発を行うことが可 ても、 における用 大きな制約をうけ 天満 益は、 Ш =氏神八王子境内とい 能になったと考えら 空間 ることになるが、 側 面に お

三田村との Щ

唐

国

村

内田

村

が問題視することはなく、

両

者の用益が重層的

に併

してい

山 れ い 上 で でも山論が 政 る。 るが あり、 \mathcal{O} ノ池 七 用 年まで幕 九 益の 世 -節では、 上 Ш 紀 九世 緑り 展 ブ山 の \mathcal{O} 唐国 開 背 領 上池 を見通すことにしたい 紀 通りにある三つの 返された。 前 それ以降清 \mathcal{O} 村 節 Щ ・ニゴリ池に挟 と同様に、 内田 [論はい 図 2 は 村 ず 立会山 水家領、 この三 れもこの場 傍示塚と大蔵大池 明 がまれ 治期 (名 明の山論の安政二年 田 た場 古 村との 所が論所となったと考えら <u>Ш</u> %所が 論の から では、 山 際に 論について検討 争 再び 下池 作 南郡 論地」とされて -成され 幕 領) 脇 田 たも との ノ池 村 間

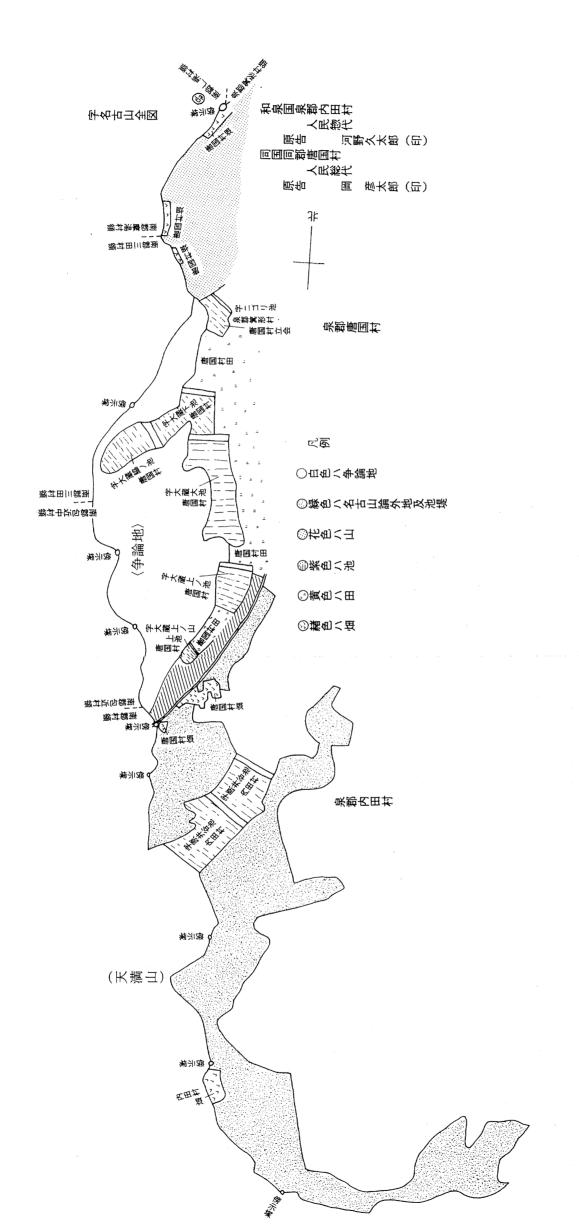


図2 字名古山全図(トレース図)

注1、岡紘一氏所蔵文書・箱2―27。ただし、〈争論地〉と(天満山)は筆者が書き加えた。 2、「南郡村領」は「南郡(山直)中村領」、「南郡包近中村領」は「南郡包近村領」の誤りと考 えられる。

3、「山」の部分は、明治6年(1873)に立会から唐国村特になった場所と考えられる(「陳述書」 関戸成彰氏所蔵文書・箱2-3-②

(1) 文化三~五年の山論

b 村 は 田 話し合い 田 ŋ 唐 一村が 初に山 払 国 村 内 V 月に三田 田 村 は 代官 を 村 \mathcal{O} 唐 求 立 領 が 国 め 会の名古山 主久世家へ 石 行 村 が る願書を大坂町奉行所へ提出するにいたる。 村 原庄三郎の大津役所へ わ 土 おこったのは文化期である。 は村 れるがうまくいか 砂 留 持山である東山の内だとして、 の内だとする反論書を差し出 「掛合」 の取り払いを要求したことにはじまる。 がなされるが、 が、 出願する。 文化三年末~翌年四月ごろ、 文化三年 これをうけて石原か 四月に唐国村は唐国 改めて土砂留の す。 これに対し 八〇六) 当初

出し まず三 八月二一 た訴状であ 田 村 日 \mathcal{O} る。 付けで三田村の村役人と百姓代が大坂町奉行所 主 張 をみよう。 次に掲げる史料は、 文化四年 (一八() へ差し

「八月廿一日、三田村ゟ大坂 御奉行所江御(※※※) (傍線と丸番号は筆者による)

訴

訟写」

石原庄三郎殿御代官所

泉州南郡三田村

庄

屋

年

寄

百

姓

故

障 規

出入

新

土

留

世大和守様御領分

同州泉郡唐国村

相手 庄屋

年

寄

境

当村持山口 字東山 与 申 草 Ш 御 座 候 尤 右場所 相手 唐 国 村 与 領

> も有之、 御上 頭 表 様段 口 図 山 草 座 頭 右土砂留之儀ハ前々ゟ在来之由、 当支配大津 共支 願出旨被申 為年 候処、 新規 ゟ私共支配御役 又再応掛 百 Ш 池 納 江 村 - 貢四 配 仕 御掛合被 掛合候 拾 土 溜 御 来 土 字 右 砂 池 六 役 り 石 町 東 場 御 砂 流 ケ合候得 · 渡 候 宛上 所 拾 Ш 所 役 処 ケ 留 込 当村 (ハ当) 江 間 与. 成下候処、 所 候 所 同 ケ 差出候処 納仕候様被仰 所江御返答有之候ニ付、 有之、 唱 江右土砂 由 (後略 寅冬壱ヶ 所持ニ 匹 所取 村ゟ進退之山 共 延宝七 町 而 弐 我侭勝手而 拵 池之上ニ右草 治間 右御地 留取払之 相 当 所取払 未年 入組 違 我 村 無御座, 付 侭 候間 内ニ 御支配之儀 唐国村申之候由 頭 此 石 儀相 反 Ш 様ゟ唐国 \mathbb{E} 取 言 残弐ヶ所 別八 1之無 若 呵 申之取放不申 計 Ш 則右御年 則 狭 願 仕 有之候処、 先規ゟ慥成証拠の 候二付、 候儀ニ 右御検地 拾 守 断 二付、 右草山 兀 様御検地 村御糺二 ハ其侭ニ差置候 町 貣 付 六 当 四 畝弐 則唐国 候二 帳 而 江入 御奉 雨之 并 御 御 石 早 ·宛其節· 改之節、 右場 込 拾 出 同 座 付 拠 Þ 御糺御 行 歩 書 村 候 村 取 節 所絵 物等 処、 払候 所 御 御 間、 此 右 ゟ 地

文化四卯年八月廿一日

(以下、年寄一人・百姓代二人省略)

右村庄

屋

重

右

衛

印

御奉行様

線部には次のような三田村の主張が記されている。

傍

一田村の 溜 池 が 持山に東山という「草山」 か 所 あり、 その 上に 草 がある。 Ш が たある。 唐国村と 0) 領 境 に同

③ こ の 六日 右土砂 一書であり、 \mathcal{O} 付け を上納し 歩 石 取 で 雨 , て唐国: がり払 崩 0 「草 (一六町一〇間 で唐 留 若 残り二ヶ所はそのままであった。 払うよう掛 石狭守に 之儀 Щ わ にその 山」へ入り込み、 なか 久世家からの尋問 てきていることで明らかである。 玉 村 が ハ前 村 の主張をみよう。 による検 三田 この村役人と惣代が領主久世家の代官 溜 った。こうして三 々ら在来之由 け合ったが 池 ×四町二〇 村 土 地の の持山であることは、 一砂が 際に、 昨春新規に土 流 に対する返答であ 間 次に掲げる史料は、 唐国村は れ込むとして、 唐 一田村は大津役所 「草山」 が認められ、 国 村 申之候 砂留 再 冬に一ケ として反別八四 度 検 延宝七月 掛 を三ヶ所 曲 る。 唐 地 け そ 合ったが、 所を取り 帳や絵図もある。 玉 文化四 れ以後 の に該当する。 史料8でい 年 へ差し出した口 村 出願に及ぶ。 拵 は えた。 年 町 払 六七九) 山年貢四 田 六畝二 ·四月二 唐国村 村 、えば 早 無

科9](30)

卯四月唐国 村 1ゟ伏尾 御 役 所 江 差出 一候とて書写

热 П F

御 南 座候趣 郡三田村ゟ当 十二日 私共 御 村 召 1用水溜池土 = 出 奉 被 申 為 Ė 候 成 砂 下 留 候 取 而 払 候 、石 様 原 奉願上 庄 郎 候 様 御 代 官 御 所 糺 同

山 右 地 三田 帳 而 并 同 村 領同 お土 祕 郡 留 内 内 田 取 \blacksquare 村 払 村 奉 御 立 検 願 合山 地 上 帳 候 Щ 御 地 而 所之儀 記 被 田 村 成 Ш 下 候字など 延 与 境 宝 目 年 中 Ш 当 傍 村 示 御

> 候、 取払候様新 至 仕 精 諸 去寅八月破 ゟ有来り候 池 流 有 一極仕候 候而 (失脚 々江大ニ土砂流 込 処、 Þ 前段 和 懸り 全体 談之儀懸合候得共、 往古ゟ土砂 は二も 儀 処 **医二御** 机規之儀 吸損之所 岩山 度之大雨 候 土 右 玉 奉 儀を難儀 砂 Ш 村 申 土 谷 間 座 留 二修 内 上 申 数 込ミ池床相 留 候 候通 数十 之儀 遂 田 = + 而 理加 当 迷惑仕候 ニ奉存候 ケ 村 村村 所破損仕 も池床埋 ケ 立 土征不 , 所有之、 赤土砂 不相用、 御 合 理レ、 候 田 Ш 処、 地 与 へ共、 第 り、 一候得 之兀 宜 外 用 難 九 精 赤 却 村 水 **从**渋之場 当 ハ 月十二日 . ハ、 土 而 木 溜 々 々 留窮之村· 村 心 山 砂 強 池 山 山之儀 御田 御上 年 情 を 与 大蔵 境 相 Þ 所 付 而 方故 地 修 目 募 様 右 類出 **减池之五** 理 理 御 三田 御 相 雨 苦労 付、 座 毎二 続 を 不 難 . 候 加 傍 及 村 候 仕 相 を奉恐入 公 5 故、 儀 示 土砂 候 成 砂 事 而 所 塚 御座 古来 処、 難 留 出 土 有 不

候

村方江 切 田 得 旨 三田 利 村 山領之儀二御 ゟ 害 毎 其 审 対 右 余取 村 候 Þ 御当方様御 たの申 壱 厳 処 聞 敷被 出 ヶ所之儀 掛 相 立 宥 入相成り 不 メ和 仰 申 而 座 候 に渡候ニ 候故、 候 右 儀 談調候筈 を懸合有之候 都 当村江 付 候 付 而, 付 儀を恐候 Ξ 御 入 奉 頭上 強 他 田 1懸合候 村 領 村 情 活申 申 而 没人共右被仰渡 江 一候旨申上 募 而 対 処、 付 候 大蔵大池 し公事出 懸 上 百 候 |姓共 隣村同 共、 候、 土 砂 不 入等不 土 取 此 留 士之 得 儀当 御 砂 通 払 壱 心二 可 留 相 ケ 儀 守 壱 仕 申 村 様 所 候得 御 様 并 筋 苦 所 殊 内 取 相 最 労 慎 御 田 払 御所 少 初三 可 座 村 候 申

入候得共、最早小前百姓方江申聞方も無御座、何れ迄も御吟味奉

請度奉存候事

を以宝暦年中 山之儀 国村 御改之節 来り候事 内田 村両 一一付、 内 田 御 村 村 与御 絵図 岡部内膳正様御検地被為 共御検地帳 証 拠書 |記被成 伊勢守様御印之物当村ニ所持仕 物御尋 气 字なこ山 御 山 年貢之儀 座 候 此 芝山、 儀正 成候段申伝候、 ハ壱村別ニ従往古上 保年 但場広山、 中 松尾 候 尤唐 尤此 谷村々 立合 納 国 趣

右奉申上候通 (後略)

文化四卯年四月廿六日

唐国村惣代 吉兵衛

(以下、惣代・年寄・庄屋各一人省略)

御代官様

ここで唐国村は次のように反論している。

①三田村が土砂 る。 境界にも傍 検地帳に記 三田 村 。 の 山 示塚がある。 された名古山という 留 の取り払 との境界には いを願 傍示塚がある。 い出た山 「芝山」であり、 世は、 唐国 立会山と他村の 両村の立 村と内田 日村の延 会山 Щ لح で

往古から土砂留を数一〇ヶ所設け、年々修理を加えてきた。上池)あるが、赤土の禿げ山で雨天には多量の土砂が流れ込むため、②この山には大蔵池が五ヶ所(大池・下池・脇池・上ノ山池・上ノ山

- ようにとの「新規之儀」を要求してきた。和談にしようと掛け合っ③昨年八月に破損箇所を修理したところ、三田村が土砂留を取り払う

三田村は用いず出願に及んだ(以上、一条目)。

④立会山内であるの いが、 りで大蔵大池の あることや幕領の村と出入になることを考慮して、 また当初三田村の要求が一ヶ所だけであったので、 藩から他領との 土砂留 で、 土砂留 一ヶ所を少々切り下げた 「公事出入」 を三田村の要求で取り払う筋合い は慎むよう命じられていること (二条目)。 和談にするつも 隣 村 同 士で は

⑤証拠として、 条目)。 と内田村の検地帳には、 て延宝年中に岡部内膳正の検地が行われたと伝わっている。 内田 出伊勢守の印がある絵図を唐国村で所持している。 村 と記され、 正保年中の 山年貢は村ごとに往古から上納している 「字なこ山、 「松尾谷村々山御改」 芝山、 但場広 の際に作成され 山、 それに基づい 合唐国村 唐国村

取り払い 村が単独で返答書を差し出 のため確認しておくと、 以上が三田村の を要求したのに応えたものであったことによる。 主張とそれに対する唐国 唐国村 しているの 内田 は、 村 の立会山だとしつつ 三田村が唐国村 l 村 の 反 論である。 の な お、 留 念 玉

り、立会山 すべての 東山の範囲だと主張し、 示塚が唐国 史料8によれ を新規に要求し 取り払いを求めている。 .内に昔からある土砂留を修理したところ、 村 ・内田 ば、 てきたと反論し 、三田村は 村の立会山 東山内に唐国村が新規に拵えた土砂 唐国村 (名古山) ている。 一方史料 の三つの池までを村 史料 と三田村の 9によれ .8で三つ ば、 三田 山 唐国 との 0) 池 村 持 · が 取 が 留三ヶ所 山 は、 で っであ の池 り払 あ 傍

題 が 池 な · 上 に あ なって か 一ノ池 明 示 いると さ \mathcal{O} れ 西 7 側 これ 考えたら い 0 な 5 ま 0) ħ ŋ が 池 論 が 畄 所 Ξ 紘 つ 接 の はする場 氏 池を 所 蔵 指 新に 文 し 書 土 の か 砂 中 つ 留 に その 大蔵 が 描 土 か 大 砂 ħ 池 た絵図 留 が 脇 間

5

は

えられ 村に 公認 その であることが 必要になっ って作成された絵図 方 ともに延宝 地 に 蔵 いことが知ら . O たと伝わ 0 なってい 池 帳と絵図 は され 絵図 に挟 ついては Ш 後 伝 る。 0 Ш にとって重要な意味をもっ (候) 以まれる、 たという唐国 が Ш **広山** た 一検地 [年貢 、るが、 では、 前 っている# 記 料 の とい 提となって延宝検地 つれるの され で 唐国村 を主張 負担を主 "正保年中の 三田 لح B あろうか。 いう表現 右の まさに図2で 7 あるだけ は [を所 と述べ 土砂 V じ である。 村 は正 村 \mathcal{O} 張 る め 持してお 根 0) 唐国村双-ゎ に 理 幹におい 保年中の 留 \mathcal{O} 5 松尾)根拠に そ け で で ている点が注目される。 解 0 は、 に で 面 0) $\bar{\mathcal{O}}$ が 間 原因 り、 谷村 引 Ł 積 Ł で たことがうか 争 示されているが、 題 逆にそ 傍示塚 次方とも の記 絵図 と据え、 荊 論地 な カコ ていることからは、 を は延宝 でも明らかなように、 かわらずなぜこのような むら山改 端 れに 載 緒 \mathcal{O} そ がな とされ 延宝 延宝 とし までを領域とする立 証 理解が 一検地帳 基づ \mathcal{O} 拠 ため V) て、 の際に小出伊勢守 がえるが、 検 として三 検 いて た場 地 地 現 また傍 0 延 帳を掲げて 傍 に "伝わっ 実に 宝 記 よる山 延宝検地 所 示 検 述 田 延 \mathcal{O} 塚 さらに 定宝検 は 地 示 所 لح 村 帳 塚 この検地 あ 確 て は \mathcal{O} 属 五. は が山 いると考 だけ 会山 公認と 記 認 正 地 が が 延 る』 保年 によ 述 で 唐 が . る。 争 行 宝 \mathcal{O} が b 国 双 検 点 大

は 境

> 判 傍 るの 断さ 示 塚 で Ш それ 境 でを補 界 とい う た う 唐 め 12 玉 正 村 保 \mathcal{O} 年 認 中 識 \mathcal{O} を 絵 証 义 明 が持 す るに ち 出さ は 不 ñ ·分で あ

して記 記述が 絵図 持罷· 村を相 につい 唐国 谷村 保四年亥 る。 て延宝検 である。 松尾谷東 発とする立会山が公認されたとの筋道を導 似図は正 なかろうか。 1えば、 山 ところがさらに を 在 村 あくまで松尾寺の むら 論 手取 ては、 延 参考になる。 を裁許するために 該図中 され 似側の 保四 宝 年 内 $\stackrel{\bigcirc{\rm b}}{=}$ 地の不十分さを補強 そうなると唐国 (春木川: 松尾 検 って堺県令税所篤 田 明治 地 ているとあるが 村立会山 Ш 年 に該当) ただし、 谷七ヶ \mathcal{O} ニモ傍示塚ト (松尾寺と東松尾川 (一六四七) が前提に 村 問 ここで 題 村山論 · 久井村 年 山と村むらの山 \mathcal{O} な の 範囲を示すことを目的としたもの 置くことにより、 . 村 が \mathcal{O} 行わ 境界を確定させた絵図 は 义 は 唱 八八〇) の 「泉州 「泉 れ 史料 ラル 差し 付 は ようとしたの 若 小 た山改 樫村 立 州 泉 出 会山 9で 松尾 境界 を囲 小 出 松尾谷絵図」 州 伊 ī 出伊 松尾 勢 (はじめにで引用 をうけて も同 〇月に 谷絵 0 春 む た 守 延宝 実 勢 内 Щ 谷 \mathcal{O} 木 図 かが き出そうとし 様 蹟 守 で 絵図 御 村 絵 あ 検 0 記 様 唐 に 願 义 作 における ろう場 地 解 12 載 御 書 玉 問題となるが、 なのであり、 をどのように 内 0 有之候· 成さ に 釈に基づい も傍示塚が .裁 村 田 性 (33) にあ ょ 許 村 指 格 松尾 れ 所 絵 内 し で が、 事」 では たも て 义 田 あ ヲ 村 検 る。 る、 てこの 鯣リ に解釈し 決して ほ 0) な 地 村 うじ であ 帳 田 \mathcal{O}

言

 \mathcal{O}

ち合わせてい \mathcal{O} 山 傍 だとする唐 5示塚自 であったと考えられるが、 こうしてみてくると、 という記 前 <u>山</u> たが か 述 もそ 体 \mathcal{O} の境界とする唐国村 は遅くとも 山 国 なかったのである。 れ 直 村 この主張 唐国 が 立 がた 中 村 会山 しかにあるもの から差し出 には十分な証拠が の 七世紀 傍 \mathcal{O} 境界であると説 示塚までが唐国村 釈 それを明 は には存在 された延宝五 やや強引なも (と内 の、 の確に証 田 伴ってい 唐 村 明 玉 それを立会山と三 明する証 \mathcal{O} 年 3 村 のと言わざるをえ の手 内田村の立会山 認識もその れ 西 な て 側 いる 形も踏まえると、 かったことが の 拠を唐国 わけ 頃か ががだけ Ł 田 \mathcal{O} 村 5 な 村の わか 領域 ない は \mathcal{O} で ŧ あ 持

はこの当時 ういう視 山)、「赤土砂 心定され 凹 と呼 ったのに対して、 国 ところで論 村 が・ 点で史料 るのであ び 部 \mathcal{O} 用 に土 所 Щ 史 益 料 ではどのような用益が 一砂留 \mathcal{O} と呼ん 8 9で唐国 実態と表裏の関係にあると考えられる。すなわち、 ・9に目を戻すと、 田 を設けるだけで、 村の下草の用益が論所全体に広がっ でいることが注目される。 村が同じ場 行 所を それ以上の用益を行っていな 史 こわれていたのであろうか。 料 「赤土砂之兀ヶ 8で三田村 この表現の違 が論所を Щ 7 (禿げ たと 草 そ

この to ようなことをわざわざ付け お の が 山 との 料9で唐国 あ たと思わ 境界にも傍 村 が れ 示塚が る。 漕 加えてい 围 同 様の あ 村 る。 ことは 内 るの と述 田 村 べて は、 明 の立会山と三 治 不 11 . る点も興 一分な 年 Ó 田 証 御 味 村 拠 を補 以 願 深 書 V) 外 \mathcal{O}

> 唐国村 ヨリ判 几 ことが確認できる。 る傍示塚が立 五 玉 \mathcal{O} この ユカ村ニ 如 ように記されて 年 二出 南 郡 摩湯 Ш 然タル境界有之候事」と記されて 及され 願 一接ス、 内田 八八一) 論に関する史料は右の二点だけであ 北 して以降の経過は全くわからない。 村アリ、 ノ境 会山 日村が、 最 泵 取モ境界. り、 と対 ١, 几 一於テ同 三田 る。 义 月 ハヨリ 2にも境界上に 面 \mathcal{O} [村や山 する他村 は 大阪裁判 同 玉 何 郡 は 泉 レ 直中 郡 モ Щ 田 箕 該 \mathcal{O} 所堺支庁の 山との境界であると 村 形 村 山 傍 . の 背 村アリ、 地 通リニ いる。 示 山 同 塚 に限らず、 郡 接 ŋ, し が 包 続 これら 亦北 所 カゝ 呵 近 ス 裁決書」 村 ル 田 傍 西 他 後 村 のことか 描 山 同 村 示 塚卜 が 認 郡 境 \mathcal{O} 述 は 大坂 背通 す 識 界 れ んる明 して 唱 村 別 でりに は 町 於 紙 いた テ同 る。 は、 奉 往 义 次 古 合 面

(史料10)

与言

拘内済致対談候〕 ザ 被告ニ於テハ、 F 付 、米五升ツヽ差出 申 決定セシ 旨陳弁スレ 分有之節ハ、 ヲ以テ見 モ ノニ非 トモ、 第弐号証 トアリテ、 シ来 度致対談候趣 往 該 ラサルナリ ル アリリテ、 昔 証 如 初項 \exists 其 IJ ク、 (第弐項) 末文ニ 論 本 原 ハ相 訴 山 唐 国 ニシテ、 ノ末文ニ 互 Ш 村 二二取用 ш 地 \exists IJ 地 原 原 年 万一 被告 ん 告 Þ 申 村 土 · 候 村 Ш 双 砂 相 何 地 方 所 留 対 所 地 余 所 内 候 非ラ 所 儀 卜 事

告 は 三田 村、 原告 . 村 は 唐 玉 村 内 田 村 を 指 す。 田 村

と想定されるのでなかろうか 塚までを立会山とする認識をもっていたであろうことを勘案す *(*) 地 地 といえる。 化 \mathcal{O} に 示 は 七世 いことは がを細 記期の その 所属 は していると考える。 一帳と絵図)も確 ない"と記され 論 至 所 国 が 一っておらず、 紀 かく確認しなか か 山 あ は 延宝検 いるいは 後半の段階では三 不十分なものとされただけではなく、 を決定したものではないと判断している。 論 史料 ら土 は 田 前 述の 論 祕留 地 所 \mathcal{O} "今後申分があってもこの (内済 の際 所属 いかなものとは見なされなかったためであろうが、こ 理 \mathcal{O} ていることにより、 そのために 所属が確定され 余内として毎年米五 由 唐国村 Hで唐国 の証 った、 であると主張したの に唐国村 田村 文 あるい I 村 の 境 内田村がすでに延宝検 に \mathcal{O} 用益が 兄界を確認する必要性 内田村の立会山と三田 証 "どちら は確認する必要が ない 拠 唐国村 (「泉州 まま 傍示塚をこえて展開するまで 一升を受け いに対し、 度の Ó 所 応 内田 松尾谷絵図」 対談のことは相 属 かに 田 の決着が 取 大阪裁 これに従えば、 [村と三 って 村 が生じ の証 地 なかったことを は 拘らず いるの の際には傍示 村の山との 一田村の つけられ 判 拠 なか 所堺支庁 (延宝 延宝 'n 互に用 扚 を つった がば、 済し 何 根 境 検 た 文 ħ 検 拠

るようになっていることにも注意がい 方で、 田 田 れることは 村 この山 \mathcal{O} \mathcal{O} 下草 用益にそれなりの $\dot{\mathcal{O}}$ 論以降唐国村 なかっ 甪 益を妨げ たであろう。 実績が伴ってい ている点 から三 、 る。 田 そうであるなら を考 村 これ 慮 土 なけ したも は実際に唐国 砂 留 余内 れ ばこのような処 \mathcal{O} と理 ば 米が 村 支 八 解 世 できる \mathcal{O} 払 紀 土砂 わ れ

> か。 害となり、 展 確 る 定期間併存してい 開 認できない。 が 階 別してい から三田 史 料 8 く中 Щ 村 \mathcal{O} で、 は 9 領 し をみ 域 たがって三田 傍示塚をこえて下 をめ 唐 たと想定される。 る限 国 いぐる争 村による土 り、 この 村 11 へ と 0 文化 砂 草 下 発展 留 草 . О おそらく三 0 Ď 期 用 災 し 新 用 益 て 造 益 前 を 上と唐 V な に 行 田 山 0 0 たの 7 L 村 玉 論 は 村 で 修 用 あ たと考 \mathcal{O} は 益が 土砂 復 たことは な が えら カユ そ 広 留 ろう の障 範

(2) 嘉永五年の山論

ある。 原告 年 文化期の (唐国村 八五 Ш 論で論 内 に 田 再 . 村 び 所 山 \mathcal{O} 所属 の主張がまとめら 論 頭がおこっ! が 確定され た。 明 な れ 治 か た部 0 几 たことによ 分には、 年 0 裁 ŋ 次 決 のよう 中 永 \mathcal{O} 五

【史料11]

無であるため、 二人の仲裁人によって ここに 二ヨ 泉国 を 設置 リ和 |大鳥郡 原 嘉 は / 告両 永 済 Ŧ. たのをうけ、 嘉 三相 両 村 年 詳 永 別 3 被 リ被 五年に三田村 成 細 所 告村 Ű, は 村 奥野 告村 全く不明であ 「和済」 \exists 第四 唐 IJ 庄 国 該 係リ 号 五 村 Ш となったとある。 が 証 郎 文化 大阪 及ヒ 内 新 うるが、 如 田 規 期以 ク為取換ヲナ 同 東 村 郡 町 が 塚 来の 奉 赤 大坂 番 行 田 畑 論 杭 村 村 所 東町奉 この 所に 木ヲ取設 高 が 出訴 再 新し 清左 当 び 行 時 及 山 所 ケタ É, 0 < \mathcal{O} 確 史 出 塚 ル 保 料 訴 が皆 ヲ を 番 理 和

たためと考えられる。 田 ろうとしたことがうか におい 村 たのであろう。 て、 が 内 まとめられた部分には 済 この 文を根拠に 件 \mathcal{O} 結果は が たえる。 .右のように 田 村の 三田村にとって また この 塚 番 述 杭 件 べたのに対 裁 木 がでてこない。 決 書」 \mathcal{O} 有利な証拠になら によ 設 置 Ĺ は認めら れ 被告 ば、 明治期 唐 玉 なか $\hat{\sigma}$ 田 ず 村 内 山 村 済 つ 内 論

(3) 明治一二~二七年の山論

三田 に三田 大阪 ○月、 田 の大審院 なかった三田村 古屋控訴裁判 しかしそれだけでは終わらなかった。 裁人により調停が図られるがうまくい ことにはじまる。 次に山 村 その後大阪裁判所 勝 今度は唐国村 村 勝 判 訴とな |が文化期以来の論所を東 訴 所堺支庁 論がおこったのは 裁 \mathcal{O} 判 所 判 って 7が控訴 決が が 持ち 持ち込まれる。 それに対し当然唐国村 で判 '山論は終結する(mg)。 下 込まれ、 決が 内田村が三田村を相手取って堺県令 -るが での取調 たのであろう。 下され、 明治 二七 今度は を経 大阪裁判所堺支庁で 山 年 <u>の</u> 唐国村 て、 詳 かず、 内だと主張 年 唐国 そして 細は不明であるが、 (一八七 内 八 四年 村 <u></u> 九 田村は反論したため、 内田村が 四 一三年 なし、 八年 内 九 (一八八一) 田村によって東京 つ 堺 県 である。 の判決に VI . 勝訴する(37)。 (一八八 12 唐 八八〇) 出願 国 さらに名 出 四 五 一二月 村 納 一願し 月に でする 得 に 内 仲 た

この山論が一四年もの長期にわたっていること、しかも名古屋や東

ず、 ら だけに留めておきたい。 カゝ 京 大阪裁判 る史料は れる絵図が図2を含め二〇数点も がわせるも Ø 内 文字史料は数点にすぎない。 田 !残念ながら皆無である。 所堺支庁が出 所にまで持ち込まれてい Ŏ である。 田 村双方の生活にとって重 した ところが 「裁 決書」 よって明 とくに名古屋や東京での裁 ることは、 岡家に からこ \mathcal{O} Ш 残さ 論 要な存在 治 に際し \mathcal{O} 山論の 四年 れて (化期 应 荊 ゛ 災 るに 意含 特 月二三日 あ 来 徴 Ot れ 抽 判 か かわら 出 付 が [する けで 関 唐

ル要領」、 村が 六年 五年の る。 境界であること、 村 示塚と順 ると主張している。 村が地租改 するが、 点がまとめられ、 この 表は 内 5 「容喙 (一八七五) 0) 田 土砂留一件、 「裁決書」 礼塚 点 村 原告唐国 「裁決書」 すなわち原告唐国村 タセサリ か (T) É 5 Щ 畑 を利用して申し立てたこと、 境にある傍示塚を見通したところが境界であること、 これらの には、 所を三 シ事 の地券下 その後に大阪裁 唐国村と摩湯 村 嘉永五 一方で被告三田 の内容をまとめたも 内田村は 蹟 田 初 年の -付と 点を 村 がめに 土砂 0 村 掲げて論 「所 「原告」 留 内田 0 塚 所 判所堺支庁の 延宝検地 余内米の受取、 有者 番杭 属 山 村 村と被告 は 共 境にある傍示 訴 木」一 所は両村の 有 のである。 フ としての 他村も含めて山 延宝検地 ル 帳と貢租 要 三田 あると 件、 領」、 「裁 古絵図 帳と山 決 塚 実 明 細 村 「所属 双方 山 態、 主張 治 カュ 次 が [年貢)、 一の記 これまで 0 記 背 村と唐国 有 被 告 であ 文化 てい 省 0 治

- (1)「原告(唐国村・内田村) 訴フル要領」
- ①「本訴字名古山」11町歩余は原告両村の共有。両村の(延宝)検地帳〔第1・2号証〕に「字名古山、 芝山、但場広山、立合唐国村・内田村」とあり、「貢租」2石8斗4升9合は200年の間原告両村から 収納してきた。
- ②文化5年、被告村(三田村)と「土砂留一件ニ付紛議ヲ生シ」、被告村は大坂町奉行所へ訴訟に及んだが、原告に確実な証拠があり、被告は「説諭」をうけ、和解となった〔第3号証〕。
- ③嘉永5年、被告村がこの山へ新規に「塚番杭木」を設け、原告両村は大坂東町奉行所へ出訴に及んだ。 大鳥郡両別所村奥野庄五郎と同郡赤畑村高林清左衛門の仲裁により「和済」になった〔第4号証〕。
- ④被告村は地租改正を「僥僥(悖力)」として、明治13年(12年の誤り)12月、「被告村領字東山ノナリ」と地方庁(堺県)へ申し立てた。
- ⑤「論山」の境界が山の背通りであることは、原被告村のみならず、箕形村外3村も同様であり、往昔より異論はなかった。にもかかわらず被告村はこの境界を越えて、字大蔵の溜池までを「被告村ノ領ナリ」と申し立てているが、被告村の掲げる証拠・弁論は全く被告村の所属を証明するものではない。「本訴論山」は原告両村の「所属共有」である。

(2)「被告(三田村)答フル要領」

- ①原告が名古山と称し境界を争う山地は、被告村の「所属共有」で字を「東山」という。
- ③この間、原告村は「毫モ喙ヲ容ル権ナキ」により、「数百年ノ久シキ容喙セサリシ事蹟」を見ても、被告村の「所属共有」であることは明らか。
- ④原告唐国村は毎年「土砂留余内」として米5升を被告村へ差し出している〔第2号証〕。
- ⑤古絵図〔第5号証〕の「山地ヲ掲載セル処」は南郡内である。
- ⑥原告は自ら絵図を調製し、この山に傍示塚なるものがあるかのように記載しているが、そのようものは存在しない。図中第2番の塚は往昔餓死した巡礼者を埋葬した古い墓であり、順礼塚と称している。その傍らに順礼塚畑という新開畑があり、唐国村の者へ小作させたことがあった〔第6号証〕。現在は「毛附」などを行っていないが、形は残っている。また絵図に傍示塚を5ヶ所記載しているが、塚と確認できないものもある。
- ⑦原被告村の境界は、南郡摩湯村と唐国村の境にある塚から中村と原告両村の境にある塚を見通したと ころ。
- ⑧その他、原告が提供した証拠物は原告村の「所属共有」の証拠にはならない。

(3) 大阪裁判所堺支庁の「裁決」

- ①被告(三田村)の第2号証には、「山地ノ儀ハ双方地所ニ不拘内済致対談候」などとあり、原被告何れ の所属かを決定したものではない。
- ②実地臨検によれば、第2番の塚は直径3間余もあり、餓死した巡礼者の墓ということはあり得ない。 第3・4の塚は山頂にあって、往昔別段に築造したものであることは明瞭。
- ③(当初)被告は「論山」11町歩余はすべて被告村の「所属共有」と陳弁し、実地測量の際に至り摩湯村と唐国村の境界塚から中村と原告両村との境界塚までを見通したところを境界だと変更した。この「論山」が往昔から被告村の「所属共有」であり、地券も受領したならば、その反別は明瞭なはず。被告村の陳述は根拠のないもので信認できない。
- ④被告村の他の証拠物も被告村の所属を示す証拠にはならない。しかし原告が境界だと陳述する場所に 塚があるのをみれば、この塚は往昔境界を示すために築造されたものと認められる。よって原告村の 所属とする。

判断 <u>つ</u> 所 張 対 \mathcal{O} きることを踏まえ、 を変更したこと、 所 大阪裁判 属 決 定 したもの 所堺支庁は 傍 唐国 では 示塚 ない 村 が 前 境 述 呪界を示さ . と し 内 0 田 通 た上 村 ŋ \mathcal{O} すために 文 が属で、 一で、 化 期 \mathcal{O} 、築造さ あると裁 田 Ш 村 論 が 0 ñ 途 内 ∞決して たも 中 済 で 証 $\bar{\mathcal{O}}$ 境 文

を主張 背景に存在 別 内 僥 か 的 出 論 日田村の 焼きトシ、 改正 らの にな土地 幾何 を見出すことができよう。 所は文化 [願シ」 文化期 0 を契機 展 ĺ 反 山 たの 開 明 とあるように 制 主張に従えば、 論は、 お 期以来の場所 度改革がこの山論をもたらしたといえよう。 被 している。 記 として、 よび嘉永期の 告 ŧ アルニ非ザ」 連 村 のであった。 唐 のも 領字 玉 村 文化期 のとし また双方の主張も、 東山 「単二 地租改正を契 なのであり、 内 Ш ノナリ (4 0 田 論を そういう意味では、 以 7 村 る地券を根拠とし 公有地山 来の 認 \mathcal{O} 識し 前 主 対立が再燃したところに、 :例として提 申 張 近世 てい /機としたもので 立 \mathcal{O} 反別何町 一ヲ明 中に 、 る。 延宝検 段 階 治 から 従 示 十三年十 被 て、 1 いってこ 地帳 するなど、 明 告 而 続く用益の 治政府に 三田 巨 村 あ を重要 しかし一 の 一月 村 字 地 山論 な証 ょ が ,東 地 租 近 唐 そ,の 実態が る近 は、 世 国 方庁 所 Ш 改 方で、 一段階 ノ反 拠 有 正 特 地 لح 代 権 ヲ

担 ところで、 旧 該 秣 堺 Щ ΙIX 縣 取り、 ヨリ地券ヲ下 裁決書」 所 有者タ 又 の三田 ル 薪伐採等ヲ自 権 附 ラ行 セ 村 ラ .. の K ヒ 主 来 一張が 日コ為シ居ル儀ナレ 貢 IJ 租 まとめら と記されて 諸 入費等 れた部分に ,被告村 る。 は、 名実倶 於テ 明

> した 5 に尽力した岡 田 一徳之 確 村 認できる。 辞 .とって論 元 の の 顕 前 彰碑を建立し 半部 所は 方、 分に 秣 大正 0) は ĮΙΧ 次の た際 七 ŋ 年 取 ように ŋ 唐 P 九 玉 薪 あ \mathcal{O} の 八 人民 伐 採 を 年 行う場 唐 玉 所 郎 が で が 裁 あ 判

【史料12】

この三 大字、 所 文章では 治 にくいが、 記初年ニ 中村 意努力 泉南 は 右のうち 利 爾来幾拾星霜ヲ経テ今ヤ貯水池ニ 図ラント 唐国字上 初 その 主トシテ折 年ニ 益ヲ挙ゲ、 ノ水源地タル との 田 Ш 郡 至リ訴訟 至 ノ結 水 あ 村 直 Ш るが との 代ト リ 明 直上下 欲セバ、 源 Ш 中 「泉南 治 果 地 訴 論 村 大蔵池 が衝ヲ重 とし 称 Ш 訟 も含めた表現 は 二二年 遂 唐国 事件 名古山 論 Ш 郡 事 村 ス て欠か を指 下郡 件 水 直 Ш ル 明 上村 郷田モ亦安全ナル収 村 トナリ…… 直 ネシモ落着ヲ見ズ、 トナリ、 田 治弐拾七 上下村、 す。 トナシ、 が字上代に 界 地 せ 八 地帯 0 帯 なの な 係 大字となって 八 Ш 九 約拾参 当時大庄 元 争地ニシテ如 論 年勝訴トナリ、 かも 明 郡 畑 場 が 水 おい 以 界 施設ヲ加 源 所 終 治 地 降、 結 弐 Ū 町 ニシテ収 拾 完 あ れ 係 屋 歩 て 三田村 後 ない。 おり、 争地」 尚 (全ヲ 田 て 七 つ タリシ 年勝 [元君ニ たと から二〇数 地 何 期ス 得 文化 獲少 トモスベ 解決ヲ告グ とい 記 開 訴 11 ル 上 岡 あ は ず 一至リテ 代畑 さ 発を行う Ĩ-る = . 元君 ル 行 れに /頃ヨリ ナリ 政 う 至 れ 11 カラ 論ヲ 年 表 厳 是 は を 天 現 水 君 父彦太郎 Ш ルニ て ズ、 る の 経 0) 直 が 田 以 俟 ガ が来今ノ た後 部 期 理 1 増 至 眀 ズ、 で 分 0 村 解 心 収 ル、 明 \mathcal{O} Ш \mathcal{O} 治

でなく、水源地としても重要視しつつあったことがうかがえよう。り、一九世紀半ば以降、唐国村が論所を土砂留を設ける場としてだけ

(4) 小括

の山における用益の展開を次のように見通すことができる。本節で述べてきたことを整理すると、唐国村・内田村と三田村の間

- 確認するようなことも行われなかった。の際に、中村とは異なり、唐国村・内田村が三田村との間で境界を三田村の用益は傍示塚をこえることはなかった。そのため延宝検地にある傍示塚までを立会山の領域とする認識をもっていた。一方でしていたのかは不明であるが、唐国村と内田村はすでに山の背通り①一七世紀、この段階で五つの大蔵池より上の場所をどのように用益
- 存する。 けであり、 をこえて大蔵池のあたりまで進行していく。 何側は、 八世紀、その背景は未詳であるが、三田村の下草の 立 会山 L ばらくの間はこの土砂留と三田村の下草の用益とが であるにもかかわらず、 唐国村が土砂留を設けるだ 一方で、 唐国村 甪 益 が傍 内田 示塚 併
- ③一九世紀、 大蔵池 土砂 田 な確定させることができなかったこと、 留 地 .までの場所の所属をめぐる山論が生じる。 の 開 新 三田 発 を志向する中で論所 あ るいは修復が契機となって、 村 の下草の用益が展開していく中で、 が 水源地として重要な場 さらには唐国村が上代 文化三年に傍示塚から ①の事情 唐国村による %所になっ によって

ことになる。たことなどを背景に、明治期前半まで断続的に山論が繰り返される

むすびにかえて

あって、 要がある。 討し、 で前提となるであろう点について 村・内田村における中世 ているが、 村の関係を考えていく上で不可欠であろう。 展開を把握してきた。 Ш を解析することが、唐国村や内田村の社会構造や、 論について、 本章では、 近世を中心に唐国村・内田村立会山 不十分な点も数多い。 最後に本章で明らかにしてきたことをまとめなが また個々の百姓レベルにまでおりて立会山の用益の 第 第二節 節で唐国 Щ で唐国村 から近世への展開過程を今後検討し .論に関わる史料からの可 村 今後はより精緻に実態を詰め 内田村と山 触れて、 内田村と三田村との むすびにかえた 直 (名古山) このように課題 中 村との天満山 能 それを踏まえた両 な限りでの における用 山論に は ていく必)把握 Ш あ り様 . T 唐国 積 で

草 立会山内においても、 世紀の段 きるのは、 る傍示塚をこえて展開 は 唐国村・ 玉 階からすでに傍示塚をこえつつあったと考えら 村 対面 内田村立会山 内 する村むらの用益が、 田 村 という形で重 遅くとも一八世紀には立木 していったことである。 (名古山) における用益 層 的 唐国村 な用 益 並が展開 内田村が境界と認 山 直中 の動向でまず (松木) していた。 -村の用 は 中村、 益 注 Ш 識 目

会山 益と一定期間 であり、 \mathcal{O} た三田 は ったと考えられるが、 ることからもうかがえるように、 摩湯村・三田 甪 九 会山 の 益 してい 七世紀 形 が 成は中世にまで遡るものであろう。 15 Ш 立 内 \mathcal{O} 会山 た。 の隅々にまで両村の用益が十分に及 用 は 中ごろにはすでに確立していたの 併 存してい Щ 村・包近村 内 唐国 へ展開 直 0) 八世紀 中村 開 村 発 が立 してい Ш た点は共通している。 と三田 が 土砂留を設置する の背通りにある傍示塚までを に 中 会山内 は 村 き、 傍 村では時期的な違い 示塚をこえて展 唐国村 しかもそれ 稲葉村という六ヶ村 進行する事 内 この背景には、 人んでい が唐 方で、 であり、 田村立会山が広大な山 開 態も生じて 国 は なかったことが 村 あ この広大な立 るも 大蔵 領域とする認 0 田 Щ 内田村の 村 と接 が 池 箕形村 た。 0 下草を より して 用 ま Ш

唐国 う有力者の 中心とするものであったことも注目される。 て池をめぐる両 [村と内 た、対面する村むらの山が個 存 田 在 村の立会山であったこと、 が関わっているのかもしれない。 村 の関係が興味深い 々の村の山であっ ので、 しかも両 · 少 し 後者については岡家とい 概観し 一方で 村 たの の関係が唐国村を とは てみよう。 前 対照的 者に関 に、 連

二〇歩)・後山 ū 宝七 が 較的 箕 年の ·登録 形 大きな池である。 でされ 「唐 池 国村 立会、 (二反九畝 、るが、 検地帳 大釜池 また同 そのうち、 八歩) には、 年 町 は内田 三三の . О `七反二畝)・ にごり 内 [村との立会である。 田 池 村 池 (極 検 恋之 地 小規模の水掻 帳 町 池 七反七畝 には 九 匹 反 七 池 畝 0 0 を

> 池であ ここからは 国 池 たことが (水 ŋ, 0) 掻 知られるが 立 池 その 水利の 会であ を 除 関係 る。 局 が は 面 これ 中世 百 登録されているが、 時に おいても唐国村と内田 も内 から続くものであったと考えられ いずれも慶長検 田 村 \mathcal{O} 中 で 駒 は 地 比 田 以前 大池 村 が密接な関係に 的 大きな池 から存在し (六 反 そ あ は た

引く田 は、 \mathcal{O} ながらも、 村・箕形村立会の 村立会の池が両 升ずつを箕形村へ渡すことが取り決められ あるにごり池については、 六八八) を利用する形であったことがわかる。 条目に、 同 池・大釜脇之池につい 密接な関係が .で管理されていたことが知られる^(*1)。 さらに、 箕形村の 地 三月の大釜脇之池の譲渡に関わる証文から、 唐国村の 一の所持者が村ごとに田郷仲間をつくり、 その内実は大きく異なっていたのであり、 唐国村内 「水入」が行 より鮮明 村 0 にごり池 「いたや」という六反の田 田郷仲間 0 ては 内 に浮かび上が 田 い、 寛文四年 は箕形村の 村 慶安三 との立会池 による共同管理であったの 唐国村から水入賃として一 年 (一六五〇) (一六六四) 管理 検 ってくる。 地帳 で \mathcal{O} あ てい 方、 に同じ る後 もとで のにごり る(42)0 五月の 箕形 両村 六月と貞享五 Ш 唐国 立 池 立会池と 村 唐 \mathcal{O} に対 との 田郷仲 恋之池 池か 內済 国 村 唐 れら 村と内 玉 反につき が 登 村 5 立 水 会池 の引 録 の 文の 間 池 年 内田 この共 水を 田 さ 国 水 で

そ 水 利 このように、 $\bar{\sigma}$.の局 点 踏 面 におい ま 唐国 が て密接 村 5 と内田 な関係にあったことがうかがえるの 松 尾 谷北 村 は 部 中 0 世 中 末 世 小の段階 か 5 近 世 広 大 \mathcal{O} 展 開 Ш 用 通

注

- 究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年)。 林所有」(ともに、『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的総合調査研(1) 塚田孝「松尾寺の近世」、島田克彦「近世・近代の松尾寺地域における山
- (2) 二○○三年度日本史講読Ⅲ受講生・塚田孝「山間の村の生活 秩序 藤雅知・吉田伸之編 教育委員会、二〇〇五年に転載)。齊藤紘子「近世後期・春木川村の村落 四年五月。 の合同調査―」(『市大日本史』第7号、 谷南部の調査研究』)。 -山間の村の生活・補論―」 後に『和泉市史紀要第10集 『山里の社会史』山川出版社、二〇一〇年)。 同 「泉州泉郡春木川村の村落秩序と山の用益」(後 (前掲『和泉市史紀要第10集 大阪市立大学日本史学会、 松尾谷南部の調査研究』 100 和泉市 木川町 松尾
- (3) 旧市史関係文書4
- (4) 旧市史関係文書18。
- (5) 前掲塚田「松尾寺の近世」など。第二章参照。
- 河野と略記する。(6)河野輝夫氏所蔵文書・箱A―8。以下、河野輝夫氏所蔵文書については、
- 九)三月の「内田村差出帳」(明細帳、河野・箱C―14)をみる限り、を請け負ったことが記されている。先述の延宝検地帳や明治二年(一八六に小原山の稲葉村との領境の場所で内田村の者が稲葉村から「水懸ヶ普請」(7)後述するように、「覚書」の二月二八日の記事には、天保二年(一八三一)

かる。 内田 が中村領との境にあったものと考えられる。 のうち、最も南にある塚は稲葉村領との境にある塚であり、 の与力が三村へ「明日ハ稲葉境の塚ゟ三ツ池の塚ヲ見通縄引候」と命じた 向を記した覚書(河野・ ことが記されており、立会山と稲葉村との境にも傍示塚があったことがわ 法行為を訴えたのをうけて堺奉行は縄引を命じるが たことが明示されている。さらに、七月二日に中村が唐国村・内田村の不 た後掲の史料6には、立会山と中村の山との境にある傍示塚は四つであっ 村立会山 .村が単独で用益する山は存在しないので、この小原山も唐国村・内 これらの点から、 (名古山) に含まれ、 絵図に示された中村領との境にある五つの傍示塚 箱C-16-22) 稲葉村の山と接していたと考えられる。 には、七月五日に堺町奉行所 (後述)、その時の動 他の四つの塚 田

- 写しであり、山論に関わって作成された諸願や諸届が網羅的に書き写され五日に唐国村・内田村の村役人から関宿藩の伏尾役所へ提出されたものの(8)「山論一件書付写」(河野・箱C―2)。この史料は、山論終結後の九月一
- ている。 の願書提出から一〇日の唐国村・内田村返答書提出までの動向が記録されの9)[[覚書]] (河野・箱C―16―22)。この史料には、七月二日の中村
- 村共不法計」と申し立てたとも記されている。 まくいかなかったと記されている一方で、中村が八日に与力へ「昨日両(10)「[覚書]」には、中村文右衛門や村役人などによる妨害により縄引がう
- (11)「山論一件書付写」。

- 論する形になっているため、五月の交渉については触れられていない。(12) 念のため付け加えておくと、唐国村・内田村の返答書は中村の主張に反
- これ要請けてなればけばた反論している。このほと皆なたれば、「倉書・たのに対し、両村は、両人はすでに退役しており、現役の庄屋へはたっと唐国村庄屋甚兵衛へ「引合」を任せたところ、等閑にされたと主張し13)この六月一八日の一件については、同時に、中村が内田村役人佐右衛門

門への伝言を依頼したとあるのも、彼が甚兵衛とともに「引合」を任さの七月一日の記事に、中村の惣代が庄屋佐三郎ではなく、隠居の佐右衛

れていたことによるものと理解できよう。

- (14) 河野・箱C―16―13。
- (15)「山論一件書付写」。「乍恐口上」(河野・箱C―16―17)。
- (16)「乍恐口上」。
- 17)「山論一件書付写」。
- 合覚」 細に記したものである。 らない。 行所へ出頭した者の名前が記された上で、中村狼藉一件以降の動向が、「引 「山論一件書付写」。「天満松一件二付、中村入牢被仰付候二付、 (河野・箱C―10)。 さらには 佐三郎によって作成されたものと考えられるが、 中村入牢被仰付候二付、 ほどではないが、 ただし、 「覚書」 内容が重複する形で複数の記録がつくられていること 山 また「山 詳しく記されている。 「[覚書]」といった記録の存在も考えあわせる 一件覚書」 引合覚」 一件覚書」 (河野・箱C―27)。 「天満松一件 は中村狼藉一件以降の動向を詳 も、七月三日~八日に堺奉 ともに内田村庄屋の 両者の関係はわか 引合覚」 (河

一件覚書」は八月三日までの記述しかない。のであったことがうかがえよう。なお、「引合覚」は七月二九日まで、「山と、この山論が内田村庄屋あるいは内田村にとって大きな意味をもつも

- 村の山であることの証拠になるのか自体が疑問である。(19)そもそも池田谷にある万町村の大夫池に関わる絵図が、なぜ天満山が中
- (20) 河野・箱C-4-1。
- (21)河野·箱C-4-3。
- (22) 河野・箱C―62。
- れたものと考えられる。(23)「山一件覚書」の記述からみて、七月三〇日ないしは八月二日に作成さ
- えられる。(24)後述するように、「山一件覚書」によれば、八月二日に作成されたと考
- 所にある。 かなくとも天満山の北側にある中村の宮の池は明らかに傍示塚をこえた少なくとも天満山の北側にある中村の宮の池は明らかに傍示塚をこえたこれまでの通り支配すると決められている。詳細は全く不明であるが、(25) なお、①~③では共通して、用水溜池については山の境界にこだわらず
- (26) 河野·箱C-16-27
- (27)河野·箱C-64-5。
- (28) 河野·箱C-16-9·10。
- 別:各記1~3。(29)岡紘一氏所蔵文書・箱3―35。以下、岡紘一氏所蔵文書については
- 岡と略記する。

3 0

岡・箱3--3

- (31) 岡・箱2-23。
- (32) 前節で検討した、天保四年七月一〇日の唐国村・内田村の返答書(史料
- げながら、延宝検地帳には全く触れられていないのも、同様の理由によ るものと考えられる。 3) が、傍示塚が山の境界であることの証拠として延宝五年の一札を掲
- (33) 関戸成彰氏所蔵文書・箱2―3―①。以下、関戸成彰氏所蔵文書につい ては、関戸と略記する。
- (34) 第二章図2参照。
- (36)「御願書」。

(35) 関戸・箱2-2。

(37)「裁決書」。

(38) 岡・箱2-5。

- (39)「公徳之辞」(岡袋1-1)。『北松尾村誌』 一八四~一八六ページ。
- (40)「陳述書」(関戸・箱2-3-②)。
- (41)「永代進しかし申大かま池ノ上脇池事」(岡・箱3-17)。「取替し申手
- (42)「証文之事」(岡3-15)。

形之事」(岡・箱3-9)。

- 175 -

第四章 一七世紀・泉州泉郡宮里地域における寺の成立と村

はじめに

| | | |-

1

本章の課

のふたつのことを課題とする。 本 八世紀初頭におこった寺の 章では、 州 泉郡 宮里地域 境内地をめぐる争論を素材として、 (国 分村 平井村 黒石 村 义 1参照) 次

明らかにすることで 形 析がなされており、 VI 会秩序が確立 成 は、 関しては、 ひとつは 一言でいえば またそこでは 成 〔熟」(ミ)に至る過 立する以 すでに池 宮 里 地 その中 、ある。 前 域 「小経営に基づく家を構成単位とする近世村落 の一七 Ш の過渡的 田 0 程であるが、 下 宮里地域が所在する池 用 で一七世紀の展開も把握されてい 村や万町村を対象として近世の社会構造分 益 世 や開 紀 心の様相が 流動的なあり方も浮き彫りにされて 発の 同 問題などとともに寺社の問題]時に表裏の関係として村の社 を、 寺の 田谷 問 題 (序章図1 を切り口として 、る(1)。 参照) そ \mathcal{O}

も対立 では、 としながら可 師 11 おきたいが、一七世紀の宮里地域に関するまとまった史料が見出せな うとしていること、 こうした先行研究の し⁽³⁾、さらに都市大坂の三津寺町においても町 変容に伴って村と寺社の関係も変容していったことが指摘されている 限られるものではない。 有したことがうかがえるが、 係にあるが故に、一七世紀 になっている。ここからは 小寺を場とした座の 王 いないことに意義があるといえる(5)。 町) 院 .堂の境内地をめぐる争論に関 という史料的条件を踏まえ、 重 社会の全体構造を丹念に把握し、 寺社そのもののことは不明であるが、 が な要素のひとつであったことも示されている。 を孕みながら) 対立を孕みながら村社会に包摂されていくこと、また万町 、中世 能な限りで当該地域の一 :末の段階で小規模な寺院社会を形成していた池 逆にいえば、 秩序が一 成果は、 寺 が 例えば近辺の池上村や南王子村でも村 確立していく様子が描 村落レベルの寺社が村社会と相即 の寺社のあり方も過渡的 七世紀後半に確立していくことが 当然のことながら、 多様な要素が絡み合って形成される村 具体的には一八世 する史料を用い 寺社を寺社だけの問題に収斂させて 本章でもその点は念頭に置いて 七世紀に迫っていくことにした その中で寺 村内の氏神権現あるい て、 の展開の中で(ここで このことは 紀 き出されている(4)。 両 初 社の問題を捉えよ 流動 寺 頭 な 0) 浄 的 わ 展開を基軸 池 な 田 社会の 明ら 田 側 谷に の関 面 池

ところで、こうした寺の展開を検討するうえで幕府や堺奉行との関

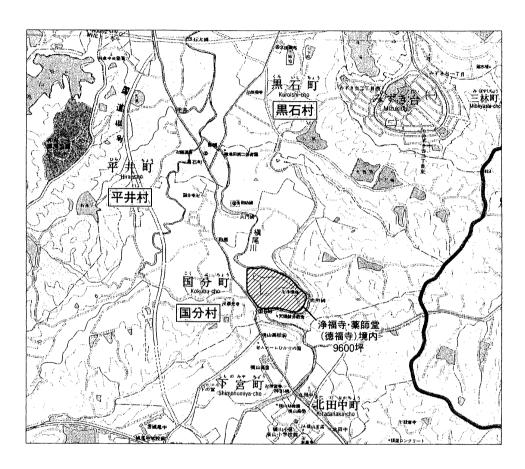


図1 国分村・平井村・黒石村と浄福寺・薬師堂 (徳福寺) 境内 注、境内地の範囲は推定。

どの 当該 うにいかなる影響を与えるの 改、 とくに 的 摘 \mathcal{O} した《法と社会》 つ ざさ 形式】 ふたつめの課題であ !の意義を考えるということになるのであるが、 た。 は は、 6社会の ように れ その . 堺奉行による寺 論に 福 浄 ているが、 لح 青や すことの 福寺や薬師堂の実態との関係 法的 おけ 拘束していくのか、 際分析視角として重要になってくるの 【法の内容】 薬 る幕 枠組と社会的 師 という視角である⑦。 本章で でき 堂 府寺 0) 社改 展 な の は、 開 社 両面 問 \mathcal{O} 奉 にとっても、 性 か、 それに学び、 実態を統 行所の裁許が大きな意味をも 題 という点にとりわけ注目し 格を考察することを目指したい。 から社会の実態に迫ること、 0) 逆にすでに実在する寺 ひとつ から堺奉行や寺 そこでは、 的に捉えることの 延宝検地 であろう。 法がそれまでの 、そ が、 法史料に即して れをベースとして、 堺 本 社奉 塚田孝 奉 論 一行によ \mathcal{O} で たい。 実態 必要性 寺 行 つことにな 述 \mathcal{O} さらには 氏 所などの 5る寺社 ありよ るよう が が これ 提起 具体 が指 法 法 を

家と変遷 まで幕領であり、 などを通して結び なると、 黒石村 宮里 地 起してい に含まれており、 国分村 域 庄 以は、 屋を勤めた三 同三三七 る。 中 (延宝 つきは維持され 世 なお、 の後 には 石 **.**余 検 |浦家の史料群 は関宿藩牧野家、 宮里庄などと称される荘園 地 に分立、 浄 本章で用 高 福寺 五 四 てい するが、 八石余)・ 薬師 いる争 た。 堂 和泉市教育委員 お論史料 には国 支配は、 それでも 宝永二年 平井 分村 は、 村 領 잣 カュ であった。 (同三七〇石 にあっ 一村とも 会山 5 (会所蔵 九世 は関 の用 紀 宿 元 以降に 益や座 藩 禄 近 久世 元年 浦 余 世 に

2 国分村の 社

VI 述 検 て 第 をまとめたものである。 地 おきたい。 ず 本 れも境-論に入る前に、 ーに、 と宝永三年 神社 内地は除地 表1は、 社に加えて寺が六〜七寺も存在していることであ (一七〇六) 七世 延宝七年 (年貢免除 ここから以下の点を押さえておきたい。 紀 5 地 八 「国分村差出帳」 世 六 になっ 紀 七 初 九) 「 頭 ているが、 0) 国 玉 分 分村 の寺社に関する 村 0 検 延宝検地 寺 地 社 概 延 観 帳 ર્વે 宝

どを なり) 慶長検地 それが慶長検地以来の 末以降に寺社地が林立 踏まえると、 検地帳に記載し 帳は残ってい 慶長検地では ないという形で除 ないが、 ものであることが記されてい していた状況がうかがえよう。 (除地の 近隣の久井村の検地 地とされたと考えられ 内容を記した延宝検地とは 中之坊・ 帳(②の書き方 る。 徳 なお、 遅くとも 玉 分村 薬

世

は

 \mathcal{O}

村 社 光 立 師 は宮里三 堂寺 性 0 国分寺・ 第二に、 0) 氏 両 神 香 面がうかがえよう。 であったと考えられ 村の 宮里三 「堂寺」・ 浄 福寺」・ 氏 神、 一村立会の寺 西 (光寺) 城山寺) 玉 一分寺 とが併れ る。 社 (福徳・ と (牛頭天王社 宮里としての結びつきと国分村 存していることである。 国分村の 寺 境 内に 寺 ある三十 国 [分寺 番神 福寺 福 牛 徳 頭 は 天王 玉 \mathcal{O} 分

あ るも 方で 第三に、 0) 0 九 世 玉 紀になると、 分村差出帳」 八 世紀初頭 住 よれ にはすべ 職 が ば、 V 7 る 看坊 の の 寺 は か 浄 住持 住 福 職が 寺 自 いることで 福 坊 徳寺(18 カコ \mathcal{O} ある。 違 西 VI 光 は

表 1 17世紀後半~18世紀初頭の国分村の寺社

番号		延宝7年(1679)「国分村検地帳」	宝永3年(1706)「国分村差出帳」
1	氏神牛頭天王社	(除地之分) ・6畝20歩(20間×10間) ・氏神牛頭天王社屋敷立合国分村・平井村・黒石村 ・宮建有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	・氏神牛頭天王境内(20間×28間[28間は10間の誤りカ])、除地 ・神主順番平井村加左衛門 ・国分村・平井村・黒石村立合
2	天王社僧中之坊	・18歩(6間×3間) ・天王社僧真言宗中坊屋敷立合国分村・平 井村・黒石村 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	・中之坊境内(6間×3間)、除地 ・高野山密蔵院末寺 真言宗 中之坊 看坊 文正 ・国分村・平井村・黒石村立合
3	徳福寺 (薬師堂·浄福寺)	・3町2反歩(120間×80間) ・(浄土宗)徳福寺境内松山立合国分村・平井村・黒石村 ・寺造有、内薬師堂(5間×2間)、尼庵(4間×2間)有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	・瀧薬師国分寺境内2240坪、除地 ・護国寺末寺 真言宗 国分寺 住持湛泉 ・国分村・平井村・黒石村立合 ・浄福寺境内7360坪、除地 ・堺宗泉寺末寺 浄土宗 浄福寺 看坊単念 ・国分村・平井村・黒石村立合
4	城山寺	・3畝14歩(13間×8間) ・真言宗城山寺屋敷 ・寺造有、内地蔵堂(6間3尺×4間)有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	・城山寺境内(13間×8間)、除地 ・河州天野山千手院末寺 真言律宗 城山寺 住持密元 ・国分村・平井村・黒石村立合 ・此内地蔵御座候
5	国分寺(福徳寺)	・3反12歩(30間2尺4寸×30間) ・真言宗国分寺屋敷 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	·福徳寺境内(30間2尺4寸×30間)、除地 ·高野山密蔵院末寺 真言宗 福徳寺 看坊 択翁 ·国分村 ·境内三拾番神壱社御座候 神主順番国分 村八左衛門
. 6	光堂寺(香堂寺)	・2畝25歩(10間×8間3尺) ・真言宗光堂寺屋敷 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	·香堂寺(10間×8間3尺)、除地 ·河州天野山千手院末寺 真言宗 香堂寺 看坊任誓 ·国分村
7	西光寺	・1畝12歩(7間×6間) ・本願寺門徒西光寺 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、 往古之通除之	・西光寺境内(7間×6間)、除地 ・京西本願寺末寺 一向象 西光寺 看坊真 説 ・国分村

注、「国分村検地帳」(箱1-29)、「国分村差出帳」(箱1-23)より作成。

は る(11)0 いまだ過 だけであ こうしたことから考えると、 渡的 それ以外の寺は明治六年 流 動的な状況にあったと想定されよう。 (一八七三) 七世紀~一八世 に廃寺と 初 なっ 頭 \mathcal{O} 寺 7

分割 ||○坪 徳福 第四 この され 寺 (住持堪泉(テロン) の除地境内 両寺が境内地をめぐって争うことになるのである。 延宝七年から宝永三年の ていることである。 (九六〇〇坪) と浄土宗浄福寺境内七三六〇坪 この が、 間に、 時 期の 真言宗瀧薬師国分寺境内二二 状況 他に比べて広大な地 を象徴しているといえ (看坊単念) 地積をも

(3)「公事出入之覚書」と「訴訟控」

と「訴訟控」(゚ータ)の二点がある。ここで両者の性格を把握しておきた)浄福寺と薬師堂の争論に関する史料としては「公事出入之覚書」(゚ーッ)

末尾には次のような記述がある。 まず「公事出入之覚書」について。この史料の表紙・表紙裏・本文

紙 屋 不師堂国 国 |分藤四 分寺 郎 所 持」 常 念仏 堂 浄 福 寺 事 出 入之覚書」 本 紙

(表紙裏)「泉州国分村常念仏堂浄福寺老僧単念 後住願生」

【本文末尾】 「右之通之写、

平

・井村羅漢寺ニ有之候

有住藤四

郎

右

辛未・十六癸未 之書記論中出 入初 り年 宝 永 印申 数 ぞくり 年 七 庚 限 寅 相 知 中 申 略) 候 宝 暦 元 禄四年 辛未

> 三年 四 三浦家に残され 論の最中に後年の参考として記したものと思われる(ラーク。 \mathcal{O} さらに明和期頃に三浦家が筆写したと理解できる。 井村の羅漢寺にあったその写しを国分村庄屋有住藤四郎が書き写 の原本は浄福寺の 記 続いて「訴訟控」について。ここには 本文末尾に 述で構成されており、 六月まで記されている。 (一七〇〇) 八月頃 僧 ている点も考えあわせると、 味のとりにくいところがあるが、 || 願生 「願生」 (単念の後住) から始まった争論の経過が その 顧書・ 把握できる箇所が 内容は詳 届書などを写し が作成したものであり(10)、 元禄 細である。 この 一六年 右の ある点、 「公事出 おそら た部分と 宝永元年 ここには (一七〇三) 記 述 これ自: 願 加 (一七() 发生自· 元 えて、 九 月

Š を 别 る場合には、 示するといったことが行われておらず、 降の動向がうかがえる点で貴重である。 写されており(-๑)、「公事出入之覚書」 〜宝永三年 ただし、 古玉庵五柳なる人物 にしない か ひとつに 々にあった九通 明 ・まま) らかな誤字もかなり目につく。 願 書• まとめ (一七〇六) の争論にかかわる願書・ 境目が一 写したものと想定され 届 た帳 書間 を五柳が (詳細不明) 見ではわからない状態になっ 面 の境目を が存在し、 帳にまとめたのではなく、 (例えばスペースを置く が書き写したことが記され それをその の記述が終わる宝永元年六月以 る。 願書 表紙には、 それにもかか まま 届書の 届書など九通 昭和三 てい (中身を十分に理 前 わるのであろ もともと九通 る。 後に欠落 などし 匹 年五 おそらく 7 て が . る。 戸に *書き があ

との争論の 以上の二 全体像を丁寧に明らかにし、 つの史料に基づき、 薬師堂 (堪泉) と浄福寺 先述の課題に迫っていくこと (単念・ 願生)

争 論 の 前

にしたい。

1

延宝検地から元禄一二年までの動向

(一六七九) の検地帳には徳福寺について次のように記されていた。 本節 では、 争論に至る過程をみよう。 表1にも示したが、 延宝七年

【史料1】(「訴訟控」(゚ロツ))

ハ慶長十六年片桐市正検地ヲも除来候ニ 付、 往古之通除之

一町弐反歩 百弐十間

+

間

浄土宗 徳福寺境内松 山 立

黒石村

合平井村

国分村

寺 造 有

内、 五 間 弐 間 尼薬師堂

有

兀 間 弐 間

尼庵が存在していること(20)、 とを確認しておきたい。 それは国分村・平井村 二反歩(一二〇間×八〇間〔=九六〇〇坪〕)が公認されていること、 ここでは、 浄土宗徳福寺」とあること、 なお、 黒石村の立会地であること、 慶長検地に従って除地とされているこ 図1に除地の位置 除 地 境 (推定) 内として松山三 境内に薬師堂と を示してい

る。

一方、「公事出入之覚書」 は願生が自ら記述したものである。 の冒頭には次のように記され 7 る。

【史料2】(「公事出入之覚書」)

れ

九千六百坪之内薬師堂弐千弐百四拾坪 元禄四未年、 堺寺社: 御奉 行佐久間丹後守様御代二、 と御 割被遊 候 浄福寺: 順 寺 境 社 御 内

帳相

御地頭牧野備後守 様 江 御 訴 訟 被 致、 薬 師 堂 境 万ヲ 堪 泉坊 ?被申

請 候由 (*十二卯稔三月廿三日田二御座候二付

元禄十二 日二三ヶ村立 合、 薬師

堂境内弐千

弐百

几 拾坪と傍示ヲ立、 則 廿 t 日

両

割 本衆

三林喜右衛門様 勘

和 田 兵 衛 様

右三ヶ村庄屋・ 年寄立 合 則堪泉坊同 道二 而 引渡被申

候

傍示立 テ申候時人数覚

井 村 庄 屋 藤 兵 衛

嘉左衛門

石 村 庄 屋 吉右衛門

年

九郎左衛門

司 市郎兵衛

一分村 庄 藤四郎

国

嘉右衛門

同 郎 右

御 改国 右国 同 りふぞく、 帳 面 卯 分村薬師堂 分#住持真言宗堪泉坊江右弐千 稔、 薬 薬師 師堂与有之処、 堂 初 (往古ゟ 而 玉 日分寺 玉 国分寺ニー |分寺と張紙出来俳由、|| | ト寺号改、大坂寺社知 弐百四拾坪之境内共ニ 而 御座候処、 御 中 其 ... 、文ニ日 絶 行 仕、 寺命 村 今 社

元禄 右之通之張紙、 :十二卯年迄浄福寺華念印判ヲ村)通之張紙、堺之寺社御奉行 天昭元禄+六未歳寺社帳面出来、右之通ざく、初而帳面ニ張紙出来仕候 行 天野伝四郎送*、右之通無相違[]:木仕候 預ケ置申候事 様代之帳面二茂 庄屋仁

一理すると、 の 記 述 を、「公事出入之覚書 次のような延宝検地後 *(*) 0 他の 動 向 部 が 分から 把握できる。 が補足を 加 え なが 5

左

衛門殿代ニ印判此

方江請取申候

六〇〇坪が、 面 され、 寺社改が行われる。 元 禄四 の 分割 堺奉行の寺社帳面 年 にとどまっていた「ano (一六九一)、 薬師堂境内二二四〇坪と浄福寺境内七三六〇坪とに分 その際、 堺寺社奉行 に記載される。 延宝検地では徳福寺境内とされた九 (=堺奉行)(*1)佐久間丹後守 ただし、 この 段階では帳

ii 側 分け 浄 へ 願って 禄 ゔ。 る。 黒 福 衛門 石 これ 年 村 (浄 薬師 一 六 :土宗) 国 和 により、 堂境内を請 田 分村の役人や割本 村 九 勘 境内とい 九)、 兵 おおよそ東 (衛が立ち会い、 江 け . 戸 Ď 菆 護国寺 形 ŋ 傾が で 住 (大庄屋 両 職に就く。 の弟子僧 薬 寺 が隣接 傍示を立てて境内を実際 師 堂 のような存在か) (真言宗) そして三月に、 堪 併存することに 泉 が 境内、 関 宿 の三 藩 西 平 牧

> 坂 同 年、 図 玉 行 2 分村の庄屋 $\widehat{\parallel}$ 照)。 ていた浄福寺 大坂 さらに 町 奉 が 藤四 行 堪 単念の印鑑 か 泉 郎 の寺社に は から仁左 薬 師 が寺 堂 帳 衛門 面に \mathcal{O} 寺 、返され 貼り 号 交替し を 紙 玉 をす 分寺 たの 3 (NO) O に 改 め、 大

ш

に預けら

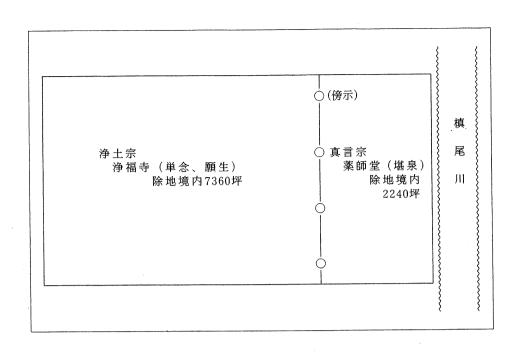
n

次の点を押さえておきたい。

内二二四〇 泉 記 の薬師堂住職 第一に、 載のある薬師)坪に 徳福 就任 分割されたことである。 寺 堂につながるものであろう。 の除地境内が を契機として、 元禄四 浄 福寺境 このうち 年 の寺 内七三六〇坪 社 改と 薬 師 堂 元禄 は 延 宝 師 年 検 堂境 地 0 堪

堂の住職になりえた背景には、 に して両者の 人物であった(ハロ)。 たと想定される。 将軍家の祈祷寺院に加えられている(゚゚゚・)。 として天和元年 僧であったことであ あ は、 うるが、 牧野家に その その父・ 頭の 薬師 間に関係 辺 0) 堂の 事 て堪泉が薬師堂の住 (一六八一) に創建され すなわち、 情 備 こうし る。 住職となった堪泉がもともとは が反映されているといえよう。 が形成されていたと考えられるの 後守成貞 江戸の た条件 関 定 《宿藩の 護国寺と藩主牧野家のつ 護国寺は徳川 \mathcal{O} 徳 中 |職に就いたと記述されて で、 一年没) 当 時 た寺である。 この護国 おそらく の藩 は 綱 綱 主 吉 の生 一は牧 吉 将 寺 \mathcal{O} 江 の弟子 軍 側 野 元禄 母 で 戸 なが あ 徳 崩 護 備 桂 る。 八年 Ш 前 昌 国 ŋ いること 綱吉を介 守 僧 院 こが薬師 勤 成 が 以 を \mathcal{O} 一降は 料2 るた 春で あ 開 弟

たことである。 堪 泉 大坂 が 薬師 町 奉 堂 · 行 \mathcal{O} 住職 は 国 なると同時に、 分村 薬 師 堂 往 寺号を国 古 [よ国 1分寺 分 而 改



元禄12年以降の浄福寺境内・薬師堂境内概念図 図 2

福 権 な座 寺 \ \ \ 威 候 処、 \mathcal{O} 付 けをは 存在に意を用 玉 一分村に 中 絶 か 仕 ったも 和 泉国 などと主張 11 . て の国 のと理解できよう。 V ない 分寺がかつて所在したことに仮 したようであるが、 点にも注意してお なお、 たきたい とて この 段階で ŧ (26) o 事

託 実

寺 思

堪 し لح

泉 て は

が

徳

化が生じつつあったことが示唆されて 浄 第 :福寺 四 に、 返されていることである。 元禄 一二年に国 分村 \mathcal{O} 庄 屋交替に伴 この時期 いる。 7 浄 福寺と村 単 · 念 の 印 \mathcal{O} 鑑 関 が 係 村 か

5

元禄一三年六月の 口上

2

二七日 さて、 0) П 史料2の後ろには、 Ŀ |書が書き写されている。 次に 掲げ る 元 禄

年

七〇〇)

六月

3 (「公事 出 入之覚書」)

付、 元 浄 禄十三辰 福 寺 建立之次第皆々書 年、 江戸 御 地 頭 (様3) 付 三ケ 初 而 村百 浄 福 姓 寺 衆 委 連 細 判 御 **|** 尋被遊 仕

指

Ŀ

被

申

候

恐 百上 書ヲ以 申上 日

七千三百六拾坪と訳等ケ村庄屋・年寄立合、 之時 間丹後守 原引西峯之分浄福寺境内と三ヶ村古キ 分御竿 師 堂 様坪数 浄 福寺境内之儀 所 御吟 御入被成侯、 置 味 候 被 薬 成候 = 師 は、 付 堂 境 古訓境· 一付、 九内弐千 十年以(完禄四年) 此 通 書 村之古キ 内東之 - 弐百 者共 上 前 一ケ候御 未 八年寺 几 申 原電 者共申 拾 伝 川農 坪 候、 迄薬 社 ·伝候 御 然 浄 師 . ル_ラ堂 福寺 奉 通、 · 行 佐 御ご 境 境 検 内 久 地

之鐘ヲ常念仏只へ五月廿五日ニ入ま [官豊 嶋 寺 権之丞 一日二入寺致、 にし 今相 ゑゟ 様 御 勤 願 寺 翌年(延宝元年) 申上 申 跡 候御事 石 寺 居 建立仕、 御 , 年鐘楼堂御 座 候 浄土宗単念と申 付、 :断申上建立 十五 年 以 坊 前 + 主同 辰 年 一時 年 御

宗堺宗泉寺 浄福寺 本寺、 末寺二成 弐拾五 (延蓋男) 中候 年以前辰 御 年 豊 嶋 権之丞 様 江 御 願 申 Ļ 浄

地 之時 薬師 堂山 分御竿入、 浄 福 九 寺 八千六百 境 内 坪 数、 坪 御 先 帳 年 面 相 御 知 書 レ 載 不 被 申 成 候 得 **兵** 共、 御 御 検

帳面究候 徳福寺と 御検 間 書 替 地 帳二 申 -義難 御座 成候と被 候 故 仰 御 候 検 地 浄福寺ニ 衆 御 断 申 紛 無 御 候 座 得 候 共 御

右之 元 禄十三 通 少し 辰 偽 瓜年六月 ŋ 不 申 # 上 七 日 有 三上 来 候 候写 通 書付 覚 差上申 候

三ヶ村 庄 屋 年 寄 連 判

右之通之写 壱 通 有

ことが で 寺 て 史 いることが 委 科 細 頭 6 御 0) などから は 彼ら 願 生 を;う わ \bar{o} $\overline{\mathcal{O}}$ 該 カ᠈ 記 述によ 。 る。 ú 地 浄 け 福寺 が 7 なお 玉 分村 村 \mathcal{O} 建立之次第 れ れば、 口 0 上 立 玉 平井 この 書が藩 会地であ 分村だけでなく宮里三 村 П 役 に Ł ったため 人松本惣兵衛 0 黒 書 V 石 は ての 村 藩 主牧 \mathcal{O} 認識・ である。 役 野家 人が 村の へ差し出された 作成し か 主 役人が また、 張 5 が 0) たもの 示され 後掲 かかか 浄 福

確認できる

延宝検 浄福寺境内であ 齬 \mathcal{O} け取ることは ŋ されてしまったこと、 か れている。 でら川 存在であったと主張する点に 薬師 を取 まず一 堂境内二二四〇坪と浄福寺境内七三六〇坪に り繕うために捻り 地 (槙尾 ま 条 では しかしながら、 目 はできな 川 で ったこと、 は 徳福寺の までの 薬師 元 禄四 薬師 堂と 出されたものといえよう。 境 東 ところが 內 す 側 でに述 が薬 堂 地 浄 年の堺奉行による寺 だったのであり、 主眼があり、 境内と浄福寺境内が 福 師 寺 べたように、 延宝検地では 堂境内、 \mathcal{O} 境 方に それと 原か つ この 当該 両境 社 5 て、 延 もともとから別 分けたことが 改 西 宝 記 地は少なくとも の際に本来の 内 峯 古 述を事 こくよ 検 ま 地 括 帳 ŋ 事実と受 東 で 西 検 \mathcal{O} 側 \mathcal{O} 齟 々 通 地

記され 宝検地 は時鐘 く事 して寺 きない。 本堂や鐘 単 \mathcal{O} 石があったところに、 -念が 末寺となったこと、 二・三条目には、 単 実である。 を建立 ているが、 を撞 念が再興したということはあり得 帳 延 楼堂 鐘 12 宝四年頃に当 き、 楼 「 浄· 堂 が建立され、 土宗徳福寺 しかし 常念仏を 0 浄土宗の僧単念が入寺したこと、 建 延宝検地 浄福寺 立 翌年には鐘楼堂を建立したこと、 は 該 延宝四年 条目 勤め 延 地 寺 宝 帳 の来歴が記されており、 1と同様 七 とあることや後述の 徳 Ť からは少 としての 年以 福 いることが述べられて (一六七六) 寺境内) 降の に、 なくと 実質が はず ない。 ここに浄福寺 に定着したという点は、 に代官豊嶋 しも鐘 で 急速に整 あ ま た、 史料 楼 堂 同 古 延宝四 時に堺 いる。 Vì 0 備 跡 からみておそら 現在まで単 存 されたように \mathcal{O} 権 浄 之丞 礎 在 福 このうち 石 寺 宗泉寺 確認で 五. 跡 存在 出 \mathcal{O} 延 念 礎 願

かったことを示唆する意図があったと思われ 差異には、 れたのであろう。 ために、 意図が込められていると考えられる。 記述には と同じく事実とは あるのは浄福 数 が 寺の実質が検地の段階ですでに整えられていたことが 兀 浄福寺とは対照的に、 浄福寺は延宝検地の際にも公認された寺であると主張する 九六〇〇坪と検 寺の誤りであることが記されている。 五 条目では、 一方、 いえない。 薬師 (地帳に記載されたこと、 延宝検 検地帳 堂 当時 山」と「浄福寺境内」という表現の 地 (T) に関して、 さらにいえば、 徳福寺は浄福寺のことだという \dot{o} 薬師堂に寺としての実質がな る。 「薬師 これも 検地帳に それを補 堂 山 ~三条目 徳福 浄 が述べら 三強する 福 寺と 寺 境

らず、 浄福 公認されたことを主張したことにより生じたものであっ 多分に含んだものであった。 このように、三村役人が関宿藩 寺は古寺であり、 古くから薬師堂境内と浄福寺境内は別個の存在であっ (元禄四 それ 年 の寺社改のみならず) は、 へ差し出した口上書は虚偽 歴 一史的事実ではないにもかかわ 延宝 検 たこと、 0 以地でも 内容を

には たことは事実とみてよいだろう。 そのうえで注目できるのは、そうした虚偽に満ちた口上書では 堺の宗泉寺の末寺となっていたこと、境内には本堂 堂があったこと、 福 寺境内に定着したということに加えて、 寺の実態が垣間みられることである。 そこで単念は時鐘を撞き、 先述の延宝四 この元禄 常念仏を勤めてい (念仏堂(28)) 三年当時 年 頃 だに単 あ 0

3 堂堪泉の訴

ったのだろうか。その点を史料3の 一、然ル堪泉坊江戸御地頭様 【史料4】(「公事出入之覚書」、『 では、三村役人は何故このような口上書を作成し 薬師堂境内ニ而 古ゟ真言宗地ニ 次にある願生の 望よし、『元来九千六百坪之場 は筆者が便宜 而御 座候処ニ、 記述から考えよう。 なけ 一付け 'n 浄福 ばならなか 所

年の寺社改の際に七三六〇坪を浄福寺 がわかる。 と主張し、 浄福寺という新 坪 は昔から ここからは、 藩 薬師堂の境内 主牧野家へ浄福寺境内七三六〇坪の引渡しを求めたこと 薬師堂の堪泉が、 寺を国分村の浄土宗の者が取り立て、 『浄福寺新寺ニ而 (真言宗の土地) 堂の建立を契機とし ·境内と寺社帳面に書き上 であったにもか そのうえ元禄四 て、 "九六〇〇 か わらず、 一げた#

电、

其上

御 場 山

[座候]

与被申上

候 堂 堂

由 建 山

弐千弐百四拾坪渡し申候、

湯所少ニ

顽

薬師 薬師

立

一不成

分村之浄土宗取立

一二置候

而

其

上寺社帳

付上ケ、

七千六拾坪

社帳面之通

福

寺境

内

と御座候ニ付、

渡不申候、

泉の訴えがあり、 ことと考えられる。 えとはまったく正反対のもの なかろうか。 していくことになるのだが、 前 後の 記事 そうした目で口上 からみて、 これにより薬 |村役人もそれを意識して口上 この 六月の 堪 であったことは明らかである。 泉 書を振り返ると、 師 0 堂と浄! 関宿 訴 願 藩の尋問の は 元禄 福 寺 \mathcal{O} その 書を 争 前 年 作成 提に 主 が Ġ 張 本 七 が 八 堪泉 たのでは 的 でに 月 展開

たのであり、 で三村役人は そのためにあのような口上書が記されたのである。 浄福寺を擁護し、 両寺の 併 存 (現状維持) をは かっ て

4 小括

と次のようになる 本節で明らかにした 限りで、 争 論に 至る一七世紀の展開をまとめる

でに衰退・無住化していた。 在 していたと想定される。 の立会であることから考えると、 当該地にはもともと徳福寺という寺があったが、一 なお、 境内地 徳福寺は宮里地域の寺として存 が国分村 平井村 七世紀 後 黒石 半 ま

vi

- ii 公認されることになる。 延宝七年の検地では 延宝四年頃、 徳福寺境内に浄土宗の僧単念が定着する。 「浄土宗徳福寺」として除地境内九六〇〇坪が そのため
- iii うになる。 寺の実質が整えられていく。そこで単念は時鐘と常念仏を勤めるよ 延宝検地後、 また堺の宗泉寺の末寺となる。 本 堂 (念仏堂) や鐘楼堂が建立され、 浄福寺として
- iv た薬師堂の系譜をひく薬師堂の境 念を住職とする浄福寺の境内と、 元 寺境内七三六○坪と薬師堂境内二二四○坪が成立する。 禄四年、 堺奉行による寺社改が行われ、 内とに分けられる。 延宝検地段階で徳福寺境 徳福寺の除地境 これ により 処内にあ 内が、
- 元禄 ながりを背景としながら 二二年、 江 1.戸護国 [寺の弟子僧・堪泉が護国寺と藩主牧野 薬 米師堂の 住 職になる。 このときに傍示で 家の

る。 内地 る。 ま が 実際に分割され、 堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改め寺 浄福寺境内と薬師堂 境 内 の空間 の権威化をはか できあ

が 境

屋との関係が変化しつつあったと想定される。 が浄福寺へ返される。 他 方、 E 分村 の庄屋交替に伴 この時 期、 浄福寺と国分村あるいは国分村庄 村に預けられ ていた単念の 印

護する。これをうけ堪泉は再び藩 と主張し、 は古寺であり、 人は、もとより薬師堂境内と浄福寺境内は別々であること、 元禄一三年、 浄福 堪泉が九六○○坪すべてを古くからの 延宝検地でも公認されたことを主張し、 寺境内の 引渡しを藩へ求める。 へ訴願する。 これに対して三村役 薬師堂境内だ 浄福寺を擁 浄福寺

史的 である。 のか、 黒石村の役人などがどのような立場にたち、 ①薬師堂堪泉、 こうして浄福 展開 ②それを通してどのような徳福寺 次節からは争論の展開を詳細に追っていくが、 が浮かび上がってくるか、 浄福寺単念 :寺の境内地をめぐる争論が惹起していくことになるの 願生、 という点に着目 関宿藩牧野家、 浄福寺・ どういった主張を行った 薬師堂をめぐる歴 国分村・ た その際には 平井村

論 の展開① 第一 段階第 期

ってはじまり、 争論は元禄一三年 宝永三年 (一七〇〇) 七~八月頃の (一七〇六) 八月頃まで足かけ 薬師 堂堪 七年にわたっ 泉 小の訴願 によ

画 の第一段階、 [期があったことを示唆していよう。そこで、 述 表2は第一 は宝永元年 ゕ それ以降を第二段階として検討を進めていくことにす 段階の経過をまとめたものである。 七〇四)六月までしかない。 は じめにで述べたように、「公事出 宝永元年六月までを争 この時期にひとつの 入之覚書」 の

以前を第 一期について検討する。 〇三) 九 ·出入之覚書」を用いる。 第一段階内においても、 ~ 一 一 月 頃 一段階第 期 に画期があったことがうかがえる。 。なお、 以後を第二 本節と次節ではとくに断らない限り「公 後述するように、 二期と把握し、 本節では第一段階第 元禄一六年 よって、 二七 それ

1 第一 段階第一 期の構図

番号は表2と対応)。 段階第 期 の経過を摘記すると次のようになる (括弧 の

《元禄一三年 (一七〇〇)》

が 可 语福寺江 堂山 出井は国 被 薬師 成候」と命じる。 一へ替 堂堪泉の出訴をうけ、九月に関宿藩江戸役人松井清 二可 分村 .可渡」と命じる。同時に、 致」、 山を求めるが、 平井村 一三日には これをうけ、 黒石村の役人へ、 願生は拒否する 「浄福寺山ヲ替ニ 三村役人や割本の三林村喜 浄福寺の願生 最初は 仕、 へ も 「兎角浄福寺 村 山之内何 「其方山 三兵衛が 百右衛門 程成共 山ヲ薬 |替山ニ 来村。

に対 松井は、 薬師堂は境内九六〇〇坪をもつ古寺、 浄 福 寺

> 願生 形式) は拒否する。 は 新寺とする内容の へ替山を求めるが、(おそらく本寺宗泉寺に相談し を自ら作成し、三村役人へ押印を命じる。 三村役人は松井の命に従い口書に押印する (3~5)。 「百姓共口書之下書」 (三村役人を差出 三村役人などは ながら) 人とする 願生

《元禄一五年 (一七〇二)》

願生は拒否する(6・7)。三村役人は堺の宗泉寺へ赴き、 福寺愈々引寺ニ致候」と命じる。 を申し付けるよう依頼するが、 九月九日、 一〇~一一月、三村が浄福寺へ、今後は「かま虲 毛見江戸衆の荷合幸右衛門と石倉又兵衛が 宗泉寺も拒否する |村役人は願生へ引寺を求めるが、 (8 · 9)° 生 一、引 浄

寺

は「かさねて仏約等も入申事難成候」と伝えたため、 不申候」、 願生が反 さらに 行する

《元禄一六年 $\widehat{\underbrace{1}_0}$ (一七〇三)》

 \mathcal{O} 指 提 村喜右衛門も、 める願書を差し出すよう命じる 仕候」と返答したため、 福寺願生の様子を尋問。 赴き相談。 九月、 経緯を記して引寺 示をうけ、 出 を要求するが、 藩役人石倉又兵衛と津久井武兵衛が来 九月二二日に浄福寺が、 しかし宗泉寺は藩役人に対し願書提出を拒否す 浄福寺は看坊であることなどを理由に宗泉寺へ , の 撤 やはり宗泉寺は拒否する 国 石倉は浄福寺に対し、 口 を求める口上書を差し出す 分村庄屋が $\widehat{1}$ 1 0自らの寺を古寺とし、 「私共如何様 これ $(1 \ 2)$ なうけ、 藩主 が村し、 へ引寺の 申候 玉 (13)結局、 願生は |分村庄 前 る。 撤 1 宗泉寺 また、 願 口 承 屋 石 i 倉 の [を求 引不

表2 争論第1段階の経過

平口.	年月日	表2 争論第1段階の経過	
番号	<u> </u>	経過 (1700)》	
1			
1	7 0月頃	薬師堂堪泉が藩主牧野家へ浄福寺境内7360坪の引き渡しを求め出訴【史料4】。	
2	9月?日	牧野家江戸役人松井清兵衛が来村。「浄福寺山」(浄福寺境内)を「薬師堂山」(薬師堂境内)にするよう命じる。 夜、国分村・平井村・黒石村の庄屋が浄福寺願生へ、浄福寺山の引き渡しを求める。願生は拒否。	
		松井が和田村勘兵衛宅へ3村役人と願生を呼び寄せる。3村役人へ、浄福寺山(除地)を引き替え、村山(年貢山)を浄福寺へ渡すよう命じる。願生へも「替山」を命じる。願生は拒否。 三林村喜右衛門が願生へ、浄福寺は新寺であるとの理由で、替山を申し付ける。願生は、"浄福寺が古寺であることは6月27日の書付(史料3)に明らか、たとえ新寺であっても	
3	9月13日	厳有院(徳川家綱)の7回忌と13回忌の際に古寺並と認められている"と反発。 松井が3村役人へ、薬師堂は古寺、浄福寺は新寺、9600坪は薬師堂境内とする内容の「口書之下書」(3村役人を差出人とする形式、【史料5】)を示し、押印を命じる。 3村役人は願生へ替山を依頼。願生は拒否し、「口書之下書」の写しを堺の本寺宗泉寺へ持参。	
4	9月?日	平井村羅漢寺にて3村役人と坊主衆が寄り合い、願生へ「替山」を申し付ける。願生は拒否。国分村庄屋仁左衛門が「古寺之証拠」を示すよう求める。	
5	9月?日	宮寺(中之坊)にて3村役人が寄り合い、願生へ替山を申し付ける。願生は、「寺社之義ハ寺社之御アツカイニ而御座候得は、殿様之侭ニも難成候」と反論。さらに、3村役人が"松井の口書に押印する"と述べたのに対し、(元禄4年の)寺社帳面に3村役人が押印したこと、6月27日の書付(史料3)を3村役人から差し出したことを挙げて反発【史料6】。	
		願生の反発をうけ、3村役人は松井に対し口書への押印を断る。しかし認められず、3村 役人は押印。	
	《元禄15年	(1702)》	
6	9月9日	毛見江戸衆の荷合幸右衛門と石倉又兵衛が来村。国分村庄屋へ浄福寺の「引寺」を命じる。国分村庄屋は承諾するが、願生は拒否。	
7		毎日、宮寺(中之坊)にて3村役人が寄り合う。願生へ引寺を申し付けるが、願生は拒否。	
8	9月?日	3村役人が堺の宗泉寺へ赴き、引寺を願生へ申し付けるよう依頼する。宗泉寺は、(元禄4年の)堺奉行の寺社改と(元禄9年の)本山増上寺・知恩院の開基改によって浄福寺が公認されていることを理由に拒否するとともに、大坂町奉行へ上申すると返答【史料7】。	
9	10月7日 ~9日	3村役人は宗泉寺へ、願生への説得を催促する書状を出す。宗泉寺は3村役人と三林村喜右衛門へ書状を出し、江戸役人と面会したうえで大坂町奉行へうかがい出ると伝える。	
10	10月18日・ 11月16日	3村役人は浄福寺へ今後は「かまひ(構い)不申候」と伝える。さらに、「かさねて仏約等も 入申事難成候」と伝える。 願生は反発。	
《元禄16(1703)》			
11	9月?日	江戸役人の石倉又兵衛・津久井武兵衛が来村。国分村庄屋仁左衛門へ「浄福寺之義願生如何様申哉」と尋問。 仁左衛門は「私共如何様ニ申候而も承引不仕候」と返答。 石倉は浄福寺へ、引寺の撤回を求める藩主宛の願書を差し出すよう命じる。	
12	9月?日	願生は堺の宗泉寺へ赴いて相談。宗泉寺は使僧を石倉・津久井へ遣わし、"堺奉行へうかがったうえでなければ願書を差し出すことはできない"と述べ、願書の作成を拒否【史料8】。 三林村喜右衛門が、浄福寺の開基帳面のことが寺社帳面に記載されていない点を問題にする。使僧は、"寺社帳面は元禄4年、開基帳面は元禄9年、よって記載があるはずはない"と返答。 また喜右衛門が、「浄福寺ハ看坊ニ而御座候得は、思召様ニハ難成候」と主張するが、使僧は、"たとえ看坊であっても除地を勝手にはできない、そもそも看坊ではない"と返答。	
13	9月20日・ 22日	夜、三林村喜右衛門宅にて、石倉が願生へ、藩主への願書を浄福寺から差し出すよう命 じる。単念・願生が石倉・津久井へ、浄福寺を古寺とし、これまでの経緯を記して引寺の撤 回を求める口上書を八田庄東村庄屋宅にて差し出す。	
14	9月?日	願生が3村に対し、「仏役」を入れないことに反発。	
15	9月24日	石倉・津久井からの指示をうけ、3村役人もこれまでの経緯を記した口上書【史料9】を差し出す。	

[2]		江戸役人河辺権兵衛・松井清兵衛の書状が和田村勘兵衛・三林村喜右衛門のもとに到 着。浄福寺が新寺と決められ、江戸増上寺へ藩主の使者が遣わされた旨が伝えられる。	
16	11月26日	これをうけ、喜右衛門宅にて、喜右衛門・勘兵衛が願生へ、①浄福寺が新寺であることは増上寺から知恩院へ伝えられるであろうこと、②浄福寺が新寺に確定すれば3村役人の「迷惑」になるので、(増上寺・知恩院から新寺と申し渡される前に)「寺引」(=引寺)すべきであること、③浄福寺境内での木柴採取の差し止め、④寺(本堂)と鐘楼堂の間数を記した書付と絵図を江戸へ差し出すこと、⑤「替地」(=引寺)を承知すれば境内7360坪を国分村内で渡し、その年貢は村で負担することなどを申し付ける。	
		また、喜右衛門が願生へ、「寺引料」は堪泉か百姓が負担すること、浄福寺が「破寺」(廃寺)になることはないことを伝える。	
		願生は、"知恩院の指示があるまでは従えない"と返答し、拒否。	
		喜右衛門・勘兵衛は、増上寺・知恩院から指示がある前に引寺すべきであること、そうすれば浄福寺は古寺で済むことを伝える。 願生は、"宗泉寺と相談する"と返答する。	
		夜、3村役人が浄福寺を訪れ、「得心致様」説得するが、願生は拒否。	
17	11月28日	黒石村庄屋・国分村庄屋・平井村庄屋代が堺の宗泉寺へ赴き、浄福寺の「替地」を依頼。 宗泉寺は、"増上寺・知恩院に「内証」で引寺はできない""寺山境内の木柴採取の差し止めも認められない"と返答し、拒否。	
18	11月?日	願生も3村役人へ、"替地はしない""寺山の木柴は宗泉寺の意に従い採取する"と伝える。	
19	11月晦日	3村役人が浄福寺・鐘楼堂の間数改めを行う。	
20	12月22日	3村役人が「切坂御年貢山絵図」に浄福寺移転予定地を記して藩へ提出する。	
《元禄17(宝永元、1704)》			
21	3月16日	知恩院役者衆からの呼び出しをうけ、宗泉寺と浄福寺(願生)が上京。 知恩院役者常性院が、増上寺役者から書き写した口上書(元禄16年11月24日に関宿藩 役人が増上寺役者へ差し出したもの【史料10】)と替地絵図(「切坂御年貢山絵図」か)を 見せ、返答書の提出を命じる。	
22	4月8日	願信(単念あるいは願生の弟子か)が高野山蜜蔵院へ赴き、元禄7年の薬師堂本寺証文などを確認する。	
23	5月14日	宗泉寺(領誉)と浄福寺(願生)は上京し、知恩院役者へ口上書(返答書【史料11】)を差し出す。その後、口上書は増上寺を経由して牧野家へ渡される。	
24	6月22日	宗泉寺・浄福寺の口上書の写しが、河辺権兵衛・松井清兵衛の書状とともに和田村勘兵 衛宅へ届く。	
25	6月24日	国分村庄屋仁左衛門・黒石村庄屋吉右衛門が引寺を求めるが、願生は拒否。	

注1、「公事出入之覚書」より作成。

注2、【1】は第1段階第1期、【2】は第1段階第2期を示す。

書を差し出 人も石倉 す 役 人の $\begin{pmatrix} 1 \\ 5 \\ 0 \end{pmatrix}$ 津 間 :久井の で 仏 約 命をうけて、 をめぐるやりとりが これ までの経緯を記 あ つ た後 $\widehat{1}$ した 口 4

する浄 る割本 それぞれについて具体的 し 以 Ĺ 「替山」 0) 福 経過からは、 一林村喜衛門) (願 あるいは 生 とその 大局 引寺」 と国分村 にみていくことにしよう。 本寺宗泉寺という構図がみてとれ 的 には、 を要求する関 平井村 薬 師 堂 堪 ・黒石村の役人、 宿藩役人、 泉 \mathcal{O} 側 にたち、 それに る。 強く反発 浄 同 福 問調す 寺に 下、

2) 関宿藩牧野家

九月に 玉 れ が 堪 たと考えられ を目 泉坊 る。 ることは 江 出 .戸御役人松井清 期 宿 てくるのはここだけである。 次の経過 この ・た際の 滞 指していたといえよう。 藩 皆 在 役人松井清 !の動向でまず注目できるの 1々浄 背景には したままであり、 切な もの る。 の中に堪泉自身がほとんど登場してこないことであ 土宗同道 堪 であるが 泉は関 兵衛が来村し 兵 衛殿 やは おそらく 而 宿藩との り先述の 中 (表2番号2、 御越 争論当初 \堪泉は そのうえで注意がい 略 瀧山 被成成 これ以降元禄 護国 は、 瀧 関係に依 灰候」 薬師 山江三ヶ村百 浄 国寺と牧 松 福寺・ という記述 井に 堂 師 以下番号の 拠し σ 堂 仏野家の 同 住 堪 一六年まで彼自 薬 て、 泉と 道 職 師堂境内の . る の して来村すること になってからも護 姓 は、 浄 0 の緊密な関 み記す)、 は、 喜 :福寺境 ながり |右衛門 元 第 禄 所 內 が 一三年 在 堪泉]殿并 る。 が 段 の あ 係 地 現 階 獲 で

> ら であろう。 は んる。 あ つ 7 こう ŧ |村や浄| た堪泉には薬師堂の住 福 寺と接触することはほとんど 職としての実 体は な か 無であ たと考 った え

 \mathcal{O} ようなもの それでは、 だったのであろう の 段 階 \mathcal{O} 薬師 堂堪 泉 関 宿 藩 \mathcal{O} 主 張 は、 体 的 は

【史料5】(「公事出入之覚書」)

寸 其上ニ而三ヶ村之百姓衆、 [し被遊 腹被成きび 候、 しく御 下書之文 申付 三日 被 清 成 候 兵 而 衛 様 其 江苏 上 勘 百 兵 衛殿 妰 共 口 座 書 敷 乏 下 而 書 ヲ 中 御 Þ

国分・平井・黒石庄屋・年寄口書

兀 内 伝候、 十五年以: 境 福寺と申 鐘建立被致 代官所之節 通 寺社 內 拾 右衛門 当村瀧薬師 は 有躰ニ申 訳②坪 帳 不 右単念不罷 郎 申 村 面 前 義 浄 が覚 候而 中へも相 Ė 候、 辰年当村 右 分差上 一候様 堂弁 門相果 去卯年 元不申候、 薬師 境内七千三百 時之鐘ヲつかせ、 后有候内 浄福· ニ与被仰付 堂奥之院と申 談不仕内 ケ 申 申候義御 |郎右衛門と申庄屋単念与 寺之儀委細 拾年以(元禄四年) 薬 候 ハ右之場 篩 候、 I 六 拾 証 付 堂 前 住 尋 常念仏 未年 所(元) 持 坪 被 伝候石す 浄 御 寺 而 相 کے 訳②遊 福 詮? 社 帳 究 書 候 右 薬 寺之義、 儀 《師堂山 取立、 付 面 浄 被 瀧 差上 薬師 右申 福寺 堪 遊 泉坊 書上 跡 候、 堂 与 单 御 豊 F. 与 申 境 候 瀧 計 号 道 座 嶋 古 候所 候 引 候 内 通 申 浄 心 権之丞 来ゟ覚 坪 師 伝 福 者 ム候、 千 庄 堂 指 与境 中節 ·弐百 節 屋三 様 来 浄 弐 御

様 ヲ以三ヶ村立合見 之曲 一懸申 候 事ニも可 詮義之上 渡 伸候、 被仰 積りニ 有躰 付 此 外何 候 而 申 = わ 上候、 け、 後 而 日 も覚不申候 仍 若相違之義申上 示ヲ立、 何二 割 本 而 候ハヽ、 t 証 茂其 拠 段 何 無 御

元禄十三歳

月十三

之通

松

井

清

兵衛様ゟ三ヶ村庄屋

年

寄

二是悲弐判

成

証

被

仰

三ヶ村

庄

屋衆中

牛寄

出 立 して、 腹した藩役人松井清 頭と末尾の願生の記述 白 則 石之通 ら作成した 証文下 兵 「百姓共口書之下書」 へ衛が 書 とから 御 割本の 出シ は 被 和田 浄福寺が替山 遊 候 .村勘兵衛宅に三村役人を呼び 写 也 を示し、 を 承知し 押印を命じたこ ないことに

建立して時鐘 ともと薬師 の礎 この口書には以下のことが記載されている。 匹 年 石跡 坪 (一六九 六 に国 と浄福寺 堂 九 を撞かせ、 山 [と呼ば 分村庄屋三郎右衛門 九 の寺 境 3内七三六〇坪に分けて寺社帳 れ 堪 常念仏を取り立て、 社 っていた。 泉が 改では、 液薬師 延宝四年 堂の住職に が単念という道心者を置き、 一郎右衛門が 寺号を浄福寺とした。 就い 浄福寺があ 六七六)、 : 独断で瀧薬師堂境内 面に記載した。 た際には、 薬師 いる場 すでに 堂奥之 所 鐘 は 元 元 を ₽

かであ

とがうか

が

ええる

3).

したがって三村

役人を差出人とする形式にな

ってはいるものの、ここに堪泉や藩の主張が記されていることは明ら

1分割した。 一郎右衛門が亡くなっていたので、寺社帳面の坪数にしたがって実

ここからは次の点に注目しておきたい。

な主張である。 であることを主張し、 内に分割したことも、三 ただし、もちろんこれも事実ではない。 このようにして堪泉と藩は、 るとしている。 三郎右衛門が延宝四年に道 ったと述べていることである。 第 該 さらに元禄四 地 はもともと 浄福寺 一郎右衛門 心者 年 薬師堂が へ境内地の引渡しを要求したのであ -の寺 薬師 0 方で浄福寺 単念を置いてつくり出した新寺であ 恣意的な行為として否定している。 堂山」 社 九六〇〇坪の境内地をもつ古寺 改の際に薬師堂境内と浄福 徳福寺の 0 まり に 存在を無視 薬 ては、 師 堂 の 国 た強引 地 村 寺境 庄屋 であ

者であった単念は えれば、 門と近い関係にあったと考えられること に預けられていたこと、 また、 は、 であろう。 単念がもともとは 郎 第二に、この口 後掲の史料9など他の史料からもうかがえるので事実であろう。 右衛門が大きく関与したことも間違い 先述したように元禄 単念や浄福寺と三 であるならば、 書 (正式な僧侶ではなく) 国分村 からも浄福寺 そのときまで庄屋であっ 元 一郎右 庄 一二年の庄屋交替まで単念の印鑑が国分村 禄四年 屋三 衛門が密接な関係にあったことも確実 郎 \mathcal{O} 右 の浄福寺境 実態が垣間みられることであ 衛門との (おそらく親子) ないだろう。 道心者であったということ つ 内七三六〇坪の た藤四 ながりをもつことに つまり、 郎 が三郎右衛 を る。

位 四 宝 つ 五 郎 石 地 浄 1余で 兵 帳 衛 に 寺 は あ ょ Oŋ, 住 $\frac{-}{\bigcirc}$ れ れば、 職と 石 玉 日分村内 して 余 延 宝七 (30)0 存 年 で 立 は しえたと理解 (一六七九) 突出した存在であっ 当時 できるの 0) た 郎 で (所持) あ 右 衛門 る。 ;高第二]の所持 な お

境内 され 山 被 村 月 薪 山ヲ御渡 にとってそれ しを求められた願生は薪の 薬師堂山 [を引渡 成候」 さらに Ш 一三日になって松井は、 無之候故 しとつは と表現されてい 全体を引き渡して 元 ていることである。 之内何程 致候 禄一 候 ここか 、堪泉や 三可致」 シ可 と命じ 様 五 」と命じられた三村役人は 堪泉 は山林の 代 被成候」 左様難成候」と返答している 成 年 5 関 てい わりに村山 とは、 幷 共 九 と命じ、 八浄福寺 宿 屋 月 たの 関 藩 る 敷 引 村内 宿藩 甪 と申し の ハ何 荷 (3)。ここからは、 寺 益に 元 に 動 合幸 江 とは それをうけて三村の庄屋が願 三村 第向に関 対し、 禄 問 の へ移ることであったことがわ 可 方ニ而も望 (年貢山) か 渡」、 題を理由に拒否したのである。 渡した際には、 要 一三年九月、 右 、求内容が、 か 役人に対しては 衛門 元禄 屋 わる問題であったことがわ して二点ほど 敷 願 と 生に対しては — 五 を受け取ることで 可 石倉又兵 願生へ 本 被申 堂 |年になると「引寺」と表 元禄 最初に松 $\widehat{\underbrace{2}}_{\circ}$ 願生は B 候」 「替山」 鐘 付 一三年の (衛から 「浄福寺山ヲ替 楼 「浄福寺ヲ け と申 (堂) 出井が つまり山 加 とは除 「其方山 「山ヲ遣 えてて 段階 いかる。 し渡 を含め あ 生 何 浄 ŋ 浄 お |地境内 きた 方 福 カュ . 替 そして九 \mathcal{O} 净 福 明 山二 仁 七 た除 て 寺 る。 浄 候 寺 は 成共 け渡 なわ いる :福寺 愈 而 福 Ш · 可 地 Þ \mathcal{O} は

> う。 三年 ち、 が、 坪 要 元 つ て全体の 禄 (求内容は 狭 義の 段 浄 浄 五. 階の 福 福)引き渡 年段階 寺 境 内部: 境 厳 內 しくなっ 内 しを求っ Щ 分と、 七三六 \mathcal{O} \mathcal{O} 問 引 要 題 文求とは その 寺 は て めるも 0 坪 山 V 要求とは狭義の \mathcal{O} 0 周 は のであ 用 たといえよう。 Ш 丑 本 \mathcal{O} 堂 益とも連関し 林部分の引渡しを求めるもの Щ (念仏 林部 たの 分で 堂 で 境 汽 部 ある。 てい また、 構 Þ 成され 鐘 たこともうかがえよ 分を含めた七三六〇 楼 実態 総じて浄福寺への 堂 てお など は 0) 未詳である で 堂 舎 が

六年に: かか 呵 荷 し三林村喜右 強硬な姿勢をみせている。 この争論のために来村した役人と考えられるが、 村役人や浄福寺などに対する態度が異なっていることである。 倉 検 元禄一六年の石倉と津久井も、 江戸衆」 「百姓共口書之下書」 もうひ 見や 合 ・ が 後程御役 来村した石倉又兵 若 津 年 人井は | 貢収 とつ 净 たのである。 と記されているように、 福 福門が は、 寺がてん不致候(含点) 納 人衆 のために来村した役 松井とは異 元禄 御 また、 先役人衆 を作成し三村役人へ押印 <u>三</u> 逢 衛・ 可被 一年に 荷合幸 ハハハ、 そ なり、 方で元禄 成 勘定 Ō 来 候」 彼らとの面会に訪れた宗泉寺使僧に対 検見の 態 村 度も、 右 浄 検見や年貢 人であったと考えら と述 した松井清兵 取 衛門 福 五年の 掛り ために来村した役人である。 寺 ベ ラ引潰 元禄 てい 被 津 成成候間、 収 ・を命じるなど、 久井武兵衛とで 荷合と石倉は、 ることか 五. 納 先述したように 衛 坊 年 の つい 主 九月に荷合と石 引出 元 5 御待被 でに 禄 $\begin{pmatrix} 1 \\ 2 \\ \end{pmatrix}$ 争論に は、 石倉 松 五 毛見 !自ら なり 井

に ている点 を承知しないならばその ニ」と述べるなど 、よう。 なったのであり、そこには役人の性格の違いが反映されたと考えら 浄福寺 るのではなかろうか。 さらにいえば、 $\widehat{1}$ $\underbrace{\hat{1}}$ 元禄 の要求内容が厳しくなる一方で、 に端的 六 松井 撤回 に示されているように、 年九月に石倉と津久井が浄福寺に対し、 強 硬 は [を求める願書を藩主 な姿勢をみせることもあったようだが 堪 泉ととくに 密接な関 松井と比べて寛容で 藩役人の態度 へ差し出すよう命じ 係にあっ 及は寛容 たと想 引寺

> Ш に

3 割本と国 分村 平 井村 黒石村の役人

喜 わ

みれば、 本も、 浄福寺に対し替山や引寺を求めていった。 両者の間 国分・平井 には大きな違 黒石 三村の役人も、 いが見出せる。 基本: しかし、 的には藩 より 役 人の 詳 命に 細 12

と申し 三日には ることはあっても、 関しては、 村喜右衛門と和田村勘兵 宮里三村やその周辺地域の 移すよう求めているの ハ新寺 方、 渡 「公事 てい 喜右衛門はより積極的 三而 井の る 出 候故、 「替山」 (3)「入之覚書」 それ以上争論にかかわることはなかったようであ ′衛であったと考えられる。 浄 八事ニ であり、 0) 福寺 命をうけ 関宿藩領の割本を勤めて をみる限り、 成可申 は である。 新寺だと明言 堪 泉や関宿藩の 候 喜 間、 例えば、 右衛門は 屋敷に藩役 Ш L計替· 山御 随願生に このうち勘兵 主張 元禄 山 人を滞 だけ [取可被 たの 一三年 要求 対し は、 でも村山 小にまさ 産在させ 九月一 成 「元来 三林 候

> あるい 成候」 きる。 宗泉寺の りにはならないという趣旨であったと考えられ、 せようとするものであったと理解できる。この 合 右 衛門の 要 致 また、 と申し渡している (12)。 求 する行 は檀家の寺であるから、 が山 使 姿勢はまったく藩に従属的であった。 (僧に対し、「浄福寺 元禄一六年九月には、 動であ 林部分だけの引渡しを求めるものであったこと る。 な お、 ハ看 単念や願生、 Ш これは、 計 坊 藩 = 主 という表 而 御 0) さらには 浄 座候得は、 願書差し 福 ように これ 寺は看坊、 現 か 宗泉寺 も藩 出 5 思召様ニハ は、 割 本 の意向に つまり . 三 が 改 \mathcal{O} \otimes て 通 難

らに、 急キ被 日に三 は、 寺 の口書をうけて三村役 村が大きな影響を与えたのであろう。 していたことからすると、 あ 雑 は 一五年九月九日に荷合と石倉が引寺を命じた際にも 之証 る。 ただちに である。 一方で、 玉 元禄 成成候 一村役 拠 元禄一三年六月の口上書 分村庄屋仁左衛門 浄福寺 を示すよう頼んでいる 願生への説得 元禄一三年九月に松井が替山を命じた際にも(2)、 人が宗泉寺へ差し出した書状には、「江戸御 ニ付迷惑いたし候」 六年九月二〇日に、 への説得を主に担った三村役人の態度 人が を行っており、 は : 替山を求めたのに対 態度を一変させたともいえる。 願 生へ との一文が添えられている (史料3) 石倉・ $\widehat{\underbrace{4}}_{\circ}$ 「私共も迷惑ニ存候」と述べ、「古 しかし、 基本的には藩の意向に従順で 津久井から藩主 また、 では浄福寺を擁 元 禄 し願生が 禄一 一三年九 (6)、三村役 役 五 拒否した際に は 人衆様 もう少 *(*) 年 藩役人の来 護 $\widehat{\underbrace{9}}_{\circ}$ 願書差 しようと 〇月七 元禄 ゟ御

というわけには る。 に三村役人が浄福 ŧ, 出 弥引寺 L こ の を の 命 じ ように、 5 殿 いかなかったのである。 様 はお被仰 割 寺の引寺の 本とは異なり、三村 生 は、 付 候 撤回 是迄も百 、哉」と返答しており [を藩へ求めたこともあったようであ 姓 衆以 役人は単純に藩の意向に 御 詫 (13)、これ以 审 上 候 所ニ、 従う 当 前 年

――を単念取っ而可有御座候、 門が では たのに 関 か 生 が 当 べさね 八も旦 れてい わか 一に対して、 一時の浄福 得しているようなので、 先 その背景のひとつには、 はない) 記 年 などと返答している 「浄 て仏 る。 一那無之故 たことがあったと考えられる。 ゎ 対して、 づか て 福 取事来浄福寺 に公 儀 様 へ 御 年に 一方で、 約等も入申 ま 寺が村との間に寺檀関係をもっていない 寺 黒石村 た、 ハ看 \mathcal{O} る 宗泉寺 仏 は願生自身が $\widehat{1}$ 元禄 浄 約 坊 庄 常念仏を勤めることにより寺を維持 $\overset{\hat{4}}{\overset{\circ}{\circ}}$ 入被申候所 福 御 屋市 Ď 寺諸: ハ旦 而 事 使僧は一 書 五 難成候」 御座候得は、 返答の $\overbrace{1\atop 2}_{\circ}$ これらの 郎 上被 年 一那壱人も無之、 事修理等はも 兵 一村と浄福寺 <u>.</u> 「右引寺之義御殿様 衛 看 = 成 内容 が 月 と申し 候 坊与寺社帳 これに藩役人も喜右衛門も ことからは、 「先御 去 一六日に は 思召樣 帳 年三ヶ村申 先述の 事実とみてよい。ここからは、 切 面 \mathcal{O} 渡してい 地 寺 住持方ニ仕、 間 頭 = は、 地ヲ単念取立 元 に 塚様之遠 而 禄 ハ難成候 実 御 候 浄 引 合仏約も入不申 ゟ被仰付候故、 体 (候脱力) る :福寺と言 得 六年九月に喜右衛 虚に一面 寺 的 (したがって看坊 $\widehat{1}$ を は な 此 承知し 常念仏勤居 していたこと 関 $0 \\ 0 \\ 0$ 方 と申 被申候、 係 御 庄 ニ不存候、 村 が 座 屋 ない 0 形 候故、 応は 書 侯 れに 渡し 成さ 間 願 申 壱 違

> ひとつ なお、 る。 にも、 は常念仏 こうして三村の生活の 先述の の 同 様の 背景となり、 を通し 背景があったと理 元禄一三年六月の口上 た 仏 先の三 約 中に浄福寺 \mathcal{O} 一村役人の 関 解できる。 係 が 書におい 取 態 いり結 が 度 分が導 定 ば 程度根付い て浄福寺を擁護 れ き出されたといえよう。 7 たことが てい Ď カコ が え

(4) 浄福寺と宗泉寺

や宗泉寺がどの 対応してい は、 あ 三村役人からの説 願生がやりとりした際 に掲げるのは、 いる堺の 薬師 浄 福寺と宗泉寺 堂堪泉と関 宗泉寺は一 るの ような である。 元禄一三年九月に宮寺 浴宿藩 得 貫して強く反発する。 などに対 の密接な関係である。 から 論理で替山や引寺を拒否したのかをみよ の記録である そのことを押さえたうえで、 0) 替 L 山や引寺 浄福寺 (5)° (中之坊) Ō その 単 要求、 両者はまさに一 念 際 そ において三 願 まず 生 れ 以 をう とその 下 注目 体と で Ú は で か う。 きる 役 浄 な 本 割 ، O ، - 寺で 福 本 次 7

【史料6】(「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた)

被 之内 5 审 宮寺へ三ヶ村寄 判 出 · 候 替 仕 何 可 候 申 被 程 成 候 成 此 共望 書 度 付 浄 御 |次第 合被申 二村 猶 福 地頭 寺 又 御 々之 三可 様 おの 候、 地 者共 ゟ 頭 仕 被 候、 づ 様 願 から新 仰 が生よ 之御 連 出 得 判 候 .:意 仕 心 び 貴 寺 差上ケ可 不 寄 僧 御 罷 候 成候 山 下 吅 ヲ御 ` 間 申 黒 可 候、 替 石 被 此 候 村 成 計 度 市 書付 何 清 郎 程 兵 成 村 衛

事難成. 御座 難成候与存 申 一候得は 候 候 存 寺社之義 又願 与 何れもノ 单 拙 僧山之義 返 御 寺 答 7社之御 差図 申 ハ何茂御存 候 噯二 村 山御年貢ヲ百姓衆 而 _ 御 御座 地 知之通往古ゟ御検地 一候得は、 頭 之 御 意 殿様之侭 へ為致替 Ł せ ょ 申 = 事 候 而 Ł

ケ様 御役人松 社 拙 候証文ニ 一時 被 様 御 僧 **队存候**』 之段 迄 帳 市 ニ可被成候』 申 も御 面 候 郎 己判形 判形可仕候間 本惣兵衛様 々御帳面之弐判ヲ何も 兵衛殿御 と申、 公儀様、 『其証文ニ 御 と申 座 ゟ御詮儀 申 其 候、 被 様 、浄福寺 成 何も判 成 幷当六月 左 候 判 様 形之御 慥 被 形 成候 被成 成連 御心得 = 然ハ 被 # 成 相談ハ得不 候 判 七日之日付 候 此 可 而 三ヶ村之衆指 ハハハ、 度 被成候 は 皆 清 兵 何も Þ 仕 御 衛 四難 儀可 .候 御 与 様 而 う被申 茂 不及 公 御 御 儀 申 被 地 御農衆 审 审 頭 候 付 様 -清兵 様之 候、 被 江 御 成

時 と被申候 市 郎 兵衛 被 申 - 候ハ、 _ 地 頭 之 御 意ニ 而 御 座 候 得 は 判 形 可

のようになろう。意味のとりにくいところもあるが、言葉を補いながら解釈すると、

次

ま うの ず黒石 であるから 人は連判し藩 しかし 村庄屋市郎 承 知 し (その 兵 なけ 差し 衛 が 前に) れば 出 願 ず、 生 松 井 Ш そうな 清兵衛が だけでも交換するように 替 Ш れば浄福寺は を 承 作 知 成し ħ た口書 新寺になって (史料5) を望み次 など

> と申し 負担 印する。 主の思い通りになるもので 異にする松井の書付に押印すれば)、 せることはできないだろう。 出 「公儀」 (史料3)、これらに 人松本惣兵衛へ した寺社帳面には三村役人の することはできない、 (たとえ寺山を村山 渡 す。 の取り調べをうけることになろう。 と申し募る市郎兵衛に対し、 それに対し 「浄福寺慥成 「弐判」 内へ移したとして 願 しかしながら) はない、 生 と返答する。 は をするようなことになれば 印が 連判」 *"* また浄 ある、 社 三村役人のみならず 願生は を三村役人から差し に は さらに、 ₽ 山 また当年六月二七日には藩 福 寺 と反論し 年貢 "先年に 社 そ \mathcal{O} \mathcal{O} を 0) 山 百 Щ は 御 "松井 こてい 「公儀 姓 年 昔 噯 貢 に か 松 \hat{O} $\widehat{\parallel}$ 出 肩 5 が 井 して 口書に押 除 あ 内容を へ差し わりさ までも 福 であ いる

には、 堺奉行の たと考えられる。 奉行であ 様之侭ニも難 求めたのに対し、 ここから、 寺 公認 ŋ, 社の境内地を管轄しているのは 城与存! 第一に注目できるのは、 .をうけたことに裏打ちされた主張といえよう。 藩主の思 これは 願 候 生が 通りになるもの という理屈 元 「寺社之義 禄四 年 -の寺社: ハキ で拒否している点であ 最初に市郎兵 社之御嗳ニ 改によって境内七三六○坪 で (堺奉行を併合した) はない、 という趣旨 而 衛 御 が 座 替 る。 候得 Ш を 具体的 で は 強 硬 町

と 儀 \mathcal{O} 様江 口書に そのうえで、 反 論してい 社 押印すると申し渡し 帳 面 る点であ 第二に注目 や六月の る。 口上 公公 できるの た 儀 市郎 書に対して 様 江 は、 兵 寺 衛に 社 願 帳 生の 対 「弐判」 面 L 替山拒否をうけ が 願生がそれでは 元 をすることになる 禄四年 7

書をそ が べ が に てい 際して 証 明 れとは ることか 書付 たものと認識し :成され 逆 連 のこと、 5 判 考えると、 仕 た 候 . 寺 ハハ、 社 てい す 帳 な 面 らわち たことがわかる。 願 浄 を 生 福 指 浄 は 寺 すことは 福 元 おのづ 禄四 寺が古寺であることを三 年の 明ら から 寺 か う新寺 社 であろう。 帳 ?罷成 面と六月 候 市 とも 村 \mathcal{O} 郎 役 П 兵 人 上 述 衛

る政 るが うに、 史料12から 年より起 永八辛未年起立之寺院は古 「新地」 のであ 境内七三六〇坪 宮里三 坪を古寺と証明し 除 策 元 0) 地 これだけではなぜ古寺の った。 0 禄四年の寺社改につい 境内七千三百六拾坪」という記 元禄四年の 具 村 0) 立 村役人が 体的 と同じ 環であ 差別をつ 之寺院新 その な目 ?藩に 泉 内 は 寺 ったことは 浄土宗 したもの 郡 的や方法に関して け 容自体は虚偽であるが、 古寺であり、 社 地 いながら に 対して、 一帳面と六月 三成 あ のる池上 跡 ||神候| で 進められた、 ては、 本寺泉州 あった。 す 薬 っでに指 但 証 師堂境内二二 村 当 明になったのかよくわか 単 0 という幕令(コー)に基 平念がそ 口上 の事例をみよう。 辰年迄ハ五十八 元禄元年 一方、 は 指摘され 述 堺宗泉寺 明 があったことだけ 書のうち、 堺奉行の 確にはなっ れを再興したと主張 前者につ まさに浄福寺境内 てい 一四〇坪とともに、 六八八) 浄福寺 るが 年ニ 寺 後 経者は て づき「古 社 成 単 ては、 兀 5 は 念 な 制 申 寺 を強 述し 候、 月 な 確 判 社改そ 跡 [七三六 がするも 0) 認 後掲 そこ 翌申 浄福 御検 たよ 化 で لح ま す 寛 き \mathcal{O}

れ ば 州 泉 郡 当 池 時 H \mathcal{O} 村 池 寺社 上 村 御 に 改帳 は 浄 扣 土 宗 (元禄 養福 寺 兀 年三 月一 向 宗 八日 道 場 付 西 などに 氏

> など)、 職 • 人と旦 きる。 改は する うかがえるが、 同 天満 た点は他村の改でも共通し ている(34)。 分をひとつの帳面に統合 大和小泉藩片桐家の 1時に宗意も自らの記憶をまとめた口書をつくり、 たことを示すところに力点が置か 境 古古 天 古古 內坪 神 那・氏子惣代が、 村の 跡 跡 社、 教、 ここからは、 の寺社を把握することに であることを確認する意図があっ 東 老宗意 その内容は各寺 神 氏 社については 代 神 2官好川 天満 (八二歳) 各寺 古 堺奉行所 しており 天神 [老の証] 社 藤 社が遅くとも七 末社・ \mathcal{O} 次 社 の 概 (35) へ差し出)記憶を記した帳面をつくり、 言がとくに 要 れている。 あ 納める、 ひとつの 境内坪数 (寺につい 元 たが、 禄 す、 兀 一数年 重視されて たとい 目 年 寬 という手順 $\widehat{\text{iii}}$ 寺 ては宗 永八 的 \mathcal{O} 社僧)、 社 堺奉 があ 両者を領 改 好川が小 えよう。 年 前 は、 行による寺 つ 以 に 派 来歴 たと で進 は 前 i 存 から存立 主 理解 在して 心められ こうし îi 村

浄福寺 福 とになっ 記述に古老の記憶なるものを 寺 浄福寺に即 境 内七三六〇坪 を古寺に仕立てあげ、 たと想定 して さ これる。 えば、 古寺 を 元 添えて 禄四 証 そ \mathcal{O} 明したもの れが堺奉行の 寺 年 社 改に の寺社帳 (事実では 対 で L 寺 て、 あ 面 ない 社 た ま 帳 るさに三 面 に 村 ŧ 役 記 かかわらず) へなどが 村 [載さ 役 れるこ 人が 先の

認 元 をうけ 禄 四 の ように願生は 年 たこと、 0 寺 社 改 それ 浄福寺境 (I) に 薬師 基づく大坂町 堂堪泉 内七三六〇坪 関宿藩の 奉 行 め が 境 古寺として堺奉行 替山 内 地 の要求に対して の管轄 から公 は

的に 認したことから反論した。 依 拠し Ш 1 一村役人が古寺と証明したこと、 て堪泉と藩の要求を拒否しようとしたのである。 新 寺 の主張を受け入れようとしたことに対しては 同 . 時に、 要するに、 ② 三 村 役 願生は元禄四年の寺社改 人が さらにそれを六月に 松 井 0 口 書に押印 j も再 寺 ること 全 社 面 確 改

ためまったく不明である。 な内容をもって古寺とされたの う点をここで確認しておきたい。 として、 堺奉行の る部分があったであろうことは想定されるが、 るということが行われたはずである。 な お 薬師堂が二二四〇坪 元 公認をうける形で、 禄四年の寺社改では、 浄福寺が七三六〇坪 の境内地をもつ古寺として成立したとい かは、 ただし、 薬師堂につ 六月 すなわち、 浄福寺と薬師堂がどのよう 0) 门上書 いても古寺に仕立て 寺社改帳が現存し この寺社改により、 の境内地をもつ古寺 (史料3) と重な ない あ げ

とが記され には では、 役 社 帳 市 願 面 三 判 ているが 郎兵衛が願生 生の反発に対し三 二罷 成候間 直後に三 松 |村役人はどう反応したの 御免可被下候」と訴えている 一村役人は松井へ「此度之判形仕候 井 の 口書に押印する。 と申 か。 史料 ガ $(5)^{\circ}$ 渡し 6 たこ 0 末

上 なように、 方 の宛先となった藩役人松 、が願生の主張を受け入れざるを得なかったことがわ 出 1井清 来仕 寺社改は 候節 衛の 藩を通して行わ 反応はどうであったか。 判被 成候而 本惣兵衛 御 れ について、 差上ケ被成 て いた。 史 池上村の 「右惣兵 入料3の 候御役 事 直後には、 人也、 (衛様与申者、 例 明ら 野 口 か

> る。 貫して無視するものであったともいえよう。 印 の三村役人が口書への押印を拒んだことに対 としてその正当性を争論当初から否定していたのであっ Ш をうけ、 奉 て寺社改に際して浄福 改 社 前 守様 を強要した 行 は松本惣兵衛を担当役人として実施されたことが を要求するために、 佐 にもかかわらず松井の口書 **人間丹後守** から古寺 領分之寺社 薬師堂を境内九六〇〇坪をもつ古寺と位置づ (5)° 0) 7様へ寺社指して社帳改申候等 公認 をうけることに関宿藩も同意していたはずであ 松井の強硬な姿勢とは、 寺社改を国分村庄屋三 寺境内七三六〇坪と薬師堂境 上候御方」 節之御役 (史 科5) 人人也、 と記 によれば、 右之役 しており、 郎右衛門の恣意 しても、 元 禄 人存 兀 內二二四 わ 年の寺社改を それを認 け 彼 か 関 知 た。 は る。 判 浄 堪 被 的 福 \bigcirc 領 ぬず な行 の 坪 た \mathcal{O} 訴 寺 が 先 為

さらに元禄一五・一六年の動向をみよう。

【史料7】(「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた

二御申付被遊被下候 堺宗泉寺へ三ヶ村之衆 (ハヽ可辱! 被 候 浄 福 申 寺 候 義 御 引 被 致 候 様 = . 願

一、其時宗泉寺様御申被遊候日ハ

御 ニしま 京 小知恩院 福 浄 座 福 義 り 寺 る開 申 義 除 ·候得 基御 何 地 程御 御 は 二七千三百六拾坪之間数 改被成 公儀 以今外々は 地 迄御 頭 様 候 左 而 帳 様 地 面 江 本 相 被仰 山様 済申 浄 福 寺引申 江も浄 候 候 Ę 而 相 £ 極 合点 殊二 ŋ · 候 福 義 不 成 江 義 社 戸 僧燈 面 御 上 寺 帳 面

とりも 潰セなぞと御申被成 庄屋も無是悲帰 大坂之寺社御奉行迄御 なき浄福寺ニ十 がり申 候義 月十二日 候 此 断 申 方ゟ以手状申上、 迄二右之趣承引不致 上 可申候』と宗泉寺様被仰 慥ニ左様 候 , 候 候 寺

【史料8】(「公事出入之覚書」、「」『』は筆者が便宜上付けた)

堺宗泉寺弟子聖山坊口上

申上、 然ル しまり申候寺地 いかと御 相 寺引 『此度願生方へ御申付 指 寺引寺 Ŀ 尋申候、 御 其上ニ而指上 地 可申候処、 .奉行様ゟいしゆハいヶ様之儀ニ付御地頭様ゟ左様被成 二致申事 尋被成候時ニハ、 御 日 地頭様ゟ御申 三而 ハ京 〈京知恩院・江戸 僧 上御両所へ開共上申候沙法ニ而御座候ニ付指扣申地頭江口上書上申候義ハ、堺御奉 ,不成事願生書上くれ候得」 御 座 候得 被成 付 何と可申上 被成候与可申上候哉承度奉存候』 は、委細御断申上候旨ニ而御座候 候 由 而 一候哉、 則 願生坊申候 堺御奉行様 与申候故、 何かた御用ニ付浄 候、 基 御 早 先何茂 へ御窺 帳 中東願 面ニ

寺は 院 よう求めたのに対し、 やりとりであ の開 史 元禄四 料7は、 内地 基改をうけ、 を他 年 元 る の寺社帳 この場所 ·禄 8 本山 五. 宗泉寺は次のように返答した。 面 年九月に三村 移すことはできない。 のみならず、 一村庄屋 帳 面 が 開 浄 基帳 め 福寺 本山である江戸増上寺と京知恩 庄屋が堺の宗泉寺 面 \dot{o} 引寺 に とりわけ寺社帳 も記載されており、 を願生 すなわ 一个申し へ赴い き、 ・た際の 低面には 付ける 浄福 今

伸候

る。 る。 け、 こで宗泉寺は次のように述べている。 坂町奉行)へ訴える。このように答え、 承認できない。 るべきか承りたい。このように述べ、 るのかと問われた時には何と返答すべきか。 で記されているにもかかわらず)いかなる理由で藩は 帳 から引寺撤回を求める願書を差し出すよう命じられ 浄 面にも記載された寺地であることは、 福寺の除 方史料8は、元禄 (願 浄福寺が を藩へ差し出す際には、 宗泉寺が使 書の差し出しをうかがう際に) 地として七三六〇坪が記されており、 (元 それでも藩役人が強要するならば、 僧を遣わして藩役人へ伝えた口上である 禄四年の寺社帳面に加えて) 一六年九月に藩役人石倉又兵衛・津久井武兵衛 まず堺奉行(マッ゚)へうかがうのが作法であ 願書の差し出しさえ拒否したの (境内地に関する) 引寺を拒否したのであっ 堺奉行 すでに堺奉行所へ報 何かの 知恩院 こから、 藩 大坂の寺 御用であると答え た願生の相談をう の 冷増 引寺を命じて (開基帳 令であ 願書 $\begin{pmatrix} 1 & 2 \end{pmatrix}^{\circ}$ 社 告 に面にま してい の開基 口上 っても (大

ここから次のことを確認しておきたい

であった。

詳であるが、 持ち出していることである。 5 同じく後述する宝永二年 上書からは、 は 第一に、 この改に際してつくられた開基帳 宗泉寺が元禄四年の寺社改に加えて、 元禄九年(一六九六)に行われたことが知られる。 後述する元禄 (一七〇五 一六年九月二二日に この開基改に関しても具 *(*) 一面に 「浄福寺起立以来之記 中 浄福寺が 顚 本山 (開基単念 体的 による開 ,差し なことは未 出 との記 また、 した口 基

寺要 想定され これにより浄福寺は本山からも古寺として公認されることになったと 述 一般は、 求 ·に反論するうえでの有力な材料となりえたのである。 ったことがうかがえる。 おそらく元禄四年の寺社帳面の内容を追認するものであ したがって、 これも浄福寺と宗泉寺が堪泉・ これらのことから考えると、 本 藩 Ш ŋ, の \mathcal{O} 引 開

る。しかもその態度は藩に対してもかなり強硬である。 ちも古寺として公認されている点で補強しながら反論しているのである。堺奉行から境内七三六〇坪をもつ古寺と公認されている点、大坂寺の反論の仕方自体は元禄一三年のときと変わっていないことであ第二に、このように本山の開基改が新たに加わったとはいえ、宗泉

うひとつの背景になったとも理解できよう。 という記述に象徴されるように、 またそもそも浄福寺境内七三六○坪を古寺に仕立てあげたのが三村役 これに対して三村役人は、 反論を受け入れざるをえなかったようである。 このことが であったため、 寺社改や開基改に依拠する限りにおいては妥当なものであり、 藩 O意向に単純には従えない三 認めざるをえなかったのであろう。 史料7末尾の 元禄 一三年のときと同じく、 「庄屋も無是非帰り 村役人の態度を生む 浄福寺と宗泉寺の主 さらにいえ 宗泉寺 申 候

石倉又兵衛と津久井武兵衛が引寺撤回を求める願書の差し出しを命じ石衛門と石倉又兵衛が目立った動きをみせず、それどころか翌年には、さらに興味深いのは、宗泉寺の引寺拒否(史料7)に対して荷合幸

ての がえよう。ここからは寺社改と開基改の存在が堪泉や関宿藩にとって 浄福寺と宗泉寺の反論を認めざるをえないと認識していたことがうか べ を強行しようとした松井清兵衛と、 は大きな桎梏となったことがわかるが、 対しても石倉・ $\widehat{1}$ ていることである (13)。 性格の違い (88) さらにそれさえも拒否した宗 が如実に表れているともい 津久井が「宗泉寺ゟ使僧以仰被越候趣尤候」 石倉・荷合・ 石倉・ 同 荷合・ えよう。 時に寺社改を無視して替 津久井といった藩役 泉 寺 津久井との役人とし \mathcal{O} П 上 (史料 などと述 8 人も

(5) 小括

とめておきたい。整理)、②第一段階第一期における争論の関係構造、この二点からま整理)で述べてきたことを踏まえ、①争論に至る一七世紀の展開(再本節で述べてきたことを踏まえ、①争論に至る一七世紀の展開(再

- ①争論に至る一七世紀の展開
- 世紀後半までに衰退・無住化していた。
 ・ 当該地にはもともと徳福寺という宮里地域の寺があったが、一七
- $_{
 m ii}$ 延宝七年 九 関係を築き、 六○○坪が公認され 延宝四年 (一六七八) (一六七六) 浄土宗(の検地では の僧として 頃、 .道心者の単 ·徳福· 「浄土宗徳福寺」として 寺境内に定着する。 一念が国 一分村· 庄屋三 そのため 郎 右 境内 衛 闁
- iii 建 立され、 延宝検地後、 浄福 寺とし 一郎右衛門の て寺 の 没援助に 実質が整えられていく。 ょ のり本 堂 また、 単念は 楼

時 もなる に少しず との間に仏約関係をとり結ぶようになり、 根付 常念仏を いていくことになる。 動めるようになるが、 さらには堺の宗泉寺の 常念仏を通し 浄福寺は三 村の て宮里 生 末 活 \mathcal{O}

iv と三村役人の同 うけた古寺として成立することになった。 れ 同 境内を、 は あった薬師堂の系譜をひく薬師堂 改が堺奉行によって行われる。 いていえば、 境内七三六〇坪と薬師堂除地境内二二四〇坪が、 時に両寺を古寺に仕立てあげる。 元禄四 後述する。 堺奉行の寺社帳面に記載されることになる。 単念を住職とする浄福寺 年 iii 六九 意があったものと考えられる。 に基づいた国分村庄屋三郎右 古 跡 その際三村役人は、 (浄土宗) 0) それは関宿藩牧野家にも容認さ (真言宗) 把握をひとつの この背景には、 の境内と、 の境内とに分割 衛門のイニシアチブ 方の薬師堂につい こうして浄 堺奉行の 徳福寺 目 徳福寺 的とする寺 浄福寺に 公認を :福寺除 Ď 境 除

vii

は 本山 づけを確 禄九年 からも古寺の公認をうける。 (一六九六)、 かなものにしていく。 増上寺 こうして 知 恩院 の 開基改によ 浄福寺は古寺としての 9 浄福 寺

vi 割 野家のつながりを背景として薬師堂 元禄一二年 |内七三六〇坪と薬師堂境内二二四 内地 (一六九九)、 0 空間が .できあがる。 江戸護国 寺 なお ○坪が傍示によって実際に分 の 住職に \mathcal{O} 弟 浄 僧 就 福 寺境内七三六〇坪 堪 同時に、 泉が 護 国 浄福 寺 لح

師

谌

泉と関

宿藩は、

薬師堂を九六〇〇坪の

境

内地をもつ

号を国 郎から仁左衛門へ交替したのに伴い、 は、 \mathcal{O} 山 ŧ 村役人は、 だと主張し、 は 一方、 国分村との密接な関係に変化が生まれつつあったの 印鑑が浄福寺へ返される。 国寺に滞 林部 のと考えられる。 元禄一三年 これ 本堂 延宝検地でも公認されたことを藩 [分寺に改めて寺の権威化をはかる。 分で構造 なも浄福: 同 (念仏 年、 両寺の境内はもとから別々であること、 在 浄福寺境内七三六○坪の引渡しを関宿藩へ したままであり、 成されていたと考えられる。 (一七〇〇)、 堂 玉 :寺が三村の生活の中に根 一分村の それに対し や鐘楼堂といった堂舎がたつ 庄屋が三郎 堪泉が九六○○坪すべてを薬師堂境内 この時 堪 彼に住職としての 泉は 期、 右衛門と近い は再び藩 国分村に預けられて 付 へ主張し、 浄福寺と国 また、 ただし、 きつつあったことによる 訴願 関 実 堪 狭 がする。 1分村 係に 浄 浄 体 堪 泉 福寺 福寺 泉は で は は \mathcal{O} あっ 訴 庄 な 屋ある える。 を は かった。 おそらく た単念 治古寺で 擁 部 分と

②第一段階第一期の関係構造

以上の経過を経て争論が展開することになるのである。

堪泉、 境 と本寺宗泉寺という構図をとった。 同 説する割本と国 第一 |内七三六〇坪が古寺であるかどうかという点であっ 段階第 護国寺との 期 分村 つながりから堪泉の は 净福寺境内七三六〇坪 平井村 黒 そこで争点になっ 石村 側にた 1の役 人、 の引渡し つ関宿藩、 強く反発する たの を求める薬師 そうし た藩に

- 200 -

恣意的 元 禄四 係 にあったと想定され 方で浄 な行為とし、 年の寺社改による浄福寺境内の公認を国分村庄屋 対して替山あるいは引寺を要求した。 その正当性を否定したのであった。 ついては延宝四年にできた新寺であると主張 強硬な態度をとった松井清兵衛に至っては とりわけ堪泉と密接な 一郎右衛門の

けてい ことによると考えられる。 て自ら浄福寺境内七三六○坪を古寺に仕立てあげ、 生活に一定程度根付 はやや複 たく従順であった割本に比べ、 藩役人の命に従い浄福寺 こうした堪泉や関宿藩の動向に対し、 たこと、さらには争論直前にも浄福寺=古寺を再確認 雑な態度をみせた。 いていたこと、 、へ替山 それは、 浄福寺 引寺を求めた。 その中で元禄四年の寺社改におい 浄福寺が常念仏を通して三村の への説得を主に担 割 本や三村役人は基 しかし藩役人にまっ 堺奉 った三村役人 行の公認をう 本的 していた 15 は

は なったが、そこには国分村庄屋に支えられて存立していたかつての浄 0 上 奉 際彼らが 一書で補 行に 一寺の姿は見出 坪が古寺として堺奉行に公認された点、 なかろうか 方、 そうした中 境 浄福寺 内地 強 全面的に依拠したのが元禄四年の寺 しながら主張し、 の管轄 せな (願生) で浄福寺は三 権がある点を、 争 は本寺宗泉寺と一体となって反発した。 論が浄福寺の自 替山 |村役人と真っ向から対峙することにも 引寺を断 元禄九年の開基改や三村役人の口 それにより堺奉行や大坂町 立化を促したとい 固として拒否したの 社改である。 境内七三六 えるの つであ その で

> る。 九年の開基改のことなどが付け加えられ、 三村役人の口上書 年に単念が浄福寺を再興したことなど、 寺境内七三六○坪と薬師堂境内二二四○坪に分けら では薬師堂境内と一括で検地されてしまい、 と思われる 堪泉の要求の として) 一書では、 |願書を差し出させることでいったんは争論の収束をはかろうとした 限 ここには浄福 りにおいては妥当なものであり、 兀 関宿藩役人も受け入れざるをえないものであった。 年の 浄福寺は $\underbrace{1\atop 3}_{\circ}$ 実現は困難になったのであり、 寺 社 :寺の主張が端的に示されているといえよう。 改 (史料3)を踏襲した来歴が記されたうえに、 に依拠した浄福寺 「古ゟ之寺地」であるにもかかわら この元禄 六年九月二二日 基本的には元禄一三年六月 宗泉寺 |村役人だけでなく 引寺 石倉 • 元禄四年の の撤 の 付 主張は、 0 津久井は 回が求めら れたこと、 単念・ ず、 寺 社 こうして 改 延 浄 松 社 宝 福 改 元禄 て 宝 検 \mathcal{O} は 几 福 地 П か

5

る

様 願 その際この は 石倉・ 生の口上書の翌々日に差し出された三村役人の口上書である。 L という指示をうけて作成されたものである。 かしながら争論は終わらず、さらに宝永三年まで続くことに 津 人井の 後の展開に大きな影響を与えたと考えられるの 「浄福寺、 単 ·念常念仏相勤居申 候 が、 委 細 単 なる。 ·念

【史料9】(「公事出 入之覚書

恐口上書ヲ以申上

福寺 而 念仏 持単 旧勤、 -念坊 弐拾八前以前 (延蓋等) (年2) 三拾八年以 瀧 前午ノ Ш 罷越 年ゟ卯ノ年迄三ヶ(延宝三年) 申 候 節

立興行仕被申候御事其時之庄屋三郎右衛門御代官様へ浄福寺と寺号奉願、常念仏取権之丞様御代官ニ而御座候、瀧山六坊之寺跡と申伝礎御座候ヲ

同心不仕、私共何共難義仕御断申上候、以上引料・人足致合力可申間寺引候得は色々申候得共、単念・願生、今度寺引地之義被為「仰付候ニ付、似合之寺地ヲ見立、其上

三ヶ村国分村庄屋

元禄十六未稔九月廿四日

仁左衛門 判

屋・年寄・黒石村庄屋・年寄(以下、国分村年寄・平井村庄

の五人の署名、省略)屋・年寄・黒石村庄屋

石倉又兵衛様岬地頭牧野備前守御役人

久井武兵衛様

ことを三村役人自ら否定しているのであり、それは同時に寺社改に依こでは元禄四年の寺社改の際に浄福寺と薬師堂を古寺に仕立てあげた「瀧山六坊」とは徳福寺のことを指すと考えられる。したがって、こと申伝礎」のあったところが浄福寺になったと述べている点である。この口上書でもっとも注目できるのは、一条目で「瀧山六坊之寺跡

寺においてもそれとの関係を意識しなければならなくなっていく。 明示したことにより、 六○○坪の境内をもつ古寺とする堪泉・関 ちがあったと考えられよう。さらにいえば、 るものであった。このように三村役人が徳福寺 れ以降その点が争点に浮上してくるのである。 薬師堂堪泉・ 関宿藩においても、 宿 この 藩の主張も完全に否定 (瀧山六坊)の 口上書は薬師 浄福寺 存在を 堂を

○坪もの広大な境内地をもっていたことも勘案すると、徳福寺ひとつは、徳福寺が瀧山六坊とも呼ばれていることである。なお、この口上書からは次の点も指摘しておきたい。

徳福寺は数坊

(六)

仏 思われる口上書(き)には、「単念儀、 前ニ同所・平井村ニ而弐千日相勤罷有候」と記述されている(マロク)。れに関して、先述の単念・願生の口上書には、「単念儀、三拾八年 二念仏相勤居申候」とある。 0) に三村の 子院からなるごく小規模な一山寺院を形成していたと想定される。 .を唱える道心者であったのである。 もうひとつは、単念が寛文六年 (一六六六) 〜延宝三年 (一六七五 宝永元年 「墓寺」で念仏を勤めていたと記されていることである。 先述の単念・願生の口上書には、「単念儀、三拾八年以 (一七○四) 一一月に三村役人が堺奉行へ差し出したと 単念はもともと三村の墓地にある堂で念 三拾九年以前午之年三ヶ村三昧堂 ま

三 争論の展開② ―第一段階第二期―

(1)第一段階第二期の構図

からうかがえるような、意味していたといえる。

藩や村の意に頑なに従わない浄福寺そうした三村役人の態度の転換には、

への苛立

拠して境内七三六〇坪を古寺とする浄福寺の

主張をも否定することを

以下のように では 第 なる 段 階 (詳 第 細は 期 表 2 参 に っつい 照 て検討 す Ź。 そ Ō 経 過を摘記 す ると

《元禄一六年 (一七〇三)》

藩主の が、 寺 • 生 述 又 すること、 知 寺 社改で浄福寺を古寺とした)三村役人の あると申し渡され) えられるであろうこと、 は願生へ、(i) 一と同 日、 、願生は「僧上寺・知べて引寺を拒否する。 ハ使僧可 し渡すが、 すれば、 は 一一月二六日、 知恩院から申し渡される前に) 勘 古寺の (そうすれば浄福寺は新寺という藩の決定は取り下げられ、 侭ニも罷 使 兵衛・三 一村役 者が増上寺 理 申越候間 境内七三六〇坪を国分村内で渡し、 ま (ⅳ)「寺引料」 願生は「定テ知恩院ゟ此方本寺堺宗泉寺書札参り申候カ、 由で拒否する 人は宗泉寺 まで済む) (4-)、 林 不成 浄福寺が新寺であることは増上寺から知恩院 江戸藩役人河辺権 村喜右衛門のもとに 浄福寺が新寺に確定してしまえば 其節 遣わされた旨が伝えられる。 知 湿院 同日 と答えてやはり拒否する へ赴き浄福寺 (ii) (増上寺・ $(17)^{\circ}$ は 夜 如 御 堪泉か百姓に負担させること、 (三) 浄福寺が 帳 何 三村 面し !様共可仕候、 兵 「寺引」(=引寺) しまり申. 衛 の寺引を求めるが、 役 到 入も 着。 知恩院 「迷惑」 松井清兵衛の書状が 浄 ·侯寺 福寺 「得心致候様」 「替地」(=引寺) 先それ迄ハ難成 その年貢は村から上納 れから浄 地ヲ になるので、 が新寺と決め $\widehat{ \begin{matrix} 1 \\ 6 \\ \vdots \end{matrix} }_{\circ}$ これをうけ、 内 (元禄四 すべきで 証 福 寺 宗泉寺 さらに一 は 而 説 説得する ||侯||と 1年の寺 寺 などを 新 へも伝 割 5 を承 (増上 浄福 引申 t あ 寺 割 本 願 る で 本 和

> 坂 月二二日、 御 年 貢山 [絵図] 三村 (42)を作 役 人は 「三ヶ村立 :成し、 喜 右衛門が江 合寺ニ 仕 とい 戸 持参 う 印 を付 す る け た

 $\underbrace{0}_{\circ}$

切

《宝永元年 (一七〇四)》

るが、 答書) けられる (24)。 上寺役者へ差し出した口上書と 生)と宗泉寺は、 渡され、 三月一六日、 五月九日より を見せられ、 願生は拒否する を知恩院役者へ差し出す その写しが六月二二日に河辺 浄 知 福 返答書を差し出 役者常性院から前年一一月一 恩院役者衆の 二四日に国分村 寺 (2 5)° (願 生)と宗泉寺 呼び $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \\ \end{pmatrix}$ ° 替地 しすよう命じられる 出しをうけて上京し 黒石 ノ絵 (領誉) これ 村 図 松井から の 一四日に 庄 は (「切坂御年 は 屋 増 上京し、 和田 が 上 $\stackrel{\textstyle \frown}{\stackrel{}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}$ 再 寺 . 関 た浄 度引寺 村 を 宿 勘 経 貞 藩 П 兵衛 Ш 役 上 を 牧 絵 へ届 求 凶 が め 家 願

しておきたい。 以上が第一段階第二期の経過であるが、まずはここでの構図を確認

度の 撤回を求め かったはずであった。 浄福寺・ な 急変は わ ち、 に、 それを増 宗泉寺 先述 る口 関 宿 月 の藩役人の 上寺や知 \mathcal{O} 藩 上 \mathcal{O} 書を差し出させることでいっ 主張を受け入れざるを得ず、 \mathcal{O} 書状が 動 にもかかわらず一一月に 向 恩院 についてである。 泂 性 辺 格とかかわっ へ伝えているのである。 権 兵 衛と松井清兵衛から差 ているものと考えら 先述 たんは 九月に は L 再 たように、 び 浄福 こうした藩 浄 争 福 論 寺 関 出されて を 収 カン 新寺だ れる。 束 5 宿 をは 引寺 \mathcal{O} 藩

本山 場してこない点にも注意しておきたい としたことによると考えられる。 (T) VI は たものであったと想定される(4%)。 ること、 に沿 動向 は、 福寺を新寺と認めさせることによって引寺の実現をはかろう 期に浄福寺と宗泉寺が本山 上寺 おそらく堪泉と密接な関係をもつ松井 の 使者を松井が勤 なお、 の開基改に依拠したのを踏まえ、 また、 め ここでも薬師堂堪泉自身が登 て いることから 増上寺や知恩院へ伝えた (と河辺) 遊案すると、 が主導

向に 関 に出 る。 引することは 内 庄 寺と申し渡される前に引寺するよう浄福寺 強く結 第三に、 寄り |屋仁左衛門が願生へ「兎角僧上寺ノ使者之義もかてん不参、 ||霽 の開基帳面に記 係に規定されて、 第二に、 ここでも基 対し懐疑的 たのに対し、三 おそらくより穏便に 依拠し の様ニおもわれ候」(キャ)と洩らしているように び 関 つ 浄福寺と本寺宗泉寺の対応についてである。 き、 7 宿藩 できないと主 反発している点を 全本的に な思いも抱い 議載さ 0 割本と三村役人とでは態度が違っているのである。 一月 一村役 動 は両 前に れ た寺 の割本や三村役人による説得に 人は一応はそれに従うものの、 .藩の意向を実現させようとして、 一者とも藩の意向に従 対する割本と三村役 張している(45)。 地であ ていたようである。 確認しておきたい。 り、 本山からの へ迫るなど、 あ くまでも 人の 順である。 ここでも浄福寺との 態度に 指 $\widehat{1}$ 示 元禄 両寺 例えば 積極的 が 対しては、 8 本山 な つい 九 はここで か 是も又 てであ 藩 ロから新 限 玉 L な り寺 の動 割本 0 分村 行 開 動

の ように 0) 時 期 0) 争 論 0) 構 図 は 増上寺 知 恩院 を巻き込む

> 見出せる。 が知恩院へ差し出 が増上寺へ差し出 として把握 とと「公事出入之覚書」 ように なっ たとは 項をかえてその点につ したのであるが、 いえ、 した口上書や宝永 した口上 にまとめら 第 書 一方で元禄 期 (返 \mathcal{O} (答書) そ いて検討 れて 元年五月 れとおおよそ同じ からは、 いることか 六年一一 しよう。 几 争 日 36, 月二四 に 論 の 浄 で 同じ 新 福 あ 寺 日 と宗泉寺 に藩役人 第 段階 開

2 まず元禄一六 薬師 堂堪 年 泉 関 月二 宿藩 四 0) 日 主 の 張 口上 と宗 書 泉 Iから、 寺 浄 この 福 寺 段 0) 階の 反 薬 師

されているが、「 と関宿藩の主張 上寺役者中」へ提出されたことが確認できる。 をみよう。 訴訟控」 にある写しによれば なお、 史料 1 。 で は 「備前守る 差し 備 前守役人」 出しと宛 '役人」 か 先 とは らっ が 省 堪

【史料10】(「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた)

口上書写覚

井清兵衛や河

.辺権

兵衛のことと想定される。

答蜜 内護国· 社 師 候単 堂 蔵院院 浄 泉州泉郡 福 面 院末寺古跡御: 『記 宇 念と申道心 寺御弟子 寺と申寺号古 出 尼庵 之内牧 年 湛泉 備 者差 宇 座 野 前 守 跡 御 候 備 左置、拾四年以外引渡申候処、, 之由 知 座 前 候、 行 守 申立、 所 所 樵 依之護国寺 数 知 年無 相 行 渡 所 ŋ 前国 右徳 社 住 玉 一分村ニ 申 帳 福寺 候 御 而 面 7村三 .願 寺 付 書 境 郎 致破 Ŀ 内 故 福 候 右 寺 衛門 常 節委細之儀 由 与 念仏 申 福寺境 高 八今薬 申 興行 庄 山

申候 御座候、拾七年以前万年長十郎殿御支配之節も真言宗検地被仰付、岡部美濃守殿御検地之節ニ帳面徳福寺と 殿御支配之節 添 П 派候、 內 Ė 院末寺徳福 御 寺境 不 可 『古来浄福 以上 二付、 一書差出申候故、 申 座 境内ヲ 候 候 平井 内 で屋敷さ 被 电 其通 則 村 替 /かへ被 一寺と書 、其辺之六坊屋敷と申候、 候 二差置 徳福寺と 郎 様 黒石村三ヶ村庄屋・ 与申寺 1姓共 引 右 伸、 替 徳 内 H 候 申 福 門 候而 申 々二 得は、 -候得 等此 ハ無之候、 引料なとも村ゟ合力可 帳 相 候 面 果、 而 共、 書上申候、 寺場所無之候故 度寺建立被致候、 浄福寺と申寺号古 相 何之出 世 済 単念・ 倅 申 只今浄福寺境内徳 :所ヲ立 年寄 弐拾六年以^注 候 [入二も罷成候義候間、浄]・本寺堺宗泉寺共不致合 事 弐^{誕宝七年)} 共二 候 退 得 申 相尋 は , 申置、 『浄福· 年以 備 付 来 御相談可被下 前守 (言宗高 前 無御 口 前 Η. 境内も差 寺国 除 公儀 福 余 座 一書 取 時 場 別 二 書 取 候 分取立 権之丞 野 地 福 候员、 相印 分村 山密 お新 寺 玉

月 廿 兀 H

とにあ 7 じである。 I書では たの 師 堪 薬 泉と 師 その 対 方 つで単 堂が かし 点は先述 関 一念の 九 宿 六〇 0 藩 浄 の П の 上 Ŏ 内 の 福 増 書 坪 容 松 寺 Ē 一寺に で . О は大きく変化 井 を は 境 清 新 内 兵 寺 対 とし 冒 地 衛 する訴え をもつ古寺であることを主張 0 頭にあるように、 口書 て、 している。 浄 \mathcal{O} (史料5) 主眼 福寺 0 は、 引寺 す 当該地 とまっ なわち、 堪 を求 泉 0 たく同 を徳福 小めるこ 寺 先 を古 0

> もたらし 除 ていることがうかがえる。 いう表現からは、 好的には 地 0) 境 古 内 跡 たと考えられ 九月の三村役人の 九六〇〇坪すべて 地 と明 記 延 宝検地 るが、 堪 泉 帳 П を が 堪泉の 上書 そ 「只今薬師堂 (史料1)を新たな主 れ を (史料9) ものと主張して 継 承 たとすることで、 宇・ がこうし 尼庵 張 いるので のベー た主張 宇 御 座 \mathcal{O} スに据え 一候」と 変 福 化 寺 直

延宝検地! 寺の住職 ついては もそも堪泉は薬師堂の 古跡であるとし、一 かしながらこの主張に 帳に に位置づけてしまっている点はきわめて不自然であ 一切 触 「浄土宗」 れ ないまま 貫して 住職であったはずであるのに、 と記されていた点を無視してい 真言宗であったか (薬師堂に言及しないまま)、 のように記 それと る。 堪泉を 7 の関 ま た、 るが 係に 徳 そ

ŧ

問

題

は

多い。

徳

福

寺

を

高

野

Ш

蜜

蔵

院

末

改の際に牧野家も浄福寺 は は元禄元年 委細之儀ハ不存候」と述べているが、 加えて、 意により 6徳福寺 また、 存在を否定した事実 境 浄福寺は古寺としての公認をうけたという以 元 右之寺社帳面差出翌年 禄四 内を浄福寺と薬師 (一六八八) 年 'n 寺 へを 隠蔽 社 のことであり、 境内七三六〇坪を古寺と認め 改 に関して(46)、 堂 する目的が の境内に 備 前 宮里三 守 知行所ニ あったと考えられ まっ 分割することを認 国分村庄屋三郎右衛門 たくの 一村が 渡り申候ニ付 牧 虚 野 た事 偽である。 家領とな 前 からの主張に め 実、 福寺 た \mathcal{O} 節

提 さら 示 徳 福 後半では 寺の存在 を 証 村 明 役 す 人の んると同 П 上書を引用 時に、 寺 がする形 社 改 以 前 は浄 福

を

いう寺 の薬師堂とどう関係するのかは、 判断できないのであるが、 六七八) ものと想定される。 5 九月の口上書を下敷きとしながら、 は 則其辺之六坊屋敷と申候」 帳面と貞享四年 ったことを主張しているが、 したがって、 たとえ事実であったとしても、 (一六八七) 延宝検地帳は別として、 やはり という記述 0 堪泉と藩が独自に書き加 わ このような からないままである。 書上が事実かどうか自 があることから 上上 延宝六年 それが には 4 堪泉 1体を えたた あ た

え、 ものであったといえよう。 れ は、 このように堪泉と関宿藩の主 徳福寺とは直接には結びつ 堪 泉の薬師堂が が徳福寺 で境内に かないという歴史的事実に規定され 張 は あ 数 0 Þ た薬 の 問 師 題 堂の系譜をひくとは 点を内包してい そ た 11

をえなくなるのである。 と藩が延宝検地帳に基づきながら徳 とはいえ、 これにより 徳福寺 浄福寺 (瀧 Ш 宗泉寺 돗 /坊) Ď \mathcal{O} 側も徳福寺との関係を説明せざる 温寺との関 存 在 が クロ 係に言及した意味は大 1 -ズアップされ、 堪 泉

では、 宗泉寺の 宝永元年五月 主張をみよう。 匹 日 に 知 恩院 差 L 出 した口 F 書 か 5 浄 福

(「公事出入之覚 書し

之丞 地 州 様 而 泉 御 郡 御 座 玉 訴 候 分 訟 処 村 申 瀧 Ė 退 Ш 転 寺 仕候ニ付、 境 内 宇 九千六百 建立 延宝四 仕 坪 寺号も徳福寺 有之 |年辰之年ニ御代 徳福 与申 寺 2官豊嶋 5 常念 申 古

> 成 間 儀 寺 相 弐間 は 境 勤 御 内 之尼庵庵 公儀様御帳 申 候 宇、 面 = 而 様 御座 部 候御 美 濃守 事 五間二 様 被 御 遊被下 検 **弐間** 地 帳 候、 薬 師 ŧ 此 堂 方寺 宇、 土 地 宗 兀 慥 徳

相 徳福 叶 申二付、 寺 ラ今浄 只今浄福寺と申 福寺と 申 · 候 義 候 は、 御 代官豊 嶋 権 之丞 様 御 訴 訟 申 上

候、 儀 様 此度薬師 御 以 Ĺ 帳 面 堂建立御座候二付 而 御 座候 今更寺: 此 方寺を外之地 地 替申 義 何 共 江 難 引 成 申 迷 候 惑 則 奉 御 存 公

宝 永 元年 申 五 月 匹 日

寺 領

浄 福 単 念 判判

後 住 願 生 判

-念儀 病 気 御 座 候

知

恩

院

たため、 した。 $\dot{\mathbb{H}}$ 寺の 地 ている点はこれまでと同じである。 とを理由 は 来 条 延宝 記 境内九六〇〇坪をもつ 歴 目 延 に関する記 に引寺を拒否し 載され では、 宝四年 検地 役者 えた(47)o でも 御 (一六七六) 公儀 述 浄 は大きく変わってい 元禄四年の しており、 土 様 宗 御 徳福 帳 徳福寺の古跡地であったが、 に単念が寺 面 寺境内 元 寺社改でも寺 しかし一方で、 禄四年の (寺 社 松 帳 、 る。 Ш 宇を建 寺社改に依拠しようとし 画 御 検® すなわち、 に記 社 地 付、 帳面 九 立 載され 千 し 同 六百 判仕 徳 条目 当該 記載され 福 転してい て 差上申也 を再 地 0 11 と検 浄福 るこ (瀧

検地帳 て したものといえよう。 いるの 福 寺 をベ 0) か 4認され である。 側 5 ースにしながら徳福寺の 浄 :福寺へ改めた これまでの浄福寺自体を古寺とする主張を捨て、 た まさに 条目)。 薬師堂堪泉と関宿藩の主張に真 (二条目)、 また、 古跡地を単念が継 代官豊 と述べ 嶋 られている。 権之 丞 承したと主 訴えて寺 Œ 面から対抗 浄 福 張し 延宝 寺 号

薬師 のにはならなかったのである。 寺は直接には結びつかないという ったはずである。 続けていたのであり、 もそも浄 権之丞へ訴えて徳福寺から浄福寺 寺 || 確なうえに理由 堂境内とに分割されたことについ かしながら、 浄 福 福寺とするにも 持は、 このように浄 争 にも触り やはりこの主 ・論当初から七三六○ 九六〇〇坪を自ら か れ かわらず、 ておらず、 に福寺・ 張に 歴 へ寺号を改めたというが 定的 t 宗泉寺 てまったく言及して 寺 唐突な感が否めない。 問 社改で)坪を自らの境内地だと主張し 事実に規定されて、 $\bar{\mathcal{O}}$ 題 境内地だとする認識 は多い。 の主張も、 除地境内九六〇〇 例 えば、 徳福寺と浄福 ない。 また、 十分なも 年 代 は 代が 官豐 なか 坪 そ が 徳 不 嶋

 \mathcal{O}

次 もと両寺とも徳福寺とは直 主張が歴史的事実に接近しつつあ 題点を抱え込むことになった。 以 て浮 階 のように、 課題となるのである。 かぶ上がってくることになった。 この 第 接 段 結び 修階第一 そ つかないのであり、 ったとみることもできようが、 期 れ を で 如 は 徳福 何に克服 それは、 声との がするか 関係が そのため多くの 面では この点が 新 双方の たな争 もと

ഗ 開 (3)

四

1 第 段 の 構

(53)0 堪泉が今度は幕府の寺社奉行 泉が堺奉 出 \Box ることは不可 階のもの 書き写されているが、 うかがえる。 勝訴とする裁許が下り、 したこと(52)、 上書を差し出したこと(50)、 宝 この経過から、 永 元年 は六通しかない。 行 へ出訴し(49)、 ただし、ここには 能であるが、 七〇四 宝永三年 とりあえず次の二点を押さえておきた うち三通は第 六 同 月以 争論がようやく終結し (一七〇六) 宝永元年 そのため第 月に三村役人が 所へ出訴しいい そして宝永二 争論に 降 0 第 かかわる願書 段階の 八月に寺社奉行所から 月に国 段階のように 段 階 年 浄 の もので 福寺 浄福寺も返答書を差し |分寺 経 たことは把 過 七〇五) 0) は あり(48)、 主張 (薬師 経過を詳 届 書 訴 など を 訟 閏 握 控 四月に 浄 が できる 住 細 福寺 する 九 カコ

により 泉寺 宿藩 なお、 るようになっ いるように、 Ò カコ に、 薬師 6 反 増上寺や知恩院が関与した形跡もない。 論をうけ 浄 堺奉行や幕府寺社奉行所への訴状が堪泉から差し出されて 福 堂堪泉と浄福寺 関宿藩 ていることである。 \dot{o} 引寺を求 (史料 が争論から手を引き、 $\frac{1}{1}$ 単念 めら れ とくに動 願生 その たものの が直接対峙することにな 理 由 かなかったということであ 堪 は 泉が (史料 不明 元禄一六年一一月に関 争 1 0 であるが 論 前 面 登場す

ろうか。

ていよう。も未詳であるが、おそらく関宿藩がかかわらなくなったことと関係しも未詳であるが、おそらく関宿藩がかかわらなくなったことと関係し第二に、三村役人が浄福寺の側にたっていることである。その理由

とりに焦点を絞ることにする。 に大きな内容の違いはみられない っていないこと、 堂堪泉の主張 これらの点を前 泉の 浄福寺 堪泉の堺奉行 提にし 堺奉行所への 単念・ しながら、 願生の主張、 所 次項以 訴状に対する単念・ ことを踏まえ、 への訴状と寺社奉行所への 降では第 争論の結末につ 寺社奉 一段階にお 願生の 涥 所 訴 反 て け つのやり る薬師 検討 状 論 の間 が残 す

iv

2)薬師堂堪泉の主張

分けて記されているの 支配ニ被為仰付被下候ハは難有可奉存候」 要求は をみよう。 その根拠が四つのまとまり ず宝 浄福 永 二年 寺境内七三六○坪の引渡しであったことが 訴状の末尾には 閏 四 月一 で、 六日に堪 順を追ってみていくことにする。 (三つの箇条とその後のまとまり) 如先規之薬師堂境 泉が寺 とあり、 社 奉行 所 この段階でも堪泉 内九千六 差し 出 確認できる 百 した訴 坪 拙 に 僧 状

ひとつめには、薬師堂の来歴が次のように記されている。

と伝えられており、古い絵伝を所持している。 「瀧山国分寺薬師堂」は「光明皇后御誕生之地、智海上人開基」

Ⅱ 境内は一二○間×八○間(九六○○坪)の除地で、「真言宗高野

[往生院谷之蜜蔵院末寺」であった

iii けた。そして蜜蔵院と国分村百姓の同意を得て、 して二二四〇坪を渡された。 なった。 元禄一二年 堪泉が除地を受け (一六九九) に関 取 いった際、 宿藩へ 願って、 百姓から一 堪 江戸 泉が 薬師堂境内」 護 除 国寺の を 申し 末寺 請

六九一) 境内九千六百坪之旨」を聞き、 である 記したことが明らかになったので、 「古来」から薬師堂の寺号は 「少々建立も可仕 「国分寺」を願い、 の寺社改の際には、 と奉存候故」 寺社帳子 その寺号を書き上げず、 徳 境内について調べた。 面に記載され 福寺」であったが、 かれこれ尋ねたところ、 大坂町奉行所へ 「上古」 元禄四 それにより、 薬師堂とだけ の寺号 年 徳

らには元禄 \mathcal{O} であったのに対し、 が 先に元禄一六年の口上 が 関にすることができなかったためと考えられ ら、このように呼んでいるのは、 自らの寺を「国分寺薬師堂」 ため元禄四年の寺社改で堺奉行に薬師堂として公認されたこと、さ ものであることを示すところに目的があるが、 一然のことながら、この 一二年に大坂 この訴: 書 町 (史料10) 奉行 状は寺社奉行所へ差し出す 記 記述は徳! と呼 願って寺号を国分寺に改めたことを 元禄 に福寺の んでいる点がまずは注目される。 では 六年の 除地境内九六〇〇 「徳福寺」と記しておきな る 口上 にもかかわらず ものであり、 書が増上寺宛て 坪 が 堪泉 堪

次に注目されるのは、その説明の仕方である。wによれば、「古来」そうなると「国分寺薬師堂」と「徳福寺」の関係が問題となるが、

号を国 より生じた無理といえよう。 ず、ここで徳福寺= ではなかったため、 たと考えられるが、 とを主張している。 か . ら薬 寺号である 分寺に改めたのは、 の寺号は 「国分寺」を願ったと述べて、 しかし 薬師堂という 徳福寺の存在を意識していなかったにもかかわら その際には、 「徳福寺」 先述したように寺を権威付けるため 明らかに不自然である。 であっ 主張をせざるをえなくなったことに 徳福寺と薬師堂は直接結びつくもの たが、 大坂町 徳福寺 堪泉が薬師 行所 薬師堂であるこ は Ī いであっ 堂の寺 古

わるものである。 とを補強するために記されたと考えられるが、 伝を所持していると述べている点も な お、 光明皇后誕生地や智 1海上人開 興 味深い。 基といっ この伝説は現在まで伝 薬師堂が古寺であるこ た伝説を描い た古い 絵

寺が薬師堂の ることは 町二反歩、 îi 二つめのまとまりに 延宝七年 ニて御座 地 「宗旨御 帳 百弐拾間ニ八拾間 寺号であり、 \mathcal{O} 徳福 候 (一六七九) 改 故 火帳」 寺 には、 0) 0) で明らかであること、 誤りであること、 肩書きに 延 境 宝 内が除地であることは間違いないこと、 の 国分村 検 内二 地のことが記されている。 「浄土宗」とあるのは、 薬師堂有」 検地帳にも iii が と記されており、 徳福 述べられ 「徳福寺 寺が真言 てい 境 す 其 内 なわ (節薬師 宗であ る。 除 徳福 地三 ち

> で徳福寺 徳 福 薬師堂を主張するための 方に 薬師 堂があっ たことを記しているだけ 無理といえよう。 で れ

ろう。 には うに、 願生のみならず という記載を単 地に定着したと述べてきていることからすると、 もと真言宗であ 人も また、 単念の存在によって かなかったのである。 し (史料3・9)、これまで延宝四年 iiが事実であるかどうかは別にして、 かし徳福寺=薬師堂を主張するうえでは、 なる誤りと理解してしまうのは不自然であ ったとは考えられるが (元禄一六年の口上書)、 「浄土宗」 と記載されたと理 (後述)、 関宿藩も (一六七六) たしか ii やはり、 \bar{O} それを認めるわけ ように (史料5)、 に に単念が当該 解 徳 すべきであ 福 浄土宗 寺 したよ は もと 念

役

師 載せた。 師堂境内」 わち、 きも薬師 かせたところ、 堂境内」 三つめのまとまりでは、 貞享三年 そのうえ、 堂は を分割 に鐘楼を建 無住であった、 単念は自らの 六八六) 単念は元 七三六〇坪を浄福寺境内と 立 し、 今度は と述べ 禄四 に国分村・平井村 庵室を浄福寺と名付け 浄土宗之道心単 年 浄 5 福 (一六九一) っれてい :寺の 来歴が る。 念 *(*) 書 黒 記 され き 寺 を置いて 石 付 社 御 村 け 改 帳 (T) 7 の際 た。 面 百 に .書き す 「薬 薬

₽ 際 の に 定 以 で は 前の主張と比べると二つの点で変化がみられ あり、 徳福 したのを貞享三年としていることである。 これも事実とはいえない は無住であったという先の主張との であろう。 る。 もうひとつ 整 おそらく延宝検地 合性 لح つため は 単

が

大きな拠

ŋ

所

になって

V

たことが

知られるが、

しかしこれはあくま

-のうち i

は

福

寺が

薬

師

堂の寺号であることを示

す唯

0

証

拠

いおり、

 $\bar{\mathcal{O}}$ 徳

意味で

はここでの堪泉の主張にとっても延宝

一検地帳

村庄 0 を否定する点は、 ていることである。 理 由 屋 三郎 はよくわからない。 单 念を置 右衛門の存在を記さなくなっているのである。 堪 泉の主 単念自身が不法にも薬 浄福寺は新寺であり、 張 の根幹であり以 元禄四年の寺社改の 師 前 堂 と同じであるが、 境 内を分割したと記 ただし、 证当 国分 そ 性 し

坪

を

もiiは 帳には 福 る浄福寺の 六八七) に徳福寺を浄福寺 であるならば、 天和二年 延宝検地 めたと主張しているが納得できない、 に徳福寺を建立し、 張)への反論が記されている。 反 寺を継承する寺であり、 泉寺末寺浄福寺」 論は 浄福 îi つめのまとまりでは 受当な の宗旨改 「徳福寺之寺中単念」と記されているが、 帳の :寺境内七三六○坪と書き上げたのは不審であること、 (一六八二) に単念が「一万日念仏興行」 徳福寺として 章で 主張を否定しようとするものであるが、 通り徳福寺境内九六○○坪と書き上げるべきで Ł も触れたように、 「寺中単念」 欧帳面に の へ改めたはずであるにもかかわらず、 といえよう。 とあること、 その後貞享二年 建立した寺であるならば、 「真 単 浄福寺の主 と書くはずはないこと、(.w) 念は 言宗高野山蜜蔵院末寺徳福寺 すなわち、(i) ま もともと徳福寺 を掲げている。 ったく的を射た指摘であり、 (一六八五) に浄福寺に寺 と述べたうえで、 張 (おそらく堺奉行へ これは、 浄福寺は、 単念が徳福寺 \mathcal{O} このうち少なくと 住職で を行った際 (寺 その 貞享四 社 あっ 浄 改 貞 福 浄 の 証 延 述べ 文字二年 たとす あるの ラ号を改 :土宗堺 品拠とし 寺 年 Ò の 際に) 宝 îii 堪泉 は徳 奉加 住職 兀 た主 年

> る。 の内容に言及するなど、 あった。 の壁は厚く、 しそれでも徳福寺と薬師堂が直接には を自らのものにしようとした。 以上 薬師堂の寺号と位置付けることにより、 ただし、 ように、 それとは 説得力のある主張を展開 堪 泉 は、 対照的に、 その主張には ここでも延宝 薬師堂と徳福寺の 浄 福 結び することはできなか 寺 定の深化がみられ 0 検 徳 主張に対 地 かない に福寺の 帳 を拠 する反 という 関 除 ŋ 係 地 所と や延宝 境 たが、 つ 内 たのであ 九 六〇〇 明快 検 的 しか 地帳 事実 福

3 浄福寺単念 願生の主

う ⁽⁵⁶⁾。 念と申 社帳面) 奉存候 これについても順を追ってみていくことにしよう。 0 が確認できるが、その根拠が三つの箇条書に分けて記されているので、 と考えられ 次に浄福寺単念・ 僧」とい 末尾には に依拠し とあり、 る。 った表現があるの 「先規御帳 ながら境内七三六○坪の引渡しを拒否してい この段階 願生の主張を の単 面之通被為聞 念 • で、 堪泉の訴 願生も この返答書は願生が作成したも 召上被為仰付被下候 状に対する返答 御軍 帳 画 なお、 (元禄四 文中に カ たこと 年 難 5 · の 寺 みよ 有 可

条目には 浄福 寺の 来 歴 が 次 0 ように 記さ れ

Ш 徳 福 は 「光明皇 后 誕 生地」

福 寺 境 内は九六〇〇 坪 で 除 地 っである。

徳 福 寺 は 「 退 転 Ļ 仏 事 勤 行之僧」 Ł い なくなってい た。 そ

iii ii i

宗泉寺の末寺とした。そして常念仏を始めた。惣百姓」の同意を得て代官豊嶋権之丞へ願い、寺一宇を建立し、堺こで延宝四年(一六七六)に、(単念が)「三ヶ村之庄屋・年寄・

iv 土宗徳! たのを単念が取り立て、 末寺となったのは延宝六年 していた証拠に、単念が寺を取り立てた際にも、延宝検地の際にも、 からも反発はなかった。すなわち単念が検地をうけ、 いるが、「尤昔ハ左様ニも御座可有之候得共」、「退転 (堪泉は) 福 寺」と記載されたのである。 「徳福寺 ハ薬師堂ニて寺社往古ゟ真 浄土宗を「相 (一六七八) また、 続」したのである。 のことである(57)。 薬師堂が高野 (言之内」と主張し 検地帳に「浄 地 Щ 「退転」 であっ I 蜜 蔵院

寺が建立されたという表現は宝永元年の覚書にはみられなかったもの 興したと主張していることである。 るかもしれない。 言宗の寺であったこと、 ニも御座可有之候得共」としたうえで、「退転地」 堪泉の徳福寺は一 による再興という道筋が描かれている。 退転」と表現していたことがわかる。 この 記述 永元年の覚書 三村役人が では単 ト念が 貫して真言宗であるとの主張に対し、「尤昔 浄 :徳福寺を継承したことを示すところに目 (史料11) と同じく、 :福寺の側にたつようになったことと関係してい その真言宗の寺としての終焉を単念・願生が ここからは徳福寺がもともとは真 なお、 その際注目されるのは、 徳福寺の「退転」と単念 iii の三 を浄土宗として再 村の 同 意を得て こハ左様 的 iv で が あ

二条目には、延宝検地のことが記されている。すなわち、(i)

延

宝七 でも触れており、 花灯明」を勤めさせていた。 とあることは間違いないが、「徳福寺之片書ニ浄土宗と有之」ことも iiについては事実かどうか不明である。 検地帳が大きな拠り所であったことが改めて 旨御改帳」 また確かである。 年 . の 検地 で明らかである、 帳に 単念・ (ii) そのときには「手前之僧」に 「徳福寺 願生の徳福寺=浄福寺の 境 内除 と述べられている。 (iii 地 徳福寺が浄土宗であることは 一町弐反· 歩 確認できる。 中 主張にとっても延宝 iについては一 略 (薬師堂の) 内二 薬師堂有」 条目 ii •

れている。 三条目には、堪泉の訴状の内容に対する反論などが次のように記さ

宝五年であり、貞享三年という堪泉の主張は誤りである。 : 「浄土宗浄福寺建立之儀」(*®)は延宝四年、「鐘楼建立之儀」は延

に間違いない。「鐘楼」は後でできたものである。いるが、単念は延宝四年に念仏堂を建立しており、「浄福寺住持」(wo): 堪泉は単念を(正規の僧侶ではなく)「鐘つき」のように申して

判形御座候」。 「別書付」を差し上げる。「此節大勝と申候僧慥ニ勤居申、則宗旨 「別書付」を差し上げる。「此節大勝と申候僧慥ニ勤居申、則宗旨 一元禄四年(一六九一)の「浄福寺境内坪分之儀」(**)については、

.ⅳ 「徳福寺を浄福寺と替申候断書付別紙ニ御座候」

V 単 主張しているが、 念と申僧無筆同前之僧 泉が「単念出 し申候万人講之奉加帳 、それは 田 であったためである。 舎之儀ニ候 徳福寺中単念とハ へは 不調 法成事」であり 有 蕳

可被申上 であるから、 字四 年 一候」。 六八 徳福寺 七 と申候 の宗旨 寺は有間敷様 1改以 前 に (寺号を) ニ奉存候」。「委細庄屋 浄福寺に 改 かた

vi

でもなかったであろう。 内容である。 と単なる鐘撞きではない ように延宝四 このうちiに 一方iは微妙である。 |年頃に徳福寺境 に関して は、 が、 念仏堂や鐘楼の建立は別にして、 徳福寺住職というような確固とした存在 内に定着したことは確実なので、 常念仏も勤めていたことからする 先述した 妥当な

iiiとivの問題である。 そのうえで単念・願生の徳福寺=浄福寺の主張にとって重要なのは

とは別 之記録」(6-1) に触れている点には注目しておきたい。 がなされたのか、 しかし当については、 に返答書に添えられたと考えられる年譜書 に次のような記述がある。 残念ながら不明である。 別 書 付 が残っておらず、 これに関しては、 ただ、大勝という僧 (「浄福寺起立以来 どのような主張 「別書付」 の存在

【史料12】

拾五年以前

、元禄四未年寺社御帳面出来

寺社御奉行佐久間丹後守様

寺社御帳面

浄土宗

本寺泉州堺

宗泉寺

単念

判

福

御検地除地境内七千三百六拾

坪

本寺高野山

真

言宗

薬師

蜜蔵院

勝

判

御除地境内弐千弐百四拾坪

そこには大勝という僧が存在していたことがわかる「๑๛」。ここからは、寺社改の当時、薬師堂は高野山蜜蔵院の末寺であり、

には次のようにある。 が残されていないが、年 一方、ⅳについては、これも「別紙」が残されていないが、年

譜

【史料13】

一、貞享弐年丑之年

福寺と御替被遊候被下候と国分村庄屋三郎右衛門御訴訟申徳福寺・福徳寺二ヶ寺まきらハしく御座候間、徳福寺を浄浄福寺と寺号を替申候儀ハ、同村福徳寺と申寺御座候ニ付、

上相叶候而、徳福寺を只今浄福寺と申候

ているが、にわかには信じがたい内容である。貞享二年(一六八五)に徳福寺から浄福寺へ寺号を改めたと述べられてこには、同じ国分村内にある福徳寺とまぎらわしいことを理由に

た vi 福寺ニて御座候 年の奉加帳の 中 このこととかかわって注目されるのがvとwである。 单 念とハ書申 貞享四年 くは 徳福寺之寺中 間 (一六八七) 敷く奉存候 (単念が 単 「徳福寺の住職であるならば…筆者注)、 の宗旨改帳面に 念 と主張したことへの返答である。 という記載を踏まえ、 「真言宗高野山蜜蔵 堪泉が は、 天 和二 「徳

返答は は 仕方である。 なかっ 寺徳 主 張 0) 堪 たことを指摘するもの 泉 返 答である。 0 浄土宗堺宗 主張を認めてはいないが 众泉寺 VI ず n t 末寺 で あるが、 堪泉の主張は単念が 浄 福寺」 という記載 それに対する単 何とも歯切 れの 徳 が 福 あ ·念 ると 悪 寺 \mathcal{O} 願生の .否定の 住職 \mathcal{O} 堪 で 泉

ているといえよう。 かったこと、 されていたとはいえ、 こうしたiv~ 徳福寺と vi \mathcal{O} 記 単 浄 述 一念は 福 は、 寺 が 徳 延 直 福 宝 接に 寺 検 の住 地 は 帳 結 職といえるような存在 に び は つかないことを逆に示 浄 土宗徳福 寺 と記 では な 載

ある。 でもやはり しようとした。そこでは に阻ま 地 福 以上のように、 寺の後継としての が分割された事情に言及するなど一 浄福寺は徳福寺と直 単 念 浄福 願生も説得力のある主張を展開できなかったので が位置づ 寺 単 徳福寺 念 けを主 |接には結びつかないという歴 願 から浄福 生 一張し、 ŧ 定の深化がみられたが、 延 寺 除 宝 へ寺号を改めた事情 地境内七三六〇坪 検 地帳 を拠り がとし 史 的 を それ 事実 や境 維 て、

か ったの いため、 要するに、 わらず、 所 で 福寺 、ある。 どれだけ 歴 史的 争 勝 , 論 が 訴 そうし 事 の 主 実 徳 へとし 裁 張 福 曲寺との た中、 許を下す。 を 補強しても十 て は 宝永 双 関 方とも徳福寺とは直 係を争点とするようになったにも 最後にこれについ 三年 全なものにすることはできな (一七〇六) てみよう。 八月に幕府 |接に結び つかな 社 カ

4 寺社奉行所 の裁許

と三村役人の奥印が添えられている。 許に対する請書(๑ッ)を差し出した。 か記され 永三年 ている(64)。 (一七〇六) なお、 八月一 請書の後ろに 六旦、 ここには以下のような 願 然生と宗 は、 増上寺 寺 は ?役者霊 寺 社 裁 鑑 行 \mathcal{O} (T) 所 内 奥 0) 印

が

i

- ŋ 堪 一泉が調達 か何も記されていない。 (堪泉が持ち出した) したものであり、 絵伝には、 そのうえ、 薬師堂の もので その絵伝 瀧 薬師 堂 は な は \mathcal{O} 紀 書 州 付 鹿 瀬 が な 田 村 11 ば カゝ か
- ii 宝四 間違いない。 違いない。 候段難立儀」である。 薬師 に記載されている。 年より単念が 堂に寺号は (徳福寺 にもかかわらず堪泉が ない。 「浄土宗常念仏」 は 延宝検地に際 たとえ以前 「只今」 の浄福寺は に真言宗であったとしても、 を起立したからに しても 「浄福寺境 「浄土宗徳福 最 内 前 共 致 は、 0) 寺 徳 所 福 浄土宗に 度 寺 に 検 相 願 延 間
- iii 堺奉行 認 「延宝三年之帳面と元禄弐年之帳 が め、 から 帳 帳 面 面被相改 「地頭役人」 を堺奉行所 浄土宗浄 へ 取 差し出 い調べ 福寺境内と [した(65)0 (寺社改) 面相違 瀧 旨 薬 が命じら 師 によ 堂真 り、 言宗 れ 元 禄 地 几 頭 年 相
- iv を命じたが、 と 宗旨帳 (元代官 「薬師 堂守大勝印形 面 ₩ 「右宗旨帳 万年長 を差し 出してきた。 面無之」 は異なっている。 郎 延宝 とのことで、 年~ (それによれば) 貞 享 兀 貞享五 年 Ġ 宗 年 徳福 旨 帳 寺印 八八八) \mathcal{O} 判 提

末 証 Ш 茂 瀧 蔵 薬 院 師 堂真言と認候」 尋 ねたところ、 との書付を差し出してきた。 「薬+堂ニ は寺 号無之候 付 離

vi 門弟大勝と申者堂寺 寺号無之、 無之」という口書を銘々が 玉 |分村 平井村 (拾八年已前ニ初て高野蜜蔵院致末ニ、 附 黒石村の役人を取り調 申候、 差し出した。 浄福寺 ハ浄土宗ニて爰前之徳福寺 べたところ、「薬師 国分村三郎 右衛 = 堂 紛 ハ

vii であり、 浄土宗に 延享三年之帳面」 延宝四年に単念が 間違いない。 を取り調べたところ、 浄 土 宗を 「中興開基」 その 当 し 時 たの \mathcal{O} 徳福 で しあるか 寺 は 無

之上は、 之通 わなければ 取り上げて堪泉 前役人より ニも浄土宗と有之、 境 このように裁 七千三百六拾坪と との 湛泉申分難立不届」と、 堺御奉行 「宥免」 裁 許を下したようである の出訴を不法とする一 の根拠を挙げたうえで、 元禄四· 所江 するとし、 浄土宗浄福寺境内、 . 指 出候、 未年改候御帳 「元禄四年相 再び延宝検地と元禄四年 只今以右 方 で、 面 帳 相 さらに L改堺御· 面堺御奉行 (ix) これ以 違無之旨、 viii 奉 行 1拾坪と 所 所 先 上堪 江納 'n 預 地 検 寺 地 頭 見が争 候帳 瀧 社 て 御 牧 薬師 改 御 野 帳 面 を 用 備 面

堂守 ることである を置 の 裁 許 îi たこと 絵 \mathcal{O} 第 • V 伝が偽物であること îi \mathcal{O} vi 特徴 vi Š vii ° を理 は さらには延宝七年 まず薬師 由に否定してい 浄 福寺を徳福寺 î Č 堂堪 泉 薬師 \mathcal{O} -に初め 、るが 徳 σ 堂にはもともと寺号が 福 後 経の おそらくこれは歴 て蜜蔵院末とし、 || 薬師堂 寺と公認 の主張に して

> 四年の 宗徳福 史的事 解できよう。 視しているのである。 ゃ 認 11 述したように、 ても願生が歯 ので (.iv)、 を単念・ しているとはいえ、 5 こでも延宝検地帳の と裁定しているのであるが、 方で、 切言及されていない。 めて 歴史的事実を示しているにもかかわらず、 徳福寺境内 単念は徳福 寺」という記 宗旨改帳面 実に符合した判断とい (ii vii vii) 願 とても信じがたい 生がきっぱりと否定できな 堪 切れの悪い否定し で常念仏を始めたとし、 泉の これらのことは 寺の住職で 浄 主張 関し 述だけに その具体的 「浄土宗徳福寺」という記載のみという点であ 福寺単 寺社奉行所は、 自体が虚偽であった可能性もあるが、 しては、 また、 徳福寺から浄福寺へ寺号を改めた際の はないと堪泉が主張する根拠となり、 -念・願 注意がいるのは、 依 えよう。 寺 堪泉 拠し 徳福寺と浄福寺が直 かできなかっ な証拠として掲げられてい 社奉 生 て の同様の 徳福寺 基本的 の主張のとおり それを徳福 かっ そのうえで、 行 所はその た奉加 た事 主 11 寺 三村役 浄 は 社 張 延宝 福 奉 実 存 \mathcal{O} 帳 寺 寺と 行所はまったく 接には結び付か は動かせない。 在 根 の記載については \mathcal{O} 単 徳福 人の証 念が 検 を否定してい 拠となった貞享 中 裁定し 地帳 るの 興 延 開 0) 言で補強 宝 だとし たと が、 浄 四 理 福 年 無 先

記 す うる一方 社 裁 で され 帳 許 この第二 面 てい で、 は たはずであ 浄福寺 $\overline{\mathcal{O}}$ 元 **?**禄四年 特 徴 境 は 内 0 ŋ, 七三六〇坪と薬師堂二二四〇坪 寺社改も認めていることであ **(7)** ように そ れは徳福寺 浄 福寺 П を 浄 徳 福寺 福 寺 の裁定と矛盾する \mathcal{O} 後 る 継 viii

して容認しようという判 あ Ō 9, で 社 るに 奉行 これまで t 所 は か 堺 か わらず 奉 寺 行 社 断 所 帳 であったのではなかろうか。 で 面 否 用 は 定 いてきたのであるから、 牧野家から堺奉 し な (T) である。 行 所へ差し出 viii 0 表 それはそれと 現 カゝ したも 6 考える \mathcal{O}

矛盾する関係にあっ しても) 時にとって、 両 .者に依拠して浄福寺 のように寺 無視できないも 延 社 宝 奉 たり、 検 行 地 所 のであったことを示していよう。 勝 は 歴 元禄四年の寺社改の双方が(たとえ内容 訴 あくまで延宝検地帳と元禄四 史的 \mathcal{O} 裁許 事実とは異なる内容を含んでい を下したのであり、 そのことは、 年 -の寺社 たと 帳 面

により より、 たということにとどまらない大きな意味をもつもの 境内二二四〇坪という争 自にとまる 内とに分割 たのであるが、 はおそらく徳福 こうして空間的 寺 たな寺 新しい 寺 '社奉行所により徳福寺 他 社改が 方、 元 社改を要 Ō ごされ 禄 確固とした古寺としての位置づけを獲得したのである。 vi には 実 は 四 た事 施された。 年 浄 寺 iii -の寺社 福寺にとってはこの裁許は、 は *"*延 · 浄福寺 に 情につ (請した泉州全体の // 延 (宝七年に薬師堂を高野 論 浄 改の際に徳福寺境内が浄福 以 福 と記さ、 V **建宝三年** の後継としての公認を与えられたことに 前の状況がそのまま維持されることにな 寺 て \mathcal{O} 薬師堂にかかわる個 補 除地境内七三六〇坪、 れていることであ 足しておきたい。 之帳 問題を指 面 と元禄弐年之帳 山 蜜 単に境内を確保 L 蔵院 て であった。 別の ર્જે これに関 いる可能 寺境内と薬師堂 薬師 の 問 末寺とし 面 題で か 堂 相 すなわ し、こ 性 してま \mathcal{O} <u>[</u>違旨] はな が高 こしえ 除 地

> とが その 社改後に 印の中には たからこそ、 にいえば、三郎右衛門・ とは先述した。これらのことからは、 VI れることになったので も三郎右衛門の る。 確認できる。 際 この に国 (堪 分村 大勝が寺 「大勝事 泉が 元禄四年 イニシアチブが発揮されたことがうかがえよう。 庄 屋 薬 師 源 社 Ξ 堂 右 あろう。 . О 改の段階でも薬 郎 段階で 衛門」 浄福寺単念 0) 右 住 衛門の弟大勝 職になる元禄 という名前も記されており、 は境内 なお、 |地の 請書の 薬師 薬師堂境内 師 堂の を 堂 堂 分割が帳 守に 後ろにある三 堪 住 一年以 泉が密接 職 置 (堂守) 前 面上だけで 一四〇坪 に な関 還俗し 一村役人の لح で 大勝 公保に あ 記 \mathcal{O} 成 0 済 さ 登に たこ 、まさ さら あ 0

いわりに

1 徳 福寺 浄 7福寺・ 師堂の展開

0 か 紀 は ~一八世紀初頭に の時期に分けて じめにで述べた課題に沿 おける徳福寺・ 説 的に整理してお いながらまとめを行 浄福寺・ きた 薬 師 11 堂 0) 展 開 11

た

ま

七

① 中 世 末 5 七 世 紀 前 仮 半… 徳 福寺 \mathcal{O} 衰 退

朱印 ていたと考えられる。 として存在 もともと当該地に 地 は認められ ず、 瀧山 は 境 六 真 しかし、 內地 坊とも呼ばれるごく小規 言宗の徳福寺が は宮里三 中 世末には衰退 一村立 あっ 会の除る た。 地となった。 しており、 模 徳 な 福 寺 Ш は 寺 宮 里 院 を 形 域

七 世 紀 後 半 玉 分 紂 庄 屋 郎 右 衛 門 家 \mathcal{O} 配

門との 住 が公認されることになっ れにより た堂で念仏を勤めるようになる。 化してい 寛文六年 関係を築き、 延宝検 た徳福寺 六 地 六 では 延宝 一大 (境 7内に浄土宗の僧とし た。 売年 頃 浄 から 土 (一六七六) 宗 道 徳福寺」 そ 心 の中で単念は国 者 1の単 頃に三 として て定着す 念 が宮里 除 郎 んように |分村庄| 地 右衛門の 境 村 内九六〇〇坪 の 屋 墓 になる。 主導 地 郎 に で無 右 あ ٦ 衛 0

そらく えら 背景に 内にあ 内 が 玉 こがあ]と宮 ż 一郎右 狭 地 分村 利 義 元 0) には、 :害と ることに \mathcal{O} つ の 里 衛 ように、 つ たと考 菛 平 た 延宝 郎 境 玉 地 Ł 内 域 が 井村 薬師 右 分 ひ が村に その とつ カュ 衛 部 独 七 により存 年頃に えら か 門 分 自 堂 を高 わ に لح お 実 に に 黒 $\overline{\mathcal{O}}$ れる。 る لح 山 V 体 徳 差 石 時 っって て ŧ 林 立 的 福 配 村 期 野 (おそらく \mathcal{O} 部 L な 寺 L 0 0 山 立会地 分で構造 で 郎 徳 えたと 関 \dot{O} て 徳 蜜 し の 時 衰退に 福寺 あ 福 右衛門家が圧倒的 係 いたと考えられる。 蔵 が途切 つ 寺 院 たと V) 期 \mathcal{O} 成されてい で \mathcal{O} の 検 除地 の単 えよう。 ょ あ 除 末寺とし、 地 想 9 いったが、 れ 地 後 定さ 境内 0) 念や大勝は三 てしまってい か)、 徳福寺 間 さら ñ 題 たことも 九 弟大勝 る は な力を保 実 六〇〇 人質的 郎 自 だ ある それ 5 右 \mathcal{O} 勘 後 郎 たこと、 が に 坪 がを堂守 衛 体持して 、はその Ш 案すると、 :0 右衛門家に支 可 門 は は . 林用 浄福寺境内 能 玉 は とな に 徳 分 表 益に ふたつ 除地境 いたこ 村 向 置 福 った 注屋 きは 寺境 お お

③一七世紀末…浄福寺・薬師堂の成立と展開

地 後 郎 右 衛門 \mathcal{O} 援 助 E ょ ŋ 念仏堂や 鐘 楼堂 が 建 立 z れ

単

ことは 堂につい てい 係をとり を 念 撞 くことになる。 寺 き、 不明 常念仏 (浄 ても堂舎の 結ぶようになり、 であ 福 寺 を勤め として 整備, また、 るが など 0 堺 浄 実 が \hat{o} 常 質 福 念仏 進 宗 寺 が 泉 は 整 められたかもし 寺の えら を 一村の 通 末寺に して宮 れ 生 7 活の <_° 里三 ₺ れ な 中 ない 0 に 村 そこで た。 少し لح が、 0 ず 間 単 具体的 方で つ 念 根 仏 薬 付 時 師

を得て、 Ļ ○坪が堺奉 帳面に記 堂境内二二四〇 跡 元 禄四 薬師 **(**) 把 徳福 載 握 年 堂の大勝はその後還俗 する。 がは 行の公認をうけ (一六九 寺 坪 から \mathcal{O} こうして 除地 に分割し、 いれるが、 境 内 堺 た古寺として 浄 九 奉 国 福 さらには両寺 六○○坪を浄福 行 する。 分村 寺 \mathcal{O} 境内七三 7庄屋三 寺 社 成立することになった。 改 六〇 を 郎 が 古寺 寺 行 右 坪 境 衛門 わ と薬 に 内 れ る。 仕 七 は 師 立 一六〇坪 そこで 堂 て 村 境内 役 あ 人の げ、 は 薬 寺 同 社 師 意

古寺としての位置づけをさらに確かなものにしてい が 行 ま われ、 た、 元禄九年 浄福寺 はそこでも古寺と公認され 六 九 之 には、 増 Ē 寺 る。 と 知 恩 れ 院 に に ょ ょ ŋ つ て 浄 開 福 寺 基 改

に 師 境 師 宿 滞 堂 内 堂 藩 元 が 在 \mathcal{O} は 牧 禄 実 護 野 際 た 家の 号 国 年 ままであ 寺 国 分 末になる)。 0 ながり 湾割さ 分寺に改め 六九九)、 れ つ た を 境 背景とし 同 内地の て寺 江戸 時 に、 \mathcal{O} 護国寺 空 て薬 権 傍 威 間 化 が 示によって 師 0 で を 堂 弟子 きあ は の かるが、 住 ·僧 が 職 浄 に就 る。 福 堪 寺 彼自 泉 ま < 境 が 身 内 護 لح は 堪 0) 国 とき 泉 寺 玉 は 師 لح

仁 浄福寺 . 左 衛 へ返されることになっ 門へ交替 同 年に 玉 したのに伴 分 村 庄 屋 が三 V 郎 玉 右 衛門と 分村 に 預 近 がけら V 関 れていた単念の 係 あ つ た藤 几 印 郎 繿 か

る⁽⁶⁷⁾。 立 玉 らに内在化していったと想定されるのに対し、 きく異 一寺の この 化が 藤四郎 一村から遊 さらには両寺 なって 寺勢拡大の動きに呑み込まれることにより) 進んだところに特徴がある。 時 ただし、 期は 家の衰退を伴う国分村の社会秩序の変化があ いた。 一離していくことになったのであり、 元 浄福寺 禄四年 の三 郎 が -の寺: 右 同 衛門 .時に仏約関係を通して宮里三 社改を画期として浄 (藤四郎) その背景の 家あ 薬師堂は る ひとつに、 両寺の向う方向は大 V 福 · は 国 国分村あるいは宮 寺と薬師堂が ったと思われ 分村からの (おそらく護 一村の中にさ 一郎右衛門 成 自 立

4 一八世紀初 頭…争 論 ど近 世 的枠 組 \mathcal{O} 確 立

生) と本寺宗泉寺 に 論が起こる。 つき浄福寺へ 同 管轄権がある点を主 元禄 調 て公公 す 、その る三 福 一認され 年 寺 際 の国 |村役人とも真っ向から対峙したことである。 境 そこでまず注 <u></u> 一七 元 內地 禄四 分村 て :が いる点、 ,(000 元 0) 年 一張して 禄四年 !ある 引渡しを求めたのに対して、 の寺社 目できるの 薬師 は 強硬に それにより堺奉行や大坂町奉 の寺社改に全面的に依拠 改が根拠となったことが示されている。 宮里 堂と浄福寺の 反発したこと、 は、 |村からのさらなる自立化を促 薬師堂堪泉が関宿藩と結び 間で境内地をめぐる争 浄福寺 同 時 Ļ ここには、 その中で藩 行に境内地 境内地が古 単 念 願

> こでは、 することになった。 は び し て、 両 所としながら 徳福 確定すると同時に、 た。これにより浄福寺境内七三六〇坪と薬師 帳 寺とも徳福寺と直接には結びつかないという歴史的 し 十分な主張はできな と元禄四年の寺 か 寺 し、 薬師 の後継として その 徳福寺との関 堂 堪泉と浄 後 争 論は 社 新たな確固とした古寺としての 帳 (歴史的事実ではないにもかかわらず) 面 かった。 福 徳 のみに依拠する形で浄福 寺単念・ 係を繰り返し主張 福寺との こうした中で寺社 関係を争点とするように 願生の双方 するが、 が、 堂境内二二 奉行所 延宝 位置づ 結局 勝 事 実に規 訴の 検 は 兀 のところ、 地 なる。 け \bigcirc 裁 延宝検 気定され 浄 を 坪 許 を 獲得 を下 福 が そ

地

方で、 実体的 この 州 と変質していったこと **。**のことからは、 詳 泉寺に代わって宗旨改を行うようになっている(゚๑)。 てとり結ぶ関 とである。それによれば、一九世紀初頭には、 天野 この後、 0 であるが、天保期以降に正式な檀那寺になったようであ ように浄福寺・ 後 文政二年 住 山 な関係をとり [千手院 職 三浦家文書に が 続 係 かず、 争 末 (一八一九) 0 論後 . の 範囲は国分村だけに収縮してしまっている(®®)。 結ばなかった 薬 無住 寺 師 がうかがえよう。 の 堂 浄福寺が宮里地域の寺 浄 の形骸化が進行したのではなかろうか行う 寺院となっている「つ」。 のあり様は 福寺や薬師堂が登場 からは国分村の浄土宗の檀那寺である宗 (とり結べなかった) 八 ~ 一 他方、 九世紀においても 多するの から国分村 浄福寺が常念仏 宮里三村や国 九世紀の 正 は 確な時 薬師 薬師 る。 一村 九 堂 世 これら 堂は 7の寺 期 を 紀 は未 通 のこ 河

よっ たといえよう(ラマ)。 えること 組 0 は 師 堂 浄 明 0) < なく 治六年 福寺と薬 除 \mathcal{O} 地 で 厳 境 あ 然と 内二二四 る が、 師 八三七) 堂 維 **独持され** に |をめぐる近 || || || || || || ŧ か の た か (いず のである。 薬 わ 米師堂の らず 世的な枠組が確立されることになっ れも宮里三 浄 廃寺 福 その 寺 と境 0 意味 村 除 内地 . の 地 で、 立 境 会地) の上地まで、 内 七三 争 論 六〇 という枠 の裁許に 坪 消

(2)一七世紀の寺社の展開と元禄四年の寺社改

て、 堺奉行によ 浄 福 る寺 薬 社 師 改 堂 \mathcal{O} \mathcal{O} 実態 性格につ に基づきながら、 いて考察し た 元 禄 匹 年 六 九

により 考えられる。 門との に 返し (質を整備すると同 一で念仏を ょ 郎右衛門 つ 同 境内に 然で なっ 関係を築いたことで に 薬 になるが 創 師 勤め あ て . の 薬師 出 堂 「され 0 V 存 0) 支援をうけて 方、 堂守 る道 たと思わ ることから 在し 堂 た寺で の となっ たが、 時に、 心 福 当 師 者 寺 初 、あり、 れ 堂 Ó 0 たのであ その住 る。 勧 あ すると、 大勝が堂 \mathcal{O} 念仏堂や鐘楼堂を建立 徳 単 大勝 選 注 宗教: 念は、 福寺境内に定着したのであっ ŋ この その 様は非常に不安定なもの 職としての :は 住職 ように、 (者) もともとは宮里三 守になると同 た。 一郎右 郎右衛門に であり、 衛門の 堂守 薬師 両 地位を獲得 ŧ 寺 堂 国分村· よって産 弟であり、 Ļ は 時 自 郎 に 体 はそ 右 郎 高 浄福寺としての 村 庄屋三 衛門 !の墓 右 野 していったと で 足み出さ 衛門 た。 Щ れ あ その との [蜜蔵院(以 地 0]の才覚 そして 一郎右衛 にある た。 前)個人 関係 れた から 繰

> れ、 ば、 定で流 に、 大勝 0) 寺 百姓 こにも不安定で流 わ 的 いう状況は したあり様 宝検地帳の国分寺が では な関 社が容易に誕生し、 西 ると考えられる点も 多様 こうした寺 |光寺・ 何の檀 具 なかろうか。 体的なことはまったく未検討であるが、 係 郎 那寺としてあ 的 な性格の によって 福 な当 右衛門 は 同 徳寺とは大きく様相を異にするもの じー 代々 時 *О* 者が 動 *О* 問 \mathcal{O} 存 宝永三 七 \mathcal{O} 的 状 題 裁 立 心が三郎 る程 量に そのために容易に消滅 世 住 な 況 住 勘 し が浮 職に 紀 職 状 案すると、 て の他 が周 年の差出帳では福 度安定的に持続し 況 左 VI かび が 右 た なりうる状況、 右される存在で |衛門の ので あら 辺 村にも一 寺院の弟子僧 上がってこよう。 さまざま あ われているの る。 Ш 林用 定程度共 浄 して そ な事 あっ て 徳寺となっているが、 益 福 そういったある意 ** \ かゝ れ に 寺 いく可 であ る 一 かも たと 通するものであった ら供給され、 故 情 おける利 に寺・ 表1によ により寺が 単 る。 いえ 九世紀の 念 能性をもつと れない。 さらにい 害と 住 職 浄 が 国 ば、 創 師 味で 分村 さら こう 福 不 出 延 安

どが、 5 宗 社改 堺 (宗 ħ 派 奉 このような状況に 派 では、 たが、 行 神 佐 寺 社についてもおおよそ概要 本 久間丹後守に とくに 寺 (村により 住 職 住 古古 職 変 少しずつ 跡 よる寺社改であっ 来歷 化 境 内坪 をもたらしたの の 把握にひとつ (検地など)、 数)、 異なるが) 来歷 (末社・ た。 が、 (検地 寺につ 古老の記憶などが の 目 境 先述したように、 元 禄四 內坪 的 など)、 いては が置 年 かれ 社僧 おおよそ概 古 老 六 九 書き上 \mathcal{O} 古老の 一等 この 記 名• 憶 \mathcal{O} 寺

9 (75) (5) を本当 府中村の場合、 らく前者であ 数とともに寺社帳 存立 惣 見 L す 憶 になったと考える方が妥当ではなかろうか。 なるものが添えられて、 にした寺社統制(アモ)の一 Þ 0 心社大明 本寺 古 薬師堂 関し か、 × の が 立を維持 跡 限りすべて て いあるい 主視され 0 0 7 境 (古寺) 神社 は 然としないところもあるが、 寺 の 古古 内地 事例を踏まえるならば、「古跡」 社 一六もの寺 保障するために、 .跡」と受け取ることは難しいのではなかろうか。 ったと思われる。 は を た点に が の寺 から 触 書き上げさせたのか、 とし 年貢地である寺も四つ存在している。 六の寺 面に記載されることによって、 頭 特徴 ゎ 社 の設置を義務づけたと考えられる点でき、 て ず が 社が書き上げられている点などからみて、 公認されることになったのである。 環として改が実施される中で、 か一五坪 社の中には八三五〇坪の境内地をもつ「五社 「古跡」として書き上げられている点である。 があったと考えられる(マッ)。 ″新たな″ そうなると問題になってくるの (歴史的事実とは異なる) \dot{o} 「古跡」 この寺社改ではすべ 「熊野 「古跡」 7権現 لح そしてこれらは、 が 一 だけを書き上 社 「新地」 定数創出されること 定の境内 までが含まれてお 厳 これらすべて 現存の寺社の の区分を前提 密 古老の ての 12 立げさせ 地をもつ VI 境内坪 浄福寺 府中村 寺 え 記憶 おそ ば 管

住 玉 況 一職とし 寺 に こうした元禄 あ 弟子 った寺 ての 僧 実体をもたないにも 社 堪 0) 兀 安定化 泉が、 年 · の 寺 護 と自立化に結び付いたわけではな 社 一改が、 国 『寺と藩 即座にそれまで不安定で流 かかわらず、 主牧野家との関 薬 師 堂 係 0 を 住職 背景として、 動 就 江戸 的 な状

> ながら、 重要な根拠となったことは明らかであろう(ラーン)。 ら考えると、 宮里三村 が 内 うところが大きいと思われる。 門 て 2元禄四 いる。 地の引き渡しを求められるという事 自立化も、 ることからは、 四郎) また、 争論において が結局のところそれを乗り越えることができなかったことか 年の寺社改に 寺社改が寺 家の 寺社改によってもたららされたというより 浄福寺 衰退と庄屋退役に伴う村の社会秩序の い まだ多様 の三 堪泉や関宿藩、 依拠して強硬に反発し ある 郎 な性格 右 いはその境内地の そのうえ、 衛門 0) (藤四 態も生じたのであっ 者 さらには宮里三 が 薬師 郎 住 たこと、 職 家ある 自 堂堪泉や関宿藩 に 立 なりえたこと 化 堪泉 村に対し 変化 は、 安定化を導 は た。 玉 関 などに 分 から境 郎 村 を 宿 浄 藩 かし 福 右 カゝ 示

 \mathcal{O}

V)

るの 年 11 多分に有していた寺社の安定化 動 に の寺社改をみると、 えるのではなかろうか。 向 よる寺社改 す ではなかろうか「ア®」。 を生み出し、 なわち、「古跡」 (法) その結果として、 が、 ・ の把握をひとつの目的とし 村落レベ \mathcal{O} 寺の実態を踏まえ、 性 格 !をこの ル 自立化が促 それまで不安定 の寺社を古寺に仕立てあ ように 理 進されることに 解することが それとの関係 た元 で流動的 禄 四 年 なっ 可 な側 げ で \mathcal{O} 能とな っていく 元 堺 禄四 たと 面 奉 を

注

 $\widehat{1}$ 町 田 哲 池 田 下村 の村落構造― 村役人・ 村 内小集落 座 (同 っ 近 和

中央丘陵における村の歴史』和泉市教育委員会、二〇〇九年、 長左衛門家— 活世界」(『歴史評論』七〇九、二〇〇九年)。 \mathcal{O} 地域社会構造』 『俗邑録』を題材として―」(『和泉市史紀要第16集 山川出版社、 二〇〇四年)。 拙稿 拙稿 「近世泉州 「近世の万町村と伏屋 本論文第 池田谷の生 和泉

- $\widehat{2}$ 前掲町田 「池田下村の村落構造」 一九七ページ。
- 3 三田智子 た村--」(二〇〇六年度大阪市立大学文学研究科提出修士論文)。齊藤紘子 (二〇〇七年度大阪市立大学文学研究科提出修士論文)。 「泉州泉郡平野部における相給村落の構造と変容―近世池上村を素材に―」 「泉州泉郡南王子村の成立と展開―「村」 」の側面から考えるかわ
- $\widehat{\underline{4}}$ 塚田孝「都市の周縁に生きる―一七世紀の大坂・三津寺町―」 分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六年)。 (同編
- 5 念のため付け加えておくと、 でいえば、 研究を把握できているわけではない。 -の動向が重要であると考えている。 地域社会を構造的に分析する中で寺社を位置づけようとする近 村落レベルの寺社に限っても、 その点は課題であるが、 すべての先行 管見の限り
- 6 なお、 (全面的に再検討した。 (二〇〇五年度大阪市立大学文学部提出卒業論文) この争論を検討したものとして中西威晴 「近世国分村における村と があるが、 本稿で
- 7 塚田孝「近世大坂の法と社会」 二〇〇七年)。 比較史 (国際円座報告書)』 同「近世身分社会と大坂の非人身分」 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研 (同編 『近世大坂の法と社会』清文堂出版 (同編 『近世身分社会

以下、 編 2 究センター、 ける芝居地の《法と社会》 『身分的周縁の比較史―法と社会の視点から―』清文堂、二〇一〇年)。 権力とヘゲモニー』東京大学出版会、二〇一〇年)。 三浦家文書については整理番号(箱2―36など) のみを注記する。 二〇一〇年)。 同 ―身分的周縁の比較類型論にむけて―」(同 「都市法」(吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市 同 「近世大坂に

- 9 慶長一二年(一六〇七)「泉州松尾谷之内久井村御検地帳」(久井町会共有 文書A-105)
- 福徳寺は現在の国分寺である。

 $\stackrel{\frown}{0}$

8

- $\begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ 1 \end{pmatrix}$ 「抜き書き」(箱2―36、 師堂が廃寺となり、 師堂のものが浄福寺 どに売り払われ、 が写し取ったもの) 仏像は香堂寺と中之坊のものが福徳寺へ、 建物・什物・立木は入札で国分村戸長三浦楠五郎な によれば、 へ預けられている。 明治初年の届書などを後年になって三浦英三 明治六年に香堂寺・中之坊・城山寺・ 城山寺と薬
- 史料には 用部分を除いて 「堪泉」と 「堪泉」 「湛泉」の両方が出てくるが、 で統一する。 本稿では、 史料の引
- $\widehat{\stackrel{1}{3}}$ 箱6-1。『和泉市史紀要第17集 教育委員会、二〇一〇年)の史料編に全文を活字で掲載している。なお 箱 6-3も同じものである。 池田谷地域の開発と生活』(和泉市
- $\stackrel{\frown}{\stackrel{1}{\stackrel{4}{\stackrel{}}}}$ 箱2-34。 る。 の史料編に全文を活字で掲載している。 前掲『和泉市史紀要第17集 なお、 池 箱7-8も同じものであ 田 谷地域の開発と生活』
- $\begin{pmatrix} 1 \\ 5 \end{pmatrix}$ 表紙には「貞享二壬年三月二日初而山に入」という記述もあるが、 その

意味は理解できない。

- (16) 願生が作成したのは、老年の単念に代わって、彼が主に争論にかかわっ
- たものと思われる。
 たとは考えにくい。宝永元年六月頃にそれまでの経過をまとめて記述し(17)ただし、記述の仕方からみて、願生が何かことが起こるたびごとに記し
- 鐘の鋳直しの許可を求めた願書一通も写されている。(18)この他、争論には直接かかわらない、正徳五年(一七一五)に浄福寺の
- $\stackrel{\bigcirc{1}}{\overset{9}{\overset{}{\overset{}}{\overset{}}}}$ ここでは、 思われるが 七未年岡部美濃守殿御検地帳」と明記されており、 和泉市教育委員会、二〇〇五年〕 七世紀の春木川村」、 施され、 何らかの理由で落ちてしまったと考えられる。 からである。 るにもかかわらず、表1の にある「浄福寺起立以来之記録」 これによれば、史料1を延宝五年の検地帳と理解すべきであるようにも 添付された浄福寺の 後述の史料によれば「浄土宗」という文言があったことが明白であ 延宝五巳年 延宝五年と七年の二度検地帳が作成されている〔山下聡一「十 表1の延宝七年 表 1 の -実際、 御検地有之候 『和泉市史紀要第10集 「国分村検地帳」も写しであるから、写しとる際に この地域では検地が延宝五年から七年にかけて実 (薬師堂堪泉の訴状に対する) 「国分村検地帳」では脱落してしまっている 「国分村検地帳」ではなく、「訴訟控」 (箱2-34-9)、 御検地帳面之写」と記されている。 この 「浄福寺起立以来之記録」 松尾谷南部の調査研究』 なお、 やはり延宝七年の検 返答書には 後述)から引用し 史料1の前には 「延宝 の中

ると考えられる。中で作成された(延宝七年の)検地帳の写し"といったニュアンスであ中で作成された(延宝七年の)検地帳の写し"といったニュアンスであ地帳と考えるべきである。この記述は"延宝五年から検地があり、その

- $\stackrel{\bigcirc}{0}$ なお、表1に示したように、 あり、 しれない。 寺 である。こうした記述から考えると、牛頭天王社・中坊・国分寺・光堂 分寺・光堂寺・西光寺については「宮建有」「寺造有」と記されるだけ 有、 ・西光寺には本殿または本堂のみがあり、 内六間三尺・四間 そして浄福寺には本堂・薬師堂・尼庵があったと想定できるかも 地蔵堂有」とあり、 延宝検地帳には、 城山寺には本堂と地蔵堂が 氏神牛頭天王社・中坊・ 城山寺については 「寺造 玉
- 編第1巻』堺市、一九七一年)。いたものであり、実際には堺奉行が兼担したようである(『堺市史 続(21)堺寺社奉行については未詳であるが、幕府が寛文九年(一六六九)に置
- 堺奉行所は元禄一五年(一七〇二)一一月に再設置されるが、史料2の堺奉行所が廃止となり、大坂町奉行所に併合されたことによる。なお、(23)寺社帳面が大坂町奉行のもとにあるのは、元禄九年(一六九六)二月に

Ŧ. つめの箇条書きからは、その際にも再び堺奉行の寺社帳面に「国分寺」

一貼り紙がされたことが確認できる。

- $\stackrel{\textstyle \circ}{\overset{\scriptstyle 2}{\overset{\scriptstyle 4}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}{\overset{\scriptstyle }}}}}$ 『国史大事典』の 「護国寺」の項参照
- 2 5 『藩史大辞典』の 関宿藩 の項参照
- $\begin{pmatrix} 2 \\ 6 \end{pmatrix}$ この点に従えば、 かもしれない(実際、「公事出入之覚書」の表紙には「薬師堂国分寺」、 100 なるのを避けるため、 「国分村差出帳」には「瀧薬師国分寺」とある)。 「薬師堂」 史料の引用部分を除き「薬師堂」と記す。 ではなく 「国分寺」と記す方が妥当である しかし、 煩雑
- $\stackrel{\bigcirc{2}}{7}$ 延宝四年に宗泉寺の末寺になったという点も確証はなく、 検討の余地が
- $\begin{pmatrix} 2 \\ 8 \end{pmatrix}$ 後述の宝永二年 願生の返答書(箱2―34― たと記されている。 (一七〇五) 3 の薬師堂堪泉の訴状に対する浄福寺単念 には、 延宝四年に「念仏堂」を建立し
- 9 元禄八年(一六九五)一二月二五日「下作手形之事」 坪井村久太夫へ売り渡した土地についての下作証文であるが、 下作人として三郎右衛門と藤四郎が署名している。 における村と寺」。 ·史筆写史料] 1-288) は、 同日に三郎右衛門が万町村小右衛門・ 前掲中西 (澤家所蔵文書 ここでは 「近世国分 旧
- $\stackrel{\bigcirc}{0}$ 前掲中西「近世国分村における村と寺」。
- 3 『御触書寛保集成』一一八〇。
- $\stackrel{\bigcirc}{3}$ 朝尾直弘 新聞社、 「元禄二年堺大絵図を読む」(『都市と近世社会を考える』 九九九年、 初出は 「大絵図の背景」、『元禄二己巳歳堺大絵 朝日

図 前田書 店、 九七七年)。

- $\begin{pmatrix} 3 \\ 3 \end{pmatrix}$ 元禄四年 3 | 1 「泉州泉郡池上村寺社御改帳扣」 元文四年 「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」(同右 (南清彦氏所蔵文書・ 箱7—
- 参考までに、 箱 「泉州泉郡池上村寺社御改帳扣」のうち東ノ氏神天満天神

 $\stackrel{\bigcirc{3}}{\stackrel{4}{\stackrel{}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}}$

社の部分を抄出しておく。

(西ノ氏神天満天神社についての記述

省略

同

村東之氏神

天満天神社

勧 請時代不知

平地

此境内五百五拾八坪

節 ゟ之寺号薬師寺と書上ケ申候、 相 天満天神社ハ池上村之百姓古来ゟ之産宮ニ而御座候、 往古ゟ之宮地ニ而、 社 度之御改ニハ、 人誤 究指上ケ申候、 ハ往古ゟ之奥院社僧寺ニ而、 僧浄土宗 民 但、 王門之辺田地ニ成、 ハ大門と申ならハし候、 ŋ 住持 薬師寺、 薬師堂と書上ケ申 触頭泉州池上村養福寺 無御座、 昔 古来ゟ申伝 右之薬師寺、 ハ大寺ニ而 文禄三年検地之節も除地ニ 字堂の内と文禄之検地帳 本尊薬師如来ニ而御座候ニ付、 并薬師寺之門前百姓御座候而 候、 候 二王門御座候由、 無本寺 通 又延宝三卯年寺院本末御改之 寛文拾戌年御改之節 字二 薬師寺と書付差上ケ申候 薬師・ 二而御座候、 一丑年・ 寺当 而御座 零落以後は二 元禄元辰年右 住 二御座候、 正西 此度触 其時之 右薬師 候、 (印 古来 右 頭

引越申候者共之子孫尓今三軒御座候、其外之者共跡絶申由 八九十年程以前迄ハ其所ニ住居仕候得共、 之中江家引申由承及候、 其屋敷畑ニ成字土居と申候、 大坂一乱以前ニ 右

宗意申候

委細僉儀被成候故, 取被成候 右之通書上ケ申候ニ付、 宗意口書一札御

延? 儀迄御尋被成、 右之通少茂相違無御座侯、 其旨書付、 然所当村一老宗意□召出見及聞及申候 則宗意口書一札相添差上ケ申候、 已上

元禄四辛未年三月十八日

池 上村庄屋 理左衛門 (印)

同 年寄 吉左衛門 (印

同 長右衛門 印

同 作左衛門 (印)

養福 寺旦 那 西ノ宮氏子惣代

吉右衛門 (印)

五郎左衛門 正左衛門 印 印

3 5

同 同

同 喜左衛門 (印

道場旦那・東ノ宮氏子惣代

好川藤次様

同 久兵衛

印

角右衛門

印

池上村寺社旧跡御尋被成候口書一札

留扣

(養福寺、 道場、 西ノ氏神天満天神社・奥院金蓮寺についての記

省略)

共之子孫尔今三軒御座候、 中へ家引申由承及候、 両 御座候、農民ハ大門と申ならハし候、 电 東之氏神天満天神社并奥院薬師寺、 八九十年程以前迄ハ其所ニ住居仕候得共、大坂一乱以前村之 零落以後ハ二王門之辺田地ニ成、 其屋敷跡畑ニ成字土居と申候、]者共跡絶申候 并薬師堂之門前百姓御座候 字堂の内と文禄之検地帳ニ 昔ハ大寺ニ而二王門御座候 右引申候者

御座、 実正明白ニ御座候、 為其判形仕差上申候、已上 右之通一々御尋御吟味之上、

私見聞及候通書付差□申候儀相違無

元禄四辛未年三月

泉州泉郡池上村

宗意

年八拾二(印)

元禄四年 「岡部美濃守領分寺社改帳書抜写」(『新修泉佐野市史 好川藤次様 第六巻

史料編近世1』清文堂出版、 年 二〇〇五年、三七三~六ページ)。 元禄一

「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」(『和泉市史

第二巻』和泉市、

九六八年、 五二九~四二ページ)。後者は、 府中村ほか二六村が元禄

四年の に基づいて「吟味」を行い作成したものであり、 「堺御番所佐久間丹後守様江松平伊賀守様御役人ゟ上リ候控帳」 基本的には元禄四年の

内容を踏襲しているとみて間違いない。

- 再設置されている。(36)注(23)にも記したが、堺奉行所は元禄一五年(一七〇二)一一月に
- 寺社帳面ニも御座候ハヽ」という記述から考えると、開基帳面に除地の(37)ただし、史料7の「殊ニ浄福寺義ハ除地ニ七千三百六拾坪之間数相極り、

坪数までは記されていなかったのではなかろうか。

- 3 8 元禄一六年九月に来村した石倉又兵衛と津久井武兵衛は、 考えると (13)、 此度書付師・弟子両僧之判ヲ押指上ケ可被申候」と答えていることから たのに対し、石倉が「成程我々被仰付候間、引申事不成日共有之候ハヽ、 姓衆以御詫言申上候所ニ、当年も弥引寺之義殿様ゟ被仰付候哉」と尋ね 引寺撤回を求める願書を差し出すよう命じている (11)。 ものと想定される。 Ó 「私共如何様ニ申候而も承引不仕候」という言葉をうけ、 二〇日に浄福寺から願書を差し出すよう命じられた願生が 浄福寺 (願生) 石倉・津久井は藩から引寺の命をうけて来村したも の様子をみてすぐに願書提出の方針に切り替えた 即座に願生へ 国分村庄屋の ただし、 「是迄も百 同
- (39) 黒石村が脱落しているが、その理由は不明である。
- (40) 箱2-34-6。
- 浄福寺もいよく〜新寺ニ罷成候ハん間、兎角内証ニ而替地ヲ請無事ニ被両人は再び願生へ「僧上寺・知恩院ゟ申来り候得は、互ニ大六ヶ敷ニ成、可然」と述べたことが記されているが、やや意味をとりにくい。この後、年寄迷惑可仕候、段々大六ヶ敷ニ罷成候間、何分浄福寺寺引申候様ニ致(41)勘兵衛と喜右衛門が「浄福寺いよく〜新寺ニ相極候ハヽ、三ヶ村庄屋・

ていることも考え合わせて、このように理解した。成候得」、さらには「其上替地御請候得は、古寺ニて相済申候」・

述

- (42)「切坂」は国分村内の小字である。
- (43)ただし、松井や河辺がどういう役職にあったのかは未詳である。
- なく)松井など一部の者の動きと思われる』というような意味と理解し(44)「是も又内寄りの様ニおもわれ候」というのは、 〃 (関宿藩内全体では

た。

- (46) 史料10では寺社改を元禄三年と記しているが誤りである。
- 出しと宛先も省略されており、詳細は不明である。からみて史料11に添えられたものと考えられるが、前欠のうえに差し(48)三通のうち一通は「公事出入之覚書」で確認できないものである。内容
- (49) 箱2-34-5。

- (50) 箱2-34-6
- (51) 箱2-34-⑦。
- (52) 箱2-34-3・9。
- (54)牧野家は宝永二年一○月に三河吉田藩へ転封となり、(53)箱2−34−⑧。

関宿藩には久世家

- に関与しなくなっており、転封とも関係しない。が入封する。しかしそれ以前の宝永元年一一月からすでに牧野家は争論
- 7集 池田谷地域の開発と生活』の史料編を参照いただきたい。(55)箱2―34―⑦。長文なので史料は掲げない。前掲『和泉市史紀要第1
- 浄土宗の僧がいた』ということであろうか。(」という一文がある。 『「私」(願生) が寺に入った時も薬師堂には(57)この後ろには、さらに「私取立申候節は薬師堂ニ居候僧も浄土宗ニ御座
- (58)「浄福寺」は「徳福寺」の誤りの可能性がある。
- (59) これも「徳福寺住持」の誤りの可能性がある。
- (60) これも「徳福寺境内坪分」の誤りの可能性がある。
- 61) 箱2-34-9。
- (62) あるいは、一条目の延宝六年に蜜蔵院末になったという記述と絡め合わ

- を説いたのかもしれない。の境内に真言宗薬師堂を内包した点から、元禄四年の境内地分割の経緯せて、延宝検地で徳福寺(=浄福寺)が浄土宗に認められる一方で、そ
- 要第17集 池田谷地域の開発と生活』の史料編を参照いただきたい。(63)箱2―34―⑧。これも長文なので史料は掲げない。前掲『和泉市史紀
- 意味がとれない。
 姓御用相改候新帳と御決り無計成無之旨被仰聞候」とあるが、まったく(65)この後ろに「拾五年以来堺御奉行所にて右帳面御用之上は、誤り有之百
- 6 6 6 之ニ付、 元禄四年の寺社改の際に、 改帳書抜写」)と記されている。これらのことからは、 違有之付、 奉行所へ宛てた文言にも、 郡之内片桐石見守領分寺社改帳」)。 所へ宛てた文言には、「右延宝三卯年之帳面と元禄元辰年之帳面相違有 一年頃にも寺社改が実施されたことがわかる。 此度御吟味被 此度御吟味被仰付相改候候処」(前掲 仰付御改之処」と記されている 大和小泉藩片桐家の代官好川藤次から堺奉行 「右延宝八申年之帳面与元禄元辰年之帳面 また、 岸和田藩岡部家役人から堺 「岡部美濃守領分寺社 延宝期や元禄元 (前掲 「泉州泉
- 退の一端を示しているかもしれない。澤家所蔵文書(旧市史筆写史料)○年季の本銀返し)。時期が早いのが気にかかるが、三郎右衛門家の衰を坪井村久太夫・三右衛門・万町村小右衛門へ売却している(ただし一を正八年(一六八○)に村の年貢を未進した三郎右衛門は田地四一石余

1―251。前掲中西「近世国分村における村と寺」。

- (68) 箱1-81-16。
- 分村の浄土宗の檀那寺であったのかは不明である。(69)箱1―80―13、箱1―81―18など。なお、宗泉寺がいつから国
- 「こう。」これで、「国分村」の寺号は消えてしまって、「の)元治元年(一八六四)「国分村寺社差出帳」(箱1―4)。ちなみに、こ
- (71)なお、本寺が江戸護国寺から天野山千住院になった事情は不明である。ている。
- (72) ところで、 されており、 の後継としての位置を公認されたことが関係しているのではなかろう 持ち出されていた。 して伝えられるようになったのには、争論の裁許により浄福寺が徳福寺 もとは徳福寺の伝説であったのではなかろうか。それが浄福寺の伝説と 二八ページ) 邦四縣石高 が伝えられている。 浄福寺には現在も光明皇后誕生地・智海上人開基という伝説 伝説自体はすでに存在していたと思われる。 寺社旧跡并地侍伝」 の国分村の項にも、 結局、 これは、 絵伝は偽物であったようだが、元禄九年「泉 先述したように、 同様の伝説が薬師堂のものとして記述 (前掲『和泉市史 争論では薬師堂の方から 第二巻』五〇九~ おそらくもと
- 7 3 正確にいえば、 掲げている。 社惣社大明神社」 を書き記すだけで、古老の記憶は添えていない。 前掲 「古跡」 は 「泉州泉郡 「元正天皇霊亀元年御造営記」を であることを示す明確な証拠がある場合は、 ・南郡御領分寺社改帳」。 例えば、府中村の「五 「古跡」 の証拠に そ

- $\begin{pmatrix} 7 \\ 4 \end{pmatrix}$ 例えば 究指上ケ申候」とも記されている(注 ついても、このときに宗泉寺の末寺となった可能性がある。 宗薬師寺について 「右薬師寺ハ往古ゟ之奥院社僧寺ニ而、 「池上村寺社御改帳扣」では、 「触頭泉州池上村養福寺」と記載しているが 東之氏神天満天神社の社僧 $\stackrel{\bigcirc{3}}{\stackrel{4}{\stackrel{}{\stackrel{}}{\stackrel{}}{\stackrel{}}}}$ 無本寺ニ而御座候、 参照)。 なお、 此度触頭相 浄福寺に 同時に 浄土
- (75)前掲「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」。
- 朝尾「元禄二年堺大絵図を読む」二五〇ページ)。職の死亡後は直ちに取り潰しといった処置がとられたようである(前掲(76)「新地」の寺については、幕府の方針に従って、破損修復の停止、現住
- 骸化していくのである。 したわけでない。薬師堂の場合、境内地は維持されるが、寺の内実は形(77)さらに付け加えると、当然のことながら、すべての寺が自立化・安定化
- との関係ついては今後の検討課題である。施されている。こうした寺社改、あるいは延宝検地と元禄四年の寺社改(78)ただし、注(66)でも触れたが、寺社改は元禄四年以前にも何度か実